

社会科学年報

第 50 号 2016

論文

- 日本における結核療養所の歴史と時期区分に関する考察 …………… 青木 純一
合衆国における耐久消費財の普及と背景（Ⅰ）
—自動車社会の基盤形成と初期の自動車製造を中心に—
…………… 石川 和男
- 『資本論』と『純粹理性批判』
—マルクスのカント哲学摂取—…………… 内田 弘
- 再考：小売PB商品の分類 …………… 梶原 勝美
- ハウスホールドの再編をつうじてのフォーディズムへの国民総動員について
…………… 桑野 弘隆
- 明治期から昭和戦後期までの日本における児童養護実践自立事例の検討
—福田会育児院における修業・独立退院・就職事例を通して—
…………… 小泉 亜紀
- 戦略的失敗のシステム分析 …………… 齋藤 雄志
- 連邦証券法と連邦制
—カナダにおける連邦と州の権限配分に関する司法判断—…………… 高木 康一
- 片倉共栄製糸株式会社の株主分析 —大・中株主を中心に—…………… 高梨 健司
- 神奈川県小田原市における戦後開拓
—和留沢地区の事例を中心に—…………… 永江 雅和
- 『日本資本主義発達史講座』山田盛太郎論文と同僚論文の共有点と相補性
—『講座』の協働的性格によせて—…………… 中根 康裕
- 唯物史観と関係意識・自己意識・無意識
—唯物史観の幻想論的再構成に向けて—…………… 新田 滋
- 一部の「過激」な性教育ではなく主流言説をターゲットとした2000年代性教育批判の構図
—『現代性教育研究』による性教育主流言説の形成を手掛かりとして—
…………… 広瀬 裕子
- 戦後青森県の民選知事② 山崎岩男・知事（1956～1963年）…………… 藤本 一美
- 所報 …………… 331

専修大学社会科学研究所

専修大学社会科学研究所

社会科学年報

第 50 号

2016

目 次

〈論文〉

日本における結核療養所の歴史と時期区分に関する考察……………	青木 純一	3
合衆国における耐久消費財の普及と背景（Ⅰ） — 自動車社会の基盤形成と初期の自動車製造を中心に — ……………	石川 和男	23
『資本論』と『純粹理性批判』 — マルクスのカント哲学摂取 — ……………	内田 弘	47
再考：小売PB商品の分類 ……………	梶原 勝美	87
ハウスホールドの再編をつうじてのフォーディズムへの国民総動員について ……………	桑野 弘隆	101
明治期から昭和戦後期までの日本における児童養護実践自立事例の検討 — 福田会育児院における修業・独立退院・就職事例を通して — ……………	小泉 亜紀	123
戦略的失敗のシステム分析……………	齋藤 雄志	151
連邦証券法と連邦制 — カナダにおける連邦と州の権限配分に関する司法判断 — ……	高木 康一	181
片倉共栄製糸株式会社の株主分析 — 大・中株主を中心に — ……………	高梨 健司	197
神奈川県小田原市における戦後開拓 — 和留沢地区の事例を中心に — ……………	永江 雅和	241
『日本資本主義発達史講座』山田盛太郎論文と同僚論文の共有点と相補性 — 『講座』の協働的性格によせて — ……………	中根 康裕	257
唯物史観と関係意識・自己意識・無意識 — 唯物史観の幻想論的再構成に向けて — ……………	新田 滋	277
一部の「過激」な性教育ではなく主流言説をターゲットとした2000年代性教育批判の構図 — 『現代性教育研究』による性教育主流言説の形成を手掛かりとして— ……………	広瀬 裕子	303
戦後青森県の民選知事② 山崎岩男・知事（1956～1963年）……	藤本 一美	315
所報……………		331
編集後記……………		346

日本における結核療養所の歴史と 時期区分に関する考察

青木 純一

目次

はじめに

1. 結核療養所史の概要とその要点

- (1) 療養所の誕生
- (2) 結核対策としての療養所
- (3) 戦時体制下の療養所
- (4) 占領下の療養所対策
- (5) 結核医療の変化と療養所の終焉

2. 結核史の時期区分と療養所史の課題

- ア. 青木正和の区分 (2004年)
- イ. 鳥尾忠男の区分 (2008年)
- ウ. 戸井田一郎の区分 (2009年)

3. 療養所における時期区分の検討

- (1) 戦前における時期区分
 - 1) 公立療養所の患者動向
 - 2) 公私別病床数の変化
 - 3) 公立療養所、完成までの日数
- (2) 戦後における時期区分

おわりに

はじめに

結核療養所はかつて結核対策の中心的な役割を担う施設であった。日本では19世紀末になると私立療養所が誕生し、20世紀に入ると公立療養所も生まれる。さらに終戦後はその数を増やし最も多いときは約700施設、26万床にまで及んだ。ところが、結核が治る病気になる

と今度は急激にその数を減らし、日本に残った最後の療養所も2013（平成25）年に閉院した。1889（明治22）年の須磨浦療病院から125年を経て日本の結核療養所は遂にその歴史に幕を下ろしたといえる。

療養所は膨大な患者数と入院期間の長さにおいて極めて特異な施設である。とくに都市部の公立療養所は患者、医者、看護婦、職員、家族、あるいは周辺地域を巻き込んだ大規模なコミュニティを形成する。結核療養所はその一面で隔離を目的とするが、決して社会に閉じた施設ではない。むしろ患者が生み出す文化や情報の発信力、政治や医療政策に与えた影響力において開かれた施設であったといえる。

いま結核療養所の歴史が終わろうとするとき、あらためてこうした療養所の特徴をまとめる必要がある。療養所ではどんな人々が療養生活を送りときに文化や情報を生み出したのか、あるいは社会に対し何を発信したのか、その果たした役割や意義をまとめることは結核史研究において重要な課題である。

本稿はこうした問題意識の手はじめとして療養所の歴史とその時期区分を検討する。療養所が誕生し120余年の歳月を経て後、その役割を終えるまでの過程で、人々は療養所に対して何を思いどんな気持ちを抱いたのか、こうした療養所に対する人々の意識の変化を通して療養所の時期区分を検討できないか、そこに本稿の目的がある。

一般に療養所に向けられた人々の意識は大きく2つある。ひとつが入所して治癒や快復を願うポジティブな意識、いまひとつが隔離される不安や恐怖、さらに死と裏表にあることへのネガティブな意識である。こうした意識は一般には個人的であるが、社会意識として特定の時期や年代に表れることもある。

そこで療養所の歴史を第一節で振り返ることにする。明治から現在にいたる療養所の歴史を追うことで第二節や第三節の基本となる知見をまとめる。第二節では代表的な研究者による結核史の時期区分をまとめる。療養所史は結核史を構成するひとつの要因であることから、結核史の時期区分が療養所史の分析に重要な示唆を与えると考えている。そして第三節で療養所史の時期区分を検討する。療養所に対する人々の意識において療養所史を画する時期とはいつか、その考察を試みたい。

なお、本稿が使う「療養所」とは結核患者のみを収容する専門病院を指す。よって、結核病床を有する一般病院をここでは「病院」と呼んで区別して使う。

1. 結核療養所史の概要とその要点

(1) 療養所の誕生

結核療養所はいつ頃できたのか、まず欧米の歴史について簡単にふれる¹⁾。療養所の歴史を遡るとそれは古代まで行きつくが、近代的な治療施設としての療養所は19世紀半ばに誕生した。1840年にイギリス人医師、George Bodingtonがバーミンガム近郊に開設したサナトリウムがその嚆矢である。1859年にはドイツ人医師Herrmann Brehmerも、現ポーランド南西部のシレジア地方Görbersdorfにサナトリウムを開設する。さらに1876年になると、Brehmerの弟子のPeter Dettweilerが、ドイツ南

東部のFalkensteinに同じくサナトリウムを開設している。

19世紀末になると、サナトリウムは米国にも広がり、米国人医師Edward Trudeauがニューヨーク市北東部のAdirondack地方にコテージ(のちのトルドー・サナトリウム)を開設したのが1884(明治17)年のことである。

日本の療養所は、トルドー・サナトリウムの翌年となる1885(明治18)年に現鎌倉市由比ヶ浜に開所した海浜院が最初であるが、すぐに一般のホテルに転身した²⁾。本格的な療養所はトルドー・サナトリウムから遅れること5年、1889(明治22)年に鶴崎平三郎が兵庫県須磨浦海岸に建設した須磨浦療病院がその嚆矢だといわれている。

鶴崎は1904(明治37)年の日本内科学会総会において、開所当時を振り返りながら次のように述べていた。

十九世紀ノ終リニ於テ、独逸国皇后陛下ハ肺結核ハ庶民病トシテ憂慮セラレ萬国結核撲滅會議ナルトモノヲ伯林府ニ開カレ(中略)此等會議ニ提出セラレタル論説種々アリト雖ドモ是ヲ治スルニハ歸スル所、ブレーメル、デッドワイレル氏原則療法ヲ以テ最上ノ方法トセリ、爾來欧米諸国ニ於テハ氣候療法的治肺院ノ建設ハ一層ノ熱度ヲ加ヘ或ハ富豪慈善的或ハ赤十字事業トシテ起ルモノ甚タ多ク目下独逸国ノミニテモ其数一百ニ達セントス、而シテ其結果彼諸国ニ於テハ既ニ 年々結核病ノ減少ヲ示スニ至レリ³⁾

第1回国際結核会議がベルリンで開催される1899(明治32)年当時、すでに患者の療養方法としてブレーメル、デッドワイレル氏原則療法(安静療法)が広く知られていたこと、また相当数の療養所がドイツに存在したことがわかる。

(2) 結核対策としての療養所

日本の療養所は19世紀末から20世紀初めまでは私立がその中心であった。その後、1914（大正3）年に「肺結核療養所ノ設置及国庫補助ニ関スル件」が公布されると、公立療養所も本格的に建設される。ところが各地で起こる反対運動によって療養所の建設は思うようには進まない。著名な結核医である遠山椿吉はこうした状況をつぎのように捉えていた。

（反対運動は）人民の智識が低ひので、伝染ウイルスの性質の如何を知らず^{みだ}に之を恐怖したのに基くものとは言へ、其の裏面には多く自ら為にするとところがあつて、扇動する徒があると云ひます、此の現象は将来に於て結核の予防上最も有力なる療養所の設立を阻害すべき一大弊風ですから、根本的に之を除かねばなりません、乃ち一方には人民の智識を啓発し、斯くの如き悪風は実に無意味にして非道なることを覺らせ、又一方には政府の力を以つて之を排除し、其成立を助成せしむるやうにしたいのである。⁴⁾

医師である遠山からすれば「人民の智識が低ひ」とみえるが、反対運動は結核を忌み嫌う人々の素直な気持ちの表れだともいえる⁵⁾。

結核予防法が成立する前年の1918（大正7）年8月、内務省衛生局は結核病院・療養所の全国調査を実施した⁶⁾。この調査によると病院が81施設（1,064床）、療養所が43施設（2,224床）で合計124施設（3,288床）である。これを道府県別の病床数でみると、最多が大阪（590床）で、ついで東京（545床）、神奈川（525床）、兵庫（277床）、福岡（206床）の順である。大阪は調査前年の1917（大正6）年に市立刀根山療養所（350床）が完成したことで病床数を押し上げたと思われる。1919（大正8）年に東京市療養所（500床）が完成すると東京が1千床を超えて最多となる。

表1は、この時期の東京における結核病院・療養所の一覧である。東京には病院・療養所がのべ16施設（562床）あるが、結核専門の療養所は養生園（160床）と救世軍療養所（91床）の2施設のみであった。また病院は14施設（294床）あるが、比較的小規模な「10床以下」が6施設ある。となりの神奈川が7施設（525床）

表1 東京府における結核病院・療養所の実態（1919）

名称	設立年	収容人数	経営者名	所在地
1. 北里研究所付属病院	1917	9	北里柴三郎	芝区白金三光町
2. 養生園	1893	160	北里柴三郎	芝区白金三光町
3. 東京慈恵病院	1902	37	高木兼寛	芝区愛宕町
4. 恩賜財団済生会病院	1915	37	済生会	芝区赤羽町
5. 日本赤十字社病院	1886	30	日本赤十字社	豊多摩郡渋谷町
6. 東洋内科医院	1896	9	高田畊安	麹町区三番町
7. 済生会病院麹町分院	1914	23	済生会	麹町区富士見町
8. 聖研堂病院	1902	10	栗本秀次郎	浅草区蔵前片町
9. 赤坂病院	1883	7	ウィリアムラッフセルワトソン	浅草区氷川町
10. 杏雲堂病院	1892	82	佐々木政吉	神田区駿河台西紅梅町
11. 馬島病院	1912	5	馬島永徳	神田区北神保町
12. 日本病院	1911	2	磯部検三	神田区淡路町
13. 救世軍療養所	1916	91	日本救世軍	豊多摩区和田堀内村
14. 東京市施療病院	1911	30	東京市	京橋区越前堀
15. 海岸病院	1903	10	安藤勝四郎	京橋区新佃島東町
16. 東京帝国大学医科大学付属病院	1904	20	東京帝国大学医科大学	本郷区本富士町

注) 内務省衛生局保健衛生調査室『結核病院及療養所並結核予防会概況』内務省、1919年より作成。

で病床数は東京とほぼ同じだが、療養所（482床）に対して病院（43床）と、圧倒的に結核専門の療養所が多い。1918（大正7）年における東京の肺結核死亡数が9,689人、神奈川はその3分の1にも満たない2,580人である⁷⁾。一見すると神奈川の施設の充実ぶりが伺えるが、県外からも多数の患者を受け入れる私立療養所の場合、その判断は難しい。また、全国的にみると結核病床をひとつも持たない道府県も多く存在し、北海道、宮城、山形、栃木、茨城、埼玉、山梨、富山、奈良、高知、長崎、宮崎の11道県がそれにあたる。

図1は1900（明治33）年～1990（平成2）年までの結核死亡数と病床数の変化を表している。ご覧のように統計のない戦争中の一時期を除けば戦前と戦後ではその特徴が明らかに異なる。結核死亡数140,747人と戦前の最初のピークとなる1918（大正7）年の病床数がわずかに2,229床で、死亡数145,160人とそのピーク超えた1936（昭和11）年でさえ病床数は11,718床であった。戦前の病床不足は慢性的な問題であると同時に

多くの患者にとって療養所は「高嶺の花」であり続けた。

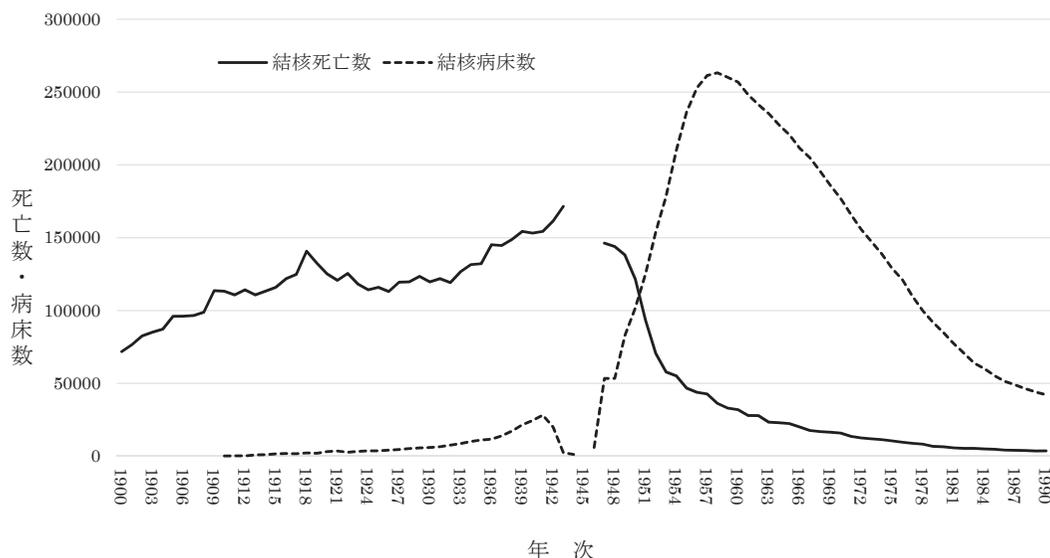
(3) 戦時体制下の療養所

1931（昭和6）年の満州事変の頃から日本の結核対策は少しずつその体制を変えていく。1934（昭和9）年には保健衛生調査会が「結核予防の根本的対策」を答申、病床の整備を重要課題とし、「一箇年の結核死亡者と同数」⁸⁾を目標に「毎年三千床の増床」計画を示す。

日中戦争が始まる1937（昭和12）年には結核予防法が一部改正される。国による療養所設置命令の対象となる自治体を「五万人以上ノ市」から「北海道府県市」へ拡大するとともに、感染防止を目的に入所対象者を「療養の途なき」生活困窮者から「病毒伝播の虞ある」患者に変更した。それでもこの年の病床数が13,974床で、死亡数144,620人のわずか10分の1であった。

政府の対策がさらに強化されるきっかけとなったのが軍隊の結核である。とくに陸軍にお

図1 結核死亡者と病床数の変化（1900-1990）



注) 財団法人結核予防会『結核統計総覧（1900～1992年）』、1993年より作成。

る結核蔓延は深刻で除役軍人の受入先が大きな社会問題となる。1937（昭和12）年、第70回帝国国会衆議院の審議はその経緯を詳しく伝えている。

結核の為に軍隊から除役される者の数が、大體に於きまして一年三千人内外であると云ふ風に計算致して居ります、之に対する対策と致しまして、昭和十二年度以降五箇年計画を以ちまして、国立の結核療養所を建設することになって居ります、現在結核予防協会に於て、村松晴嵐荘と云ふ私立の療養所を経営して居りますが、之を國に全部寄付することになって居ります、昭和十二年以降之を國立に移管いたしまして、さらに十二年度に於きまして、五百床建設する、国立結核療養所を建設する予算が、只今御審議中になって居る訳であります、更に引続きまして二千床を増加して、三千床を収容する設備が、五箇年計画を以て、完成する訳であります⁹⁾

政府は新たに国立の軍人結核療養所、健康保険療養所を建設する計画を立て10年で4万床の整備を目標とした。この審議でもふれた軍人療養所村松晴嵐荘は1935（昭和10）年に日本結核予防協会が茨城県に開所するが、1937（昭和12）年5月に国へ移管され日本初の国立結核療養所となる¹⁰⁾。同年6月に出た国立療養所官制には「国立結核療養所ハ内務大臣ノ管理ニ属シ陸海軍下士官兵ニシテ結核ノ為、一種以上ノ兵役ヲ免ゼラレタルモノノ結核ノ療養ニ関スルコトヲ掌ル」と記されていた。戦時下においては軍人の結核対策こそまずは優先すべき課題であった。

太平洋戦争が始まる5ヶ月前の1941（昭和16）年7月、陸軍出身の小泉親彦が厚生大臣に就任すると国は積極的に医療事業の一元化を進める。

翌1942（昭和17）年には国民医療法のもとに日本医療団を結成した。日本医療団は国民の体力向上や医療の普及向上が活動の目的であるが、とりわけ結核対策はその中心であった。ところが戦局は相当に悪化し日本医療団による結核療養所の整備拡充もほどなく停滞する。日本医療団は1943（昭和18）年に公立療養所14施設（2,488床）を統合、療養所新設に際しては既存施設を転用し奨健寮のような簡易療養所で補うが、時すでに遅しであった¹¹⁾。しだいに医者や看護婦が不足し医療器具や医薬品も欠乏する。療養所を退所して疎開する患者が増えるとともに病院や診療所の休業も目立ち始める。1944（昭和19）年には衛生統計さえその集計が困難になっていた。

戸井田一郎は「戦況が悪化し、日本全土が空爆に曝され、配給される食料の質、量が飢餓線にも達しなくなった状況の下では、それ自体どれほど優れたものであろうと結核対策などは『絵にかいた餅』、不急不要の絵空事」¹²⁾ だと述べたが、1945（昭和20）年3月の医療団傘下療養所の入所率が49.4%、終戦直後12月が31%で、そこには戸井田の言葉そのままの光景が広がっていた¹³⁾。

(4) 占領下の療養所対策

戦後の結核対策は联合国総司令部（GHQ）の監督・指令のもとに進められる。1945（昭和20）年11月、総司令部は「軍事保護院に対する覚書」「陸海軍病院に対する覚書」を発令し、軍人施設の一般開放を決めた。翌1946（昭和21）年9月、総司令部が結核患者及びその疑いのある者の検診、隔離、入院に関する命令を出す。翌1947（昭和22）年3月、厚生省は結核予防対策の強化拡充計画をまとめている。総司令部はこの計画の柱である予防組織の強化、結核療養所の整備拡充、予防事業担当者の技術向

上、結核予防思想の普及徹底を受け入れると、直ちに「結核対策強化に関する覚書」を発令し迅速な対応をみせた¹⁴⁾。

終戦から5年を経た1950（昭和25）年4月、衆参両院は「結核対策確立に関する決議」をまとめる。この決議文は「今後五ヶ年乃至十ヶ年の間に、世界の最低水準にまで、その死亡率を低下せしめる」¹⁵⁾ことを目標に、療養所の整備拡充、在宅患者の医療保護、保健所の強化を謳っている。同年10月には政府の社会保障制度審議会が「社会保障制度に関する勧告」を出す、ここでも「結核病床は年次計画をもつて19万床を確保する」という大きな目標を掲げていた。

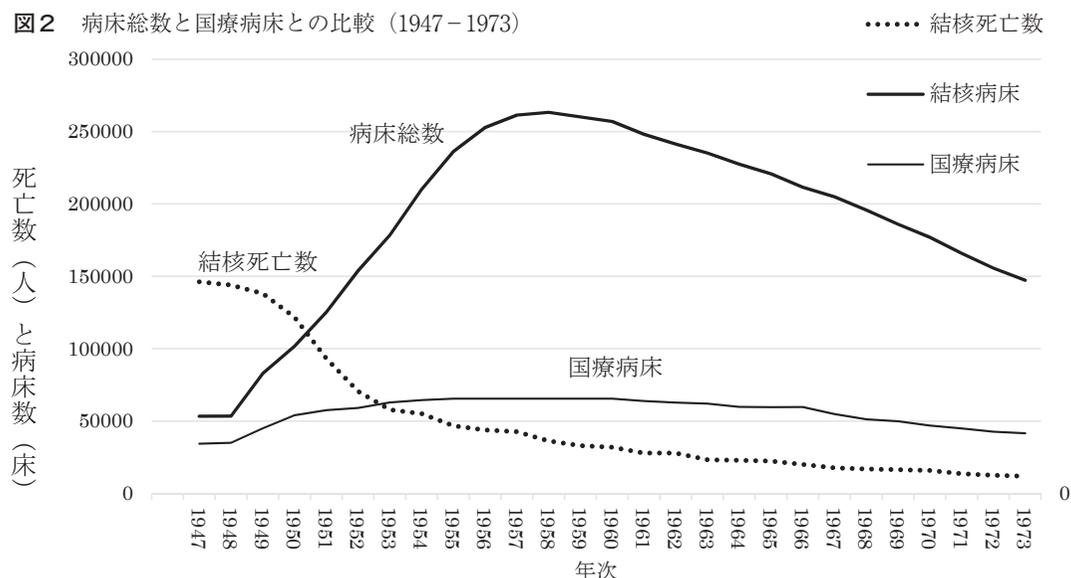
1951（昭和26）年になると新たに結核予防法が制定される。結核対策の一元化をめざすこの法律は、その根幹は結核病床の増強であると捉え、日本赤十字社や済生会といった「営利を目的としない法人に対しても補助し得る」¹⁶⁾規定を盛り込んだ。さらに、1954（昭和29）年

は厚生省が結核対策強化要綱を策定し4年で26万床という大きな目標を示している。

終戦間もない1947（昭和22）年は、結核死亡数146,241人に対して病床数53,391床、その内の34,400床が国立療養所（以下、国療）である（図2）。病床全体に占める国療の割合は64.4%でおよそ全体の3分の2であった。ところが、7年後の1952（昭和27）年は死亡数55,124人に対して病床数は210,062床とおおよそ4倍の増加である。病床数急増には私立の病院や療養所、さらに国立病院が大きく貢献した。実際、国療の病床数は59,050床でその割合は全体の28%、3分の1以下にまで低下している。

順調な病床増に比してこの頃の病院や療養所はどこも満床である。1950年代初めの病床利用率をみても、1951年（95.6%）、52年（96.2%）、53年（96.1%）とその高さに驚く¹⁷⁾。これは結核死亡数の減少が必ずしも患者の減少には繋がらず、むしろ全く別の問題であることを示して

図2 病床総数と国療病床との比較（1947-1973）



注) 財団法人結核予防会『結核統計総覧（1900～1992年）』、1993年、および厚生省『国立療養所年報』（昭和24年～昭和48年）より作成。

いる¹⁸⁾。

これまで「患者は死亡者の10倍」という通説があった。結核予防会は、終戦翌年の1946（昭和21）年に愛媛県宇和島地区の調査や民間企業の集団検診の分析から、あらためて「患者は死亡者の10倍」という原則を確認する。その結果、1949（昭和24）年の患者数を約140万人と推計した¹⁹⁾。ところが、先にも述べたように、死亡数の減少に比して患者数が減る様子はない。死亡数から患者数を推計するこれまでの方法はすでに限界となっていた。

1953（昭和28）年になると厚生省は全国規模の実態調査を実施する。より正確な患者数を知るためのこの調査は、推計患者数292万人、入院治療の必要な患者137万人という驚くべき結果であった²⁰⁾。さらに驚くのはその5年後に実施した第2回実態調査（1958年）である。新結核予防法によって広範囲にBCG接種や健康診断が行われ、また外科療法や化学療法が普及・発展する中で、推定患者数297万人という

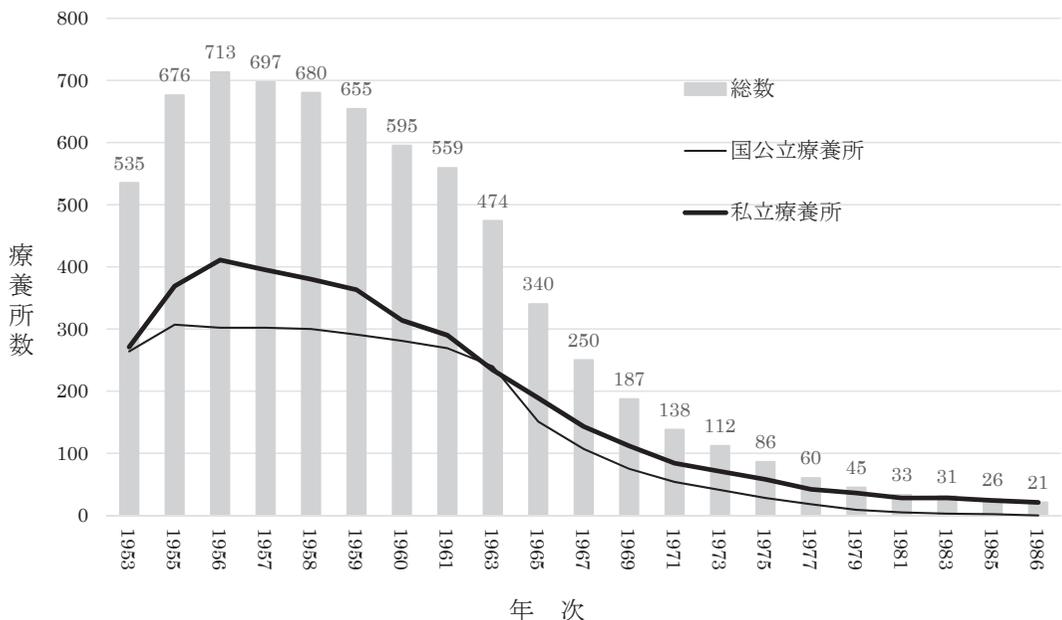
前回は上回る数字が示されたからである。こうした背景もあって1954（昭和29）年から1959（昭和34）年の間、療養所は600施設、25万床を優に超え、まさに最盛期を迎えていた。

(5) 結核医療の変化と療養所の終焉

結核療養所は1960年代に入ると急速にその数を減らした。最多が1956（昭和31）年の713施設で、その10年後の1966（昭和41）年は283施設とすでに全盛期の半分以下となる。施設数と比べると病床数の減少はやや遅く、1958（昭和33）年の263,235床が半減するのが1975（昭和50）年で17年をかけている。

図3は施設数の変化を「国公立」と「私立」に分けて示したもののだが、1953（昭和29）～1963（昭和38）年頃までの施設数の増減には私立療養所が大きく影響したことがわかる。私立療養所はおそらく病床数の少ない小規模な療養所で、患者数の増加とともにいち早く開所し、患者数が減少すると一般病院に転換したと推察

図3 結核療養所数の変遷（1953-1986）



注) 財団法人結核予防会『結核統計総覧（1900～1992年）』1993年より作成。

する。

ちなみに1959（昭和34）年の結核療養所は655施設あるが、この経営主体をみると、「国立」が180施設（約28%）、「個人」が125施設（約19%）、「医療法人」が114施設（約17%）、「都道府県」が55施設（約8%）、「公益法人」が41施設（約6%）であった²¹⁾。また施設規模は「50～99床」（約22%）が最も多い。ついで「100～149床」（約16%）と「200～299床」（約16%）がほぼ同じで、「400床以上」（約11%）の大規模な療養所も相当数あった²²⁾。さらに病院・療養所の病床数平均を経営主体別にみると、「国立」（363床）、「公益法人」（225床）、「都道府県」（209床）、「市町村」（182床）の順で、「個人」は57床と極めて規模が小さい²³⁾。

結核療養所が減少した理由は、BCG接種や集団検診といった予防対策の強化、外科療法や化学療法のような治療技術の進歩によるところが大きいですが、一方で、これまでの日本の結核医療がその根本から見直される事態も起きる。それが1964（昭和39）年に発表されたWHO（世界保健機関）結核専門委員会第8回報告である。

日本の療養所はこれまで施療患者や開放性患者を優先し、大気、安静、栄養の原則に沿って療養生活を送らせる。また退院後もしばらく安静を保つことが治療の常識であった。これに対しWHOは療養所治療の中止を求め、治療期間も短縮化するなど日本のこれまでの治療方針とは大きく異なる内容である（表2）。このほかにもX線検査による集団検診を否定し、喀痰塗抹検査を重視するといった方針も示されていた。日本は、WHO勧告はあくまで発展途上国を意識したもので現状の日本とは異なると解釈し治療方針の転換を先延ばしにしたが、こうした動きも療養所の衰退に拍車をかけたと思われる。

たとえば国療の新設は1954（昭和29）年が

表2 日本とWHOの治療方針の違い
（療養所関係事項）

日本の治療方針	WHO 勧告の治療方針
<ul style="list-style-type: none"> • 開放性結核患者は入院治療で。 • 治療期間はしばしば極めて長い。 • 治療終了後は3～5年は管理検診でチェックする。 	<ul style="list-style-type: none"> • 入院治療は不必要である。 • 療養所治療は中止すべきである。 • 外来・有効な処方・服薬励行が最重要。 • 治療期間は1年で十分である。

出典）青木正和『医師・看護職のための結核病学 結核対策史』財団法人結核予防会、2004年、76頁より作成。

最後で以降はない。1960（昭和35）年代に入ると国療においても統廃合や一般病院への転換など生き残りをかけた組織改革が進められる。こうした動きを1960（昭和35）年頃の変化から拾うと、1961年が「転換」6「統合」1、1962年が「転換」5「統合」3、1963年が「転換」3であった²⁴⁾。

1974（昭和49）年になると療養所は2桁ののべ99施設となる。1990（平成2）年が15施設、2000（平成12）年が3施設、2005年4月からは和歌山市にある神田病院が日本で唯一の結核療養所であった。しかし、この病院も2013（平成25）年2月28日をもって閉院した。鶴崎平三郎が須磨浦療養病院を開所した1889（明治22）年から数えると125年目のことである。

2. 結核史の時期区分と療養所史の課題

結核史の時期区分には様々ある。その中から著名な3人の結核研究者の時期区分を取り上げ、さらに療養所に関係する重要事項を付した一覧が表3である。この図を参考にしながら3人の区分を振り返る。

ア. 青木正和の区分（2004年）

青木正和は近代以降の結核史を6期に区分し

表3 日本における結核史の時期区分比較

青木 正和	明治～ I期 1913	II期 1945		III期 1960	IV期 1973	V期 2001	VI期 現在	
島尾 忠男	1889～ I期 1918	II期 1930	III期 1943	IV期 1975		V期 現在		
戸井田一郎	明治～ I期 1935	II期 1945	III期 1951	IV期 1975	V期 現在			
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 須磨浦療養所の創設（89） ・ 大阪市立刀根山療養所開所（17） ・ 肺結核療養所設置及国庫補助二関スル件（14） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 結核予防法を制定（19） ・ 第一回公立療養所所長会議（22） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内務省、結核病床4万床を目標へ（36） ・ 保健衛生調査会「結核予防の根本的対策」答甲（34） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国立療養所官制を制定（37） ・ 村松晴風荘を国に移管（37） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公立結核療養所を日本医療団に統合（42） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 傷痍軍人療養所を一般開放（42） ・ 医療団傘下の療養所を国立へ（47） ・ 医師令（47） ・ 総司令部、「結核対策強化に関する宣言」を発令（47） ・ 新結核和予防法を制定（51） ・ 第一回結核実態調査を実施（53） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ WHO結核専門委員会第八報告を発表（64） ・ 国療、結核患者以外の受入を開始（64） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内最後の療養所が閉院（13）

注）青木正和『結核対策史』財団法人結核予防会、2004年、島尾忠男『結核の今昔』克誠堂出版、2008年、兼松・戸井田一郎『日本におけるBCGの歴史』『日本におけるBCGの歴史』出版委員会、2009年より作成。

た²⁵⁾。青木が各時期に付けたタイトルは、第I期が「結核対策萌芽期」（明治～1913年）、以下は第II期「生育期」（1914年～1945年）、第III期「確立期」（1946年～1960年）、第IV期「最盛期」（1961年～1973年）、第V期「転換期」（1974年～2001年）、そして第VI期「新結核対策実施期」（2002年～現在）である。

各区分の特徴をまとめると、第I期は、明治になって近代衛生行政が確立し結核予防会の前身である日本結核予防協会が成立するまでの時期。第II期は、公立療養所建設に関する法律の制定（1914年）から結核予防法（1919年）の成立、さらに戦時下の結核対策を経て終戦にいたるまでの時期である。そして、第III期が占領下の結核対策から新結核予防法の制定（1951年）を経てその見直しが行われる1960年までの時期。この時期には日本医療団傘下の療養所が国に移管され、外科療法やSMやPASを使った化学療法²⁶⁾がめざましい発展を遂げる時期でもある。ところが、第1回結核実態調査（1953年）やその5年後の第2回結核実態調査

（1958年）は、戦後の結核対策に対する人々の期待をみごとに裏切る結果となる。こうした事態を受けて「結核対策最盛期」と名付けた第IV期が登場する。

1961（昭和36）年には結核予防法を再び改正し、新たな患者管理制度によって治療成績が大幅に向上する。すでに必要な病床数²⁷⁾も確保され、化学療法や外科療法が飛躍的に進歩した。さらに保健所網の整備が進んだのもこの時期である。

第V期は、結核対策がこれまでの拡大一途から集約化へと向かう時期である。小中学生の健康診断の定期化（1974年）、BCG接種の定期化（1974年）、さらにWHO結核専門委員会の報告²⁸⁾を受けてX線診断から細菌学的診断へ、また入院治療から外来治療へと治療内容が大きく転換する。中学生までの化学予防²⁹⁾対象の拡大（1975年）、高校生の健康診断の定期化（1982年）、結核サーベイランス事業の開始（1987年）など、結核対策の近代化と呼ぶべき大きな変化の時期である。後半になると小中学

生のX線検査の廃止や接触者検診の強化（1992年）、短期化学療法の導入（1996年）といった変化もあった。

最後の第Ⅵ期が、DOTS³⁰⁾の推進（2003年）、小中学生のツ反検査やBCG接種が廃止（2003年）など、結核対策の効率化と重点化を進める現在までとなっている。

イ. 鳥尾忠男の区分（2008年）

鳥尾忠男は死亡統計から結核史を5期に区分した³¹⁾。各区分に付したタイトルをみるとその時期の特徴がわかる。たとえば、第Ⅰ期は「主な被害者は若い女性」（1889年～1918年）、第Ⅱ期が「インフルエンザの大流行の影響で結核死亡率減少」（1918年～1930年頃）、第Ⅲ期は「結核は第2次工業化、戦時状態とともに再度増加」（1930年～1943年）、第Ⅳ期が「第2次世界大戦の影響と結核対策の成果」（1943年～1975年）、最後に第Ⅴ期が「結核減少の停滞、再増加」（1975年～現在）である。

第Ⅰ期は、死亡統計が始まる1889年から結核死亡数140,747人、死亡率257.1人（10万人比）で戦前のピークとなる1918年までの時期である。死亡数増加の最大の被害者が若い女性であると統計から裏付けている。第Ⅱ期は1918年にピークを迎えた死亡率が減少を続ける1930年までをその範囲とした。1918年のインフルエンザ大流行が結核患者を巻き込んだことで死亡率は一時低下するが、1930年頃を境に再び上昇に転じる。第Ⅲ期は、1930年から戦時体制の混乱で統計把握さえ困難な1943年までの時期とした。とくに青年層への罹患がこの時期の大きな特徴だと分析する。

第Ⅳ期は1943年から結核死亡率が一桁（9.5人・対10万人）になる1975年までとした。

結核死亡率低下の背景には戦争による患者の淘汰、BCG接種の予防効果、新結核予防法の制定、さらにSMやPASといった化学療法の普

及、外科療法の進歩など様々な要因があった。

1975年以降の第Ⅴ期はまさに「結核減少の停滞、再増加」の時期である。日本で結核罹患率の減少速度が鈍化した背景には人口の急速な高齢化があった。結核罹患率が1998年に再び上昇し、翌年には結核緊急事態宣言を発する事態を招いていた。

ウ. 戸井田一郎の区分（2009年）

戸井田一郎も青木同様に結核対策からその歴史を5期に区分する³²⁾。第Ⅰ期が「結核対策の移り変わり－明治から昭和10年代初期まで」（明治～1935年頃）、第Ⅱ期が「戦争の拡大と国家意思としての結核対策」（1935年頃～1945年）、第Ⅲ期が「敗戦と占領下の結核対策」（1945年～1951年）、第Ⅳ期が「経済回復と『新・結核予防法』の成立－結核の急速な減少」（1951年～1975年）、第Ⅴ期が「結核減少速度の鈍化、“再興”と結核対策の見直し」（1975年～現在）である。

第Ⅰ期は、明治期から戦時体制が始まる1935年頃までとした。第Ⅰ期には結核予防協会設立（1912年）、肺結核療養所ノ設置及国庫補助ニ関スル件（1913年）の公布、結核予防法制定（1919年）と重要施策が並んでいる。

戦時体制下の約10年を第Ⅱ期とした。1934年2月、保健衛生調査会が「結核の蔓延により国民の蒙る惨害は洵に寒心に堪へざる所にして速に其の防遏を図るに非ざれば国民の福祉を損傷し国力の発展を阻害する」³³⁾と国を挙げた結核対策を求めると、その後は結核予防法改正（1937年）、厚生省新設（1937年）、結核予防会創設（1939年）、国民体力法制定（1940年）と、国家規模の取組みが進められそれは終戦まで続いていた。

第Ⅲ期は、1945年の終戦から新たに結核予防法が制定される1951年までの6年間である。占領下、総司令部（GHQ）の監督・指示のも

と強力な結核対策が次々と打ち出される。傷痍軍人療養所や軍事保護院など軍人施設の一般開放もそのひとつだが、1947年には結核予防組織の強化、結核療養所の整備拡充、結核予防事業担当者の技術向上、結核予防思想の普及徹底を骨子とする「結核対策強化に関する覚書」を発令した³⁴⁾。このほかにも保健所法、伝染病届出規則、予防接種法制定などにも深く関与し総司令部はこの時期の結核対策を強力にリードした。

第Ⅳ期は、1951年の結核予防法から結核罹患率が順調に低下した1975年までをひと区切りとした。この間に保健所網の整備、BCG接種の範囲拡大、あるいは結核予防法による新たな施策が打ち出される。また抗結核剤の効果もあって結核の蔓延は急速に改善へと向かう。1951年は結核死亡数が1908年以来43年ぶりに10万人を下回るとともに死亡原因の第一位を「脳出血」に譲る記念すべき年でもあった³⁵⁾。以後、1975年まで結核死亡率や罹患率は順調に低下する。

第Ⅴ期は、1975年から現在にいたる、文字通り「結核減少速度の鈍化、“再興”と結核対策の見直し」の時期である。1951年の結核予防法以降、順調に低下した結核罹患率も1975年を境にその傾向が鈍化する。さらに1997(平成5)年には新規結核登録患者数が38年ぶりに増加するなど、これまでの結核対策を見直す時期になっている。

以上3者の時期区分を簡単にまとめたが、療養所の時期区分を考える上で重要だと思われる課題をいくつか挙げてみたい。

第1は、青木や島尾が指摘する1910年代の区分は療養所に対する人々の意識においても画期となるかである。日本結核予防協会設立(1913年)、肺結核療養所ノ設置及国庫補助ニ関スル

件の公布(1913年)、結核予防法制定(1919年)と重要施策が並ぶこの時期が、そのまま療養所史に当てはまるとは限らない。

第2は、島尾や戸井田が区分する1930年代前半の評価である。戦時体制が進む中で国は率先して結核対策に取り組むようになる。厚生省が誕生し結核対策の中心組織であった日本結核予防協会が結核予防会へと変わる³⁶⁾。また公立結核療養所が軍事保護院傘下に統合される中で療養所をみる人々の意識において変化があったのか、それが課題である。

戦後になって日本の結核対策は大きく変化した。占領軍や政府が進める結核対策によって死亡数は減少し療養所はその数を飛躍的に伸ばす。ところが外科療法や化学療法が普及し結核が治る病気になると、今度は一転して療養所はその数を減らす。こうした変化は人々の意識にどんな影響を齎したのか、それは戸井田が指摘するように占領期が終わる1951年頃か、あるいは結核予防法が再改正され患者管理が徹底される1960年前後に求めるべきか、それが第3の課題である。

次節ではこうした課題を踏まえながら療養所の時期区分を考察する。なお、結核史において終戦となる1945(昭和20)年が時代を画する重要な年であることは、いまさら指摘するまでもない。先に図1で示したように戦前と戦後の死亡数や病床数の違いをみれば一目瞭然である。よって、ここではあえて終戦の意味にはふれず、専ら療養所史の時期区分を戦前と戦後に分けてその中から検討する。

3. 療養所における時期区分の検討

(1) 戦前における時期区分

結核療養所はその初期において裕福な人々が利用する特別な施設であった。ところが、1910

年代になって公立療養所が誕生しその数が少しずつ増えていくと療養所に対する人々の意識にも変化がみられる。その変化を1) 公立療養所の患者動向、2) 公私別病床数の変化、3) 療養所完成までの日数という3点から検討してみる。

1) 公立療養所の患者動向

公立療養所に患者が殺到したのはいつ頃からののか、ここでは日本最大の規模を誇った東京市療養所を例にその実態を探ってみた。東京市療養所が開所したのは1919（大正8）年で、以後、『東京市療養所年報』（以下「年報」）をみると療養所の実態や患者の動向がわかる。

開所当時、東京市療養所へ入所を希望する患者はさほど多くはなかった。開所後の数年間は定員500人に対して年間500人から800人の患者で推移した。ところが、1927（昭和2）年頃を境に目立って入所希望者が増加し待機者も増えていく。年報はその様子を次のように伝えている。

- 入所を希望して満員のため停滞せる者日々平均貳百名を算し前年来少しも緩和する所

なく寧ろ益々増加の徴あり（昭和2年）³⁷⁾

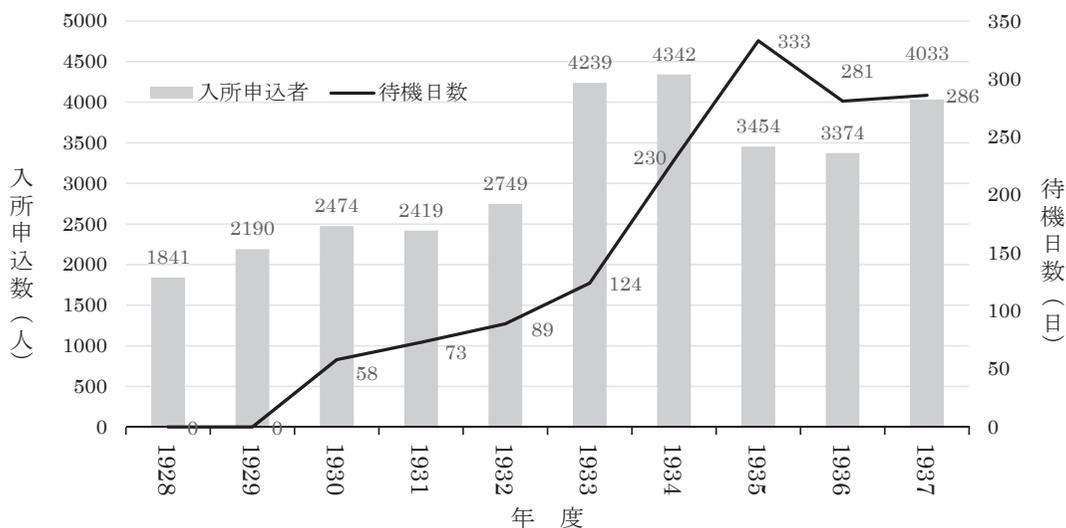
- 入所希望者の停滞せるもの依然として多数なり（昭和3年）³⁸⁾
- 本所の入所出願者はその停滞せる者常に二百名以上に及び、入所までに一ヶ月半或は二ヶ月近くも待たざる可らざる状況（昭和4年）³⁹⁾

こうした傾向は東京市と並んで大規模であった大阪市立刀根山療養所においても同じである。

- 入所希望申込者は年々増加し、殊に大正十四年四月市域拡張、人口増加の結果其傾向顕著となり、収容病床不足を来し未収容患者停滞し、希望者は容易に収容不可能なり（大正15年）⁴⁰⁾

図4は東京市療養所における入所申込者数と待機日数の変化である。1928（昭和3）年の入所申込者が1,841人、それが5年後には4,239人と倍増する。また待機日数も1930（昭和5）年の58日が5年後には333日と5倍増となり入所

図4 東京市療養所の入所動向（1928-1937）



注) 東京市役所『東京市療養所年報』（昭和12年）より作成。

まではほぼ1年も待つようになる。公立療養所に患者が殺到した背景には結核の蔓延があるが、一方で療養所がその利用しやすさも含めて公私立ともに人々の身近な存在になったためだと推察する。それは次項においても同じである。

2) 公私別病床数の変化

図5は1913（大正2）年から1940（昭和15）年までの病院・療養所の公私別病床数の変化である。

この図から病床数全体の変化をおよそ3つの時期に分けることができる。第1期が1913（大正2）年から1924（大正13）年頃までの小幅な増減を繰り返す微増期、第2期が1925（大正14）年から1935（昭和10）年頃までの安定的な増加期、第3期が1936（昭和11）年以降の病床数の急増期である。さらにこの図を丁寧に見ると、病床総数を押し上げた原因は第2期が私立療養所、そして第3期が公立療養所の増加である。

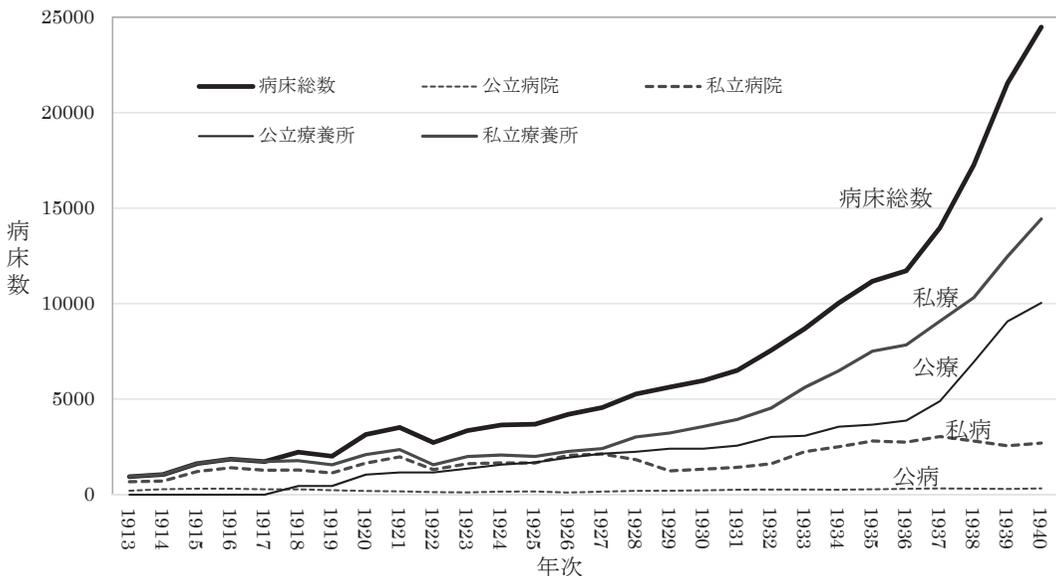
実際、私立療養所の数をみると、第2期の1928（昭和3）年が21施設、第3期前の1935（昭和

10）年が83施設とわずか7年で4倍増であった⁴¹⁾。ただし、私立療養所の規模は小さく、たとえば1938（昭和13）年の病院・療養所153施設中43施設（約28%）が「30床以下」で、その内の38施設が私立である。つまり、小規模な私立療養所が顕著に増加した時期が第2期であった。

私立療養所はなぜ増えたのか、その理由を考えてみたい。ひとつには蔓延する結核が療養所の新設や増床を促したと考えられる。経営を優先する私立にとって膨大な患者はそれだけで新設や増設を進める大きな理由となる。その一方で、私立療養所の変化も見逃すことはできない。かつてサナトリウムと呼ばれ一部の裕福な人々のみが利用した私立療養所が庶民に身近な施設として変化したと推察する。また、この変化の背景には公立療養所が大きく影響したとも考える。

設立当初、公立療養所は「療養の途なき」患者が対象であった。よって、私立は裕福な患者で公立は貧しい患者と、比較的両者の棲み分け

図5 公私別結核病床数の変化（1913-1940）



注) 内務省衛生局『衛生局年報』、および厚生省『衛生年報』より作成。

は容易であった。ところが公立療養所も途中から施設数や収容人数を拡大し有料患者の受入れを開始した。白十字会『日本結核予防事業総覧』によると、1936（昭和11）年頃の患者1日当たりの入院費は、私立の南湖院が2～10円、恵風園療養所が2.5円～4.8円であるが、公立は横浜市療養院（有料患者）が1円、東京市療養所（有料患者）が1.5円である⁴²⁾。これまで私立と公立の間にあった垣根が低くなったことで、療養所に対する人々の意識もしだいに変化したと思われる。

3) 公立療養所、完成までの日数

図6は公立療養所の設置命令から完成までの日数である。たとえば、図中の「1917年」は京都、横浜、名古屋の3市に設置命令が出された年で、それぞれ完成までの期間が36ヶ月、44ヶ月、61ヶ月を要したことを表している。

結核療養所の建設は簡単な話ではない。建設計画が明らかになると地域住民による反対運動が頻繁に起きた。自治体によっては建設計画を極秘に進める場合や利用目的を偽って土地を購入することもあったが、いずれも反対運動を恐れてのことである。図中の「1919年」は広島

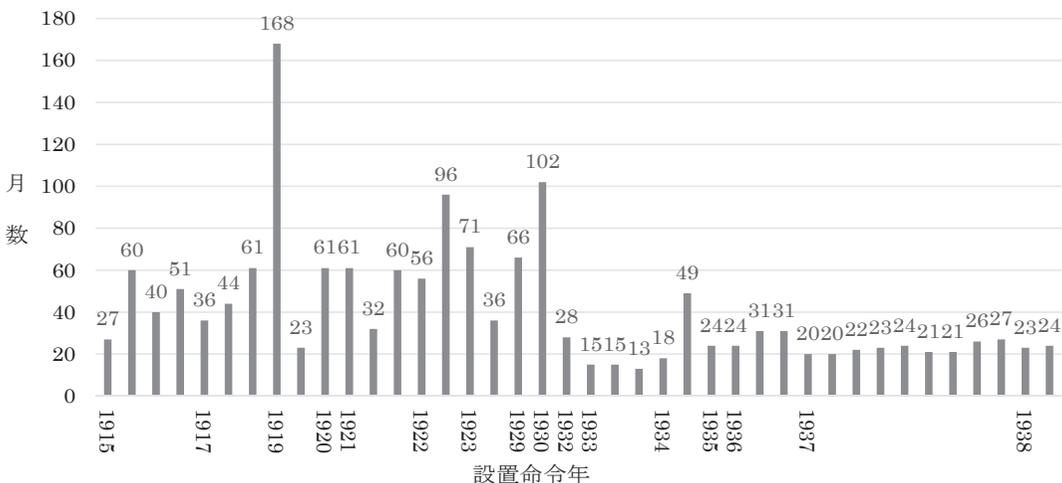
市畑賀病院であるが、反対運動によって168ヶ月という膨大な歳月を費やした療養所である。

ところが、これまでの調査によると、1930（昭和5）年頃を境にそれ以降は大きな反対運動が見当たらなくなる⁴³⁾。こうした傾向はこの図からもわかる。療養所完成までの日数は1930（昭和5）年頃を境に大幅に短縮した。そこで公立療養所を設置命令の前半と後半に分けて日数を比較すると、前半10施設の平均が57ヶ月に対し、後半10施設の平均は23ヶ月と半分以下になっていた。日数の短縮化は療養所の小規模化によるものではない。同じく前半と後半でその規模を比較すると、前半が平均136床、後半が平均192床でむしろ施設の規模は拡大していた。

なぜ短縮化したのか、ひとつには満州事変以降の戦時体制化によって国の施策が遂行し易くなったことが考えられる。人々からみれば国の施策に背くことは容易なことではない。いまひとつは療養所が人々の生活の中に定着したためだと思われる。先に挙げた2つの分析結果も併せて考えると十分に予想できる判断である。

以上、3つの視点から戦前の療養所へ向けら

図6 公立療養所の設置命令から完成までの日数



注) 厚生省予防局『公立結核療養所状況調』、1937年より作成。

れた人々の意識を検討した。その結果から療養所を区分する時期を推定すると、それは1910年代でも1930年代でもなく、1920年代後半に大きな区切りがあったと結論付けることができる。

(2) 戦後における時期区分

人々は戦後の療養所をどう捉えたか、ここでは病床数や病床利用率、さらに治療内容の変化を中心にみることにする。

終戦後しばらくの間、療養所は患者のいない閑散とした状態になる。戦後の食糧難や戦争による患者の淘汰によって入所希望者が減ったことが原因である。終戦後2年を経た1947（昭和22）年の新聞は、「政府はこの三年間に八万床の療養所を増設するというのだが七万以上はあろう公私病床がその入院患者は定員の半分にも満たず、ある療養所のごときは三割程度だ⁴⁴⁾」と伝えている。ところが、患者が療養所に戻り始める1948（昭和23）年頃から病床数もしだいに増え、その後は1958（昭和33）年のおよそ26万床まで増加の一途を辿る。

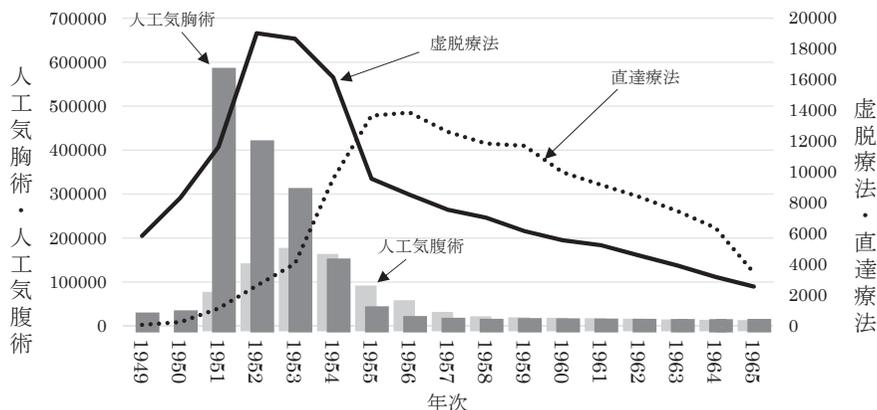
日本の療養所はそれまで年間死亡数を目標に増床計画を立てている。病床数が死亡数を上回る1951（昭和26）年は記念すべき年となるは

ずだが⁴⁵⁾、死亡数の減少に反して療養所はどこも満床状態であった。厚生省の調査によれば、1951（昭和26）年11月現在の平均待機日数が2.18ヶ月⁴⁶⁾、それから2年後の1953年においても、国立中野療養所を取材した新聞は「療養所入所、二、三年待たされる⁴⁷⁾」との見出しを載せていた。驚く数の入院希望者が療養所へ殺到したと考えて間違いはない。たしかに結核病床利用率をみると、1951（昭和26）年～1955（昭和30）年までは軒並み90%を超える⁴⁸⁾。結核のような慢性疾患の場合、患者の性別や手術等による病室のゆとりを考慮すると、85%～90%の病床利用率が適当だといわれる中でのこの数字である⁴⁹⁾。

患者が療養所に殺到した背景には治療成績の向上がある。当時、清瀬病院長だった島村喜久治が「『療養所とは肺結核患者を治療する病院である』という定義さえおかしくない時代がきた⁵⁰⁾」と述べるように、治療内容の変化とともに戦後の療養所は大きくその役割も変えたのである。

図7は国立療養所の治療方法や施術件数の変化である。この図をみると1950年代前半は胸きょう膜腔まくこうに空気を入れて肺を締め病巣の安静を図る

図7 国立療養所における外科療法の推移（1949-1965）



注1) 厚生省『国立療養所年報』（昭和24年～昭和40年）から作成。

注2) 「人工気胸術」の49年、50年は患者実数、それ以降はのべ送気回数。

人工気胸術やその応用である人口気腹術、さらに菌の発育を抑える虚脱療法（胸郭形成術、横隔膜神経捻除術、胸膜外気胸術等）が治療の中心であった。ところが、その後はしだいに病巣部そのものを除去する直達療法（肺切除術、空洞吸引術、空洞切開術）が増えていく。

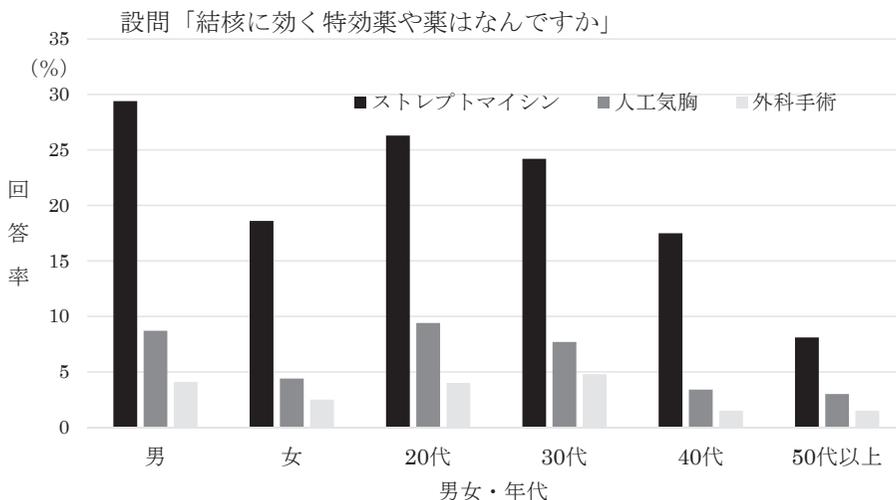
外科療法の進歩と併せて治療法に革命的ともいえる影響を及ぼしたのが化学療法である。戦時中に米国で発見されたストレプトマイシン（以下、ストマイ）は、日本でもすぐにその効果が話題となる。すでに1948（昭和23）年9月の新聞で予防衛生研究所梅沢浜夫は「結核性疾患に悩む人々が現在その最後の希望をストレプトマイシンにかけていることは誰でも知っている」⁵¹⁾と述べ、翌年12月になると結核予防会結核研究所隈部英雄は「ストマイは用いるにしてもあくまで従来の療法を行うと同時に試むべきものである」⁵²⁾とその治療法にまで言及した。ストマイの正式輸入が1949（昭和24）年2月、ストレプトマイシン研究協議会の慎重な審査を経て製造許可が下りたのが1950（昭和25）年10月、本格的な製造開始が1951（昭和26）年

である。ストマイへの強い関心はかなり早くからあったといえる。

結核予防会は1950（昭和25）年3月に結核に関する意識調査を実施した⁵³⁾。調査項目で「結核に特に効く薬や療法があると思いますか」と尋ねると、男性の47.5%、女性の35.6%が「ある」と答えている。また若い年代ほど「ある」の回答率が高かった。さらに「それはどんなもの（薬や療法）ですか」（括弧は筆者）と尋ねたその結果が図8である。ストマイは歴史のある人工気胸術や外科療法と比べてもかなり高い認知度であった。よって、特効薬ストマイを必死になって求める患者も多い。公務員の初任給5千円⁵⁴⁾の時代にストマイで完治するにはおよそ4万円の費用が必要である⁵⁵⁾。ストマイ1本を求めて「なけなしの着物や、タンスを売る」⁵⁶⁾者も現れる始末で、国内生産が始まる1951（昭和26）年頃までは闇売買も横行した。その後の化学療法の普及は速くストマイの後にはパスチゾンも使われるようになる。

1951（昭和26）年11月、厚生省は病院・療養所の患者5,194人に対して実態調査を実施す

図8 結核に関する男女・年代別調査（1950）



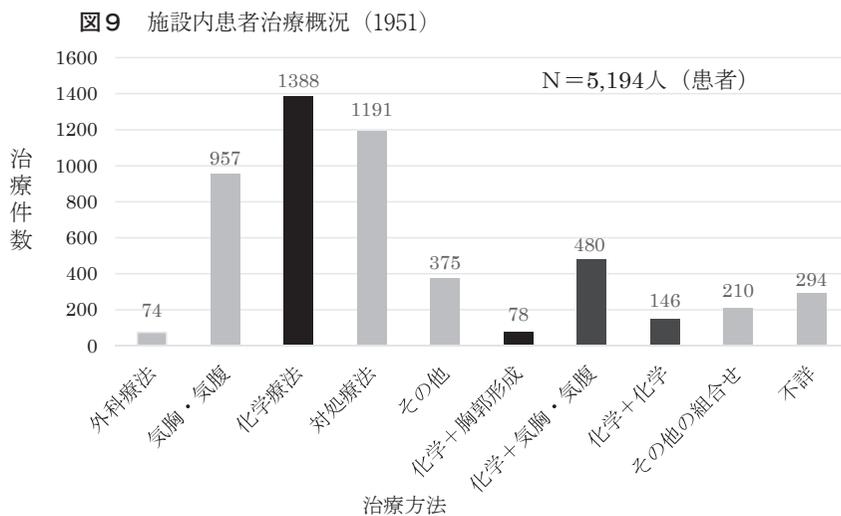
注) 財団法人結核予防会『日本における結核の実態 1950』、1950年、112頁。

るが、その際の治療内容の内訳が図9である⁵⁷⁾。化学療法による単独治療やほかの療法との組合せを合計すると実に43%で化学療法が使われている。

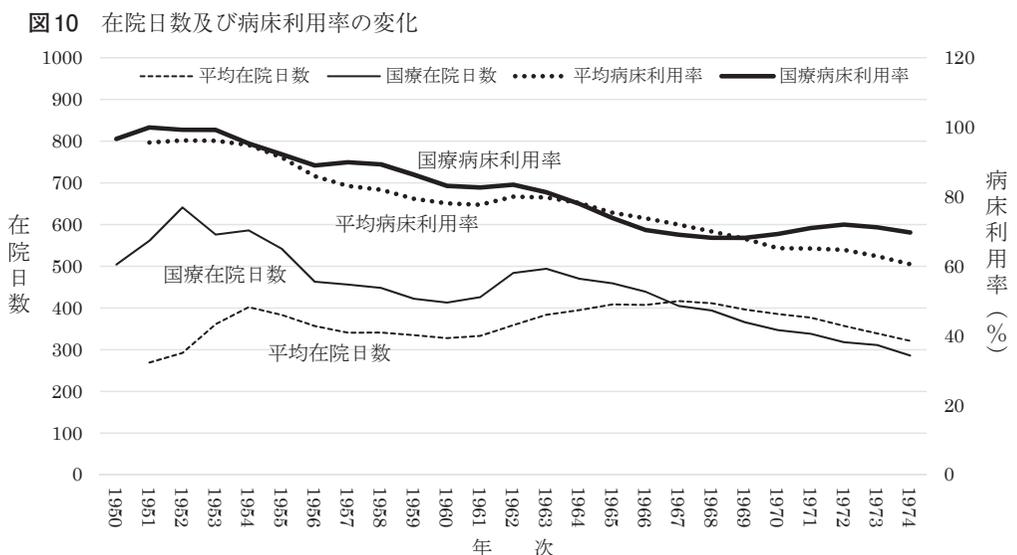
ところが化学療法の普及は療養所の退潮を進める原因にもなる。図10から平均病床利用率と平均在院日数の変化をみると、平均病床利用率が90%代を維持するのは1951年～1955年のわずか5年間で1959（昭和34）年には80%を

割っていた。同じ病床率の変化を国療に絞ってみると、90%を割るのが1955（昭和30）年、80%を割るのが1964（昭和39）年で国療の減少幅の方がやや緩やかであったが大きくは変わらない。

一方、在院日数をみると1950年代の国療は平均の倍近くある。先の施設数（図2）と併せて考えると、戦後しばらくの間、結核医療において国療の果たした割合は極めて大きかったこ



注）厚生省『昭和26年11月 施設内結核患者実態調査報告』、1951年。



注）厚生省『国立療養所年報』（1950～1974）より作成。

とがわかる。

戦後における療養所の時期区分を考察する際に最も注目すべき点は、結核が治る病気になったことである。患者が快復を願って療養所に殺到したこの時期こそ、人々の療養所に対する意識の変化が象徴的に表れていると思われる。よって、戦後においては化学療法が登場する1950年頃の一時期が療養所史を画したと判断する。

おわりに

本稿は結核療養所の歴史を踏まえてその時期区分を検討した。まず戦前期は病床数や療養所数さらに待機日数や療養所完成までの日数などから考察し、人々の療養所に対する意識の変化を探った。また戦後期は治療内容の変化、病床数やその利用率などを使って同様の分析を試みた。

療養所の時期区分はこのほかにも様々なテーマを使って考察できる。たとえば、東京の清瀬にあった国立療養所清瀬病院の同窓会記念誌⁵⁸⁾は、1931(昭和6)年に東京府立清瀬病院が発足して以降の歴史を「患者」を軸に区分した。すなわち第1期「隔離と収容の時代」(1931年～1945年)、第2期「混乱を経て躍進の時代」(1945年～1956年)、そして第3期「安定それから転換の時代」(1956年～)である。さらに第2期を「荒廃と混乱の時期」(1945年～1950年)と「新しい秩序に向けた躍進の時期」(1951年～1956年)に分けている。「1956年」に着目した検討は本稿にはなく、何を視座とするかによって時期区分は大きく異なることがわかる。

冒頭にも述べたが、日本の結核療養所は膨大な患者数と入院期間の長さにおいて特異な施設である。結核療養所の情報発信力や社会的影響力を分析するという本研究の大きなテーマから

しても、今回の時期区分の考察を踏まえてさらに「患者」を軸とした時期区分の検討があらためて必要であると思われる。この点を今後の課題としてまとめとする。

〈註〉

- 1) 砂原茂一「第5章 療養所」有馬英二、今村荒男(他)編『日本結核全書』金原出版、1957年、第5章を参照。
- 2) 相原典夫「鎌倉海浜ホテル考」『鎌倉』第34号、1980年、参照。
- 3) 鶴崎平三郎「肺結核と転地療養」鶴崎範太郎(他)『須磨浦病院創立100年』、1989年、34-35頁。
- 4) 遠山椿吉『強肺健胃法』廣文堂書店、1916年、154頁。
- 5) 青木純一「結核療養所と反対運動」『社会科学年報』第43号、2009年。
- 6) 保健衛生調査室『結核病院及療養所並結核予防会概況』内務省衛生局、1919年
- 7) 内務省衛生局『衛生局年報(大正7年)』。
- 8) 厚生省公衆衛生局結核予防課『結核予防行政提要(上巻)』財団法人結核予防会、1967年、77-83頁。
- 9) 『第七十回帝国議会衆議院国民健康保険法案外二件委員会議録(速記)第六回』(昭和十二年三月十八日)、19頁。
- 10) 村松晴嵐荘規定によれば、入所は「主トシテ陸海軍ノ軍人中ヨリ結核ニヨリ除役セラレタル者」で、目的は「輕傷結核患者ヲ収容シテ治療ヲ施スト同時ニ療養上ノ智識ヲ與ヘ健康ニ伴ヒテ作業療養ヲナサシメ将来ノ生業ヲ指導」するためである(『財団法人日本結核予防協会沿革畧誌』眞野準、1941年、213頁)。
- 11) 奨健寮は、「体力検査の結果、筋骨薄弱、輕症又は快復期の結核患者と判定された者をおおむね2か月間修練施設に収容し生活訓練及び療養指導」をする場で、その多くは民間施設を転用して使用した(日本医療団史編集委員会『日本医療団史』日本医療団、1977年、64頁)。
- 12) 兼松・戸井田一郎『日本におけるBCGの歴史』「日本におけるBCGの歴史」出版委員会、2009年、108頁。

- 13) 日本医療団史編集委員会『日本医療団史』日本医療団、1977年、75頁。
- 14) 厚生省公衆衛生局結核予防課、前掲書、103-104頁。
- 15) 『官報（号外）昭和二十五年四月二十五日』、832頁。
- 16) 『第十回衆議院厚生委員会議録 第十二号』（昭和二十六年三月十七日）、9頁。
- 17) 財団法人結核予防会『結核統計総覧（1900～1992年）』、1993年、227頁。
- 18) 国立療養所史研究会（編）『国立療養所史（結核編）』厚生省医務局国立療養所課、1976年、63頁。
- 19) 鈴木邦夫（編）『日本における結核の実態 1950』、1950年、23頁。
- 20) 第一回以降、結核実態調査は5年ごとに合計5回（53年、58年、63年、68年、73年）実施した。
- 21) 厚生省医務局総務課（編）『病院要覧—全国病院名簿—1961年版』医学書院、1961年、1頁。
- 22) 同前、3頁。
- 23) 同前。
- 24) 厚生省医務局国立療養所課『昭和53年 国立療養所年報』、1980年、11頁。
- 25) 青木正和『医師・看護職のための結核病学 結核対策史』財団法人結核予防会、2004年。
- 26) SMはストレプトマイシンの略、ちなみにPAS（パラアミノサリチル酸カルシウム）、INH（イソニアジド）である。
- 27) 日本の結核対策は年間結核死亡数をひとつの目安に病床整備に取り組んできたが、1951（昭和26）年の結核病床数が125,204床で初めて死亡数93,307人を上回った。
- 28) WHO expert committee on tuberculosis. Ninth report. WHO technical report series No.552. Geneva : WHO.1974（青木正和、前掲書、104頁）。
- 29) 化学予防とは結核の発病予防を目的として抗結核剤を投与することである。
- 30) 直接服薬確認療法（directly observed treatment short-course）、通称DOTS（ドッツ）と呼ばれ、患者の薬の服用を医療従事者が目の前で確認する治療方法である。
- 31) 鳥尾忠男『結核の今昔—統計と先人の業績から学び、今後の課題を考える—』克誠堂出版、2008年、1-50頁。
- 32) 兼松・戸井田一郎、前掲書、100-112頁。
- 33) 保健衛生調査会答申「結核予防の根本的対策」（『医政八十年史』印刷局朝陽会、1955年、754頁）
- 34) 兼松・戸井田一郎、前掲書、111頁。
- 35) 同前。
- 36) 日本結核予防協会から結核予防会への組織変更の意味とは何か、今後検証すべき大きな課題である（戸井田一郎、前掲書、106頁）。
- 37) 東京市役所『昭和2年東京市療養所年報（第七回）』、1928年、緒言。
- 38) 東京市役所『昭和3年東京市療養所年報（第八回）』、1929年、緒言。
- 39) 東京市役所『昭和4年東京市療養所年報（第九回）』、1930年、緒言。
- 40) 大阪市『大阪市立刀根山療養所年報 第九（昭和元年 開所十年記念号）』、1927年、緒言。
- 41) 『衛生局年報』（昭和3年）と同（昭和10年）を比較。
- 42) 社団法人白十字会編『日本結核予防事業総覧（昭和11年版）』林止、1936年、15頁、30-32頁。
- 43) 青木純一『結核療養所反対運動を通じた社会意識に関する研究』（平成17～19年科学研究費報告書）、2008年。
- 44) 読売新聞、1947年3月28日、朝刊。
- 45) 政府は翌1952（昭和27）年5月28日、結核死亡率半減を祝して「結核死亡半減記念式典」を挙行了。
- 46) 厚生省大臣官房統計調査部『昭和26年11月施設内結核患者実態調査報告』1954年、16頁。
- 47) 読売新聞、1953年10月26日、朝刊。
- 48) 財団法人結核予防会、前掲資料、227頁。
- 49) 加倉井駿一「結核療養所のあゆみ」『結核年報 第3集』、1968年、5-6頁。
- 50) 鳥村喜久治『療養所』保健同人社、1956年、192頁。
- 51) 読売新聞、1948年9月28日、朝刊。
- 52) 読売新聞、1949年12月10日、朝刊。
- 53) 調査日時は1950年3月5日、調査対象は一般人1,000人（男472人、女528人）である（鈴木邦夫（編）、前掲書、93-118頁参照）。

- 54) 週間朝日編『続 値段の風俗史』朝日新聞社、1981年、159頁。
- 55) 読売新聞、1948年12月29日、朝刊。
- 56) 読売新聞、1949年12月10日、朝刊。
- 57) 厚生省大臣官房統計調査部『施設内結核患者実態調査報告』、1951年。
- 58) 同窓会記念誌編集委員会『雑木林 — 清瀬病院の憶い出』国立療養所清瀬病院、1984年。

[付記]

本稿は科学研究費補助金・基盤研究（C）「結核療養所の情報発信力や社会的影響力に関する歴史社会学的研究」（課題番号26380705、研究代表者：青木純一）による研究成果の一部である。

合衆国における耐久消費財の普及と背景（I） —自動車社会の基盤形成と初期の自動車製造を中心に—

石川 和男

はじめに

20世紀の世界は、あらゆる分野に自動車が大きく影響したといっても言い過ぎではないだろう。19世紀後半に欧州で発明された自動車は、合衆国で開花した大量生産と大量販売によって、社会を大きく変化させた。また、第一次世界大戦後から第二次世界大戦にかけては、自動車が欧米から紹介され、輸出されたことにより、各国や各地域の社会を変化させていったといえる。わが国においても、1920年代後半からは合衆国の大メーカーによるノックダウン生産が開始されるなどの動きがあった。また、それが1930年代には、わが国国内の自動車製造業者の誕生を促し、大規模製造へと発展することとなった。

本稿では、欧州ではなく、合衆国で自動車社会が形成され、誕生した背景について取り上げる。特に耐久消費財としての自動車が合衆国社会に浸透し、人々の生活になくてはならない製品として位置づけられていった背景から掘り起こしていきたい。また、当時、自動車製造を手がけようとした人々、実際に大量生産を軌道に乗せたFordを中心として、自動車の大量生産が合衆国社会に与えた影響についても考察していきたい。さらにFordは大量生産を軌道に乗せ、自動車を人々の移動の道具や仕事の道具としての必需品としたが、それが次第に付加価値を有し始めた時期におけるGeneral Motors (GM)

内でのさまざまな動きを取り上げていきたい。そして、自動車製造業者にとっては、製造における効率性の向上だけではなく、それを使用する顧客を見据えたマーケティング活動の萌芽ともされる一面を取り上げ、合衆国のマーケティング形成期における当該活動の核となった事象についても考察していきたい。

1. 19世紀後半から20世紀はじめの合衆国の生活

(1) 都市の変容と交通網の発達

合衆国では、1880年から1920年頃までが、生産者資本主義から消費者資本主義への転換期であった。ピューリタン精神を支柱に蓄積や生産に携わった人々は、南北戦争後、消費志向を強めることとなった。この間、合衆国では人口2,500人以上の都市が3倍に増え、都市人口が1880年の28%から1920年には農村人口を超えた(Davis [1972] p.601)。したがって、合衆国の都市化は既に20世紀になる頃にはかなり進んでいたことになる。

また、19世紀の終わりから20世紀にかけて、合衆国の都市化と新中産階級の急増により、都市住民の工場や事務所への通勤態様に変容した。南北戦争前後までは、都市に工場や事務所が所在し、多くの人々は徒歩で通勤していたが、人口増加により、オムニバス（馬車）や鉄道馬車、New Yorkではフェリー通勤も見られ始めた。

こうした交通機関の発達、最富裕層を都市郊外へ転居させ、1865年から1900年にかけては「鉄道の郊外」が形成された。特に合衆国の都市と郊外は、1887年に発明されたトロリー（市街電車）の普及によって変化し、軌道は都市中心部から郊外へと放射状に伸びた。1890年には鉄道馬車軌道が5,700マイル、ケーブルカーが500マイル、市街電車が1,260マイルであったが、1893年になると250以上の会社が認可され、12,000マイルの軌道のうち6割が電化された。1900年には全国3万マイルの軌道が電化され、馬車鉄道は衰退することになった（秋元 [1995] pp.150-152）。さらに電車通勤範囲を超えた郊外の住宅地では、多くの中産階級が自動車通勤を始めるようになった。市街電車は1917年の72,911台、乗客数は1923年に157億人でピークであった（秋元 [1995] pp.154-155）。このように南北戦争後になると、合衆国での交通手段は馬車、鉄道から始まり、決して自動車からではなかったことがわかる。しかし、次第に自動車がそれらから主要な交通手段としての地位を奪うことになった。

(2) 耐久消費財の普及による生活の変化

合衆国では、自動車が中産階級から労働者階級に浸透すると、人々の生活は一変した。Lyndら [1929] による調査では、Indiana州 Muncie では19世紀後半には、住民が自発的で自然な疎外されない生活を送り、熟練技術を活かした製造職に就き、日々の労働に満足し、余暇は歌、朗読、散歩、ハイキング、キャンプなどを楽しんだとされる。そして日曜日には、哲学、倫理、政治の議論をしたことを伝えている。しかし1924年になると、Muncieには町外から文明が侵入し、職人的熟練技能が不要となり、単調なものへと変化していった。広告、映画、ラジオ、信用制度、自動車が生活の一部となり、余暇は

受動的で商業化し、非参加的になった。家庭は、家族員が各々の仲間と余暇時間を過ごす基地に変化した。休息日はレクリエーション日となり、3分の2の住民は自動車を運転し、公的集まりを自動車が阻むようになった（秋元 [1995] pp.153-154）。こうして自動車だけではないが、多くの文明がそれ以前の人々の生活を大きく変化させていた。

1920年には、合衆国では約半数の家庭が持ち家となり、賃金上昇と建築費低下に後押しされて1922年から29年にかけては、年平均で88.7万戸が建設された。市街電車の通らない空間を自動車が埋め、雇用地区の分散や人口密度の低い住環境、新型住居を可能にした。一方、1880年代以降、多くの商品の全国市場が形成された。Kodak、CocaCola、Campbell、Cannonなど製造業者の製品ブランドが訴求され、消費者は店舗や商店主の信用ではなく、ブランド（名）で商品を購入するようになっていった。購入場所は、個人商店よりも百貨店や連鎖店などが多くなっていった。商品は包装され、家庭内で作られるものは減り、家計の主機能は消費となった。また、商品広告は、住民に意識的・無意識的に新しい「消費者の倫理」を植え付けた。売り手は、消費者に商品・サービスの快適さと利便性を訴求した（秋元 [1995] pp.155-156）。マーケティングが世界各国や地域に紹介されたのは、第二次世界大戦後であったが、既に合衆国では大規模工場で、大量生産された製品に対して、製造業者がブランドを付与し、ブランドを直接顧客に訴求するようになっていた。他方で、多くの学問は、欧州で誕生したとされるが、19世紀後半から20世紀初頭にかけてのこのような状況を考えると、マーケティングが合衆国で誕生したといわれるさまざまな要素があり、その背景が理解できよう。

合衆国では消費者における購買力の増大は、

1920年以降顕著になり、1914年頃からその兆候が見られた。商業的利用でも国民生活をスピード・アップする効果でも、自動車が貢献した（Griffin [1926] 井上抄訳 [1991] pp.126-127）。そして合衆国では、1920年代に「耐久消費財革命（Consumer Durables Revolution）」が起こったとされる（Olney [1991]）。これは単に価格と所得の相対的变化では説明できない需要変化であり、耐久財需要の価格・所得弾力性が増加したことによる。耐久消費財は自動車・自動車部品、その他モーター車、馬車、家具、ラジオ、蓄音機などであった。1920年代には新車（70%）、中古車（65%）、家具（70%）、ラジオ（75%）、ピアノ（90%）なども信用販売された（秋元 [1995] p.156）。このように耐久消費財の普及には、信用販売が効果的に作用した。それ以前は各店舗では、顔見知り顧客に掛売をすることがあったが、割賦販売に代表される信用制度の普及が耐久消費財普及の一助となっていた。

合衆国の自家用車世帯普及率は、1920年に26%、1935年に55%となった。都市の持ち家率は1910年に38%、1920年に41%、1930年に46%となった。電灯普及率は、1920年に35%、1930年に68%となった。図表1に示したように電気冷蔵庫、電気洗濯機、真空掃除機も急速に普及した。そして、多くの耐久消費財は1920年代には価格がほぼ一定になった（秋元 [1995]

図表1 冷蔵庫を持つ家庭数 (%)

年	総数	氷	電気
1910	18	18	
1920	48	48	
1930	48	40	8
1940	72	27	44
1950	91	11	80
1960	90		
1970	99		99

（出所）Lebergott [1976] p.259

p.158)。このように多くの耐久消費財の価格が安定してきたことも、その普及を促進させる基となった。

合衆国では1920年代には、所得分配の不公平が拡大したが、1930年時点のFordの従業員100家族調査では、平均年収1,700ドル、自動車47、ラジオ36、ミシン5、真空掃除機19、電気洗濯機49、アイロンは98家族が所有していた。59家族は家具、家電製品、自動車購入においては割賦契約をしていた。また1920年代の株式ブームは、当初は経済拡大を反映するものであった。株式ブームにより、最上位5%の所得階層が個人所得総額に占める割合が、1920年の25.7%から1929年の32%へと上昇した。そして、高額所得者の貯蓄性向が高かったため、1920年代には合衆国では貯蓄率が上昇した。高額所得層は自動車や住宅を購入し、彼らは株式や銀行預金のような金融資産に資金を投じていた（秋元 [1995] pp.164-168）。このように合衆国では、早くから株式ブームが起こり、その結果として富裕層が一定割合で誕生した。一方、貧富の差も拡大したが、富裕層や中産階級といった層が耐久消費財の普及を牽引した。

住宅及び耐久消費財は、多くの国民が体験したことがない都市型、郊外型の生活を約束する製品であった。そこに自動車、電灯、ラジオ、家電製品、合成繊維に対する爆発的な需要が起こった。一般に新製品の投資曲線は、緩いS字型曲線とされる。そして、成長期における高い産出とその後の自律的な動き、需給ギャップの消滅に伴う投資の低下が起こるとされる。また、消費と実質所得の関係は、この時期の広告と信用販売の普及が消費関数を上向きに変化させた。ただ所得増加は、生産性の伸びを下回り、消費関数の変化は一時的であった。他方、合衆国での新しい住宅建築は1925年から26年がピークであり、その後は非居住建築や公共建築が増大

し、大恐慌の起った1929年までは高水準であった。これらは戦争による積み残し需要、賃金の安定、郊外化の進展、安価な建築費用が貢献した。しかし、1924年以降、人口増加が鈍化し、1926年以降は住宅建設が頭打ちになり、家賃も下がった。住宅が過剰供給となり、住宅資金は貸付に依存し、ローン残高は1919年の80億ドルから1929年の270億ドルに上昇した。1925年のFlorida不動産ブームは、富裕層の夢を実現させるものであった。その根拠には自動車普及、余暇の増大があった。しかし投機が進行し、10%の頭金で取得した宅地には住宅を建てず、転売益を目的とするような面も見られたが、投機ブームは1926年秋のハリケーンの来襲により、1928年に崩壊した（秋元 [1995] pp.164-167）。一般に資本主義経済社会においては、好況と不況が循環するが、1920年代の合衆国においても観察可能である。ただ、好況と不況を繰り返しながらも、1929年に大恐慌が起こる前までは、住宅建築をはじめ、耐久消費財の購買において合衆国の人々の購買意欲は非常に旺盛であった。

(3) 自動車をもたらした生活の変化

合衆国では自動車の影響で、道路建設が復活し、有料道路時代を思い出させた（Ropley [1915] p.346）。1890年代には自転車が流行し、1896年に農村への郵便無料配達制度の導入、農村交通を都市と同様にしたい願望が道路改善運動につながった（Faulker [1959] 小原訳 [1976] pp.654-655）。特に自動車は人々の生活を変化させ、文明の象徴となった。1920年代には自動車で余暇を楽しむことが一般的になり、1926年には約5,400カ所のモーター・キャンプ場が全国に点在していた。さらに「自動車の普及は階級や人種の壁を越え、金持ちと貧乏人、白人と黒人、皆平等に同じ型の車に乗ることを

可能にした。……社会が個人に強制するのではなく、個人個人が自分の意志で行動する新しい社会的な基礎を自動車をもたらした（Flink [1975] 秋山監訳 [1982] pp.181-182)」。こうしたモータリゼーションは、社会文化的側面への影響も大きかった。また自動車の耐久性向上、燃費改善、自動車レース、展示会、各種メディアでの宣伝、補修サービス、割賦販売など、自動車製造業者のマーケティング活動は、自動車普及に大きな役割を果たすようになった（孫 [2003] pp.36-37）。

欧州では自動車は富裕層の道楽玩具から始まったが、合衆国での自動車は、農村でその普及が進んだことから、都市と農村の生活格差を埋める道具としての地位が与えられていった。また、自動車が生活必需品となるにしたがい、合衆国での人々の生活の一部を変化させただけでなく、生活の大部分、さらに社会全体を変化させた耐久消費財となった。

2. 自動車工業の発展とその普及

(1) 19世紀後半からの自動車工業の勃興

1880年代まで、合衆国での主な富の源泉は農業にあったが、1890年の国勢調査では製造工業が首位となり、10年後には工業製品価額は農産物価額の2倍を超えた。1860年に生産高では上位4工業、1914年には上位6工業のうち4つ、1919年には3つが農林業に由来し、農産物を原料とする製造工業が支配的であった。一方、鉄鋼生産が1914年には2位となり、輸送用生産物（車両建造・修理業と自動車工業）が上位10部門に登場し、1900年から1914年には自動車工業が機械部門から分かれて8位になった。1929年には自動車工業は、車体と部品を除いて首位となった（Faulker [1959] 小原訳 [1976] pp.513-517）。このように自動車は、急速に製

造工業においての地位を上昇させていった。

また、新しい発明は、多くの製造工業を生成した。これらには運輸設備の製造、電信・電話・ラジオ・照明・家庭器具などの家電製品、自転車、自動車、航空機などがあり、1865年以降、農業機械のほか、多くの工業を刺激するようになった（Faulker [1959] 小原訳 [1976] p.521）。耐久財、特に生産者向けの耐久財は生産手段であり、非耐久財は消費手段である。工業生産は、生産手段の増大と新興産業の発展に依拠した。個別部門では、1921年から1929年には非鉄金属155%、機械118%、鉄鋼、同製品107%、運輸設備103%であり、自動車、アルミニウム、ラジオ、映画用機械、航空機、人絹の増加が顕著であった。消費財では食料品工業43%、繊維工業33%などの伸長が著しかった（神野・宇治田 [1948] p.188）。これらの発明は、すべて合衆国で誕生したものではないが、合衆国では発明された製品を製造し、それを受容する市場が存在したことが、各産業の発展を支える基盤となった。

合衆国では自動車産業は、1890年代に出現し、1900年を過ぎてその重要性が認められ始めた。1904年の合衆国における自動車生産台数は2万2,000台であった。そして1920年代初めには、自動車産業が世界最大の製造業に成長した（Krooss and Gilbert [1972] 鳥羽他訳 [1974] p.441）。自動車は、経済・社会生活に大きな影響を及ぼした。それは資金（money）、市場（market）、人間（men）、機械（machine）、資材（materials）、組織（methodology）、管理（management）という企業や経営における「7M」以外でも、生活のあらゆる場面に影響した。たとえば、有料道路や道路沿いのホテルなどの古い産業を再興させ、広告、ガソリン・スタンド、モーター、野外映画劇場などの新産業を誕生させた。そして先にも取り上げたように自動車は、人々に郊外や準郊外への居住を可能にし、都市を大都市圏

に成長させ、可処分所得の5%を自動車購入や維持費に費消するようになった（Krooss and Gilbert [1972] 鳥羽他訳 [1974] pp.470-471）。このように自動車は、当該市場を拡大しただけではなく、関連する多くの市場を形成し、発展させるエンジンともなった。

自動車の急速な普及により、「市街電車の郊外」の様相も変化した。欧州で発明された自動車は、当初、金持ちの奢侈品であった。合衆国でも1920年以前は鉄道が専用軌道を走り、自動車道路や都市間道路は未整備であった。自動車運転は冒険であり、スポーツであった。それでも企業は自動車を生産し、1908年には24企業が比較的安価な自動車を生産していた（秋元 [1995] p.152）。FordのModel Tは家族全員が乗れ、個人が運転、整備でき、修理も簡単であった。一方、農産物価格が上昇し、1900年代は農村は好景気であった。本格的な農村向けの自動車販売は、FordによるModel Tの開発前後においてであった。当初から農村での自動車普及率は高く、1926年にはIowa州では自作農の93%、小作農の89%が所有するようになっていた。農村での自動車利用は、農民の孤立感を緩和し、買い物やレジャーの行動半径を拡大させた（秋元 [1995] p.159）。図表2からわかるよ

図表2 T型の販売額、シェア及び価格
(1908～1916年)

年	T型車 販売額	シェア (%)	価格 (ドル)
1908	5,986	9.4	850
1909	12,292	9.9	950
1910	19,293	10.6	780
1911	40,402	20.3	690
1912	78,611	22.1	600
1913	182,809	39.6	550
1914	260,720	47.6	490
1915	355,276	39.7	440
1916	577,036	37.8	360

(出所) Norris [1990] p.164

うに Model T は、発売当初からかなりの勢いで販売台数が増え、そのシェアは上昇し、価格は一貫して下がるという状況が生まれた。

(2) 大衆自動車（低価格車）の普及

合衆国では、低価格車が実現したことにより、自動車の奢侈品イメージは次第に消えることとなった。そして自動車は、初期の裕福な資産階級から大衆に普及し、消費市場は急拡大した。1912年頃からは1人あたり実質国民所得が、Ford Model T の小売価格を上回り、大衆にも自動車に手が届くようになった（孫 [2003] p.35）。

1913年になると、合衆国での自動車登録台数が100万台を超え、道路整備の必要性が各業界で叫ばれ始めた。そこで政府は1916年に連邦道路法を制定し、ハイウェイ局を設置した州には補助金を支出することとした。1921年の連邦道路法では、20万マイルの道路を1級に認定し、費用の半額の連邦補助金を支出した。翌年、合衆国は公共道路局を設置し、人口5万人以上の全都市間を結ぶ計画が進捗した（秋元 [1995] p.154）。このように合衆国では、自動車産業が他の国や地域よりも早くから発展したのは、自動車製造業を中心とした自動車産業自体の努力だけでなく、自動車が走行できる基盤

整備が進捗したことも影響していた。

合衆国における価格要因以外の自動車普及要因では、先にあげた道路建設のほかに、交通規制、自動車登録と運転免許制度の確立があった。自動車普及と安全走行には、やはり、法令関係の整備が必要であった。1920年代、合衆国の大都市には自動車道路網が建設され、道路建設が伸張し、自動車利用に適した道路システムは完成間際であった（Flink [1975] 秋山 監訳 [1982] p.203）。また自動車登録制度は、1910年は36州で義務づけられた（Flink [1975] 秋山 監訳 [1982] p.27）。そして、1910年から1929年にかけての自動車普及率は、1,000人に5台から189.9台にまで上昇した。図表3を見ればわかるように、合衆国は一気に自動車社会となり、自動車は人々の生活に必要な不可欠な耐久消費財となった（孫 [2003] p.37）。

自動車は、消費者にとっては住居に次いで、2番目に高額な支出である。これは現在の社会においても同様である。ただ、耐久消費財としてはなかなか信頼されず、製造業者は製品の信頼性向上のため、修理施設を用意する必要があった（塩地・キリー [1994] pp.51-52）。合衆国において、自動車は低価格車の登場と大量生産体制により、大量販売が開始された。一方

図表3 合衆国における乗用車の登録台数と普及率の増加（1910-1929年）

年	乗用車工場出荷台数	登録台数	1000人あたり登録台数	年	乗用車工場出荷台数	登録台数	1000人あたり登録台数
1910	181千台	458千台	5.0台	1920	1,906千台	8,132千台	74.6台
1911	199	619	6.6	1921	1,468	9,212	84.9
1912	356	902	9.5	1922	2,274	10,704	97.3
1913	462	1,190	12.2	1923	3,625	13,253	118.4
1914	548	1,664	16.8	1924	3,186	15,436	135.3
1915	896	2,332	23.2	1925	3,735	17,481	150.9
1916	1,526	3,368	33.0	1926	3,692	19,268	164.1
1917	1,746	4,727	45.8	1927	2,937	20,193	169.6
1918	943	5,555	53.8	1928	3,775	21,362	177.3
1919	1,652	6,679	63.9	1929	4,455	23,121	189.9

（出所）塩見編 [1986] p.205

で、製造業者には生産とともに流通についても重要な課題となった。生産過程の変化による競争上の優位は、流通過程もそれに連動しなければならない。また、自動車販売に付随する補修、割賦販売などのマーケティングも、流通過程の組織化と管理が必要であった。そこで大規模自動車製造業者は、1910年以降、製品の流通過程の組織化と管理に着手するようになった（孫 [2003] pp.37-38）。ここでは大規模自動車製造業者が、生産だけではなく、早くから販売にも関心を払っていたことがわかる。

また一般に、当該製品が浸透していない市場では、製造業者が特段の努力をしなくても、当初は製品は販売可能である。ただ、消費が一巡し、多くの消費者が当該製品を手にしたときに、漸くマーケティングの重要性に気づき、当該活動を展開するようになる。合衆国では多様な大規模製造業者が、早くから市場対応を開始したところに、マーケティングの母国としての背景が観察できる。

(3) 自動車需要の変化

合衆国では、1920年以降、自動車産業は生産過剰状態に陥った（Hewitt [1956] p.61）。一方、消費市場も飽和化し、買換需要が自動車需要の中心となり、中古車割合が急増した（孫 [2003] pp.41-42）。そのため、1921年以降は、最低価格車の購入傾向は逡減した。そこで自動

図表4 クローズド・カーの生産比率

年次	生産比率 (%)
1919	10.3
1920	17.0
1921	22.1
1922	30.0
1923	34.0
1924	43.0
1925	61.5

(出所) Griffin [1926] 井上抄訳 [1991] p.126

車は全系列で改良され、多様な装備が追加されるようになった。特にオープン・カー（無蓋車）からクロズド・カー（有蓋車）への移行は、改良の代表であった。ただクロズド・カーを大量生産した影響は、販売価格には反映せず、価格の変化はなかった（Griffin [1926] 井上抄訳 [1991] p.126）。図表4からわかるように、1919年に生産比率でおよそ1割であったクロズド・カーは、6年後には6割を超えている。ここではわずかの期間でいかに大きな自動車の形態変化が起こったかがわかる。

市場の性質変化は、価格の重要性が薄れたことも意味した。当初、自動車需要は価格弾力的であった。そして価格引き下げにより売上高はそれ以上の比率で増加した。しかし、1920年代初期には自動車需要は所得弾力性を強め、自動車の売上高は、価格の関数よりも、消費者所得の期待との関数となった（Herman and Gilbert [1972] 鳥羽他訳 [1974] p.458）。つまり、顧客は、低価格や値下げに対して以前のようには反応しなくなり、購買製品選択の要素として、価格以外に重きを置き始めるようになったためである。

また、耐久消費財の取替需要は時間経過により、その重みを増してくることになる。過去の取替需要は、毎年の自動車登録台数、生産台数、輸出台数データを、毎年の配車台数と取替を要する台数=取替需要として把握できる。図表5は、合衆国における1910年以降の廃車台数を示しており、年度によってバラツキはあるが、全体的に廃車台数が上昇していることがわかる（Griffin [1926] 井上抄訳 [1991] pp.122-123）。この廃車台数の上昇は、当然のことながら耐久消費財とはいえ、製品寿命があること、さらにマーケティングにより、新車への買換えが進んだことを示している。

そして、合衆国において、取替需要が市場で

図表5 自動車廃車台数 (1910～1924年)

年次	廃車台数 (台)
1910	24,148
1911	50,662
1912	115,603
1913	57,585
1914	56,881
1915	371,196
1916	365,792
1917	81,220
1918	126,303
1919	361,335
1920	256,253
1921	651,562
1922	934,115
1923	807,912
1924	1,442,000

(出所) Griffin [1926] 井上抄訳 [1991] p.123

大きな割合を占めるようになったとされるのは、1910～1914年(17.6%)、1915～1919年(19.3%)、1920～1924年(33.1%)のように5年ごとの区切りではあるが、かなり取替需要が発生していることがわかる(Griffin [1926] 井上抄訳 [1991] p.123)。

さらに廃車台数の予測は、将来の自動車工業にとって、生産台数を決定する上でも意義がある。増加車両数は、廃車された代替を要求し、新規顧客数が増加しなくても、同水準での自動車需要が維持可能である。つまり、取替需要が新規需要を補填する。年間400万台の生産を継続(年間約20万台の輸出が含まれる)するには、自動車工業は新規購入客開拓が必要である(Griffin [1926] 井上抄訳 [1991] pp.124-125)。Griffinは、合衆国では1926年(200万人)以降、1927年(170万人)、1928年(150万人)、1929年(120万人)、1930年(90万人)というように、これだけの新規購入客を開拓しなければならないとした。

1925年にはCalifornia州では、自動車登録比率は2.8人に1台であった。これを合衆国全体

に対応させると、1930年には4,370万台が登録される予想であった。ただ、1929年に発生した大恐慌により、この通りにはならなかった。他方、1921年以降の自動車価格の低下は、ドルの一般的な購買力の減退に原因があったが、1914年よりも低い水準で価格設定がされていた。第一次世界大戦中には、戦時中の自動車価格上昇は、他商品よりも低かった。それ以降、全般的な価格低下の中で、自動車は他の商品よりも下落した。しかし、製品自体がその仕様を変化させたために、量的観点で価格変動を理解することは困難である(Griffin [1926] 井上抄訳 [1991] p.125)。図表6は、1915年以降の自動車の平均価格を示している。FordのModel Tが、次第に価格を引き下げたことがしばしば取り上げられるため、自動車の平均価格も全体として下降したと考えられるが、実際にはそうはなっておらず、1910年代後半には上昇し、1921年以降では下落することもあったが、Model Tのような価格変化を示してはいない。

1908年にFordの小型車は700ドル、6気筒の高級車は2,500ドル以上であった。1924年にFordの小型車は260ドルになり、高級車は1,700ドルになった。高級車も品質改善し、セルフ・スターターがクランクに代わり、屋根付

図表6 自動車の平均価格

年次	平均価格 (ドル)
1915	900
1916	800
1917	800
1918	1,150
1919	1,175
1920	1,275
1921	975
1922	875
1923	825
1924	825
1925	865

(出所) Griffin [1926] 井上抄訳 [1991] p.126

き車が購入可能になった。取外し自在のリム、自動給油装置、コード・タイヤ、全輪ブレーキなどが採用された（Krooss and Gilbert [1972] 鳥羽他訳 [1974] p.462）。こうして自動車のイノベーションが積み重ねられ、自動車の品質が改善されてきたことで、1925年には自動車の平均耐用年数は約6年半となり、走行距離は2万5,000マイルになった（Krooss and Gilbert [1972] 鳥羽他訳 [1974] p.459）。特に消費者には、経済的に豊かになると価格志向よりも、自動車が自己主張をする製品としての位置づけをより重視するようになったため、車体の色や型式がより重要になった。つまり、自動車製造業者も、顧客に訴求する要素を価格一辺倒とするのではなく、他の要素により訴求することも必要となった。しばしばマーケティングの教科書では、後者に力点を置いたGMがその後の自動車業界での競争をうまく進めたことが強調されてきた。

（4）自動車合衆国社会に与えた別の側面

経済学者たちは、自動車の経済的利益に強い確信を抱いていた。しかし、自動車による他の社会的要因を強調する思想家たちは、悲観的な見方をしてきた。伝統的な道徳観念は、自動車が消費や豊かさの象徴になるにしたがい、その意味を喪失した。社会学者たちは、自動車が家庭生活の規律に及ぼした影響に対しては、半信半疑であった。彼らは自動車生産が精神生活に与えた影響を取り上げたが、それは自動車が流れ作業の過程と同義語であり、無味乾燥で機械化された社会の縮図を示すものであった。その面では人間の労働が、機械化された面を強調したようなところがある。ただ、時間が経過したことにより、これらの批判の多くは、その鋭さを喪失するようになった。それは、技術者らが自動車産業に対する批判を、自動車の安全性に

向けるようになったからであった。合衆国では長い間、自動車は人間の死亡原因の第7位であった。自動車事故による死亡は、1927年に2万5,000人、1950年には3万5,000人に増加した。しかし、登録された自動車台数と走行マイルを考慮すると、自動車は危険な存在というよりも、むしろ安全な乗り物という主張もあった（Krooss and Gilbert [1972] 鳥羽他訳 [1974] p.471）。それは人間の移動ということに焦点をおくと、確かに自動車はその移動距離の割には、他の移動手段に比べて、格段に安全な乗り物であるかもしれない。

他方、社会生態学者らは、自動車が社会を脅かすとして告発した。彼らは自動車が大気汚染の直接原因であると非難し、当該産業全体がこの問題に対策を講じていないと非難した。自動車産業は、その安全性には多くの対策を講じ、大気汚染にも種々の対策を講じてきた。ただ、こうした改善は緩慢なものであり、多くの阻害条件もあった（Krooss and Gilbert [1972] 鳥羽他訳 [1974] p.472）。さらに自動車が引き起こす公害などの側面は、合衆国では第二次世界大戦後、社会的に影響のある弁護士や大学教授らが、交通事故による死者の増加とともにその危険性を主張したが、大恐慌前の時期においては、環境面への影響はそれほど大きなうねりになっていなかった。

3. 自動車における大量生産志向の芽生えと実践

（1）産業における自動車の地位向上

合衆国では、1910年から1920年の間に、自動車産業が急速に発展した。前節でも取り上げたが、1900年の政府による製造業統計では、自動車産業は独立した1項目として取り扱われていなかったが、1923年には生産額では合衆

図表7 主要工業の順位変化

順位	1860年		1914年		1929年	
	工業（生産額1百万ドル）		工業（生産額1百万ドル）		工業（生産額1百万ドル）	
1	製粉業	249	肉缶詰業	1,652	自動車	3,723
2	綿製品	116	鉄鋼製品	919	肉缶詰業	3,435
3	製材業	105	小麦粉製品	878	鉄鋼製品	3,366
4	製靴業	92	鑄鉄及び機械	867	鑄鉄及び機械	2,791
5	鑄鉄及び機械	89	木材製品	715	石油精製	2,640
6	衣料	88	綿製品	677	電気機械	2,301
7	皮革業	76	車両	510	印刷・出版	1,738
8	羊毛製品	66	自動車	502	婦人衣料	1,710
9	飲料	57	製靴業	502	自動車車体及び部品	1,537
10	蒸気機関	47	印刷・出版	496	パン	1,526
11	鑄鉄	37	パン	492	綿製品	1,524
12	鉄加工品	37	婦人衣料	438	木材製品	1,273
13	食料品	32	男子衣料	458	車両	1,184
14	印刷	31	製鋼業	444	煙草	1,067
15	車両	27	飲料	442	小麦粉製品	1,060

（出所）Faulker [1959] 小原邦訳 [1976] p.517（一部改）

図表8 生産額に占める産業の鉄鋼消費比率
（単位：%）

産業	1922年	1926年	1929年	1939年
鉄道	22	23.5	17	9.3
建設	15	19.5	16.5	13.1
自動車	10	14.5	18	18.1
石油・ガス・鉱業	10	9.5	10.5	5.5
輸出	7	5	5.5	6.5
食料品容器	4	4	5	9.4
機械	-	4	3	3.8
農業	4	4	5.5	1.9
その他	28	16	19	32.4

（出所）Bernstein 益戸他訳 [1991] 『アメリカ大不況』 p.62

国の産業の中で首位となった（Hewitt [1956] p.11）。図表7について、1914年と1929年の主要工業の順位変化を見ると、1914年には農林産物に由来する肉缶詰業が首位であり、1929年には2位に下がったが、生産額は2倍強に増加した。一方、自動車産業の順位は、1915年の8位から首位まで上昇し、生産額は7.5倍にも増加した。いかにこの間の自動車産業の成長力は強力であったかがわかる。

合衆国における1920年代の経済成長の中心は、製造業と建設産業であり、製造業は自動車と自動車関連産業が中心であった。自動車と鉄道の鉄鋼消費は1920年代に逆転し、鉄鋼製品ではレールや鋼板生産が減少し、反対に薄板圧延鋼板などが増大し、重量構造物よりも軽量材や新合金において需要が変化した。自動車産業の後方連関については、鉄鋼以外でゴム、板ガラス、石油などがあった（秋元 [1995] pp.162-163）。図表8を見ると、1920年代に鉄鋼の消費率が変化したのは、鉄道産業においては次第に減少したが、自動車産業で消費される鉄鋼割合が上昇していることが理由であることがわかる。

合衆国の国内政策は、1930年代までは保護関税制度とは対照的に自由放任であった。1887年の州際商業法と1890年のシャーマン反トラスト法による統制があったが、製造工業は州際商業の自由に助けられた面もあった（Faulker [1959] 小原邦訳 [1976] p.520）。また合衆国の製造工業は、発展過程で多様な影響を受けた

ため、欧州のそれとは異なるものとなった。合衆国では、ほとんどの時代に労働力が不足していたため、それが労働を節約することを促進する機械発明の原動力となった。合衆国での生産物は、主に機械で製造されるものであった。そして、手工業生産に代わり、機械の代替による大量生産は、芸術的で精巧で美的な部分を犠牲にした。靴や自動車の例外はあるが、欧州の消費財は合衆国よりも品質に優れ、芸術的であった（Faulker [1959] 小原邦訳 [1976] pp.523-524）。こうして合衆国では、大量生産の発展で完成品生産が増え、原料生産高が約2倍になった。同時に、消費者が必要な財よりも、資本設備に使用する財（機械、道具及び生産用具）が重要になった。Fordは「大量生産は、力、正確性、組織性、連続性、速度などの諸原理のある工業製品に集中させることである。……そして、その通常の結果は、標準的な原料、技能及びデザインによる有益な商品を最低の費用で大量に生み出す生産的組織（Ford [1926] pp. Vol. II p.821）」と述べていることから、機械による大量生産の重要性が分かる。

また大量生産は、1790年以降、部品の標準化と互換的な機構を、Eli Whitneyが銃砲製造に応用したことで知られるようになった。このような大量生産の発展は、互換的機構での技術・発明の進歩、資本の利用可能性、生産物が吸収可能な全国的市場を基盤としていた（Faulker [1959] 小原邦訳 [1976] pp.526-527）。別の見方をすると、合衆国は大量生産により、生産された製品を受容可能な大きさの市場が、当初からあったことになる。その後次第にマーケティングにより、市場を形成・拡大したが、第1節でも取り上げたように市場形成・拡大の努力以前から受容するに十分な受け皿が既にあったととらえられよう。

（2）大量生産以前の自動車産業の成長

合衆国では、1923年まで自動車需要が増加したことで、製造設備は不足しがちとなった。自動車産業では、その販売可能性の判断を誤り、技術的に最も望ましい型、消費者の嗜好に訴求する型を発見する過程では、多くの実験を行ってきたが、特殊設備の能力が活されないこともあった（Epstein [1928] p.243）。自動車産業の成長過程は、便宜上3つに区分されている。それは①生産と財務問題がその他あらゆる問題に比べて大きな意味を有した1893年から1900年の開拓期、②中心問題が生産や財務から経営管理やマーケティングに移行した1900年から25年の大量生産体制拡張期、③労働組合や社会生態学の問題が重大化した1925年以降の成熟期である（Kroos and Gilbert [1972] 鳥羽他訳 [1974] p.442）。これらの区分では、自動車の製造自体よりも、自動車を取り巻く環境が大きく変化したことによる影響により、自動車産業の成長過程を区分するものとなっている。

黎明期の自動車工業では、蒸気力による1世紀に及ぶ実験の後、1893年になって漸く実用的自動車が製作された。しかし、1903年以前における自動車工業は不安定であり、初期の実験は主に欧州で行われ、合衆国よりも以前から発展していた。合衆国では、New York州RochesterのSeldenが、1877年にガソリンエンジン車輛を製造し、1895年に特許を取得した。この「馬なし馬車」が1890年代に合衆国で紹介されると、Dauley、Olds、Haines、Fordらの機械工が、電気、ガソリン、蒸気、炭酸ガスやアルコールで動く機械の組立てに次々と成功した（Kaempffert [1924] chp.4）。また、自動車産業での企業者活動は、この産業に携わろうと決意した事業家ではなく、Duryea兄弟やApperson家、あるいは自動車づくりに興味を持ち、他事業から転じた者たちであった。後者には、当時著名な自転

車製造業者であったHope、有能なエンジニアであったWinton、ピアノ製造業者であったSteinway、ガス事業者であったHaines、電線の製造者であったPackard、風呂設備の取付工法を考案したBuickらがいた。初期のそれぞれの製造業者は、ガソリン、蒸気、電器の内燃タイプの自動車を製造すべきか、奢侈市場あるいは大衆市場いずれを標的とするべきか、自らの工場で何をつくり、他の部品製造業者から何を購入すべきか、どのようにすれば自己資本を最も有効に利用できるのかといった問題があった(Krooss and Gilbert [1972] 鳥羽他訳 [1974] pp.442-443)。そして、自動車製造を手がけた者たちの夢は、破れることになったが、Fordなどはその中での成功者となった。

(3) 初期の自動車製造業者

他方、1900年以降、合衆国の自動車産業では競争が激化し、自動車は急速に実用化された。デザインが改良され、自動車人気が上昇した。また、技術的に改良され、機械的訓練がない人でも運転可能となった。ガソリン自動車では、1900年には後ろ向き走行が可能となり、1913年には実用的な自動スターターが発明された。同年、自動車の生産台数は約56万9,000台、登録台数は171万1,339台となり、自動車生産への投資は4億ドルを超え、自動車の拡張とその影響は次の15年間に現れることになった(Faulker [1959] 小原邦訳 [1976] pp.653-654)。

合衆国の自動車産業は、1904年に2万3,000台を生産し、付加価値は1,700万ドルであったが、1929年には500万台を超え、付加価値は25億ドルに増加した。1920年以降、自動車製造業では、全製造業の労働者の約4%を雇用することとなり、非農業労働者のうち残り10%は、自動車が創出した仕事に従事するようになった(Krooss and Gilbert [1972] 鳥羽他訳 [1974]

pp.470-471)。つまり、多くの労働者が、何らかの形で自動車産業と関わりを持つようになった。1900年から1910年は、合衆国の自動車産業生成時期であった。1900年には約300の企業が自動車を製造したが、総生産台数はわずか4,192台であった(Epstein [1928] p.30)。したがって、20世紀になった直後は、その後隆盛を極めた合衆国の自動車産業でさえ、まだまだ緒に就いたといえる時期ではなく、自動車製造を多くの企業が模索していた時期ととらえられる。

1904年頃までに生産された自動車は、主に単気筒か2気筒であった。それらは軽量でバギー、キャリエージあるいは自転車に近いものであった。次第に4気筒車が生産されたが、重く、強力で高価であった。小型で強力な高速自動車は存在せず、望ましい性能実現には大きさと重量が要求されるようになった。自動車需要は、上流階層に依拠したものであり、高価格で高馬力車の市場が形成された。これは1904年から1909年頃に拡大した。1910年以降、4気筒車が標準になったが、次第に軽量車もつくられ始めた。設計が改良され、新生産方法と組み合わせられたことで、優れた4気筒車を低廉な費用で製造可能となった。そのために、重量車への需要は止むこととなり、軽量で安価な自動車への需要が急拡大した。ただ、1903年に自動車業界で上位グループを構成していた8~10社は、1904年から1905年の好況が忘れられずに、重量車を製造し続けた。8社のうち4社は、大型車を製造しており、重く、操作が難しかった。そのために4社は、すぐに主導的地位から滑り落ち、3社は自動車業界から撤退した(Epstein [1927] 井上抄訳 [1991] pp.140-141)。しばしば製造業の失敗について指摘されるのは、経営者が好況時の頭で物事を考えてしまい、不況となった現実を直視できないことである。そして、

好況時の手法で、不況時にも経営に当らうとするために、その失敗は致命的なものとなる。

合衆国における初期の自動車産業では、大衆車製造業者の覇権が確立し、技術水準の急速な上昇と大量生産体制が整った1907年から1910年頃の「馬なし馬車時代（同時に高級車製造業者優位の中小製造業者乱立時代）」には、販売機関は多種多様な事業者が出現し、当初は資金力がそれほど必要ではなかった（Hewitt [1960] pp.9-10）。しかし、1907年から1912年には、全般的に倒産率が上昇した。これは急速なデザインや生産技術において変動があり、高価格車と低価格車間の市場需要変化による影響があった。そして1907年以降、低価格車と中価格車割合が増加した。自動車産業の拡大は、低所得層への自動車販売の必要性が認識され、エンジンの再設計だけでなく、アクセル、変速機、その他部品の再設計が必要となった（Epstein [1927] 井上抄訳 [1991] pp.132-133）。つまり低価格を実現するためには、これまで使用していた費用が高む高価格の部品調達を断念し、安価な事業者へと切り換える必要があった。

多くの企業が、自動車産業に参入・退出したため、自動車産業は不安定であった。合衆国では1910年までに600社以上が自動車産業に参入し、採算がとれたのは77社とされている（Seltzer [1928] p.65）。当時、自動車製造に必要な資金は、それほど多くなく、製造業者は部品供給業者と購入契約を結び、30日から60日の手形を振り出し、大部分の資本負担は部品供給業者に転嫁可能であった。さらに初期のフランチャイズ・システムでは、販売業者がフランチャイズ契約の締結時に、製造業者に対して現金預託をし、配車と同時に現金を支払っていた（Gaylord [1987] pp.1-2）。この段階は、発明、製品の改善・向上、大衆への自動車紹介が中心であり、自動車工業の初期からいえば、販売量

は急増した。しかし、この段階は1910年に終わり、同年には合衆国では46万8,000台が生産された程度であった（Griffin [1926] 井上抄訳 [1991] p.121）。現在では自動車製造業に参入するには、それに要する費用が高いため、かなり高い参入障壁となっている。ただ当時としては、自動車は部品を寄せ集めて、効率よく組み立てればよいという考えが一般的であり、それほど参入の壁は高くなかった。

自動車の歴史では、3,000車種以上が異なる1,500の自動車製造業者が製造した。このうち存続した企業は、1ダース以下であった。初期の自動車事業は、組立作業に止まっていた。一方で、少額資本でも調達は困難であった。他の幼年期産業と同様、自動車製造には資金が流入せず、先駆的な自動車産業に投資するため、他事業から資本が引上げられることもなかった。したがって、初期の企業家は、銀行借入や販売業者から当該事業資金を調達していた。この資本調達は、初期の大量生産の段階を通して、自動車製造業者を悩ませた。この業界における有価証券の流通は、GMが5カ年の約束手形を振出した1910年以後であった（Krooss and Gilbert [1972] 鳥羽他訳 [1974] pp.443-444）。つまり、将来有望な事業であれば、出資者はすぐに見つけられる。しかし、当時の資本家が、自動車製造を全く気にもかけることもなかったのは、それほど有望な仕事とは見られていなかったと推測される。

合衆国では1903年に、24社が自動車製造を手がけ、1924年には180社にまで増加した。これらが商業的規模で乗用車を生産・販売した。この数字は、既に公にされたものよりも少ない。この間、180社以外にも自動車を組立てた企業が存在した。これらは1、2台から数台の試作車を作っただけであった（Epstein [1927] 井上抄訳 [1991] p.128）。他方で、既にFordは大量

生産を開始し、GMも規模の利益を追求して企業規模を大きくしようとしていた時期に到達していた。このようにほんの数台しか自動車を製造していない企業の存在を考えると、まだまだ自動車産業自体、「伸び代」を見極めようとしていた状況であったためだろう。

合衆国では、1903年から1924年にかけては、自動車会社が多く倒産した。概して参入と消滅が同年にはほとんど発生していない。つまり、参入と消滅は逆の相関関係にあり、多くの企業が生成した年は倒産企業数が少ない。反対に倒産企業数が多い年は、少数企業しか参入していない。この逆の相関関係は完全ではないが、新企業が事業を開始する「好況の年」の選択を正当化し、「不況の年」には事業を開始しない方がよいことを示唆している。1912年から1913年の自動車工業分野への参入企業は、おそらく不況期の1910年から1911年の延期した計画を実行したためであろう (Epstein [1927] 井上抄訳 [1991] pp. 131-132)。図表9を見ると、失敗率が10%を超えるような年は、やはり参入企業数もほぼ減少している。ただ、1年ほどの時間の差は確認できそうである。

最初の実験段階と同様、拡張段階も終了時は不明確である。しかし、この段階で成長・発展し、新規顧客が市場流入した割合は減少した。新規需要減が生産量を吸収できなくなり、第2段階が終了した。第3段階は、多くの潜在・新規顧客が自動車を所有し、使用していた自動車を代替する「取替需要段階」である。長い間、多くの産業は第3段階に止まった。実際、長期間、この段階にあるため、この状況が常態とされるようになった (Griffin [1926] 井上抄訳 [1991] p.121)。それは各企業や産業が、技術革新を伴った世の中にとって、全く新しい製品を発明していないことが影響している。世の中にとっての新しい製品が、旧来の製品市場を駆

図表9 乗用車メーカーの参入・消滅数

年次	参入数	消滅数	存続数	失敗率(%)
1902	-	-	12	-
1903	13	1	24	4
1904	12	1	35	3
1905	5	2	38	5
1906	6	1	43	2
1907	1	0	44	0
1908	10	2	52	4
1909	18	1	69	1
1910	1	18	52	26
1911	3	2	53	4
1912	12	8	57	12
1913	20	7	70	10
1914	8	7	71	9
1915	10	6	75	7
1916	6	7	74	9
1917	8	6	76	7
1918	1	6	71	7
1919	10	4	77	5
1920	12	5	84	6
1921	5	1	88	1
1922	4	9	83	10
1923	1	13	71	15
1924	2	14	59	19

(出所) (Epstein [1927] 井上抄訳 [1991] p.131)

逐し、新市場を形成するならば、第3段階を超えて、第4段階に突入するであろう。しかし、第3段階のまま、顧客は製造業者の改良製品を受容する状況が一般化する。この状況を「常態」と呼んでいるに過ぎない。

合衆国において、1924年に主導的な役割を果たしていた自動車企業10社のうち、2社は参入後10年以下だった。10社のうち3社は、1908年から1909年以前に生産開始した。つまり、過去10年以内に設立された企業は、一躍最前線に踊り出たが、当時のトップグループは厳密にはパイオニア企業ではなかった。それら企業の歴史は約15年であり、1903年あるいは1906年頃に創始されただけであった。それら企業は、早くから自動車製造事業に関与した人々が設立し、例外はあったが、それらを牽引した人々は

実験を楽しんだだけでなく、自らの冒険前に自動車「製造経験」も楽しんだ（Epstein [1927] 井上抄訳 [1991] pp.139-140）。つまり、自動車製造を自らの趣味のように考えていた人々（職人）と、自動車産業としてその意義を社会で確立しようとした企業家の考え方の違いであろう。

（4）自動車生産における大量生産志向の芽生え

Oldsは、自動車を作るよりも製造しようとした。この意味は、手工業によって年間に数台を組み立てることをいうのではなく、一気にとまではいかなくとも、大量生産を志すことを意味している。彼は、ガソリン駆動車を1897年に地方銀行家の資金的援助で、Michigan州Lansingで製造し始めた。そして、大量生産を構想し、荷馬車原理が自動車にも適用できると信じていた。ただLansingでは、大規模な構想を実現できる労働力、資金、建物が入手できずに倒産した。彼の最初の工場では、機械装置が複雑な自動車をつくった。これは時代に先行し過ぎていたため、価格も1,250ドルと高価であった。その後、New Jersey州Newarkに移り、工場建設を目指した。東部の資本家は、彼の構想を非現実的と判断し、彼への貸付けを拒否した。彼はその後、Smithから資金援助を受け、1899年に資本金20万ドルによってDetroitで事業を開始した。資金提供者であるSmithは95%の株式を保有することになった（Krooss and Gilbert [1972] 鳥羽他訳 [1974] pp443-445）。

Oldsは、自動車産業で初めて分業や移動式組立てを開始し、労働者が部品を取りに行かず、部品が労働者に届けられる方式を実行した。彼が改良した生産工程では、1904年に5,000台を販売し、3年間で105%の配当をした。彼はこの時点でSmithとのパートナーシップを解いた。それは彼が廉価車製造の継続を望んでいたが、

Smithは威厳のある高級車の製造を望むという志向の相違によるものであった。この点で彼は、大量生産方式導入の先駆者であったといえる（Krooss and Gilbert [1972] 鳥羽他訳 [1974] pp445-446）。彼が大量生産方式の先駆者でありながらも、その後の自動車産業の牽引者とならなかったのは、Fordのように市場での廉価車時代の到来を見据え、自動車が価格弾力性を持つ商品であり、価格を引き下げれば、引き下げ分以上に販売量が増大するという信念を持続できなかったためである。また技術面では、①標準化、連続性、移動組立ライン、スピードなどを正確に巧みに組み合わせ、②製造、原材料の段取り、組立におけるタイミングに関しても考えが及んでいなかったという原因もあげられている。初期の自動車産業はGrasのいう小資本主義（petty capitalism）に類似したと指摘される（Gras [1939] 植村訳 [1980]）。やはり、Fordは産業資本主義の象徴的存在であり、FordやGMは、組織は経営戦略に適応し、分権化は多角化に従うというChandler理論を実証していた（Krooss and Gilbert [1972] 鳥羽他訳 [1974] p.442）。Chandlerの「組織は戦略にしたがう」とは、FordやGMのその黎明期から発展期を研究者視点から、事後的に整理しただけである。逆に考えると、Oldsが20世紀の初めに大量生産を試みていた時期に、「組織は戦略にしたがう」というテーゼにより、戦略に合わせて組織を構築することが示唆され、実行しても、おそらくはFordのような成功はなかったかもしれない。

4. Ford MotorとGMによる大量生産とマーケティング

（1）Fordの形成と価格マーケティング

Ford Motorは、1901年に創設された。Fordは早期に近代的組立工場を建て、1908年にこの

ラインから Model T を世に送った。Model T の開発以前は、手工業により、限られた自動車を製造していただけであったが、Model T は大量生産を考慮して設計され、部品の互換性や部品組立作業の単純化が大量生産を可能にした (Womack et.al [1990] pp.26-27)。先にも取り上げたように1908年頃は、ほとんどの自動車製造業者が、高価格車を製造する傾向があった。しかし、この傾向に逆らって Ford は、大衆車を製造する決心をした。彼は最初の自動車が出現した日から、それが必需品となることを信じ、シャーシーは全ての車について全く同様のものとし、1つのモデルをつくらうとした。特に後に有名になった「われわれは黒い車だけを提供する。というのは、消費者は車が黒色である限り、どんな色であれ、彼が望む色に塗り替えることができるからである」という言葉が、彼の大量生産への強い決意を象徴していた。そのために Ford は、自らの見解に賛同したとは言い切れない抵抗する株主から株を買取ったうえで、Model T を製造し始めた。Ford はきちんとした給料を取っている人ならば誰でも自分の車を持

つことができ、そして家族と共に神の与え給うた広い野山で楽しみの時間を持つことのできるような低価格車を作るのが目標であった。競争業者や自動車業界の評論家たちは、もし Ford が彼の意思通りに実行したならば、彼の事業は6ヶ月もしないうちに潰れてしまうというものだった (Krooss and Gilbert [1972] 鳥羽他訳 [1974] p.449-450)。こうして Ford は大量生産を実行し、低価格で入手できる自動車破壊の実現を目指していた。

Ford は、大衆車の大量生産をしようとしたが、技術力が不足していた。そこで既に Ford は、Model T の製造以前、完全な製品規格化を開始しており、1906年には自動車生産を年間1万台に伸ばすため、科学的管理法で有名な Taylor の弟子 Walter を雇用した。ただ目標達成は、1910年に操業開始した Highland Park 工場の建設以後であった。この工場では、ライン生産システムが採用された。機械や労働者は、自動車の組立順序によって配置され、自動車の各部分を組立てるために用いられる材料は、生産ラインに沿って移動した (Krooss and Gilbert [1972] 鳥

図表10 Ford、GM及びアメリカの自動車生産推移 (単位：千台)

年	フォード		GM		全メーカー 生産高	全米の 登録台数
	生産高	構成比 (%)	生産高	構成比 (%)		
1910	34.9	18.7	39.3	21.0	187.0	468.5
1915	283.2	29.2	102.4	10.6	970.0	2,445.7
1920	530.8	23.8	370.7	16.6	2,227.3	9,231.9
1925	2,024.3	47.5	790.9	18.5	4,265.8	19,937.2
1926	1,651.4	38.4	1,179.2	27.4	4,300.9	
1927	518.4	15.2	1,472.5	43.3	3,401.3	
1928	758.3	17.4	1,709.8	39.2	4,358.8	
1929	1,870.3	35.0	1,799.4	33.7	5,337.1	
1930	1,451.6	43.2	1,105.8	32.9	3,362.8	26,545.3
1931	731.6	30.7	997.6	41.9	2,380.4	
1932	395.9	29.7	506.9	38.1	1,331.9	
1933	429.6	22.7	779.0	41.2	1,889.8	
1934	757.9	27.7	1,086.3	39.7	2,737.1	26,227.3

(出所) 角山編 [1980] p.238

羽他訳 [1974] p.450)。これによりFordは、大量生産発展の主導権を握り、流れ作業による組立技術を発展させた。初期の自動車は、多様な機械工場で作られ、1つの工場に集められた部品を組立てた。Fordは最大の生産者で（1913年に日産1,000台）、以前に銃器、ミシン、自転車、その他の製品で開発された固定式組立方式を導入した。1913年には、移動式組立実験を小部品から始め、シャシーの組立てに導入した。労働者の持ち場や一定速度での仕事への専門化は、時間と実験の問題であった。Fordによる時間と費用の節約は、自動車工業を新方式に移行させ、同時に1914年には、最低日給を5ドルにあげ、労働時間を9時間から8時間に減少させた（Faulker [1959] 小原邦訳 [1976] pp.527-528）。

「Fordシステム」と呼ばれたベルト・コンベア・システムによる大量生産方式は、1913年にHighland Park工場で本格化した。そしてModel Tは、同規模車が約2,000ドルであった時代に550ドルで販売（発売当初は950ドル）し、1916年に360ドル、1924年に260ドルと次第に価格を引き下げていった。Fordのこのような価格の引下げには、競争企業が対抗できず、Citroënの10, CV, A型は最も影響を受けたとされる。この時期には、他の大衆車はModel Tに対しては、性能ではなく、価格で対抗できず、多くの小製造業者が消えた（桜井 [1987] p.3）。

Fordのマーケティングは、価格が顧客への唯一の訴求手段であった。彼は1922年に、「価格が適正である限り、われわれは将来の過剰生産について全く心配していない」「価格が高いから買うのを差し控えるという人々の態度こそ、このビジネスに本当の意味で刺激を与えるものである」と述べた。Fordは、価格以外のどの競争にも賛同せず、「われわれは、以前の型式を陳腐化させるような陳腐化は決してしない」と

述べ、製品による競争を拒否し、「古い型式の車を流行遅れにさせ、新型の車を買わせようと、デザインを時々変えるといったやり方が、よい製造方針だと考えられている……しかしわれわれは、絶えることなく永遠に続くような種類の機械をつくりたいと考えている（Ford [1922] pp.148-149）」と語った。前節でも触れたが、1908年にはFordの小型車は700ドル、6気筒の高級車は2,500ドル以上であった。それが1924年に小型車は260ドル、高級車は1,700ドルに引き下げられた。したがって価格は、Fordが主導者であった。まさにFordは、自動車マーケティングにおいて、価格が唯一のマーケティング手段として機能した時期が存在したことを証明している。しかし、Fordのマーケティングは価格だけであり、Fordは価格を強調してはいたが価格理論を持たず、価格政策は漠然としたものであった。価格の引下げは、顧客の製品への不満からなされたものでなく、製造活動で達成された経済的成果によるものであった。そのためFordの価格設定は、需要・供給より費用に基づいていた（Krooss and Gilbert [1972] 鳥羽他訳 [1974] pp.462-463）。このような価格設定方法は、当時としては、それほど珍しいものではなかった。また現在でも見られる価格設定方法ではある。つまり、製造にかかった費用から販売価格を導き出す方法であり、昨今のマーケティングでなされるような顧客価値（顧客が喜んで支払ってくれる価格）から、導き出す価格とは全く逆の発想によるものである。

この時期を通して、FordとGMの競争ではFordが優位を保った。Fordの内部成長による垂直的統合が、DurantのM&Aを繰り返すことによる成長戦略よりも、その成果が大きかった。Fordは、1915年には全自動車生産台数の38%、1921年には56%を生産した。1911年にFordは、GMの18%に対してわずか20%であった。

Durantの在任中、FordとGMの差が拡大し、GMは1915年に11%、1921年には13%になった(Krooss and Gilbert [1972] 鳥羽他訳 [1974] p.455)。この時点までを見ると、Fordが価格という圧倒的な手段により、GMをねじ伏せていたことがわかる。

また製品供給は、その経済的意味では生産の一側面である。製品を顧客ニーズに適應させることが重要であり、それを実行しなければ当該産業における主導権が維持できない。Fordの自動車生産は、絶対数では巨大であったが、過去4年間でのカーブはほぼ水平であった。1924年と1926年に登録されたFordの販売台数は、1923年や1925年以降の数字よりも低かった。過去数年間におけるFordによる販売台数の絶対的・相対的減少は、製品デザインとは別の要因があったとされる。それはあらゆるメーカーにおける全乗用車生産曲線が、1916年頃から一般的に先細り傾向を示していたためであった。つまり、Fordの販売台数の激減は、業界全体の拡張率鈍化を反映していた。さらに全般的状況により、市場に流通する全メーカーにおける中古車の増加が、Fordの販売に影響した。350~600ドルが支出可能な人々は、Ford車よりも、数も豊富でサービス状況がよい中古車を選択するようになった。その上、全般的な好況が影響し、Ford車の価格に150~200ドルを上乗せし、ChevroletやEssexなどを購入する大衆が増加したことが理由とされる(Epstein [1927] 井上抄訳 [1991] pp.141-142)。

Fordでは、需要が増大する好況期よりも、需要が減退する不況期に徹底的に値下げした。Fordは、需要増大手段として値下げを利用したが、これは彼が需要・供給の法則を理解していないことを表していた。1920年代初め、Fordの市場シェアが低下し始めても、この原因が経済変数のなかで最も神秘的な消費者の需要変化

が認識できなかった。彼はさらなる値下げでこの問題に対応した。しかし型や技術を強調したGMのChevroletは、逆に価格を引き上げた。これらの対応にも関わらず、Fordは収益を上げ続けていた(Krooss and Gilbert [1972] 鳥羽他訳 [1974] p.463)。

1923年頃になると、自動車事業での課題は生産や財務ではなく、経営管理やマーケティングへと変化していった。先にも取り上げたように、この時期の顧客にとって、価格は以前ほど重要ではなくなり、つまり購買にあたって考慮すべき第一要素ではなくなり、低価格で1モデルを大量生産することで、価格を引き下げるFordの考えは古いものとなってしまった。その結果、1923年にFordの市場占有率は46%に下落し、GMは20%に拡大した。1927年には、FordはModel Tに見切りをつけたが、その時の市場シェアは9%にまで落ち込んでいた。一方で、GMのシェアは43%に上昇し、1925年に初めてフル操業を開始したChryslerは6%を占有するようになった。その後、Fordの市場占有率は回復したが、GMを超えることができず、1936年には一時的にChryslerに抜かれたこともあった。Fordの経営の行き詰まりは、彼の死後、明確になり、かつてGMで訓練を受けた経営者Bleachの下、FordはGMの路線で再建されることになった(Krooss and Gilbert [1972] 鳥羽他訳 [1974] p.457)。つまり価格一辺倒のマーケティングが、Model Tにより否定されたことを意味した。

大きな変化がなく、長年製造したModel Tは、季節性に関して同一期間の他社や、後年におけるFordの型と全く異なり、1923年から26年の経験で2つの季節性の標準を創出した。1つはModel Tにのみ適用され、他はその期間内に製造された他の全自動車に適用された(Nourse and Associates [1934] 武石訳 [1942] p.260)。

ただ、このような2つの別の季節性を打ち出したにもかかわらず、Fordのシェアは、その後長期間下落することになった。

(2) GMの形成とマーケティング

GMを合衆国一の自動車製造企業へと導いたSloanは、第二次世界大戦以前までの自動車産業の歴史を創業期から1920年代までについて3期に区分した。第1期は、1908年以前で高価な自動車限定の高級市場（class market）時代。第2期は、1908年から1920年代中頃までのFordが主導した大衆車時代。ここでは「自動車は廉価な基本的運輸手段」という考え方が自動車市場を支配した。そして第3期は、より豊かに変化する大衆高級車（mass-class market）時代である。ここではGMが採用した低価格車から最高級車までを製造し、品揃えするフル・ライン政策と型式の変更で需要者の欲望を駆り立てるモデル・チェンジを経営方針が優位となる時期であった（桜井 [1987] pp.4-5）。

新しい生産方法は、完全な標準化・規格化、新しい機械、適応力のある労働者を必要とした。Fordの組織は、これらを生み出す能力があった。しかし、当然、競争相手も存在しており、その筆頭がDurantであり、彼はあらゆる面でFordとは異なっていた。Durantは、温厚で社交性に富んだ魅力的な人物とされる。彼は1885年に馬車製造業を始め、統合された組織を構築した。同じ頃、Michigan州FlintのBuickが苦境に陥り、彼はFlint市民の要請で会社を引き受け、Durant Dort馬車会社の方法を導入して再建した。その一方、彼は地方において流通組織を構築し、大都市に自社直属の販売営業所を設置した。1908年にはBuickは最大企業となり、8,847台の車を製造した。Fordは6,181台で第2位、2,380台でCadillacが第3位であった（Krooss and Gilbert [1972] 鳥羽他訳 [1974] pp.452-453）。

さらにDurantは、Buick、Cadillac、Auckland、McClone Motorを合併し、資本金1千万ドルでGMを設立した。その後もGMは拡張したが、1910年頃には自動車販売が伸張しなくなり、流動資金が枯渇するようになった。そこで彼は、シンジケートにより、優先株と普通株を合わせて、6万株の株式を引き渡した。そして彼は、一時期会社を離れたが、1915年に復帰し、DuPontの援助でChevrolet Motorの支配権を獲得した。その後、彼はChevroletを利用し、GMの支配権を買収した。彼は、再び拡張計画を進め、多角化のために多様な部品メーカーを買収した。新規市場では価格が重要であるが、主な競合企業が混乱状態にあったため、Fordは順調であった。一方Durantには、財務管理や権限ラインの考えはなかった。予算統制や一貫した戦略や戦術がなく、個人の忠誠心や閃きで他人の仕事を妨害することもあった。彼の根本的欠陥は、Chryslerへの処遇に表れた。彼はBuickの決定について、Chryslerに一切相談することがなかったと伝えられている（Krooss and Gilbert [1972] 鳥羽他訳 [1974] p.456）。

そしてDurantは、不況期を乗り切る資金がなくなり、再度失敗することとなった。第一次世界大戦の終了時、需要が急激に落ち、GMでは1920年10月に給料支払いができなくなり、DuPont家とMorgan家は、Durantに再びGMを去ることを要請した。その後、DuPontが社長、Sloanが業務担当副社長となり、1923年にSloanが社長となった。彼は元Durantが買収した部品メーカーうちの1社であったHyatt Roller Baringの共同所有者だった。Sloanは1920年代初期からGMの最高指導者であったが、唯一人の意思決定者ではなかった（Krooss and Gilbert [1972] 鳥羽他訳 [1974] pp.453-454）。

1920年代にGMは、製品戦略を明確化し、事業部毎の車種重複を避け、各種車格による製品

ラインにより低価格車から高級車まで各段階に適合する製品系列を用意し、Fordが独占してきた低価格車領域に進出した（Sloan [1963] 田中他訳 [1967] pp.83-92）。これはフルライン政策を製品系列の多様化だけでなく、主要な製品系列を明確化し、総合的政策の基本目標を確定することで達成しようとした。製品系列において、戦略的に重要な低価格車も革新的な新車の出現より、現実的な改良を進め、Fordの低価格車とは製品イメージが異なる戦略的車種を低価格上層から導入した（下川 [1977] pp.177-178）。つまり、この面だけを見ると、GMも価格対応をしていたことがわかる。ただそれは、低所得層でも入手可能な製品を提供するという面からの対応であった。

Fordの価格政策は曖昧だったが、Durantには価格政策がなかった。Durant体制では、各事業部長が販売する自らの自動車価格を決定した。Durantは、価格政策に関心がなかった。GMのマーケティングや価格政策は、その他の点と同様、Sloanと彼の同僚たちが変更した。1920年にGMのセダンは、2,150ドルを中心として、1,375ドルから5,690ドルまでラインナップされていた。1921年にGMは、原則として「全ての人の資力と目的に沿うような車をつくる」という目標を掲げた。1925年にはこの目標は達成され、GMでは525ドルのChevrolet Roadstarから4,485ドルのCadillac Imperialまで、多様な価格の自動車が製造され、市場に出された（Krooss and Gilbert [1972] 鳥羽他訳 [1974] pp.463-464）。「GMの車種系列が不完全であるならば、われわれは最高級車から低価格車まで、すなわち「あらゆる人々の財布と目的に合致」した、そしてそれらがすべて高品質車であるようなラインを付け加えるであろう。われわれは、価格のために品質を犠牲にする致命的な誤りは犯さない。別言すれば、GMは現在の製品系列

のどの車種も廃止される可能性も見込みもないということだ。むしろそれらは拡張され改善されるだろう（Sloan [1927.9.28] 井上抄訳 [1991] p.243）」としている。

GMの基本政策は、「つくれば売れる生産」から「売れるものをつくる、あるいはつくったからには売らなければならないマーケティング」や経営管理に重点を移行することとなった。その一環として、各社は大量広告、中古車の下取慣習＝新規需要開拓志向から取替需要開拓志向、クローズド・カーの生産増、大衆高級車市場参入を打ち出した。そのような同業他社の方針に対し、GMも将来の企業の活殺権を握る「決め手」である販売施策に取り組んだ。具体的には、GM販売金融会社（General Motors Acceptance Corp.: GMAC）を強化し、販売網の整備に努めた。さらに物理的輸送手段＝先天的機能のみを重視し、低価格を基本理念としたFordのModel Tに対し、後天的機能の重視＝型式変更の恒例化、カラフルな車体、快適な乗り心地、フルライン政策などの形で大衆のニーズを充足する政策を明確にした。その結果、Fordに代わり、相対的に同業界の主導的地位に成長した（Sloan [1927.9.28] 井上抄訳 [1991] p.237）。1節でも取り上げたが、耐久消費財の普及には、販売信用が必要であり、GMはそれをGMACにより実現しようとした。

GMが支配的地位についてしたのは、経営者の能力によるものであった。1920年代中頃、自動車事業の性質は根本的に変化した。20年間続いた大量生産により、初期の新規市場は消滅し、取替市場へと変化するようになった。消費者は新車購入を控え、前年の車を翌年に買替えるようになった。こうして自動車市場は中古車と分割払制度の確立によって、変化することになった。大衆車の新車の価格と同等、もしくはそれ以下で、高級車の中古車が購入できるようにな

った。分割払により自動車は貧富の差をさらに埋めた（Krooss and Gilbert [1972] 鳥羽他訳 [1974] pp.457-458）。

GMのマーケティング目標には、予測、販売活動、価格理論あるいは価格原則が必要であった。同社にBrownが参加すると、開始された予測計画には、3つの目的があった。つまり、現在の事業を統制する用具に利用可能なこと、収益率という点から経営管理者が業績を測定可能にすること、価格政策の指針として活用できることであった。この計画は、全体的な経済成長や季節変動、景気循環の変動や競争の一般的な状態、こうした要因に配慮するようになった。予測計画から利用可能なデータを使用し、BrownはGMの乗用車及びトラックの価格設定のために複雑な公式を開発した。この公式は、1925年に実施され、価格設定は誰でもできる標準的な技術となり、その後Brownの公式は、若干修正されたが、全ての自動車会社で採用されるようになった（Krooss and Gilbert [1972] 鳥羽他訳 [1974] p.464）。

他方、合衆国での1920年の不況は、自動車製造業者の整理淘汰を促進し、1923年には10社が自動車生産の90%を占めるようになった。1920年代には、自動車市場の様相は変化し、製造業者のマーケティングも生成期とは大きく変化した。1925年以降、大量生産方式とモータリゼーションによって、自動車市場は飽和状態となり、中心需要は新規需要から取替需要へと移行し、過剰生産能力が存在するようになった。この事態に対し、過剰能力を吸収する販売圧力が強まった。また、製造業者の生産計画で取替需要に焦点を当てた型式重視の傾向となった（Hewitt [1960] pp.14-15）。取替需要への重点移行と過剰生産能力は、製造業者が販売会社との長期的安定的な関係を強め、新車販売を促進する「高圧的マーケティング」の色彩を帯び

たと指摘されている（下川 [1977] pp.168-169）。しばしば、マーケティング活動の時期区分やマーケティング概念の発展について言及される。当初の「生産志向」「製造志向」「製品志向」から「販売志向」を経て、「マーケティング志向」「社会志向」へと変化することが説明される。「高圧的マーケティング」は、「販売志向」の時期（時代）において、採用される手法であるが、その説明では、製造業者は過剰生産物を販売業者（流通業者）に対して、さまざまな手法によってそれらを押しつけるとされる。その例として、この時期の自動車製造業者による販売活動が取り上げられる。つまり、この時期に自動車製造業者が採用した手法は「高圧的」と説明されているが、他の製品の製造業者を含めて、それほど長期間そのような手法をとり続けられたということは疑わしい。まして「高圧的マーケティングの時代」あるいは「販売志向時代」と区切られることに関しては、若干の違和感がある。

むすびにかえて

本稿では、まず19世紀後半から20世紀初めにかけての合衆国における人々の生活から取り上げた。欧州からの貧しい農民が移民して形成された合衆国では、身近な楽しみを中心とした地域コミュニティ中心の生活があった。しかし、多くの資料が示しているように、電気冷蔵庫、電気洗濯機、真空掃除機などの急速な普及が、大きく人々の生活を変化させた。とりわけ、20世紀になると、自動車が人々の移動範囲を格段に拡大させ、余暇活動も大きく変化させた。そして、自動車が通勤の足となることで、居住地域も大きく変化した。他方、自動車は農村での人々の生活も大きく変化させた。合衆国では自動車の普及とともに、道路が整備され、商品の

動きもよりも広範囲で、より早く行われるようになった。National Brand商品の流通範囲が全国に拡大し、製造業者によりマーケティングが開始されたことにも影響しているといえる。

また、さまざまな統計において、20世紀初頭から「自動車」という言葉が浮上したことも注目される。それだけ各方面に自動車製造の影響力が強かったということであるが、自動車産業という括りで、多くの富を生み出した側面ばかりが取り上げられる。特にFordに代表される大量生産によって、奢侈品であった自動車価格を毎年引き下げ、一般大衆に手の届く製品となったことが、多くの人々の生活に変化を与える影響が大きかった。この背景には、耐久消費財普及モデルともいえるような割賦販売の普及や、販売チャネルの増加、さらにはマーケティングの影響があったことも明確にされている。一方で、自動車を与える負の影響については、既に学者を中心として主張する者も現れてはいたが、それほど大きな影響にはならなかった。

合衆国において、初期の自動車製造を志した者は、ほとんど根っからの起業家たちであった。多くの企業家が、自動車製造は将来それほど有望ではないと見ていたが、ごく一部ではあるが、年間に数台を手工業的に生産するだけでなく、大規模工場で大規模に生産することを真剣に考えていた。これがその後の自動車普及に大きな影響を及ぼしたといえる。とにかく低価格で多くの大衆が受け入れることができた自動車の製造は、合衆国の社会を大きく変化させた。このような状況の中から大量生産と低価格だけを訴求するマーケティングを実践したFordは、希有な存在であったといえる。ただし、時間経過によって消費者嗜好が変化したことは、Ford本人が読み切ることができなかった失敗を犯すこととなった。一方のGMでは、大量生産という視野には立っていたが、顧客の嗜好を多く取り入

れ、多様な製品を用意することの方を重視していた。ただ、ここに至るまでに、経営上の失敗を重ねることが多くあった。

自動車は製品マーケティングの代表ともいえる製品であり、特にこの時期における自動車マーケティングは、非常にダイナミックな動きを示している。それが「高圧的マーケティング」に代表される押し込み販売である。ただ、これは1つのとらえ方である。単に価格を引き下げ、顧客を引きつけることが、マーケティングにおける禁じ手であるのか。しばしば「マーケティングとは販売をなくすこと」といわれる。しかし、低価格が販売をなくすことと同じ意味でとらえられるのか。これについては、今後検討が必要であり、今後、大規模自動車製造業者が構築したマーケティングチャネルについてより検討を加える中で、考察していきたい。

本稿は平成24年度専修大学長期在外研究員「アメリカ合衆国における外資系耐久消費財メーカーのマーケティング・チャネル構築と管理」の一部である。このような貴重な機会を与えてくれた専修大学に記してお礼を申し上げる次第である。

<参考文献>

- Bernstein, M. A. [1987], The Great Depression. Delayed recovery and economic change in America, 1929-1939, Cambridge University Press, 益戸欽也他訳 [1991] 『アメリカ大不況 — 歴史的経験と今日的意味』 サイマル出版会
- Davis, L.E [1972], American Economic Growth.
- Epstein, R.C. [1927], Leadership in the Automobile Industry, 1903-1924, Harvard Business Review, Vol.V. No.3, April 井上昭一抄訳 [1991] 「アメリカ自動車工業の興隆」 『アメリカ自動車工業の生成と発展』 関西大学経済・政治研究所
- Epstein, R.C. [1928], The Automobile Industry
- Faulker, H.U. [1959], American Economic History 8th

- edition, Harper & Row, Publishers, Inc., 小原敬士
邦訳 [1976] 『アメリカ経済史』 至誠堂
- Flink J.J. [1975], The Car Culture, The Massachusetts
Institute of Technology (秋山一郎監訳 [1982] 『カ
ー・カルチャー』 千倉書房
- Ford, H. [1926], "Mass Production," Encyclopedia
Britannica, 13th ed., Supp. Vol. II
- Ford, H. [1922], My Life and Work (Garden City,
N.Y. Doubleday and Company, Inc
- Gaylord, F.R. [1987], Automobile Dealership Organi-
zation and Management, Northwood Institute, Mid-
land, Michigan
- Gras, N. S. B. [1939], Business and Capitalism : An
Introduction to Business History, F. S. Crofts & Co.
(植村元覚訳 [1980] 『ビジネスと資本主義—
経営史序説—』 日本経済評論社
- Griffin, C.E. [1926], The Evolution of the Automob-
ile Market, Havard Business Review, Vol.IV, No.4,
July, 井上昭一抄訳 [1991] 「アメリカ自動車工
業の興隆」 『アメリカ自動車工業の生成と発展』
関西大学経済・政治研究所
- Hewitt, C.M. [1956], Automobile Franchise
Agreement, Richard D. Irwin
- Hewitt, C.M. [1960], The Development of Automobile
Franchises, Indiana Univ
- Kaempffert, W. [1924], A Popular History of
American Invention
- Krooss, H.E. and Gilbert, C. [1972], American
Business History, Prentice-Hall, Inc. 鳥羽欽一郎、
山口一臣、厚東偉介、川辺信雄訳 [1974] 『ア
メリカ経営史（下）』 東洋経済新報社
- Lebergott, S. [1976], The American Economy:
Income, Wealth, and Want, Princeton: Princeton
University Press Men and Wealth in the United
States, 1850–1870. By Lee Soltow. New Haven:
Yale University Press
- Nourse, E.G. and Associates [1934], America's Capac-
ity To Produce, Washington, D.C. The Brookings
Institution (武石勉翻訳 [1942] 『アメリカの生
産能力』 日本出版配給株式会社)
- Norris, J.D. [1990], Advertising and the Transforma-
tion of American Society, 1865–1920
- Olney, M.L. [1991], Buy Now, Pay Later : Advertis-
ing, Credit, and Consumer Durables in the 1920s,
Univ. of North Carolina Press
- Nourse, E.G. and Associates [1934], America's Capac-
ity To Produce, Washington, D.C. The Brookings
Institution, 武石勉翻訳 [1942] 『アメリカの生
産能力』 日本出版配給株式会社
- Ropley, W.Z. [1915], Railroads : Finance and Organi-
zation
- Robert, S. and Lynd, H.M. [1929], Middletown : A
Study in Modern American Culture
- Seltzer, L.H. [1928], A Financial History of the
American Automobile Industry, Houghton Mifflin
Co., Boston
- Sloan, A.P. [1927.9.28], Principles and Policies behind
General Motors, 井上昭一抄訳 [1991] 「アメリ
カ自動車工業の興隆」 『アメリカ自動車工業の
生成と発展』 関西大学経済・政治研究所
- Sloan, A.P. [1963], My Year with General Motors,
N.Y. (田中融二他訳 [1967] 『GMとともに』
ダイヤモンド社)
- Womack, J.P. Daniel T. J. & Daniel R. [1990], The
Machine that Changed the World, Macmillan
Publishing Co., New York
- 秋元英一 [1995] 『アメリカ経済の歴史—1492～
1993年』 東京大学出版会
- 角山栄編 [1980] 『講座西洋経済史Ⅳ』 同文館
- 桜井清 [1987] 『戦前の日米自動車摩擦』 白桃書
房
- 塩地洋・T.D. キーリー [1994] 『自動車ディーラ
ーの日米比較—「系列」を視座として—』 九州
大学出版会
- 塩見治人編 [1986] 『アメリカ・ビックビジネス
成立史』 東洋経済新報社
- 下川浩一 [1977] 『米国自動車産業経営史研究』
東洋経済新報社
- 神野璋一郎・宇治田富造 [1948] 『アメリカ資本
主義の生成と発展』 青木書店
- 孫飛舟 [2003] 『自動車ディーラー・システムの
国際比較—アメリカ、日本と中国を中心に—』
晃洋書房

『資本論』と『純粹理性批判』 — マルクスのカント哲学摂取 —

内田 弘

[1] カント批判と天文学史 — マルクス「差異論文」の問題像 —

マルクスは1841年に学位論文「デモクリトスの自然哲学とエピクロスの自然哲学の差異」（以下「差異論文」と略）をイェナ大学に提出し学位を取得した。「差異論文」の主題は「カント批判および天文学史」である。¹⁾

〔古代哲学におけるカント認識論の不成立〕「差異論文」でマルクスは、カントの『純粹理性批判』の認識装置である「感性・知性・理性」がカント以前の遙か昔の古代の哲学者の間で破産＝解体していたことを、デモクリトスの自然哲学およびエピクロスの自然哲学を分析して、指摘する。

すなわち、エピクロスは感性を信じ知性（Verstand）²⁾には懐疑的である。対するデモクリトスは感性を疑い知性を信じ知性による分析対象（事実）を地の果まで旅をして探し求める。エピクロスもデモクリトスも原子（アトム）を認識するかぎりでは理性を認める。このように感性・知性・理性はエピクロスとデモクリトスにおいてばらばらに解体し、カントが『純粹理性批判』で論じる遙か前に感性・知性・理性のトリアーデは解体していたと指摘する。マルクスは、デモクリトスおよびエピクロスの自然哲学的断片の顕微鏡的な解説作業をとおして、この解体を論証したのである。カントの解体された「真理の論理学」は、如何にして「仮象の論理学」として再定義できるかを追跡した過程が、マルクスの『資本論』形成史である。

〔カント・アンチノミー批判〕さらに、マルクスは、エピクロスの自然哲学的断片（特に自然哲学ノート第一）に、カントの「アンチノミー」に対応する命題を精緻に検出する。その結果、奇妙な結論に帰着することに気づく。

エピクロスの原子は自由な運動体である。デモクリトスの原子のような直線運動をするのではなく、曲線（クリナーメン）を描く。エピクロスの原子は、相互に「要素」として接合し「集合」になる可能態である。原子は「要素かつ集合」である。原子は接合してより大きな存在になり、「自己の限界を超える」。同時に、原子は多数の原子ならなる集合より小さい原子でありうるあるから、或る始元より以前に遡及可能である。したがって、カントの「第1アンチノミー」《より前の始元は措定できるか否か、或る限界を超えられるか否か》は成立しない。

原子は「要素かつ集合」であるから、全体が部分＝要素からなる集合でありうるし（全体→部分）、部分＝要素は内部に要素を包含する全体＝集合でもありうる（部分→全体）。原子は「要素かつ集合である」という命題では、カントの「第2アンチノミー」《世界は部分からなるのか、世界は全体として存在しているのか》が成立しない。

原子は自由な運動体として他の原子と接合しより大きな存在になる。接合運動が生み出す結果は、夜空に浮かぶ天体である。原子のミクロの自由な運動は、天体という結果を必然的にもたらす。自由は自然必然性に転化する。このパラドックスは、カントの「第3アンチノミー」《人間は自由な存在か、それとも自然必然性に決定されている存在か》が成立しないことを明らかにする。自由と自然必然性は、カントが判断するように相対立せず、両立する。

原子の自由な運動がもたらした天体を民衆たちは、彼らを超越する天体を神として崇める。原子は民衆の心を呪縛する宗教的超越物になる。エピクロスは心の安逸（アタラクシア）を求める自然哲学者である。彼の原子論は心を縛る神を生んでしまう。これはカントの「第4のアンチノミー」《神は存在するのか、存在しないのか》のパラドックスに満ちた帰結である。

このパラドックスは、マルクスに独自の論法を示唆する。マルクスは、論敵の主張の前提を共有する広場（locus communis）から議論を開始し、その前提とは逆の帰結を論証するというパラドックスを『資本論』で展開する。³⁾ この論法の原型がエピクロスの原子論に潜在する。その意味でも「差異論文」は『資本論』に継承される。⁴⁾ エピクロスの原子論が「要素＝集合」であることは、のちにみるように、『純粹理性批判』の論理学が「要素＝集合の関数」であることや、『資本論』冒頭商品の「集合かつ要素」規定に対応する。

【地動説の禁圧史】 マルクスのカント批判の動機は、カントが『純粹理性批判』（第一批判）が神の存在証明はできないと判断することで閉じてしまい、宗教批判（さらには経済学批判）の十分な哲学的根拠を与えていない点にある。ローゼンクランツを中心とする「差異論文」当時のドイツのカント学派は何の独創的な研究をおこなわないで、ただ「数珠（ローゼンクランツ＝ロザリオ）を撫で回しているだけである。マルクスの『純粹理性批判』の批判的摂取は、第一批判に「神（神学）＝貨幣（経済学）」を論証する可能性を探究することにある。ではなぜ、マルクスは宗教批判の哲学的根拠をもとめたのであろうか。天動説から地動説へのコペルニクス革命を中心とする近代科学革命の成果を、カトリックを中心とする宗教権力が禁圧してきたからである。

ガリレオの『星界の報告』（1610年）に示されているように、人間の視覚能力を拡張する望遠鏡で月の表面を正確・詳細に観察すると、月を含む天体は起伏が一切ない完全な球体であるというキリスト教会の説とはまったく異なり、月の表面には複雑で不規則な凹凸（クレータ）がある。月はこの点で地球の表面の地理的特徴と同じである。地球から月へのこの類推を逆にすれば、地球も月と同じ天体の一つではないかと推定される。ガリレオはこうして間接的に天動説を批判し地動説の正しさを暗示した。感性（視覚）と知性の間を、知性（光の屈折理論）の実践的応用である屈折式望遠鏡が媒介する。⁵⁾ 望遠鏡による天体の観察はその批判力を潜在する。

その6年後の1616年、ガリレオは『天文対話』を発刊したため、カトリックの異端尋問にかけられ、その書は発禁処分を受けた。その206年後の1822年までカトリックは、地動説を主張する書物の刊行を禁止する。その禁圧史は、宗教は無条件に知性を超越するという没知性的な傲岸の支配史である。1822年といえば、マルクスは生まれて4年後である。1822年ようやくガリレオの『天文対話』の発禁が解かれた。⁶⁾ 現在ではカトリックはしぶしぶ地動説を認めるようになりはしたものの、マルクスの当時もなお非科学的な宗教イデオロギーとしての天動説が支配していた。『資本論』形成史は「天文学史的ルネサンスの系統」に位置づけるとき、はじめてその真実を開示する。

〔禁書・スピノザ全集の再刊〕 その約40年前の1802-03年にイエナでスピノザ全集が刊行される。⁷⁾ 《エピキュリアン無神論者》と論難されたスピノザの著作である。最初のスピノザ全集の1678年の発刊禁止以来、約125年間の長い期間、禁圧状態が続いてきた。再刊されると、ヘーゲルを始めとする当地の哲学者たちはスピノザを取りあげ論じる。ヘーゲルの論文「信仰と知」（1802年）⁸⁾ にスピノザが登場するのは問題的禁書が刊行されたからである。そのヘーゲルのテキストにも、画期的な出来事で沸き立つイエナの知的興奮が^{にじ}滲みでている。その興奮は若きマルクスにまで持続する。「差異論文」執筆の際、そのスピノザ全集に収められた『神学・政治論』を自然哲学的観点から独自の順序でそのノートを取り、スピノザの政治哲学は民主制に帰着すること、しかもその民主制は貨幣制度を同型であることを確認した。⁹⁾ その確認は、約17年後の草稿『経済学批判要綱』「貨幣に関する章」に再現する（MEGA, II/1.1, S.96）。

〔カントの物神崇拜批判〕 カント（1724-1804）は若き頃の自然哲学書『天界の一般自然史および理論』（1755年）で、無神論者エピクロスエピクロスの自然哲学（原子）で天体の運動の原理的説明を行いつつも、宇宙の究極の根拠は神にあると主張する。この二元論で、「カント＝エピキュリアン＝スピノザの無神論者」という教会＝世俗の論難を回避した。カントは「（巧みに宗教弾圧から逃れた）デカルトのポリテューク」（林達夫）に類似した「カントのポリテューク」で不合理な事態に対応したのである。マルクスが「差異論文」でエピクロスを自然哲学だけでなく、その延長上に宗教哲学問題（天体崇拜）をすえたのは、カントのその二元論を批判するためである。しかしカント自身も、すでに三批判書を刊行したあと、スピノザ全集刊行の約10年前の1793年、宗教哲学論文の発禁処分に遭い弁明書を提出した。その論文を取めた宗教哲学書『単なる理性の限界内の宗教』の印刷を「生涯の街ケーニヒスベルク」でなく、密やかにイエナで行なった。カントも宗教権力の受難者である。カントはその宗教書でなおも、神への奉仕を「物神崇拜（Fetischmachen）」に変質させる宗教勢力を批判し、聖職制を「物神崇拜（Fetischdienst）」であると論難した。¹⁰⁾ 「物神崇拜（Fetischismus）」に対する批判こそ、『資本論』を貫徹する基本視座である。

カントは、コペルニクス以来の天文学史上の旋回に衝撃を受け、人間の認識能力の限界を痛感する。特にケプラーの三法則に代表されるような、人間のこれまでの認識能力の限界（天動説）を超えて、天体の観測データを統合的に説明する科学的理論（地動説）が成立するのは、何に根拠をもつのであろうかと熟慮し、それを根拠づける理論哲学の樹立に取り組んだ。カントのその問題構成は『純粹理性批判』（第一批判）に集約される。感性が受容する経験的データを判断する知性（悟性 Verstand）そのものの体系の一貫性のある根拠づけを行わなければならない。それが第一批判の前半の超越論的分析論の主な作業目標である。その作業場である「（新しい）形而上学 [の建設] はむしろひとつの闘技場（ein Kampfplatz）である」（BXV）。¹¹⁾ これが第一批判に取り組むカントの基本姿勢である。この形而上学とは自然学（フィジカ）のあと（メタ）の学問、即ち、自然哲学のことである。カントは人間の精神の自由のために沈着に闘う哲学者である。第一批判の最後で、宗教哲学の可能性を極めて狭く絞り込み、神の存在証明はできないと限定し、人間理性の迷い（仮象）の哲学的根拠づけを行った。

〔カントとマルクスに共通なもの〕 それでは、「差異論文」の問題である「カント批判および天文学史」はマルクスの若き日の「差異論文」のみに妥当するエピソードであろうか。そうではない。

マルクスは「差異論文」のカント問題を堅実に『資本論』まで継承する。『資本論』は哲学的には何よりも先ず『純粹理性批判』の批判的継承なのである。

以下では、この継承関係を『純粹理性批判』および『資本論』の問題像・用語・方法における共通性を掘り起こし確認する。すなわち、「要素＝集合」・「二重の観点（複眼）」・「旋回」・「要素分析＝編集法」・「カテゴリー」・「仮象」・「不変なもの」など、両者に共通するものを、この順序で考察する。

[2] カントおよびマルクスの「要素＝集合」

[2-1] カントの「要素＝集合」

カントは『純粹理性批判』で、感性で受容した経験的データを分析する基準である超越論的分析論は、一切の経験的なものを排除した、「統一性・真理性・総体性」(B114)を貫徹する概念の体系である、と規定する。「超越論的分析論は、我々のアプリオリな認識全体を純粹な知性認識の諸要素 (Elemente) へと分解する」(B87)という。分析論の諸要素は純粹知性概念 (カテゴリー) である。「カテゴリーの表」は完全であり、純粹知性の全領域を完全に満たす。カントは、「要素」としてのカテゴリーが如何に組織されるかについて、つぎのようにのべる。

「我々の表象の分析に先立って、なによりもまず表象が与えられていなければならない。……多様なものの総合がまず一個の認識をもたらす。その認識は、はじめのうちはまだ生のままで混乱していることがありうるために、分析を必要とする。しかし、認識するために諸要素を集合し (die Elemente zu Erkenntnissen sammelt)、或る内容にまとめることは元来、総合 [の役割] である」(B108。[] は引用者補足、以下同じ)。

カントは、別の個所 (B89) でネガティブな意味 (寄せ集め) で使う名詞「集合 (Aggregat)」¹²⁾ではなく、『資本論』冒頭文節の「商品集合 (Warensammlung)」と同じ名詞 Sammlungs の動詞形「集める＝集合をつくる (sammeln)」で表現する。カントは『純粹理性批判』の基本用語に「要素＝集合」を用いているのである。

【要素＝集合の関数】「要素＝集合」は「関数 (Funktion)」(B93)を成す。カントの超越論的分析論は「要素＝集合の関数」である。¹³⁾例えば、微積分では原始関数は微分されて導関数になる。その導関数はつぎの導関数の原始関数となる。原始関数₁→導関数₁＝原始関数₂→導関数₂＝原始関数₃→……。第一批判のカテゴリーは「要素＝集合の関数」で編成されているのである。

[2-2] マルクスの「要素＝集合」

マルクスは『資本論』冒頭で、資本主義的生産様式を認識する基本用語として「要素と集合」を用い、カントの用語「要素・集合」を継承する。

「資本主義的生産様式が支配している諸社会の富は、《巨魔的な商品集合 (Warensammlung)》として現象し、個々の商品はその富の要素形態 (Elementarform) と現象する。それゆえ、我々の研究は商品の分析から始まる」(S.49: 訳59)。¹⁴⁾

『資本論』で商品は、資本主義的生産様式を認識する基本的な要素 (Element) でありかつ集合

(Sammlung)である。或る商品は要素としてより高次の集合としての商品に包摂され、集合としての商品は要素として、さらに高次の集合としての商品に包摂される。冒頭商品(単純商品)の「要素=集合」の関連は、或る商品(Wa)の他の諸商品(Wb, Wc, Wd, ……)への関連(集合Wa=その諸要素Wb, Wc, Wd, ……)、即ち、価値形態の第一形態・第二形態を含意する。同時に逆に、要素(Wb, Wc, Wd, ……)の集合(Wa)への関連(諸要素Wb, Wc, Wd, ……=集合Wa)、即ち、第三形態も含意する。¹⁵⁾ 価値形態から交換過程を経て貨幣が生成し、貨幣は資本に転化する。資本としての貨幣は生産手段と労働力の購買に充当され、剰余価値を生産する。生産された剰余価値は蓄積されて資本となる。「商品→貨幣→資本→剰余価値→資本蓄積」という諸カテゴリーが「要素=集合の関数」として展開される。

【問いと解の連鎖】 この論理過程を一般化すれば、或る問い(Q_i)とその解(A_i)が結合し次の問い(Q_j)を生みだし、その問いの解(A_j)が導き出される論理形式となる[Q_i(Q_iA_i) A_j]。この論理過程における或る前提(問い)とその結果(解)は「要素かつ集合」の二重規定をもつ概念である。諸概念は接合肢(Glieder)をもつ二重なものとして有機的に関連する。概念の接合肢が編成する「要素=集合の関数」こそ、『資本論』を体系に編成する原理(規則)である。¹⁶⁾

この原理(規則)は、エピクロスのアトムの原子が運動過程で接合を繰り返すことで、他の原子に含まれる要素であり、かつ他の原子を含む集合であるという二重性と同型である。「差異論文」のアトムの二重規定は経済学の諸概念の有機的関連に継承されている。この二重性は、或る経済学のカテゴリーは一面で「終点」であり同時に「始点」でもあるという二重性をもつことと同型である。¹⁷⁾ 包摂と被包摂の二重性こそ、資本主義的生産様式の運動過程の組織原理である。

【要素・集合の従来訳】 つぎに、『資本論』の基軸概念であるWarenammlungとElementarformが、従来の日本語訳ではいかに訳されているかを確認する。

- (a) 高島泰之訳(1925年、新潮社)「商品集積・成素形態」。
- (b-1) 長谷部文雄訳(1957年、青木書店)「商品集聚・原基形態」。
- (b-2) 長谷部文雄訳(1964年、河出書房)「商品集成・成素形態」。
- (c) 大内兵衛・細川喜六監訳(1967年、大月書店)「商品の集まり・基本形態」。
- (d) 向坂逸郎訳(1969年、岩波文庫)「商品集積・成素形態」。
- (e) 江夏美千穂・上杉聰彦訳(1979年、フランス語版、法政大学出版会)「商品の集積物(accumulation de marchandises)・要素形態(forme élémentaire)」(原典はフランス語版初版の極東書店、1976年の復刻版による)。
- (f) 資本論翻訳委員会訳(当該章担当者・平井規之)(1982年、新日本出版社)「商品の(巨大な)集まり・要素形態」。
- (g) 中山元訳(2011年、日経BP社)「商品の集まり・要素形態」。

【既訳の比較検討】 高島訳の「商品集積」と「成素形態」は両方とも向坂訳に継承されている。高島訳の「成素形態」は河出版の長谷部訳も継承されている。高島訳は先駆的である。大内・細川監訳の「商品の集まり」は資本論翻訳委員会訳に継承されている。

WarenammlungとElementarformは、カント『純粹理性批判』の語法をマルクスが継承したものである。このことを知っていれば、それぞれ「商品集合」と「要素形態」と訳したはずである。

その点、資本論翻訳委員会（平井）訳は、前者を「商品の集まり」、後者を「要素形態」と訳して、マルクスが込めた原意に近い訳（商品の集まり）や適訳（要素形態）になっている。中山訳は平井訳を踏襲したのであろうか。フランス語版訳の「要素形態」も適訳である。資本論翻訳委員会の翻訳には、各国の『資本論』の翻訳につけられた訳注を取り入れ、『資本論』読解に寄与している。もし用語「要素・集合」が『純粹理性批判』に由来することを知って行った訳であれば、訳注にこの旨のことが注記されていたはずである。それがないことから判断すると、訳者はその語誌を知らないで、そのように訳したと推察される。¹⁸⁾

[3] 同一対象の二側面の分析

[3-1] カントの複眼

『純粹理性批判』と『資本論』には共通するものが、さらにある。「同一対象を二つの側面から分析する」という方法である。

〔頑固な感覚〕 今日では地球の周囲を太陽が回転するのではなくて、地球が太陽の周囲を楕円運動で公転していることは多くのひとが知っている。しかし、人間の感覚は頑固である。地動説の正しさは理論では知っていても、感覚はその理論にしたがわず、太陽が地球の周りを回転しているかのような天動説的な感覚をけっして変更しない。人間が地動説に対応する感覚をもつのは、人工衛星に乗って地球と太陽の双方が見える相対的な宇宙空間に移動したときであろう（地球←人工衛星→太陽）。しかしそこでも、人間の感覚は見えるように見ているのである。人間の感覚は判断しない。判断するのは知性である。

しかし、知性は判断を誤り、虚偽を真理として主張することもある。感覚的データを一貫して配列する、正確な判断基準は、経験の対象を超越した「ただ思惟可能なもの」によって建設されなければならない。カントは『純粹理性批判』「第2版序文」でつぎのように指摘する。

「我々は**同一対象を**、一方では経験にとっての感覚および知性の対象として考察できるとともに、他方では**我々が単に考えるだけの対象として**（als Gegenstände, die man bloß denkt）、とにかく経験の限界を超えようと努める孤立した理性にとっての**対象として**、したがって、**二つの異なった側面から**（von zwei verchiedenen Seiten）**考察することができる**」(BXIX、ボールド体は引用者)。

感覚が受容したデータを知性が分析するけれども、その知性は真偽を弁別する基準でありうるのか、その検証をパスしたものでなければならない。その基準は「超経験的な・自然哲学的な」という意味で「統一性・真理性・総体性」(B114)をもつものである。その新しい自然哲学的な論理学が経験に媒介されるとき、「超越論的演繹」となる。「《超越論的》とは、経験という与えられたものが必然的に我々のア・プリオリな表象に従属するとともに、それと相関して、ア・プリオリな諸表象が必然的に経験に適応されるさいの原理の性質を示す」。¹⁹⁾ カントが『純粹理性批判』の前半の特に分析論で腐心したのは、まさにこの二重の課題を遂行する作業である。

〔コペルニクス革命の意義〕 人間の認識能力の吟味という同一課題は、二つの側面から再検討することである。特に後者の超越論的分析論の探求は、コペルニクス革命が提起した課題に哲学的に

根本的に応えるものである。²⁰⁾ 近代科学革命は、思惟そのものが経験論的な事実を超えた次元で立法行為を遂行しなければならないことを要請する。カントはその要請に応えるのである。ヒュームたちの経験論がこの超越論的な問いを欠いたために、経験論の内部での堂々巡りの懐疑論に陥り、感覚的经验を超えるところに真理基準をもたなければならないという課題を樹立できなかった。²¹⁾ カントは天動説から地動説に旋回するような観点を哲学的に根拠づける超越論的分析論として樹立する。その必要性を、つぎのように論じる。

「経験自身は知性を必要とする一つの認識様式である。知性の規則は対象が私に与える以前に、私の中に、すなわちアプリアリに前提されなければならない。この規則はアプリアリに諸概念において表され、したがって経験の対象はすべて必然的にこれらのアプリアリな諸概念に従い、それらと一致しなければならない」(BXVII-XVIII)。

一貫性をもって経験的データを配列する超越論的分析論は、経験を超えた基準に適合する「概念の合法性」(B117)をもつ。

【観点の旋回】 カントは、同一対象を二重に考察する必要を説く文の近くで、コペルニクスの名前をあげて、事物をみる観点を旋回することが決定的な意味をもつことを指摘する。

「コペルニクスは、全天の星が[地上にいる]観測者の周囲を旋回している(drehe sich)と想定するすると、天体の運動をどうしても明確に説明できなかった。そのためコペルニクスは試みに、観測者を旋回させ(sich drehen...ließ)、それに対応して星を静止させてみたのである」(BXVI-XVII)。²²⁾

地上にいる観測者を固定し、その観測者を中心軸に天体を旋回する方法は天動説となる。それとは反対に、試みに(仮説的に)、地上にいる観測者自身が観測対象(天体)を軸に旋回するように観点を変換すると、観測者がいる地球が天体の周囲を旋回することになるから、その観点の変換は地動説を胚胎する。観測者の観点の変換は宇宙像を旋回する可能性を孕む。その旋回は天動説と地動説を対称的に配置する。この対称性は、コペルニクスの『天体の回転について』での言明「世界の形とその部分が不変の対称性をなす」ことに対応する。²³⁾

[3-2] マルクスの複眼

マルクスは、同一対象を二つの面から考察するカントの方法を経済学批判に継承する。カントのその方法に重ねて、マルクスは『資本論』第1部第1章第2節の冒頭文節でつぎのように書く。

「商品は最初に二面的なものとして(als ein Zwieschlächtiges)、すなわち、使用価値および交換価値として我々の前に現象した。……商品に含まれる労働のこの二面的性質[具体的有用労働および抽象的人間労働]は、私によって『『経済学批判』(1859年)で]初めて批判的に(kritisch)指摘されたことがらである。この点は経済学の理解が旋回する飛躍点であるから(Da dieser Punkt der Springpunkt ist, um den sich das Verständnis der politischen Ökonomie dreht)、ここで立ち入って解明しよう」(S.56: 訳70-71。[]引用者挿入。訳文大幅変更)。

【商品の二面性の根拠】 マルクスは、同一の認識対象を具体的側面と抽象的側面の二面から考察するカントの観点を継承する。しかも、「批判的」や「旋回する」というカントの語法で、直前の第1章第1節における商品を使用価値と交換価値の二つの属性に分析したことを回顧する。その二

つの属性の根拠を人間の労働の二面性として、すなわち、使用価値を生み出す「具体的有用労働」と、相異なる使用価値の交換比率の根拠としての価値の根拠としての「抽象的人間労働」に分析する。価値はすぐれて抽象的な存在であり、カントのいう自然哲学の対象・「単に考えるだけの対象」である。カントのその概念にならって、マルクスは『資本論』以前の『経済学批判要綱』で、経済学の価値を「単に思惟されうるもの (nur gedacht werden können)」と規定する (MEGA, II/1.1, S.78)。

〔古典経済学の《価値》の二重性〕 マルクスにとって、カントのいう「単に思惟可能なもの」としての自然哲学的概念に対応するのが、古典経済学がそれとは知らず用いる「価値」である。スミスは「価値 (value)」概念に「使用価値 (value in use)」と「交換価値 (value in exchange)」の両方を一括する (『国富論』第1編第4章)。交換価値は相異なる使用価値どうしの交換比率である。その交換比率は或る通約可能な基準 (Kommensurabilität, symmetria) に還元されなければならない。それは何か。この問いにスミスは明確に答えられない。価値は人間が感触できない存在である、とまではいう。とすれば、価値とはただ人間が思惟できるのみの存在ではないか。(1) 思惟された価値と交換価値はどのように関連するのか (価値形態論)。スミスが「世故の人 (persons of prudence)」が物々交換の不便を解消するために導入したという (2) 貨幣は、交換価値とどのように関連するのか (①価値形態論→②商品物神性論→③交換過程論)。問いとして連続する (1) と (2)こそ、マルクスが経済学批判の原理を把握するために立てた基本問題である。

経済学の「価値それ自体」は単に思惟可能な存在であり、形而上学的存在である。マルクスは『資本論』第1部第1章第4節の商品物神性論の冒頭で、商品は感覚的な存在であり、かつ超感覚的・形而上学的な存在であると規定する。そうするのは、経済学批判の主要な分析基準である価値が、カントの超感覚的・超越論的な論理学の対象に対応し、しかもその価値が感覚的・経験的な使用価値に現象するからである。カントの分析論と感性論が媒介しあい超越論的演繹を構成するように、マルクスの価値と使用価値は媒介しあい『資本論』の編成原理である①価値形態論・②商品物神性論・③交換過程論を構成する。²⁴⁾

〔『資本論』の天文学史的記述〕 マルクスは『資本論』で、天動説から地動説への旋回に対するカントの見解に経済学批判をつぎのように重ねる。

「競争の科学的分析が可能なのは、資本の内的本性が把握されるときに限られる。それと全く同じように、天体の見掛けの運動 (die scheinbare Bewegung der Himmelskörper) は、感性では知覚できない天体の運動を認識する人だけが、天体の現実の運動として理解できるのである」 (335: 訳552)。

鏡の外に実在する自己が鏡の中の鏡像に対応するように、天動説から地動説への転回は、観点を180度回転する「回転対称 (rotational symmetry)」に相当する。そのことを念頭に、コペルニクスは『天体の回転について』で、数多の天文学者はその「不変の対称性」が分からないと指摘している。コペルニクスが天文学で達成した旋回に対応する課題に、カントは『純粹理性批判 (Kritik)』で取り組み、マルクスは経済学批判 (Kritik) で取り組んだのである。

〔研究法と記述法〕 カントとマルクスの発想上の共通点がさらにある。先の〔カントの要素=集合〕でカントから引用した、

「我々の表象の分析に先立って、なによりもまず表象が与えられていなければならない。…多様なものの総合がまず一個の認識をもたらす。その認識は、はじめのうちはまだ生のままで混乱していることがありうるために、分析が必要である」(B108)

を念頭に、マルクスは『資本論』第2版の後書で「研究法と記述法」をつぎのように特徴づける。

「研究は、素材を詳細にわがものとし素材のさまざまな発展諸段階を分析し、それらの発展諸形態の内的紐帯をさぐりださなければならない。この仕事をなしとげたあとはじめて、現実の運動をそれにふさわしく記述できる。これに成功し、素材の生命が観念的に鏡映されれば (sich widerspiegeln)、あたかも《アプリオリな (a priori)》構成に関わりがあるかのように、思われるかもしれない」(S.27: 訳27)。

経験的な研究素材は自動的にその記述順序を開示しない。研究対象は「要素＝集合の関数」に分析されてこそ、あたかも命ある有機体のように、要素が集合に包摂され首尾一貫した編成が可能になる。それが『要綱』がいう「精神的な再生産」としての記述法(のちにみる、カントのいう「上向法」)である。その記述はカントのいう《アプリオリな構成》として読者に現象する。

【《旋回する》の従来訳】 カントの『純粹理性批判』の用語「旋回する (sich drehen)」を継承するマルクスの用語は、これまでの日本語訳で適確に訳されてきたであろうか。以下で点検する。

- (a) 高島泰之訳 (1925年、新潮社)「而して比問題は、経済学を理解するについての軸点であるから、茲に詳しく闡明する必要がある」。
- (b-1) 長谷部文雄訳 (1957年、青木書店)「この点は経済学を理解するための軸点であるから、ここに、より詳しく解明することとしよう」。
- (b-2) 長谷部文雄訳 (1964年、河出書房)「この点は経済学を理解するための軸点であるから、ここに、より詳しく解明することとしよう」(青木書店版と同じ)。
- (c) 大内兵衛・細川喜六監訳 (1967年、大月書店)「この点は、経済学の理解にとって決定的な跳躍点であるから、ここでもっと詳しく説明しておかなければならない」。
- (d) 向坂逸郎訳 (1969年、岩波文庫)「この点が跳躍点であって、これをめぐって経済学の理解があるのであるから、この点はここでもっと詳細に吟味しなければならない」。
- (e) 前掲江夏・上杉訳「経済学はこの点をめぐって研究するものであるから (原文 Comme l'économie politique **pivote** autour de ce point)、ここではもっと詳細な細目に立ち入らなければならない」(原典前掲書)。
- (f) 資本論翻訳委員会訳 (当該章担当者、平井規之) (1982年、新日本出版社)「この点は、経済学の理解にとって決定的な点であるから、ここで立ち入って説明しておこう」。
- (g) 前掲 中山元訳「これは経済学を理解するための跳躍点となることなので、ここでさらに詳しく解明しておくべきであろう」。

【既訳の比較】 高島の訳文「経済学を理解するための軸点である」のうちの用語「軸点」は、経済学理解の観点を旋回する中心点というニュアンスを含んでいる点は評価できる。長谷部訳は高島の訳語「軸点」を継承して、このニュアンスを保持している。大内・細川監訳では「経済学の理解にとって決定的な跳躍点である」の訳語「決定的な跳躍点」のうち「跳躍点」は原文 (Springpunkt) にあるが、「決定的な」はない。「旋回する (sich drehen)」を「決定的な」と表現したのである

うか。資本論翻訳委員会訳は、大内・細川監訳「経済学の理解にとって決定的な跳躍点である」をほぼ継承し「経済学の理解にとって決定的な点である」と訳し、大内・細川監訳の「跳躍」を省いている。

向坂訳では「これ〔跳躍点〕をめぐって経済学の**理解がある**から」と意味不明な訳となっている。高畠訳と長谷部訳は訳語「軸点」で「旋回する」の含意を伝えている。大内～細川監訳・向坂訳・資本論翻訳委員会訳はみな肝心のカントの語法「旋回する」を再現していない。²⁵⁾

フランス語版の原典では元々「経済学がこの点〔商品に表現されている労働の二重性格〕をめぐって**旋回する** (pivoté autour de ce point) ので」と書かれ、《労働の二重性格を理解することを梃子にして、経済学の理解が全く変わる》というコペルニクス＝カント的含意が明示されているのに、それが生かされないで、「研究する」と誤訳されている。中山訳でも「旋回する (sich drehen)」が訳されていない。このように、従来の当該個所の翻訳では、天動説から地動説への視座の変換を意味する、カントの語法 (sich drehen) をマルクスが継承していることに気づいていない。なお、中山にはカント『純粹理性批判』の訳業がある。

[4] カントからマルクスへの体系編成法の継承

[4-1] カントの「要素分析」＝体系編成法

カントの『純粹理性批判』第2版序文の複眼的な観点は、『資本論』に商品を二面的性質「使用価値と価値」に分析する観点を示唆した。しかしカントの「二重なものへの要素分析の観点」はその序文だけに限定されない。第一批判全体の編成法となっているのである。しかもその編成法は『資本論』の編成原理に継承されている。論理学が一貫性・総体性をもつように、その継承関係も一貫し総体的である。『純粹理性批判』の基本的構成はつぎのとおりである。

I 超越論的原理論 (B33-732)

第1部 超越論的感性論 (B33-73)

第2部 超越論的論理学 (B74-732)

第1部門 超越論的分析論 (B89-349)

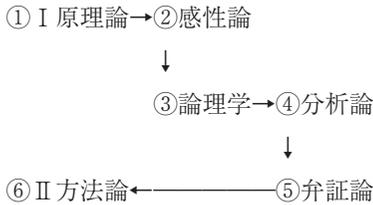
第2部門 超越論的弁証論 (B349-732)

II 超越論的方法論 (B735-884)

感性論40頁、分析論260頁、弁証論383頁、方法論149頁が当てられている。『純粹理性批判』の主題は弁証論＝「仮象の論理学」にあるという三枝博音＝石川文康説が頁数の明確な差異（分析論260頁：弁証論383頁）に示されている。

同時にここで注目すべきことは、『純粹理性批判』の独自の編成法である。第一批判は《I [1→2 (1→2)] →II》という「三重の要素分析の体系」をなす。即ち、『純粹理性批判』はI原理論とII方法論の2つの要素に分析される。前者のI原理論は感性論と論理学の2つの要素に分析される。その後者の論理学は分析論と弁証論の2つの要素に分析される。その後者の弁証論は最初のIとIIへの区分のうち後者のIIの方法論に連結する。これを図式化すればこうである。

『純粹理性批判』



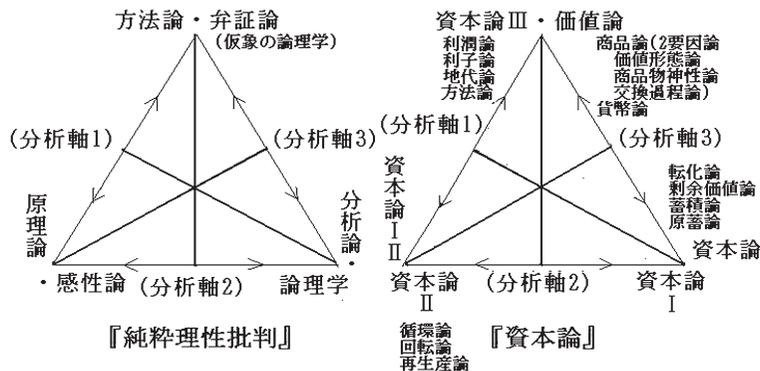
このように『純粹理性批判』は三重の要素分析法で編成されている。第一批判「第2版序文」でいう「同一物への二重の観点」は第一批判全体を編集する方法として貫徹する。『純粹理性批判』は、三層に分析された対称的な理論諸要素がなす重層的な集合である。しかも最後の理論要素である弁証論は最初の要素＝II方法論に連結＝再帰する。

[4-2] 『資本論』も三重の要素分析で編成されている

〔『資本論』の三重の要素分析〕 『純粹理性批判』の重層をなす三重の要素分析は『資本論』に継承されている。まず『純粹理性批判』の原理論と方法論への要素分析に対応するように、『資本論』全3部編成は、価値タームで資本が論じられる「第1部と第2部」が一括され、その「第1・2部」と、生産価格タームで資本が論じられる「第3部」とに分析される。ついで原理論が感性論と論理学に要素分析されるように、『資本論』の第1部と第2部は単数資本（1つの資本）の第1部と複数資本（生産手段部門と生活手段部門の「2つの資本」）の第2部へ要素分析される。さらに論理学が分析論と弁証論に二分されるように、第1部は「第1編 商品と貨幣」とそれ以後の「資本論」に要素分析される。こうして『資本論』体系は三重の要素分析法で編成されている〔図「『純粹理性批判』・『資本論』の三重の要素分析編集法」参照〕。

〔『価値論』の三重の要素分析〕 要素分析法はさらに、『資本論』の基礎理論としての価値論の編成である、①価値形態論・②商品物神性論・③交換過程論にも貫徹する。『資本論』第1部第1章第

《『純粹理性批判』・『資本論』の三重の要素分析編集法》



『資本論』第3部「主要草稿」(MEGA, II/5)の最後の「第7章 収入とその源泉」の「1.三位一体範式、2.生産過程の分析のために、3.競争の仮象(Schein)、4.分配=生産諸関係、5.諸階級」は『純粹理性批判』の最後の超越論的方法論に対応する。

1・2節で、資本主義的生産様式が支配する社会の富が「要素=集合」としての商品に転化している事態を指摘し、その基軸概念である商品が使用価値と交換価値の2つの要因からなると分析し、両者を生む労働を、使用価値の自然実体としての「具体的有用労働」と社会実体としての「抽象的人間労働」に分析する。商品とは「使用価値と価値」という二つの要因の統一態である。2つの要因「使用価値と価値」を基本概念にして『資本論』は展開される。この核心を念頭に、「この点〔労働の二面的性質を明確に把握すること〕は経済学の理解が旋回する跳躍点である」とマルクスは指摘する。『純粋理性批判』の要素分析法は『資本論』に継承されて、経済学理解の旋回軸を定礎するのである。

すなわち、商品関係の理論的な内容は、第1章の第3節の価値形態論と第4節の商品物神性論に分析される。価値形態論は、価値形態に一般的等価形態（→貨幣形態）が実現しうる理論的な可能性を論証する。第2章の交換過程論はその理論的可能性が交換過程で実践的に実現することを論証する。交換過程は「価値の実現」と「使用価値の実現」とのアンチノミーが止揚される「実践的な実現過程」である。カントによる「理論的と実践的」の区別（後述）が、この要素分析法の論証に継承される。『資本論』の「価値論」は、理論的分析と実践的論証への要素分析で編成されている。

さらに、前者の理論的分析は、第3節の価値形態論と第4節の商品物神性論への要素分析法で編成される。しかも、前者の価値形態論は基本的には第一形態・第二形態・第三形態からなる。そのうち、第二形態は「第一形態の諸等式の総計」（S.79：訳110頁）であるから、第一形態と第二形態は一括され、両形態と第三形態に分析される。さらに第一形態と第二形態に分析される。最後に、『資本論』冒頭第1章の第1・2節は商品を使用価値と交換価値に要素分析され、経済学を理解する旋回軸を措定される。²⁶⁾

このように要素分析法の形式で『資本論』は『純粋理性批判』と同型なのである。『純粋理性批判』の順序が「上向法」（カント）の順序であるに対し、『資本論』のここでの順序は「下向法」（カント）でみた順序である。当然、『資本論』の「上向法」の記述順序は『純粋理性批判』とは逆になる。方法論も最初になる。マルクスは方法論のこの位置を『経済学批判要綱』「序説」で採用し、『経済学批判』刊行のときにも冒頭に置こうかと一時は考えたが、結論を最初に置くことは、読者が著者に同伴し一緒に考えることの妨げになると判断し、最後に置くことにしたのである。

図解にあるように、『純粋理性批判』最後の「Ⅱ 超越論的方法論」に対応するものが『資本論』第3部最後の5つの章である。「序説」内容を改訂し展開したものが、その5つの章である。第一批判の超越論的論理学の後半は「仮象の論理学」としての弁証論であり、その後超越論的方法論が続く。『資本論』の最後の方法論では「第50章 競争の仮象（Schein）」が書かれている。このことは、『資本論』が『純粋理性批判』の「仮象の論理学」としての弁証論から方法論への順序を念頭に置いていることを示唆する。『経済学批判要綱』の事実上の最後が断片「疎外」（MEGA, II/1.2, S.697-699）であること、加えてその断片で『資本論』第3部51章と同じ「生産諸関係と分配諸関係」も論じられていることは、断片「疎外」も『純粋理性批判』の最後におかれた方法論を念頭に置いていることを示唆する。

『純粋理性批判』と『資本論』の同型性』 『純粋理性批判』と『資本論』に潜在する、このような三重の要素分析法は、拙著『資本論のシンメトリー』で解明した『資本論』の編成原理の別の表

現である。すなわち、①価値形態が価値(V)の使用価値(U)による表現[V(U)]である(価値と使用価値の第1の要素分析法)に対して、②商品物神性は価値が使用価値で表現し尽くされようとするので、あたかも価値の表現媒態である使用価値が価値そのものであるかのような現象形態=仮象[U(V)]となる。ここから交換価値を価値と同一視する誤謬が生まれる。これは価値形態[V(U)]の形態の価値と使用価値を逆転した形態である(第2の要素分析法)。²⁷⁾この逆転とは、価値形態における価値の表現媒態である使用価値(U)が実は価値(V)の仮象形態であること《U[V(U)]》を意味する。③交換過程は「価値の社会的実現」と「使用価値の社会的実現」が相互に同格に実現しようとするアンチノミーであるから、[V(U):U(V)]と表現できる。これはさきの仮象形態《U[V(U)]》の中央の価値(V)を対称的鏡面にして右[V(U)]と右[U(V)]に鏡映したものの[V(U):U(V)]である(第3の二分法)。①価値形態[V(U)]に②商品物神性[U(V)]が包摂された形態が③交換過程[V(U):U(V)]である。この三者の関係は、のちにみるように、カント理性推論で、①大前提に②小前提が包摂された形態が③結論であるのと同型である。こうして、『資本論』の「価値論」という基礎理論から「三重の要素分析法」で編成されていることが判明する。『資本論』は『純粹理性批判』と編成原理で基本的に同型なのである。²⁸⁾

〔謎解き『資本論』〕 このように『純粹理性批判』の編成原理の『資本論』への影響は極めて深い。深いのに、いや、深いからこそ、マルクスは『資本論』第1部でカントの名も、『純粹理性批判』の書名も、一切指摘せずに隠している。しかも「仮象(Schein)」語を始めとする『純粹理性批判』の基本用語を『資本論』で頻繁に規則的に用いている。『資本論』は、資本主義を顕示的に告発する書であるだけでない。その告発に、隠蔽しかつ顕示する修辞学を駆使する。この文体でマルクスは読者に謎を掛ける。『資本論』第1部刊行(初版1867年)以来、読者は謎が『資本論』に隠されていることに気づけなかったというのが真相ではなからうか。とすると、『資本論』は正確に読まれてきたのであろうか。謎は解かなければならない。《謎解き『資本論』》、これが課題である。

[5] 仮象をめぐるカントとマルクス

[5-1] カントの仮象論

〔《仮象》語は『純粹理性批判』を貫徹する〕 そこで「仮象」語を基準に両書の関連を考察する。謎解きは、大局の体系編成だけでなく、細部にも注視する。

カントの『純粹理性批判』の1787年刊行の第2版(B版)では、「仮象(Schein)」語は目次での使用の重複を除き、全部で97回も用いられている。『純粹理性批判』(B版)で「仮象」語が出てくるページを示せば、つぎのようになる。

〔目次〕 BXIII (2回)

〔序言〕 B20

〔感性論〕 B55, B69 (2回), B70 (4回), B71 (2回) = [計9回]

〔論理学の構想〕 B86 (3回), B88 (3回) = [計6回]

〔分析論〕 B141, B157, B168, B170, B295, B325 = [計6回]

〔弁証論〕 B349 (3回), B350 (2回), B351, B352, B353 (4回), B354 (5回), B355, B368, B375,

B390, B397 (2回), B426, B428, B432, B433 (4回), B434, B435, B448, B449 (2回),
B459, B509, B529, B532, B534, B544, B586, B609, B625, B634, B642 (2回), B643,
B670, B697, B730, B731 = [計51回]

[方法論] B737, B739, B768, B770, B776 (2回), B781 (2回), B783 (2回), B787, B791, B797,
B802, B811, B815, B820 (2回), B822, B848, B849 (2回), B868, B882 = [計24回]

[合計 = 目次2回 + 序言1回 + 感性論9回 + 論理学の構想6回 + 分析論6回 + 弁証論51回 + 方法
論24回 = 99回] (単複・格変化を含む)

目次の2回は本文の中のタイトルと重複するのでそれを省くと、97回となる。

[カントの論証の複合性] 超越論的論理学の後半の弁証論での使用回数が51回と最も多いのは、その主題が「仮象の論理学」であることから当然である。しかし、同時に注目すべきことに、弁証論より前の「序言1回・感性論9回・論理学の構想6回・分析論6回」=合計22回と、「仮象」語の使用回数が頻発するのはなぜであろうか。弁証論以前の特に感性論・分析論の主題は、真理が如何に根拠づけられるのかを、ただ一面的に説くのではない。虚偽が真理であるかのように現象する事態 = 仮象も同時に論じる。そうするのは、真理(W)の否定態 = 虚偽の側面を否定 = 排除すること [W = non(nonW)] で、真理の論証を確証するためである。分析論における要素分析は、区分された対象の両側面は相互に対称性をなす (division into symmetry)。²⁹⁾

第一批判は感性論、知性論、理性論の三つが分離して、積み木を横に並べられたように外接している、と考えるのはまったくの誤解である。感性的データが論理学的分析を媒介されるように、超越論的論理学は複眼で編成されている。これは決して「齟齬」³⁰⁾ではない。感性論は知性論に媒介されて内包され、感性論を内包する知性論は理性論に媒介され内包される。超越論的論理学は、分析論だけでは完結せずに、弁証論に継承され、理性推論に接合する。その理性推論は、経験的データを分析する知性を自己に媒介するかぎりで客観的妥当性を保持する。超越論的分析論における理性論を継承する論証である。³¹⁾しかし、理性推論が「超越論的主観Xの観念性」の枠を逸脱し恣意的な思弁に耽る場合は、超越論的弁証論 = 「仮象の論理学」に転落する。超越論的論理学は、「仮象の論理学」というネガティブな側面を自己に否定的に媒介することで、そのカテゴリーの「単一性・多数性・全体性」(B114)が担保されるのである。そのために、「仮象」語は、『純粹理性批判』の目次を除き、本文で最初のB20頁から最後のB882頁まで全巻を貫通して用いられている。

[関係の事物の属性への転化 = 仮象] カントは感性論で、仮象は主客の「関係」から発生する事象を「対象自体の属性」に帰すことから発生する、と記す。

「客体それ自体には全く見られないけれども、つねに客観と主観との関係に見られ、客観の表象と不可分なものが、現象である。したがって、時間・空間という述語が感覚の対象そのものに帰属されるのは正しい。その点では仮象は存在しない。それに対して、主観に対するこれらの対象の一定の関係を無視して、私の判断をその関係に制限しないで、私がバラ自体に赤を帰属し、土星 (Saturn) には取手 (Henkel) がついていると判断するなど、あらゆる外的な対象に広がりをしてそれ自体として帰属させれば、そこに直ちに仮象が発生するのである」(B69-70)。

或るバラが赤く、良い香りがするのは、そのバラを見る私の視覚や嗅覚が働いているからである。眼が見えなければ、物は見えない。感性がなければ対象は人間に現象しない。眼が見えても、地動

説を知り理解しなければ、天体の運動を天動説のように誤認する。日の出、日の入りを地球の自転によるのではなく、太陽の運動と誤認する。このことを念頭にカントは、(1) 認識可能性の条件と(2) 認識対象の可能性の条件とは、同じ条件の二面である (B197) という。(1) 認識できる能力があればこそ、(2) 認識主観に認識対象が現象するのである。

このことは社会的次元に拡張できる。或る著書(『資本論』)を執筆するさいに著者が参考にした主要文献(『純粹理性批判』)を読者が読んだことがなければ、読者には著書のその含意は分からない。さらに微妙な反転が生じる。或る絵に神が宿るかのように現象するのは、その絵に神が宿ると認める者にとってのみの現象である。或る紙幣が貨幣として通用するのは或る共同体内部においてである。マルクスはこのことを「差異論文」で指摘する。その同型性で「神=貨幣」なのである。³²⁾

[5-2] マルクスの仮象論

『資本論』の「仮象」語 『資本論』(第1部)を貫徹する哲学的な基本概念は「物象化(Versachlichung)」語ではなく、「仮象(Schein)」語である。「物象化」は『資本論』第1部でただ1回用いられているにすぎない(Dietz Verlag Berlin 1962, S.128)。「仮象(Schein)」は頻発する。第1部では全部で26回である。用語Scheinが出てくる頁を同じDietz版で示すとつぎのようになる。

88, 89, 95, 97 (2回), 98, 106, 107, 129, 264, 304 (2回), 325, 419, 422, 454, 465, 534, 555, 561, 572, 574, 582, 599, 609 (2回).³³⁾

『資本論』のように「仮象(Schein)」語が全巻を通じて体系的に貫徹する著書は、『純粹理性批判』以外にあるだろうか。しかも『純粹理性批判(Kritik der reinen Vernunft)』の「批判(Kritik)」にならって、『資本論』の副題は「経済学に対する批判(Kritik der politischen Ökonomie)」である。両著には「要素=集合」・「事物への二重の観点」・「旋回する」・「要素分析」の共通点がある。この事実は『資本論』が『純粹理性批判』を主要な典拠にしたことを根拠づける文献史上の重要な事実である。この事実は『資本論』の体系を編成する原理は何かを解明するうえで、決定的である。³⁴⁾

『仮象としての商品物神性』 『資本論』で「仮象」語が最初に続けて8回(88～98頁)使用されるのは「商品物神性論」(第1部第1章第4節)においてである。そこで全体の使用頻度の約3割弱は使用されている。この事実は、仮象の観点に立つ商品物神性論こそ、『資本論』を編成する重要なモメントであることを示唆する。マルクスはそこで、商品世界の人間の社会的性格が労働生産物そのものの対象的性格として鏡映させる事態を「入れ替わり(quidproquo)」といい、その「《入れ替わり》によって、労働生産物は商品に、すなわち感性的でありながら超感性的な物、または社会的な物になる」(S.86: 訳123)と指摘する。そのような事態を「対象的仮象(der gegenständliche Schein)」(S.88, 97: 訳126, 140)という。「感性的・かつ超感性的」、「対象的仮象(実在の対象に思弁的観念が現象する事態)」、これは明らかにカント『純粹理性批判』を念頭においた表現である。カントはそのような事態は、人間理性が陥ってはならない事態と批判的に限定したけれども、商品世界はまさにカントの批判する仮象が経験上の事実で充満する世界である。

『資本論』のその後「仮象」が出てくる個所は商品物神性論の観点にむすびついている。例えば、Dietz版で561頁から582頁までに出てくる用語「仮象」は、「労働の価格」・「時間賃金」・「個数賃金」があたかも労働者が自分の価値生産物すべてを賃金として取得するかのような仮象、すな

わち、労働者が取得する賃金財（使用価値ターム）が価値生産物（V + M）の現象形態であるかのような仮象を解明する。³⁵⁾

〔カノンのオルガノンへの転態〕 商品物神性論は最初の個所（第1章第4節）だけの問題ではない。「仮象」は、増殖する価値が姿態を重層的に変換して『資本論』を貫徹する現象である。マルクスは、近代資本主義は商品物神性が支配する事態であり、万物が転倒して天動説的に「仮象」として現象すると判断していたのである。第1部の最初からほぼ最後まで規則的に出てくるという意味で体系貫通的である。その意味で、つぎのカントの仮象論はマルクスの仮象論に近似的である。

「我々のすべての認識について甚だ空虚で貧しくとも、認識に知性の形式を与えるこのような見掛け（Schein = 仮象）の技術をもつことは、ひとを惑わせることがある。単に〔対象を〕判定するカノンにすぎないあの一般の論理学が、いわば実際に対象を生み出すオルガノンであるかのように、少なくとも客観的な主張をするまやかしとして用いられている。…このようにオルガノンと思い込まれた一般の論理学を弁証論（Dialektik）という。…オルガノンとみなされた一般の論理学は、つねに仮象の論理学で（Logik des Scheins）あり、弁証的（dialektisch）である」（B84-85）。

マルクスが『資本論』などで「弁証（法的）（dialektisch）」というとき、そこには第一義的に、カントの仮象論を批判的に継承するとの意味があり、「二枚舌（double tongue）」というニュアンスがある。『資本論』は、価値が使用価値を支配し、貨幣が商品を支配し、資本が労働生産物を生産するオルガノン（機関）を偽装する仮象を暴露する。マルクスの仮象批判はカントの「仮象の論理学」とは異なる。カントはつぎのように指摘する。

「純粋な総合判断は、単に間接的にせよ可能的経験に関係するし、あるいはこの経験を可能にすることそのものに関係する。また、純粋な総合判断の客観的妥当性は、経験を可能にすることのみに基づくのである」（B196）。

カントにとって純粋な総合判断の客観的妥当性の根拠は経験可能性にある。カントは経験的データぬきにカノン（論理学）がオルガノンであるかのようにふるまう事態を「仮象」と規定する。では、経験的データを整合的に論証し経験可能性をもたらす総合判断は、つねに直接に真理を開示するであろうか。これこそが、マルクスの問いである。

マルクスの仮象批判の対象は、超経験的・形而上学的な価値が経験的・実在的な使用価値を重層的に媒態に現象する「対象的仮象」である。経済学批判は「価値の現象学」を根拠づける「仮象の論理学」として展開する。マルクスは、カントが真理を把握する認識装置である超越論的演繹でさえも、仮象に陥ることがあることを論証する。『資本論』は、分析的なカノンが総合判断形式でオルガノンに転化する事態を論証する。³⁶⁾ マルクスはカントの「批判」はまだ不徹底とみる。

[6] カントのカテゴリーとマルクスのカテゴリー

[6-1] カントのカテゴリー表

カントにとって、外部から感性が触発されて受容するのは多様な直観である。その直観とは何かを判断する基準がカテゴリーである。「要素 = 集合の関数」で体系的に編成されるカテゴリー群の

基礎は、カントが超越論的分析論のほぼ始めで提示する「カテゴリー表」(B106)の「1. 量、2. 質、3. 関係、4. 様相のカテゴリー」で、つぎのように示されている。

- | | |
|---------------|--------------|
| 1 量のカテゴリー | |
| (単一性・多数性・全体性) | |
| 2 質のカテゴリー | 3 関係のカテゴリー |
| (実在性・否定性・制限性) | (実体と偶有性の関係) |
| | (因果性と依存性の関係) |
| | (相互性の関係) |
| 4 様相のカテゴリー | |
| 可能性—不可能性 | |
| 現実存在—非存在 | |
| 必然性—偶然性 | |

カントはこの表を「知性がアприオリに内部に含む総合のすべての根源的で純粹な概念の一覧表」という。この表は帰納法による単なる「寄せ集め (Aggregate)」ではなく、「(思惟する能力と同じ) 判断する能力から体系的に生み出されたものである」(B106)。このカテゴリー表は、真としての「条件の全体性」をなす。カントはカテゴリーが対象を認識するさいに決定的な根拠となることをつぎのように説明する。

「アприオリな概念としてのカテゴリーの客観的妥当性は、カテゴリーによってのみ経験が可能であるということに基づく。なぜならばその場合、カテゴリーは必然的でアприオリに経験の対象に関係するからである。というのは、カテゴリーを媒介にしてのみ、そもそも経験の何らかの対象が考えられるからである」(B126)。

人間は《感覚が受容したことが何であるか》をカテゴリーでのみ判断する。カテゴリーこそ、外的感覚が受容した対象を経験として思惟可能なものに変換する根拠である。経験認識の可能性の条件はカテゴリーである。カテゴリーをもてばこそ、認識対象は現象してくる。夜間中学で文字を覚え、天体のことを学んだ者には、夜空の星々が以前より美しく見えてくる、といわれる。彼らはカントが説く真理を経験しているのである。

[6-2] カントのカテゴリー表とマルクスの価値形態論

マルクスは価値形態論の直後の「第4節 商品の物神的性格とその秘密」で、経済学のカテゴリーの基本性格をつぎのように指摘する。

「商品世界のまさにその完成形態 — 貨幣形態 — こそが、私的諸労働の社会的性格、それゆえまた私的労働者たちの社会的諸関係を打ち明ける代わりに、物象的に覆い隠すのである。……この種の諸形態こそが、まさにブルジョア経済学の諸カテゴリーを作り出している」(S.90: 訳129、訳文変更)。

カントにとって、カテゴリーは経験に可能的に潜在する真理が分析できるメスである。理性の恣意に従い、知性がカテゴリーを経験分析の対象にしないで、思弁に走るとき虚偽に陥り、超越論的

論理学は「仮象の論理学」となる。マルクスにとっては、所与の経済学のカテゴリーは、真偽が反転した事態をそのまま永遠の自然的な秩序として無批判に表現する「仮象の論理学」を編成するものである。経済学のカテゴリーの批判的検討によって初めて、認識対象である近代資本主義が見えてくる。『哲学の貧困』（1847年）のころのマルクスがカテゴリーを論じた意味はここにある。

〔使用価値の捨象＝価値の抽象と《質のカテゴリー》〕 カントの観点から「要素＝集合の関数」に有機的に編成されているカテゴリー群は、つぎのように『資本論』に再編され継承される。冒頭商品の第1節では、商品の二要因（使用価値と価値）からなると分析される。価値は価値実体（Werts substanz）と価値の大きさ＝量（Wertgröße）から考察される。商品は使用価値と交換価値の二要因に分析される。交換価値は相異なる実在的な使用価値の交換比率である。相異なる使用価値は或る共通なもの（価値）に通約される。価値は或る単位で尺度される。この一連の行為は「相互に相異なる使用価値の実在性の捨象（Abstraktion）＝否定」である。^{37）} その捨象を媒介にして価値は抽象される。価値はこのような条件のもとに制限されている（begrenzt, limited）。以上の分析は、カントのカテゴリー表の「3. 質のカテゴリー」の〔実在性（Realität）・否定性（Negation）・制限性（Limitation）〕の援用である。すなわち、

使用価値（実在性）の捨象（否定性）＝価値の抽象（制限性）

価値は他の存在とは無関係に独自に存在するのではない。商品所有者の「使用価値の実在性を捨象＝否定する無意識の行為」によってのみ、価値は、カントの「カテゴリー表」の「3. 質のカテゴリー」に対応して開示される。価値は、経験可能態である使用価値の背後に潜在し、使用価値に仮象する形而上学的存在である。

〔価値形態のカテゴリー〕 このような制限を受ける価値は、手にとって見たり触ったりできる物的な対象ではなく、思惟された存在、抽象的な存在である。抽象的な存在であればこそ、価値は具体的な自己表現形態をもとめる。それはまず、或る商品の価値が他の単一の商品の使用価値で表現する価値形態の第一形態となる。価値形態の第一形態はカントの「1. 量（Quantität）のカテゴリー」の最初の「単一性（Einheit）」に対応する。価値は抽象的な存在であるから、逆に自己制限を超越し、自己表現の媒態を無制限の無限の系列にもとめる第二形態に移行する。第二形態は多数の等価形態からなる価値形態である。第二形態はカントの「1. 量のカテゴリー」の「多数性（Vielheit）」に対応する。

第二形態は等価形態が収束せず無限に外延する系列である。したがって、第二形態は自己完結する価値形態、すなわち第三形態に移行する極限形態である。第三形態は、先にカントの論理学の体系編成のところのみたように、「条件づけられたもの」という諸要素の集合であるために、「条件の全体性」に再帰した形態である。第三形態は「1. 量のカテゴリー」の最後の「全体性（Allheit）」に対応する。こうして、価値形態はカントの「カテゴリー表」の「1. 量のカテゴリー」の構成要素の順序にそれぞれ対応する。

価値形態論はさらに、カントの「カテゴリー表」の「3. 関係（Relation）のカテゴリー」に対応する。第一形態は、或る商品の価値の「実体」がたまたま或る他の単一の商品の使用価値に現象する形態であるにすぎないから、「偶有性」という特性をもつ〔偶有性（Inhärenz）と実体（Substanz）〕。

第二形態は、或る商品の価値がその他のすべての商品種類の使用価値で表現される形態であるから、価値表現の原因である相対的価値形態とその価値表現が依存する等価形態との関係である [因果性 (Kausalität) と依存性 (Dependenz)]。第三形態は、第二形態では受動的な等価形態であった諸商品が自己の価値を単一の商品の使用価値で表現する能動的な主体に転化した形態であり、かつ第二形態では価値表現の主体・相対的価値形態であった商品がその他の価値表現の媒態・等価形態に転化する形態であるから、「相互性の関係 (Gemeinschaft) [能動と受動の相互作用 (Wechselwirkung zwischen dem Handelnden und Leidenden)]」に対応する。こうして、価値形態の三つの形態は「関係のカテゴリー」の三つの関係に対応する。

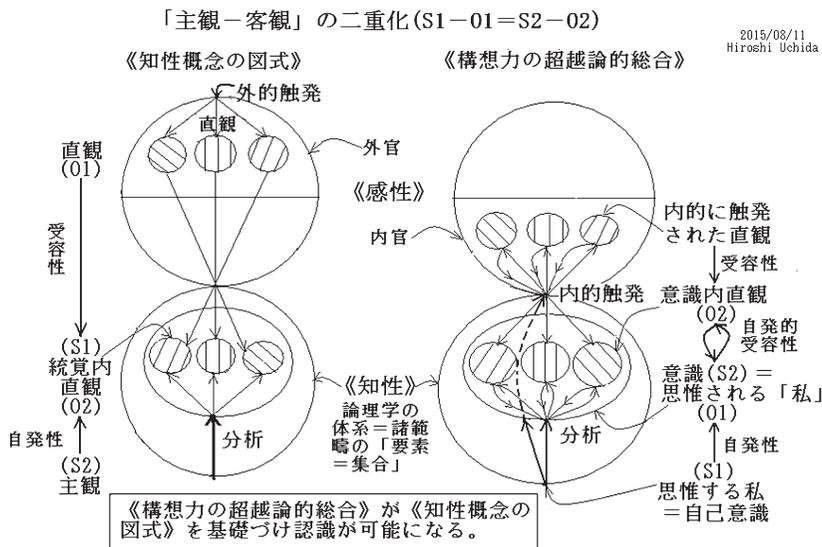
価値形態論は「4. 様相のカテゴリー」の「可能性・現実存在・必然性」にも対応する。第一形態は単一の等価形態で価値を表現するから、価値表現の単なる「可能性 (Möglichkeit)」を示唆するにすぎない。第二形態はその可能性が、相対的価値形態の商品以外の商品すべてに具体化した形態であり、価値表現は「現実存在 (Dasein)」になっている。さらに、第三形態は上でみたように自己完結する形態であるから、偶然性を排除した「必然性 (Notwendigkeit)」を具現する形態である。

[7] 《思惟する私の二重化》と価値形態

[7-1] カントの《思惟する私の二重化》

マルクスのカントとの関連はさらに重層化する。『資本論』の核心的基礎である価値形態論・商品物神性論・交換過程論は、カントのカテゴリー論だけでなく、「思惟主観の二重化・理性推論・誤謬推論 (仮象)」などの論理学を批判的に継承している。この継承関係を「思惟主観の二重化」からみよう。これはマルクスの価値論の基礎となる現象学を胚胎する。

[構想力・直観・カテゴリー] 超越論的分析論でカテゴリーが感性的経験に適応される様式は、知性自体の内部で形式的に再現される。知性はその内的感覚を触発して表象を発生させる。その表



象を意識が統一する。その統一された表象をカテゴリーが分析する。そのとき、「対象が直観において現存しなくても、対象を思いうかべる能力」(B151) = 構想力 (Einbildungskraft) が発動する。構想力は「対応する直観を知性概念に与える唯一の主観的条件として、感性に属する」(同) と同時に、「カテゴリーに即した構想力による直観の総合は、構想力の超越論的総合でなければならない」(B152)。現象とカテゴリーを媒介する時間のように (B177-178)、構想力も感性と知性を媒介する。

超越論的感性論では、感性が外部から触発され直観が発生すると想定される。外的な経験を一切捨象した超越論的分析論では、知性はつぎのように作用する。

「知性は構想力の超越論的総合の名の下に受動的主体に働きかける。その能力が内的感覚である。……その働きによって、内的感覚は触発される。……内的感覚は直観の単なる形式であるが、直観における多様なものの結合を欠いている。したがって、まだ一定の直観を含んでいない。この一定の直観は、私が形象的総合とよんだ構想力の超越論的作用による、多様なものを規定する意識によってのみ可能である」(B153)。

意識は、自ら内的感覚を触発し、かつ構想力を媒介に一定の多様な直観を発生させる。内的な多様な直観は「一つの自己意識」(B132)・「一つの意識」(B133) に統一される。ここではカントはまだ自己意識と意識を弁別していない。この「経験一般の可能性条件、かつ経験の対象の可能性の条件」(B197) に、外的感覚が触発され受容した多様な経験的直観がカテゴリーで分析され、経験の「客観的妥当性」(B126)・「客観的実在性」(B195) を獲得する。経験的直観は経験的認識(経験)になる。こうして、「意識による内的感覚の触発と構想力の作用→多様な直観の発生→意識内の多様な直観の統一→経験可能性の条件=経験の対象を可能にする条件→カテゴリーによる分析」という関連ができる(65頁の図「主観-客観」の二重化)を参照)。

上の引用文の少し先で、カントはつぎのように自問する。「自己意識」と「意識」を分離する可能性を孕む問いである。

「しかし思惟する私 (das Ich, der ich denke) が自己自身を直観する私 (das Ich, das sich selbst anschaut) とは、どのように (wie) 異なるのであろうか (というのは、私は少なくとも可能な限り他の直観の仕方を表象することができるからである)。しかも同じ主観として後者 [自己自身を直観する私] とは、どのようにして同じであるのであろうか。したがって、どのように私は、英知体および思惟する主観として、1つの思惟された客観としての私自身を認識するといえるのであろうか」(B155)。³⁸⁾

カントは「知性(主観)と外的感覚(客観)」の関係に対応する関係を「知性(主観)と内的感覚(客観)」に展開する。「思惟する私」としての意識は、内的感覚を触発する「能動的な主観」である。と同時に、思惟する私自身は、意識に統一された多様な直観として、カテゴリーで分析される「受動的な主観」でもある。「思惟する私 (S₁)」は、「思惟する私 (S₁)」と「思惟される私 (O₁)」に二重化する。ここでもカントは事態を二重に要素分析する。「直観する私 (主観S₂)」は「思惟される私 (客観O₁)」の行為であるから、「思惟される私 (O₁)」は「直観する私 (主観S₂)」に巡回する (sich drehen)。「直観する私 (主観S₂)」は「(構想力の超越論的総合で結合された)多様な直観(客観O₂)」を対象とする。「自己意識-意識-対象」は外接する「三項図式」ではなく、「要素と集合が相互に射影しあう関数」である。それは65頁の図《「主観-客観」の二重化》の右

側のようになる。つまり、こうである。

$$S_1 - O_1 = S_2 - O_2$$

これまでのカントの論述で不分明であった「自己意識」と「意識」はつぎのように区分され、かつ関連づけられる。「思惟する私」は「自己意識」に対応し、「思惟される私」は自己意識の対象としての「意識」に対応する。自己意識 (S_1) は自己意識 (S_1) と意識 (O_1) に二重化する。自己意識 (S_1) は意識としての自己 (O_1) を客観の対象として意識する ($S_1 - O_1$)。意識 (O_1) は自ら直観する主観 (S_2) に旋回し、一定の多様な直観を「1つの選言肢の集合 (einer Aggregat der Glieder der Einteilung)」(B380)、すなわち (O_2) として統一し直観する。ここで注目すべき点は、客観が主観に旋回すること ($O_1=S_2$) である。意識は自己意識の対象 (O_1) であり、かつ多様な直観に相対する主観 (S_2) でもある二重の存在である。見られる客観 (O_1) は見る主観 (S_1) に旋回する可能態である。

「主客反転 ($O_1=S_1$)」は、さらに二重の関連 [$S_1 - O_1 = S_2 - O_2$] にも発生する。その論理的に可能な形式のなかで、行論上有意義なのは、上記の関連を逆転した関連である。すなわち、

$$O_2 - S_2 = O_1 - S_1$$

この形式は、最初の形式で「意識」の「対象」であった「多様な意識」(O_2) が主観に転化=自立し、「意識」(S_2) と「自己意識の対象」(O_1) の区分を「意識一般」に統一し、「意識一般」という媒態に自己を「選言肢の集合」として射影する形式である。それは、最初の形式の「逆の関連 (Rückbeziehung)」である。こうして、つぎのような連結するつぎの関連が生成する。

$$S_1 \rightarrow O_1 = S_2 \rightarrow O_2$$

$$S_2(O_2) \rightarrow O_2(S_2) = S_1(O_1) \rightarrow O_1(S_1)$$

主観は二重化して、主観とその対象=客観となる。客観はさらに反転し主観になり、その対象=客観に相対する。すなわち、

[自己意識] - [意識] - [対象]

$$(S_1 \longrightarrow O_1 = S_2 \longrightarrow O_2)$$

という関係になる。この関係はつぎの関係に反転する。

[対象の主観(主体)化] - [意識一般] - [意識一般への対象の包摂]

$$[S_2(O_2) \rightarrow O_2(S_2) = S_1(O_1) \rightarrow O_1(S_1)]$$

カントの場合、或る存在は多面的存在に転化しうる二面的存在である。カントは、同じ対象を単に経験的側面から観察するだけでなく、それとは隔絶した超感覚的・形而上学的な側面からも考察し、経験的データに潜在する真理が自己を開示する理路を開く。その二面的考察の方法は二面を相互に媒介しあうように編成する。その方法は、直観に現象する経験的な「主観-客観 ($S_1 - O_1$)」を超える観点 ($S_2 - O_2$) から考察する「複眼 ($S_1 - O_1 = S_2 - O_2$)」である。カントの対象への「要素=集合の関数」は、或る対象が受動的客観であり、かつ自発的な主観でもある複眼を開示する。

[7-2] 《自己意識-意識-対象》と価値形態

《自己意識-意識-対象》の図式は、マルクスの価値形態論に継承される。つぎにこの関連を確認する。

[自己意識]-[意識]-[対象]

$$(S_1 \rightarrow O_1 = S_2 \rightarrow O_2)$$

の $(S_2 - O_2)$ は、価値形態論の第一形態および第二形態に、それぞれ対応する。上記の関連とは「逆の関連」、すなわち

[対象の主観(主体)化]-[意識一般]-[意識一般への対象の包摂]

$$[S_2(O_2) \rightarrow O_2(S_2) = S_1(O_1) \rightarrow O_1(S_1)]$$

は、第三形態に対応する。この対応関係を図解したものが68頁の図「《自己意識-意識-対象》と価値形態」である。

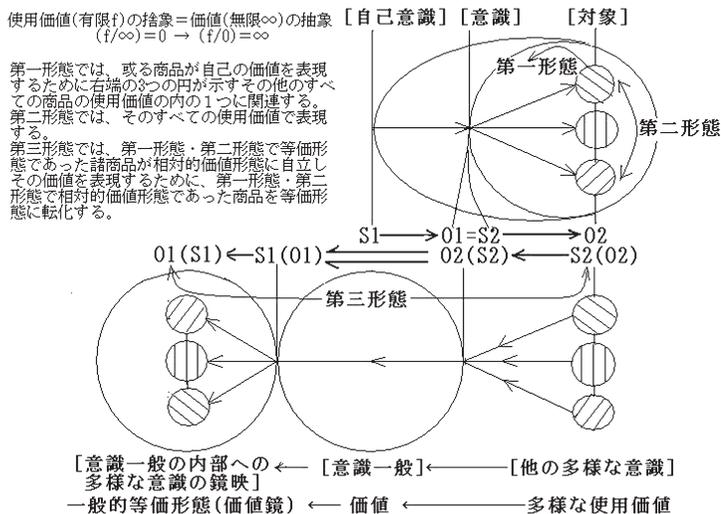
この3つの対応関係をつぎにより詳しくみよう。価値形態の第一形態は、相対的価値形態の商品の価値を単一の等価形態の商品の使用価値で表現する関係である。注意すべきことに、価値形態論の価値は本性上、理論的な存在である。「構想力の超越論的総合」における価値である。その価値は、意識の外部に実在する客観的な物ではなく、主観に表象に思いうかべられた超越論的存在であり、同じく表象に思いうかべられた経験的な使用価値は主観内の客観である。第一形態は、「意識」の1つの「対象」への関係 $\langle S_2 - O_2 \rangle$ に対応する(別掲図「自己意識-意識-対象」における $S_2 =$ 価値から $O_2 =$ 使用価値の1種類[右上の3つの小円の最上の円]への関連)。

第二形態は、第一形態の価値がそれ自身以外のすべての商品の使用価値(図では右上の3つの小円で表現する $S_2 - O_2$)。この形態をカントの「構想力の超越論的総合」でみれば、意識 (O_1) が自己意識 (S_1) の対象である関係 $(S_1 - O_1)$ から自立し、構想力の超越論的総合で結合された多様な表象 (O_2) を直観する主観 (S_2) に反転する関係 $(O_1 = S_2 - O_2)$ に相当する。

第三形態では、第二形態で価値表現の媒態=客観となってきた多様な特殊な諸商品 (O_2) も、商品としてはこれまで価値の表現主体であった相対的価値形態の商品と同格である。その諸商品が述語から主語に反転・自立し、それ自身の価値を表現する事態である。この客観から主観への反転は、カントの場合の「自己意識」と「意識」が「意識一般」に統一し、「意識一般」(図の中央の大円)

《[自己意識-意識-対象]と価値形態》

2015/12/03
Hiroshi Uchida



に多様な対象としての自己を鏡映する関係に相当する $[S_2(O_2) \rightarrow O_2(S_2) = S_1(O_1) \rightarrow O_1(S_1)]$ (図では左側の3つの小円を内部に含む大円)。その自立に対応して、第二形態で相対的価値形態であった単一の商品 (S_1) が価値表現の唯一の媒態になる $[O_1(S_1)]$ 。第二形態の「主」(相対的価値形態)「客」(等価形態)を反転したものが第三形態である。

以上要するに、「自己意識」の意識対象である「意識」自身が1つの「対象(他の意識)」を表象する事態 ($S_2 \rightarrow O_2$ [1] 第一形態)から、「意識」が他の多様な対象(意識)を意識する事態 ($S_2 \rightarrow O_2$ [2] 第二形態)へと進む。ついで、「意識」に統一された他の多様な「意識」は、意識の対象である事態から自立して、自己を「意識一般」を媒態にして「多様な諸意識の集合」、すなわち、カントのいう「選言肢の集合」(B380)に射影する $[S_2(O_2) \rightarrow O_2(S_2) = S_1(O_1) \rightarrow O_1(S_1)]$ 。この関連は、マルクスが第二形態論の最後でいう「この系列(第二形態)に事実上含まれている逆の関連(Rückbeziehung)」(MEW, Bd.23, S.79)と論理的に同型である。³⁹⁾ マルクスの価値形態論をカントの理性推論でみれば、第一形態は「前三段論法(prosyllogismos)」(B387-388)の「大前提-小前提-結論」の理性推論に対応する。その結論がつぎの前三段論法の大前提になる。これが第二形態である。第三形態は、第一形態と第二形態の関連の「逆の関連」である。⁴⁰⁾ 第三形態は「後三段論法(episyllogismos)」(B388)の理性推論に対応する。

以上の推論から、第一批判の内部に超越論的主観Xという単数主観に対応する複数の主観が生成する可能性が潜在することが判明する。その諸主観は超越論的主観の内部に統一された共同行為をなす諸主観である(wir als das Ich)。⁴¹⁾

[8] カント＝マルクスの理論と実践の区別と関連

[8-1] カントの理性の理論的使用と実践的使用

上記のカントの「自己意識-意識-対象」はあくまで理論的な規定である。それは理論的・抽象的な規定であり、現実的には接近できない。カントは理論的可能性と実践的実現を区別する。

「思索における理性の[理論的な]使用が本来意図しているのは、具体的に一致するものが与えられることであるけれども、或る概念にどれほど接近しようとしても、その概念には絶対に到達することはできない。……実践理性の理念は、つねに現実的に与えられる。……したがって、実践的な理念はいつでもきわめて実り豊かなものであり、実際に行為するさいにも必然的なものになることは避けられない。しかも[理論的な]純粋な理性は、この実践的な理念のうちで純粋な理性の概念に含まれていたものを現実にも生み出す因果関係を含んでいる」(B384-385、ボールド体は引用者)。

「理論的な理性の使用」と「実践的な理性の使用」とは区別しなければならないと同時に関連づけなければならない。理論は抽象的であればこそ、具体例は数多ありうる。しかし抽象態である理論そのものは具体的には表現できない。それは理論的な規定・「或る極大なもの」である。実践的な理性の使用では、課題の解決の条件も目的も具体的・現実的に前提される。その行為がもたらす結果も具体的・現実的である。では、実践的目的の実現は何を根拠にしているのか。それは何の根拠もないのか。ないとすると、その実現は偶然にすぎなくなる。理論的な理性の使用こそが、実践

的な理性の使用の理論的経路を開示する。その意味で両者は媒介しあうのである。⁴²⁾

[8-2] 理論的な価値形態と実践的な交換過程

マルクスはすでに『経済学批判』で、まだ価値と交換価値の概念的区別をしないで、(交換)価値は「単に理論上のものとしてのみ考察された (nur eine theoretisch gedachte)」関連であり、それが実現するのはただ交換過程のうちにおいてだけであると指摘し、『純粹理性批判』第2版序文への関連を示唆している (MEW, Bd.13, S.29)。「カントの理論と実践の区別と関連」のマルクスによる援用は、『資本論』の価値形態論と交換過程論で明確である。価値形態論は価値の使用価値による理論的観念的な表現を論証する。その表現は商品の魂 (Warenseele) が一人密やかに自問自答する思弁である。価値形態論における第二形態から第三形態への移行も、理論的に極限的な可能性を指摘するにとどまる。これに対して、交換過程論では、商品所持者 (Warenbesitzer) という人格 (Person) が登場する。⁴³⁾ 彼らは所持する商品の「価値の実現」と「使用価値の実現」を同時に同格に求めて実践的に競い合う。価値形態では、価値という魂 (Seele) が主体であり、使用価値は価値の表現媒態になる従属的な関係である。これに対して交換過程では、使用価値そのものが人格の欲望の対象になる場面 = 市場における問題が主題である。

それでは、その同時実現は如何にして達成されるのか。マルクスは、『始めに行為ありき。商品所持者たちは、考えるまえに行動したのである』と書いて韜晦する。《理論的と実践的の区別と関連づけ》を明確に行ったカントの『純粹理性批判』をマルクスが価値論の「価値形態論と交換過程論の関連」に援用していることを知らない『資本論』の読者は、ここで困惑する。マルクスはカントにならって、価値と使用価値の同時実現の理論的に可能な経路は価値形態論で解明したのに、マルクスはその論証を交換過程論で明確に指示しない。しかし、我々はカントからマルクスのこの継承関係を知ったのであるから、価値形態論と交換過程論の区別と関連を明確に理解できる。

〔 $(1/n) \times n = 1$ の可能性〕 価値形態の第二形態では、商品世界に参加している諸商品の数 (n) だけ、第二形態は存在しうる。それぞれの商品の第二形態は、(n-1) の数の商品を等価形態とする第二形態が n 個存在する。各々の商品は理論的に同格である。それぞれの商品が一般的等価形態になる可能性は $(1/n)$ である。商品世界全体では、その可能性は $(1/n) \times n = 1$ である。この1は必然性に他ならない。つまり商品世界は必ず一般的等価形態を生成する。この絶対的可能性 = 必然性が実践的に実現する場合こそ、商品の交換過程にほかならない。

このように、価値形態論は交換過程から一般的等価形態 = 貨幣が生成する実践的経路の理論的根拠を賦与する。その賦与をていねいにマルクスは説明しないで、ただ、『始めに行為ありき』と韜晦し、貨幣生成の理解を困難にしたのである。マルクスはエンゲルスやラサールなどへの書簡で、自分は研究したこと記述するときに「圧縮すること (kondenzieren)」・「隠蔽すること (verstecken)」を旨とすると述懐した (MEW, Bd.29, S.551; Bd.30, S.207)。やたら「科学的社会主義」を標榜する非科学的なブルドンたちとの論戦で罨にかけるために、である。

かつておこなわれた価値形態論と交換過程論をめぐる論争は、マルクスがカントの理性の理論的使用と実践的使用の区別 = 関連づけを継承し、価値の理論的表現過程と、価値および使用価値の同時実現という実践的過程を区別し関連づけたことにまったく気づかずに展開された誤謬問題である。

[マルクスとカントの重層的な対応諸関係] 本文番号 [2] 「要素 = 集合」は『資本論』第1部第1章第1節の冒頭商品に対応する。本文番号 [3] の「同一対象への複眼と観点の旋回」は同第2節冒頭文節に対応する。本文番号 [5] の「仮象」は同4節の商品物神性論に対応する。本文番号 [6] の「カテゴリー」および [7] の「思惟する私の二重化」は同第3節の価値形態論に対応する。[8] の「理論と実践」は同第3節の価値形態論および第2章の交換過程論に対応する。筆者が挙げた「マルクスとカント」のこのような6つの対応関係は『資本論』の基礎理論（第1章および第2章）で一貫して連結する。

[9] カントの理性推論とマルクスの価値論

[9-1] カントの理性推論

[理性推論とは] このようにマルクスの価値形態論に援用されるカントの論理学は「理性推論 (Vernunftschluß)」(B357) である。そこで、カントの理性推論をより詳しくみよう。カントは理性推論をつぎのように規定する。

「理性を、認識するための特定の論理的な形式の能力とみなすならば、これは推論する能力である。理性は間接的に判断する能力である。すなわち或る〈可能的な判断〉の条件 [小前提] を、〈与えられた判断〉 [大前提・一般的な規則] の条件のもとに包摂することによって、判断する能力である。……規則は、特定の条件のもとで何らかの一般的なこと (etwas allgemein) を主張する。しかも規則の条件は、そこで示された事例に妥当する。したがって、この条件のもとで一般的に妥当するものは、(この条件に伴っているものとして) そこで示された事例についても妥当すると見なされる」(B386-387)。

上の引用文は自然言語の文法の例で理解できる。自然言語の文法は、その言語の豊富な個別的使用例が名詞・動詞・形容詞・副詞・助詞・前置詞などの品詞に区分され、その区分に貫徹する一定の規則として導き出される。翻ってその規則 = 文法は、その自然言語の個別的な使用法を指示する。特殊なものから、それを編成する一般的規則が導き出されたのであるから、その規則はその特殊なもの範囲内で一般的妥当性をもつ。⁴⁴⁾

カントのいう知性は、一定の「規則」に現象(経験)を統一する能力であり、理性は知性を背後から一定の「原理」に統一する能力である。理性は、知性が経験から分析する諸規則を一般的な原理に統一する (B359)。これがカントのいう理性推論である。その原理を導き出す前提諸条件となった個々の事例はその原理に妥当する。カントの経験論批判の論拠はこの理性推論にある。カントがあげる三段論法の例 (B378) を援用すれば、

大前提 (1) 「すべての人間は死すべき存在である」

小前提 (1) 「カイウスは人間である」

結 論 (1) 「したがって、カイウスは死すべき存在である」

において、大前提の主語「すべての人間」は完全な外延量をもつ一般性である。カイウスを含む個々の人間は、この一般的な集合に包摂される諸要素である。「超越論的理性の概念は、或る与えられた条件づけられた存在 (大前提) に対する諸条件の総体性 [個々の人間のすべて] という概念

以外の何ものでもない」(B379)。

〔究極まで連鎖する三段論法〕 カントの理性推論は1回の論証で閉じない。究極の結論まで推論を徹底する。そこで、個人カイウスの三段論法の例(1)に連続する、つぎのような2つの三段論法を考えてみる。

大前提(2)「肺結核は不治の病である」

小前提(2)「カイウスは肺結核を患っている」

結論(2)「カイウスの肺結核は治らない」

つぎの三段論法でカイウス個人は終局を迎える。

大前提(3)「肺結核患者の肺炎は死に至る」

小前提(3)「肺結核患者カイウスは肺炎を患った」

結論(3)「カイウスは死に至る」

上記の3つの三段論法の連鎖か、それとは異なる三段論法の経路は、カイウス以外のすべての個々の人間にも適応できる。経路の異同にかかわらず、何れの人間も死に至る。個々人の死に至る経路の総集合が「死すべき人間のすべて」を包含する集合である。その総集合は、一般化すれば、カントのいう「条件の総体性(全体性)」(B379) = 「無条件なもの」(B364)である。⁴⁵⁾

〔理性推論の3つの類(クラス)〕 カントの理性推論は「あらゆる経験の全体における知性の使用を原理で規定するものとなる」(B378)。しかしその中には「経験的な前提をまったく含まない理性推論がある」(B397)。すなわち「弁証論的推論」(同)である。カントによれば、弁証論的推論には3つある。

第1類の理性推論は、「私は、いかなる多様なものも含まない主観という超越論的概念から出発して、この主観そのものは絶対的に統一されたものであることを推論する。しかし、私はこうした仕方ではそのような主観についてのいかなる概念も全くもっていない」(B397-398)というものである。カントはこれを「超越論的な誤謬推論(Paralogismus)」とよぶ。

第2類の理性推論は、「或る与えられた現象一般の諸条件の系列(Reihe)の絶対的な総体性という超越論的概念に到達しようとするものである」(B398)。この系列は自己矛盾する概念の系列が存在するから、それとは対立する正しい統一を推論するけれども、その統一についていかなる概念ももつことはできない。カントはこの理性推論を「純粹理性のアンチノミー(Antinomie)」という。

第3類の理性推論はこうである。「わたしに与えられることのできる諸対象一般を考えるための諸条件の総体性から、諸物一般を可能にするためのすべての条件は、絶対的かつ総合的に統一されていることを推論する。すなわち、その単なる超越論的概念からは私が知り得ない諸物から出発して、すべての存在者のうちの存在者[神]が存在すると推論する」(B398)。しかし私はこの存在者からは、さらに展開されたことは何も知ることはできないし、それについての如何なる概念もつくることはできない。カントはこの理性推論を「純粹理性の理想(Ideal)」という。カントは『純粹理性批判』では神の存在証明はできないことを論証したのである。プロテスタント的論証である。旧宗教権力にとっては「看過できない論証」である。

[9-2] カント理性推論からマルクス価値理論へ

この3つの理性推論はマルクスの価値論に継承される。

第1の誤謬推論の「いかなる多様なものも含まない主観の超越論的概念」が『資本論』で対応するものは、具体的な使用価値を捨象すること（Abstraktion）から生成する「価値」概念である（S.52：訳64）。価値は感性的経験を超越した「観念的な存在」である。価値が単なる財を商品に転化し、「多様なもの〔富〕すべてを絶対的に統一する事態」である。それはすべての富（使用価値）が価値の素材的担い手になっている事態である。そこでは価値という「観念性」が使用価値という「実在性」に憑依する。これが満面開花した商品世界・近代資本主義である。⁴⁶⁾ 観念性が実在性に転態する事態は、カントにとってデカルトの命題「私は思惟するがゆえに私は実在する（das cogito, ergo sum）」（A370）という「欺瞞的仮象（trügliche Scheine）」（A369）に端的に表現されている。しかしマルクスにとっては、その誤謬推論は近代資本主義で成立する事態と同型である。「超越論的主観X」は観念性にとどまることなく、実在態に転化している。「思惟する主観（cogito）」が「実在する主体（sum）」に転化するの「ゆえに（ergo）」という「媒辞概念の誤謬（sophisma figurae dictionis）」（A402：B411）による。単なる財（使用価値）を使用価値と価値の統一態（商品）に転化する媒辞概念は、その財の私的所有者の無意識の「使用価値捨象（＝価値抽象）」である。即ち、[使用価値（有限態f）／無限（∞）] = 0、[使用価値（有限態f）／0 = 無限（∞）]。

カントがいかなる概念ももたないと批判する「誤謬推論」は、商品世界では実在する現実的概念である。商品世界における観念性が実在態に転化する最も基本的な事態は、或る商品の価値が他の1つの商品の使用価値で表現される価値形態の第一形態である。

第1の弁証論的推論は第2類の推論に連結する。ライプニッツの「モノイド」は第二の理性推論の適例である。モノイドは無限の特殊からなる系列＝無限集合である。しかし「全て特殊を枚挙した後になお別の特殊が存在する」という判断は背理である。全ての特殊（使用価値）の無限集合は外部に特殊の否定＝一般（価値）を措定する。これは第一形態・第二形態の前提である。初版価値形態論の第四形態は、【相対的価値形態が自己を等価形態に要素として含まない第二形態（無限集合）】を要素として含む無限集合である。特殊の無限集合（第四形態）は外部に必ず、或る個別商品を第三形態の「一般的等価形態」（個別＝特殊・一般）、即ち諸商品の「代表」に抽出する。

第2の理性推論は第3の理性推論で止揚される。第3の理性推論は、すでにみた「三段論法」を無限に連鎖させて収束する「究極のもの」・「不変なもの」である。商品の間のアンチノミーが結果的＝実践的にもたらすものは価値形態の第三形態の一般的等価形態＝「貨幣」である。貨幣があればこそ、商品は別の商品に姿態変換ができる。貨幣は商品世界の「神」である。「神＝貨幣」、これはマルクスの「学位論文」（1841年）以来の基本認識である。⁴⁷⁾ 貨幣の生成は、理論的な価値形態論と実践的な交換過程論で論証される。生成した貨幣は、近代的私的所有者たちの共同存在性を現実的に体現する「諸商品のなかの神」・「諸商品の天国的な存在」（MEGA,II/1.1,S.146）である。カントのいう「純粹理性の理想」は彼がいうように「なんの概念もつくりだすことができない存在」ではなくて、具体的な現実存在である。商品交換関係から生成した貨幣はさらに資本に転化し、資本が生んだ剰余価値はさらに資本に再転化し、商品世界を支配する。このようにカントの理性推論はマ

ルクスの価値論に批判的に継承されている。

以上のように、本稿では価値論を中心に、『純粹理性批判』の『資本論』への批判的継承関係を、[1] カテゴリー論・[2] 思惟する自我（自己意識—意識—対象）論・[3] 理性推論の順序で、三重に解明した。拙著『資本論のシンメトリー』で解明したように、三重に規定される価値論こそ、『資本論』の体系展開の基本視座を定礎するのである。

[10] 要素変換に関して不変の構造

[10-1] 『純粹理性批判』における「不変なもの」

〔究極の何ものか (etwas)〕すでにみたようにカントの理性推論は、究極の結論にまで至るまで連鎖する三段論論法である。カントは超越論的論理学の特性の1つとして「一貫性」をあげる。その「一貫性」は究極に向かって貫徹する「徹底性の精神 (der Geist der Gründlichkeit)」(BXLII)に基礎づけられている。その精神で、超越論的論理学は諸要素として純粹知性諸概念（カテゴリー）を関数に集合する (Sammlung der Begriffe)。カントはこのことをつぎのように一般化する。

「理性推論とは、みずからの条件を、一般的な規則（大前提）の条件のもとに従わせる一つの判断にすぎない。しかも理性はこの〔一般的な規則の〕条件に対しても、まったく同じ手続きを適用しようとする。そこでこの手続きが続く限りで、（前三段論法によって）条件のそのまた条件がどこまでも求められることになる。したがって、（論理的な使用において）理性一般に固有な原則は、条件づきの知性の認識に無条件に妥当するものを見つめようとすることであり、この無条件的なものによって知性の統一が完結することが理解できる」(B364、()は原文の挿入、[]は引用者の補足)。

では、無条件なものに到達するためには、どのような論理的過程が不可欠なのであろうか。それは「条件のそのまた条件」に遡及する過程はカテゴリーを適用する過程である。理性は、経験的な表象と結合する知性を媒介にして、無条件なものを探求している。究極の無条件なものとは、経験的な諸々の要素を枚挙し尽くした果てになお残る〈何か或るもの〉である。

「理性の概念が無条件的なものを含むときには、理性の概念が関与するのは、すべての経験が所属するものでありながら、しかも決して経験の対象とはなりえない〈何か或るもの etwas〉である。理性は経験から出発して理性推論においてこの〈何か或るもの〉に到達しようとするのである」(B367-368)。

〔要素変換に関して不変の構造〕カントの理性推論の究極は、一切の経験的な諸要素を枚挙し尽くしてなお存続する或る究極的なものである。「何か或るもの」は、一定の規則に即して変換される膨大な諸要素＝「選言肢の集合」を自己の内部に包含しつつ、それ自体は「不変の構造」である。この「要素変換に関して不変の構造」には数学でいう「デザルグの定理」が対応する。拙著『資本論のシンメトリー』でみたように、『資本論』にもこの「要素変換に関して不変の構造」が潜在し貫徹している。不変の構造は無限遠点 (infinite point) に根拠をもつ。『資本論』の価値概念も無限遠点に根拠をもつ。カントが『純粹理性批判』の理性推論で突き詰めた論理構造は、マルクスが『資本論』の独自の記述様式に潜在させた論理構造と同型である。それは経験的な諸要素の変換が

従い、自らは変化せず、むしろ経験的なものを一定の規則で配列する「究極そのもの」である。

カントは、『純粹理性批判』後半の超越論的弁証論で本格的に論述されるこの「何か或るもの」をすでに「第2版序文」で先取りし、この構造をつぎのように説明している。

「この不変なもの (dieses Beharrliche) は、私の中の直観ではありえない。なぜなら、私の中で見られ得る私の現実存在の決定根拠は、すべて表象であり、そのようなものとして、表象とは異なる不変なものを自ら必要とするからである。表象の移り変わり、したがって時間の中で表象は移り変わるが、その時間における私の現実存在〔諸要素の変換〕は、この不変なものとの関係で確かめられるのである」(BXXIX、原文全文ゲシュペルト)。

「この不変なもの」とは、「我々が認識のすべての素材を、しかも内的感覚の素材さえも得ている」「我々の外部に現存する物」(BXXXIX)である。いま、冒頭の問い「究極の何ものか」に答えられる論理段階に到達したのである。

〔カント論理学の編成原理〕 これまで、カントからマルクスに批判的に継承された諸契機として、「要素＝集合」・「同一対象の二側面からの考察」・「観点の旋回」・「要素分析編集法」・「カテゴリー」・「自己意識－意識－対象」・「仮象」などをあとづけてきた。これらを参考に以下では、「何か或るもの」とは何かを明らかにする。

カントは感覚的経験データを正確に理解できる基準として超経験的な論理学を構築した。その論理学の各々の概念は「要素」として「集合」に包摂され、その集合はより高次の集合に要素として包摂される。「一貫性」・「真理性」・「体系性」を顕現するカントの超越論的論理学は、「要素＝集合」の重層的な連鎖である。この双数的な要素分析法は認識主観「私」の二重化にも貫徹する。「思惟する私 S_1 」は「私」自身を「思惟対象としての私 O_1 」に客観化し、その「思惟対象＝客観としての私」は「直観する私」という主観に旋回する ($O_1=S_2$)。

理性推論では、対称的に反転する「要素＝集合」の論理が、大前提 (Obersatz:O)・小前提 (Untersatz:U)・結論 (Schlußsatz:S) の三段論法に発現する。

一方の前三段論法 (prosyllogismos) は、「推論を連結するものとして、条件づけるものの側における系列」(B388)である。いいかえれば、O (大前提) にU (小前提) が包摂されS (結論) が導き出される ($O \rightarrow U \rightarrow S$)。前三段論法は1回で収束するのではない。「条件のさらなる条件」をもとめて、究極まで推論は持続する。

$$(O_1 \rightarrow U_1 \rightarrow S_1 = O_2 \rightarrow U_2 \rightarrow S_2 = O_3 \rightarrow \dots)$$

したがって、

$$[(O_i \rightarrow U_i \rightarrow S_i) : i = 1, 2, 3, \dots \infty]$$

この論理形式 $[O_j U_j (O_i U_i \rightarrow S_j) S_j]$ は、すでにみた、《或る問いとその解はつぎの問いと解を生む》という論理形式 $[Q_j (Q_i A_i) A_j]$ と同型である。

他方、後三段論法 (episylogismos) は、「条件づけられたものの側における系列を遡及する系列」(B388)である。S (結論) \rightarrow U (小前提) \rightarrow O (大前提) という推論である。連結する理性推論では、結論はつぎの推論の大前提になる ($S_1 \rightarrow U_1 \rightarrow O_1=S_2 \rightarrow U_2 \rightarrow O_2$)。マルクスとの関係で注目すべきことに、カントは「前三段論法の連結あるいは系列は…上向する (aufsteigen) 系列である」(B388)といい、後三段論法は「下向する (absteigen) 系列」(同)であると規定している。

【自己意識の不変性】 人間が過去の或る場面を回顧するとき、回顧される場面（対象）のほかにその場面を見ている自分（意識）が存在する。その自分（意識）を現在の自分（自己意識）が観ている。⁴⁸⁾これは、《自己意識（回顧する自分）→意識（回顧される自分）→対象（回顧される場面）》という関連である。「自己意識（SB 回顧する自分）」には「意識（B 回顧される自分）」が包摂され、その包摂される意識のなかに「対象（G 回顧される場面）」が包摂されるという三重構造《SB [B (G)]》をなす。「自己意識」は常に主観的な《現在（永遠の今）》に存在し、「意識」は「意識される対象」に即して《過去－現在－未来の時間軸》を自在に往還する。対象は必ずしも実在した物とは限らない。人間の構想力の働きで生まれるイメージである。眼差しを送る「時」が「現在」の場合、「対象を見ている意識」と「その意識を見ている自己意識」が同じ「現在」に帰属するので、[対象を見ている《意識》を見ている自己意識]という二重構造が未分化になり、その二重化は自覚されにくい。カントは「不変なもの」を「或る思惟の超越論的主観X」（B404）とも表現した。

『純粹理性批判』の対称的な要素分析編成法《I 原理論 [1感性論→2論理学（1分析論→2弁証論）] →II 方法論》は、ロシアの人形マトリーシュカがそれぞれの内部に同型のより小さな人形を含んでいるように、I 原理論Gが「1感性論Sおよび2論理学L」からなり、後者の2論理学が「1分析論Aおよび2弁証論D」からなる《G[S+L(A+D)]》。『純粹理性批判』のこのような三重の対称的構造は、その具体的な要素が変換しても、構造自体は変わることがない。そこで展開される「自己意識－意識－対象」《SB [B (G)]》の関連にも再現される「同型の不変なもの」である。

【真偽二重の可能態としての不変なもの】 しかしカントは、理性推論の徹底が浮かび上がらせるこの《無条件なもの》を無条件に真理とは判断しない。それが真理か虚偽か、弁別しなければならない、という。

「この概念が客観的な妥当性をもつ場合には、それは〈正しく推論された概念〉と名づけることができる。あるいはこの概念が客観的な妥当性をそなえていない場合には、〈推論の見掛け（Schein 仮象）〉を装って入り込んできた概念であるから、それは〈詭弁的な概念（vernünftelnde Begriffe）〉とよぶことができる。」（B368）。

カントは理性推論の重層的な歩みがたどりつく《不変なもの》を単純に真理とだけみない。それは詭弁かもしれない。あたかも真理であるかのように偽装し真理の仮面をかぶって虚偽が潜む可能性もある。その間隙をマルクスは拡大して子細に分析し、一見するところ、永遠の真理であるかのように現象する事態に虚偽＝仮象を洞察するのである。その意味で、カントの懐疑はマルクスを刺激して、さらなる探求に赴かせたにちがいない。

【要素分析法の変質】 「要素＝集合」の規定は、「同一対象」が観点を「旋回」すれば別の側面をみせ、「二重なもの＝双数的なもの（Dualität, duality）」として現象する事態の別の表現である。ところが、注目すべきことに、カントはこの観点の意味を、弁証論の本論としての「誤謬推論」と「アンチノミー」で、急変させる。たとえば、カントは第4アンチノミーへの注で、観測点の違いで、月が自転しているとも見えるし、自転していないとも見える例をあげる。もし観点を月の重心にとれば、月が地球に向けている側面は、(1) 真下→(2) 右側→(3) 真上→(4) 左側→(1') 真下の順で運動するように見えるから、「月は自転している（der Mond dreht sich um seine Achse 月は自己の回転軸を旋回する）」（B489）といえる。逆にもし観測者が観点を地球の重心にとれば、そこ

から見るとカントのいうように「月は地球につねに同じ側面を向けているから」(同)、「月は自転してはいない」(同)ように見える。観点の取り方次第で全く反対に見える。カントはこの例をアンチノミーが陥る自己矛盾の例証とする。この例証には、対称的複眼的な観点がしめされている。⁴⁹⁾ 『純粹理性批判』の原理論と方法論への対称的な要素分析、原理論の感性論と論理学への対称的な要素分析、論理学の分析論と弁証論への対称的な要素分析が連鎖して、最後の弁証論が方法論に再帰する。その最後の弁証論の本論で、要素分析法が二者択一の問題枠設定となるのである。

カントは弁証論の最初の「誤謬推論」でデカルトのテーゼ「我は思惟する、ゆえに我は実在する」を否定する前提として「思惟の超越論的主観X」(B404)という「単一のただ思惟するだけの主観」を提示し、思惟主観の「実在性」を拒否する。それはすぐれて観念的な魂(Seele)である。

ところが要素分析法は、「誤謬推論」に続く「アンチノミー」では、《あれかこれか》の二者択一の問題枠を措定する。対称的な方法を「アンチノミー」という二者択一の事態に適用する。超越論的論理学の前半の分析論では対称的・複眼的に論証を展開しながら、その後半の弁証論にくると、アンチノミーという「理性の仮象」を否定する二項対立的な枠組になる。ここで対称的な発想は外在的対立に転換していることに我々は気づくのである。

[10-2] 『資本論』の「不変の対称的構造」

〔『資本論』の《二重の三段論法》〕 カントに従うように、『資本論』にも「要素変換に関して不変の対称的構造」が存在する。『資本論』のその構造とは、①価値形態論・②商品物神性論・③交換過程論の3つの要素をつぎのように「前三段論法(prosyllogismos)」と「後三段論法(episyllogismos)」(B387-388)に交互に援用されている構造である。⁵⁰⁾

- (前三段論法) I ①価値形態 ②商品物神性 ③交換過程
- (後三段論法) II ①価値尺度 ③流通手段 ②蓄蔵貨幣
- (前三段論法) III ②一般的範式 ③その矛盾 ①労働力商品
- (後三段論法) IV ②労働過程 ①価値増殖過程 ③両者の統一
- (前三段論法) V ③不変資本・可変資本 ①剰余価値率 ②絶対的剰余価値
- (後三段論法) VI ③相対的剰余価値 ②労賃 ①資本蓄積 [②原蓄 (注52)]

これを『資本論』第1部でより細部にまで分析すると、つぎのような2階の構造をなしていることが判明する。⁵¹⁾ 結晶のような美しい対称性である。資本主義的生産様式はこのような対称性で編成されているのである。

- | | | |
|-----------------|---|------------------|
| [前三段論法] | : | [後三段論法] |
| I {①} - ② - ③ | : | II {①} - ③ - ② |
| ② ③ ① | : | ③ ② ① |
| ③ ① ② | : | ② ① ③ |
| | | ② ⁵²⁾ |
| III {②} - ③ - ① | : | IV ② ① ③ |

③	①	②	:	①	③	②		
①	②	③	:	③	②	①		
V	{③}	①	②	:	VI	{③}	②	①
①	②	③	:	②	①	③		
②	③	①	:	①	③	②		

〔カントの上向法・下向法の継承〕『資本論』における資本主義的生産様式を考察するさいの観点移動の規則を上記の(横の)第1行の(縦の)第1・2・3列で説明すると、こうである。

上記のIで、{①} 価値形態論の観点を基軸にして(記号{ }で表記)、そこから縦の第1列の②商品物神性論→③交換過程論とすすみ、ついで第1行の第2列の②に移行し、その縦の列の③交換過程論→①価値形態論→②商品物神性論とすすむ。さらに第1行の第3列の③交換過程論に移行し、その縦の列の①価値形態論→②商品物神性論とすすむ。このように、カントの前三段論法の「上向する方法」がIの群の9個(+1個②=10個)の項に貫徹する。つぎはIIに後三段論法の「下向する方法」が行と列で同じ順序で貫徹する。

カントのいう「前三段論法」は「上向する系列」である。マルクスは『資本論』より前に『経済学批判要綱』「序説」第3節で「経済学の方法」を経済学の歴史を参考にして論じ、「分析によって(durch Analyse)」具体的全体から抽象的な基礎概念にたどりつく「下向する(absteigen)方法」を念頭にして、抽象的な概念から具体的総体に向かう方法を「上向する(aufsteigen)方法」と命名した(MEGA, II/1.1, S.36)。これはまさにカントの前三段論法と後三段論法のそれぞれの別称である。ここにもマルクスのカント継承が判明する。つまり、マルクスは『資本論』でカントの前三段論法と後三段論法を交互に二重構造で援用しているのである。

マルクスは『資本論』第1部でこのようにカントの超越論的論理学を批判的に継承している。超越論的論理学は経験的実在性に媒介されないときにはただ思弁に耽溺し虚偽=仮象に陥るけれども、経験的実在性に媒介されたときには、真理を開示すると、カントはいう。しかしカントのいう経験的な前提をふまえた、超越論的演繹が虚偽=仮象に陥ることを『資本論』は論証する。無限態である価値は経験的な有限態である使用価値に現象する。その現象形態は、価値(V)と使用価値(U)が重層的対称的に置換する。価値という主体が使用価値という経験的実在態を媒介に「対象的仮象」(S.88: 訳126)を発生させる事態を論証する。カントが弁証論で論じた「欺瞞的仮象(trüglische Scheine)」(A369)は、まさに資本主義的生産様式が支配する社会の常態である。「仮象で充満する社会」が近代資本主義社会である。

〔〈仮象〉語の規則的使用〕このことを端的にしめすために、つぎに「仮象」語が『資本論』第1部で使用されている26回の頁の理論内容を示す。すでに「[5-2] マルクスの仮象論」で指摘したように、下記の数字は「仮象」語が用いられている頁である。

- 88, 89, 95, 97 (2回), 98 [商品物神性②] 106, 107 [交換過程②]
 129 [貨幣の通流②]
 264, 304 (2回) [労働日②] 325 [剰余価値の率と量②]

419, 422, 454, 465 [機械制大工業①]

534 [絶対的相対的剰余価値②] 555 [剰余価値率①]

561 [労賃③] 572 [時間賃金③] 574, 582 [出来高賃金③]

599 [単純再生産③] 609 (2回) [剰余価値の資本への転化③]。

「仮象」語の使用26回のうち、②商品物神性論の観点の個所では14回であり、③交換過程論の観点の個所では7回である。後者の③交換過程論の観点 [①V(U) : ②U(V)] は②商品物神性論の観点 [②U(V)] を内含するから、両方の観点は合計できる。全部で21回となる。①価値形態論の観点の個所では、②は5回だけ使用されている。①の個所で②を用いられたのは、その個所は《③交換過程論の観点 [V(U) : U(V)] → ②商品物神性論の観点 [U(V)] → ①価値形態論の観点 [V(U)]》という順序のなかで、「②の商品物神性論の観点の直後の①の個所」であったためであると判断される。②の仮象論的発想が①価値形態論の観点にも持続したのである。「仮象」語の使用の割合を計算すれば、②と③で80%、①で20%となる。このように、マルクスは『資本論』第1部でかなり高い割合で規則的に「仮象 (Schein)」語を使用していることが判明する。

すでに「5-2 マルクスの仮象論」でみたように、相異なる使用価値の私的交換関係は使用価値を捨象し価値を抽象するという二重作用の場である。無限遠点で抽象された価値(無限態)は使用価値(有限態)に現象する。使用価値に現象する価値は抽象的無限であるから、その表現媒態を無限に多くの使用価値にもとめる。価値(V)は使用価値(U)そのものであるかのように現象する[現象の表層U(深層のV)]。「価値」と使用価値の交換比率である「交換価値」を区別できず混同する錯誤・錯視の根拠がここにある。この錯視を主題として解明するのが第1章第4節の商品物神性論である。ここで『資本論』では初めて「仮象 (Schein)」語が使用される。それ以後、商品物神性論の観点で資本主義を考察するときは「仮象」語を基本用語として用い、あるいはその類似語である「物象化・神秘化・資本生産性」などの用語が規則的に使用される。

【継承される方法】 こうして、カント『純粹理性批判』の基本用語「仮象 (Schein)」が『資本論』に批判的に規則的に継承されていることが判明した。カントが超越論的論理学で分析論を真理規定の基準として論じるときにも、虚偽が真理装いで仮象する事態を合わせて批判的に論じるのは、余分な論理逸脱(齟齬)ではない。真理(W)規定をその反面である虚偽(F)ではない規定として裏打ちするためである [W = non F]。『純粹理性批判』の編成原理である要素分析は、単なる形式的区分ではなく、反対命題を取り込んで命題を規定することで充足する「複眼的な対称的な考察法」である。分析論では真理(W)と虚偽(F)とは対立する (W:F)。けれども、弁証論のアンチノミー論では二分された真偽はさらに二分され [W → (W+F)] [F → (F+W)]、真理(W)と虚偽(F)は相互に対称的に反対の関係に転回する [(W:F) : (F:W)]。アンチノミーのこの形式は交換過程論の構造 [V(U) : U(V)] と同型である。この形式で、価値形態が存立する「自己意識-意識-対象」も編成されている。カントの方法は、シンメトリーをなす『資本論』に継承されている。カントの『純粹理性批判』は『資本論』が樹立する豊かな地層となっているのである。

【『仮象の論理学』としての『資本論』】 カントは、理性が経験的データ無しに勝手に知性の活動を推論形式で結合する活動は「仮象の論理学」に陥るとして批判する。これに対してマルクスは、

いやそうではなく、経験的データを整合的に分析する場合でさえも、カントのいう「真理の論理学」にはならず逆に「仮象の論理学」になる場合がある。それは近代資本主義社会の富が全面的に商品形態をとる場合である。近代資本主義では、カントのいうように、超越論的分析論(→価値)が経験的データ(→使用価値)を整合的に媒介する「真理の論理学」の条件を形式的に満たす場合でさえも、「虚偽=仮象の論理学」に転回する。これがマルクスの『資本論』で「仮象」語を使用する戦略的意図である。すでに『経済学批判要綱』で、労働力商品の使用価値が価値=剰余価値をもたらすように、価値規定に媒介された使用価値が逆に経済的諸形態を規定する関係に注目している(MEGA,II/1.1,S.190)。この言明はそのようなカント批判を含意する。マルクスの「使用価値」概念は、いわゆる「歴史貫通的に」普遍的な富に限定されない。むしろそのように一面的に限定して疑わない観点こそが、仮象に囚われた観点であることを立証する概念なのである。

マルクスだけでなく、ヘーゲルが本質論冒頭や概念論冒頭で使用する「仮象」語も、カントの「仮象」語の批判的継承である。しかし『資本論』の「仮象」語の使用は、ヘーゲルよりも、遙かにカントに親近性がある。ヘーゲルは論理学で本質論と概念論に限定し「仮象」語を使用する一方、カント的な虚偽の意味を『法=権利の哲学』§ 83 で使用する。論理学と法哲学で異なる意味で別個に使用する。これに対してマルクスは「合法的詐欺」=「虚偽」の意味で「仮象」語を『資本論』全巻を貫通して使用する点でもカント(批判)的なのである。

マルクスは、ヘーゲルの「仮象」語使用の分裂をカントの一貫性に復元しつつ、カントの「真理の論理学」を「仮象の論理学」に転回する。「ヘーゲル批判」と「カント批判」の二重の批判を「仮象」語の使用で論証する。筆者の「マルクスとカント」問題の背後には、このようなマルクスのヘーゲル=カント批判という二重の批判が控えている。

【反証可能性は何処にあるのか】 或るテキスト(『資本論』)と別のテキスト(『純粹理性批判』)とが重層的に一貫して対応することが、文献上の諸事実の理論的分析で論証されているとき、その対応諸関係の個々の項目に、別のテキストの対応可能性(例えば、ヘーゲル)を対置しても、その対置は何ら反証にならない。これは一般的に自明なことであり、なにもマルクス=カント関係に限定されない。有意味に一貫して連結する対応諸関係の論証の前にして、批判者が対置する個々の事例が相互に連結せずバラバラな場合は、その批判は何やら意味不明な発語をしていることになる。不自然なこの対置は反証にはならない。反証可能性は、その対応諸関係に内在する批判だけに存在する。本稿の場合は、『資本論』および『純粹理性批判』のテキストへの内在を前提諸条件にする。その前提で拙稿が論証する対応諸関係の批判的追思惟のみが、反証可能性を開くのである。カントのいう経験(認識)可能性と同じように、反証は無制約ではない。上記の制約諸条件のもとでのみ、反証は可能なのである。

〈参考文献一覧〉(マルクスとカントを除き、アルファベット順)

- Marx, Karl, *Das Kapital*, Erster Band, Dietz Verlag Berlin 1962, 1969: 『資本論』 翻訳委員会訳 『資本論』 13 分冊、新日本出版社。
- Marx, Karl, *Le Capital*, traduction de M. J. Roy, Editer, Maurice Lachtre et Cie, Paris: 『資本論』 フランス語初版本復刻版、極東書店、1967 年。
- Marx, Karl, *Capital*, translated Samuel Moore and Edward Aveling, Progress Publishers, Moscow 1965.

- Marx, Karl, *Capital*, translated by Ben Forkes, Penguin Books, 1976.
- Kant, Immanuel, *Kritik der reinen Vernunft*, Felix Meiner Verlag 1976.
- Kant, Immanuel, *Critique of Pure Reason*, translated by Paul Guyer & Allen W. Wood, Cambridge University Press, 1998.
- 原佑訳『純粹理性批判』平凡社ライブラリー、2005～2007年。
- 中山元訳『純粹理性批判』光文社文庫、全7巻、2010-12年。
- 石川文康訳『純粹理性批判』筑摩書房、2014年。
- コペルニクス『天体の回転について』矢島祐利訳、岩波文庫、1953年。
- Fantoli, Annibale, *Galileo. Per il Copernicanesimo e per la Chiesa*, Vatican Observatory Foudation 1997: アンニバレ・ファントニ『ガリレオ』大谷啓治監修・須藤和夫訳、みすず書房、2010年。
- ドゥルーズ、ジル『カントの批判哲学』國分功一郎訳、ちくま学芸文庫、2008年。
- ガリレオ『星界の報告』山田慶児・谷泰訳、岩波文庫、1976年。
- ヘンゲル、M『古代教会における財産と富』渡辺俊之訳、教文館、1989年。
- 廣松渉『カントの先験的演繹論』世界書院、2007年。
- 石川文康『カント 第三の思考』名古屋大学出版会、1996年。
- 岩田徹「超越論的論理学の構成に基づく一考察」『実践哲学研究』京都大学、2007年第30号。
- 『情況』2007年11・12月合併号「廣松渉『カントの先験的演繹論』をめぐって」。
- 川島武宜『所有権法の理論』岩波書店、1949年。
- 柄谷行人『トランスクリティークーカントとマルクス』岩波書店、2004年。
- ラヴジョイ、アーサー・O『存在の大いなる連鎖』内藤健二訳、ちくま学芸文庫、2013年。
- 牧野英二『遠近法主義の哲学』弘文堂、1996年。
- 松田克進「スピノザ」小林道夫編『哲学の歴史』第5巻、中央公論社、2007年。
- 三枝博音『日本に於ける哲学的觀念論の發達史』文圃堂、1934年。
- 三枝博音『哲学と文学に関する思索』（酣燈社、1947年）所収の論文「理性の内なる仮象（虚仮）の問題」（『哲学雑誌』1944年3月、4月、11月）。
- Spinoza, Benedictus de, *Opera quae supersunt omnia*; verausgegeben von H. E. Gottfried Paulus, in zwei Banden Jena, 1802-1803: MEGA, IV/1.
- Thomas, Josef G., *Sache und Bestimmung der Marx'schen Wissenschaft*, Peter Lang, Frankfurt am Main 1987.
- 内田弘「スピノザの大衆像とマルクス」『専修経済学論集』第34巻第3号、2000年3月。
- 内田弘「『資本論』の自然哲学的基礎」『専修経済学論集』2012年3月、通巻第111号。
- Uchida, Hiroshi, *Capital in Symmetry: The doctoral dissertation founds his lifetime project*, 『専修経済学論集』第117号、2014年3月。
- 内田弘『資本論のシンメトリー』社会評論社、2015年。
- 内田樹『映画の構造分析』晶文社、2003年。
- 内田義彦『資本論の世界』岩波新書、1966年。
- 宇野弘蔵『《資本論》と社会主義』岩波書店、1958年。
- ジジェク、スラヴォイ編著『ヒッチコック×ジジェク』鈴木晶・内田樹訳、河出書房、2005年。

〈註〉

- 1) 内田弘「『資本論』の自然哲学的基礎」『専修経済学論集』2012年3月、通巻第111号を参照。
- 2) カントの哲学用語 *Verstand* を「悟性」でなく「知性」と訳すべきであるという見解は、夙に三枝博音によってしめされている〔三枝博音『哲学と文学に関する思索』（酣燈社、1947年）所収の論文「理性の内なる仮象（虚仮）の問題」（『哲学雑誌』1944年3月、4月、11月）での指摘を参照（同書38頁以下）〕。第一批判の主題は、超越論的論理学の前半の分析論ではなく、後半の弁証論＝「仮象の論理学」

- であるという石川文康の見解（『カント 第三の思考』名古屋大学出版会、1996年）の源流も、石川はその名をあげていないけれども、三枝博音にある。
- 3) マルクスは自ら、パラドックスの定義をおこなっていないけれども、筆者がマルクスのテキストに読むパラドックスは、「或る前提がそれ自体を否定する結果を措定するパラドックス」だけでなく、「さらにその結果が最初の前提を措定するという自己否定を二重に展開するパラドックス」も意味する。内田弘『《資本論》のシンメトリー』（社会評論社、2015年、終章）を参照。
 - 4) 慧眼な読者は、このカント・アンチノミー批判が、『資本論』における個別資本の自由な競争が総資本にとって如何なる帰結（相対的剰余価値・利潤率の傾向的低下）を生み出すのかという論証問題に継承されていることを洞察するであろう。「終結＝始元」という円環体系をなす存在＝認識過程や「貨幣＝神の論証」も同じ継承関係にある。
 - 5) ガリレオ『星界の報告』（山田慶児・谷泰訳、岩波文庫、1976年）を参照。
 - 6) Annibale Fantoli, *Galileo. Per il Copernicanesimo e per la Chiesa*, Vatican Observatory Foudation 1997: アンニバレ・ファントニ『ガリレオ』（大谷啓治監修・須藤和夫訳、みすず書房、2010年、499-500頁）を参照。ラヴジョイによれば、中世形而上学が一番深刻な打撃を与えたのはコペルニクス説ではなく、1572年のティコ・ブラーエによるカシオペア座の新星の発見である。その発見は、地球以外の天体にも人間と似た生命が生息する可能性を開き、そこでも『聖書』物語が反復される可能性を示唆する。その可能性は従来の『聖書』物語の固有性・一回性を相対化したという。コペルニクス以後の天文学史には、このような神学的傲岸の危機意識が対応する。アーサー・O・ラヴジョイ『存在の大いなる連鎖』（内藤健二訳、ちくま学芸文庫、2013年、161頁）を参照。
 - 7) Benedictus de Spinoza, *Opera quae supersunt omnia*; verausgegeben von H. E. Gottfried Paulus, in zwei Banden Jena, 1802-1803. 松田克進「スピノザ」小林道夫編『哲学の歴史』第5巻、中央公論社、2007年、413頁を参照。
 - 8) ヘーゲルの論文「信仰と知」は第一批判のなかの或る順逆のタイトル「知と信仰」（B848）に因んでいる。
 - 9) 内田弘「スピノザの大衆像とマルクス」『専修経済学論集』第34巻第3号、2000年3月を参照。マルクスは1841年3月から4月にかけて、上記注2のパウルス編集のスピノザ遺稿集に収められた『神学・政治論』と『往復書簡集』から、評注なしに、独自の順序で抜粋ノートを作成した（MEGA, IV/1, 1974, S.233-251）。
 - 10) Kant, *Die Religion innerhalb der Grenzen der bloßen Vernunft*, *Kant Werkausgabe*, Band VIII, Suhrkamp 1977, S.851-2: カント「たんなる理性の限界内の宗教」北岡武司訳、『カント全集』第10巻、岩波書店、2000年、240-241頁。カントの宗教界の物神崇拜に対する批判にはプロテスタントの視座がすえられ、その視座から『純粹理性批判』を執筆する。
 - 11) 本論文も、引用にあたっては、慣例に従い『純粹理性批判』の初版の頁の頭にAをつけ、第2版の頁の頭にBをつけ、(B388)の如く原文の頁のみを指示する。本論文末の「参考文献」に掲げた原佑訳・中山元訳・石川文康訳および英訳を参照し訳文を作成した。
 - 12) マルクスは『経済学批判』で *Aggregat* 語を「現実的な諸物の無限の集合（ein unendliches Aggregat der wirklicher Dinge）」と使用している（Marx/Engels Werke Bd. 13, S.75）。「諸物」は要素である。
 - 13) 野家啓一は「要素は単独では存在しません。それは関数的連関のなかにしか存在しない」と考える（廣松渉『カント《先験的演繹論》』世界書院、2007年、第2部、214頁）。
 - 14) 『資本論』からの引用は、*Das Kapital*, Erster Band, Dietz Verlag Berlin 1962, 1969: 『資本論』翻訳委員会訳『資本論』13分冊、新日本出版社、1982～89年から行い、その頁数は本文でのように略記する。
 - 15) 価値形態論におけるつぎの文を参照。「或る一つの商品、たとえばリンネルの価値はいまでは商品世界の無数の他の商品の要素で表現されている」（S.77: 訳107）。「要素＝集合」は『資本論』冒頭だけの問題ではないのである。
 - 16) 内田弘『資本論のシンメトリー』を参照。

- 17) この二重性は、カントの「始元と限界」の第一アンチノミーの止揚形態であることを意味する。
- 18) 英訳『資本論』をみると、Samuel Moore and Edward Aveling, Progress Publishers, Moscow 1965では、商品集合がaccumulation of commodities、要素形態がa single commodityにそれぞれ訳され、Ben Forkes, Penguin Books, 1976では、an immense collection of commodities、elementary formと訳されている。elementary formは適訳である。
- 19) ジル・ドゥルーズ『カントの批判哲学』國分功一郎訳、ちくま学芸文庫、2008年、35頁。
- 20) ドゥルーズはつぎのように指摘する。「『コペルニクスの転回』の根本的な理念はつぎの点にある。すなわち……客観の主観への必然的な従属の原理を説くことである。認識能力が立法行為を行うものであること、より正確に言えば、認識能力のなかには立法行為を行う何かがあるということを見いだしたことこそが本質的な発見であった」（ドゥルーズ前掲書、35頁）。
- 21) とはいえ、ヒュームの哲学は、『構想力・感性・知性・理性・表象など』、カントの哲学用語と共通する用語を準備していた。カントの超越論がそれらに哲学的活力を賦与したのである。
- 22) ほとんどの日本語訳では、この引用文における sich drehen を「回転する」と訳している。その訳では地球の「自転 (rotation)」なのか「公転 (revolution)」なのかが不明である。因みに、英語訳 (Immanuel Kant, *Critique of Pure Reason*, translated by Paul Guyer & Allen W. Wood, Cambridge University Press, 1998, p.110) は、revolves, revolve と「公転する」の意味に訳す。拙訳の「旋回する」は何かの周囲を円 (楕円) 運動する意味であるから「公転する」と同義である。なお、柄谷行人は『トランスクリティーク —カントとマルクス—』(岩波書店、2004年、311頁) で「コペルニクスの転回」に論究しながら、肝心の『純粋理性批判』のこの箇所を引用していない。『資本論』は第一義的に『純粋理性批判』に依拠するのに、この著書は『資本論』に潜在する『純粋理性批判』を明示していない。
- 23) コペルニクス『天体の回転について』矢島祐利訳、岩波文庫、1953年、16頁。カントのいう超越論的主観が存立する無限遠点が観点の変換を可能にし、コペルニクスいう対称性も可能にする。無限遠点こそ、同一物を複眼で観る「遠近法」の拠点である。牧野英二は、カントにおける「遠近法」の可能性を論じる際に、認識主体の身体と空間的位置を前提にする。この実在的前提は、デカルトのコギトが陥る誤謬推論の帰結と同じではないだろうか。牧野英二『遠近法主義の哲学』弘文堂、1996年、62頁以下参照。
- 24) 内田弘『『資本論』のシンメトリー』は、この三要素①・②・③が『資本論』の編成原理であることを論証した。
- 25) もちろん、sich drehen には「旋回する」のほかに「回転する」などの訳語がありうる。ただしこの動詞は地球が太陽の周囲を (楕円運動で) 回っているという「公転 (revolution)」を動詞で表現している。特に「回転する」・「回る」では「自転 (rotation)」との区別が曖昧であり、「公転」のニュアンスが的確に表現できないことに留意すべきである。
- 26) すでに内田義彦は『資本論の世界』(岩波新書、1966年、48頁、80頁) で、『資本論』の最初の要素分析、すなわち『資本論』の第1部・第2部=価値タームと第3部=生産価格タームへの区分に着目し、マルクスが前者を剰余価値生産の関係として規定し、後者を剰余価値の(レントとしての) 分配関係として規定したと指摘している。ただしこの著書には、『資本論』の基礎理論としての価値論 (価値形態論・商品物神性論・交換過程論の有機的関連) への論究や、『資本論』編成原理=「三重の要素分析法」のカントへの関係への論究は、一切ない。カントへの関連は除外できるとしても、価値論は『資本論』の正確な理解にとって不可欠な前提であろう。近代資本主義は (資本の可能態である) 価値が支配する体制である。「歴史貫通的な労働過程・協業・分業と見える事態」が実は生産資本循環の仮象形態であることは、価値の支配の観点から初めて見えてくる事態である。前掲内田弘『資本論のシンメトリー』の労働過程・協業・分業の箇所を参照。
- 27) 価値と交換価値を区別できない内外の『資本論』に関する著書・論文は、古典経済学への自らの逆戻りに気づいていない。古典経済学 (ペティからリカードまで、J.S. ミルは除外) と古典派経済学 (限界革命以前、J.S. ミルは入る) の区別もない。

- 28) 宇野弘蔵自身が『資本論と社会主義』で明言するように「三段階論（原理論・段階論・現状分析）」から「現状分析」も含め、実践の契機は反科学的イデオロギーとして一切排除されている。三段階論は、『純粹理性批判』に関連するとすれば、超越論的分析論にのみ対応する。三段階論では、外的触発から生まれた歴史的経験的事実が形而上学的存在に転化している。その本質的な点で、『資本論』とは隔絶するのではなからうか。本稿 [8] でみるように、マルクスはカントによる理論と実践の区別と媒介を『資本論』に摂取している。
- 29) 三枝博音は、なぜカントが「仮象の論理学」を創設したのかについて、つぎのように指摘している。「[カントは] 認識が眞理であるための徴標を求めたが、そのためにすでに論理学の外からの實質的な知識の確實性の必要を十分認め、而も眞であることの論理学的徴標の問題につけて Wahrheit の論理学のみで足りるとせず、ここに Schein の論理学を創設してあるのである」（『哲学と文学に関する思索』酣燈社、1947年、43頁。初出「理性における仮象の問題」『哲学雑誌』1944年）。
- 30) 岩田徹「超越論的論理学の構成に基づく一考察」（『実践哲学研究』京都大学、2007年第30号）を参照。三枝博音は『純粹理性批判』の重層的な要素分析について、夙につぎのように注意している。「感性・知性・理性の関係は一から始まり二に進み三に到達するといふやうに、驛通的に進むものとのみ理解されてはならない。知性へ来たものは感性で興るものが来るのであるが、理性で終結するものは、單に知性に来たものではなくて、感性で興り知性にゆくものが綜じて完成的に終結されるのである」（前掲書、65頁）。
- 31) 「空間は、外的に対象として我々に現象しうるすべてのものに関しては**実在性**をもつが、同時に、理性によってそれ自体で考察されるとき諸物に関しては**觀念性**をもつ」（B44、ポールド体は引用者）。
- 32) M.ヘンゲル『古代教会における財産と富』（渡辺俊之訳、教文館、1989年）によれば、後3世紀頃の古代ローマ教会は、神の賜物である富の寄付行為を富者の義務と位置づけ、貧者介護・社会福祉のための資金提供者として富者に協力を求めた。それに応えれば、経済的富者は道徳的賢者にもなる。他方で、百年のちの後4世紀の東方の最大都市アレクサンドリアには、自己労働の成果を自分のために使うことは当然の権利である（労働と所有の同一性）と主張する裕福な労働者が多勢いた。「彼らにとって唯一の神は貨幣である」（同書144頁）。「神＝貨幣」はマルクスの独断ではない。
- 33) この26回のうち、107頁と304頁（2回のうち1回）の2回はScheins、その他の25回はすべてScheinであり、ScheinとScheinesは用いられていない。『ドイツ・イデオロギー』以来、Versachlichungと対語で用いられてきたEntfremdungも『資本論』第1部ではただ1回（420頁）で用いられている。Dietz版『資本論』第1部の事項索引には仮象（Schein）はまったく検出されていない。
- 34) 『純粹理性批判』で、仮象（Schein）としての誤謬推論につづくアンチノミー論に対応して、『資本論』でもただし1回、「二律背反（Antinomie）」語が出てくる。資本家の権利と賃労働者の権利がともに「商品交換の法則」に合致しているので、結局、対抗力（Gewalt）が事態を決着をつける指摘する箇所（S.249:訳399）である。
- 35) 前掲書『資本論のシンメトリー』では、『資本論』を②商品物神性論の観点から考察するさいに、マルクスがこの「仮象」語や「神秘化・資本の生産性」などの用語を規則的に用いていることが指摘されている。
- 36) マルクスはすでにアリストテレス『デ・アニマ』ノート（1840年前後）に記入した評注で、理性（nous）が総合判断形式で虚偽（pseudos）を眞理（alētheia）にすり替える誤謬推論について指摘している。前掲論文、内田弘「『資本論』の自然哲学的基礎」を参照。
- 37) 「諸商品の交換価値を明白に特徴づけるものは、まさに使用価値の捨象である」（S.52:訳64）。経験可能態である使用価値が消滅し、それ自体では経験不可能な価値が抽象される。この規定は『法＝権利の哲学』§63の次の規定を継承する。「物件のこの一般性の単純な規定性は、物件の特殊性から生じるので、この独自の質は同時に捨象される（abstrahiert wird）。物件のこの一般性こそ、物件の価値（der Wert der Sache）である」。
- 38) カントにとって「思惟する私」と「思惟される私」への区別＝二重化はアプリアリな前提である。

- 人間の認識能力の構造分析が第一義であって、なぜその構造が可能なのかは、困難を極める問いである。ただ指摘する。カントやマルクスが援用した「二重化」は、「相手に自己の根拠をもつという人間の社会的共同存在性」に根拠をもつのではなからうか。マルクスは「差異論文」で神の存在証明の仕方として (1)「空虚な同義反復を使う方法」と (2)「本質的な人間の自己意識の存在証明」をあげている (MEGA, I, S.90-91)。**[7-2]** でみるように、(2) はマルクスにとって貨幣が生成する場 (貨幣=神) である。
- 39) この逆転に相当する事態を、ラカンの映画作品『裏窓』分析を援用して、ムラン・ボジョヴィッチはつぎのように分析する。「他の主体に眼差しを向けるとき、私は彼あるいは彼女を対象として規定しようとする。しかし、その主体もまた、主体としての私の地位を否定し、私を対象として規定することができる。……《他者に見られていること》は《他者を見ていることの真理》である」(スラヴォイ・ジジエック編著『ヒッチコック×ジジエック』鈴木晶・内田樹訳、河出書房、2005年、246頁)。「自己意識-意識-対象」をめぐるカント=マルクスの分析はラカン=ヒッチコックに生きている。
- 40) このように、結論がつぎの大前提になりその結論が導き出される論法は、問い (Qi) とその解 (Ai) がつぎの問い (Qj) を提起する『資本論』の論法 [Qj (QiAi) Aj] と同型の「並進対称 (translational symmetry)」である。これは先に『純粹理性批判』と『資本論』に分析した「三重の二分法」の別の表現である。『資本論』の哲学史的 (論理的) 源流はカントの『純粹理性批判』にある。前掲書『『資本論』のシンメトリー』 (特に第1章と終章) を参照。
- 41) 牧野英二は「カントの立場で言えば、超越論的自我の問題から《我から我々へ》と論理的に展開することは困難です」と観る (『情況』2007年11・12月合併号、23頁)。
- 42) 牧野英二はつぎのように指摘する。「カントの批判哲学は、そもそものはじめから、理論哲学としての射程と実践哲学としての射程を重ね合わせるようにして構想されているとみるべきです」(廣松渉『カントの《先験的演繹論》』世界書院、2007年、第2部、171頁)。
- 43) 「人格性の概念は実践的な使用にとって必要かつ十分である」(A365-366)。
- 44) 時枝誠記と三浦つとむが提示した独自の日本語文法がその一例である。筆者は『『資本論』のシンメトリー』で、『資本論』(第1部)の記述例から、そこに貫徹する規則=文法を導き出し、その規則で『資本論』(第1部)の全体を解説した。その規則は内生的である。
- 45) カントは、この上昇し条件づける系列の全体を把握することはできないけれども、その前提となる第一のものが最上位に存在し、この系列に条件の全体が含まれていると想定することが、理性の要求であるという (B389)。マルクスは、最上位のものは研究者の表象に思いうかべられる具体的な全体 (人口) であり、それには「上昇する経済学の諸体系」の最後で到達すると想定する (MEGA,II/1.1,S.36)。抽象的なものが終局のカントの体系と具体的なものが終局のマルクスの体系は、対称性をなす。
- 46) 川島武宜『所有権法の理論』(岩波書店、1949年)の特に、「第3章 近代的所有権の観念性と絶対性」を参照。「近代法において所有権は、その主体者の現実的支配の有無に関係なき・客体の観念的な帰属、すなわち物に対する支配可能性という観念的關係である」。
- 47) 内田弘『『資本論』の自然哲学的基礎』『専修経済学論集』2012年3月、第46巻第3号 (通巻111号) を参照。
- 48) 「《私が見たもの》の他に、そこに居合わせて《私を見ていた誰か》の視覚記憶も、出来事の物語的再現のためには不可欠である」(内田樹『映画の構造分析』(晶文社、2003年、190頁)。
- 49) 「1つの学的体系の中で、その体系のパラダイム (規範) に反するようなものが生まれる。それは変革につながるものである」(森毅『魔術から数学へ』講談社学術文庫、1991年、128頁)
- 50) 前掲書『『資本論』のシンメトリー』第1章の末尾「総括と展望」を参照。
- 51) その構造が『資本論』第1部のどの個所に対応しているかについては、上記の注と同じ個所を参照。
- 52) ここだけ例外的に4つの項からなる。②商品物神性論の観点は、『経済学批判要綱』や『資本論』第1部の原蓄論、『資本論』第3部「主要草稿」の最後 (第7章) と同じように、『資本論』の基軸となる観点である。

再考:小売PB商品の分類

梶原 勝美

目次

1. はじめに
2. 小売PB分類(試案)の問題点
3. 新たな小売PB商品分類
 - (1) 個別PB商品
 - (2) 統一PB商品
 - (3) ストアPB商品
 - (4) サービスのストアPB商品
 - (5) その他の小売PB商品
 - (6) 単独PB商品VS共同PB商品
 - (7) 販売者単独PB商品
 - (8) 製販ダブル・ブランドPB商品
4. おわりに

1. はじめに

日本における卸PB(プライベート・ブランド)商品はすでに江戸時代にはその萌芽がみられ、欧米のPBよりかなり早くから展開されていた^(注1)。その一方、小売PB商品についていえば、欧米とくにアメリカの流通企業のビジネスモデルを模倣して始まった日本の総合スーパーであるが、不思議なことに彼らの多くはPBについては見向きもせず、模倣もせず、一貫してMB(メーカー・ブランド)商品の販売に集中した。その結果、日本における小売PB商品の本格的な展開はかなり遅れ、ようやく20世紀の末から21世紀に入り、その展開が始まり、その後、わずかな期間で急速に進展してきている。

まず、日本で小売PB商品の導入が遅れたのは、長い間、百貨店を除く小売業者のほとんどが小規模で、1960年代以降になって総合スーパーの成長、発展がみられたが、彼らは押しなべて成長志向、売上高志向であり、MB商品の低価格仕入れと低価格大量販売だけに重点を置き、PB商品の展開には力を注がなかったという経営姿勢そのものに原因がある。もうひとつは、小売業者に商品企画力、ブランド創造力がなく、そのための人材も不足していたことなどが原因としてあげられる。そしてまた、多くの日本の消費者のMB志向が強かったことと1960年代からバブルがはじけるまで消費者の所得が上昇し続け、低価格を訴求する小売PBへの反応がアメリカ、ヨーロッパの消費者に比して強くはなかったという日本の消費者そのものにも原因がある。

次に、20世紀末から21世紀初頭の日本にPB流通革命が急激に進展してきたのは、その背景として、消費者の変化があげられる。バブルの崩壊以後の長いデフレを伴った平成不況の下で、消費者は価格志向を強くしたのである。それと同時にそれまでの過度のMBへの信仰から卒業した、いわば成熟した消費者が誕生し、しかも急激に増加したのである。換言すれば、価格が高ければ高いほど良いという価値観から、価格に関係なく、本当に必要なもの、値打ちのあるものを求め、可能であれば価格は安いほうが望ましいとみなす消費者が増えたのである。その結果、大規模小売業者は低価格、安売りを実現するためにPBの企画、創造、展開を始めたの

である。たとえ人材や企画力が不十分であっても、その場合には、利害が一致したメーカーと製販同盟^(注2)を組み、ダブル・ブランドのPBを導入したのである。小売PBは激化する小売競争の有力な武器、手段のひとつとなったのである。

しかしながら、現在の日本における小売PBはアメリカの流通企業をモデルにすることなく、短期間に多種多様な形態で急激に創造され、独自の展開をみせてきている。そのため何でもPB、何が何でもPBといった風潮があり、それに対する研究が求められているが、実状はほとんど試みられていない。その結果、明確な小売PBの理解がなされているとはいいがたい。すなわち、カオス、混乱が続いているのである。しかも私の知る限りでいえば、小売PB分類の研究に未だ出会っていない。そのような実状も混乱に拍車をかけているのである。

そこで、小売PBを理解する前提として、分類、整理を始めた。まず、小売PBは大きく分けると、「個々の商品ごとに個別のブランドが付与される個別ブランド」と「同一店舗内のすべての商品に同一のブランドが付与される統一ブランド」に二分される。次に、PBの主体別に再分類すれば、個別ブランドには単独ブランド、共同企画・開発ブランドの2つに再分類され、それぞれには販売者ブランド、ダブル・ブランドがある。一方、統一ブランドはストア・ブランドである。

このように考え、まとめたものがかつて発表した図表1「小売PBの分類（試案）」である^(注3)。

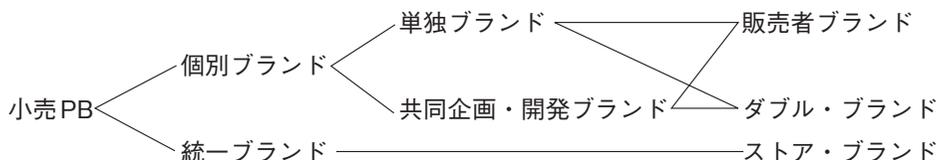
2. 小売PB分類（試案）の問題点

図表1は対象商品であるPB商品を二分して、個別の商品分野ごとにブランド・ネームを付与する場合を個別ブランドとして、そして、それ以外のブランド・ネームの付与を統一ブランドとして分類を試みたものである。

まず、個別ブランドにはある特定の小売業者の単独ブランドの場合と小売業者が共同して開発するブランドの場合とがあり、両者ともブランドの表記は販売者だけの販売者ブランドと製造者と販売者とのダブル・ブランド表示のものがあり、この説明は理論的にはそれなりの理解ができるものである。換言すれば、個別ブランド→単独ブランド→販売者ブランドおよびダブル・ブランドについては事例が容易に思い浮かぶが、他方、個別ブランド→共同企画・開発ブランド→販売者ブランドおよびダブル・ブランドについては、理論的には考えられるが、現実の事例を見出すことができない。

たとえば、共同企画・開発ブランドで販売者ブランドとは、製造者と共同企画・開発したPB商品に製造者表示がないものと考えられるので、現実には単独ブランド→販売者ブランドと同様であるとみなされるものと思われる。さらに、共同企画・開発ブランドの意味が不明確であり、共同企画・開発するのが小売企業、製造業者、その両者といった3通りの可能性が考えられ、現実の事例ではダブル・ブランドはあるが、販売者ブランドは見い出せない。したがって、この試案では個別ブランドの十分納得の

図表1 小売PB分類（試案）



いく理解ができるとはいいがたい。

しかしながら、それ以上に問題なのは、統一ブランドについてである。改めて考察すれば、すぐに多くの矛盾と疑問が生じてくる。そもそも統一ブランドという用語が不明確で問題がある。前述した定義では、「同一店舗内のすべての商品に同一のブランドが付与される統一ブランド」とされている。ここで、イオングループの「トップバリュ」とセブン&アイグループの「セブンプレミアム」を例にあげて考えてみることにする。イオンの店舗には、「トップバリュ」以外のPB商品は今や原則としてないが、一方、イトーヨーカドーの店舗には「セブンプレミアム」以外に「グッドデイ」「graceful day」をはじめとした多くのPB商品がある。したがって、「トップバリュ」は統一ブランドといえそうであるが、他方、「セブンプレミアム」は必ずしも統一ブランドとはいえなくなる。もちろん、それらは単なるストア・ブランドでもない。そうなると、「セブンプレミアム」は一体全体なんであるのか。理解不能である。

また、統一ブランドとストア・ブランドとの関係も不明確で理解ができない。

このように考えると、図表1の小売PB分類はかなり多くの点で矛盾があり、説明力がないだけではなく、混乱の中で迷路に入ったように小売PBの理解からますます遠ざかることになる。したがって、残念ながら再考し直さざるをえなくなるのである。

3. 新たな小売PB商品分類

そこで、次に、小売PB商品の明確な理解を求めて、再び小売PB商品の分類を試みることにする。

まず、モノPB商品についていえば、ブランド・ネームを付与する対象商品の範囲によって、個別PB商品、統一PB商品、そして、ストアPB商品の3つに大きく分けられる。

さらに、PB商品の主体、すなわち、メーカーの単複によって、単独PB商品、共同PB商品の2つに再分類され、

最後に、それぞれのPB商品の表記によって、販売者単独PB商品、製販ダブル・ブランドPB商品に分けられる。

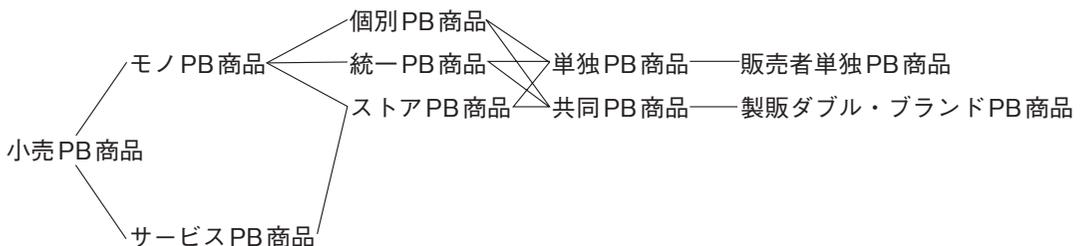
一方、サービスPB商品はサービスのストアPB商品であり、それはまた単独PB商品、販売者単独PB商品となる。図表2「新たな小売PB商品分類」、参照。

したがって、小売PB商品を分類すれば、小売PB商品にはモノPB商品とサービスPB商品があり、モノPB商品には、対象PB商品によって、個別（単独）か、統一（グループ）か、ストア（店舗全体）か、以上の3つに大別されると考えたのである。

この大別した3つのPB商品とは、

第1に、個別PB商品とは個別のPB商品に単独のブランドが付与された商品である。それは大手小売企業がチェーンないしグループの単独

図表2 新たな小売PB商品分類



PB 商品と製造業者ないしメーカーと小売が共同で PB 商品を企画開発する共同 PB 商品があり、表記には販売者単独 PB 商品と製販ダブル・ブランド PB 商品とがある。

第 2 に、統一 PB 商品とは複数の商品分野にわたり販売されるすべしもしくは大半の PB 商品に同一のブランドが付与されるものである。個別 PB 商品と同様に、単独 PB 商品と共同 PB 商品とに分けられ、それぞれ表記には販売者単独 PB 商品と製販ダブル・ブランド PB 商品とがある。

第 3 に、ストア PB 商品とはストア（店舗）名と PB 商品名が同一のものと店舗で販売される商品のすべてが PB 商品であるが特定のブランド・ネームが付与されていないものがある。これも同様に、単独 PB 商品と共同 PB 商品とに分けられ、それぞれ表記には販売者単独 PB 商品と製販ダブル・ブランド PB 商品がある。

以下に、順を追って、小売モノ PB 商品を中心に考察を加えることにする。

(1) 個別 PB 商品

個別ブランド商品とは個別の商品ごとに独自のブランドを付した PB 商品を意味し、アメリカの巨大流通企業のウォルマートが展開している PB 群の中にみうけられるが、一方、日本の大手総合スーパーの多くが統一 PB 商品を展開しているため、日本における個別 PB 商品の代表的なものとしてはアパレルの PB 商品があげられる。たとえば、セレクトショップの株式会社クロスカンパニーは個別のファッションごとに次のような PB 商品を展開している^(注4)。

「earth music & ecology」「E hyphen world gallery」「E hyphen world gallery BonBon」「Green Parks」「Samansa Mos2」「Te chichi」「Lugnoncure」「ehkascopo」「SEVENDAYS=SUNDAY」「YECCA VECCA」「Kiwa Sylphy」「L'ATELITER

FENETRE」「KOE」「Maison de FLEUR」「SCENT OF Varo」「Flehmen」「Re: Bonne」などであるが、それぞれの PB 商品にはいわばサブ PB 商品というべきアイテム PB 商品が展開されている。その代表として、「earth music & ecology」を例として取り上げてみれば、次のようなアイテム PB 商品がある。「earth music & ecology (Premium Label)、(Red label)、(Natural Label)、(White Label)、(Special Edition)、(Violet Label)、(Japan Label)、(Men's)、(Men's Violet Label)、(NET 限定)、(Kid's)」

したがって、株式会社クロスカンパニーは個別のファッションにそれぞれ異なるブランドを付与した多くの個別ブランド商品を展開しているが、同社の店舗の多くが駅ビルやデパート内にインショップとして進出しているためか、統一した店舗名は使わず、たとえば、「earth music & ecology 聖蹟桜ヶ丘店」「SEVENDAYS=SUNDAY セレオ八王子店」というように、その店舗で扱う主力ブランド名を店舗名として使用するという独自の戦略をとっている。

同様に、セレクトショップの株式会社ユナイテッドアローズも同社が展開している店舗「ユナイテッドアローズ」において、個別のファッションごとに「UNITED ARROWS」「Another Edition」「Jewel Changes」といった多くの個別 PB 商品を展開している。

このように個別の商品にそれぞれ独自のブランドを付与した個別 PB 商品が展開されているが、いずれも株式会社クロスカンパニー、株式会社ユナイテッドアローズなどの流通企業が単独でブランド企業となり、自己の責任の下に、小売 PB 商品の創造、展開、管理を行う単独 PB 商品、販売者単独 PB 商品である。そのほかに、セブン&アイグループ傘下のイトーヨーカドーが独自に展開している靴の PB 「グッドデイ」もそうである。

また、個別 PB 商品にはこのほかに流通企業単独ではなく、製造業者ないしメーカーとの共同 PB 商品、すなわち、製販ダブル・ブランド PB 商品もあげられる。たとえば、前述したイトーヨーカドーが展開しているファッション・ブランド「graceful day」の一部のものには、「ミズノ」と販売者イトーヨーカドーとがダブル表示されており、製販ダブル・ブランド PB 商品とみなすことができる。なお、かつてまだ PB 商品がそれほど普及していない時に登場したコンビニエンス・ストア・チェーンのセブン-イレブンを傘下に持つセブン&アイグループとサントリー酒類（株）との発泡酒の個別 PB 商品かつ製販ダブル・ブランド PB 商品「セブンプレミアム SUNTORY THE BREW ノドごしすっきり」がその一例であると思っていたが、今回調べ直したところ、「セブンプレミアム」のロゴと製造者（サントリー酒類（株）からサントリービール（株）へ）の表記が変わったが、これは紛れもなく後述する「セブンプレミアム」という統一 PB 商品の原型であり、個別 PB 商品とはいえない。

(2) 統一 PB 商品

日本の大手小売企業の間で展開され、今日では主流となっているのが統一 PB 商品である。統一 PB 商品とは複数の商品分野にわたり販売されるすべしもしくは大半の PB 商品に同一の統一ブランドを付した PB 商品を意味し、単独 PB 商品、すなわち、販売者単独 PB 商品と共同 PB 商品、すなわち、製販ダブル・ブランド PB 商品と大きく分けられる。

まず、統一 PB 商品の中の単独 PB 商品、販売者単独 PB 商品の代表としては、イオングループの統一 PB 商品「トップバリュ」があげられる。同ブランドは食料品、衣料品、雑貨と幅広く展開されている。いずれの商品にも製造者の

表示はなく、ただ販売者として日本最大の総合スーパーグループのイオン株式会社と表示されているだけである。したがって、同ブランドは販売者単独 PB 商品とすることができる。「トップバリュのパッケージ裏面ラベルには、『販売者：イオン株式会社』と『トップバリュお客様サービス係の電話番号』が記載されており、これこそ『イオンが100%責任を持つ』という決意表明である^(注5)」。同ブランドは現在総合スーパーのイオンだけではなく、傘下のダイエー、マルエツ、いなげや、カスミなどの総合スーパー、そしてまた、コンビニエンス・ストア・チェーンのミニ・ストップにおいても展開されている。まさに同ブランドは日本の本格的な PB 商品流通革命のトップランナーである。なお、同ブランドは PB 商品とはいえ、テレビ広告され、現在ではナショナル・ブランドからさらに発展し、東南アジアでも展開されているリージョナル・ブランドとなっている。このイオングループの「トップバリュ」は製造業者、メーカーのブランド力を利用せず、イオン単独かつ独自の PB 商品を目指したもので、典型的な PB 商品であるといえる。

また、コンビニの100円ローソンで主として展開されている統一 PB 商品「バリエーション」も原則として販売者単独 PB 商品である^(注6)。その他にも、100円ショップのダイソー・チェーンは一部の商品に統一 PB 商品「Produced for DISO JAPAN」の展開を始めているが、表記されているのは（株）大創産業だけであり、これも販売者単独 PB 商品とみなすことができる。

次に、統一 PB 商品の中に共同 PB 商品、製販ダブル・ブランド PB 商品があるが、現在では、これらが小売 PB 商品の主流となって発展している。たとえば、セブン&アイグループが創造し、展開している統一 PB 商品「セブンプレミアム」があるが、その中のどのアイテム・ブラ

ンドについてもいえることは、すべて次のような表現がある。「この商品はセブン&アイグループと〇〇との共同開発商品です」(〇〇は製造者ないしは製造に責任を持つ販売者)。そして、すべて問い合わせ先はセブン&アイグループではなく、製造者ないしは製造に責任を持つ卸ないしは輸入元に相当する販売者となっている^(注7)。したがって、ブランドのモノの部分の責任は共同開発のパートナーである製造者ないしは販売者にあり、セブン&アイグループは店舗での販売だけに責任を持つダブル・ブランド商品、すなわち、製販ダブル・ブランドPB商品にはほかならない。近年、同グループは価格訴求という従来のPB商品の概念を打ち破った高価格のPB商品「セブンゴールド」の展開を開始しているが、これも「セブンプレミアム」と同様製販ダブル・ブランドPB商品である。因みに同グループには、セブンイレブン、イトーヨーカドー、西武そごう、ヨークベニマル、ロフト、アカチャンホンポなどがある。この「セブンプレミアム」は国内市場だけではなく、すでに中国市場でも展開され始め、「トップバリュ」と同様にナショナル・ブランドを越え、リージョナル・ブランドとなっている。

コンビニエンス・ストアのローソンの統一PB商品「ローソンセレクト」も同様である。ただし、表記は、製造者、商品供給元、販売者、販売元と一様ではないが、お問い合わせ先は一律にローソン・カスタマーセンターとなっている^(注8)。コンビニの第3位のファミリーマートも同様に統一PB商品を展開しているが、その統一PB商品「ファミリーマートコレクション」も製販ダブル・ブランドPB商品である。なお、コンビニエンス・ストアの中堅チェーンのスリーエフも独自の統一PB商品「FSTYLE」の展開を始めているが、これも製販ダブル・ブランドPB商品である。

単独では販売力も大きくなく、ましてやPB商品を企画・開発する人材も乏しい中小の小売業者は大手の小売チェーンのPB商品、かつまた、メーカーのMB商品に対抗するために、共同でPB商品の企画・開発を始めている。共同仕入れをするボランティア組織がPB商品の主体となるものが多く、その代表としては、たとえば、全国3,800店舗の中小食料品スーパーを加盟店としているCGC「Co-operative Grocer Chain」があげられる。同チェーンは1,300品目を超える統一PB商品「CGC」を共同開発し、全国の加盟店がそれらの製販ダブル・ブランドPB商品を販売している。なお、詳しくいえば、「CGC」の統一PB商品は次のサブPB商品に分かれている。中心となる「CGC」、品質を追求した「CGCプライム」、「CGCオーガニック」、低価格を追求した「断然お得」「ショッピングプライス」「食彩鮮品」、オリジナルを訴求する「Vパック」「Vパックゴールド」「自然のあしあと」「昔の大地」「純シャリ」「荒磯だより」「くらしのベスト」「適量適価」などに区分することができる。

また、イオングループのPB商品「トップバリュ」、セブン&アイグループのPB商品「セブンプレミアム」に対抗して、中小小売業者ではないが、総合スーパー準大手のユニー、イズミヤ、フジおよびコンビニエンス・ストア業界第4位のサークルKサンクスが共通の統一PB商品「Style ONE」を開発、展開している^(注9)。同PB商品は製造者表記のある製販ダブル・ブランドPB商品である。同様に総合スーパー準大手のライフ^(注10)とヤオコーは協力して製販ダブル・ブランドPB商品「スターセレクト」を開発、展開している。その他に、私鉄系スーパーマーケット8社^(注11)が共同開発した製販ダブル・ブランドPB商品「Vマーク」「Vマークバリュープラス」などもある。

その他、100円ショップ・チェーンのセリアも統一PB商品「Seria Color the Days」を展開しているが、試しに購入した硬質カードケースのPB商品には販売者：株式会社セリア、販売元：サンノート株式会社とあり、製販ダブル・ブランドPB商品である。

したがって、この製販ダブル・ブランドPB商品は完全なPB商品と考えられる販売者単独PB商品とは異なり、あえていえば、製造者と販売者との妥協の産物であり、販売者単独PB商品への過渡的なPB商品といえるであろう。

(3) ストアPB商品

ストアPB商品とはストア（店舗）名とPB商品名が同一のものとPB商品であるがブランド・ネームが付与されていないものがある。

小売PB商品の展開形態にはいくつかのものがあるが、そのひとつは、（日本ではほとんどみられないものであるが）アメリカの流通企業にみられる垂直統合によるPB商品があるが、その他に商品の個別ブランドとしてではなく、店舗名をブランド名としたPB商品が誕生した。その代表的な例としては、アメリカの流通企業シアーズ社のPB商品「シアーズ」やクローガー社のPB商品「クローガー」^(注12)があげられる。このように個別PB商品でもなく、統一PB商品でもない、店舗名をストア・ブランドとしてPB商品に付すものが総合スーパーだけではなく、専門店チェーンにも誕生してきた。

日本の事例でいえば、「トップバリュ」より歴史が古く、組織変更をしながら今日まで大きく発展したために必ずしも小売PBとはいえないが、その源は明らかに小売PBであったのが、現在、株式会社良品計画が展開している「無印良品」である。同ブランドは、1980年、当時のセゾングループの総合スーパー、西友のPB商品として始まったもので、アイテム数は

わずか40（家庭用品9品目、食品31品目）であった。1989年、同ブランドは西友のPB商品から、株式会社良品計画のブランド商品へと進化し、現在では7,000アイテム以上に拡大し、およそ生活に必要とされる、あらゆる分野にわたっている。同社は生産機能を持っていないので、メーカーではなく、あくまでもブランド企業ということになる。また、同社は生産ばかりではなく、商品の企画においても外部の人材に依存している。たとえば、プロダクト・デザイナー、グラフィック・デザイナー、クリエイティブ・デザイナーなどである^(注13)。

「無印良品」は西友という小売PB商品からその展開が始まったが、現在では、同ブランドを展開している株式会社良品計画は単なる小売ではない。コンビニエンス・ストアのファミリーマートに販売のコーナーを持っていることからわかるように卸でもあり、いわばブランド商品を展開している一種の商社とみなすこともできるが、同社は同ブランド商品だけを販売する直営の「無印良品」という小売チェーンを運営している小売部門が経営の中心である。

同ブランド商品は、不思議なことにほとんどの商品^(注14)にブランドネーム、ロゴなどのブランドを表示するものではなく、あるのは販売者株式会社良品計画という表示だけである。商品のタグを調べてみると、「無印良品」という表示のあるものもあり、ないものもあり、また株式会社良品計画の表示があるものとないものとあり、表示の統一がみられない^(注15)。したがって、「無印良品」は商品ブランドではなく、ストアPB商品ということになるのである。しかもいずれの商品にも製造者表示は全くなく、販売者である株式会社良品計画の単独のストアPB商品、すなわち、販売者単独PB商品ということになる。なお、同ブランド商品のアイテムには、一般商品だけではなく、メカニズム商品まで展

開されており、まさに日本のPB商品流通革命を代表するPB商品のひとつである。

さらに、同ブランドは「MUJI」として、現在では、リージョナル市場、グローバル市場を目指しており、明らかにPBを超えた存在になっており、MBと何ら変わらなくなっている。そのため、新たな認識と理解とが必要となってきた。したがって、「無印良品」の事例からもMB、PBというこれまでの区分は再検討をしなければならないということになる。

次に、SPAによる衣料品のPB商品、すなわち、ストアPB商品についてみてみたい。SPAとは、'specialty store retailer of private label apparel'の省略形であり、日本では、通常、製造小売業と訳されているが、これは誤訳に近いものである。というのは、製造小売業というのは自らが製造し、それを消費者に直接販売する小売も兼ねていると理解され、たとえば、タイヤのメーカーである株式会社ブリジストンが中核チャネルとして小売のタイヤ館を展開していること^(注16)がその一例であるが、他にも菓子屋、豆腐屋、弁当屋などが製造小売に該当するが、それらはいずれもSPAとはみなされない。英語 'private label apparel' を見ればわかるように、あくまでもアパレルに限定されるのである。しかもこの英語での定義には製造を意味する言葉はない。

そこで、SPAの元祖の「GAP」についてみてみれば、当初、ジーンズの「リーバイス」の小売から出発し、その後、自らのPB商品「GAP」を創造し、製造は下請けに発注し、自らの店舗で販売するSPAというビジネスモデルで成功し、現在、全世界に3,000店以上の店舗を持つ一大小売チェーンにまで発展してきている。なお、「GAP」のネーミングはジェネレーション・ギャップ 'generation gap' に由来するといわれている。現在では、ブランド拡大を行い、「ギャップ・キッズ」 'GAP KIDS'、 「ベビー・ギャ

ップ」 'baby GAP' などを展開している^(注17)。「GAP」は、今日、GAP Inc.の企業ブランドでもあり、かつまた展開する小売チェーンのストア・ブランドでもあるが、その元は衣料品の商品ブランドである。「GAP」は衣料品PBのパイオニアのひとつであるが、多くの消費者はPBとはみなしていない。その結果、「GAP」は単なるPBを超えた存在であり、ある意味では、PB商品流通革命を世界中でリードしている。

したがって、SPAとはメーカーではない、衣料品小売が創造するファッション・ブランドに力点があるビジネスモデルということになるであろう。同様に、ファストファッションの「ZARA」「H&M」も基本的にはSPAである。一方、日本では「GAP」のビジネスモデルをフォローした「ユニクロ」がSPAの代表的成功事例といわれているが、両者には決定的な違いがある。つまり、「GAP」は企業ブランド、ストア・ブランドを兼ねてはいるが基本的には商品ブランドであるが、「ユニクロ」は（持ち株会社移行によるSPA衣料品事業が株式会社ユニクロとして新規に設立された後には企業ブランドとなったが）ストア・ブランドのままであり、商品ブランドとしての「ユニクロ」ははまだ存在していない^(注18)というブランドのカテゴリーの違いがある。

「ユニクロ」について簡単に記せば、1984年、それまで山口県宇部市で男性向け衣料品店を営んでいた小郡商事株式会社が広島市で開店したユニセックス・カジュアル衣料品店 'Unique Clothing Warehouse' が、「ユニクロ」としての第1号店、すなわち、創業にあたる。「ユニクロ」の呼称はこの店名に由来するものである。「ユニクロ」の店舗は順調に増加し、1991年には株式会社ファーストリテイリングへと社名変更し、1997年ごろから、「GAP」をモデルとしたSPAへと事業転換を進め、低価格・高品質の

衣料品の開発、展開を行い、「フリース」で爆発的な成功をおさめた。さらに、2005年には同社が持ち株会社移行に伴う会社分割でSPA衣料品事業を株式会社ユニクロとし、株式会社ファーストリテイリングの完全子会社となった。その後、「ヒートテック」「プラトップ」「エアリズム」など機能性を加えた商品や女性ものの商品を開発し、それに成功し、日本全国を網羅する小売のナショナル・チェーンを実現するとともにイギリスをはじめとしてアメリカ、フランス、ロシア、中国、香港、台湾、韓国、シンガポール、マレーシア、タイ、フィリピンとグローバル化を目指して積極的に外国進出を行い、現在では、グループでの売上が1兆円をはるかに超えている。今や「ユニクロ」はグローバル・ストアPB商品となりつつあるといっても過言ではない。

このようにPB商品のひとつの形態であるストアPB商品の成長は目覚ましく、PB商品流通革命の進展に大きな役割を果たしているのである^(注19)。

(4) サービスのストアPB商品

小売PB商品には、前述したモノPB商品だけではなく、サービスPB商品もあり、その中にはストアPB商品がある。元来、サービスはそれを提供する人により様々な出来栄えがあり、標準化、均一化、規格化は不可能であり、ブランドにはなじまないものと考えられていた。その不可能を可能としたのが、アメリカで誕生し、日本をはじめとしてグローバルに展開しているサービスのストアPB商品の「マクドナルド」である。

サービスのストアPB商品はアメリカのブランドだけではなく、メイド・イン・ジャパンのブランドも数多く創造され、展開されている。たとえば、「マクドナルド」の拮抗ストアPB商

品の「モス」、牛丼の「吉野家」「すき家」「松屋」、回転ずしの「スシロー」「かっぱ寿司」「くら寿司」、ファミリーレストランの「ガスト」「デニーズ」「サイゼリア」、うどんの「丸亀製麺」「つるまるうどん」「はなまるうどん」、ラーメンの「幸楽苑」「天下一品」「博多一風堂」といった食のチェーンが日本国中にみられるようになってきた。それだけではなく、「和民」「笑笑」「庄や」といった居酒屋のストアPB商品、喫茶、カフェの「スターバックス」「ドトール」「シャノール」と数え上げれば枚挙にいとまがない。もちろん、外国生まれのサービスのストアPB商品も「スターバックス」「ケンタッキー・フライド・チキン」をはじめとして数多く展開されている。

飲食についていえば、20世紀の後半から21世紀に入り、ますます経済のサービス化が進み、生活が多様化し、消費者は多くのサービスに依存するようになってきている。なかでも女性の社会的進出に伴って、食の分野の変化が著しく、その結果、食に対するサービス需要が拡大し、新たな産業をもたらしてきている。外食産業の出現とファストフードの急成長である。ファストフードは「早い、安い、美味しい」というスローガンのもとに多くの人々に訴求しているが、早い、安いというのは誰もが認めるものであるが、美味しいという点には多少の疑問がある。しかしながら、いずれにせよ大流行である。もはや多くの消費者にとってはサービスのストアPB商品が毎日の生活に必要欠くべからずの存在になりつつあるようだ。

これまで長い間われわれが食べる食事は、家庭内で主に母親が作り、外食は特別のものであり、その外食も料理屋、食事処、レストランといった飲食店の板前、調理人、料理人、シェフ、コックという専門家が作るものであり、機械化、大量生産などはもちろん不可能であり、まして

やブランド化などはできないと考えられていた。ところが、「マクドナルド」をはじめとしたサービス・ストア・ブランドは、多くのハードルを越え、サービスの規格化、標準化をなしえ、ブランド化に成功したのである。そもそもブランドはモノ商品であるプロダクト（製品）から始まったものであるが、モノではない外食というサービスにも拡大し、サービスのブランド、サービスのマーケティングが登場したのである。いまや多くのサービスのストアPB商品は日本中の消費者のライフスタイルを変えるとともに彼らから絶大な評価、支持を得ている。

もちろん、飲食だけではなく、そのほかのサービスのストアPB商品も誕生し、発展している。たとえば、クリーニング・チェーンの「白洋舎」「スワロー」、ビジネスホテルの「東横イン」「アパホテル」「ルートイン」、不動産チェーンの「エイブル」「アパマン」「ミニミニ」「スーモ」などがあげられる。なお、サービス・ストアが創造し、展開しているモノPB商品もある。たとえば、かなり古くは1971年創造の居酒屋チェーンの養老の瀧のPB商品「養老ビール」、最近では庄やの焼酎のPB商品「はいっ！よろこんで!!」などがある。

このようにPB商品のひとつの形態であるサービスのストアPB商品の成長は目覚ましく、サービスだけではなく、独自の物販のPB商品も創造、展開を行っており、それらすべてがPB商品流通革命の進展に大きな役割を果たし、いずれはブランド流通革命の第4段階のサービス・ブランド商品流通革命と認識されることとなるであろう^(注20)。

(5) その他の小売PB商品

小売PB商品をモノPB商品とサービスPB商品に大別し、モノPB商品を中心に考察してきたが、実は、モノ商品は大きく分けると一般商

品とメカニズム商品とに分けることができる。これまで一般商品のPB商品の分類を中心として考察してきたが、ここで、機能、性能が重視されるメカニズム商品^(注21)のPB商品について簡単に触れることとする。

日本の消費者のMB志向が著しく強いメカニズム商品であったが、最近になって、ようやく量販店チェーンばかりか総合スーパーなどでも、低価格競争の有力な手段のひとつとしてメカニズム商品のPB商品を見ることができるようになった。

メカニズム商品のPB商品には次のようなものがある。

- ① 家電量販店のヤマダ電機のPB商品「HERB Relax」はようやく展開が始まってところであり、本格的なPBの開発・展開は今後のことになりそうである^(注22)。一方、ヨドバシカメラ、ビックカメラはいずれも現時点ではメーカーとの共同開発のオリジナル商品を扱い始めたところであり、本格的なPB商品の創造、開発はまだ行われていない^(注23)。
- ② 総合ディスカウント・ストアのドン・キホーテのPB商品「情熱価格」、ミスターマックスのPB商品「MrMax」。
- ③ ホームセンターのカインズホームのPB商品「CAINZ」。
- ④ 自動車関連用品の量販店チェーンのオートバックスのPB商品「AQ」。
- ⑤ 楽器の全国チェーンの島村楽器のPB商品「HISTORY」「COOLZ」「BUSKER'S」。
- ⑥ スポーツ用品のアルペンのPB商品「IGNIO」。

他にも、統一PB商品として、すでに述べたイオングループの統一PB商品「トップバリュ」のなかにメカニズム商品である自転車も仲間入りしている。また、コンビニエンス・ストアの

セブン-イレブンにはメカニズム商品である乾電池の統一PB商品「セブンプレミアム」が棚に並べられている。

したがって、小売PB商品に関していえば、一般商品とメカニズム商品の区別なく、すべての商品がPB化を始めている。もちろん、一般商品のPB商品と同様にメカニズム商品のPB商品も個別PB商品、統一PB商品、ストアPB商品および単独PB商品・販売者単独PB商品、共同PB商品・製販ダブル・ブランドPB商品と多種多様なパターンがある。換言すれば、一般商品、メカニズム商品に関係なく、小売企業のPB戦略の違い、小売企業と製造者ないしメーカーとの力関係などにより、ケース・バイ・ケースで多種多様な小売PB商品が創造され、展開されているのである。それらの小売PB商品が流通を変え、現在、PB商品流通革命となって進展しているのである。

(6) 単独PB商品 VS 共同PB商品

PB商品を開発する際に、単独PB商品にするのか、共同PB商品にするのかは、第一義的には当該小売企業の販売力に依存することになる。つまり、販売力がその基準となり、ある一定以上の販売力があれば単独PB商品化が可能であるが、他方、それ以下だと困難となり、単独ではなく共同PB商品となる。

単独PB商品の開発は原則的には当該小売企業の自由裁量のもとにあるが、販売責任をはじめとするすべてのブランド責任が付随してくる。他方、共同PB商品の場合には単独行動は不可能で、常に仲間の小売企業との共同行動となり、個別小売企業にとって、その分の責任が共同化され、分担するリスクが減少する。まさに単独PB商品と共同PB商品はそれぞれ一長一短あり、販売力を持つ小売企業は自己の判断で単独PB商品にするか、共同PB商品にするのかを自由

に選択ができるが、そうでない小売企業は、販売力、市場の競争、製造者の動向などにより、ケース・バイ・ケースで選択をしなければならない。

(7) 販売者単独PB商品

販売者ブランドとは製造者の表示がなく、流通業者が単独でブランド企業となり、自己の責任の下に、PB商品の創造、展開、管理をするものであり、PB商品を代表するもののひとつである。

アメリカより約1世紀遅れて本格的なPB商品流通革命が始まった日本における代表的なPB商品のひとつがイオンの「トップバリュ」である。同ブランドは食料品、衣料品、雑貨と幅広く展開されているが、いずれの商品にも製造者の表示はなく、ただ販売者として日本最大の総合スーパーのイオン株式会社と表示されているだけである。同ブランドは発展し、イオングループが販売する商品に対する比重を急速に高めているが、その一方、消費者から商品の選択の幅が狭くなったというマイナスの評価も出始めている。

したがって、今後、販売者単独PB商品がさらに発展するのは、サブPB商品のアイテムを拡大、充実したり、より消費者の満足を満たすという質への課題が、MB商品に対する価格以上に重要なものとなるかと思われる。

(8) 製販ダブル・ブランドPB商品

製販ダブル・ブランド商品とは製造者と販売者の両者の表示があり、モノの部分の責任は製造者、販売の責任は販売者というようにそれぞれが責任を共同して分担するPB商品のひとつの形態である。

具体的にいえば、セブン&アイグループの「セブンプレミアム」「セブンゴールド」をはじめ

めとして、「ローソンセレクト」「ファミリーマートコレクション」「FSTYLE」「CGC」「Style ONE」「スターセレクト」「Vマーク」そして「Seria Color the Days」など多くの製販ダブル・ブランドPB商品が開発・創造、展開されている。

このような製販ダブル・ブランドPB商品は完全なPBと考えられる販売者単独PB商品とは異なり、製造企業と小売企業との製販共同ブランドということになる。前述したように、日本の消費者はいまだMB志向が強く、しかもPBの主体である小売企業が商品の企画、開発やブランド創造のノウハウと人材が十分でないために、モノの生産、製造やブランド創造に対する全責任を負わず、その一部の販売だけの責任を担うという限定されたPB商品を選択しているということになるのであろう。しかしながら、ダブル・ブランドとはいえ、これらのPB商品の進展が生産者、メーカーだけではなく、日本の流通に大きな影響を与え、PB商品流通革命を推し進めているのは言を俟たない。日本の小売業も世界市場でグローバル流通企業との競争に直面すれば、いずれかの日には、販売責任だけのPBからブランドの全責任を負う本格的なPB小売企業へと発展することと思われる。製販ダブル・ブランドPB商品はあくまでも製造業者と販売業者との妥協の産物であり、販売者単独PB商品への過渡的なPB商品といえるのである。

したがって、現在、最高の勝ち組であるセブン&アイグループの製販ダブル・ブランドPB商品「セブンプレミアム」の動向が今後ますます注目されるといえよう。

4. おわりに

小売PB商品は当該小売企業のPB戦略によって変わるし、また、販売力や競争条件によって

も変わる。さらに、製造者ないしメーカーとの力関係によっても大きく異なるものである。

小売PB商品の動向は常に動的に変化し、小売PB商品分類を抽出することは困難な面がある。したがって、本稿で展開したものは、現時点におけるという限定条件付きの小売PB商品分類である。たとえば、イオングループの統一PB商品の「トップバリュ」を考えてみても、単独PB商品で表記には販売者だけしか記されていないことに対し、一部の消費者から製造責任を果たすためにも、誰が製造したのかを表示すべきであるという意見が出てきている。これは一見もっともなことであるが、同時に、消費者がイオングループの目利き能力への全面的な信頼がないということに他ならない。また、ブランド企業としての小売企業に全面的な信頼がおけないということでもある（もし、そうなると、現在、生産機能を持たず、OEMや下請け生産に依存して、製造者表記がない「ナイキ」の製造者表記も求めることになるのであろうか）。

次に、統一ブランドの多くが現在では製販ダブル・ブランドPB商品となっているが、たとえば、それらの中の一部のPB商品が大きく成功し、小売企業がさらに販売力を持つとともにブランド創造力、展開力を獲得し、製造者ないしメーカーとの交渉力を一段と強め、製販ダブル・ブランドPB商品から単独PB商品、販売者単独PB商品へと代わるかもしれない。

いずれにせよ、現在、PB商品流通革命の最中であり、あらゆる多種多様なPB商品が生まれ、試行錯誤的に展開されるという競争下にある。まさに、PB商品の展開は動的変化の中にあり、そのような変化の中での小売PB商品分類を本稿では試みたが、そのポジショニングは不変ではなく、当然のことではあるが、常に変化し続けるものと思われる。

(註)

注1 梶原勝美「PB (プライベート・ブランド) 流通革命」p.11-13、専修大学商学研究所報第46巻第5号、2014年。

注2 かつて製販同盟ではなく「製・配・販同盟」が主張された。「メーカー、卸売業、小売業が生活者発想の原点に立ち返って、『製・配・販』の新しい枠組みを求める『製・配・販同盟』は消費者の生活向上ニーズに対して、いかに良質で低価格の商品を、品切れなく提供していけるかについて情報と知恵と力を出し合うものであるといえる」——高谷和夫『超価格破壊と『製・配・販』同盟』pp.194-195、産能大学出版部、1994年；また、製販同盟、製販統合、製販連携ではなく、製販提携というタームを用い、協働関係を研究した、渡辺達朗『流通チャンネル関係の動態分析』千倉書房、1997年、がある。

注3 梶原勝美、前掲論文、p.14-15。

注4 http://crosscollection.com/brand_list.html (2015/10/24、閲覧)。

注5 近藤智「受注希望メーカーが増え幅広い商品開発が可能に」「販売革新」2014年7月号、p.21、商業界、2014年。

注6 100円ローソンの店舗で調査したところ、PB「VALUE LINE」のファスナーケースには製者：株式会社タンポポ、販売者：株式会社ローソンと表記されており、ダブル・ブランドもあることが判明した。

注7 たとえば、「SEVEN & I PREMIUM」のアイテム・ブランドには次のようなものがある。「こんがりショコラチップス」製造者：株式会社おやつカンパニー、「生きて腸まで届く乳酸菌入り のむいちごヨーグルト」製造者：オハヨー乳業株式会社、「ダブルナッツチョコ」製造者：株式会社でん六、「野菜の甘味を生かした マカロニサラダ」製造者：株式会社ヤマザキ、「ORANGE」販売者：名古屋製酪株式会社。

注8 たとえば、「ローソン・セレクト：きんぴらごぼう」製造者：フジッコ株式会社、販売者：株式会社ローソン、「ローソン・セレクト：手打ち式うどん」商品供給元：シマダヤ株式会社、販売者：株式会社ローソン、「ローソン・セレクト：小粒納豆」販売者：タカノフーズ株式会社、販売元：株式会社ローソンと表記されてい

る。しかしながら、もうひとつの100円ローソンのPB「ローソンバリューライン」には製造者表記がなく、したがって、ダブル・ブランドではなく、単独ブランドである。また、最近、セブンアイグループの「SEVEN & i GOLD」に相当する「ローソン極」の展開を始めている。換言すれば、ローソンのPBにはダブル・ブランドと単独ブランドの両者が並立していることになる。

注9 神奈川県川崎市にあるローカル・スーパーの「Venga Venga」にもPB「Style ONE」が展開されている。

注10 なお、ライフはその他に独自のPB「スマイルライフ」と(全国各地の有力チェーンストア17社と生活協同組合3協が結集し、加盟各社はそれぞれ独自の経営理念を持ち、自主独立の精神を堅持しながらも共同体としてのメリットを生かし、また相互のノウハウの交換をするなど、その持てる力を最大限に発揮するために設立された))ニチリウ・グループの共同PB「くらしモア」を展開している。

注11、小田急商事(株)、(株)京王ストア、(株)京成ストア、(株)京急ストア、(株)相鉄ローゼン、(株)東急ストア、(株)東武ストア、(株)アップルランド、以上私鉄系スーパーマーケット8社の共同出資によって、PBの企画・開発企業(株)八社会を設立した。後に、(株)よこまち、(株)広電ストアも参加し、現在は10社が加盟している。

注12 西村哲、前掲書、p.136。

注13 江上隆夫『無印良品の「あれ」は決して安くはないのになぜ飛ぶように売れるのか?』p.60、SBクリエイティブ、2014年。

注14 もちろん、中には次のようなものもある。「無印良品」アロマを楽しむ炭酸水アプリコット&すもも、販売者：株式会社良品計画。

注15 たとえば、文具の消しゴムには良品計画の表示があるが、ボールペンには何も表示がなく、ただ、さらさら描けるゲルボールペンとあるのみである。なお、同じ文具であるが、植林木ペーパー裏うつりしにくいダブルリングノート「無印良品」；植林木ペーパー ダブルリングノート「無印良品」株式会社良品計画、とあり、表示の一貫性が見受けられない。また、衣料品

についていえば、いずれの商品にも何ら表示がなく無印であるが、タグには、たとえば、オーガニックコットンやわかたオルハンカチ、「無印良品」、株式会社良品計画；オーガニックコットンやわかたオルハンカチ、株式会社良品計画；とあり、「無印良品」が表示されているもの、ないものがあり、一貫性がない。

注16 吉川京二『製造小売業革命』pp.1-2、プレジデント社、2004年。なお、同書の中では、製造小売業について次のように定義されている。『「製造小売業を定義すれば、『生産から販売（製造から小売り）までの一貫通貫した役割を構築し、効率的な運営を続ける企業と言える。言い換えれば、『メーカーでありながらも小売業を併せもつメーカー』ということだろう。』——同書、p.16。

注17 GAP社は、現在、「GAP」以外にも「オールド・ネイビー」と「バナナ・リパブリック」のPBを展開している。

注18 ただ、近年、限定ものとしてユニクロのロゴ入りのスポーツウエアが展開されている。試行錯誤の一環なのか、新たなブランド展開な

のか、今後、注目されよう。

注19 その他、PBのストア・ブランドにはカインズホームの「CAINZ」、生活協同組合CO-OPのPB「CO-OP」など多くのものがある。

注20 ブランド流通革命は第1段階のブランド商品流通革命、第2段階のPB商品流通革命、第3段階のネット通販流通革命からなると認識されているが、次第に、それらに続く第4段階として、サービス・ブランド流通革命が認識されてきている。梶原勝美『ブランド流通革命』森山書店、2015年。

注21 梶原勝美、前掲論文、pp.53-56。

注22 ヤマダ電機のPB「HERB Relax」は、現在、扇風機、トースターなどの限られた商品分野だけにみられるものにすぎない。なお、表記には、(株)ヤマダ電機、Made in Chinaとあり、販売者ブランドとなっている。

注23 家電量販店準大手のノジマのPBは「ELSONIC」であり、現時点では、家電量販店の中ではPB化のトップランナーのひとつと考えられる。

ハウスホールドの再編をつうじての フォーディズムへの国民総動員について

桑野 弘隆

はじめに

筆者は、近代資本主義国家を「国民的総動員システム」と捉え、このシステムの論理と歴史を解明しようとしてきた。この研究の中心の据えられたテーゼは、国民がすでに存在してそれが国家によって動員されるのではなく、国家によって動員されることによって次第に人々は国民として立ち上げられてきたというものである。

国民的総動員システムは、1848年の世界革命以降の反革命国家を端緒として、徐々に練り上げられてきたものであった。国民的総動員システムは、第一次世界大戦およびロシア革命を契機として、一つの極北形態をえた。それは、「総力戦体制」と呼ばれる。国民的総動員国家の極北の形態は、戦争への国民的総動員を目指したこの体制であったといってよい。なるほど、第二次世界大戦の終わりとともに総力戦体制は終わったのかもしれない。しかし、その後も国民的総動員システムは存続した——たとえばフォーディズム循環とは、資本蓄積にたいする国民的総動員であった。すなわち、国民的総動員システムとは、資本主義国家の本質を表現する歴史貫通的な概念である。総動員システムによる国民の体制への包摂がもっとも深化したのは、第二次大戦後のフォーディズム循環への国民的総動員においてであった。総力戦体制という軍事的動員システムを梃子として、第二次大戦後には資本制生産への国民的動員が発展し

ていった。

ところで、第二次大戦を歴史的画期——とりわけ軍国主義国家と民主主義国家とのあいだの画期——とみなす通説にたいして、総力戦体制と現代社会は通底していると主張する、いわゆる「総力戦体制論」がある¹⁾。なるほど、総力戦体制と現代社会とのあいだに通底するものがあるのは否定できない。しかし、本論は、先行する総力戦体制研究の意義を認めながらも、現代社会を総力戦体制の延長と見なす主張については、国民的総動員システムと総力戦体制を概念的に峻別していない点において理論的留保がある。

総力戦体制は、第二次大戦後の資本主義国家を構成するにいたった一つの契機である、というのが本論の立場である。総力戦体制だけが、第二次大戦後のフォーディズム循環への国民的総動員を用意したわけではない。なかでも、総力戦体制とフォーディズムの出会いというものに注目すべきである。総力戦体制論の死角は、フォーディズムと総力戦体制の出会いを見損なったところにある。戦後のフォーディズム循環への国民的総動員が成立するためには、フォーディズム労働様式の導入が不可欠であった。総力戦体制が国家における革新であるとすれば、フォーディズムは資本における革命を意味した。

本論は、まずは、ヘンリー・フォードによって導入された狭義のフォーディズム労働様式、

すなわちベルトコンベア流れ作業の権力論的意味を確認する。そのうえで、フォーディズムと総力戦体制によって切り開かれた、戦後のフォーディズム循環への国民的総動員を解明することにしよう。そして、戦後のフォーディズム循環への国民的総動員には、一つの特徴がある。それは、国家による動員が、国民個人というよりも、ハウスホールドの単位で行われたという点である。総力戦体制における経験から、資本主義国家は、ハウスホールドに介入し、そしてそれを再構築するような権力・技術を備えるようになったのである。

1. 総力戦——社会の軍需工場化

総力戦体制とは、社会のあらゆる諸力と資源を戦争遂行のために徴発し、軍需を最優先にして計画的に再編することを意味していた。総力戦にあっては、生産と物流という経済的な問題が、戦争の行方を左右するにいたった。総力戦体制においては、国家が、経済の司令塔となり、資源の分配から、何をどれだけつくるのかというような生産の調整、そして物流までもが計画的におこなわれることが理想とされた。これは、あたかも、社会が一つの軍需工場のごときものになるかのようである。これは、それまでの市場にまかせたアナーキーな資本主義経済システムを否定するものであった。そして、自由主義諸国にあっても、ソ連が推し進めようとしていた社会主義計画経済が意識されるようになった。日本にあっても、近衛新体制において抜擢された「革新官僚」たちは、ソ連の5カ年計画に学んだ者たちであり、戦後の経済政策にも影響を及ぼしている。第二次大戦後、社会主義国家の計画経済ほどの厳密なものではないにせよ、西側諸国にあっても、国家が主導する「管理された経済」the managed economyが主流になって

いった。総力戦体制のなかで、資本主義国家が発見したのは、国民（あるいは人口）が「社会的資源」の一つであるということであった。そのためには、国民は徹底的に動員されなければならなかった。そこで経済や文化、イデオロギーまでもが統制されなければならない。そして何よりも肝心なのは、国民の欲望のありかた、考えかた、感じかたを規律することであった。たとえば、ルーデンドルフは、その著書『総力戦』のなかで「社会全体を総力戦に巻き込み、社会を一つの軍需工場にしてしまうこと、その中で働く国民たちが、同じ目標・同じ欲望を共有すること」の重要性を説いていた。おそらく、これこそが総力戦体制において国家が夢見たことだと思われる。

ところで、総力戦体制論を展開した山之内靖は、総力戦体制のもとで「危険な階級」——二級市民として疎外されていた階級——であった労働者階級が体制内に包摂されたという分析を行っている。年金を始めとする各種の社会保障と引き替えに、労働者階級もまた総力戦へと動員され、国家の命運を担うようになったのである。各種の社会保障制度が、国民的総動員を可能にする諸装置であるのは確かである。また、総力戦体制のもとで整備された社会保障制度——それは経済学的には国民の所得を補完するものである——が、戦後に引き継がれて、フォーディズム循環に寄与したのも事実である。戦後のフォーディズム循環への国民的動員は、労働者階級の資本による実質的包摂を深化させるにいたったのであるが、しかしながら、それは総力戦体制からの単純な延長上にはない。ルーデンドルフが指摘したように、総力戦体制は、社会を軍需工場化する必要があったのであるが、国家にはそのための十分な知と技術が備わっていなかった。総力戦体制を築こうとした国家と、そしてフォーディズム労働様式（ベルトコンベ

ア流れ作業)の出会いによって、社会の工場化は端緒を切られたのである。日本のいわゆる「総力戦体制論」にはこの視点が欠けている。総力戦体制とフォーディズムが出会い、そして戦後にフォーディズム循環が成立したことによって、社会の工場化が深化したのである。したがって、フォーディズムを権力論的な見地から分析し、フォーディズム生産における労働者身体の規律が、どのように戦後の政治経済体制に結びついたのかを解明する必要がある。

2. 労働者階級を構成するハウスホルドと労働者コミュニティの自律性

19世紀に「危険な階級」であった労働者階級がいかにして体制の中に統合され、そして資本によって実質的に包摂されていったのか、たどることにしよう。結論を先に述べれば、労働者階級の政治的統合は総力戦体制を通じて、そして資本による包摂は、フォーディズム生産の発展を通じて進行したのである。ところで、国家による労働者階級の政治的統合や資本による包摂を解明するにあたって、その理論的焦点は、労働者個人ではなく、労働者が属しているハウスホルドに当てべきである。

労働者階級を労働者諸個人からなる社会的集団と観念するのは問題がある。ともすると労働者階級を構成している〈経済的〉最小要素として、われわれは個人としての労働者を観念しがちである。なるほど、たしかに労働「者」であるから、労働者階級という賃労働をおこなっている諸個人の集合として考えるのも無理はない。しかし、イマニュエル・ウォーラーステインによれば、この通念は疑わしい。

世界中の労働者は所得を共同利用するハウスホルドという小集団を成して生活して

いる。この集団は、必ずしも全員が親族関係にあるわけでもなければ、住居を一つにしているわけでもないが、たいていは何らかの賃金所得を必要としている。しかし、同様に、こうした小集団が、もっぱら賃金所得だけで生計を立てていることもめったにない。それらは、賃金所得に加えて、小商品生産、賃貸料、贈与、それに少なからず生存維持生産で生計を立てているのだ。(194頁)

ウォーラーステインが指摘しているのは、賃金だけで労働力の再生産を支える労働者階級は実際には想定しがたいということである。つまり、純粋に賃労働からえた賃金だけで生活している労働者(とそのハウスホルド)は考えにくい。ウォーラーステインを補足すれば、ほとんどのハウスホルドは、コミュニティ・親類のあいだの互酬や国家による再分配によって所得を補填することによって、生計をたてているのである。賃金のみによって、生計がなりたっている労働者ハウスホルドはほとんどない。

少なくとも、生計単位としてみたとき、労働者階級を構成しているのはハウスホルドである。ウォーラーステインによれば、ハウスホルドが、完全にプロレタリア化——すなわちその再生産を賃金に100パーセント依存すること——されるのは、ほとんどないし、資本にとっても好ましいことではない。なぜならば、その場合、資本は、労働者にたいしてその労働力の再生産(次世代の労働者の再生産を含む)がかなえられるだけの実質賃金を支払わなければならないからである(さもなければ労働者階級の再生産が不可能になる)。しかし、ハウスホルドが、互酬や自給そして国家による再分配によって副収入や所得補完を得られるのであれば、賃金を低く押さえられる。これは資本にとって

好都合である。

なるほど、『資本論』のマルクスは、労働力はその価値通りの交換が行われる、すなわち労働力の再生産が適うだけの実質賃金が支払われるということを前提としていた。つまり、賃金によって労働者はブルジョアジーにはなれないが、フランスの労働者はワインを飲み、ドイツの労働者はビールを飲んで、明日も工場のゲートにやってくるだけの、そして将来の搾取の対象となる次世代労働者を育てるだけの賃金は保証されるという前提である。それでもなお資本は剰余価値を獲得しようとの論証を『資本論』のマルクスはおこなっている。しかしながら、じっさいには、労働力がその価値通りに交換されることはほとんどない。たとえば、こんにち、生活賃金を得られないプレカリアート層がそれでも生計を立てていけるとするならば、ハウスホールドの自給生産や互酬（親戚縁者からの援助）、あるいは国家による再分配に依存しているからである。つまり、労働者階級の再生産は、他の社会的生産形態に依存している。

したがって、賃金のみによって再生産を果たす純粋な賃労働者というものの想定が難しければ、労働者階級を考察する場合、個人ではなく、賃金を主な収入源とするハウスホールドをその対象とするべきであろう。ハウスホールドも地域によって形態を異にするし、また歴史的变化を被ってきた。しかし上記の論証から、労働者階級の歴史的变化について分析しようとするならば、個人のみならず、ハウスホールドの変化についても注目すべきである。そして、後に論証するように、フォーディズムにおける資本による労働の実質的包摂を解明しようとするならば、分析は労働過程のみならず、「工場の外」まで拡張する必要がある。資本による労働の包摂の過程とは、労働過程だけで完結しえない。資本による労働の包摂の深化は、工場の外でも

ハウスホールドの再編という形でもすすむのである。さらに、つけくわえれば、国家による国民的総動員も、国民個人に直接働きかけるよりも、ハウスホールドを媒介にしつつ諸個人に介入していく。

歴史を遡れば、マルクスが『資本論』で描いた19世紀のイギリスの綿紡績産業の賃労働者達にとっては、ハウスホールドと都市労働者コミュニティの境は限りなく曖昧であった。原始的蓄積によって、二重な意味で「自由」になった「個人」が農村から都市部へと流入し、労働力を資本に供給したというような、文字通りの「都市伝説」をマルクス主義理論は語ってきた。ここでの二重の意味での自由というのは、生産手段がないこと、そして農村共同体的な紐帯（しがらみ）から解放されていること、である。これは労働者階級にたいする近代個人主義的な理解といってよい。しかしながら、それは部分的には間違っている。都市に流入したとしても、労働者たちはコミュニティを形成しており、コミュニティとして行動していたのである。マルクスは労働者にたいして近代個人主義的なバイアスのかかったメガネでもって眺める傾向があった。労働者階級による蜂起は、（あらゆるコミュニティがもっている）コミュニティの防衛機能という側面もあった。必ずしも革命的知識人が期待するような、革命的・転覆的な反乱ばかりを労働者コミュニティがおこなっていたわけではない。

たとえばマルクスが『資本論』に登場させた労働者たちは、じっさいには、その多くが資本家によって直接雇われていたわけではなかった。1780年以來、英国の成人男子紡績工は、一般的には二人の助手を雇用・管理しながら工場で働いていた。助手たちは親方職工に雇われていたわけで、工場主・経営者と雇用契約はなかった。すなわち、労働者たちは、コミュニティと

して労働過程に入っていたのである。ところが、マルクスは、労働者階級のコミュニティという位相を軽視する傾向があり、労働者階級にたいし、進歩的革命的闘争集団・「自由な個人によるアソシエーション」という近代個人主義的イメージを投影していた。

英国の1830年代は、1760年代から始まる産業革命の達成期とも呼ばれているが、それは裏を返せば、急速な工業化、環境汚染の拡大、農村部から都市への大量の人口流入、労働者階級の貧困化などによって、都市環境が急速に劣悪化した時代でもあった。都市部のスラム化、衛生環境の劣化、過密居住、疫病の流行、犯罪の増加など、1840年代の英国は「汚濁の40年代」と呼ばれたほどであった。なかでも住宅環境は劣悪で、一部部屋に10人以上が暮らすという過密居住は常態となっていた。飲酒癖、性的放縦や婚姻以外での同棲など、労働者達に規律や道徳を求められるような状況ではなかった。

これは、こんにちの道徳規準からすれば品行方正とはいえないかもしれないが、しかし裏をかえせば、労働者たちは都市に流入したとしても、孤立するのではなく、コミュニティを形成し、彼らなりの習慣と掟によって生活を維持していたと考えられる。そして、労働者たちは、コミュニティ単位で労働し生活していたのである。

またたとえば、19世紀後半のヨーロッパ、1860年代以降のアメリカの機械工業・鉄鋼業、そして日本の戦前の造船業や鉄鋼業においては、雇用者と労働者の直接契約よりも、「内部請負制」と呼ばれる間接雇用が主流であった。また19世紀のフランスでは、都会が嫌で農村に帰ってしまう工場労働者が多く、安定した長期就労を望んでいたのはむしろ雇用者側のほうであった。「内部請負制」というのは、工場の中で

一定のまとまった工程を請け負う契約を工場主・経営者と請負人(contractor)と呼ばれる熟練工が結び、その請負人が自ら雇った職工を使って生産を行うというシステムである。請負人とは、高度なスキルをもった「親方職工」であり、かつ労働者派遣業者でもあった。

たとえば日本では、請負人は「親方」あるいは「頭」などと呼ばれ、配下の職工達は「渡り」とよばれ、チームを組んで、より良い待遇を求めて日本各地の職場を転々としていた。日本の1918年の統計では、工場労働者の76.6%が勤続期間3年未満とされる。つまり、労働者達は会社への忠誠というイデオロギーはもっていなかった(いわゆる「社畜」は日本の伝統ではない)。

この内部請負制の意味とは何か。それは請負人を親方とする職工労働者チームが、ものづくりのノウハウとスキルを独占しており、たとえ工場の所有者・経営者であっても、生産の仕方をあれこれ指定できないということである。すなわち工場主は、職工集団を工場に招き入れ、生産活動それ自体を「下請け」に出していた。資本は、生産過程から剰余価値は得るのだけれども、生産そのものは管理しきれていなかった。この意味においては、内部請負制においては、資本は労働を形式的に包摂するに留まっていたともいってよい。『資本論』のマルクスは、機械制大工業の成立によって、労働者は機械の付属物になると述べ、ここに資本による労働の実質的包摂の到達を見たのだったが、しかしそのプロセスにはまだ先があったのである。

当時の熟練工は需要があったので、請負契約にはコストがかかり、またすぐに転職してしまうので、日本では1910年代半ばから大企業や官営工場が、熟練工の囲い込み、足止め策として定期昇給制度や退職金制度を導入し、年功序列を重視する雇用制度を整えるようになった

(労働者にとって短期雇用は損だというシステムを作り上げた)。日本企業において、共済組合・医療・年金などの労働者の福利厚生に日本の企業が着手するのもこの時期である。

いずれにせよ支配諸国にあって、無期労働契約や企業内福利厚生が社会的に定着していくのは、1930年代をまたなくてはならなかった。なお、日本で終身雇用が大企業や公社以外の中小企業にまで漸く波及していくのは、第二次大戦後の高度成長期(大幅な人手不足)をまたなくてはならない。すなわち、労働者が一つの組織に場所をえて、「一所」懸命に働くというのは、実は賃労働の歴史を見ても非常に短い。いや、安定雇用は、フォーディズム循環のみに当てはまる現象であったと考えるべきなのかもしれない。現在の労働者のプレカリアート化は、先祖返りしただけなのかもしれない。

労働システムに労働者の身体が順応していくためには、数十年にわたる労働者階級の身体の規律、そしてイデオロギーによる介入が必要であった。内部請負制からフォーディズムへと向かう20世紀前半(1910年代～)における、資本による実質的包摂への深化を辿ってみると、身体を規律するテクノロジーに巨大な革新が起こっていることが見て取れる。労働過程を資本が完全に掌握し、管理するにいたるのには、ヘンリー・フォードによる壮大な実験をまたなければならなかった。フォーディズム労働様式の定着は、労働者の働き方を変えた。また、職場で必要なスキルも変えた。また、身体の使い方も変わった。さらには、ハウスホルドのあり方も変わった。フォーディズムが生産したのは、なにも大量生産品だけではない、そのプライマリーな生産物は〈新しい人間〉であった。

3. フォーディズムの出現

——あるいはベルトコンベアという規律装置による新たな時間性と空間性の出現

すべては、1913年に8月にモデルTを生産するハイランドパーク工場にて、シャーシ組立の流れ作業にベルトコンベアが導入されたことに端を発する。これは工場における単なる生産技術の革新に留まらない。ベルトコンベアの導入は、工場に新たな空間性と時間性を切りひらいた——そして今なおわれわれはこの空間性と時間性を部分的には共有している。ベルトコンベア式流れ作業が導入された工場では、ベルトコンベアが工場に流れている時間とリズム、空間配置、そして規律を規定する。ヘンリー・フォードがもたらした技術革新の数々は、製造業なにかんづく自動車産業を20世紀後半の主軸産業へと据える礎を築いた。モデルTの生産技術の発展は、すなわち製造業による大量生産技術の発展の歴史でもあった。

フォード社は、ベルトコンベアを導入し、工場全体を見渡す俯瞰的な視点から大規模な流れ作業システムを構築した。部品の調達と検査、部品のフィード、加工組み立て、検査までの一連の流れ作業全体を、把握し、設計し、管理する視点が導入された。組み立て加工において、もはや職人的意味での熟練は必要なくなる。標準化された単純作業をベルトコンベアの流れにあわせて規則正しくこなす、あらたなスキルが求められる。こうして、資本の管理命令のもとに労働が組織されるようになった。資本は、生産過程と労働を完全に掌握するかに見えた——資本による労働の実質的包摂の一つの完成であった。

ベルトコンベアの導入は、工場に巨大な転換をもたらした。ベルトコンベアは単なる生産用

具ではない。ベルトコンベアという生産用具の最大の特徴は、それが生産用具でありながらも同時に労働者身体を規律し管理する装置でもあるという点にある。ヘンリー・フォード自身が次のように述懐している。「労働者を作業に向けるのではなく、作業を労働者に差し向けることに着手することで、組み立てにおける第一歩が踏み出された」。フォーディズム生産方式においては、労働者が移動するのではなく、作業対象（製品）がむこうから流れてくる。単に反対にただけかもしれないが、労働者が歩くというのは能動的・主体的な裁量が入ってくる余地を残す。しかし今度は、テイラー主義にしたがって緻密に計算された「標準作業時間」にあわせる形で、速度が定められたベルトコンベアの上で製品ががつぎつぎにやってくる。労働者は、まずもってベルトコンベアの流れがもつリズムと速度に身体を同調させなければならない。ベルトコンベアによる流れ作業は、労働者から主体的・能動的・個人的なモメントをほとんど奪ってしまう。

さらに特筆すべきは、労働者を管理監督する必要がほとんど無くなったという点である。ベルトコンベアは、生産性の向上と労務管理という問題を一挙に解決してしまう、資本にとっての「ドリームマシン」であった。ベルトコンベアの速さとリズムに合わせて労働者達は作業しなければならなかったし（さもなければラインが止まる）、工程が抜けていれば誰がサボったのか、ミスしたかがすぐにわかる。仮に監督者に監視されていなくとも、労働者達はラインの流れに食らいついてゆく他はない。さらに、労働者がミスをしたとき、あるいはラインを止めてしまったとき、それがラインの無茶な流れにあると考えるよりも、自分を責めるようになれば、資本のもくろみ通りになろう。そうして労働者が自らを監視・監督するようになる。す

わなち、ベルトコンベアとは、身体を規律し監視する装置でもある。工場のラインに就く仕事は、一見単純作業にも見える仕事であるが、神経をすり減らす重労働でもあり、忍耐と経験がいる。だれにでもすぐにできる仕事ではない。職人的熟練とは違ったタイプの慣れやスキルが求められる。ベルトコンベア流れ作業という労働システムは、製品を生産すると同時に、規律された新たな労働者身体も同時に（再）生産せずにはいない。

ところで、近代における身体の規律装置として真っ先に連想されるのは、ミシェル・フーコーによるパノプティコン（一望監視装置）の分析であろう。パノプティコンは、19世紀後半にジェレミー・ベンサムによって考案された監禁・監視・矯正装置であった。しかしながら、パノプティコンが、じっさいに刑務所に導入され、身体を監視し規律したという事実はあったとしても、パノプティコンが社会に充満していたとは言いがたい。ところが、フーコーによって再導入されたパノプティコンは、規律権力の象徴的モデルとして考えられてきた。そして、フーコー自身も規律社会（=近代社会）の終焉を認めていたのだから、パノプティコンじたいもすでに過ぎ去った古い権力モデルと見なされている。しかし、これはおかしい。というのも、社会中にセキュリティカメラが張り巡らされるようになって、パノプティコンはむしろ再活性化されているように見えるからである。パノプティコンは、おそらく近代社会における規律装置とは異なる位相をもつ（パノプティコンは、むしろポストモダンな装置であろう）。近代的規律権力を象徴的に表す装置を見いだすとすれば、それはベルトコンベアのほうではないか。

そして、フォーディズム（工場におけるベルトコンベアによる流れ作業）が、そこで働く人間自体を造りかえてしまう、ということにいち

早く気づいたのは、イタリアの哲学者・アントニオ・グラムシ（1891-1937）であった。「フォーディズム」という概念は、グラムシによる命名から来ている。

4. アントニオ・グラムシによるフォーディズムの分析

マルクス主義哲学者・運動家であったアントニオ・グラムシは、イタリア・ファシズム国家による弾圧を受け、刑務所に繋がれた。グラムシは、刑務所で『獄中ノート』と呼ばれるテキストを残しているが、そのノート22は「アメリカニズムとフォーディズム」というタイトルが付けられ、フォーディズムについて研究されている。

グラムシのフォーディズム研究が画期的なのは、フォーディズムが、単なる工場における生産システムの変革のみならず、ハウスホールドの形態にはじまって、社会全体におよぶ巨大な転換をもたらさずにはないと、早くも1934年の時点で指摘してしまったところにある。しかも、グラムシは、1926年にムッソリーニによって逮捕され、1937年の死の直前まで獄中にいたのであるから、進行中のフォーディズムの展開を十分に観察できる状態にはなかったのである。

グラムシは、アメリカ合衆国で進行中のフォーディズム労働様式が、「新しい型の労働と生産工程に適した新しいタイプの人間をつくりだそう」という必要性を生み出した。これまでのところこのあたらしい人間づくり作業は始まったばかりで、このため（みかけは）のどかだ。これは依然として高額賃金を通じて追及された、新しい産業構造へと心身の適応の局面である」（35頁）と指摘している。

グラムシは、フォーディズム労働様式（ベル

トコンベア式流れ作業）は、決して労働を簡単にしたわけではないこと、職人的熟練技能とは違った意味での新しい労働の特性、資質を要求すると言う。とくにグラムシは、それが神経を酷使する労働だということを強調している。そしてベルトコンベア式流れ作業によって消耗した心身を回復し、維持すること——すなわち日々の労働者の再生産——が非常に難しいとも述べている。フォーディズム労働様式の拡大は、労働者に過酷な順応を迫り、労働者の「淘汰」さえなされる。グラムシによれば、フォーディズムへの労働者の順応は、「過去の局面よりも強烈で、より冷酷な形であられるものの、過去のものとは異なる、疑いなくより高次のタイプの心理-肉体的連関の創出によって乗り越えるであろう局面しかないということだ。強制的な選抜がおこなわれるのは避けがたく、旧労働階級の一部は労働の世界から、そしていきなりこの世界から情け容赦なく一掃されるであろう」（52頁）。本当のところ、フォーディズムは、労働者にとっては「強制的な選抜」に他ならなかった。1913年10月には、労働者の定着率は、6.4%に過ぎなかった。ベルトコンベア式流れ作業は規律装置でもあったが、新たな労働様式において生き残れる人間を淘汰していったのかもしれない²⁾。

5. フォーディズム労働様式に順応する「新しい人間」づくり作業

フォーディズムへの人間の順応は、工場の中だけでは完結しえないことをグラムシは強調している。ヘンリー・フォードによる実験は、社会全体の編成替えに波及するとグラムシは「予言」するのである。

フォード企業は、労働者達の中に、他産業

がまだ要求していない特性、資質を要求していることがそれである。それは新しい型の資質であり、他産業よりも重労働で消耗的で、その賃金ではあまねく全員の労力に報いることができず、現在あるがままの社会によって与えられた諸条件のもとでは回復することができないような、労働力消費の形態と同一平均時間内で消費される労働力の量とを要求しているのである。〔中略〕フォードの方法は、合理的である、すなわち、一般化されなければならない。だが、そのためには、社会状況の変化と個々人の風俗や習慣の変化が生じるだけの長い過程が必要である。これは「強制」によるだけでは生じえず、強制（自己規律）と説得の混合によってのみ生じうる。これは高額賃金、すなわち、よりよい生活水準の可能性、あるいは、おそらくより正確には、筋肉と神経のエネルギーの特別の多大な消費を要求する生産と労働の新しい方法にふさわしい生活水準実現の可能性という形態もとるのである。(94-95頁)

このようにグラムシは、フォーディズムへの順応は、「新しい人間」を生み出すような、社会全体における巨大な転換を伴わずにはいられないことを見抜いていた。もちろん、この「新しい人間」への「進化」は、いくらベルトコンベア式流れ作業が巧妙につくられているにせよ、工場の中のみで成し遂げられるわけではない。工場の外の労働者の「私生活」までもが規律されなければならない。

グラムシが指摘していないことで、本論にとって重要な点は、フォーディズムは、工場における労働の共同性を大きく変えてしまったということである。ベルトコンベア式流れ作業は、労働を個人的なものにした。フォーディズムが、

資本による労働の実質的包摂の究極形態であり、生産過程が完全に資本によって、計画・組織・管理される場合、労働者が自主的に協働する余地はほとんど残されない。これは労働者コミュニティ・労働運動・労働組織に大きな影響を与えずにはいない。結果、階級闘争が激化していくとしても、それは条件闘争（賃金・時短闘争）に置き換えられたのである。

新しい人間、新しい労働者をつくり出すために、ヘンリー・フォードとフォード社は壮大な実験をおこなった。それはフォード版イデオロギー諸装置（規律装置）を構築することであった。ヘンリー・フォードは、国家に先駆けて、労働者の福祉を一私企業によってなしとげようとした。しかしながら、フォード社の企業福祉は、企業による労働者の私生活の監視と管理と表裏一体でもあった。ヘンリー・フォードは、自らが導入したベルトコンベア流れ作業によって構築された新しい工場で働く労働者たちを規律するには、工場のなかだけでは十分でないことを見抜いていたかのようなのである。

フォーディズム労働様式に順応する労働者の規律において鍵となったのは、ハウスホルドであった。フォーディズム労働様式は、労働者が属するハウスホルドにおける革新を必要とした。フォーディズムという新しい労働のありかたについて、グラムシは「性的本能の（神経系の）厳格な規律を、すなわち、広い意味での家族の強化、性的関係の規制と安定の強化を要求している」と分析する。グラムシのフォーディズム論は、フォーディズム労働様式の起動にともなって再構築されたハウスホルド論としても読むことが可能である。

新しい工業主義〔フォーディズムのこと〕が一夫一婦制をのぞんでいること、勤労者としての人間が偶発的な性の満足を無軌道

に興奮して追求することに神経エネルギーを消費することがないようにのぞんでいることはあきらかなようである。放蕩の一夜を過ごした後で勤務にでかける労働者は立派な働き手ではないし、興奮を最高度に高めることは、もっとも完全なオートメーション装置と結びついた生産作業の精密に時間測定された動きとうまく合致しえない、というわけである。大衆にたいして行使される直接、間接のこの複合的な圧迫と強制は疑いなく何らかの成果を得るであろうし、一夫一婦制と相対的安定性がその根本的特徴となるはずの新しい種類の性的結合が生まれるであろう。(82-83頁)

グラムシが指摘するように、ヘンリー・フォードとフォード社が行ったことは、脅しと懐柔によって私生活にまで介入し、労働者を規律することであった。フォード社は、労働者の待遇や労働条件そして企業内福祉は改善するとともに、労働組合は徹底的に暴力的に弾圧した。工場内では、労働者達は銃で武装した警備員たちによって監視されていた。このように、懐柔と暴力によって労働者達は、資本主義的秩序のなかに包摂されていった。

1914年、フォード社は福祉部というものを立ち上げる³⁾。これは今から見ても画期的な試みで、単なる一企業の福利厚生という枠組みを良くも悪くも超えているものであった。この福祉部とはどのようなものかという、労働者の生活相談を受けたり、家族内トラブルを解決したりするソーシャルワーカーであり、住宅購入のための貯蓄貸付組合であり、婚姻外同棲の禁止や深酒や賭博などの悪習の禁止にはじまり、労働者のプライベートな領域を管理統制するものであり、労働者の思想調査と労働組合対策のスパイ活動までしていた。福祉部は、労働者の

家庭環境などプライベートな領域まで、なかば強制的に調査をおこなった。福祉部は、フォード従業員の家庭の非行少年対策までおこなっていた。今なら行政や警察が介入する事柄まで一企業が介入していた。そして、福祉部の指導管理に従わない従業員は、解雇あるいは給料を減額された。日給5ドルの使い道は、ベルトコンベアによる流れ作業によって消耗きった心身を回復させ、明日への労働意欲を高めることに使われなければならなかった。あるいは、フォード社の製品を消費することに使われなければならなかった。

また、1930年代には、住宅ローンの重荷をおった労働者はストライキをしようとしなかったことがはっきりとわかってきた。ローンは、資本主義にとっての「イデオロギー」になってゆく。イデオロギーは、意識とか思想ではなく、極めて物質的なものである。債務を背負わされた労働者は、好むと好まざるとに関わらず、資本の指揮命令に従わなければならないからである。フォード社の福祉部とは、労働者達を「工場の外」における、あるべきフォード社員という類型にはめ込もうとする機能を担うものであった。したがって、あるべき住居、あるべき家族形態、あるべき性、あるべき消費、あるべき余暇の過ごし方などが「平準化された規範」として労働者にすり込まれていった。すなわち、「工場の外も工場」であり、ベルトコンベアは、労働者の私生活にまで続いていたのである。

こうして、フォーディズム労働様式の起動を契機にして、労働者コミュニティ、ハウスホールド、私生活、そして社会全体が大きく変動していった。核家族ハウスホールドが支配的になるのは、第二次大戦後のフォーディズム循環の成立をまたなければならないが、この核家族は、妻がシャドウ・ワークを担い、生計を維持する収入のほとんどすべてを夫が稼ぐ賃金にた

よるという意味では、プロレタリア化が進んだハウスホールドである。そして、このハウスホールドは、資本主義的家父長制という位相をもつ。さらにこの生計収入の賃労働への依存は、労働者の利益を資本の利益に限りなく近づけるという効果をもった。労働者の利害と資本の利害が、漸進的に近づいていくかに見えた時代でもあった。

後で取り上げるが、1950年代の日本でも、人口問題研究所の流れをくむ「新生活運動」（バース・コントロールなどを提唱する）が国家の肝いりで進められた。フォーディズムは、このように、その端緒から「工場の外」へと拡大するモメントをもっていた。しかし、それが社会全体に浸透するには紆余曲折を経なければならなかった。フォード社の業績はその後低迷し、自動車業界の盟主の地位——そしてフォーディズムの担い手としての地位——は、GMへと移った。ヘンリー・フォードもまた、労働者の福祉には関心を失い、高賃金の支払いもやめ、労働争議には専ら暴力でもって対峙していくことになる。

6. 総力戦体制からフォーディズム循環への国民的総動員への転換

フォーディズム労働様式は、その後社会システム（レギュレーション学派が規定した蓄積様式・調整様式としてのフォーディズム）へと「昇格」していくのだが、それには総力戦体制が大きな役割を果たしている。武器を大量生産しなければならなくなり、国家の主導によって、フォーディズム労働様式が、軍需工場に導入されていった。フォーディズム労働様式の拡大深化には、総力戦体制における軍需生産という媒介が必要だったのである。それが、戦後のアメリカ合衆国の製造業の興隆をもたらすことにな

る⁴⁾。

また、総力戦体制のもとで、国民の政治統合のために社会保障制度が拡充され、ヘンリー・フォードが行ったフォード社福祉部の事業は、国家プロジェクトとして遂行されていった。総力戦を契機として、フォーディズム労働様式を取り込みながら、社会は巨大な転換期へと入っていった。総力戦体制は、国家のイデオロギー装置と社会保障制度を通じて、「危険な階級」を体制内へと包摂し、さらに「全面的敵」の殲滅へと国民を全面動員していく道を切り開いた。さらに、総力戦体制における、国家統制をつうじた軍需生産は、戦後の国家主導による計画経済を用意した。

フォーディズムの究極の形態とは、ベルトコンベア式規律が、生産・分配・消費はもとより再生産にいたるまで社会を覆い尽くす事態を指す。学校、政党、マスメディアなどの国家のイデオロギー諸装置もまたベルトコンベアのごとき様相を帯びた。大量生産と大量消費の前提とは、人々がベルトコンベアの速度ならびにリズムに同調し、規律正しく生産に励むことにあり、画一的な商品・規格化されたサービス・商品を欲望することにある。人々は、規範・平均値におさまる労働者、消費者そして国民を生きる必要があった。ベルトコンベア式工場＝社会の出現である。

ベルトコンベア式規律＝労働システムと総力戦体制の出会いこそが、戦後のフォーディズム循環への国民的総動員を用意した。これを図式化するならば、次のようになる。

総力戦体制＋ベルトコンベア式規律装置によるフォーディズム生産



フォーディズム循環への国民的総動員

7. フォーディズム循環に順応する新たな ハウスホールドの再編成

戦後の高度成長は支配諸国に共通して見られた現象であったが、汎用部品のアッセンブルをベルトコンベア流れ作業によっておこなう大量生産、労使協調路線による安定した雇用と高賃金、社会保障制度による国民所得の補填、都市インフラへの国家的投資、郊外型新興住宅地によって促された住宅需要と耐久消費財の消費、これらが大量生産・高賃金・大量消費のフォーディズム循環を支えていた。

たとえば、支配諸国においては、国家プロジェクトとして郊外に広大な新興住宅地が築かれていったが、これは都市インフラ整備を通じて余剰資本を吸収するという側面、そして核家族をモデルとするハウスホールド形態への誘導という側面があった。「核家族」というハウスホールド形態が、フォーディズム循環に適応する労働力の再生産に役立つことがわかってきたからである。郊外の新興住宅地に住む核家族こそは、新たな一夫一婦制であり、諸個人は、性的抑制をはじめとする規律ある「私生活」を送ることによって、規範にかなうように働くことができた。さらに、物質的に「豊かな生活」の実現のために消費することによって、そして場合によっては無理のないローンを組むことによって、フォーディズム循環に貢献しえた。

労働者階級の状況といえば、労使協調路線による安定した雇用と高賃金は、賃金労働者の資本への依存を高めた。「危険な階級」とされていた労働者階級は、むしろ自発的に資本主義への順応を示すようになった。さらに、新たに形成されていった核家族のもとでは、世帯の家計は賃金収入に過度に偏重している。それまでのハウスホールドの収入というのは、血縁や地縁による互酬、賃金、国家による再分配などによ

って構成されていたが、フォーディズムのもとでの核家族にあっては、世帯収入の大部分は賃金収入によって支えられることになった。こんにちでは、収入といえば資本のもとでの労働から得られる賃金と同義となっている。したがって必然的に、世帯のなかの賃金労働者への依存が高まっていく。フォーディズムにおける核家族にあっては、賃金労働者の典型は男性・夫・父であった。彼らは会社に拘束されるので、女性が家事と子育てを担うようになった。

資本制社会のもとでのハウスホールドにおける家父長制と性差別について原理的に考察しておきたい。資本制生産の特異性は、その再生産にあたって他の生産様式に寄生し、依存する点にある。そもそも、資本制生産は「交換」に基づき、ハウスホールドは「互酬」に基づいているというように、それぞれは異なる論理で機能している。ところが、資本制生産と接合したハウスホールドは、労働力の再生産という機能を割り振られる。なぜならば、労働力の再生産——日々の再生産の場合もあれば、次世代労働力の再生産の場合もある——を資本主義化するのは不可能に近いからである。もとより、こんにちでは出産や養育もビジネス化されてはいるが、それにはコストがかかりすぎるため、大衆労働者の再生産は、ハウスホールドに委ね、資本はその成果のみを利用するのである——つまりハウスホールドが資本制生産の有能な担い手の訓育に成功した場合、資本はそれを自らのもとへと包摂する。

ハウスホールドは、資本が作りだしたものでもなく、恣に作り替えられるものでもない。ところが、資本制生産は、従属させる形で他の諸生産と接合 articulate する。資本制社会にあっては、ハウスホールドは労働力の再生産を「請け負う」。その見返りとして、ハウスホールドにたいして、資本制生産は経済的基盤（賃金）を

あたえるという関係がある。資本制社会におけるハウスホールドにあっては、賃金はその収入の大部分を占める傾向があり、賃金が絶たれるとハウスホールドの存続が難しくなる（互酬性が支配的な社会にあってはそうともいえない）。したがって、ハウスホールドは、資本の論理に順応せざるをえなくなる。

ところで、資本制社会におけるハウスホールドにあっては、家父長制と性差別は避けては通れない問題であるが、資本主義が原理的に家父長的であったり、性差別的であったりするというわけでもない。資本の目的は利潤をあげることであり、性差別をすることではない。性差別が資本蓄積の障害になるのであれば、資本はそれを積極的に否定するであろう。したがって、「家父長制なき、性差別なき資本主義」というものは論理的に存在しうる。しかし、だからといって家父長制や性差別にたいして、資本主義が無罪というわけではない。資本にあっては、労働力の再生産費用の負担を最小限にすればよいのであって、資本は既存の家父長制ハウスホールドを巧妙に利用し、そして再構築したのであった。したがって、資本制社会におけるハウスホールド形態を「家父長制」として位置づける場合も、それは資本制以前の家父長制とは異なる应考虑すべきである。資本主義は、前近代的な家父長制を利用しつつも、それを巧妙に作り替えたのである。

フォーディズム循環のなかで、もっとも資本主義に適合的なハウスホールドは、（郊外の新興住宅地に住む）核家族であることが判明したので、国家によって「仕組まれた家族」が作られた。このフォーディズム的ハウスホールドにあっては、性差別や支配服従関係は存続している。しかし、それは「家父長」という字面から連想される「ハードな」支配をイメージするべきではない。家父長は、末端の「王」のごとき

ものとしてイメージされがちであるが、資本主義的家父長は「王」ではない。そもそも、資本制社会にあっては、支配と服従の関係は「分業関係」として現れる。資本が労働にたいして行使する権力は、職階において役目を果たすこととしてイメージされるため、権力とすら意識されない（たとえば、社長が部下に命令したとしても、それは部下を支配したのではなく、社長としての「職務」を果たしただけであると見なされる）。それゆえ、資本制社会における家父長制にあっては、夫であり父である男性と妻であり母である女性とのあいだの権力関係は、むしろ「分業」関係として現象する。しかし、この「分業」に、支配と服従の関係や性差別が入り混んでいないとは言えない。いや、性やジェンダーによる分業関係にこそ、巧妙に性差別が仕組まれていると考えるべきである。

分業には、社会的に価値が与えられる労働とそうではない労働が存在する。後者はしばしば蔑まれる。たとえば、イヴァン・イリイチは、資本主義社会の深化とともに、労働は生産的なものとして「支払われる労働」、そして「支払われない労働」——これをイリイチはシャドウ・ワークと呼ぶ——とに分裂していくと指摘している。そして、シャドウ・ワークは、いわば「稼げない労働」なので、労働とすら観念されず蔑まれてきた。この事態をイリイチは次のように敷衍している。

たいていの社会では、男と女は一緒に、自分たちの家庭をささえる生活の自立と自存を、支払われない労働によって維持し、よみがえらせてきた。家庭の維持それ自体が、その存在に必要とするものの大部分をつくっていたのだ。こうしたいわゆる生活の自立と自存の諸活動は、ここでの課題ではない。私の関心は、全く異なった形の支払わ

れない労働である。これは、産業社会が財とサービスの生産を必然的に補足するものとして要求する労働である。この種の支払われない労役は生活の自立と自存に寄与するものではない。まったく逆に、それは賃労働とともに、生活の自立と自存を奪い取るものである。賃労働を補完するこの労働を私は〈シャドウ・ワーク〉と呼ぶ。これには、女性が家やアパートで行う大部分の家事、買い物に関係する諸活動、家で学生たちがやたらにつめこむ試験勉強、通勤に費やされる骨折りなどが含まれる。
(192-193頁)

イリイチによる、賃労働とシャドウ・ワークの概念的区別は、一見すると生産と再生産——労働力・家族・コミュニティ・社会の再生産——の区分に対応しているようにも思われるが、それでは、イリイチの主張の本質を捉え損ねてしまう。イリイチによれば、かつては、労働はすなわち生産的でありながら同時に再生産をも担っていた。すなわち、生活の自立と自存をかなえるものであった。働くことはすなわち家族やコミュニティを再生産することであったのだ。しかし、資本制社会においては、労働は、賃労働とそれを補完する（あるいは労働力の再生産を支える）労働とに分裂していく。イリイチのプロブレマティックにあっては、支払われる労働と支払われない労働、生産的労働と非生産的労働の分裂は、資本制社会に固有な労働の疎外形態に他ならない。この分裂によって、賃労働もシャドウ・ワークも同様に、生活の自立と自存を奪う苦役となる。したがって、後者に賃金が支払われたとしても、問題は解決しないとされる。

イリイチの議論を延長すれば、生産的労働と非生産的労働、生産と再生産、そして、支払われる労働と支払われない労働との分裂は、資本

制社会に固有のものであり、資本主義の揚棄とは、この分裂を揚棄することに帰結する。そしてこの分裂は、こんにちにいたるまでジェンダーによる「分業」そして性差別と不可分である。シャドウ・ワークは、支払われない労働と女性的労働として社会的ステータスの低いものとなる。そして、シャドウ・ワークは、「分業」として女性に割り振られてきた。すなわち、男性が賃労働を担い、女性が再生産を担うというジェンダーによる分業が進んだ。ここから、前近代的なそれとは異なる「ソフトな」家父長制というべきものが定着していった。そこでは、夫・父親はハウスホルドの主要な収入を稼ぐことが、そして、妻・母は、家計の状況によっては夫の収入の補填をしながら、家事と子育てに重点を置くことが期待されるのである。このソフトな家父長制にあっては、低所得の男性、あるいは家事や子供の教育への意識が低い女性は、社会的に疎外されがちである。

さらに、イリイチの議論を補足すれば、賃労働とシャドウ・ワークの分裂は、フォーディズム循環への国民的総動員において激化していったものである。第二次大戦後のフォーディズム循環を支配諸国にもたらした、都市インフラ（道路や高速鉄道）の整備によって郊外型新興住宅地が作られ、住居と職業がほぼ完全に分離された。それにともなって「核家族」が典型的な家族モデルとなり、ジェンダーによる賃労働と家事の分業が定着した。そして、フォーディズム労働様式の担い手としての労働力商品の再生産が、「家族の責任」に帰されるようになっていくのである。

8. 日本における、フォーディズム循環へのハウスホルドの動員の歴史

ここで、日本におけるハウスホルドの動員

の歴史を簡略に辿っておきたい。ハウスホールドというのは、権力の戦略にとって最重要拠点を占めてきた。なぜならば、ハウスホールドが、社会秩序を支える最小の単位であり、そして社会の担い手たちを再生産する場であるからである。したがって、ハウスホールドをつうじて、権力関係は「下から」少しずつ練り上げられてゆくといつてよい。このことを、ルイ・アルチュセールは、「学校と家族の組み合わせ」が資本主義国家における「支配的な国家のイデオロギー装置である」というテーゼで表現している(51頁)。そして、ハウスホールドのありかたが、人々のなかで「自然なもの」として観念される時、人は自発的に秩序に服従している。逆にいえば、社会秩序が揺らぐとき、それはハウスホールドの危機として現れる場合も多い。

日本の歴史を遡れば、旧民法には家制度(日本版の家父長制)があった。この家制度には、民法旧規定によって強力な戸主権を与えられていた戸主に、警察の監視がおよばないプライベートな領域の秩序維持を担わせるという意味があった。つまり、戸主というのは、国家秩序の「下からの」担い手でもあった。戦前日本の家制度にあつては、血縁よりもむしろ「家」それ自体の存続こそが一義的なものであった。これは、戦後の核家族のなかで強化されてきた血族イデオロギーとは対照的である。戦前の日本では、できの悪い実の子供は勘当してしまい、優秀な人を養子として家を継がせるということがよくあった。そうでなければ「家」が守れなかったからである。たとえば、夏目漱石の『こころ』は養子縁組の物語という側面がある。『こころ』の「先生」の友人Kは、医者になって養家を継ぐという約束で、学費をだしてもらい東京にでてきた。しかしながら、養家を裏切って、大学での専門は「先生」と同じ道に進んでしまう。これが発覚してしまい、Kは養家から実家

に戻されてしまう。このことは、Kが自殺してしまう原因の一つともいえよう。日本の近代において、養子縁組の果たした役割はよくもわるくも非常に大きかった。

ところで、家制度は、日本国憲法の施行(1947年5月3日)をもって廃止される。そして、戦後の高度成長で、農村部から都市部への大規模人口流入がおこるなかで、日本でもフォーディズム循環が起動される。フォーディズム循環への国民的総動員を支える「装置」として、ハウスホールドもまた再編成されていった。フォーディズムサイクルに親和的なハウスホールドとは給与所得者の夫と専業主婦そして子供二人という核家族モデルであった。日本の高度成長期に徐々に形作られていく税制制度や社会保障制度は、人々が生きる家族形態を「核家族モデル」へと誘導するべく制度設計がなされた。

以下に「家族計画」をめぐる政治の歴史をたどっておく⁵⁾。たとえば、ハウスホールドが持つ子供の数も国策によって誘導されていた。総力戦体制下では、「産めよ殖やせよ」というスローガンのもと大家族が奨励された。総力戦体制下の1941年に閣議決定された「人口政策確立要綱」というものがある。この閣議決定には、つぎのような「国家目標」が記されていた。結婚年齢を3年早くする。一夫婦の子どもは平均5人を目標とする。20歳以上の女性の就業は抑制する。扶養家族の多い者の税負担を軽くし、独身者は税金を重くする。避妊、墮胎は禁止する。性病を予防する。総力戦体制に突入する前までは、女性もまた貴重な労働力として位置づけられていたので、扶養控除の対象から外されていた(それまで税制上、扶養者として認められていたのは、未成年・高齢者・障害者であった)。ところが、女性の産児能力までが戦時動員されていくなかで、扶養者控除に配偶者が含まれた。また、1940年に厚生省の付属機関

として、「人口問題研究所」が設置されたが（現在の国立社会保障・人口問題研究所の前身）これが、総力戦体制において、そして戦後も日本の人口政策におけるプレーンとして機能した。

ところが、戦後の日本は、一転して人口過剰が問題となった。大日本帝国が解体され、領土は狭くなり、産業は手ひどいダメージを受けたからである。さらに戦後すぐにいわゆる団塊の世代のベビーブームがやってきた。今度は、食糧難が懸念され、人口増加の抑制が国策となってゆく。1954年に厚生省（現在の厚生労働省）は、「人口の増加を抑制する施策要綱案」を作成した。そして1954年ころから1960年代のはじめにかけて、この人口増加抑制策は、「家族計画」の名称をあたえられ、政府・企業・地域共同体を巻き込んだ国民的運動となっていく。この運動の仕掛け役・旗振り役は「人口問題研究所」であった。家族計画というのは昭和の避妊（具）の隠語ともなったが、避妊法をはじめとする産児調整birth controlが啓蒙された。この運動には、子供の数は二人かせいぜい三人までという具体的な数値まで折り込まれていた。これが成功をおさめ、1950年代後半には子供の数は1家族あたり二人までという戦後の核家族モデルが、規範として広く定着するようになった。

しかし、人口増加抑制策への国家の関心は急速にしぼんでいく。というのも、1950年代後半からは目に見えて出生率はさがっていくのであるが、高度経済成長がはじまり、今度は労働力が不足してくる懸念が出てきたからである。労働者の不足は、農村部から都市部・工業地帯への大規模流入によって確保されたのだが、企業は人材確保のために終身雇用を取り入れ、社員の福利厚生を競いあうようになった。社員を大事にするといわれていた前世紀の日本の「会

社主義」も、じっさいには、高度成長期のほんの四十年程度のことにすぎない。

また企業は、「労務管理は家庭から」——すなわち労働者の規律は、家庭の規律からはじめるべし——というスローガンのもとに、家族計画を含む生活の近代化・合理化運動をすすめ、労働者のプライベートまで規律していった。つまり、ヘンリー・フォードがその「福祉部」によって先鞭をつけたことが、戦後の日本では、国家と資本の「共同プロジェクト」として、つまりフォーディズムへの国民的総動員として遂行されたのだ。

有名大企業も数多く参加したそれは「新生活運動」と呼ばれ、性の規律、産児調整、子供の教育・しつけへの意識、時間厳守、健康への配慮、衛生の改善、貯蓄の励行などを労働者の身体に刻みこもうとするものであった。賃労働の理想的な担い手たちをつくるには、まずは家庭（プライベート）への介入から、というわけである。企業主体のこの「新生活運動」もまた、人口問題研究所の指導のもとにおこなわれている。こうして、諸個人の身体には、核家族という家族形態への欲望がうがたれていった。

このように、人口をめぐる国策は、総力戦体制と戦後で紆余曲折を経るのであるが、総力戦体制を契機として、人口は国家による介入と管理の対象となっていった。ところで、人口政策の紆余曲折を見ても、国家が計画的・意図的にフォーディズム循環に親和的な家族形態を作り出そうとしたわけではない。食糧難の懸念にはじまって、「家族計画」「産児制限」によって誘導された新たな核家族が、偶さかにフォーディズムと出会い、日本におけるフォーディズム循環を起動したのである。新興住宅地に住む月給取りの夫、専業主婦、そしてこども二人という戦後核家族モデルは、フォーディズムサイクルに入った資本主義と相性がよかった。大量生

産・高賃金・大量消費のフォーディズムサイクルを支える戦略商品は、マンション・住宅を頂点とする、大型耐久消費財であったからである。

国策をつうじて新たに再編された核家族が共有する欲望の中心には、「マイホーム」があり、このイデオロギーを節合点としてハウスホルドは、フォーディズム循環に組込まれた。持ち家というのはとても分かりやすい中流の証であり、「マイホーム」イデオロギーは、フォーディズムサイクルを支えた最大のイデオロギー装置（規律装置）であった。しかし、マイホームへの欲望もまた、新たに作り出され、誘導されたものである。そもそもエクステンデッド・ファミリーが支配的な社会にあっては、成人男性ならば親から独立して住居を持つべしという規範は希薄であろう。「マイホーム」イデオロギーこそは、フォーディズム期の「家長」・賃金労働者を規律していたのだ。このように、大家族から核家族へのハウスホルドの「リストラ」は、不動産と大型耐久消費財の需要を増加させ、戦後日本の不動産神話——永久に値上がりし続ける資産という神話——を作り上げたのであった。マイホーム需要はまた、マイカーや各種家電への需要——物質的にヨリ豊かな生活への欲望——を先導した。

さらに「マイホーム」という欲望を中心に据えた核家族を再生産するべく、ハウスホルドをめぐって、様々な制度と装置が張りめぐらされていった⁶⁾。戦前の同潤会の流れをくむ日本住宅公団が1955年に発足し、都市郊外に大量の公団住宅（ニュータウン造成）を供給していった。公団住宅——分譲タイプと賃貸タイプの両方あった——こそは、国民的「新生活運動」の中心的戦略であったと思われる。それは、都市部に大量流入してきた人口に住居を与えると同時に、鉄筋コンクリート集合住宅での「モダンな生活」を与えるものであったからである。

また、1950年に設立された住宅金融公庫は、持ち家政策を進めるために、低金利の融資をおこなった。

ところが、これらの持ち家取得への補助制度は、決して全ての国民を対象にしたものではなかった。日本の住宅制度は、中間層をターゲットにして、彼らを国家が規範と見なすような核家族形成へと政策誘導するものであった。たとえば、高度成長期には、住宅金融公庫は单身者には融資しなかったし、日本住宅公団は原則的に单身者には住宅を分譲しなかった。比較的家賃の安い公営住宅も单身者を対象としていなかった。ゆえに、日本の住宅政策は「マイホーム」への偏重がある。一般的に住宅政策は、主に持ち家促進策と公営住宅の整備による家賃補助とにわかれる。そして、ヨーロッパ諸国は、とりわけ福祉国家の時代には、後者に力点をおいていた。ひるがえって、日本では、国民が核家族を形成し、マイホームを購入するような政策誘導がなされたのである。

住宅政策ばかりではなく、主婦や子供をめぐる各種の優遇税制、配偶者控除・扶養者控除、年金制度における「第3号被保険者制度」などをつうじて、男女のあいだの「分業」が誘導された。この分業にあっては、女性の「仕事」は家事と育児が中心であり、専業主婦あるいは育児に支障がない程度の低賃金・非正規労働者とされた。こうして、マイホームがあり、男性賃労働者が収入の中心を担う核家族に生きるという、「スタンダード」な国民生活のようなもの——昭和末期のバブル期に流行った「一億総中流」！の幻想——が形成されていったのである。

おわりにかえて——現状分析

ところで、現状見られるのは、「ポスト・フォーディズム」とも解釈できるような状況であ

る。フォーディズム循環が終わったかどうかについては議論の余地があるにしても、それを支えていた諸要因が解体されつつあるのは確かである。雇用の不安定化、それに伴う総体としての労働者層にたいする分配の低下、社会保障制度の機能不全、ネオリベラルな政策による福祉国家の解体、都市インフラ投資による経済効果の希薄化、かつて都市中心部に位置したスラムのジェントリフィケーション、それと並行して進んでいる郊外住宅地のスラムへの「転化」、支配諸国における出生率の低下が示すような核家族形態による次世代再生産の限界、公教育を通じた均質的労働力の再生産の危機。すなわち、フォーディズム循環を支えていた、ほとんどの諸要因が機能不全あるいは限界を示している。

さらに、フォーディズム循環が、その担い手たちに課した、様々な規律にたいする反抗があった。フォーディズム循環への国民的動員が機能していた社会にあっては、生産がベルトコンベア流れ作業によって管理されていたのであったが、社会全体もまた工場のごとき様相を呈していた。家族や学校は、資本制生産の担い手たちの再生産を担うイデオロギー装置として諸個人の身体に規律を刻み込んでいった。しかしながら、規律は抵抗をも引き起こす。そして、フォーディズム循環への国民的総動員もまた、1968年の世界革命によって危機を迎えたのであった。支配諸国を中心としてグローバルに連鎖した学生の叛乱が、なによりもベルトコンベア式規律装置にたいする叛乱であったことは明記されるべきであろう。学校は、ベルトコンベア式規律装置の典型であったからだ。フォーディズム循環が立ちゆかなくなったのは、まずもって労働者・大衆・学生がベルトコンベア式規律装置を拒否したからであった。「ネオリベラルな国家」というものは、1968年世界革命にたいする反革命国家であると同時に、フォーデ

ィズム循環の機能不全のあとに、資本蓄積条件の再構築を試みる諸戦略の布置を指している。

ここから、国民的総動員システムの終わりというものも想定しうるかもしれない。とりわけ、1960年代からのグローバルな叛乱、反戦運動、市民権運動などを通じて、支配諸国においては、国家による国民動員にたいする醒めた意識が広がっていった。諸個人は、ネーションが想像的なもの——擬制——であることなど承知している。純粹でオリジナルな「国民」などは存在しない。いまなお、ナショナリズムは、国家による精神的動員における中心的戦術であり続けているが、その効用は限定的であり、とりわけその「賞味期限」は限られている。なるほど、大衆が社会にたいして抱く不満にたいし、ナショナリズムは、諸悪の根源たる「民族の敵」を名指しし、ヒロイックな自己犠牲を称揚するのも確かである。ナショナリズムに醒めていた者でさえも、「国難」のさいにはヒステリックな愛国者へと変貌する。ところが、愛国ヒステリーも長続きはせず、ヒステリーが去った後の後の自責の念だけが社会に漂う⁷⁾。すなわち、ナショナリズムに訴えることによって、国家の正当性を証し、国家の威信を維持しうる期間はことのほか短い。なぜならば、ナショナリズムのもつ排外主義はグローバル・ビジネスにとっての阻害要因であるからである。そして、愛国ヒステリーが去ったあとには、ナショナリズムを利用した権力者たちに批判の矛先が向かう。むしろ、権力者たちはナショナリズムを煽りすぎてしまうことのリスク——ナショナリズムが国家へとその攻撃の矛先をかえる——を意識しなければならない。

このように、もはやナショナリズムは、国家動員のための万能薬とは言えなくなっている。それでは、国家による資本主義への国民的動員は終わりつつあるのであろうか。少なくとも精

神的動員の限界は見えてきている。ところが、事態はそう単純ではない。諸個人は、資本主義を盲信しているわけではない。しかし、それが諸個人の社会的自己保存を適える唯一の手段と観念されるために、そのシステムに順応しようとするのである。また、社会の階級分裂、環境破壊、帝国主義戦争などをはじめとする資本制経済がもたらす諸問題を意識しながらも、しかし、(とりわけ経済的に)現実的なオルタナティブを見いだせないために、システムにおける優位な担い手になろうと欲する。資本制経済の担い手として生きる以外に自己保存が叶えられないと諸個人が観念するとき、諸個人による資本および国家への依存症は極まる。

ナショナリズムについても同様である。ネーションは、かつては文化、記憶、言語を共有するものたちの共同体であった。つまり、それは一義的には想像の共同体にして、精神的紐帯であった。国家は、様々な国家のイデオロギー諸装置を通じて、ネーションを創造・再生産し、諸個人を国家プロジェクトへと動員してきたのであった。しかし、こんにちでは、ネーションは資本主義をめぐる「諸利益の共同体」という色合いを強めている。たとえば、市民権(国籍)は、各種の社会保障(健康保険・失業保険・年金)、各種労働権ともはや切り離しては考えられない。そして、国家がそれら諸権利を国民にたいし経済的に保証できるのは、国家が資本によって蓄積された剰余価値に寄生しているからに他ならない。支配諸国では、国民と不法移民のあいだには、階級的分割線が画されているが、すなわち、この分割戦は搾取の最前線でもある。不法移民を搾取することによって、資本が剰余価値を蓄積しているとするならば、そして国家は当の資本に税を課すことによって社会保障の「原資」を得ているとするならば、「国民」とは間接的に不法移民を搾取する者た

ちという利益集団の意味になる。グローバル企業が世界各地で搾取や収奪によって資本を蓄積し、「本国」に税を納めている実情をみても、支配諸国の国民は階級的特権性を帯びている。そして、社会保障制度の「原資」をグローバル企業に依存するようになればなるほど、資本の利害が国民の利害となっていく。もしも、雇用・社会保障制度・国民生活水準を維持したければ、国家と国民は否が応でも資本の論理と利害に配慮し、他の諸国民(あるいは移民)の搾取や収奪を黙認せざるをえなくなる。支配諸国にあっては、資本・国家・国民は、一蓮托生のもになってしまった。もはや、「帝国主義」という言葉は流行らないが、その現実はなくなってはいない。いや帝国主義は、複雑化し、深化しているといってよい。そして、ますます諸国民は、帝国主義のなかに深く組み込まれるようになった。

こうしてみると、まるでネーションは、伝統・文化・言語を共有する「想像の共同体」——ベネディクト・アンダーソンによれば、それは宗教に代わって、命に限りある有限な諸個人に永遠性を付与する存在であった——から、むしろ現世利益を保障する排他的集団へと変貌しつつあるかのようだ。また、「想像の共同体」とは、現実には階級分裂している社会の諸敵対を糊塗するためのカバーイメージとして機能していたのだが、「美しいネーション」によってはもはや弥縫しきれないほど、社会が分裂している場合、「国民」とは、もはや社会保障番号(合衆国)やマイナンバー(日本)のような、単なる「市民の権利と義務の証票」に縮減されていく。合衆国の国籍をえるための「出産ツアー」に典型的に現れているように、国籍はもはや投資の対象になっているのであり、ネーションとは、民族や愛国などのイデオロギーではなく、実利によって繋がっているようにも映る。

はたして、市民権をえて、アメリカ人でないということはありうるのであろうか？ 社会保障番号以上の「崇高な」国民などというのは消えゆく運命にある幻想なのだろうか⁸⁾？

この仮説が正しければ、国民的動員の形態もまた変化しつつあると考えられる。すなわち、もしかりにネーションが、諸個人に永遠の生を与える「想像の共同体」から現世的利害集団としての性質を強めていくとすれば、当然ながら、国民を立ち上げ、再生産する動員形態も変わってゆかざるをえない。資本の論理と一蓮托生にある利害共同体として、国民は資本蓄積条件の最適化のために有無を言わず、動員されていく。いや国民の側から見れば、自己保存を適えようとするならば、資本蓄積の有益な担い手となるように、自ら積極的に順応してゆかなければならない。さらに、資本蓄積の諸条件の最適化、グローバル資本の立地条件競争、そして帝国主義戦略を最優先するネオリベラルな国家による諸政策を、消極的であれ受け入れなければならない——さもなければ、社会保障制度が立ちゆかなくなる。

2015年、安倍政権は「一億総活躍社会」なるスローガンを掲げた。日本国民一人一人がみな活躍できる、それは素晴らしいことであろう。しかし、そのスローガンの内訳をみれば、最初に掲げられているのは、名目GDPを2020年度に600兆円にするという目標である。すなわち、「一億総活躍社会」とは、資本主義への国民的総動員に他ならない。老いも若きも、資本蓄積のために貢献するべきだということである。しかしながら、このような精神主義的動員は、おそらく機能しない。国家の掲げたスローガンに国民が諸手を挙げて賛同するということはもはや不可能であろう。しかし、それをもって国民的総動員が終わったとは判断できない。

国家権力は、二極化しつつある。一つの極に、

ネーションあるいは国民秩序の外にある者たちに向けられる非寛容な抑圧がある。その国家の暴力は、国家の政策に従わない「非国民」（市民的不服従の実践者）、文明の敵であるテロリストたち、あるいは無秩序に押し寄せる難民たちに向けられる。それにたいし、国家が国民にたいして行使する権力は、むしろ国民による「国家への依存」という形を持って現れる。もはや「夜警国家」は国民からも支持されはしない。「ネオリベラルな国家」は、市場に介入しない国家を全く意味しない。市場における公平な競争は、資本蓄積の妨げになるし、市場経済原理の貫徹は国民資本にとって必ずしも利益にならないので、国家は市場と競争を管理し、大きすぎて潰せない *too big to fail* 私企業も救済するのである。ネオリベラルな国家とは、資本蓄積条件の最適化のために、市場と企業、そして労働人口にたいしてあらゆる角度から介入する国家を意味する。この介入国家は、国民の生の全般に介入する国家である。

そして、この介入は国民による「下から」の要求によって正当化される。国家にたいする国民の要求は日増しに高まっている。レッセフェールの経済原則によれば、市場における景気循環は避けられないものである。さらにいえば、恐慌ですらもそれは資本主義につきものの過剰資本を一掃し、資本の蓄積条件をリセットし、蓄積エンジンに再点火するためには避けられぬ「危機」なのである。しかし、恐慌が引き起こす痛みを人々はもはや我慢できず、その怒りは国家へと向かうことになる。国家は、ますます市場に介入して市場の均衡メカニズムをゆがめてしまうため、次に来る恐慌＝危機はさらに深いものになる。結果、経済危機のたびに、国家の威信と国民からの信頼は深く損ねられることになる。つまり、資本主義の恐慌は、資本主義国家の危機に等しい。

こうしたあげくに、レッセフェールの原則からは遠く離れて、国家は国民経済の動向に責任を持つに至った。景気対策は政権の命運を左右する。景気対策・雇用は、国家と国民との「契約」の最優先に位置するようになった。ところがこの国家と国民の「統治契約」は、雇用と景気だけを意味しない。国民はあらゆることを国家に要求するようになった。健康、衛生、教育、介護、医療、住宅、消費などなど。「もっと長生きさせてくれ」というような要求は、おそらく半世紀前まで国民の意識にも昇らなかった要求であろう。つまり、諸個人の多くは国家による精神的動員から醒めていると観念しているが、ますます国家への依存を強めているのである。

ところで、ミシェル・フーコーは、現代国家の権力形態を表現するにあたって、牧人＝司祭制権力という概念を練り上げた。⁹⁾ 今日この牧人＝司祭制権力がさらなる深化を見せている。権力は、牧人の群れにたいする配慮、そして群れを構成する個体それぞれにたいする配慮として現れる。資本制経済成長、国民所得、社会福祉、安全保障、治安、教育、介護・医療・薬物、投資、セックスとジェンダー、出生率などなど——国家とは、国民の生のありとあらゆる側面に配慮し、管理し、介入する牧人＝司祭である。厳格な家父長というよりも、恵み深い気遣いのある「牧人」として現れなければ、権力は自己を正当化できない。そして、気がつけば、国家（権力）は、国民それぞれの生活の奥深くまで浸透をしている。それは、様々な共同体の衰退とハウスホールド形態の変容と軌を一にしている。共同体や家族が変化するにつれて、個人のありようもまた変化しつつあるのであり、それに沿うように国家権力も変容しているのである。

こんにちにおける、国家による資本主義への国民的動員の解明については次の機会に譲りたい。

〈註〉

- 1) 総力戦体制論の代表的論者として山之内靖や瀬戸厚が挙げられる。
- 2) たとえば、ちょうど20年ほど前に、会社にPCが導入され始めたとき、始めてPCに触れた中高年者たちはダブルクリックができなかった。ところが、今の子供は教えられなくとも、ダブルクリック、スワイプ、フリックができる。それは、長い年月をかけて身体がテクノロジーに慣れていったということであろう。日本における交通事故の死者数の激減などもテクノロジーのリズム・スピードに身体が適応した例といってよい。
- 3) フォード社福祉部については、栗木安延による「アメリカ自動車産業の労使関係：フォーディズムの歴史的考察」を参照している。
- 4) たとえば、河村哲二は、合衆国において、1941年後半に「軍需を軸にした戦時動員体制を内実とする戦時高蓄積構造」が、資本主義蓄積体制を大きく転換させたことを論証した。河村は「第二次大戦の戦時経済を境に、戦前と戦後で蓄積体制が大きく転換し、それによって景気循環の形態に大きな変化が生じた」と分析している(16頁)。
- 5) 歴史的事実関係については荻野美穂による研究を参照している。
- 6) 戦後日本の住宅政策をめぐる歴史的事実については、平山洋介による研究を参照している。
- 7) 2015年の夏に、日本では安保法案をめぐる反戦運動が高揚したが、これは愛国ヒステリー（ならびにそれがもたらした厄災）にたいする自責の記憶が、社会的に継承されていたことの証左であろう。
- 8) またたとえば、かつてオリンピックやワールドカップ、そして万国博覧会などの国際的イベントといえ、ナショナリズムと国威の発揚の場であった。こんにちでも、その側面がないわけではないが、しかし（一流アスリートを含む）エリート層・レントナー層たちによるビジネスの場となりつつある。各種の国際イベントをめぐるのは、巨額な放送権取引が行われており、免許や規制によって競争を免れている各種放送権

益を手に行っている諸資本は、大衆を収奪するレントナーの性格を強めている。メディアを通じてスポーツやイベントを見て楽しむ権利は、世界中の誰にでも保証されているわけではない——本来はそうあるべきはずのものであるが。国際イベントのビジネス化が進むにつれて、それによるナショナリズム発揚の機能は衰えつつあるようにも見える。

- 9) フーコーによる牧人＝司祭制権力の定義については「全体的なもの」と個別のもの——政治理性批判にむけて」を、また国家と国民のあいだの契約が、領土契約から治安契約に変化しつつある状況についての分析については、「治安と国家」を参照のこと。

引用文献

※外国語文献の引用のさいには邦訳の頁数のみ記す

荻野美穂 『「家族計画」への道——近代日本の生殖をめぐる政治』岩波書店 2008

河村哲二 『パックス・アメリカナの形成』東洋経済新報社 1995

栗木安延 『アメリカ自動車産業の労使関係：フォーダイズムの歴史的考察』社会評論社 1999

瀧野 厚 「総力戦と日本の対応」『総力戦の時代』中央公論新社 2013

平山洋介 『都市の条件——住まい、人生、社会持続』NTT出版 2011

山之内靖 「方法的序論」『総力戦と現代化』山之内靖、成田 龍一、J. ヴィクター・コシユマン編 柏書房 1995

アントニオ・グラムシ 『ノート22 アメリカニズムとフォーダイズム』東京グラムシ会『獄中ノート』研究会訳 2006

Althusser, Louis. 1969 "Idéologie et appareils idéologiques d'Etat." PUF, 1995. (ルイ・アルチュセール「イデオロギーと国家のイデオロギー装置」『国家とイデオロギー』西川長夫訳 福村出版 1975)

Wallerstein, Immanuel with Étienne Balibar. Race, Nation, Class: Ambiguous Identities. London: Verso, 1991. (イマニュエル・ウォーラースタイン、エティエンヌ・バリバル 『人種・国民・階級』若森章孝他訳 大村書店 1995)

Ivan Illich Shadow Work. London: Marion Boyars 1981. (イヴァン・イリイチ シャドウ・ワーク：生活のあり方を問う／玉野井芳郎、栗原彬訳、岩波書店 2006)

Foucault, Michel. "la sécurité et l'État" in Dits et Ecrits 1954-1988 I - IV. Paris: Gallimard 1994. (「治安と国家」石田靖夫訳 『ミシェル・フーコー思考集成』VI 筑摩書房 2000)

Foucault, Michel. 1981 "Omnes et singlatim: vers une critique de la raison politique" Dits et Ecrits 1954-1988 I - IV. Paris: Gallimard 1994 (「全体的なもの」と個別のもの——政治理性批判にむけて」北山誠一訳 ミシェル・フーコー思考集成VIII 筑摩書房 2001)

明治期から昭和戦後期までの日本における 児童養護実践自立事例の検討

— 福田会育児院における修業・独立退院・就職事例を通して —

小泉 亜紀

はじめに

福田会育児院は、明治維新後の社会的混乱の中で生じた児童の貧困問題への対処、神道国教化に伴い生じた廃仏毀釈運動による仏教界衰退への対処の役割も担い誕生した（吉田1964：105）とされており、1876（明治9）年から仏教関係者等を中心に創設に向け動き出し、1879（明治12）年に東京府日本橋区南茅場町（現在の中央区日本橋茅場町）の智泉院（天台宗）に仮事務所を開設し、児童の受け入れを開始したことから養護実践が始まったといえる。その後、収容人数の増加に伴い、1881（明治14）年には本郷区龍岡町（現在の文京区湯島）麟祥院（臨濟宗）に移転し、1889（明治22）年には規則の改正とともに院児の養育・財政的支援にかかわる恵愛部が組織された。さらに、濃尾震災などの震災遺児や日露戦争などの出征者遺児などの受け入れをし、児童の増加がみられ、1892（明治25）年には麻布区筭町（現在の港区西麻布）長谷寺（曹洞宗）に移転した。1912（明治45）年には豊多摩郡渋谷町筭開谷にある御料地（現在の渋谷区広尾）へ移っていった¹⁾。現在は社会福祉法人福田会として運営されており、福田会育児院の実践内容を引き継ぐ児童養護施設広尾フレンズのほかに、高齢者施設、障害者施設も併設されている。

本稿では、上記の福田会育児院を事例に、児

童養護実践史の一部を明らかにするため、施設を退院（退所）していく院児についての分析を中心とし、支援する職員や院外の関わりについても触れ、その結果をまとめたものである。具体的には、明治・大正・昭和期（20年代まで）の院児の修業と独立退院事例についてとりあげ、就職事例については戦後昭和期（40年代まで）についてとりあげ、検討している。

1. 先行研究レビューと研究の目的

(1) 先行研究

1) 福田会育児院に関するもの

吉田久一は、「明治10年代の代表的育児院は79年設立の仏教施設福田会育児院である。」（吉田1960：92）とし、明治「十年代末から二十年代初頭にかけて、育児院の経営や児童の救養は成績があがらないばかりでなく、処遇も非衛生的であった。」という現実と、それに対応する養育法の改良や、規則を新たにし恵愛部を組織したことを指摘している（吉田1964：109）。しかし、その養護内容の明治期から昭和期にかけての詳細を述べてはいない。

滝口桂子²⁾は、福田会育児院に関して、明治期に限定して、『福田会沿革史』を中心に参考として述べており、「養育方法」において、「院児」を、院内児と院外児（里親乳養、里預け）、その他の院外児には修業児と留養児があ

るとしている（滝口1989：125）。「入院手続」については、「院児履歴簿」について紹介している（滝口1989：125・126）。「院内の日常生活」については、長谷寺境内の新築院舎での生活を中心に述べ、「生活の場」、「日課」、「保健衛生」、「行事」、「保母の役割」についてまとめている（滝口1989：125-129）。

宇都築子を中心とする研究会において2008年から研究分野の分担をしながら研究成果としての論文・資料をまとめてきている³⁾。筆者も、2010年から資料整理作業に参加させていただき、2013年から研究作業を進めてきており、児童養護実践史をまとめることを課題としている⁴⁾。

2) 児童の修業・就職に関するもの

今回は明治期から昭和戦後期までみていくこととなるので、それらの時期に関連するものをレビューする⁵⁾。

① 近世・近代

沢山美果子は「保護と遺棄の問題水域と可能性」（橋元・沢山2014：第1章）において、「子どもの保護と遺棄」として、捨て子を取り上げ、「世間に子どもを委ねるという意味での捨て子が、地方によっては近代以降も続いていたという歴史的事実は、近世の藩、町、村という重層的な場での捨て子システムから近代の児童院などの公的施設への展開という側面のみならず、近世から近代への公共空間の歴史的展開やその質的転換の過程の解明を課題として浮かびあがらせる。」（橋元・沢山2014：34）と述べている。また、「さらに『保護と遺棄』という視点は、近世から近代への展開をめぐって、従来の社会事業史や児童問題史が展開してきたような、日本であれば近世の町、村による捨て子養育から近代的施設での棄児養育へ、ヨーロッパであれば教

会などによる捨て子院から近代国家による近代的児童保護へという、前近代と近代の断絶のみでは捉えられないことを浮びあがらせる。それだけではない。近代以降の『近代家族』の規範化と『保護される子ども像』の下層社会への浸透と『遺棄される子ども』の忌避、あるいは社会福祉政策によって国民国家に回収される人々、といった単線的で一元的な社会福祉史の枠組みの問い直しを求めるものである。」とし、「そこでは、一つには子どもの保護の場であり、いのちを繋ぐ場としての家族、二つには子どもの置かれた位置の社会的経済的背景、とりわけ児童労働のあり様、三つには子どものいのちをめぐる心性、この三つの位相の歴史的変化を架橋することが求められる。」と述べている（橋元・沢山2014：39・40）。本稿では、三つの位相の内、「子どもの置かれた位置の社会的経済的背景」である「児童労働」に近い視点でみていくことを目的としているので、この沢山の論点は非常にかかわりのある論点であると受け止めている。

土屋敦は、「戦前期の孤児施設と敗戦後の社会的養護問題」（土屋2014）において、室田の『子どもの人権問題資料集』（2009-2010、不二出版）所収の孤児院資料の設立年と運営時期を引用し、「近代初期における孤児院の設置が明治20年代から30年代初頭に集中してなされていた」ことを指摘し、「仏教系の孤児院としては、1879（明治12）年に福田思想に依拠した福田会育兒院の運営が開始されたのを皮切りに」と、代表的な仏教系の孤児院の創設について触れている（土屋2014：11）。

② 戦中期

高岡裕之は「戦時期日本における『児童保護』の変容－人口政策との関連を中心に」（橋元・沢山2014：第9章）において、「1937

年7月に勃発した日中戦争がアジア・太平洋戦争へと拡大する過程で成立した日本の総力戦体制は、児童保護事業にも大きな影響を与えた。」(橋元・沢山2014:276)とし、戦時期の厚生行政の展開を検討し、「児童保護事業の変容を促したのは、『戦時社会政策』のうち、とりわけ『民族』的観点に立脚した人口政策論の台頭であり、またその過程は厚生行政そのものの変容過程であったと考えられる。」(橋元・沢山2014:277・278)と述べている。そして、厚生省成立前後の変化に着目した高岡は、厚生省成立前の児童保護事業として、「児童保護事業に関する体系」(1927年12月、第4回社会事業調査会⁶⁾)についてとりあげている。その内容は以下の8項目である。

- ①妊産婦保護(産院、巡回産婆、妊産婦相談所等)、②乳幼児保護(託児所および乳幼児健康相談所、乳児院、牛乳配給所等)、③病弱児保護(虚弱児保養所、児童病院等)、④貧困児童保護(児童扶助法の制定等)、⑤少年職業指導・労働保護(少年職業紹介事業の改善等)、⑥児童虐待防止(児童虐待防止並びに保護に関する制度の確立)、⑦不良児童保護(感化法の改正)、⑧異常児童保護

⑤について「内務省・文部省の連携により少年職業紹介の仕組みが整備されたほか、工業労働者最低年齢法(1923年制定、26年施行)等による児童労働の規制強化に続いて、商店従業員の保護が課題とされ(33年法案要綱発表、37年新法案要綱作成)、38年3月に至り商店法が成立することになった(橋元・沢山2014:278・279)。

厚生省設立後について、「設立当初の厚生

省は、それゆえ同省の母体となった内務省社会局・衛生局の政策路線の延長線上にあった。厚生省社会局に児童保護事業を管轄する『児童課』が新たに設けられたことは、その一つの現れである。児童課の管轄は、①『母子保護に関する事項』、②『少年教護に関する事項』、③『児童虐待防止に関する事項』、④『保育隣保の施設に関する事項』(1939年4月追加)、⑤『其の他母性及び児童の保護に関する事項』であったが(「厚生省分課規定」)、このうち①～③は母子保護法、少年教護法、児童虐待防止法にそれぞれ対応している。」(橋元・沢山2014:281)との説明があり、「厚生省社会局児童課および児童保護関係者は、『人的資源の拡充強化』という戦時『国策』の下に、児童を『国防、経済、社会、文化の全般に亘る人的資源の根幹』(「厚生大臣諮問に対する答申」)と位置付けることで、児童保護行政の確立と児童保護事業の拡大強化を目指していた」(橋元・沢山2014:283)と述べられている。

例えば、本稿のテーマに関わる部分といえる「少年職業紹介の仕組み」についての具体的報告である「少年職業紹介施設及取扱成績」(中央職業紹介事務局、大正15年)と「小学校卒業児童就職に関する資料」(厚生省職業部、昭和15年)の比較をしてみる(木村元編・解説『人間形成と社会Ⅲ 第2巻 青少年労働市場に関する調査資料』クレス出版、平成24年)。

「少年職業紹介施設及取扱成績」(中央職業紹介事務局、大正15年)の「紹介及就職」には、以下のような説明がある。

職業紹介所に於ては就職希望児童に対しては、小学校より希望職業、学業成績、体格、性質、特殊技能等の通報を受け職

業紹介所より小学校へは予め求人口を通報し又希望に依り適性検査の設備ある職業紹介所に於ては之を行ひ或は少年職業紹介委員の設けある職業紹介所に於ては此等委員と協議を遂げ個性と趣味に適應する職業に紹介せしむることに努めた又1、2の職業紹介所に於ては小学校をして通報の求人口に対せる紹介に当らしめ、其の結果は通報を受くることにした、而して求職者壹万六千四百七人中紹介人員九千七百八人にして求職総数の59.2%に当り、就職者は六千三百一人にして紹介総人員の65.2%である、之を職業別に見ると見習工38.8%、小売員25.6%、給仕15.5%で事務見習、その他之に重ぐ

「小学校卒業児童就職に関する資料」（厚生省職業部、昭和15年）の「昭和13年3月小学校卒業（退学）児童修業状況調」の「調査方法」には、以下のような説明がある。

本調査は昭和5年7月16日社発第140号を以て社会局社会部長より各地方長官宛の通牒に基き各地方長官より昭和13年3月小学校尋常科卒業児童、高等科半途退学児童及高等科卒業児童に就き同年10月1日現在を以て其の就業状況を調査報告ありたるものを集録し其の概況を記述せるものである。」とあり、「概要」には、「就業者総数（家事に従事せる者及雇用せられたる者を含む）901,751人に就いて、之を職業別に看るに最も多きは『農林業』の349,338人（総数の38.7%）にして『工業及鉱業』の224,505人（総数の24.9%）之に重ぎ、以下『商業』123,567人（総数の13.7%）、『戸内使用人』100,425人（総数の11.1%）、『雑業』

52,391人（総数の5.8%）、『水産業』19,954人（総数の2.2%）、『通信運輸』18,756人（総数の2.1%）、『土木建築』12,815人（総数の1.4%）の順序となっている。

このように、中央職業紹介事務局から厚生省職業部への変遷にともなう管轄の違いがある。そして、調査結果の違いが見取れる。例えば、職業の分類として大正期は見習工や給仕などがあげられ、その他は「その他」になっているが、昭和期は職業分類も増えており、商業や通信運輸などもみられる。また、昭和期は「修業状況の調査報告」とあるが、大正期は「職業紹介所」が「個性と趣味の適應する職業に紹介」とある。

③ 戦後

土屋は、「敗戦後」の時期を対象に、「社会病理」としての児童問題と「家族病理」としての児童問題をテーマに、前掲書にて述べる際に「概念整理および時期区分」を行っている（土屋2014：21）。特に時期区分については、「第Ⅰ期（敗戦後期）」を敗戦後から1960年代初頭までとし、対象児童を戦災孤児、浮浪児、不良児、捨児などとしている。「第Ⅱ期（高度経済成長期）」は1960年代初頭から1980年代後半までとし、対象児童のカテゴリーを離婚家庭、置き去り児、放置児、子捨て・子殺し、親の蒸発などとしている。「第Ⅲ期」は1990年代初頭から現在までは、対象児童は被虐待児（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待）などとしている。本稿では、この第Ⅰ期の部分までをみていくこととしている⁷⁾。

また、沢山は前掲書にて、上記の区分の第Ⅲ期にかかわることに言及しており、「1990年代以降のセーフティネット史が提起してき

たセーフティネットという視覚や、歴史的視点から『福祉』の重層的構成を明らかにしようとしてきた『福祉の複合体論』は、重要な論点を提供する。」(橋元・沢山2014:34)としている⁸⁾。

④ 現代

谷口由希子は、現代の児童養護施設における生活過程のフィールドワーク調査結果の中から「脱出」という概念を用いて、「施設の入所局面および退所局面」を示している(谷口2011)。特に「退所の局面」に注目してみると、退所の形態を4類型し、「計画的な退所」には「進学・就職による退所」と「家族の生活の変化による家庭復帰」があるとし、「突然の退所」には「非進学・高校中退による退所」と「学園から離れる選択肢としての家庭復帰」があるとして、分類している(谷口2011:120-127)。副題に「子どもたちはなぜ排除状態から抜け出せないのか」とあるように、退所後の生活の課題としての居場所や相談相手についてなども分析しており、社会的な背景による問題点も考察している(谷口2011:127-133)。

(2) 研究の目的

1) 入退院(入退所)について

① 対象と養育内容

まず、規程⁹⁾を中心にみていくと、例えば、明治期の院児について、「福田会育児院管理規則」(1891(明治24)年制定、改正後のもの、中里1909、85-98)には、「第一章 総則」の内容を以下に示す。「第二章 入院」、「第六章 退院」に示されているが詳細は拙稿2013参照。)。

「本院は無告の孤子又は疾病罹災等の為め貧困を極めたる者の子女弟妹等にして

当歳より満六歳迄の幼稚者を入れ教育する所とす」(第一条)

「入院の幼稚者は総て院児と称呼し之を院内院外の二種に分つ」(第二条)

具体的には、「院内養育」(第三章)「院外養育」(第四章)「教育」(第五章)の三つの分類されている。「院内養育」については、施設内での教育などは含まれるが、食事や衣服、入浴や病気に関することなど、施設内での生活全般のことである。「院外養育」は、満三歳以下の子どもを院外保母という里親に託して里子としての生活である。満三歳以上になると、院内養育つまり施設に戻るということになる。「教育」は、満六歳以上の子どもは尋常小学校に入学し、その後十二才以上や十五歳以上などの年齢の区切りや男女により専門業者に託され技術を習う等がある。(表1参照)

このように、規程の中には、「修業」というものは出てこないが、実態としての説明ととらえることができる『財団法人福田会育児院概要』(1922(大正11)年、18-20)の「執務概要」には以下のような分類が示されている。(表2参照)

「院内乳児」は「哺乳児にして里親委託迄院内乳児室に収容保育す」、「院外乳児」は「所謂里児にして数十年來特定せる里親村落を有し該農家の乳児を失ひたる母親に託す」として、乳児を院内外で分けている。「院内児」は、「満四歳以上發育充分なる児童は本会育児寮に於て教養す」として、「育児寮五棟一棟毎に保母助手二名、定員十三名以下、各独立の家庭的教養を施す」、「幼者は院内幼稚園に於て教育し学齢に達すれば公立小学校に通学せしめ尚ほ學術優良なる者は高等教育に就かしむ」とあり、院内の養育についてと

表 1 規程に示される養育内容の分類（明治のある時期を例に）

入院児の対象年齢	0 歳～6 歳	養育分類	院内養育（満 3 歳以上）
入院児の呼称	院児		院外養育（里親のもとで里子）
入院後の養育	院内院外		教育（満 6 歳以上）

表 2 施設概要に示される養育内容の分類（大正期の財団法人化後を例に）

院内乳児	里親委託まで院内乳児室で保育	教育	幼稚園、公立小学校、高等教育
院外乳児	里親村の母親に託す	院外養児	養子縁組の退院手続き中
院内児	満 4 歳以上発育十分な児童を教養	修業児	実業習得の為良家に委託教養中

教育についてが示されている。「院外養児」は「良好なる教養者と認定せる家庭に委託する児童にして養子縁組の退院手続中にある者なり」、「修業児」は「義務教育を終り尚ほ本会保護の必要を認むる者は実業習得の為め良家へ委託教養中の者なり」と、「修業児」の説明がされている。

② 入退院（入退所）について

入退院の理由については、『福田会沿革畧史』（中里 1909：146-150）の統計資料の項目をみていくと、「入院児事歴大別表」の分類項目には、「入院理由」として、「死亡、疾病、失踪、貧困、棄児」が記されており、退院理由は同資料所収の「退院及死児年度区分表」に、「生家復帰、信尼、農家に養われしもの、商家に貰われしもの、医師の家に貰われし者、会社員、巡査に貰われしもの、職工に貰われしもの、力役に従事するもの、俳優、死亡」と分類されている。

また、拙稿「福田会育児院における院内処遇史①—先行研究と福田会規定類・月報からの検討—」（『福祉専修』第 35 号、専修大学

社会福祉学会、2014 年 3 月）において、福田会育児院発行「月報」¹⁰⁾の記事を分析した作業を通して、「入院理由」は、「父母が死亡、父又は母の一人死亡、父又は母の疾病、父又は母の事故（失踪又は入獄など）、その他（災害や戦争など）」、「退院理由」は、「養子、引戻（引き取り、復籍・帰郷）、丁年（自立）、死亡（病死など）、その他」と分けることができた。

両分類を参考に表 3 のように分類した。実際には、理由が重複していることも多くみられた。

③ 教育とのかかわり

福田会は、麟祥院に施設があったころ、1892（明治 25）年に福田会育児院尋常小学校を設置したが、その後すぐ長谷寺へ移転し、小学校を維持した。しかし、1907（明治 40）年に附属小学校を廃止とした時期があった。

また、『福田会定款』（明治 32 年）の「第五章 教育」の内容を以下に示す。教育における就業・就職を意識がみられるのがわかる

表 3 入院理由と退院理由

入院理由	両親あるいはどちらかの死亡	退院理由	引戻（生家復帰・復籍、引取等）
	両親あるいはどちらかの病气		養子縁組
	両親あるいはどちらかの事故（失踪・入獄等）		自立（丁年、独立・就職等）
	その他（災害・戦争等）		死亡

(表4参照)。

第三十一条 院児教育の程度を定むる左の如し／就業／男 農商工其他手芸／女 裁縫看護婦産婆其他手芸 第三十二条 院児満六歳に至れば男女其室を別ち起臥せしめ尋常小学校に入れ修学せしむ／但本院事業拡張の上は六歳未満者の為め教師を聘し幼稚園の教育を施すことあるべし 第三十三条 男女とも十二歳以上の者は麗掃応対殊に女子は庖厨等家事を見習はしむべし 第三十四条 院児満十二歳以上の者は其性情の適する所を察し或は商工業者に托して其職業を習はしめ立身の方途に導くことを務むべし／但修学中の者若しくは専門学を卒業して特別の望ある者は例外とす 第三十五条 院児女子満十二歳に達したるときは裁縫師に就き其業を習はしめ満十五歳に至れば産婆看護婦又は機織其他の女工等其望む所に従ひ便宜其学若しくは其業に就かしむることを務むべし 第三十六条 院児の学資は之を常費より支弁すべし／但毎年予算調査に際し其翌年に於て入学せしむべき者あるときは其学資予算を常費に加算するを要す

(中里1909:92・93)

「月報」の中の大正時代のある時期の「教育」に関する説明には、「幼稚の児童は本会

内に幼稚園が特設されてあつて、専任の娉母教師が遊戯、唱歌、手芸等を毎日教えて熱心に保育に竭して居るのである。就学児童は普通の小学校へ託してある。現今、市立の小学校及び郡の小学校に通学して居る児童は男女通じて三十五名ある。それから義務教育を終ても尚進むで高等教育を受しむる必要があるものには其を実行する、今日、実践女学校に通学して居るのが女子で二名、高等小学校に入しめてあるのが男子に一人あつて、何れも成績が良いと謂れて居る。」(『福田会月報』第130号、(1913(大正2)年10月10日)1-6)とある。

2) 本稿の目的－退院(退所)していく児童の独立・自立(自立支援)

例えば、大正期の福田会育児院発行の「月報」掲載記事に、大正時代初頭の「本会に於ける育児現況」が記されている(『福田会月報』第130号、(1913(大正2)年10月10日)1～6)。当時としての自立を支援する考えを持っていたことがうかがえる。

創立当初に在ては単に或悲惨の境遇事情の下にある哺乳児を収容して、生活の自由を与へ、生命を安全にして遣るといふことが目的であつた。それが進歩して児童の生命生活を保護するばかりでなく、彼等が成長すると是に適当な幼稚教育を与へ、それから普通教育を施して児童の智育といふもの

表4 教育の中の職業的要素(明治期を例に)

男	農・商・工・手芸
女	裁縫・看護婦・産婆・手芸
12歳以上	掃除(特に女は家事)
	性格に適した所を探し、商工業者に托し、職業を習はせ、自立に導く
12歳以上女	満十二歳に達したら裁縫師に就その業を習わせ、満十五歳に至れば産婆看護婦又は機織、女工等、望む所のために便宜、学業に就かせる

を啓発せねばならなかった。それと俱に彼等の精神的方面の開拓をも為た。そして義務教育を終たからと謂て児童に対する本会の目的を達したとは謂へなくなつた。彼等を社会に出して、社会の一人として活動し得るだけの者に仕立上る義務が生じて来た。

そして、前出の院外児（里子、修業、留養）と院内児の分類を説明しているが、それに続く内容のうち、特に修業に関する部分を以下に示す。特に修業については、児童の個性や成績を考慮して、適切な修業先を選択していることがうかがえる¹¹⁾。

修業、留養、この二つ意味は異ふが、同じく本会に在籍の者であるから、本会では殆ど同一に扱かつて居る、修業といふのは商家とか、工場へ職業を見習に遣である者、留養といふのは他家へ養子或は養女に貰はれて行た者であるが未だ送籍せぬ者を謂ふのである。本会の現在の方針では修業、留養ともに拒絶を為て居る。従来の方法は他動的で、他から需むる者があるに従がつて、奉公に出すとか、養子に遣るとかしたものであるが、どうも成績が悪い。需むる方では孤児院の子供だから普通の者よりも使ひ易いだろう。何処へも便る所がない者だから苦しい辛抱もするであらう。といふ卑劣な考から連れて行のがある。本会で自由に育つた性質の素直な児供も、かういふ無慈悲な人の腕にかゝつて凌辱を加へらると、児童の気性は全く変つて了ふ。殊に他へ遣る年齢は十四五歳からの最も危険な時期であるから、充分注意せぬと児童の生涯は取返しがつかぬやうな不良の者になる。

それから又、確實で、児童に対しても相応な待遇をしてくれる家へ行た者の中には、児童の性質が其職業に合せぬとか、商売人には向ぬとか、いろいろな批難が生じて来る。これは詮り児童の性質をよく見て、かういふ者であるから、かういふ事に適するとか、合せぬとかいふ弁別を欠たの由つたのである。それで今日では、従来 of 苦い経験に省て、すべて他からの需に合せぬことにした。他へ修業に出すべきものがあれば其児童の個性と成績に仍て、本会より適當の処を選択して修業せしむる方針を取て居る。また留養といふ養子、養女に遣る方は絶対に拒むて居る。

このように、当時から、児童の退院・退所後について考えた養育がなされていたと考えられ、時代により「自立」の意味合いは違えども、教育や修業などの経験を通して、自立していくことを考えた「自立支援」の実践があったと考えることができるのではないかと仮定する。それを実証するため、本稿は、修業について、修業の経験などを経て独立退院や就職をしていくということについて、それぞれの実際を確認することと、明治期から昭和期・戦後までの各時代の特徴をみていくことを目的とする。

2. 入院と退院についての実態

(1) 統計

1) 入院数・退院数・総数

創設された1879（明治12）年から1966（S41）年までの入・退院数と総数を以下の表5と図1・2に示す。これらの数は、その年の年末（資料によっては年度末）の数である。入院退院数は、

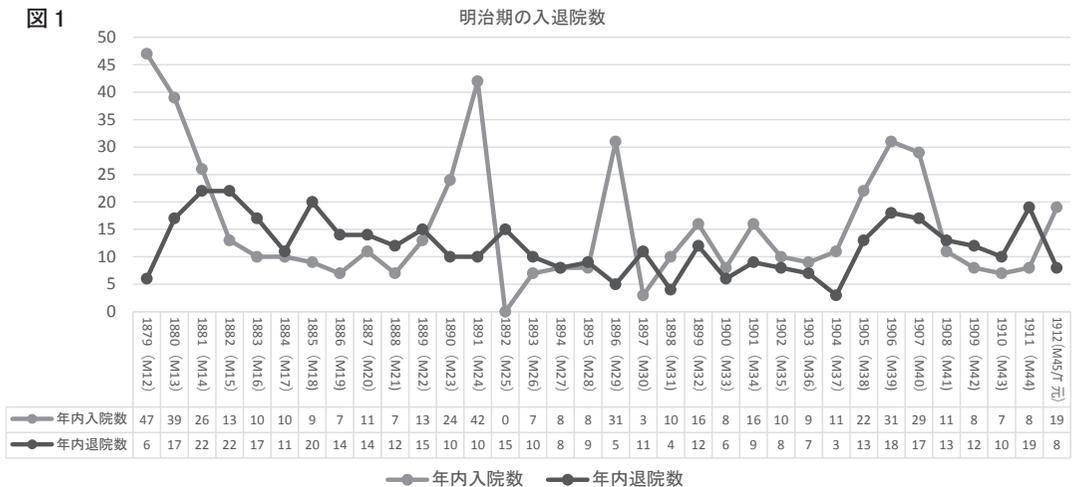
その年（度）内に何人の入退院者がいたのか、 しているのかを示している。
 総数はその年（度）末時点で何人の院児が在籍

表5 福田会育児院における総数・入退院数（明治12～昭和41年）

年度	総数	年内入院数	年内退院数	年度	総数	年内入院数	年内退院数	年度	総数	年内入院数	年内退院数
1879 (M12)	47	47	6	1908 (M41)	134	11	13	1937 (S12)	168	48	42
1880 (M13)	68	39	17	1909 (M42)	121	8	12	1938 (S13)	166	33	35
1881 (M14)	73	26	22	1910 (M43)		7	10	1939 (S14)	178	47	35
1882 (M15)	63	13	22	1911 (M44)	129	8	19	1940 (S15)	172	28	34
1883 (M16)	56	10	17	1912 (M45/T元)	139	19	8	1941 (S16)	173	35	34
1884 (M17)	55	10	11	1913 (T2)	140	22	21	1942 (S17)	—	—	—
1885 (M18)	45	9	20	1914 (T3)	—	—	—	1943 (S18)	—	—	—
1886 (M19)	38	7	14	1915 (T4)	130	11	20	1944 (S19)	—	—	—
1887 (M20)	35	11	14	1916 (T5)	126	19	23	1945 (S20)	—	—	—
1888 (M21)	28	7	12	1917 (T6)	127	27	25	1946 (S21)	—	—	—
1889 (M22)	26	13	15	1918 (T7)	147	20	21	1947 (S22)	47	12	10
1890 (M23)	42	24	10	1919 (T8)	128	22	23	1948 (S23)	—	—	—
1891 (M24)	74	42	10	1920 (T9)	—	—	—	1949 (S24)	44	24	8
1892 (M25)	59	0	15	1921 (T10)	140	19	10	1950 (S25)	—	23	11
1893 (M26)	56	7	10	1922 (T11)	—	—	—	1951 (S26)	—	—	—
1894 (M27)	56	8	8	1923 (T12)	—	—	—	1952 (S27)	95	25	18
1895 (M28)	55	8	9	1924 (T13)	—	—	—	1953 (S28)	98	16	13
1896 (M29)	81	31	5	1925 (T14)	—	—	—	1954 (S29)	56	11	6
1897 (M30)	73	3	11	1926 (T15/S元)	—	—	—	1955 (S30)	46	0	10
1898 (M31)	79	10	4	1927 (S2)	—	—	—	1956 (S31)	45	9	10
1899 (M32)	83	16	12	1928 (S3)	141	25	22	1957 (S32)	50	12	7
1900 (M33)	85	8	6	1929 (S4)	—	—	—	1958 (S33)	48	14	16
1901 (M34)	92	16	9	1930 (S5)	—	—	—	1959 (S34)	54	13	8
1902 (M35)	94	10	8	1931 (S6)	—	—	—	1960 (S35)	46	5	13
1903 (M36)	96	9	7	1932 (S7)	139	32	29	1961 (S36)	45	10	10
1904 (M37)	104	11	3	1933 (S8)	—	—	—	1962 (S37)	41	16	19
1905 (M38)	112	22	13	1934 (S9)	—	—	—	1963 (S38)	47	18	11
1906 (M39)	123	31	18	1935 (S10)	—	—	—	1964 (S39)	42	13	18
1907 (M40)	136	29	17	1936 (S11)	—	—	—	1965 (S40)	39	15	20
								1966 (S41)	37	1	8

※データ掲載資料が無く、数がわからない年は「-」とした
 (参照) 明治12-41:『福田会沿革史』、明治42-大正8: 福田会「月報」、事業報告書、昭和: 事業報告書

図 1



2) 入院児童の出身地（本籍）

福田会育児院への入院（入所）児がどのような地域から入院（入所）しているのかを確認した（表6参照）。今回は本籍地を参考資料としたが、実際には、本籍地とは別に宿としている場所や入院（入所）前の住所も同時に確認することで、どのような地域からの入院（入所）がみられたのかということが把握できると思われる¹²⁾。

明治期のみデータをまとめた表を確認すると、最も多い本籍地は東京であるが、近県である神奈川より多い県がある。それは岩手や若干少ないが岐阜であり、それぞれ三陸津波と濃尾震災時の受け入れにより院児の数が多くなっている。

明治期から昭和戦中期をまとめたものから、やはり東京が多いが、関東では千葉・埼玉・茨城などからも多くみられ、新潟や長野も割合が多い。また、大正期から朝鮮籍の入院児がみられるようになり、朝鮮戸籍令等の戦争の影響を感じさせるものである。

(2) 入院から退院までの流れ

1) 図式化

修業と独立退院・就職ということを見ていくためにも、入院（入所）から退院（退所）までの流れをみていく必要があると思われる。拙稿（2014）の作業において、規程類の条文と「月報」内の院児に関する記事から、入退院について把握し、作

表6 入院児童の本籍

○明治期(M12～41年) ○明治期から昭和戦中期

府県	男	女	計
東京府	207	153	360
神奈川県	11	7	18
埼玉県	8	3	11
静岡県	0	3	3
長野県	2	0	2
愛知県	2	1	3
新潟県	3	2	5
群馬県	3	0	3
千葉県	5	3	8
栃木県	2	0	2
宮城県	3	1	4
山形県	3	0	3
福島県	1	1	2
岩手県	18	11	29
石川県	2	0	2
富山県	3	1	4
岐阜県	3	12	15
山梨県	0	1	1
高知県	2	0	2
島根県	0	1	1
山口県	0	2	2
北海道	1	1	2
計	279	203	482

〔福田会沿革畧史〕より

都道府県	明治期		大正期		昭和期	
	数	割合	数	割合	数	割合
東京	32	6.0%	169	44.4%	223	37.6%
神奈川	3	0.6%	12	3.1%	23	3.9%
千葉	6	1.1%	12	3.1%	7	1.2%
埼玉	9	1.7%	10	2.6%	18	3.0%
茨城	7	1.3%	15	3.9%	12	2.0%
栃木	0	0.0%	1	0.3%	8	1.3%
群馬	2	0.4%	6	1.6%	5	0.8%
山梨	0	0.0%	2	0.5%	4	0.7%
長野	2	0.4%	8	2.1%	12	2.0%
新潟	6	1.1%	11	2.9%	16	2.7%
静岡	1	0.2%	5	1.3%	2	0.3%
大阪	2	0.4%	0	0.0%	2	0.3%
京都	0	0.0%	0	0.0%	2	0.3%
奈良	0	0.0%	0	0.0%	1	0.2%
兵庫	0	0.0%	1	0.3%	1	0.2%
滋賀	0	0.0%	1	0.3%	3	0.5%
三重	1	0.2%	3	0.8%	5	0.8%
岐阜	1	0.2%	2	0.5%	2	0.3%
愛知	1	0.2%	4	1.0%	4	0.7%
和歌山	0	0.0%	3	0.8%	1	0.2%
福井	0	0.0%	4	1.0%	0	0.0%
石川	1	0.2%	1	0.3%	2	0.3%
富山	0	0.0%	0	0.0%	5	0.8%
北海道	0	0.0%	5	1.3%	12	2.0%
青森	2	0.4%	0	0.0%	1	0.2%
秋田	0	0.0%	2	0.5%	4	0.7%
岩手	1	0.2%	1	0.3%	2	0.3%
山形	0	0.0%	5	1.3%	3	0.5%
宮城	3	0.6%	4	1.0%	3	0.5%
福島	1	0.2%	8	2.1%	11	1.9%
鳥取	2	0.4%	1	0.3%	1	0.2%
島根	0	0.0%	3	0.8%	1	0.2%
山口	0	0.0%	2	0.5%	0	0.0%
広島	2	0.4%	0	0.0%	1	0.2%
岡山	0	0.0%	1	0.3%	1	0.2%
愛媛	0	0.0%	2	0.5%	0	0.0%
徳島	0	0.0%	1	0.3%	0	0.0%
香川	0	0.0%	2	0.5%	0	0.0%
高知	0	0.0%	0	0.0%	1	0.2%
福岡	0	0.0%	5	1.3%	1	0.2%
長崎	0	0.0%	3	0.8%	1	0.2%
佐賀	0	0.0%	1	0.3%	5	0.8%
大分	0	0.0%	3	0.8%	3	0.5%
宮崎	0	0.0%	0	0.0%	3	0.5%
熊本	1	0.2%	0	0.0%	4	0.7%
鹿児島	0	0.0%	2	0.5%	8	1.3%
沖縄	0	0.0%	0	0.0%	1	0.2%
朝鮮	0	0.0%	2	0.5%	14	2.4%
不明	90	17.0%	56	14.7%	152	25.6%
未入籍	0	0.0%	0	0.0%	1	0.2%
記録なし	353	66.7%	2	0.5%	1	0.2%
計	529	100.0%	381	100.0%	593	100.0%

(児童原簿から筆者作成)
※児童原簿については
3. 修業と独立・就職の事例 (1) 調査方法参照

成した。戦後については、今回の資料調査により、把握できたものをもとに作成した。関連法¹³⁾の影響を受け、戦後とそれ以前で流れが変わっていくため、図3の二つの図で示すことができる。

2) 特徴

① 明治・大正・昭和（戦中）期の特徴

入院までに「紹介人」や手続きに「保証人」がおり、「寄留」¹⁴⁾の手続きを入院前後や養育場所が変わると行っている。乳児期に

「里子」として里親のもとで、院外で過ごして「帰院」という方法をとっている。育児院から院外へ「修業」に出たり、養子先へ試す期間である「留養（試養）」があったりする。

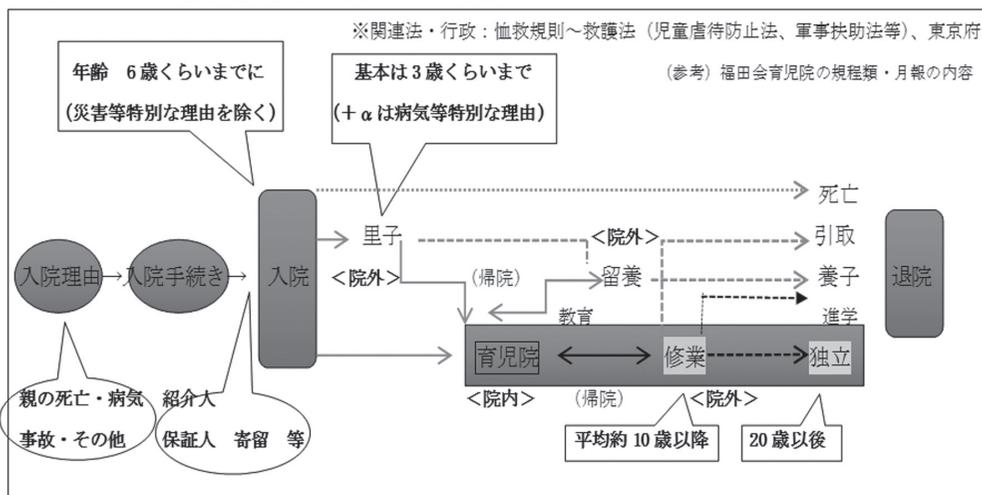
退院は、親や親戚に「引取」られたり、留養先に「養子」となったりすることもある。「修業」経験を積み、「独立」したり、修業先や里親先に「養子」となるケースもある。院内外での「死亡」もある。

「引取」、「養子」、「死亡」の年齢は様々だが、「独立」退院する年齢は20歳以後が多い。

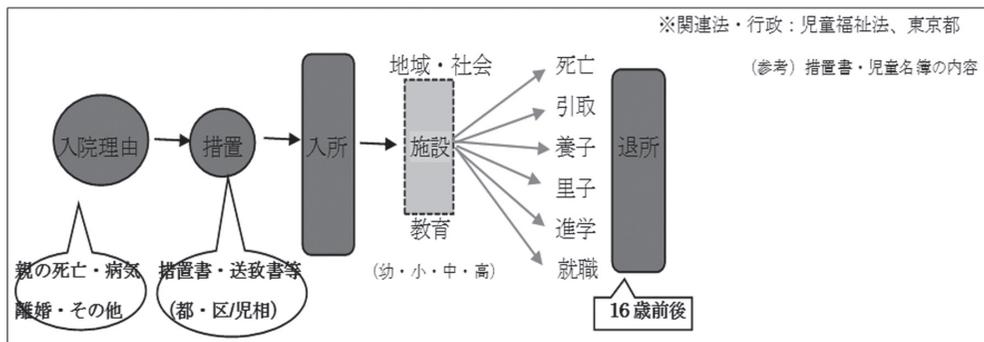
図3 入院から退院までの流れ

入院から退院までの実態の全体的な傾向

○明治・大正・昭和（戦中）期（明治12年頃～昭和20年頃）



○昭和（戦後）期（昭和23年前後～40年前後）



（出所）明治期から昭和期の入退院数の図は、日本社会福祉学会第63回秋季大会（久留米大学、2015年9月19・20日）口頭発表「児童養護における自立支援につながる実践史の一考察—明治～昭和期の福田会育児院の院児の修業内容と自立にかかわる事例を通して—」資料より

救護法施行後は、救護児や、その他児童虐待防止法該当児や軍事扶助法該当児もみられるようになる。

② 昭和（戦後）の特徴

措置制度¹⁵⁾となり、児童福祉法¹⁶⁾のもと、全国一律の流れに移行していく。（児童福祉法ができるまでは生活保護法で対応された。）

退所理由は今までと基本的に同じであるが、「里子」になることが途中経過ではなく、退所理由に加わり、独立ではなく「就職」という言葉が使用されるようになる。

施設内での養護が中心となるが、戦後の施設内に関することは今後の調査課題である。

3. 修業と独立・就職の事例

(1) 調査方法

使用する資料について、院児に関する記録と

して、『児童入院原簿』等の名称の資料（以下「児童原簿」類とする）がある（社会福祉法人福田会所蔵）。この資料には、福田会育児院入院児童の一人ひとりの情報が記録されている（表7参照）。明治期のものは欠号が多いが、大正期は多くがそろっている。また、最も記録の量が多いのは昭和期である。その他にも原簿に挟まっていた手紙などの記録も資料として分析対象とした。この資料を中心に修業や独立退院、就職などの事例分析を進めた。

この資料を用いる理由として、明治から昭和戦中期は日誌類が焼失・紛失等によりないため、養護実践内容や院児の実態を知る手掛かりになるものとして分析していく必要があると判断したためである。戦後は日誌類や以下のような「児童育成記録」があるため、その整理・分析作業を今後行っていく予定である。

表7 「児童原簿」類の記載項目例

時期	資料名	育児番号	項目一覧例	その他
明治期	児童入院原簿	1～529	番号、入院月日、氏神、宗旨、親族存亡（父・母・兄弟姉妹等）、宿所、本籍、本人（戸主〔職業・氏名〕・生年月日・出生地）、保証人（宿所・本籍・職業・氏名）、在院中履歴	欄外の記録、原簿に挟まっていた資料
大正期	児童入院原簿	530～910	番号、入院月日、宗教、親族存亡（父・母・兄弟姉妹等）、本人（宿所・本籍・戸主〔職業・氏名〕・姓名・生年月・出生地）、保証人（宿所・本籍・職業・氏名）、入院理由、在院中履歴	欄外の記録、原簿に挟まっていた資料
昭和期	児童入院原簿	911～1498	番号、入院月日、里行年月日、○号救護児○年○月付○区○方面事務所/市民館扱、退院年月日、親族存亡（父・母・兄弟姉妹其他）、本人（本籍・宿所・戸主〔職業・氏名〕・姓名・生年月）、保証人（住所・氏名/2人分枠）、入院理由、在院中履歴	欄外の記録、原簿に挟まっていた資料
戦後（S40頃まで）	児童入院原簿 児童育成記録	1499～1788	措置番号、措置年月日、氏名、生年月日、理由 入所時から退所時までの児童一人一人に関する記録、書類が一人ずつ綴じられている	措置書、送致書等の文書、児童名簿など

※戦後の「児童育成記録」の一人一人の記録の分析はこれからであり、今回は「その他」に記した資料を中心にみている。上記に掲載した時期（S40）以降も資料は存在している。そして、戦後は、職員の日誌も現存しているため、日誌類からも職員と子どもとのかかわりを分析できると考えている。

(2) 統計

1) 退院理由分類と事例数

退院理由について、「児童原簿」類の結果の部分を抽出し、分類し、それぞれの事例数を表8のようにまとめた。明治～昭和期の区切りは、入院年で分類して「入院時期」としている。すべてが退院理由にはなっておらず、養育中で記述が止まっているものもあるが、退院時期の統計として結果の部分の内容で「退院理由」の分類とした。

2) 退院理由の特徴

明治期～昭和期（戦後）にかけて入院した院児の特徴は、理由「不明」と「記録なし」をのぞき、最も多い退院理由は「引取」である。明治期～昭和（戦中）期に入院した院児の特徴で次に多いのは「死亡」である。戦後入院した院

児は「就職」と「措置変更」が2番目に多くなり「死亡」は少なくなっている。

今回のテーマである「修業」は、明治～昭和（戦中）期の入院時にはみられるが、戦後はみられない。「独立（就職）」退院事例は、昭和期をのぞいた時期で5%未満の割合で存在している。

「養子」は戦後減少するが、それまでは一定の割合（平均約4.4%）でみられる。「里子」や「留養」は退院前の経過であるため、実数は多くても結果の部分の数には表れにくい。

戦後入院した院児の正確な退院理由の数は、「児童育成記録」を一人ずつ読んでいくことで、今後、数や分類に変動が出てくると考えられる。戦後の分類の一つである「措置変更」の先に公立の施設や現在の児童自立支援施設がみられる。

表8 入院時期と退院理由

退院理由		入院時期		明治期 (1~529)		大正期 (530~910)		昭和期 (911~1498)		理由 (読み替え)		戦後 (1499~1788)		合計	
		明治期 (1~529)	大正期 (530~910)	昭和期 (911~1498)	理由 (読み替え)	戦後 (1499~1788)	合計	割合							
退院	引取	72	13.6%	170	44.6%	336	56.7%	引取	59	20.1%	637	35.5%			
	死亡	29	5.5%	80	21.0%	78	13.2%	死亡	4	1.4%	191	10.6%			
	養子	19	3.6%	19	5.0%	28	4.7%	養子	2	0.7%	68	3.8%			
	独立退院	7	1.3%	13	3.4%	0	0.0%	就職	8	2.7%	28	1.6%			
その他	結婚・分家	12	2.3%	4	1.0%	0	0.0%	—			16	0.9%			
	他施設へ委託・入院	4	0.8%	5	1.3%	31	5.2%	措置変更	8	2.7%	48	2.7%			
	留養・試養	2	0.4%	13	3.4%	9	1.5%	—			24	1.3%			
	他家から通勤・委託	0	0.0%	2	0.5%	0	0.0%	—			2	0.1%			
	修業(中・事故帰院含む)	10	1.9%	11	2.9%	4	0.7%	—							
	家出・行方不明	10	1.9%	3	0.8%	4	0.7%	行方不明	1	0.3%	18	1.0%			
	兵役	0	0.0%	1	0.3%	2	0.3%	—			3	0.2%			
	院内養育	0	0.0%	33	8.7%	13	2.2%	—			46	2.6%			
	院外養育(里子)	0	0.0%	14	3.7%	13	2.2%	里子	1	0.3%	28	1.6%			
	不明	9	1.7%	11	2.9%	61	10.3%	不明	156	53.2%	237	13.2%			
	トラブル	2	0.4%	0	0.0%	2	0.3%	—			4	0.2%			
	法律・行政	0	0.0%	0	0.0%	9	1.5%	—			9	0.5%			
	再収容	0	0.0%	0	0.0%	1	0.2%	—			1	0.1%			
	なし	記録なし	353	66.7%	2	0.5%	2	0.3%	なし	記録なし	54	18.4%	411	22.9%	
	合計		529	100.0%	381	100.0%	593	100.0%		293	100.0%	1796	100.0%		

(表の分類は「児童原簿」類の内容から筆者が作成)

注：事例数と合計数が違うのは育児番号の重複があるためである。

(3) 事例

退院事例の内、独立退院事例と就職事例を

28事例、修業事例を25事例、全53事例を以下に示す¹⁷⁾。

1) 独立退院事例 (28事例) <明治期>

1. 「独立退院」と明記されているもの

育児番号	年	内容	年齢
M-① (男) 父死亡	1900 (M33)	生まれた年	0
	1900 (M33)	寄留届	0
	1900 (M33)	入院年/院外(里子)	0
	1904 (M37)	帰院	4
	1905 (M38)	静養	5
	1905 (M38)	帰院	5
	1906 (M39)	出養	6
	1907 (M40)	帰院	7
	1907 (M40)	小学校入学	7
	1908 (M41)	病氣入院手術	8
	1908 (M41)	退院	8
	1912 (M45)	寄留届	12
	1913 (T2)	小学校卒業	13
	1913 (T2)	修業(農園)	13
1919 (T8)	修業(園芸株式会社)	19	
1922 (T11)	独立退院	22	
M-② (男) 離婚	1900 (M33)	生まれた年	0
	1901 (M34)	入院年/寄留届	1
	1904 (M37)	院外(里子)	4
	1906 (M39)	帰院	6
	1907 (M40)	小学校入学	7
	1913 (T2)	小学校卒業	13
	1913 (T2)	修業(農園)	13
	1919 (T8)	修業(園芸株式会社)	19
1922 (T11)	独立退院	22	
M-③ (男) —	1910 (M43)	生まれた年	0
	1911 (M44)	入院年/院外(里子)	1
	1913 (T2)	帰院	3
	1913 (T2)	寄留届	3
	1916 (T5)	小学校入学	6
	1921 (T10)	修業(個人宅)	11
	1925 (T14)	父死亡	15
1930 (S5)	独立退院(修業先)	20	
M-④ (男) 母失踪	1905 (M38)	生まれた年	0
	1912 (M45)	入院年	7
	1913 (T2)	小学校一年修業	8
	1914 (T3)	小学校二年修業	9
	1916 (T5)	小学校退学 →修業(手拭)	11
	1918 (T7)	帰院(性質不良) →修業	13
1926 (T15)	独立退院	21	

2. 「独立退院」と明記されていないもの

育児番号	年	内容	年齢
M-⑤ (男) 両親死亡	1882 (M15)	生まれた年	0
	1885 (M18)	入院年	3
	1887 (M20)	分籍同居	5
	1891 (M24)	留養	9
	1891 (M24)	帰院	9
	1893 (M26)	修業	11
	1893 (M26)	帰院	11
	1894 (M27)	留養	12
	1894 (M27)	帰院	12
	1895 (M28)	修業(製本業)	13
1907 (M40)	製本会社	25	
M-⑥ (男) 父死亡	1889 (M22)	生まれた年	0
	1891 (M24)	入院年/院外(里子)	2
	1892 (M25)	帰院	3
	1895 (M28)	小学校入学	6
	1901 (M34)	修業(書店)	12
	1903 (M36)	修業(写真師)	14
1912 (M45)	退院	23	
1915 (T4)	通勤(紙器製造所)	26	
M-⑦ (男) 父失踪	1899 (M32)	生まれた年	0
	1899 (M32)	入院年/院外(里子)	0
	1902 (M35)	帰院	3
	1904 (M37)	出養	5
	1904 (M37)	帰院	5
	1904 (M37)	留養(筆職)	5
	1904 (M37)	帰院	5
	1907 (M40)	尋常小学校二年	8
	1914 (T3)	高等小学校卒業	15
1914 (T3)	鉄道院へ奉職	15	

<大正期>

1.「独立退院」と明記されているもの

育児番号	年	内容	年齢
T-① (男) 父失踪	1912(T1)	生まれた年	0
	1912(T1)	入院年/院外(里子)	0
	1916(T5)	帰院/院内	4
	1919(T8)	小学校入学	7
	1921(T10)	寺へ転住	9
	1934(S9)	独立退院/大学在学中	22
T-② (男) 母私生児	1912(M45)	生まれた年	0
	1912(T1)	入院年/院外(里子)	0
	1916(T5)	帰院/院内	4
	1919(T8)	小学校入学	7
	1923(T12)	修業	11
	1923(T12)	帰院(震災の間)	11
	1924(T13)	修業	12
T-③ (男) 父失踪	1912(M45)	生まれた年	0
	1912(T1)	入院年	0
	1913(T2)	院外(里子)	0
	1916(T5)	帰院/院内	4
	1919(T8)	小学校入学	7
	1924(T13)	修業(質)	12
T-④ (男) 両親死亡	1912(M45)	生まれた年	0
	1913(T2)	入院年/院内収容	1
	1913(T2)	寄留届	1
	1914(T3)	院外(里子)	2
	1917(T6)	帰院/院内	5
	1918(T7)	小学校入学	6
	1921(T10)	徒弟(寺)	9
	1931(S6)	入籍(寺)	19
	1934(S9)	独立退院	22
T-⑤ (男) 父失踪	1913(T2)	生まれた年	0
	1913(T2)	入院年/院外(里子)	0
	1915(T4)	院外(委託替)	2
	—	帰院/院内	
	1919(T8)	小学校入学	6
	1922(T11)	当養・修業(金物商)	9
	1926(T15)	修業先から戻される(性質不良)	13
	1926(T15)	他施設へ委託	13
T-⑥ (男) 両親病気	1912(M45)	生まれた年	0
	1913(T2)	入院年/院外(里子)	1
	1917(T6)	帰院/院内	5
	1919(T8)	小学校入学	7
	1922(T11)	入院・退院(病気)	10
	1924(T13)	修業(染物業)	12
1933(S8)	独立退院	21	

T-⑦ (男) 父入獄	1916(T5)	生まれた年	0
	1916(T5)	入院年/院外(里子)	0
	1918(T7)	帰院⇒再び元里親へ	2
	1924(T13)	帰院/修業(染物業)	8
	1937(S12)	独立退院	21
T-⑧ (男) 災害	1913(T2)	生まれた年	0
	1916(T5)	入院年/院内	3
	1920(T9)	小学校入学	7
	1922(T11)	留養(金物商)	9
	1926(T15)	兄の来院	13
1937(S12)	独立退院	24	
T-⑨ (男) 父死亡、 母病気	1916(T5)	生まれた年	0
	1917(T6)	入院年/院外(里子)	1
	1921(T10)	帰院/院内	5
	1923(T12)	小学校入学	7
	1924(T13)	留養(農漁業)	8
	1934(S9)	来院者有(引取話)	18
	1935(S10)	兵役手続等	19
	1937(S12)	入営	21
	1937(S12)	除隊	21
	1944(S19)	独立退院	28
T-⑩ (男) 両親死亡	1912(M45)	生まれた年	0
	1918(T7)	入院年/院内	6
	1919(T8)	小学校入学	7
	1920(T9)	保証人持参物/一学期落第	8
	1926(T15)	修業(役員宅)	14
	1934(S9)	独立退院	22
T-⑪ (男) 父病気	1916(T5)	生まれた年	0
	1921(T10)	入院年/院内	5
	1923(T12)	小学校入学	7
	1924(T13)	重症・危篤	8
	1925(T14)	修業(寺)	9
	1938(S13)	独立退院(寺)	22
	1943(S18)	結婚(院児と)	31

2.「独立退院」と明記されていないもの

育児番号	年月	内容	年齢
T-⑫ (男) 両親失踪	1907(M40)	生まれた年	0
	1912(T1)	入院年/寄留届	5
	1914(T3)	小学校入学	7
	1918(T7)	修業(製造業)	11
	1919(T8)	退院/住所(自営業者方)	12
T-⑬ (男) 両親離婚	1915(T4)	生まれた年	0
	1920(T9)	入院年/院内	5
	1922(T11)	小学校入学	7
	1925(T14)	修業(寺)	10
	1932(S7)	修業先より事故帰院/委託	17
1934(S9)	勤務(食堂コック)	19	

<戦後>

育児番号	年	内容	年齢	育児番号	年	内容	年齢
S2-① (女) 母勤労の為養育不能	1944(S19)	生まれた年	0	S2-⑤ (男) 浮浪	1945(S20)	生まれた年	0
	1949(S21)	入所年	2		1953(S28)	入所年	8
	1960(S35)	退所年 →就職先(福田会)	16		1961(S36)	退所年 →就職先(工業)	16
S2-② (女) 父刑務所、貧困	1943(S18)	生まれた年	0	S2-⑥ (男) 生活困窮	1949(S24)	生まれた年	0
	1951(S26)	入所年	8		1953(S28)	入所年	4
	1959(S34)	退所年 →就職先(福田会)	16		1965(S40)	退所年 →就職先(福田会)	16
S2-③ (男) 父勤労の為養育困難	1945(S20)	生まれた年	0	S2-⑦ (女) 母死亡、父養育困難	1949(S24)	生まれた年	0
	1951(S26)	入所年	6		1954(S29)	入所年	5
	1961(S36)	退所年 →就職先(製造)	16		1965(S40)	退所年 →就職先(福田会)	16
S2-④ (女) 母死亡、養育不能	1945(S20)	生まれた年	0	S2-⑧ (女) 父死亡、母病氣	1945(S20)	生まれた年	0
	1953(S28)	入所年	8		1957(S32)	入所年	12
	1961(S36)	退所年 →就職先(福田会)	16		—	退所年 →就職先(福田会)	—

2) 修業事例

① 修業先の職業分類

修業先としてどのようなものがあつたのか、

「児童原簿」類の記述の中で、経過も含む修業先を抽出し、以下の表9にまとめた。

表9 修業先の職業

時代	分類Ⅰ	分類Ⅱ	具体的表記	時代	分類Ⅰ	分類Ⅱ	具体的表記	
明治期	製造業	衣料品	靴製造所、洋服裁縫、仕立物職、靴下製造業、メリヤス製造業	大正期	製造業	衣料品	メリヤス製造業、靴製造、菓子工場	
		食品	菓子製造業			建設業	木工	木工所
		印刷	製本業、活版所、木活版所		商業		衣料品	染物屋、下駄屋
		その他	義手足製造所、仏師、蒔絵師、肥料業			農業・食品	花屋、飾食	
	建設業	木工	大工、左官職	その他		質商、停車場、自動車運転手見習、商店(万年筆)		
		鉄工	鉄工場	その他	仏教	寺		
	農業	野菜	農園		組織	福祉系組織の課長の家		
		畜産	養鶏場		関係者	評議員、監事の家		
	昭和期	商業	衣料品	法衣商、下駄屋、古着商、呉服店	院内職	助手		
			建設	材木商、建築土木請負業	昭和期	建設業	木工	建具工
			農業・食品	八百屋、青物商、酒商			鉄工	鉄工所
			その他	質商、桶商、漆工商、西洋洗濯、写真師		商業	食品	米商
		サービス	飲酒居、旅館、理髪業	その他	質商、硝子商			
		その他	医療	医師の家	その他	仏教	寺	
法律・行政			弁護士、議員の家	関係者		理事・監事の家		
仏教	寺							
	関係者	理事、幹事の家						
	院内職	院丁集金掛、助手、亀戸保育助手						

※修業先として複数みられるものに下線を引いた。

② 事例 (25事例)

<明治期>

育児番号	年	内容	年齢
M-⑧ (男) 父死亡、 母病氣	1889(M22)	生まれた年	0
	1889(M22)	入院年/院外(里子)	0
	1895(M28)	小学校入学	6
	1903(M36)	修業(材木商)	14
	1906(M39)	逃走→帰院→戻る	17
	1908(M41)	逃走→帰院 →修業(靴製造所)	19
	1909(M42)	帰院	20
	1912(M45)	修業	23
	1912(M45)	帰院	23
M-⑨ (男) 父死亡	1887(M20)	生まれた年	0
	1889(M22)	入院年	2
	1889(M22)	入籍	2
	1894(M27)	小学校入学	7
	1900(M33)	修業(製本業)	13
M-⑩ (男) 父失踪	1890(M23)	生まれた年	0
	1890(M23)	入院年	0
	1894(M27)	分家入籍	4
	1895(M28)	尋常小学校入学	5
	1904(M36)	修業	14
	1908(M41)	院内引取(修業先の都合)	18
	1912(M45)	寄留	22
	1915(T4)	本会院丁集金掛	25
M-⑪ (男) 離婚	1888(M21)	生まれた年	0
	1891(M24)	入院年	3
	1897(M24)	入籍	3
	1895(M28)	尋常小学校二年修業	7
	1896(M29)	落第	8
	1897(M24)	尋常小学校三年修業	9
	1900(M33)	修業(製本)	12
M-⑫ (男) 両親死亡	1884(M17)	生まれた年	0
	1892(M25)	入院年	7
	1893(M26)	入籍	8
	1893(M26)	留養	8
	1893(M26)	帰院	8
	1895(M28)	病氣入院	11
	1895(M28)	尋常小学校卒業	11
	1895(M28)	留養	11
	1904(M37)	帰院(家庭内不和)	20
	1905(M38)	出稼(義手義足製造所)	21
	1906(M39)	修業(仏師)	22

育児番号	年	内容	年齢
M-⑬ (男) 私生児	1899(M32)	生まれた年	0
	1899(M32)	入院年/院外(里子)	0
	1902(M35)	帰院	3
	1903(M36)	出養	4
	1904(M37)	帰院	5
	1905(M38)	静養	6
	1906(M39)	帰院	7
	1907(M40)	尋常小学校一年	8
	1912(M45)	卒業	13
		1912(M45)	見習生(洋服裁縫)
M-⑭ (女) 母死亡	1896(M29)	生まれた年	0
	1899(M32)	入院年	3
	1907(M40)	小学校一年	11
	1910(M43)	留養	14
	1912(M45)	父死亡	16
	1912(T元)	帰院	16
	1913(T2)	修業(幹事宅)	17
M-⑮ (女) 母死亡	1901(M34)	生まれた年	0
	1902(M35)	院外(里子)	1
	1902(M35)	寄留届	1
	1909(M42)	留養	8
	1914(T3)	修業	13
M-⑯ (女) 母死亡	1908(M41)	生まれた年	0
	1908(M41)	院外(里子)	0
	1908(M41)	寄留届	0
	1912(M45)	帰院、寄留	4
	1914(T3)	小学校入学	6
	1918(T7)	修業	10
	1923(T12)	修業先移転	15
M-⑰ (女) 私生児	1907(M40)	生まれた年	0
	1909(M42)	院外(里子)	2
	1910(M43)	帰院	3
	1910(M43)	寄留届	3
	1911(M44)	寄留届	4
	1914(T3)	小学校入学	7
	1918(T7)	修業(寺)	11
	1919(T8)	帰院	12
	1922(T11)	修業	15
	1924(T13)	修業(住職)	17

<大正期>

育児番号	年	内容	年齢
T-14 (男) 母失踪	1912(T1)	生まれた年	0
	1913(T2)	入院年／院外(里子)	1
	1913(T2)	寄留届	1
	1916(T5)	帰院／院内	4
	1919(T8)	小学校入学	7
	1923(T12)	修業(個人方)	11
	1924(T13)	修業(寺)	12
T-15 (男) 父死亡	1917(T6)	生まれた年	0
	1917(T6)	入院年／院外(里子)	0
	1921(T10)	帰院／入院(病氣)	4
	1926(T15)	移籍⇒養子	9
	1927(S2)	離籍(盗癖)	10
	1928(S3)	修業児(個人方、教員志望)	11
	1929(S4)	事故帰院	12
T-16 (男) 父失踪	1917(T6)	生まれた年	0
	1917(T6)	入院年／院外(里子)	0
	1926(T15)	試養児(製造業方)	9
	1927(S2)	移転	10
	1927(S2)	修業(下駄職方、入籍)⇒性質不良で戻される、転寄留届	10
	1933(S8)	修業(花屋)	16
T-17 (女) 父死亡、 母失踪	1912(M45)	生まれた年	0
	1917(T6)	入院年／院内	5
	1918(T7)	修業(個人方)	6
	1919(T8)	帰院	7
	1919(T8)	入院(流行病) 無籍⇒戸籍謄本到着	7
	1919(T8)	病氣入院中のため就学猶予認許	7
	1919(T8)	病氣快復し小学校就学	7
	1922(T11)	万引	10
	1925(T14)	修業(個人方)	13
	1927(S2)	事故帰院	15
T-18 (男) 父養育困難	1918(T7)	生まれた年	0
	1919(T8)	入院年／院外(里子)	1
	1923(T12)	修業(里親方)	4
	1923(T12)	修業(里親方)	4
T-19 (女) 母私生児	1921(T10)	生まれた年	0
	1921(T10)	入院／院外(里子)	0
	1928(S3)	帰院／院内	7
	1934(S9)	病氣	13
	1935(S10)	高小卒業	14
T-20 (男) 養育困難	1918(T7)	生まれた年	0
	1921(T10)	入院年／院外(里子)	3
	1923(T12)	帰院／院内	5
	1923(T12)	麻疹	5
	1923(T12)	入院⇒病名不明、他病院入院	5
	1931(S6)	修業(下駄屋)	13
	1932(S7)	事故帰院⇒委託(靴製造業方)	14
	1934(S9)	事故帰院	16
	1934(S9)	修業(個人宅)⇒2日で帰院	16
	1934(S9)	修業児(食堂)	16

T-21 (男) 父病氣	1922(T11)	生まれた年	0
	1923(T12)	入院年／院外(里子)	1
	1928(S3)	帰院／院内	6
	1930(S5)	修業(寺)	8
T-22 (男) 迷児	1913(T2)	生まれた年	0
	1923(T12)	入院年／院内	10
	1924(T13)	修業⇒2・3日で逃亡	11
T-23 (女) 母生別	1917(T6)	生まれた年	0
	1924(T13)	入院年	7
	1925(T14)	入院(産院)	8
	1926(T15)	入院(産院)	9
	1930(S5)	修業児(個人方)	13
	1932(S7)	事故帰院	15
T-24 (男) 養育困難	1923(T12)	生まれた年	0
	1924(T13)	入院年／院外(里子)、試養児	1
	1938(S13)	親戚来訪、修業について	15
	1938(S13)	戸籍謄本を親戚宅へ送る	15

<昭和期>

育児番号	年月	内容	年齢
S1-① (女) 母死亡	1926(T15)	生まれた年	0
	1927(S2)	院外(里子)	1
	1931(S6)	帰院	4
	1931(S6)	転居通知	4
	1932(S7)	父死亡	5
	1935(S10)	修業	8
	1944(S19)	事故帰院 →理事長邸へ	17
	1945(S20)	帰院 →逗子分院助手	18
	1946(S21)	修業(千葉)	19
		→事故帰院 →本会助手(再就任)	
S1-② (男) -	1924(T13)	生まれた年	0
	1927(S2)	入院年	3
	1928(S3)	院外(里子)	4
	1928(S3)	里替	4
	1929(S4)	帰院	5
	1939(S14)	高等小学校卒業 一修業(硝子商)	15
S1-③ (男) 父失踪	1926(T15)	生まれた年	0
	1928(S3)	院外(里子)	2
	1931(S6)	帰院	5
	1934(S9)	病氣入院手術	8
	1934(S9)	退院	8
	1939(S14)	小学校卒業 一修業(建築業)	13
	1942(S17)	事故帰院	16
	1942(S17)	修業(建具士)	16
S1-④ (男) -	1927(S2)	生まれた年	0
	1937(S12)	入院年	10
	1938(S13)	他施設へ入所	11
	1941(S16)	帰院	14
	1942(S17)	委託(葬儀社)	15
	1942(S17)	事故帰院	15
		→院内給仕	

(4) 分析

1) 独立退院

① 事例の結果分析

表10 独立退院事例の結果

	事例 総数	性別		独立平 均年齢 (歳)	在院平 均年数 (年)	修業経験 有の人数	修業先の 平均数
		男	女				
明治期	7	7	0	21.1	19.1	6	1.6
大正期	13	13	0	21.2	19	11	0.6
昭和期	0	—	—	—	—	—	—
戦後期	8	3	5	16	10.1	—	—

	退院・就職時期	独立・就職先	入院理由
明治期	M40…1、M45…1 T3…1、T11…2 T15…1	製造業(製本業等) 商業(鉄道等) その他(個人宅)	親の死…3 親の失踪…2 親の離婚…1 不明…1
大正期	S8…4、S9…5 S12…2、S13…1 S19…1	商業(食堂等) その他(寺)	親の死…3 親の病氣…3 親の失踪…4 親の離婚…1 親の入獄…1 親が私生児…1 災害…1
昭和期	—	—	—
戦後期	S34…1、S35…1 S36…3、S40…2 不明…1	製造業、工業 その他(福田会)	親の死…3 親の勤勞…2 親が刑務所…1 生活困窮…1 浮浪…1

② 事例の特徴

昭和期は事例がみられず、大正期が最も事例数が多く、男女比は、男のほうが多いが、戦後の事例になると女の比率が高くなる傾向がある。

独立平均年齢は、明治・大正期は約21歳であるが、戦後は16歳となり、自立しなくてはならない時期が早くなる。そのため、在院年数の平均は、明治・大正期は約19年だが、戦後は約10年となる。

明治・大正期は、修業経験を経て独立していく院児は10人前後いた¹⁸⁾。修業先の平均数は、明治期の方が大正期より多く見られたが、両時期の平均は1.1か所である。退院・就職時期で最も多く見られたのは、昭和4・5年であり、独立・就職先として、不明なものが多いが、製造業と商業がみられ、戦後は福田会にそのまま就職するケースもあった。

背景としての入院理由は親の死や失踪が多く見られた。入院時の年齢は、明治期は2.4歳、大正期は2.1歳、戦後は6.6歳となり、戦後は入院時の年齢が高くなる。

入院後に院外で「里子」の経験をした院児は明治期では7割、大正期では6割であった。

③ 事例

院児と独立までの経過についての事例の一部を2つ以下にあげる。

M-⑥

(明治) 三十四年〇月〇日〇〇町〇丁目〇番地
書肆〇〇方へ商業見習トシテ遣ス同年〇月帰院ス

(明治) 三十六年〇月〇〇町〇丁目写真師〇〇方へ修業中

院内より〇〇活版所へ修業トシテ通勤セリ

T-④

大正十年〇月〇日〇〇県〇〇郡〇〇村〇〇院〇〇方へ徒弟ニテ連レタリ

〇〇師は下記へ転住 〇郡〇〇村〇〇寺

昭和六年〇月〇日入籍ノ為メ戸籍謄本ヲ右〇〇殿へ送ル。

右同年〇月〇日入籍調印済右調印者戸主ニシテ兄ナル人ノ住所ハ〇区〇町、〇〇社内也

昭和九年〇月〇日独立退院トス

本人ハ〇月〇日ヨリ〇〇中学ノ四年へ入学シ〇〇大学ニ進マントスル晩年ナガラ篤学有望ノ男子デアル

(固有名詞は〇で記す。)

2) 修業

① 職業分類から

明治期が最も多くの分野の修業先がみられ、明治期と大正期は製造業がみられ、大正期には商業の新しい業種が増えている。修業先は昭和期にかけて減少していき、昭和期(戦後)は、修業事例はみられなくなる¹⁹⁾。

② 事例の結果分析

表 11 修業事例の結果

	事例 総数	性別		修業開 始平均 年齢 (歳)	修業に 出るま での在 院平 均年 数(年)	修業先の 平均数
		男	女			
明治期	10	6	4	13.8	12	1.5
大正期	11	8	3	10.5	7.9	1.6
昭和期	4	3	1	12.8	8.8	2.5
戦後期	0	—	—	—	—	—

	修業開始時期	修業先	入院理由
明治期	M33…2、M36…2 M38…1、M45…1 T2…1、T3…1 T7…2	製造業(製本、靴製 造、義手義足、仏 師、洋服裁縫) 商業(材木商、 その他(寺、個人 宅))	親の死…6 親の失踪…1 親の離婚…1 私生児…2
大正期	T7…1、T12…2 T13…1、S2…1 S3…1、S5…2 S6…1、S10…1 不明…1	製造業(靴製造) 商業(食堂、花屋、 下駄屋) その他(個人宅、 寺)	親の死…2 親の病氣…1 親の失踪…3 生別…1 迷児…1 私生児…1 養育困難…3
昭和期	S10…1 S14…2 S17…1	建設業(建築、建 具) 商業(硝子商、葬儀 社) その他(個人宅、福 田会育児院等院内 職)	親の死…1 親の失踪…1 不明…2
戦後期	—	—	—

③ 事例の特徴

事例数が多くみられるのは、独立退院事例と同様に大正期であり、性別は、男が多い。修業開始年齢は、明治期が13.8歳で、大正期が10.5歳である。昭和期にかけての平均は12.8歳くらいで修業に出ている。

修業に出るまでの在院年数の平均は、明治期が最も長く12年、大正・昭和期は8年弱である。修業先の数、昭和期が最も多く2.5か所だが、すべての時期の平均は1.8か所である。修業開始時期は、まばらにみられる。

修業先は、製造業、商業、その他に寺や個人宅、福田会の院内での仕事もみられる。

背景としての入院理由は、親の死や失踪が多くみられ、入院時の平均年齢は、明治期1.8歳、大正期2.5歳、昭和期4歳である。

入院後の院外で「里子」の経験をした院児は明治期は5割、大正期は7割、昭和期は8割となっている。

④ 事例

院児と修業先や職員とのかかわりについて

以下に2つ事例をあげる。

M-⑧

(明治)三十六年〇月〇〇町〇丁目〇番地材木商〇〇方へ修業中

(明治)三十九年無断逃走帰院事務員託シテ帰ラシム

(明治)四十一年〇月〇日復タ無断逃走事務員本人ヲ連レ託シタルモ主人聞入レス

(明治)四十一年〇月〇日〇〇区〇町〇〇靴製造所へ修業ノ為メ遣ス

(明治)四十二、ヨリ帰院来院丁ノ任務ニ服シ居レリ

(明治)四十五年〇月〇日〇〇町役場へ寄留届済

(明治)四十五年〇、〇日〇〇市〇区〇〇町〇〇〇〇方修業ス

〇五年〇月〇日〇〇市〇区…〇〇方ヨリ帰院ス(省略)

〇〇県〇〇町〇〇院住職〇〇ノ徒弟トナリ〇〇と改名

(省略)

T-⑭

大正十二年〇月〇日〇〇区〇〇町〇〇方へ修業
大正十三年〇月〇日〇〇県〇郡〇町〇〇寺〇〇方へ修業ニ出セリ

大正十四年〇月〇日住職不在中手提鞆ヨリ多大ノ金員盗ミ逃去シタリ□ルニ昨日夜行ニテ上京シタルモノトノ報ニ接ス

同〇日〇〇市〇〇町分署ニ保護中ノ趣〇〇氏ヨリ通知アリタリ

(固有名詞は〇で記す。)

⑤ 修業中の「家出・行方不明」事例

最後に追記しておきたいのは、今回は結果の部分の「修業」事例をみてきたが、児童原簿類の途中経過の修業中の内容の一部も見ておくこととする。結果の部分では「家出・行方不明」として分類されたものが、明治期10、大正期3、昭和期4、合計17事例あった。

その内、修行中の行方不明は3事例あり、いずれも明治期に入院し大正期に修業した院児の事例であった。一例の在院中記録と欄外記述の修業児の記録内容を以下に示す。修業先での虐待がみられたことがうかがえる。

「大正七年〇月〇日府下〇〇町〇〇靴下製造業
〇〇方へ修業ニ遣セリ
大正十年〇月〇日虐待ヲ受タル旨ヲ以テ帰院
〇〇主事同伴修業先へ送還ス
「〇〇(修業主)殿宅ヨリ家出(省略)行方不明」
※()内筆者記入

(固有名詞は○で記す。)

(5) 考察

1) 事例から

① 独立退院事例

入院時の年齢が乳児期であることもみられ(M-①・⑦、T-①・②・③・⑤・⑦等)、院外の里親のもとで過ごす経験をする事例が多く(上記に加えM-②・③・⑥、T-④・⑥・⑨等)みられる。里親のもとから帰院後、20歳近くまでの間に教育(小学校へ多くの院児が通い、大学へ行くこともあるT-①・④等)や修業を経て、退院していくという長い時間を、特に明治・大正期入院した院児は過ごしている。その場合、修業先が一か所である場合は(M-③、T-①・③・⑥・⑦・⑩・⑫・⑬等)、修業先の人々との信頼関係というのが院児を育てるといっても考えられる(M-③のように修業先に就職するケースもある)。また、修業先が一か所ではない場合も、修業先を変えながら経験を積み独立していくことなどがみられた(M-①・②・④・⑥、T-②等)。戦後は院内に就職するケースも複数見られた(S2-①・②・④・⑥・⑦・⑧)²⁰⁾。

独立退院事例は、院内だけでなく、院外の里親や修業先の人びととの関係も合わせて、

在院期間中の信頼関係が何らかの影響を与え、自立につながっていると考えられる。

② 修業事例

複数の修業先に行くケースがあるが、その要因としては修業先の問題(修業先への暴力など)が考えられる(「家出・行方不明」事例の修行中の内容より)。そして、修業児自身の問題(盗癖など)で「事故帰院」となることもある(T-⑭・⑮・⑯等)。さらに、両者の問題もかかわっているとも考えられるかもしれないが、修業内容が修業児に合わないという mismatch もある(M-⑪、T-⑳、S-①・③等)。そのような様々なケースに対応して職員は、修業先の問題があれば確認したり、再度修業に出して様子を見たり、修業先との信頼や契約期間もあるため院児が嫌がっても行かせるケースも見られた。修業児の問題がある場合は、別の修業先の検討をすることや院内の業務をさせて様子を見るなどをして対応している様子がうかがえた(S-①・④等)²¹⁾。

修業事例は、修業先と修業児、修業内容と適性などに問題があるために、関係性の形成や業務の習得に結びつかず、自立につながらないということが考えられる。また、修業先の問題に対処できない場合、家出・行方不明事例に移行していってしまうともいえる。

2) 時代から

① 明治期～大正期、昭和初期

恤救規則から救護法以降の各法律が施行される中で、救護児や児童虐待防止法該当児、軍事扶助法該当児などが「児童原簿」類の中にも出てくるようになる。このように、当時の法律の影響を受けた動き、その法律を生み出した社会情勢(戦争等)の動きというもの

が育児院の院児に表れている。例えば、今回取り上げた事例のうち、児童虐待防止法が施行された昭和8年以降に修業に出た院児の数は3人だが、その時の年齢は事例S1-①は8歳（大正10年）・17歳・18歳、S1-②は15歳、S1-③は13歳（昭和14年）・16歳となっており、法律での14歳未満に該当する時期に修業に出ている時も見られるが、多くがその年齢以上の時期になってきている。しかし、全ての院児の修業時期と年齢を見なくては一概には解釈できないため、今後、結果の部分だけではなく修業の部分抽出し分析していくこととする。

② 戦後

この時期については更なる分析が必要であるが、措置制度後の入所児童の就職事例が複数みられるが、数としては引取による退院が最も多い。しかし、事例数だけでは判断できないので、今後は、施設内での養護内容として就職につながる取り組みなどを、戦後の施設での入所中の子どもの様子や職員のかかわり、社会とのつながりなどの内容をしっかりと把握していかなくてはならない。

時代とのかかわりは、法律や社会的情勢と合わせて、就職先の全体的動向をみていく必要があると思われる。そして、社会的な背景としての文化や意識の部分も確認していくことで、より実態が見えてくると考えられる。

おわりに

今後の課題として、修業先がどのような人々なのか、どのように修業先を確保しているのかの把握、独立・就職先の実態や地域状況も分析していくこととする。そして、院児の本籍だけではなく出身地や入院（入所）する前にどこにいたのか、ということも確認していく。独立・

就職については、各時代の10代から20代の社会全体の労働環境と合わせてみていく必要があると考えている。

また、職員についての資料が少なく、その人数や実践の実態が特に明治・大正期は確認が難しいため、昭和・戦後の資料を確認しながら、それ以前に関連する資料の収集・分析をしていくことも課題である。それらを踏まえて、院児と職員（特に養育の中心であった保母等）とのかかわりを通して、児童養護実践史としてまとめていくことを目標としている。

〈付記〉

本稿は、平成27年度科学研究費助成事業・基盤研究(C)「第二次大戦後の福田会育児院の運営組織と社会福祉実践研究」(研究代表者宇都榮子、課題番号15K03958)の業績と専修大学社会科学研究所助成グループ研究B(宇都グループ)の研究成果の一部である。

〈謝辞〉

本稿をまとめるにあたり、福田会育児院史研究会のメンバーによるご指導、基礎資料整理作業のメンバーのご協力、そして、資料閲覧をさせていただきました社会福祉法人福田会に感謝申し上げます。

〈参考文献・資料〉

- 宇都榮子「明治期における福田会育児院の規程類とその実施状況 一組織・職員構成、入所児童取り扱い方法の検討一」(『東京社会福祉史研究』第5号、東京社会福祉史研究会、2011、63-102)
- 木村元編・解説『人間形成と社会Ⅲ 第2巻 青少年労働市場に関する調査資料』クレス出版、平成24年
- 小泉亜紀「福田会育児院における院内処遇史① 一先行研究と福田会規程類・月報からの検討一」(『福祉専修』第35号、専修大学社会福祉

学会、2014)

小泉亜紀「福田会育児院における院内処遇史 — その②／明治・大正期の院内の生活や活動に関する仏教・組織・職員の役割—」(『東京社会福祉史研究』第9号、東京社会福祉史研究会2015年5月)

社会福祉調査研究会編『戦前期社会事業史料集成』日本図書センター、1985年

高田実・中野智代編著『近代ヨーロッパの探究⑩ 福祉』ミネルヴァ書房、2012年

滝口桂子「明治期における福田会育児院の研究」(『社会福祉実践史の総合的分析』昭和63年度科学研究費補助金(総合研究A)研究成果報告書、代表宇都榮子、1989年、117-147頁)

谷口由希子『児童養護施設の子どもたちの生活家庭』明石書店、2011年

土屋敦『はじき出された子どもたち』勁草書房、2014年

中里日勝編『福田会沿革畧史』福田会、1909(明治42)年(金子光一監修『社会福祉施設史料集成第1期 第3巻』株式会社日本図書センター、2010年)

橋元伸也・沢山美果子編『保護と遺棄の子ども史』昭和堂、2014年

室田『子どもの人権問題資料集』不二出版、2009年6月~2010年6月

吉田久一『日本社会事業の歴史』勁草書房、1960年

吉田久一『日本近代仏教社会史研究』吉川弘文館、1964年

〈註〉

- 1) 施設の移転、長谷寺と御料地の構図などの変遷は拙稿2015、5-6頁参照。
- 2) 滝口は、明治学院大学の紀要に福田会育児院と複数の施設の比較分析した論文を発表している。
- 3) 研究会名を「福田会育児院史研究会」とし、2008年度から資料整理を中心に研究作業を進め、以下のようなものをまとめた。
 - ・宇都榮子「福田会育児院所蔵史料調査報告」(『福祉専修』第29号、専修大学社会福祉学会、2008、15-33)
 - ・宇都榮子「福田会育児院創立の経緯と開設当初の組織 — 創立に関わった人びとの検討を

中心に一」(『東京社会福祉史研究』第3号、東京社会福祉史研究会、2009、77-102)

2011年度から2014年度は、科学研究費助成事業基盤研究(B)(研究代表者宇都)による研究作業を行い、以下のような研究成果をまとめた。

- ・宇都榮子「明治期における福田会育児院の規程類とその実施状況 — 組織・職員構成、入所児童取り扱い方法の検討—」(『東京社会福祉史研究』第5号、東京社会福祉史研究会、2011、63-102)
 - ・野口武悟・宇都榮子・菅田理一・土井直子「福田会育児院設立初期の規程・組織等の検討」(『専修大学社会科学年報』第45号、専修大学社会科学研究所、2011、129-152)
 - ・野口武悟・宇都榮子・土井直子・菅田理一・梅原基雄「福田会育児院史研究の基礎的資料の整理 — 福田会育児院年表第一次稿—」(『福祉専修』第32号、専修大学社会福祉学会、2011、9-47)
 - ・宇都榮子・野口武悟・小池隆生・菅田理一・土井直子「福田会育児院史研究の基礎的資料の整理 その2 — 福田会育児院年表第一次稿補訂版—」(『福祉専修』第33号、専修大学社会福祉学会、2012、13-60)
 - ・宇都榮子・野口武悟・菅田理一「福田会育児院史研究の基礎的資料の整理 その3 — 福田会育児院年表第一次稿補訂版2—」(『福祉専修』第34号、専修大学社会福祉学会、2013年19-98)
 - ・野口武悟・菅田理一・江連崇「昭和戦前期の福田会育児院における里親委託」(『東京社会福祉史研究』第6号、2013、57-69)
 - ・宇都榮子「福田会育児院研究の基礎的資料の整理 その4」(『福祉専修』第35号、2014、23-56)
 - ・菅田理一「福田会育児院の里親委託制度における里子取扱委員の役割と機能」(『社会事業史研究』第47号、2015、31-47)
 - ・宇都榮子「福田会育児院創設とその後の運営を支えた組織」(『社会福祉』第55号、2015、93-115)
- 4) 2014年度・2015年度の論文は以下である。
 - ・「福田会育児院における院内処遇史① —

先行研究と福田会規程類・月報からの検討—（『福祉専修』第35号、専修大学社会福祉学会、2014）

- 「福田会育児院における院内処遇史—その②／明治・大正期の院内の生活や活動に関する仏教・組織・職員の役割—」（『東京社会福祉史研究』第9号、東京社会福祉史研究会2015年5月）

2014年度から2015年度までの学会発表内容は以下である。

- 東京社会福祉史研究会第88回例会（専修大学、2014年3月22日）
定例会報告「福田会育児院における院内処遇史（初期報告）」
 - 社会事業史学会第42回大会（長崎純心大学、2014年5月10・11日）
自由論題報告「明治・大正期の児童養護実践についての一考察—福田会育児院に於ける明治末期から大正初期の院内処遇に関する資料をもとに—」
 - 日本社会福祉学会第62回秋季大会（早稲田大学、2014年11月29・30日）
口頭発表「明治・大正期の児童養護実践が形成される過程についての一考察—福田会育児院における院内の生活や活動に関する資料をもとに—」
 - 社会事業史学会第43回大会（愛知県立大学、2015年5月9・10日）
自由論題報告「福田会育児院の入院児童の退院理由に関する事例分析—仏教と社会的養護②—」
 - 日本社会福祉学会第63回秋季大会（久留米大学、2015年9月19・20日）
口頭発表「児童養護における自立支援につながる実践史の一考察—明治～昭和期の福田会育児院の院児の修業内容と自立にかかわる事例を通して—」
- 5) 本稿ではごく近年のものに限定してとりあげているが、同時期の施設である岡山孤児院に関する菊池義昭、細井勇等の先行研究論文、家庭学校に関する留岡清男、土井洋一、仁井仁美等の先行研究論文など多数存在している（拙稿2014：註3）。養護内容でも今回の論点である修業や独立・就職に限定したものは少ないといえる。

- 6) 関係資料の掲載されているものとして、社会福祉調査研究会編『戦前期社会事業史料集成』（1985年）があり、その中の「本邦社会事業概要」（社会局社会部、昭和8年）には、「第八節 児童保護施設」で、「児童保護事業は之を沿革的に見ると各国何れも初めは孤児、棄児等に対する事後の救済に留って居るのである。然るに欧米各国に於いては十八世紀の末葉産業革命に伴うて工業の機械化、人口の都市集注、労働階級の出現、婦人労働等各種の社会現象が起って来たために、児童問題も其の範囲が非常に広範になったばかりでなく、予防的事前の方面に主力を注ぐに至ったのである。」とし、日本における児童保護事業も同様に発達してきたと概説されている。また、「児童保護事業は其の範囲頗る広範であるが、就中最も緊急にして根本的なるは貧児保護事業殊に貧困児童に関する養育施設である。」との説明もなされており、「児童保護施設は児童に関する経済、保健、教育及職業の諸問題に関係して其の範囲は極めて広範であるが、以下、便宜上、妊娠婦、乳幼児、病弱児、貧困児童、児童虐待防止、不良児童、異常児童、児童保護運動の八部門に分つて其の現況を説明」している。「少年の職業紹介」は、「第六 失業保護施設」の中に分類され、「職業紹介事業」の「婦人及少年の職業紹介」として説明されている。
- 7) 本研究において、筆者なりに時期区分をおこなうことは今後の課題としている。そのため、今回は明治・大正・昭和・戦後という資料整理時の分け方でみていくこととする。
- 8) 「福祉の複合体論」については、高田実らを中心に研究が進められており、近年の出版物として、『近代ヨーロッパの探究¹⁵ 福祉』のなかでヨーロッパ各国を例に述べられている。「福祉は、家族、企業、地域社会、相互扶助団体、慈善団体、商業保険会社、宗教組織、地方公共団体、国家、超国家組織などの多様な歴史的主体と多元的な原理によって構成された構造的複合体である。」と表現されている。

- 9) 規程類における入院資格や入院年齢などについての明治期の整理を宇都(2011)がおこなっているため、そちらを参照されたい。
- 10) 福田会による「月報」は、欠号もあるため、明確ではない部分もあるが、1903(明治36)年2月10日発行の第2号～1913(大正2)年4月10日発行の第124号までは『福田会月報』、1913(大正2)年5月10日発行の第126号は『福田』、1913(大正2)年7月10日発行の第127号～1916(大正5)年11月28日発行の第157号までは『ふくでん』、1917(大正6)年1月28日発行の第158号～1920(大正9)年12月28日発行の第202号までは『フクデン』と名称が変遷した。掲載記事の内容としては、院報として福田会育児院に関する記事が中心となり、院児の事や院児と保母のかかわりの事、役員の記事や訪問者や関係者の事、寄付者と金額、広告などがあり、人数や会計などの事業報告も時々みられ、その他慈善や教育の動向など時事に関する説明などもされている。養育内容の実態の一部を把握するためにも貴重な資料であると判断できるが、福田会育児院が作成しているものであるため、同時代の記事と照合して用いる必要があると考えられる。

年・号	名称
1903(明治36)年2月10日発行第2号～1913(大正2)年4月10日発行第124号	『福田会月報』
1913(大正2)年5月10日発行の第126号	『福田』
1913(大正2)年7月10日発行第127号～1916(大正5)年11月28日発行第157号	『ふくでん』
1917(大正6)年1月28日発行第158号～1920(大正9)年12月28日発行第202号	『フクデン』

- 11) 福田会育児院が修業先を用意しているといえるが、どのようにして修業先を確保していたのかなどは明確ではない。また、修業先はどのような人・地域社会なのかということは今後調べていくこととする。
- 12) 全ての児童原簿類に住所等が記載されているとは限らないが、把握できるものの抽出を行い、マッピングすることもできるのではないかと考えている。
- 13) 関連法として、明治期からの法律として「恤救規則」があり、「1874(明治7)年12月8日、太政官達第162号。明治新政権による初めての国家レベルの救貧法・救貧制度。1929(昭和4)年の「救護法」成立まで日本の救貧制度として存続した。この規則の成立は滋賀県が廃藩置県前に管下窮民を救済していた慣例にもとづき、明治新政権下でも同様の救助を継続するよう大蔵省宛に申請したことに始まる。規則前文には、①救貧恤救は人民相互の情誼によること、②しかし放置できない「無告の窮民」は救済することなどが定められた。救助対象は独身で身寄りがなく労働不能な極貧者、重病・老衰の70歳以上高齢者、疾病者、13歳以下の幼者で、救助内容は1か年米1石8斗から7斗、疾病者は1日男米3合女2合の割で米代を支給した。救助は1875年7月内務省達「窮民恤救調査箇条」により厳しく制限された。明治期に2度にわたって改正案が提案されたが成立に至らなかった。(以下省略) (『社会福祉辞典』大月書店、2005年) というものであった。その後、「救護法」が成立し、「1929年公布・1932年施行、法律39号。生活困窮者の公的な救済を救護行政として定めた法律。恤救規則(1874年)に代わり制定された。救護を受ける対象は、貧困のため生活不能であること、扶養義務者による扶養が不可能なこと、働くことができないこと、という条件をすべて満たし、そのうえで①65歳以上の老衰者、②13歳以下の幼者(1歳以下の乳児についてはその母を含む)、③妊産婦、④「不具廢疾」・疾病・傷痕その他精神または身体の「障碍」、という要件のいずれかに該当する者に限られた。救護の内容は生活扶助、医療、助産、生業扶助および埋葬費支給、救護の方法は居宅救護、が原則で例外的に救護施設に入所させるかたちがとられた。救護の実施機関は市町村長とされ、市町村長の補助機関として方面委員が置かれた。救護費用は原則として市町村の負担とされ、国庫、道府県から補助を受けるかたちがとられた。この法

律により救護は国の行政事務として義務的に行われることとなったが、対する要援護者の救護を受ける権利は行政的には認められなかった。公布後、方面委員による実施促進運動が展開され、1931（昭和6）年全国方面委員代用者大会における天皇への上奏決議を経て、財源確保のための競馬法改正が行われ、ようやく施行された。その後、この法律の諸規定は、方面委員令（1936年）、母子保護法（1937年）、社会事業法（1938年）、医療保護法（1941年）などに分化していった。戦後、生活保護法（1946年）により廃止。』（『社会福祉辞典』大月書店、2005年）と変化していったが、「軍事救護法」や「軍事扶助法」（戦前における、傷病兵や出征兵士遺家族への救済法規。一般窮民に対する公的救済が長く恤救規則のままであったのに対し、さきがけて整備されたのは、傷病兵や出征兵士遺家族が生活困難に陥った場合の救済である。すでに1904（明治37）年に下士兵卒家族救助令が制定されていたが、1917（大正6）年に全額国庫負担で公民権否定をとまわらない軍事救護法が、恤救規則とは性格の異なる救済立法として制定された。さらに1937（昭和12）年に軍事扶助法へと発展し、扶助の条件の緩和などが行われた。軍事関係の救済が優先的に整備されたのは、国防上の見地から、兵役にともなう生活難への国家的対応の要請が無視できなかったことによる。しかし、軍事救護法制定に武藤山治による運動の成果が大きかったように、軍事関係の救済さえ、容易に進んだものではなかったうえ、武藤が権利を主張したにもかかわらず、国家の温情として与えられたにすぎなかった。（『社会福祉辞典』大月書店、2005年）、「児童虐待防止法」（旧児童虐待防止法（1933年）とされ、その対象を満15歳までとし児童労働の酷使の問題に限定していた（『社会福祉辞典』大月書店、2005年））なども影響を与えたと考えられる。

14) 寄留とは、戸籍法（大正3年制定）に合わせて制定された「寄留法」が大正4年に施行された。福田会育児院では入院後の院児に

関する手続きとして行われている。『戸籍法及び寄留法』中川善之助（日本評論社版）を参考としてみていくと、寄留の種類として、「住所寄留」「居所寄留」「住所外寄留」があるが、明確に書かれている事例として、院外養育の里子になる場合は、里親のところへ「住所寄留」しているという記録がみられた。院内で生活する場合は、「寄留手続を済ます」などの記録があるのみだが、福田会育児院住所に「住所寄留」していると思われる。修業児は、修業先の住所に「寄留」しており、修業先を変えたりする際に「転寄留」したという記録がみられた。寄留の届け出は寄留者本人であるが、事情によっては同居者または事実上の世帯管理者が代ってとあり、福田会育児院では職員が行っていると思われる。届け出期限があるが、福田会育児院では、児童の戸籍の状態や確認にどのくらい時間がかかるかにより違ってくる。入院後、翌日のこともあれば、数日・数か月後に届け出ているなどさまざまである。また、無戸籍の児童もおり、手続きができないままという記録もみられた。

15) 福祉行政の分野において、措置という言葉は、様々な意味内容で用いられているが、大別すると広義で用いられる場合と狭義で用いられる場合とがある。広義の福祉の措置とは、各福祉実定法において「福祉の措置」とか「福祉の保障」などという章だての下に組み込まれている諸施策の総称のことである。（…中略…）狭義の意味での福祉の措置は、行政庁による社会福祉サービス（なかんずく施設サービス）の決定ならびに給付行為のことを指して用いられている。とくに措置制度といった場合には、この後者の意味で（わけても福祉施設への入所措置を意味するものとして）用いられていることが多い。ちなみに福祉サービスの利用の仕方に関して、「措置から契約へ」といわれる場合の措置も、この後者の意味で使われている。なお、狭義の意味での措置を行う権限を持つ行政庁を、措置権者（措置期間）という。いわゆる「措置委託」とは、この措置権者が民間の社会福祉施設へ入所委託をすることである。また、入所措置に要する費用を「措置費」といい、民間施設

- へ委託している場合の措置費を「措置委託費」という。(『社会福祉辞典』大月書店、2005年)
- 16) 児童福祉法(1947年、法律164号)は、新憲法下の第一特別国会で制定された。第二次世界大戦後、親や家族、家を失って食糧に事欠く子どもたちが焦土にあふれ、一刻も早く救い保護することが焦眉の課題であった。戦後の福祉立法のなかで旧生活保護法について本法が制定されたのもそのためである。当初は「保護法」として構想立案されたが、中央社会事業委員会などの批判を受け、「すべて」の「児童」の「福祉法」として名称変更も含む修正が行われた。(以下省略)(『社会福祉辞典』大月書店、2005年)
- 17) 明治・大正・昭和(戦中)期は、「児童入院原簿」の記録より、戦後の事例は「児童名簿」より(いずれも社会福祉法人福田会育児院所蔵)を参考資料として作成した。表記において、育児番号は実際の番号とは異なる。この資料の通し番号とした。番号の下の説明は「入院理由」であり、「-」は無記名・情報のないものである。記述内容は、職業名は掲載するが、人名や地名などの固有名詞は伏せてある(施設名のみ一部掲載)。現代では使用しない表現と思われるものも、当時の表記のまま使用している場合がある。
- 18) 戦後は修業の有無や内容については確認できていない
- 19) 「修業」という名称ではなくなっていく可能性もあるため、今後確認していく。1951(S26)年、児童福祉法の正式の制度として保護受託者(職親)が発足した。これは、要保護児童を養育すると同時に、将来の独立自活のための職業を身につけさせようとするものであった。その数は里親に比べ少なく、1952(S27年)に119人、1976(S51年)には20人となり、その後、2005年の法改正時に廃止となった(『児童福祉十年の歩み』、『児童福祉三十年の歩み』より)。廃止となる前までの「職親」の取り組みについて今後調べていく。近年、児童虐待防止対策の中でも着目されている。
- 20) これらは施設の業務に適性があるからなのか等確認する必要がある。
- 21) 職員の人数などの実態についての資料が無いため、更なる資料発掘と調査が必要である。

戦略的失敗のシステム分析

齋藤 雄志

目次

1. はじめに
2. 戦略的失敗に関する基本概念
3. さまざまな失敗研究事例
4. 戦略的失敗とシステムの視点
 - 4.1 システムとその特性
 - 4.2 事業・計画のシステムの側面
5. 戦略的失敗の事例
 - 5.1 事例1 福島原発事故－組織の硬直性と想定外への不対応
 - 5.2 事例2 TMI原発事故－システム管理の失敗と事故の連鎖反応拡大
 - 5.3 事例3 チェルノブイリ原発事故－システムの不安定性と運転管理の失敗
 - 5.4 事例4 JCO臨界事故－基本知識欠如と経営の失敗
 - 5.5 事例5 原子力船むつの失敗－地域紛争と新技術開発の混乱
 - 5.6 事例6 さまざまな事例と戦略的失敗の可能性
6. 結論に代えて

1. はじめに

本論文では、「戦略的失敗」の概念を提案するとともに、過去における大規模・巨大システムの戦略的失敗事例を踏まえながら、どのよう

な経緯や要因で戦略的失敗に至るのか、その構造と特徴はどうなっているか、社会として大規模・巨大システムの計画についてどういう態度をとればよいかなどを検討することである。表題でいうシステム分析的視点とは、第1には、現象をシステムとしてみて、失敗の構造を明確にすることであり、第2には、政策科学的視点を基礎とするという意味である。

戦略的失敗は、一言で言えば本質的失敗という意味である。わが国は（正確に言えば、わが国に限定されないが）、歴史的にみれば、多くの戦略的失敗を経験してきた。たとえば、福島原子力発電所事故は戦略的失敗の代表である。事故の原因は巨大津波だけでなく、原発というシステム構築に関わる組織や制度の欠陥も関わっているという見方が妥当である。多くの地域開発や技術開発でも戦略的失敗の側面が見て取れる。海外では、チェルノブイリ原発事故やTMI原発事故があり、それらの事故の背景にはシステムや組織の問題が絡む。

戦略的失敗は過去の問題だけが重要なのではない。今後とも多くの戦略的失敗の可能性がある。多くの期待を集めている、リニア中央新幹線、電気自動車の導入、燃料電池車システム、大規模な太陽光発電の急速な導入でも戦略的失敗の陰がある。

巨大な失敗は、社会連関的に大きな余波を引き起こす。小さな失敗は、社会的に吸収可能であり、容易に回復可能であるが、巨大な失敗はその直接的間接的影響が大きい。巨大な失敗と

複数の小さな失敗を比較すると、その社会的影響の大小について、直接的損失が、「巨大な失敗 = Σ小失敗」であっても、その社会への直接的間接的波及効果を考慮して考えれば、「巨大な失敗 > Σ小失敗」である。巨大な失敗は対応が困難なこともあり、経済的社会的意味で大きな悪い乗数効果を生む。巨大であるが故に失敗するとその影響が大きい。

システムを計画し構築するというプロセス面から、事業の立案戦略という面からみても巨大な計画は大きな問題を含んでいる。たとえば、巨大であるが故に、戦略や計画そのものが容易でない。巨大な事業はチェックや方針の変更が難しい。巨大な計画には多様な要因が複雑な形で関わり、環境が多様・複雑である。また巨大な事業ではその実行組織が複雑である。さらに巨大であるが故に利害が絡み、大きな組織や政治勢力がその背景に存在する。巨大であるゆえに、システムや技術に関わる要因が複雑である。

失敗の要因には、組織的要因、制度的要因、社会的要因、政治的要因、行政的要因、経済的要因、技術的要因、システムの特性に関わる要因、環境に関わる要因などさまざまな要因が絡む。

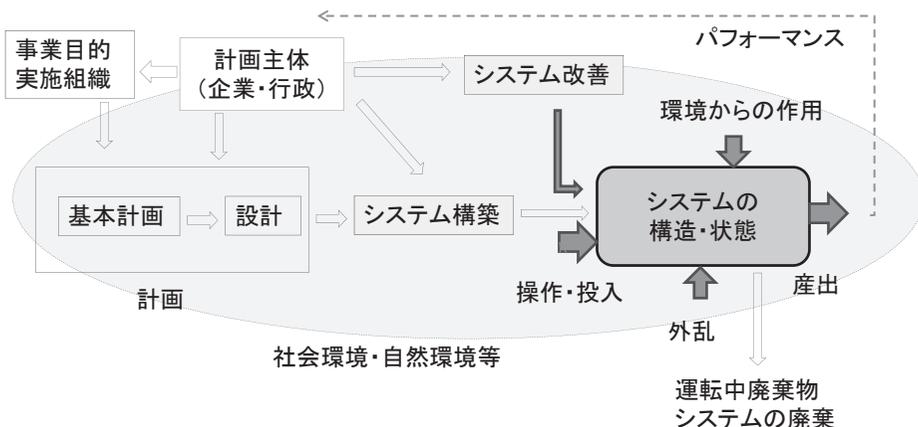
2. 戦略失敗に関する基本概念

まず最初に、戦略的失敗を論ずるに当たり、失敗に関する基本概念を整理・定義しその意味を明確にしておく。特に、戦略的失敗の概念は、事業（システムの構築作業）の戦略や計画に関係する。特に、それらに関する根幹的失敗が戦略的失敗である。事業とは、「目的→計画（基本計画・設計）→システム構築→システム運用（利用）」のプロセス全体を指す言葉として使用する（図表1参照）。

システムとは、「原発」、「道路」のような「ハードなシステム」だけでなく、「法律」・「制度」のような「ソフトなシステム」も含めて考える。大規模システムが事故を起こせばそれは失敗だが、組織や制度にも失敗がある場合が多い。

戦略的失敗とは簡単にいえば、事業、つまり、「目的→計画→システム構築→システム運用（利用）」のプロセスにおいて、もとの戦略や計画に含まれていた欠陥や問題が原因となってプロジェクトや事業の目的が大きく失われたことをいう。多くの失敗現象では、構築されたシステムに失敗があるとしても、その根本原因は、計画自体やそれを行う組織に含まれている構造や

図表 1 目的・計画からシステム構築・運用プロセス



機能に問題があることが多い。後に戦略的失敗の他にも技術的失敗、偶発的失敗などのより「より軽い」失敗の概念を定義するが、本稿の対象は主に戦略的失敗である。またシステムの視点でみると事業を実施するシステムにせよ、構築されたシステムにせよ、失敗の原因が小さくともシステム内で連鎖反应的に拡大するという特徴がある。この意味でシステムをどのように捉えるかが重要になる。

システムはいくつかの構造化された要素あるいはサブシステムの集まりである。構造化とは互いに相互作用をし、それらが一体になって、一定の機能を果たすことを意味する。システムの定義には、システムの構造を中心に見るか、機能を中心に見るかという立場がある。しかし結論的にいえば、構造と機能は分離することはできない。

要素の集まりがシステムとよばれ、その外部は環境とよばれる。システムには投入・入力（インプット）と産出・出力（アウトプット）がある。システムのインプットには許容される範囲がある（入力の許容範囲）。システムのインプットが許容範囲を超えれば、システムは誤動作することがある。時には事故に発展する。

またシステムは、環境からさまざまな外乱を受ける。外乱の存在はシステムの動作の自然な前提条件であり、外乱のもとでシステムは正常に動作しなければならない。通常、システムは順調にいけばシステム構築の目的に従い価値を生み出す（産出＝アウトプット）。

そのようなシステムのアウトプットには、

パフォーマンス評価が行われる。しばしば最適な価値を生み出すように全システムは計画され構築される。アウトプットに関しても、パフォーマンス以前に、許容範囲がある。アウトプットは許容された範囲に収まっていなければならない。そうでなければそのシステムは失敗と見なされる。たとえば、発電所によって発電される電気の電圧や周波数はある一定の範囲に押さえられなければならない。それを逸脱すれば異常・故障と見なさる。

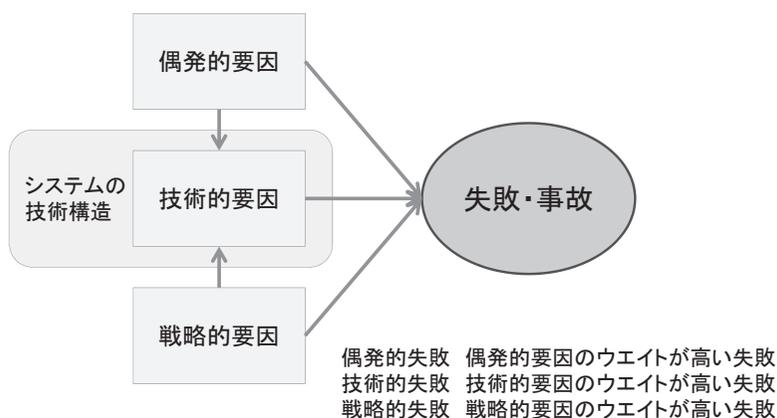
失敗には、戦略的要素、技術的要素、偶発的要素が複雑な形で作用する。失敗の典型的パターンは、計画や設計に関わる要因（戦略的要素）がシステムの技術的要素に影を投げかける中で、偶発的要素がきっかけになって、システムの技術構造の中で反応が生じ失敗を起こすことである。

このような中で、偶発的要素のウエイトが高い失敗を偶発的失敗、技術的要素のウエイトが高い失敗を技術的失敗、戦略的要素のウエイトが高い失敗を戦略的失敗と呼ぶことにする。より詳しくは図表2の通りである。

(1) 偶発的失敗

偶発的失敗（事故）は、失敗の主たる要因が

図表2 失敗・事故の因果関係



偶発的要因であるタイプの失敗である。たとえば、突然、大きな隕石が落下してきたことによって工場が爆発したとすれば、これは偶発的失敗である。言いかえると、偶発的失敗とは、十分正しく作られたシステム（設備や制度など）を、通常どおり決められた正しい手順により、運用していたにもかかわらず、外部事象や外部条件などの大小の変化により失敗を引き起こす場合を指す。通常は、小規模な失敗が多いが、大津波のように非常に大きい外的条件の変化による偶発的失敗もあり得る。

(2) 技術的失敗

技術的要素が中心的に絡む「技術的失敗」は、現場における運転・運用上の失敗（第1の技術的失敗）とシステムの構造に原因する失敗（第2の技術的失敗）の2つに分けるのがよいであろう。第1の技術的失敗とは、基本的に正しく作られたシステム（設備や制度など）の運転や運用の失敗があったものを指す。たとえば、正常な構造と機能を持つ航空機を操縦するパイロットが何らかの理由により決められた手順を逸脱した操作を行い、事故に結びつくような場合である。

第2の技術的失敗とは、システム（設備や制度など）に主に潜在的な技術的・構造的欠陥がある場合である。この構造的欠陥とは、システムの通常の基本的動作に影響を与えない程度の許容可能な不良を指す。もし、システムの構造に重大な本質的欠陥があれば、それはシステムの計画や計画などの前段階のプロセスに起因する問題であり、戦略的失敗に位置づけるのが妥当であろう。しかし技術的失敗と戦略的失敗の境界は明確には分けられないともいえる。

(3) 戦略的失敗

「図表1 目的・計画らシステム構築・運用

の全プロセス」に対応して考えると、(1)構築されたシステムに本質的な構造的欠陥があり失敗をもたらすこともあれば、(2)計画・事業・組織に構造的欠陥があり、結果として失敗する場合もある。これらを「戦略的失敗」ということにする。それらの構造的欠陥は、組織内でその手続きに従い「正式」かつ「十分」に検討したにも関わらず起こることに着目する必要がある。システムを構築する際の社会環境、あるいは組織や計画の進め方、状況あるいはシステムを開発する技術者集団や経営層の考え方などが、戦略的失敗の原因となる。過去の多くの環境問題、大事故などもその背景には戦略的失敗の要素が含まれていることが多い。

1つの失敗には、偶発的要因、技術的要因、戦略的要因が同時に複雑に絡むのが普通である。このように失敗や事故を3つの分類に分けたとき、一つの失敗事象（失敗や事故）が明確に一つの分類の当てはまるわけではない。たとえば、ある戦略的失敗が技術的失敗を引き起こし、その技術的失敗がある状況で偶発的要因（偶発的失敗の要因）と反応を起こし、事故が発生することがある。「一つの失敗事象が戦略的失敗である」という時は、戦略的失敗の性格が強く、それが最終的現象に本質的役目を果たすことをいう。「一つの失敗事象が技術的失敗である」というのは、戦略的失敗の要素が少なく、技術的失敗の性格が強いことを意味する。戦略的失敗と技術的失敗には人が絡むので「責任論」が浮上する。「一つの失敗が偶発的失敗である」というのはそれに戦略的失敗や技術的失敗の要素が少ないことであり、「不可抗力」と位置づけられる。たとえば、ある設備が戦争や巨大な隕石で破壊されたとすれば、それは不可抗力に位置づけられるのが妥当であろう。偶発的要因に対して対策可能であるにも関わらず、実際に対策をとっていなければ、技術的失敗や

戦略的失敗の可能性が浮上する。

失敗における原因と結果の関係はフローチャートなどで表現することができる。フローチャートはわかりやすく全体を見渡せるというメリットもあるが、紙面という制約がある。しかしこれらを因果関係式として記述することも可能である。たとえば、原因A, B, C, D, E, Fによる失敗を、 $失敗 = A \times B \times C \times D \times E \times F$ と論理式で表現できる。「×」は論理積「AND」に相当する。「×」は省略してもよい。この表現は事実上、失敗（事故）のプロセスの記述になっている。過去の事象に関しては推定の場合以外は右辺に論理和は必要ない。右辺の説明要因群A, B, C, D, E, Fはなるべく相互に独立性が高いものを取り上げることが望ましいが実際には容易でない。これらの右辺の要因の一部をさらに説明できる他の要因（技術的要因、戦略的要因、偶発的要因）があれば、付属式として別式を立てる。たとえば、一例として、

対象とする失敗 ← 技術的要因群論理積
付属式

個別技術的要因 ← 技術的要因群論理積 ×
偶発的要因群論理積 ×
戦略的要因群論理積
個別戦略的要因 ← 技術的要因群論理積 ×
偶発的要因群論理積 ×
戦略的要因群論理積

と記述できる。もちろん右辺の論理積は関係するものだけが表示される。すべての失敗構造は複雑かつ曖昧な面があり、このような失敗方程式も十分に検証された結論というよりは、単なる説明あるいは仮説を提示する方法の1つの方法の部類と考えるのがよいであろう。

ところで、失敗の定義には3つの要素が関係する。第1の要素は「原因・結果の因果性」である。失敗には必ずその原因があり、複雑な過

程を経て失敗に至ることが多い。たとえば、ある偶発的失敗が、根本的失敗である戦略的失敗を引き起こす引き金になる場合もあるかもしれない。そのことを検討するには、失敗・事故における原因の複合性と事象の連鎖性を考慮する必要がある。事故あるいは失敗の最初の原因は小さいことも多いが、それが連鎖反应的に拡大し、大事故あるいは大規模な失敗につながることもある。その典型例は、チェルノブイリ原発事故やTMI原発事故に見られるように不運な複合的事象の組み合わせが事故の引き金になることも多い。

第2の要素は、上記のような因果関係、あるいは事象の連鎖の中における、組織や個人の「意思の関与」の大きさである。「意思」とは、「ある行為をした」、あるいは逆に「するべき必要な行為をしなかった」という意思のことである。いわば事故における人や組織の責任に関わる要素である。突然の巨大隕石によって、原発が破壊されたとしても、それに対する対応手段がないし、また予測もつかないとすれば、原因における意思の関与がなくこれはただの運命ということもできる。実際は、福島原発事故のように、防潮堤・予備ディーゼル発電機・各種冷却装置・電池・出入口・電源盤・配電盤・外部送電線・変電設備・各種資材等の不備や脆弱性、あるいはその前段要因として検討不足・対策不足という組織の「意思」が関与する要素と巨大な津波という「偶発的事象」の複合作用で事故や失敗が起こることが多い。

第3の要素は、失敗事象の大きさである。失敗事象の大きさも重要な意味を持つ。小さい失敗であれば、それを回避する代替手段が存在することが多いし、波及も小さい。大きい失敗は、しばしばコントロール可能でなくなる。大きい事故が社会的に注目され、小さい事故の集合が社会的に注目されないのはこのようなことに原

因があろう。

これらの3つの軸によって、すべての失敗は、偶発的失敗、技術的失敗、戦略的失敗に整理できるという訳でないが、少なくとも特徴付けが可能である。

偶発的失敗とは、通常の因果関係において、意思の関与がなかった、あるいはほとんど無視をしてよい場合である。原理的には上記の隕石事故のような偶発的大規模事故もありうる。一方、戦略的失敗とは、失敗の原因に計画や組織の意思が関与し、それらに責任があると位置づけられる失敗である。原理的には小さい戦略的失敗もありうるが、ここでは主に大きな失敗を念頭に置く。

失敗の原因がどこにあったかを考えるには、「図表1 目的・計画からシステム構築・運用の全プロセス」を考慮しながら、上記の連鎖反応性や意思の関与を考えればよい。図中の中心の背景楕円は環境（制度・行政・政策・政治要因、経済・コスト要因、社会・文化要因、インフラ要因、情報要因、計画主体以外の人・組織要因、環境地理要因）を意味する。

このようなことを考えると、「失敗の原因はここにあった」という形で、単一の原因を挙げることは、簡単でない。マスコミ報道ではしばしば単一あるいは少数の原因が「失敗の原因」として、クローズアップされるが、これはマスコミ報道の特徴ともいえるべきものである。つまり失敗の原因を多様な要因に帰してしまえば、わかりにくくなり、原因が不明になり、責任も社会的に不明になり、報道としての価値がなくなることによる。単純化していえば、多く

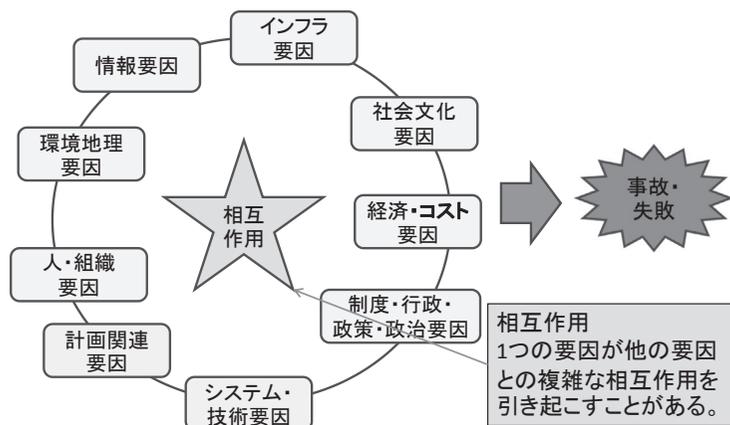
の場合に「失敗の原因は複数の原因事象の複合作用にあった」という方がより正確であろう。実際は、複数といっても、それらには大小の重みがあり、複雑なAND/OR関係があり、さらにそれら事象の間の因果関係があり、かつ「重み」も「AND/OR関係」も「因果関係」にも曖昧さがある。

図表1のすべての要素が失敗の原因になり得る。図表1には明示していないが、社会環境にも多様な要素があり、またそれらとシステム構築側あるいはシステムそのものとの複合作用によって失敗が生ずるといった方がよい（図表3）。

本稿のメインテーマである戦略的失敗を引き起こす要因となり得る項目を、「図表1 目的・計画からシステム構築・運用の全プロセス」と「図表3 失敗要因の相互作用」に従って、例として抽出してみれば図表4のようになる。実際の失敗事象はこれらの組み合わせによって生ずる。失敗の要因には、事業そのものや計画主体の特性に関わるもの、計画に関わるもの、システム構築に関わるもの、システム運用に関わるもの、そして環境と事業との関係に関わるものなどがある。

失敗や事故はシステムや組織の特徴も関係している。その典型的例は、チェルノブイリや

図表3 失敗要因の相互作用



図表4 戦略的失敗等の要因の分類

<p>(1)計画主体の組織要因 組織規模・硬直的な体制 組織構造の不備、経営方針・誤った信念 組織内文化に関わる要因 経済的競争環境・資金不足 不作為・違法業務 人手不足・技術者不足</p> <p>(2)事業・計画関連要因 事業目的の誤り 計画の難易度 不適切な計画・無理な計画 柔軟性のない計画・誤った信念 ガバナンス不足・度々の方針転換 不適切なリーダー・派閥と対立・不協力 無責任なプロジェクト体制 コミュニケーション不足・知識不足 時間不足・資金不足、人材不足 ・教育不足 不適切な見通し(過大・過小)・ 予測への誤った信頼 リスクアセスメントの不備・不足</p> <p>(3)経済・コスト要因 コスト要因(資材・労働コスト上昇) 過剰なコスト削減 他技術との競合</p> <p>(4)システム・技術要因 技術的未成熟・過剰な技術的期待 必要作業期間の見積りのミス 技術者不足 設計の複雑さ・設計変更の困難性・ システムの不安定性・システムの構造的欠陥 インフラ不足、システム異常の発生</p>	<p>構造上の欠陥・不備、状態の不安定性 運転に伴う劣化、運転・操作ミス 操作マニュアルの不備 予定された成果の不足 改善の硬直性・改善のコスト 他技術と競争、廃棄コスト・不適切な廃棄</p> <p>(5)制度・行政要因 法制度の未発達 硬直的な制度 過剰な制度的制約 行政機関の硬直性 行政機関の構造的無責任性 違法業務・裁判・訴訟</p> <p>(6)政策・政治要因 地域社会の要望 推進の社会的・政治的環境 不適切な政治的介入・利益団体の介入</p> <p>(7)環境・地理要因 インフラの不足 地域の経済構造・中央との格差 環境影響・環境対策コスト 環境対策技術の未発達 地盤・大気・用水・冷却水・森林・海域に 関わる問題点 不適切な自然環境条件の存在 災害発生(地震・津波・台風・竜巻・洪水)</p> <p>(8)社会文化要因 地域の社会構造・地域の政治構造 組織外の社会的文化に関わる要因 計画主体の論理と地元社会の論理の差 交渉体制の誤り・交渉文化の不一致 地域の反対運動</p>
---	---

TMI事故に見られる。一見些細な要因がシステム内で連鎖反応を起こし、大事故につながった。コンピュータプログラムを利用するシステムでは、ごく小さなバグがシステムを暴走させることはよく知られている。このような現象は、工学的なシステムだけでなく、組織のようなシステムでも生ずる。すべてのシステムは想定外の複雑な動きをすることが多い。そこで、このような点からシステムの特性を検討することが重要になる。

上記に列挙した失敗要因の意味を直観的に理解するために、以下に、失敗とその要因の事例を具体的な言葉でいくつか挙げてみよう。これらは必ずしも実際の事例と正確に対応しているわけではないし、すべてを網羅している訳でないが、失敗や事故のイメージを掴むのに役立つ。

列挙した失敗事象の多くは戦略的失敗といえるものが多い。

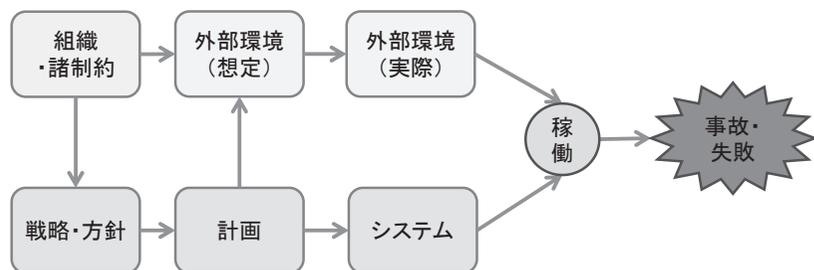
[失敗要因の事例]

- 例1 組織における意思決定が不十分であったので、巨大災害への対策がされず、その結果、システムが災害に巻き込まれ、システムが破壊され、大規模な被害も発生した。
- 例2 関連する分野で法制度の発達が遅れていたばかりか、行政側が現法制を工夫して適切な対策をとらなかったのが甚大な被害が発生した。被害への社会的認識も低く、マスコミの報道も十分でなかった。
- 例3 代替技術がないために、規制に対して産業側（経営側ばかりか労働者側も）がその技術の利用中止に反対し被害が拡大し

- た。マスコミも十分な報道をしなかった。
- 例 4 自国技術の発展を過信するとともに自国の生産方式に固執していたために、他国の発展技術に市場を奪われた。為替レートや物価（労働コストも含む）の影響も大きかった。
- 例 5 運転員がマニュアルに許容されていない操作を行い、その結果、小さな異常が発生し、それが連鎖反動的に拡大し大事故につながった。
- 例 6 システムの小さい異常を修理中に事故が連鎖反動的に拡大した。システムの不備が連鎖反応を引き起こした。
- 例 7 経営者と担当者の意思疎通が不十分であり、また経営者側に技術に精通した人間がいなかったで、システム変更の見通しがあまく大事故につながった。
- 例 8 利益を確保しコストを削減するために、専門知識を大きく外れたシステム変更を行った。現場担当者への教育も十分に行われなかった。その結果、現場を担当する技術者に十分な知識がなく、非常に危険な操作が日常的に行われた結果、大事故が発生した。
- 例 9 コスト節約に走る経営方針のもと、十分なシステム管理や教育が行われなかった。老朽化した設備に異常が発生したが、現場では適切な対応をせず、大事故を招いた。
- 例 10 組織を運営する上で基本的な知識が抜けていたために、組織の崩壊を招いた。

- 例 11 開発コストが著しく高くまた期待される効果も認められないにもかかわらず巨大投資を続け、大きな損失を招いた。巨大投資の背景には行政側の硬直性と投資を要望する政治的背景があった。
- 例 12 需要の見通し、技術発展の見通し、システムコストの評価等を誤り、大規模なシステムの導入を行い、社会的なロスを招いた。
- 例 13 地域の強力な要請やそれに伴う政治家の活動により多大な設備を建設せざるを得なかった。設備そのものは役に立っているが、大きな国家的負債が残った。
- 例 14 政治家が、自己の政治的目的や私的信念のために新しいムダなシステム導入を押し進めた。
- 例 15 時代の変化を読み取らず、古典的な交渉方法を採用したので、環境問題で強力な反対運動が発生し、システム建設期間が大幅に増大したばかりか計画も最終的に頓挫した。
- 例 16 中央の論理を押しつけたことや地元の経済情勢の変化によりシステム建設が地元の利益と合致なくなり、紛争を招いた。またシステムも欠陥を持っていたために、計画は頓挫した。
- 例 17 システムの安全性に過大な信頼を寄せた

図表 5 戦略的失敗の要因（原因）の因果関係



外部環境は、自然環境のみならず、社会環境も含む。

こともあり、状況判断や予測をあまり事故を起こした。

例18 需要の予測を見誤り過大な計画を作ったばかりか、計画主体の組織的硬直性のために、必要な修正や方向転換を行わなかった。結果としては、計画は大失敗に終わった。

例19 技術の発展やその社会的価値の判断を誤り、必要な方向転換をしなかった。そのために多大な社会的コストが発生した。

3. さまざま失敗研究事例

過去の失敗に関する調査研究についても簡単に触れておこう。森谷氏^[47]の「戦略的失敗」を除くと、本稿でいう「戦略的失敗」という概念に直接的に一致する研究や文献はあまり見当たらないが、広く考えればさまざまな失敗研究が知られている。

「失敗」については、畑村氏による失敗研究^{〔34〕}他が有名である。「畑村失敗学」といわれている。畑村氏の失敗学に関する中核は、失敗に関する原因まんだら、行動まんだら、結果まんだらである。まんだらとは、項目を円上に分かりやすく、曼荼羅のように示したものである。畑村氏の失敗学は、原因×行動⇒結果（失敗）という分かりやすく実用的な組み合わせでできている。失敗は、状況（原因）に人間の要素（ヒューマンエラー）が重なり生じているという視点である。

松本氏^[2]の『知の失敗と社会 科学技術はなぜ社会にとって問題か』もすぐれた研究である。松本氏はタイタニック号事件、イギリスのボイラ事故やOTEC（海上温度差発電技術）などについて議論を行っている。松本氏の著作は科学技術論ともいえる内容である。松本氏は、1800年代中葉のボイラ爆発事故に対する対策

の不十分さの原因のとして、組織、制度間の隙間論を展開している。最初のボイラは大気圧で利用されていたが、トレヴィシックの高圧蒸気機関が登場するとボイラが4気圧程度になり、1830年代に以降、ボイラ爆発事故が多発した。イギリスでは、週平均1回の爆発事故（10年に数百件・1860年代にピーク）が発生した。それに関わらず、ボイラ数は増加していった。1844年には工場法制定されたが、ボイラの安全規定は含まれていなかったうえ、法の適用は、本格的にボイラが導入されている重工業には適用されなかった。事故の責任について商務省と内務省の間に論争が発生し有効な手段はとられなかった。1869年に超党派のボイラ定期点検法が下院に提出されたが廃案になった。このような事態は、イギリス社会が経験したことのない大量死に遭遇してもそれに対処する仕組みを作らず、「法制度、専門家、官僚組織、議会、民間会社といった既存の複数の関係主体の隙間に事故の原因が入り込んでしまうという見通しの悪さが存在し、責任の所在を確定するのに実に80年にも達する膨大な時間を費やしてしまっている」（p.25）と松本氏は述べている。時には戦略的失敗は隙間論という構造論の見方もできる。計画・事業を担当する関連組織自体に問題があるだけでなく、組織・制度の間に問題がありうる。これは社会の構造の中に失敗を回避する仕組みが不足しているという視点である。

橋山禮治郎氏^[3]の『必要か、リニア新幹線』も失敗学的には価値ある著書である。表題としては、リニア新幹線を挙げているが、氏は豊富な経験を踏まえて、多数の開発事業の失敗を厳しく論じている。橋山氏は元日本開発銀行（現・日本政策投資銀行）調査部長であり、過去の多数の大規模な計画を組織、計画、意思決定、経済性、技術の面から総合的かつ具体的に分析を行っている。分析の対象となった計画事

例としては、成功例の東海道新幹線、名神・東名高速道路、黒部ダム、失敗例の東京湾横断道路、成田空港、関西国際空港・伊丹空港・神戸空港、英仏ドーバー海峡トンネル、超高速機コンコルド、独リニア鉄道などが含まれている。表題にあるように、橋山氏の最終的主張の一つは、現在進行中のリニア中央新幹線計画を中止すべきということにある。世界でまだどこでも実用化されていない10cm浮上の新型高速鉄道「リニア中央新幹線」には疑問が多く、2007年に突然再浮上したが、「本当に必要か?」、「実際にできるのか?」、「プロジェクトとして本当に成功するのか?」などの疑問を呈している。橋山氏は、リニア新幹線を、JR東海という民間1企業が独自にやろうとしているが、このような巨大プロジェクトは、民間企業のもので失敗は許されないという考えである。本稿では多数の事業を取り上げているので、筆者の主張も基本的に橋山氏の意見に近い。橋山氏は、「計画は事前に客観的な事前評価を行えばほぼ9割方予測できる」としている。

ジェームズ・R・チャイルズによる『最悪の事故が起こるまで人は何をしていたのか』^[4]は、50あまりのケースを紹介しながら巨大・大規模事故のメカニズムと人的・組織的原因を検討している。

岸田純之助（監修）氏の『巨大技術の安全性』^[5]は、少し古い文献だが、大きなテーマを扱っている。本書は、TMI事故、チェルノブイリ原発事故など大事故を受けて、ジャーナリストを含む多数の執筆者によって書かれたものである。必ずしも統一見解が示されている訳でないが、それぞれの専門家の他にジャーナリストの考えが入っているのが特徴といえる。また事故におけるヒューマンファクタも大きなテーマとして取り上げている。原子力については、IAEAの考え方、原子炉における深層防護の考

えの紹介がなされている。福島原発以後は、過去の深層防護の考え方には問題があったことが認められており、本書は現時点から見るとやや楽観的に書かれている感は否めないものの、原子力の他には、チャレンジャー事故などの宇宙関係事故、日航ジャンボ機墜落事故などの航空機事故、ボパールなどの化学工場事故などがと取り入れられている。これらの事故はいずれもその後の技術政策に大きな影響を与えている事故である。これらの事故を受けて、現在でも、工学分野では安全工学関係の研究が続けられている^[8]。

伊藤健太郎氏による『プロジェクトはなぜ失敗するのか』^[7]は、プロジェクトマネジメントの優れた参考書である。伊藤氏は、プラント関係のプロジェクトに豊富な経験をもっており、それを分かりやすく伝えている。伊藤氏は、本来、プロジェクトは、適切なコントロールをしないと失敗するものであるという「失敗視点」に立っている。そのように考えることによって成功の可能性が高まるとしている。プロジェクトが失敗する要因の例として、「無理なスケジュール」、「関係者のコミュニケーション不足」、「トップの関与不足」、「マネジメントプロセスに対する意識の弱さ」、「プロジェクト成功の定義が不明なこと」、「リーダーのリスクマネジメントに対する関心の薄さ」、「横断的プロジェクトに対する経験の不足」、「見積のミス」、「プロジェクト管理方法の不統一」、「プロジェクト実施過程におけるスコープの拡大」など貴重な例を挙げている（表現は原文と異なる）。

これらの多くは技術的失敗といえる面が強いが、その背景に上位組織、戦略、その意思決定、文化に関係しているものがある。本稿では、すでにのべたように、巨大な事業における戦略的失敗の原因をシステム分析的視点から検討しようとするものであり、上記の文献とは少し異な

る視点を持つ。以下では、その中核となるシステム概念と失敗の関係について述べよう。

4. 戦略的失敗とシステムの視点

4.1 システムとその特性

どのようなシステムでもさまざまな問題点が含まれており、完全なシステムは存在しない。そのことが事故や失敗につながるともいえる。これは福島原発で有名になった「想定外の問題」も関係する。本稿では、システムの「陰の機能」という概念を導入する。大規模システムは複雑で事故の種はいくらでもある。そのなかで、大小のサブシステムが次々と事故を起こすことがある。その代表例は、TMI 原発事故やチェルノブイリ原発事故である。わずかな操作ミスが大きな失敗につながった。失敗や事故は「連鎖反応」というシステムの特性と関わっていることがある。システムに関する知識不足がシステムの欠陥を生み事故を拡大することもある。その代表はJCO事故である。担当者の原子力分野に関する初歩的な知識不足、あるいは組織の教育システムにも原因にあった。また事業で対象とする技術的な装置ばかりでなく、組織やプロジェクトも「システム」である。この分野でもシステムの構造的特徴が事故を起こすという視点に焦点を当てる必要がある。そこで、事故や失敗に関係させながら、システムの見直しをしよう。

やや一般的ではあるが、まず最初に「システムとは基本的にどういうものか」という問題に焦点を当てる。システムの基本的特性のなかに、事故の要因が含まれているからである。

本稿の「システム」に関する視点を要約すればつぎのようになる。

- (1) システムにはそれを構築する目的があり、その目的は一定の機能の集合であり、それを

実現するためには、要素やサブシステムを集めて構造化されている。つまりシステムでは「機能」と「構造」と2つの面から見る必要がある。

- (2) システムでは、サブシステムや要素がつながって、全体としてシステムに求められた機能を実現している。そのような中で、事故に関していえば、システムの要素やサブシステムは予想外の動きや「連鎖反応」を起こす可能性があるという点に注目する必要がある。このような特性はシステムが持つ運命だが、システム管理者や利用者からみれば、どのような事故や異常がどのような連鎖反応を起こすかを事前に把握しておく必要がある。
- (3) システムの要素は全体が一定の機能を持たせるために構造化されているがシステムは当初予定した機能だけを持つのでないことに着目すべきである。この点は後に陰の機能として論じる。

システムの目的、機能、構造を、システムを設計し、構築し、実現し、利用するという立場から図示すれば、「図表6 システムの目的・機能・構造」のようになる。

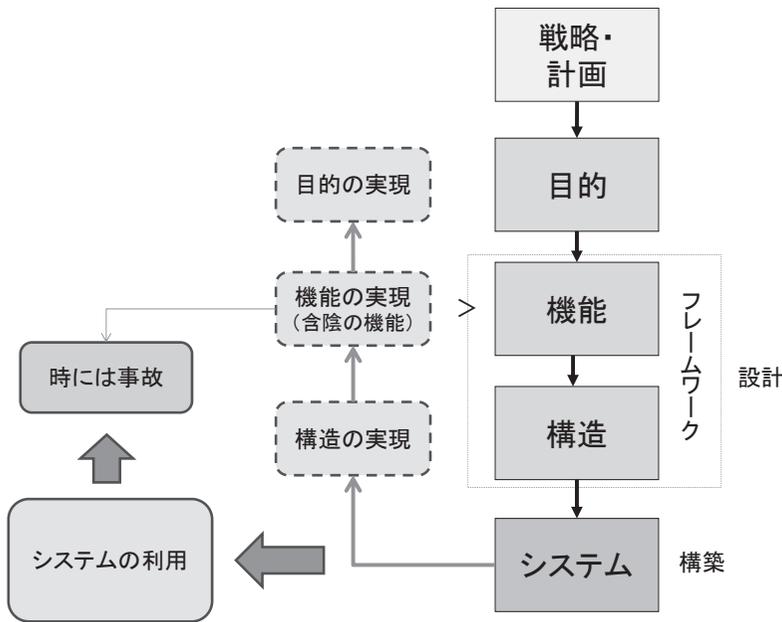
システムには、構造や機能の複雑性がある。複雑性という意味は、外見から容易に想像される構造や機能の「複雑性」という意味ではない。システムでは、外見的な構造や機能の裏には複雑な構造や機能が隠れている。

システムは単純かつ多様な構造や機能が積み重なり、複雑な機能や構造を持つが、要素が複雑に構造化されていればその機能はますます複雑化する。時にはそれは予想外の動作をする。この点を論ずるために、システムの定義から検討しよう。システムの定義には2つのアプローチがある。

- 構造主義的定義

この考え方は、大変に直観的であり、システ

図表 6 システムの目的・機能・構造



品やサブシステムの機能がわかり、目的とする機能がわかって初めて部品やサブシステムを構造化できるのである。つまり「構造」だけではシステムは定義できないといえる。

技術者の持つ直感的システム概念は構造主義なのか、それとも機能主義なのかという疑問がわく。対象を見る際に、技術者はまず要素（部品）と関係＝システムの構造に着目する。ユーザは機能から

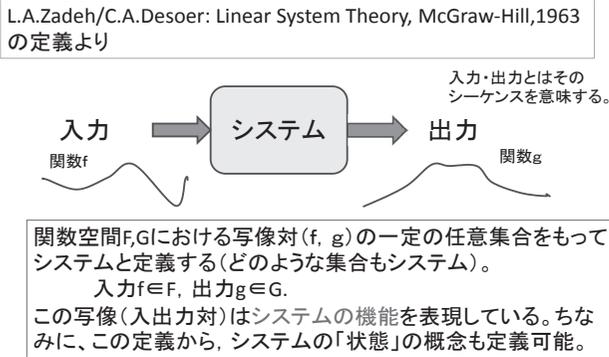
は互いに接続した要素あるいはサブシステムの複合体と考える。たとえば、子供の時に作ったことのある鉱石ラジオ（ゲルマニウムラジオ）を考えれば分かりやすい。全体構造は、入力装置（アンテナ）と出力装置（イヤフォン）と中間の部品（コイル、バリコン、ダイオード）で接続している。作る人（十分な知識を持った人＝専門家）はどのような部品を組み合わせればよいか、どうすれば、目的とする機能を果たせるように装置を構成できるかが、わかっている。しかし、構造だけに着目したシステムの定義は不完全である。なぜならば、構造だけの視点からは、要素あるいはサブシステム間の「どのようなつながりがあればシステムなのか」がはっきりしない。システムはただの部品の接続でなく、「求める機能」を実現するために、理論に従って部品を配置しなければならない。鉱石ラジオの作成者は、部品の機能を考え、それをどのように構成し構造化すれば、鉱石ラジオという機能を果たせるかがわかっている。部

みる。技術者は要素の機能にも熟知している。また個別部品⇒構造化⇒機能の関係を知っている故、ある構造（部品の集合）を見れば、「これはシステムだ」と理解する。

• 機能主義的定義

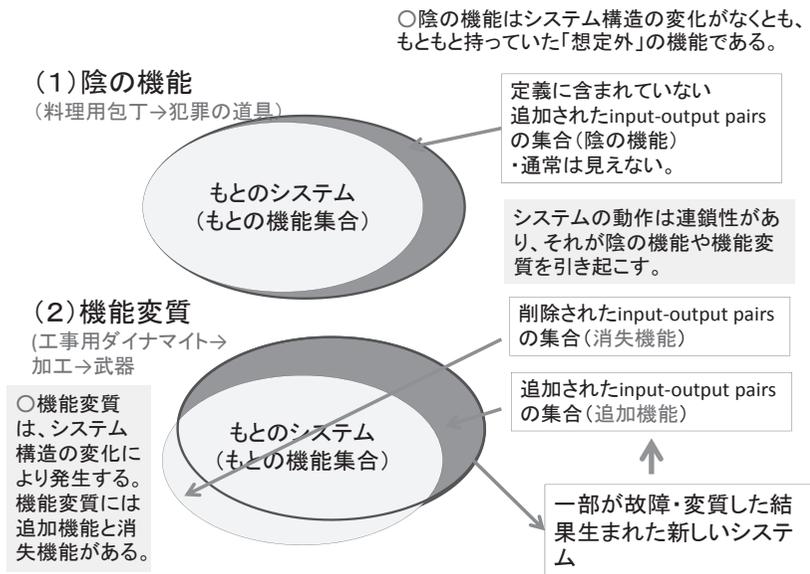
機能主義的定義とは、機能からシステムを定義する方法である。これは L.A.Zadeh/C.A.Desoer (1963) の Linear System Theory^[28] などに見受けられる定義である。今、システムの入力の時系列関数 f の集合を F とする。また出力の時系列関数 g の時系列関数の集合を G とする。つまり、入力 $f \in F$ 、出力 $g \in G$ である。このとき、関数空間 F, G における写像対 (f, g) の任意の集合をもってシステムと定義する。どのような集合もひとつのシステムとなる。これは数学における写像（関数）の考え方と同じであり、この写像（入出力対）はシステムの機能を表現している。ちなみに、この定義から、システムの「状態」の概念も定義可能である。詳細は上記の資料^[25] 参照。

図表7 機能主義的定義



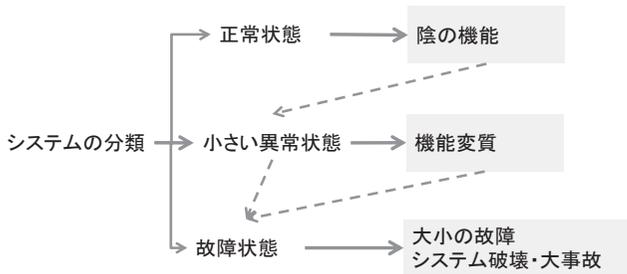
は抽象的で実物の姿(構造)が見えないのである。そこで機能主義的定義に従いその機能を実現する実際的な構造を持つシステムを製作したとする。しかし容易に想像できるように、このようにしてできた実体としてのシステムは、最初の定義にある機能だけを持つのでなく、それ以外の機能を持っている可能性が高い。この点を一般的に証明することは容易でないかもしれ

図表8 陰の機能と機能変質義



れないが、直観的には明らかである。つまり、 F に属しない f を入力として選択することができれば、従来の G にない出力を出す可能性がある。別の言い方で言えば、システムには予想外の機能が潜んでいる可能性があるということである。このことは日常的にはほとんど明白である。たとえば、料理用の

図表9 陰の機能、機能変質、故障・事故



包丁として機能する物体(システム)を作ったとする。この包丁は明らかに他人を傷つける犯罪の道具として利用できる。これが陰の機能である。原子力発電所、コンピュータ、家などあらゆるシステムは、製作時に求められていた機能以外の機能を持っている。たぶん、陰の機能を持

このような機能主義的定義は、構造主義的定義より、数学的に正確である。定義という意味では完結しているように見える。ところが、このような機能主義的定義にも問題がある。それ

たないようにすることはできないだろう。システムのいわゆる安定性はシステム論的には重要な特性であるが、その裏返しの不安定性は陰の機能の一部ともいえるかもしれない。また陰の

機能は広く意味でのシステムの信頼性の裏返し
の概念である。

繰り返すと、機能主義的定義は、それで数学
的には一見定義としては完全のように見えるが
この定義も完全でない。構造主義的定義では、
事前にその機能を把握することができない。

以上のように与えられた入出力対（機能）を
満たす物理的な実物（構造）としてのシステム
を作ると、そのシステムは、予想した以外の動
作（定義をこえた動作）をする可能性がある。
これを「陰の機能」とよぶことにする。つまり
作られたシステムは予想外のとんでもない動作
をすることがある。陰の機能は想定外の操作や
環境変化で生ずることが多い。たとえば、原発
のようなシステムでは、運転員が想定外の操作
をすると、システムが想定外の連鎖反応を起こ
す。このような例はTMI原発事故で経験済み
である。（例TMI原発事故では、2次系の脱塩
塔のイオン交換樹脂を再生するための移送作業
が行われていたが、それが連鎖的にメルトダウ
ンにまで発展した）

さらに何らかの理由で、システム自体の構造
が変わってしまえば、さらにシステムの異常は

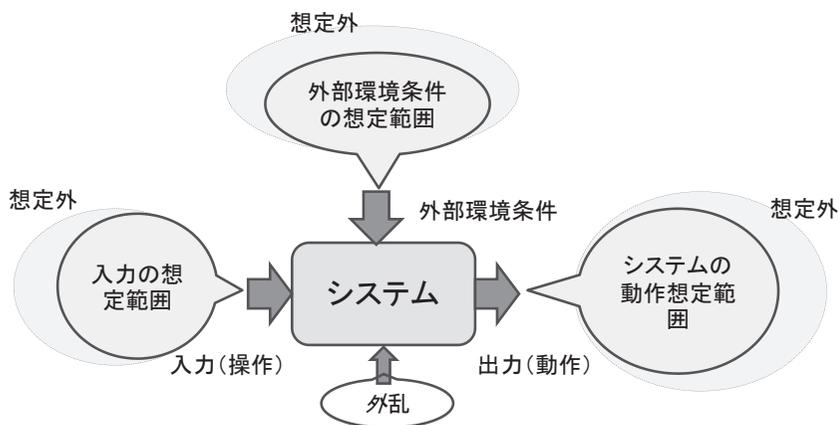
拡大する。これを「機能変質（機能逸脱）」と
よぶことにする。一つには、システムの要素に
は連鎖性があることによる。上記の陰の機能に
この機能変質を含めて、「陰の機能」とよぶこ
とにする。見方によっては、環境問題はシステ
ムの陰の機能の面がある。もし陰の機能も含め
てシミュレーション可能であれば、事前の事故
解析に役立つであろうか。おそらく原発のよう
な巨大なシステムでは事前に完璧な事故解析を
行うことは不可能であろう。

事故や失敗をシステムとしての視点からみる
ことは重要である。福島原発事故では、想定外
の問題が話題になった。福島の想定外をどう捉
えるかには、見解の相違がある。「想定外を想
定しなかったことを批判する」人々もいれば、
「想定外に理解を示す」人々もいる。正常なシ
ステムでも、想定外という現象が必ず付随する。
これは陰の機能というシステムの基本特性に関
係する。

システムにおける想定外の動作は図表10に
示すように、入力（操作や投入）が想定範囲を
超える場合、外部環境条件が想定範囲を超える
場合の2種類がある。チェルノブイリ事故は前

者の例である（ター
ビン惰力からの
電力取得実験にお
ける操作ミスとシ
ステム特性）。福
島原発事故は後者
の例である（巨大
津波）。システム
の利用は、システ
ムが正常でも、常
に想定外の動作の
危険を持っている。
問題は「どの範囲
まで想定するか」

図表 10 システムと想定外



- ・青色点線範囲は、想定外を意味する。
- ・外乱は、通常、想定内の現象でそれへの対応がシステムに組み込まれる。最も基本的な方式は「フィードバック回路」である。

という問題であり、これは技術ばかりでなくコスト問題が絡む。これは戦略的失敗に関する基本的問題である。

4.2 事業・計画のシステムの側面

多くの計画やプロジェクトは可能な限り明確な手順を踏んで行われる。分析を行う立場でも、システムのアプローチという考え方が用いられる。システム分析は、歴史的にはマクナマラ戦略の失敗以来、米国では評判を落とし、政策科学とよばれるようになった^[24]。二つの用語があると混乱するので、以下では上記の説明との連続性のために古い用語法「システム分析」を用いる。現在では、政策の計画立案や評価を狭い意味でシステム分析だけに依存という考えはない。システム分析的アプローチにも限界があることが十分に認識されているからである。ただしその1つの手法である費用便益分析等は重要であり広く利用されている。システム分析は、対象をシステムとしてとらえ、計画、評価、実施を行う考えであるが、現実の現象は、複雑であり、完全にシステムとして捉える程の情報は得られない。システム分析はある意味では、その統一的視点故に限界のある思考方法である。しかし、事業の計画や実施において、可能な範囲ではあっても明確な視点をとることは必要不可欠なことである。しかしシステム分析的な計画の立案や実行が事業の失敗に結びつく場合もある。その意味では、事業や計画のシステム分析的視点の利点や欠点の両面を分析することは意味があるといえる。

計画と実行のプロセスは一般にはプロジェクトとよばれる。プロジェクトは生起する多数の事象（行為・作業・判断・意思決定・論理判断・遅延など）の連鎖である。1つの事象のインプット側に複数の要素があれば、and/orなどの論理判断を組み込むことができる。事象のア

ウトプットは複数の事象のインプットになる。事象の連鎖関係を図形表現すればより分かりやすくなるが、現実の複雑なプロジェクトではフローチャートで記述できるのはごく一部である。プロジェクトは時間の要素の入ったシステムとみることができる。これはプロセスと呼べるものである。プロジェクトもシステムであるので、陰の機能を有すると考えることができる。つまり、事象の動作（トラブル）によっては、予想外の事象列が発生することがある。これが失敗や事故につながる可能性がある。

法制度や工学的システムを含めてあらゆるシステムの構築・改良プロセスは、外部より一定の機能の要求→それに対応する構造を持つシステムを構築→不十分な機能あるいは問題ある陰の機能の判明→構造の改善→不十分な機能あるいは問題ある陰の機能の判明→構造の改善……という、改良プロセスの繰り返しから成り立っている。

このような「プロセス」の事故や失敗でも、不十分な機能や陰の機能に着目しなければならない。失敗や事故の直接的原因が、システム構築プロセスにある場合も構築されるシステム自体に問題がある内因性原因の場合もあるし、システムを取り巻く環境（含む社会）に関する外因性原因の場合もある。

多くのシステムやプロセスの失敗は内因性要因×外因性要因の複合作用で発生する。TMI原発事故・チェルノブイリ原発事故は内因性事故であり、福島原発は直接的には外因性の事故であるが、それが内因性要因と複雑に絡んでいる。これらについては後により詳しく述べよう。

5. 戦略的失敗の事例

以下では、戦略的失敗のいくつかの事例を挙げ、その失敗要因の検討を行う。本研究のペー

スとなる基礎研究ではより多くの多様な失敗事例について検討を行ったが、本論文では紙数の関係で、主に福島原発事故、TMI事故、チェルノブイリ事故などの原子力関係についてのみ説明を行い、それ以外についてはごく簡単なコメントに止める。これらの失敗の原因は広く分析されていて例として分かりやすいことによる。

5.1 事例1 福島原発事故一

組織の硬直性と想定外への不対応

福島原発事故に対して見方にはよく知られているように2つの考え方がある。現在において福島原発事故については、第2の見方が多数派だが、現時点でも一部には第1の見方をする人々も存在している。

第1の見方

津波や地震に関する専門家の情報はわずかなものであり、設備建設時の想定を大きく変える意思決定はできなかった。いわば想定外の巨大自然災害が生じたという考えである。システムの改良には多大な費用を要し、建設基準を変えることはシステム全体へ大きな影響があることも考えれば、電力側・行政側としては再検討を行い、想定を変え、大規模な改良工事を行うという決定には至らなかった。それゆえ、これは事故の規模は大きかったが運命的な偶発的失敗である。

第2の見方

巨大な地震や津波に関する情報は少なかったことは確かだが、情報がなかったとはいえ、設備の持つ本質的危険性から、積極的に検討することの必要性があった。しっかり検討を行いシミュレーション等を行えば、今までの想定を変え、15-20m程度の津波に耐えられるように方針を変更することも可能であった（東電は15m程度の津波について検討したことはある）。そのほかに電池位置等の低コスト対策も多々あ

った。安全サイドの見解に立てば、過去の想定や設備改良工事に対する東電や規制側の過去の判断や姿勢が誤っていた。意思決定に向けての組織の行動や判断も適切でなかった。それゆえにこれは戦略的失敗である。

現在では、大事故を生じたことにより、第2の見方が主流となっており、しばしば「想定ミス」という言葉が広く知られるようになった。第1の見方は、原発というシステムの計画主体側の責任を認めない考えであり、第2の考えは、事故を計画主体側の責任に帰すという考えである。2つの考え方に対して「どちらが正しいか」という質問は意味がない。「どちらの意見を採用することが社会にとって望ましいか」という質問のみが意味がある。

だが、問題は複雑である。確かに過去の歴史からみれば3.11程度の津波は1000年に1回起こるとされているが、かつて八重山諸島では1771年の明和の時期に85mに達する大津波に襲われ、住民の大多数が死亡したという（一説では津波の高さはその半分）。またアラスカのリツヤ湾では1958年に500mを越える津波に襲われたという。これらは特殊な地形の元に起こった津波ともいえるが、15mをはるかに超える津波が起こる可能性もある。地震に伴い海底の複雑な動きが発生し、仮に福島原発周辺に30mを越える津波が生じたとしよう。この場合は、第2の見方はどうなるのであろうか。仮に20m程度の津波を想定して堤防を作ったとする。さらに配電盤、予備電源などにも大幅な改良を重ねて、20mの津波には耐えられるようにしたとする。しかし実際には30mの津波で発電設備が大損傷を受け、炉心溶融に至ったとする。ではなぜ30m以上を想定した工事をしなかったかという議論になるかもしれない。明らかに費用対効果を考えれば、無限定な状況を想定して原発を作ることは経済的に不可能である。

つまり、第1の見解よりは第2の見解の方が安全サイドに立った見解であるが、第2の考え方にも限界があり、それも「15mの津波が発生した」、「30mの津波は来なかった」をいうことを前提にした事後的な見解でしかないともいえる。つまり津波に対してどれだけ備えるかというのは政策的判断・社会的判断でしかない。どのような政策も損失や失敗につながる可能性がある。さらにこの判断には、津波という事象の立証困難な発生確率や対策方法の合理性も関係する。

もちろん、津波に対する対策方法に関しては、防潮堤のみを高くするのではなく、発電関連設備（原子炉建屋・タービン建屋・中央制御室あるいは各種機器など）の防水機能（含設置位置）を高める方が合理的かもしれない。そもそも、事故は津波だけではない。運転操作ミスによる事故、航空機の衝突、テロ、軍事的攻撃などさまざまな事故原因が考えられる。それぞれに対してすべて完璧に備えることは不可能である。結局、「将来の未知の事故や失敗に対してはどのように備えるのが合理的か」という問題に行き着く。明らかにいえることはより多くの対策をすれば、安全率は高まるが、常に事故の可能性はゼロではないということである。

対策をするのに当たり、コストは一応想定できるが、事故や失敗の確率を想定することは容易でない。すべては、総合的判断、政策的判断にすぎない。極端な言い方をすれば運命ともいえる。ただし、本稿では福島原発事故は、適切な対策をとれば安全性は効率的に高まったはずなので、極力安全サイドに立って、工夫と投資を行うべきであった、そのためにはそのような意思決定を行う仕組みが必要であったと考える。その意味で福島原発事故は、人為的要素の高い戦略的失敗であったという立場をとる。

具体的にいえば、電力会社や規制当局が柔軟

性を持ち、津波による被害に関してシビアな視点から、適切な分析やシミュレーションを行い、関係者で議論を行えば、おそらく防潮堤の高さは過去の2-3倍にまで高まり津波事故を回避できたであろう。その他のシビア事故対策もとられたであろう。また、組織内での合理的なリスク判断の他に、意思決定権を持つ経営者側の直観的な危険回避行動も重要である。女川原発では平井弥之助副社長が、869年の貞観地震とそれに伴う大規模津波に関するわずかな情報や自身の信念を元に、昭和50年代に社内の反対にもかかわらず、主要施設の標高を14.8mに設計し、辛うじて津波被害から逃れたことはよく知られている。東北電力副社長の平井氏は、原発建設後、おそらく社内では長い間非難されていたと思われる。なお、福島原発では1971年の第1号機建設時3.1mの津波を想定していた。防潮堤の高さは、その後、複数回にわたり「改善」され2009年には6.1mとなった。対策がとられていなかったわけではない。しかし現在から見れば、津波に対する対応はしていたもののその対応における非積極性が見られる。その理由はコストや組織構造にあらう。このような楽観的な想定は東電や規制当局だけでなく、中央防災会議の見解にも見られたとのことである^[9]。

以下では、福島原発に関する事故の要因を、偶発的要因、戦略的要因、技術的要因の3つに分けて列挙している^{[11]、[12]、[13]、[14]、[15]、[27]}。項目量が増えるので、記述する対象は主に1号機関連だけである（例外は「参考」と印す）。要因には種別毎に通し番号（必ずしも発生順でない）がつけられている。それぞれの要因の説明の後に「←（ ）（ ）（ ）……」という論理積の形でその原因と考えられる別の要因が示されている。以下の表現は項目数が多すぎるので「失敗方程式」として記述してはいるが実質的に同じである。基本構造は、福島原発事故＝

(t-1)×……(t-15)、付属式(技術的要因や戦略的要因の一部=技術的要因×偶発的要因×戦略的要因)のような形となる。ただし、下記の内容は、要因の列挙が第一の目的であるとともに因果関係も暫定的作業仮説にすぎない。

A. 偶発的要因

(p-1) 2011年3月11日に発生した東日本大震災「東北地方太平洋沖地震」により、福島第一原発は11.5-15.5mもの巨大な津波に襲われた(防潮堤は最高10m、敷地は10m)。

(p-2) 福島第一原発は震度6強に相当する地震に襲われた(最大加速度550ガル)。

B. 戦略的要因

(s-1) 原発システムの巨大性・複雑性。構造上、緊急停止が容易でないこと。

(s-2) 原子力関連組織の巨大性・複雑性・ムラ的性格。国と電力会社の複雑な関係。電力会社の強い社会的地位。

(s-3) 他の電源との歴史的競合・発電コスト抑制の必要性←(s-1)。

(s-4) 原発の推進・電源立地問題・安全性問題・安全神話の確保。

(s-5) 東電や同原子力関連の組織の性格。組織内における意思決定における慎重さ・遅さ。←(s-1)(s-2)(s-3)(s-4)

(s-6) 規制当局内における改善や意思決定に対する慎重さ・遅さ。国の組織の縦割性格。←(s-1)(s-2)(s-4)

(s-7) 原発におけるシステム改善の硬直性。特にコスト上昇を伴う提案には慎重であった。リスクに対する提案・システム改良に関して、東電も規制行政も硬直的。←(s-1)(s-2)(s-3)(s-4)(s-5)(s-6)

(s-8) 硬直的な原子力法制。長時間にわたる全電源喪失の可能性を想定しなかったこと。←(s-1)(s-2)(s-3)(s-4)(s-5)(s-6)(s-7)

(s-9) 東電における非常時に対する組織体制の不十分さ。大事故に対する準備不足・意思決定のまずさ。←(s-1)(s-2)(s-4)(s-5)(s-7)

(s-10) 大事故に対する政府当局の準備不足・意思決定のまずさ。←(s-1)(s-2)(s-4)(s-6)(s-7)(s-7)

(s-11) 津波・地震予測の困難性。

(s-12) 15mに達する津波が想定外であった。巨大津波や巨大地震に関する想定や対策も不十分であった。←(s-5)(s-6)(s-7)(s-8)(s-9)(s-10)(s-11)

(s-13) 非常時における作業マニュアルの準備や訓練が不備であった。←(s-7)(s-8)(s-9)(s-10)(s-11)(s-12)

(s-14) 発電所が立地したもとの丘陵の高さは30mあったが、工事上の理由(設備の岩着^[9]等)のための掘削し10mまで低くした。←(s-3)(s-5)(s-7)

(s-15) 諸設備の位置とその改善に関する意思決定の不適切さ。予備ディーゼル発電機、電池、電源盤をタービン建屋の地下に設置し、水密化も行なわなかった。←(s-7)(s-8)(s-9)(s-10)(s-11)(s-12)

(s-16) 発電所を含まらゆる部署間の情報伝達システムの不十分さ(政府・東電)。←(s-9)

(s-17) 送電線鉄塔、変電設備の耐震強度が不十分であった。建屋の水素爆発への対策、圧力容器・格納容器の脆弱性等。5重の防壁も不十分であった。←(s-1)(s-3)(s-4)(s-5)(s-6)(s-7)(s-8)(s-10)

(s-18) 高圧電源車を発電所に配置していなかった。←(s-5)(s-6)(s-7)(s-8)

(s-19) 事故時における情報洪水で判断混乱。事故時における一部計装機器性能も不十分であった。←(s-10)(s-16)

(s-20) オフサイトの情報機能・対放射能機能が不十分であった。←(s-9)(s-10)

(s-21) 空気弁操作のための予備の可搬コンプレッサを用意していなかった。←(s-1)(s-7)(s-9)

(s-22) 非常時における弁開閉の仕組みが適切でなかった(全電源喪失時に自動的に閉となる)。←(s-1)(s-7)(s-9)

(s-23) 発電所内の通信設備や外部監視カメラの不備。←(s-5)(s-7)(s-9)(s-16)

(s-24) 緊急時における資材の輸送システムの不備、事故時における発電所、電力会社、地方自治体の連絡システムの不備。←(s-6)(s-7)(s-9)(s-10)

なお、上記の戦略的要因の一部は、技術的要因とより戦略的な要因に分解し、戦略的要因の項目数を減らすこともできる。

C. 技術的要因

- (t-1) 上記津波により、13mの高さの発電所敷地と原子炉建屋、タービン建屋の1階、地下部分が水没した。給気ルーバ、建屋出入り口、機器ハッチより浸水。← (p-1) (s-5) (s-6) (s-7) (s-8) (s-11) (s-12)
- (t-2) 上記地震により、原発本体の諸設備は損傷を受けなかったとされているが、外部送電線につながる送電塔と変電設備が損傷・倒壊した。← (p-2) (s-5) (s-7) (s-9) (s-11)
- (t-3) 予備ディーゼル発電機、非常用の電池、電源盤・配電盤が水没し使用不能になり、全電源喪失が喪失した。← (p-1) (t-1)
- (t-4) 全電源喪失のために、各種の操作機能の他に、計器盤の表示機能喪失、圧縮空気を使用した操作等が一切不可能になった。← (t-3)
- (t-5) 発電所ではIC（非常用復水器）に関する訓練が定期的に行われず、ICに対する知識の不足していた。← (s-5) (s-9)
- (t-6) 1号機ではICは当初起動したが、全電源喪失後によってICにつながるバルブの電磁弁が自動的に「閉」（電源がoffになると弁は放射能流出事故防止のために自動的に閉となる）となり、その冷却機能を喪失した。また発電所関係者はICが稼働し炉の冷却が続けられているものと誤解した。← (s-1) (s-9)
- (t-7) 1号機では格納容器の圧力が過剰に上昇し水蒸気爆発などの危険な状況が予想された。ベントをおこなうためにMO弁（電磁弁）とAO弁（空気作動弁）の両方を開とする必要があった。決死隊を組織しMO弁を手動で開くことに成功した。さらに、停電のために圧縮空気もないので、手動操作でAO弁を開こうとしたが、放射線量の高まりにより中止せざるを得なかった。協力企業で可動式のコンプレッサを探し出し、ベント指示から14時間後にAO弁開操作を実施した。格納容器の圧力は減少傾向がみられたが、時すでに遅く建屋に漏れた水素が爆発を起こした。ベントが実施が遅れ、かつ失敗した。ラプチャーディスクの動作も不明であった^[9]。← (s-1) (s-7) (s-9) (s-13)
- (t-8) 2号機、3号機では、電源喪失時の冷却装置であるRCICが比較的長く動作した（参考）。
- (t-9) 1号機の爆発事故のために2、3号機の注水作業が困難になった（参考）。
- (t-10) 2、3号機では消防車のポンプを利用した注水の努力が行われが、容易には十分な機能を果たさなかった（参考）。
- (t-11) 2号機では、1号機爆発の影響でブローアウトパネルが開き建屋の水素爆発は起こらなかったが大量の放射性物質が放出された（参考）。
- (t-12) 3号機では、建屋の水素爆発が生じた。また3号機ベントの際に、水素が共通排気塔の経路から4号機建屋へ漏洩し爆発を起こした^[9]（参考）。
- (t-13) 構造的問題により原子炉水位計が不調になり、表示パネル不調も重なり、水位に関する情報が混乱した。← (s-1) (s-7)
- (t-14) 発電所内では通信手段としてのPHSが使用不能になり、ホットラインと固定電話だけになった。外部から送られたトランシーバーも通信周波数帯が同じなので事実上使用できなかった。← (s-5) (s-7) (s-9) (s-23)
- (t-15) 3号機ではRCIC（原子炉隔離時冷却系）が起動したが自動停止、HPCI（高圧注水系）も起動したが、運転員が不安になり停止させた。2号機ではRCICが70時間動作したが、原因不明の理由で自然停止した（参考）。以下省略。

以上のように、主に福島原発1号機の事故の原因を、偶発的要因、戦略的要因、技術的要因の順に列挙した。技術的要因を最後にしたのは図表2に対応させるためである。つまり、事故は偶発的要因、戦略的要因を受けて、最後には技術的要因で展開するからである。戦略的要因が非常に多くその間の関係が複雑である。津波のような巨大な偶発的要因を組織の具体的な検討事項にあげることは容易でないことが想像できるが、原発事故の巨大さを考えれば、福島原発事故では事前になすべきことが十分になされなかったと言わざるを得ない（これは政策的判断、社会的価値判断である）。本稿では福島原発事故は戦略的要因の多さから戦略的失敗と位置づけることができる。しかもシステムの陰の機能ともいえるものが多々作用している。

福島原発については、事後的に見れば、さま

ざまな対策があり得た。たとえば、防潮堤を 20m 以上に高くする。IC に対する事前のトレーニングをしておく。IC のフェイセーフ機能を見直す、DG（ディーゼル発電機）を高いところに置く、あるいは建物を水密化する。配電盤・電源盤を水密化する。全電源喪失に対する最後の砦である直流電源（電池）を高い位置に十分な量配置する。十分な真水貯水池（貯水槽）を用意する。配電設備や送電線鉄塔を地震に耐えられるようにする。炉への非常用注水口を用意する。バルブなどの閉開の論理を考え直す。重要免震棟に十分な外部監視カメラを用意する。各種関連施設の改良（放射能防御・通信設備・電源など）も原理的には可能であった。それらができなかったのは、単なる偶発的事象だけでなく、組織の特性とその意思決定のあり方が関わっている。

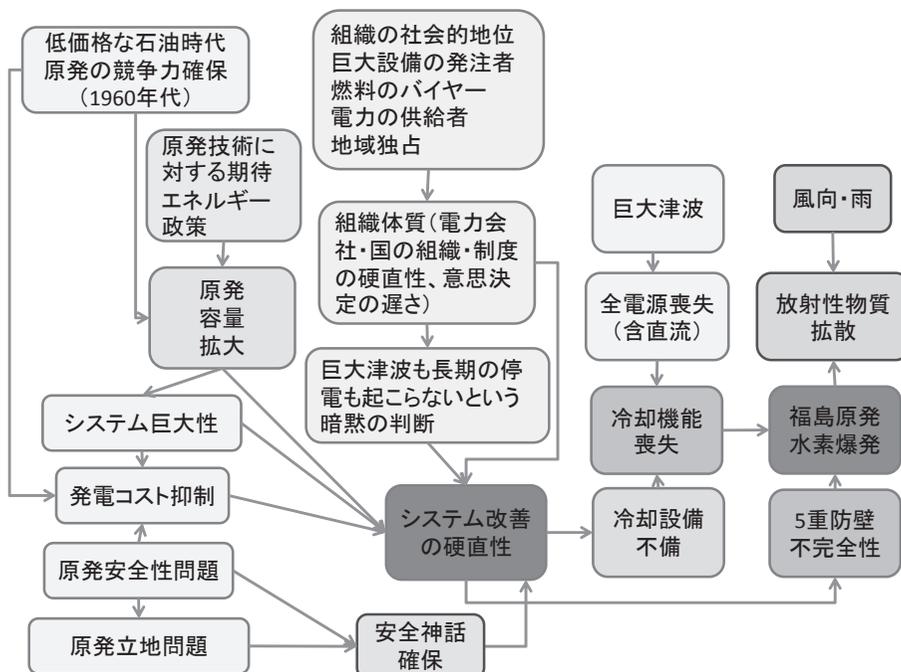
だが難しい面もある。すべての状態に備えることはできない。たとえば、すべてのバルブの

論理を変更し停電時でも手動操作可能にしておけば、ある一群の事故は防げるが、逆にテロや誤動作もあり得る。100%の失敗回避はあり得ない。

図表 11 に巨視的な事故要因とその因果関係を図として示す。原発事故には、いわゆる「安全神話」の維持も安全対策の消極的行動につながったという意味で、戦略的失敗の要因として挙げられよう。

よく知られているように福島原発事故の原因については、2011 年 5 月頃から非常に多数の検討事例がある。社会の事故への評価は、巨大津波が直接的原因であるものの津波に対する想定ミス、基本的な原発事故対策が不十分であったという見解が多い。一部には、3.11 のような巨大津波は偶発的な自然現象であり、事業者側（東電）・規制側（政府側の経済産業省・原子力安全保安委等）に大きな責任はないという見解もあるが、それは極めて少数派である。原子

図表 11 福島原発事故の失敗要因



力業界内でも多くの反省の見解が聞かれる。本論文では、福島原発に限らず、事故を「失敗」としての評価をすることは、技術的判断でなく、価値判断を伴う社会的判断であると考え。つまり、「責任がない」という考えには「社会的利益」がない。有効で実現可能性あるあらゆる事故対策を検討し、改良や政策につなげていかなければ、大きな事故を経験した意味がない。

福島事故の重要遠因の1つとして、「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針」（1977年6月）も挙げられる。指針では、「原子力発電所は、短時間の全動力電源喪失に対して、原子炉を安全に停止し、かつ、停止後の冷却を確保できる設計であること、ただし、高度の信頼度が確保できる電源設備の機能喪失を同時に考慮する必要はない。長期間にわたる電源喪失は、送電システムの復旧または非常用発電機の修復が期待できるので考慮する必要はない」と述べられている。指針中の「長期間にわたる電源喪失」の「長期間」とは、1977年以降、「30分以上」と共通的に解釈する習慣がとられてきたとのことである（淵上・笠原・畑村^[9]）。これらは事故の大きさからいえば、指針は「戦略的失敗」ともいふべき内容である。このような背景には、原発のコスト上昇を極力回避しようとする業界の強い意思とともに制度の方向転換や意思決定を柔軟に行えない電力業界・政府の組織体質があったと考えられる。

現時点で見れば、福島原発事故は原子力政策上の戦略的失敗の感が極めて強い。原子力政策や関連組織の硬直性のために、必ずしもコスト高とはいえないいくつかの有効な津波対策さえも抜け落ちてしまったことによる。原発事故は社会に強力な反原発意識を生み出した。わが国では今後長期にわたって新規原発の建設が困難になるであろう（理由：立地問題と安全対策費増大によるコスト上昇および資金問題）。逆に

わが国では原子力制約が温暖化政策と相俟って、わが国のエネルギー政策における新たな戦略的失敗＝「国際的に高コスト電力」や「温暖化政策という外交上の失敗」を生み出す可能性がある。

わが国では自然エネルギーも大きくは期待できない。風況が悪いわが国では風力発電は重要なエネルギー源としての寄与が期待できない。国際的な電力連携網を持たないわが国では、稼働率が13%と著しく低い太陽光発電は導入に限度がある。太陽光発電の大規模な導入によって、火力などの他電源は、電源構成の中で調整用電源となる可能性があり、電気料金を大きく押しあげ、かつ将来の電力供給不安定の要因となるであろう。地熱は一定の量的可能性はあるが、環境・立地要因のためにその導入が容易でない。石炭火力は、新技術もあり、燃料費も安い。外交政策としての地球温暖化問題に制約される（現在、多数の石炭火力が計画されている）。LNG火力は、環境特性や建設期間の短さ等の理由より有利だが、燃料が高めである。今後、電源は、エネルギー価格の変動に大きく左右される。高コストな電気料金がつづけば一部の産業の競争力が低下することになる。

5.2 事例2 TMI原発事故一

システム管理の失敗と事故の連鎖反応拡大

スリーマイルアイランド（TMI）原発事故は、1979年3月に米国で起こった大規模な原発事故であり、多くの解説が知られている^{[18]、[19]、[20]、[41]}。TMI原発2号機は96万kWのPWR型原発（B&W社）で3ヶ月目の運転を出力97%で続けていた。この事故は、最初に発生した極小事故が連鎖反動的に拡大した「システム」型の典型的事故である。システムの見えなかった「陰の機能」が事故の原因になっている。TMI事故では、イオン交換樹脂が配管につまるという極小の二次冷

却系の事故が原因で最終的に炉心メルトダウンまで拡大した。また原発では、多重の安全装置ついているが、時にはそれが事故を拡大する原因にもなる。

TMI原発事故の要因とプロセスは次のようである（主として[18]による）。事故の要因としては、一部システムの不備と運転管理の失敗が挙げられる。それ故、TMI原発事故は戦略的失敗と位置づけられる。

A. 偶発的要因

(p-1) 二次冷却系の8基中の一つの復水脱塩器のイオン交換樹脂を再生する際に「詰まり」現象が発生した。

B. 戦略的要因

(s-1) 一次系加圧器逃がし弁が開固着となる等の慢性的システムトラブルがあった。

(s-2) TMI原発では、運転開始3か月のこの原発では事故がしばしば起こっているにも関わらず、運転員の問題意識が低かったといわれる。

(s-3) 炉心内の冷却水の水準を示す計器がなかった。各種制御盤のランプの表示装置にも問題があった。

C. 技術的要因

(t-1) もともと、二次系の補助給水ポンプの弁の1つに「閉」の表示があったものの、それに気づかず運転を続けていた（人為ミス）。← (s-2)

(t-2) 二次冷却系の復水脱塩器のイオン交換樹脂の再生復旧作業に数時間も手間取っていた。← (p-1) (s-2)

(t-3) その際に樹脂移送用の水のごく一部が空気作動弁の計装用空気系に入り安全装置が反応し、その結果、脱塩塔の出入口の弁が閉じ、二次系主給水ポンプとタービンがトリップした。← (t-2)

(t-4) このような場合に作動するはずの二次系脱塩器バイパス弁も開かなかった。運転員はその状況を理解できなかった。← (t-1) (s-2)

(t-5) このトリップにより設計通りに蒸気発生器に水を供給する補助給水ポンプが作動するも、出口弁が「閉」状態にあり、給水系作動しなかった。二次系では水を蒸気発生器に送ることが

できなくなり、一次系の熱を奪うことができなくなった。← (t-3) (t-4)

(t-6) 二次系閉鎖のために一次系冷却水が過熱・圧力上昇。← (t-5)

(t-7) 加圧器上部（一次系）にある圧力逃がし弁が自動的に「開」になるものの、開固着のために圧力低下しても閉じない状態になった。適切なシグナルもなく、また運転員も気づかなかった。← (s-1) (s-2) (s-3)

(t-8) その結果、高温水が格納容器内の逃がしタンクへ流れ、大量の原子炉冷却材が失われた。← (t-7)

(t-9) 一次系冷却水ポンプがトリップし、その8秒後に、原子炉は自動スクラムにより自動的に制御棒が挿入され原子炉緊急停止した。← (t-8)

(t-10) 運転員は加圧器の水量増加による圧力コントロール不能状態を恐れていた。冷却水過剰と誤った判断を行い、弁を閉じなかった。炉が露出しているという認識はなかった。← (s-2) (s-3) (t-7)

(t-11) ECCSが設計通りに自動的に作動し、炉心からの冷却水減少に反応して、高圧炉心注入ポンプが自動的に作動。しかし運転員は加圧器における水位上昇を恐れ、高圧炉心注入ポンプの1つを止め、もう一つのポンプの能力も抑えた（ECCS手動停止）。← (s-2) (t-9) (t-10)

(t-12) 逃がし弁開のため2時間以上の間に大量の一次系の冷却水が流出し、一次冷却水が沸騰し、原子炉冷却水ポンプが激しく振動し始め、原子炉冷却問題がより複雑になった。← (t-11)

(t-13) 炉心上部2/3がむき出しになり、燃料棒破損・炉心の45%メルトダウン。運転員は2時間後になって漸く加圧器逃がし弁の開固着に気づいて弁を「閉」に戻した。← (s-2) (t-12)

(t-14) この間に、逃がし弁の先にあるクエンチタンクが満水になり、設置されていた破裂板が破裂したために、一次冷却水と放射性希ガスが格納容器内に放出された。さらに放射性希ガスは補助建屋を通じて、大気に放出された。

(t-15) 建屋で正常値より高い放射線レベルが観測され、炉心溶融が認識された。サイト内緊急事態が宣言された。ついで一般緊急事態が地域へ宣言された。← (t-14)

(t-16) この時点では、炉からのシグナルは矛盾し、発電所内外の関係者の認識は混乱していた。炉

心は水が蒸気状態になっており、燃料は冷却されない状態にあった。最初は、圧力をかけ、水を一次系に多く送り込み、蒸気を凝縮させる努力をしたが、失敗した。次いで減圧し大量の水の注入を試みたが失敗した。最後に原子炉冷却水ポンプを作動させ、給水回復措置がなされ、蒸気発生器で冷却が可能になり、数時間の努力でプラントは安定方向に向かった。← (s-2) (s-3) (t-10)

(t-17) この間に、大量の周辺住民の避難が行われ、混乱が起きた。← (t-15)

5.3 事例3 チェルノブイリ原発事故一

システムの不安定性と運転管理の失敗

この事故は、1986年4月に旧ソ連のウクライナ地方にある黒鉛減速軽水冷却チャンネル型のソ連独自のチェルノブイリ原発4号機（電気出力100万kW）で起きた最悪の原発事故である。同炉ではそれまで行われていなかった外部電源喪失時におけるタービン惰力からの電力取得実験を行おうとしていた。チェルノブイリ原発は低出力時における不安定な原発である上に、運転員の知識不足、操作ミスがあった。さらにも黒鉛減速炉であり、压力容器・格納容器がなかった。最終的には、原子炉が暴走し、爆発し、大量の放射能が拡散した。事故後の発電所側やソ連上層部の対応も最悪であった。そのためにプリピチャ市をはじめとする周辺地域の住民が被爆し、ヨーロッパ各国の住民も放射能の影響を受けた。ソ連は、ゴルバチョフの下、ペレストロイカ運動が進められていたが、権威、管理を重んずる共産主義体制の下、事故初期の体勢に大きな問題があった^[22]。パニックや機密漏洩、体制の揺らぎを恐れたのであろう。当初、適切な情報提供や避難も行われなかった。

チェルノブイリ事故の失敗要因はつぎのとおりである^{[17]、[36]、[45]}。各失敗要因の後にある記号は、失敗の原因となる要因の番号である。運転員の知識不足と操作ミスと低出力時における

炉の不安定な特性により制御に失敗して、原子炉が暴走・爆発した。炉の構造と特性に問題があり、設計者に大きな責任があるといえる^[17]。

A. 偶発的要因

なし。

B. 戦略的要因

(s-1) 構造欠陥1：この炉は低出力時に不安定を有する（出力変動に対して正のフィードバック）。理由は、圧力管内で燃料と接触した冷却水から泡が発生し核反応が進むとさらに泡が発生が繰り返す傾向がある（ボイド係数正）。

(s-2) 構造欠陥2：制御棒には先端に核反応を促進する黒鉛棒の減速材がつけられており、緊急停止のために制御棒を挿入すると、中性子を吸収する水が排除され黒鉛棒に入れ替わるので逆に反応が高まる（ポジティブスクラム）。

(s-3) 構造的欠陥3：圧力管は4mmと肉薄で、温度・圧力が異常に上昇した場合に耐えられない。

(s-4) 構造的欠陥4：炉を構成する大量の中性子減速用黒鉛の存在。圧力管が破裂すると、冷却水と高温の黒鉛が接触して水蒸気爆発を起こす。高温になれば黒鉛も燃焼する。

(s-5) 構造的欠陥5：格納容器も压力容器もないので、炉心燃焼・爆発がそのまま外部へ拡散する。

(s-6) 冷却は軽水、中性子減速は黒鉛による。役割が分担されているので、軽水が減少すると核反応が減少する軽水炉よりは不安定といわれる。

(s-7) 炉の欠陥に関する知識伝達の不備。そのような運転員（含指揮者）による運転。電力電化省すら炉の欠陥に関する知識が不足であった。事故は単なる操作ミスではない。

(s-8) ペレストロイカが進行中とはいえ、共産主義体制のもとでの情報公開を制限する傾向が強く、社会への影響を恐れた政府上層部の原発関係者は、周辺住民ばかりか政府トップにも正しい情報をなかなか伝えなかった。退避命令発令も非常に遅かった。

C. 技術的要因

(t-1) 原子炉の緊急停止時における所内電力確保のためのタービン惰力による電力取得実験の実施（タービンへの蒸気の遮断と発電機からの

ECCSや主循環ポンプへの電力の供給)。

(t-2) 実験の際に炉の誤動作をさけるためにECCSを切り離れた。

(t-3) 実験に備えて炉の出力を落としたが、中性子を吸収するキセノンガスの発生のために出力が下がりすぎた。それを回避し出力を再上昇させるために制御棒をほとんど引き抜いた結果、原子炉を安定的に制御する余裕が消失した。低出力での制御棒の操作は安全規則では禁止されていたとも、いなかったともいわれているが^[17]、電力取得実験を可能にするために再び制御棒挿入を強行した。← (s-1) (s-2) (t-1)

(t-4) その結果、タービンの出力の低下により発電機から取得電力が低下し、主循環ポンプの回転数が低下し、冷却水量が低下した。その結果として炉の反応度が増加した。← (s-1) (s-2) (t-1) (t-3)

(t-5) 炉の出力を押さえるために、制御棒を挿入したが、その結果、冷却水が排除され、さらに制御棒の特性もあり、反応度が促進され暴走が始まった。この間、わずか40秒。← (s-2) (t-4)

(t-6) 炉の不安定な状態は制御盤に表示されず運転員も状況を認識していなかった← (s-7)

(t-7) 炉の出力は定格の10倍になり、燃料は高温になり、冷却水は沸騰し、圧力も上昇した。← (s-1) (s-2) (t-5)

(t-8) 水-ジルコニウム反応で水素が発生・燃焼しその圧力と熱で圧力管が破壊し、冷却剤の水と高温の黒鉛ブロックに接触し、水蒸気爆発と水素爆発が起こり、炉が破壊され、黒鉛が飛び散り、炉の内部が露出し、大量の放射性物質が拡散した。数十名の運転員・消防士が亡くなり、周辺の膨大な住民が放射能の強い影響を受けた。← (s-3) (s-4) (s-5) (s-7) (t-5) (t-7)

3原発の事故は、TMI原発事故、福島原発事故、チェルノブイリ事故の順番の大きな事故となっている。3事故を比較すると、TMI原発事故は、「システム連鎖性」、「システム欠陥」「運転管理失敗」が大きな失敗要因である。福島原発事故は「巨大津波」、「災害想定失敗」、「安全システム改善のための硬直性」が失敗原因である。チェルノブイリ原発事故は、「炉の不安定

性」や「炉の構造的要因」と「電力取得実験強行」が原因であり、広い意味で「組織体制」にも大きな問題があった。

5.4 事例4 JCO臨界事故一

基本知識欠如と経営の失敗

1999年9月、東海村所在の(株)ジェイ・シー・オー東海事業所(住友金属鉱山の子会社、以下JCO)の核燃料加工施設で臨界事故が発生した。臨界事故は文字通り必死の作業で20時間後に収束したが、2名が死亡、7名が被爆し付近住民も緊急避難した。外国人の中には海外へ脱出した人々もいる。核燃料サイクル開発機構(旧動燃)より依頼を受けた高速中性子炉「常陽」で使用する燃料の加工作業で考えられないような初歩的ミスが事故の原因である。中濃縮ウランを含む硝酸ウラン水溶液を安全に取り扱える限界をはるかに超える5倍以上も「沈殿槽」に入れたために、臨界に達し、連鎖反応が起きた。容器の周りの冷却水が反射材となった。強力な中性子線とガンマ線が周囲に20時間近く放出された。沈殿槽へのホウ酸塩溶液注入によって臨界を停止させた。

臨界に関する作業員の初歩的な知識不足や容器の違法使用が直接的原因である。JCOは、1972年以来、動燃の委託を受けて、新型炉常陽等の混合酸化物燃料製造のためのウラン再転換加工を行っていた。常陽は12-23%という高濃縮度のウラン燃料を必要とした。原子力に関する初歩的な知識が無視されたことに多くのエネルギー・原子力関係者も愕然とした。その背景には、コスト削減のための経営体制や社内教育に問題もあったといえよう。これらの背景には、JCOが置かれた厳しい経営状況もあったといわれる。簡略化した失敗方程式はつぎのようになろう。この事故は技術的失敗といえるようなものでなく、最も初歩的な戦略的失敗であ

る。以上、^{[37]-[41]}を参考にした。

(JCO事故)←(手抜き・非合法効率化による
効率化)
←(コスト削減)×(基本的知識不
足)×(不適切な企業文化)

5.5 事例5 原子力船むつの失敗 —

地域紛争と新技術開発の混乱

原子力船「むつ」開発は、今や過ぎ去った過去の事件にすぎないが、原子力船技術の未熟さ、地元との交渉を巡る中央側の姿勢の問題点、原子力船に関する地域経済社会環境の変化やその読みの失敗、コストの見通しの失敗など多数の要因が関わる「戦略的失敗」である。ここでは『「むつ」漂流』^[42]^[43]^[46]などを参考に簡単にまとめた。

わが国の原子力船の建造計画は1960年に原子力委員会で提案され、「原子力船第1船開発基本計画」の下、特殊法人日本原子力船開発事業団が担当した。最初の原子力船は海洋観測船とする予定で、指名競争入札を実施したが大手造船7社のいずれからも応募がなかった。理由は、原子力船製造経験の問題と入札価格の36億円という低さであった。そのために随意契約方式に切替えたが、見積額は当初の2倍となった。そのため、設計を変更し、コストを切り詰める方法をとった。また原子炉は三菱原子力工業が、船体は石川島播磨重工が担当するという分割発注方式となった。この変更が後に放射線漏れにつながったといわれる。船の用途もウラン運搬貨物船に変更した。むつは総トン数8240トンである。

建造した船に原子炉を組み込み、その後の基地となるのが母港であるが、事業団では最初に横浜市を母港として選定した。一方、横浜市は「横浜方式」で知られているように、工場などに立地は拒まないものの、安全性で厳しい条件

をつける方式でのぞみ、結果的には母港を断った。

地元期待のむつ製鉄計画が中止となっていたむつ市が母港誘致を決定した。当初は反対運動は低調であった。青森県も受け入れ表明した。地元は母港受け入れと同時に大湊港周辺・青森県の経済発展を政府に希望した。政府は明確な返事をしなかった。しかし、1963年頃より陸奥湾内でほたて養殖に成功し(100億円規模)、1965年代に大きく発展した。漁民を中心に環境問題に関心が集まりむつ反対運動が始動した。1969年に東京でむつが完成し、原子炉も設置された。一方、むつ市にも原子力船むつ用の岸壁完成し、むつは1970年に大湊港へ移動した。湾内出力試験実施などを巡り、この頃より漁民の反対運動が高まった。母港返上運動へ転換の動きも発生した。当時は、水俣その他で海域での汚染などが社会問題になっていた。むつ市の市長選挙で反対派が勝利し、反対運動も激化した。地元を訪れた森山科学技術長官の発言に漁民が猛反対したことはよく知られている。むつは強行出航したが、青森県尻屋岬東方800kmの試験海上で出力を1.4%に上げた段階で、遮蔽設計の不備(ストリーミング)で放射線漏れ事故が発生した(「放射能漏れ」と報道された)。この事件は地元ならず社会的にも大きく報道され、むつ母港も廃止となった。

原子力船むつ問題は社会的要素が絡む技術開発政策の戦略的失敗の典型である。なにがうまく行かなかったのか。

1. ほたて養殖が成功し、むつは「じゃまもの」になった。
2. 横浜市へ母港打診の頃より、国の行政部門の地元への対応が適切でなかった(情報公開方法、交渉、責任、発言等)。多くの計画において「中央行政機関」の交渉姿勢は問題が多い。

3. 当初、原子力船の技術自身が未熟であった。その背景には無理なコスト削減や計画変更がある。船と原子炉の開発組織が別々であった。
4. 当時は、公害問題が最も高まった時期であった。公害問題に対する国や行政機関の対応も未熟であった。

一般的に言えば、技術の開発が技術的理由だけによって失敗するのは比較的少ない。失敗には、多くの政策的要素、政治的要素、組織的要素、経済、コスト問題、計画の進め方などが絡む。むつはこのあと紆余曲折が続いたが、1990年には修理を終え原子力航行を行った。1991年2月～12月実験航海、82000kmを核動力で航行した。1992年に原子炉を停止し、1993年に原子炉が解体撤去され、1996年には海洋地球研究船みらいとして就航した。

むつの技術は全体としては完成に近いものであり、最終的には、原子力船としての実験航海が実施されたが、船としては不遇な生涯であった。開発費1200億円が投入されたが、コストの高い規模の小さい商用原子力船の需要もなかった。簡略化した失敗方程式的にはつぎのように表現可能であろう。簡略化した失敗方程式はつぎようになる。

(原子力船むつの失敗)←

(遮蔽技術の未熟さ)×(地元との交渉の失敗)×(原子力船に対する否定的な社会環境)×(原子力船コストの高さ)

5.6 事例6 さまざまな事例と戦略的失敗の可能性

本研究では、エネルギー技術開発を含むいくつかの失敗事例あるいはその可能性のあるいくつかの事例についても検討を行ったが、ここでは紙数の関係で簡単な要約のみを述べるに止める。

(1) 太陽光発電の大規模・急速な導入拡大

太陽光発電技術は21世紀中葉以降の重要なエネルギー源である。ドイツ、スペイン、中国、米国その他ではすでに大規模な太陽光発電の導入が進んでいる。ここ10年太陽光パネルのコストは技術進歩・中国の参入などにより急速に低下しており、NEDO等では将来コスト7円/kWhまでを視野に入れた研究開発を進めている。日本の場合は雨が多く天候による変動も大きく、太陽光発電の年平均設備利用率は13%程度(世界平均の半分)しかない。太陽光発電が供給可能な時間帯は昼間であり、ピーク用電源としては向いているが、夜間の利用が容易でない(蓄電のためのコストが高む)。太陽光発電は、小規模導入には大きな問題がないが、大規模に導入すると代替火力を用意しなければならないという点で大きな問題を抱えている。電力周波数などの技術的安定性確保も課題である。太陽光発電が、我が国では長期的にどのような可能性を持つかについては、まだ不明な点が多いが、少なくとも急速な導入策は失敗をもたらす可能性がある。FIT(Feed-in Tariffs)を利用した大規模な太陽光発電の急速な導入拡大は、少なくとも「一次的には」戦略的失敗の例であった。当初の42円/kWhという買取価格が高すぎたことによる。制度としても粗雑な感をぬぐえない。太陽光発電導入の急速展開を図ることを政治的に優先し、買取価格の設定を失敗し、太陽光発電の申請量の予測を誤ったばかりか、電力需給構造などに関する専門家の適正な基礎知識が法制度に組み込まれたことなどが原因である。FITには制度設計上のミスが含まれており、政策的・法制度的な戦略的失敗である。現在は制度の調整が行われている。

(2) 燃料電池車開発の将来的可能性

トヨタが700万円(補助金200万円付)で燃料電池車を発売し着目されている。燃料電池車

の開発では日本は世界的に優位に立っている。燃料電池が数十年以内の大幅に普及するという楽観的シナリオもある。燃料電池車は、燃料電池の耐久性、小型化、零下性能（水の凍結による空気通路閉塞）、コストなどで、市場参入が近づいたレベルに達しているといわれるが、まだ高価である。燃料電池車はやっと「初めての商品」ができた段階であると言った方がよい。火災時などにおける安全性の問題もある高圧ボンベ方式は暫定的手段でしかない。水素ステーションなどのインフラは2015年に100カ所程作られる予定があるが、水素ステーションの普及には需要と供給のバランスの問題がある。技術は発展しつつあるが水素をいかに製造するかという根本問題も残されている。コストの問題は容易でない。この技術がある程度コスト的に成功しても水素収集、貯蔵、配送には多大なインフラとコストがかかる。燃料電池車は700kmと通常のガソリン車以上の航続距離がある点は大きな利点である。この点で現在の電気自動車よりはるかに優れている。燃料電池車は価格が大幅に低下したとしてもまだ相当に高く電極触媒の改良の問題も残されている。燃料電池車はいずれ技術開発の進歩によって成功すると考えても、当面は、技術開発における「死の海」を越えた可能性はあっても「ダーウィンの海」が待ち構えている。

(3) 電気自動車開発の将来的可能性

電気自動車の歴史は内燃機関より古く、今までにさまざまな努力がなされてきたが、電池の価格・航続距離・重量・充電などに問題があり、過去においては、電気自動車の可能性は「浮上しては消え」を繰り返してきた。しかしここ10年間程は電池改善や各国政府の環境政策の支援によって、電気自動車が再び社会的着目を浴びてきた。日本では日産（リーフ）、三菱（i-MiEV）、米国ではテスラモーターズなどが

積極的に電気自動車の販売を行っている。

電気自動車は燃費がよく、1 km当たり約1円で走行可能であり石油系燃料による走行の10-15%の費用で済むという利点があり、自動車自体は廃棄物を出さないが、走行可能距離が小さいという欠点を持つ。電気自動車における電池のコストは非常に高い。技術開発における電気自動車の位置づけは、燃料電池車と似ている。やはり、技術開発では「ダーウィンの海」が待っていると思われる。電気自動車を開発すること自体は必要であり現時点では戦略的失敗とはいえないが、真の実用時期はまだ見えない。

(4) 過大な道路網の展開

首都県に限らず膨大な費用を投入して高速道路網が整備されつつある。日本はドイツなどと比べるとかつて道路網が貧弱であったこともあり、高度な道路網の整備は一種の夢の実現でもある。しかし、瀬戸内海横断道路、東京湾海底道路などは戦略的失敗の評価対象になってよいであろう。これらの豪華な道路はとも費用対効果に問題があることは明白である。両者とも膨大な費用が投入され、経済的には運営が困難になっている。一言で言えば、前者は3本もの橋は必要でなかったし、後者も技術的には挑戦価値はあるが必要性には疑問が多い。このような判断は専門的判断を必要としないほどである。高度成長の名残がある中で、費用対効果を無視した政治的判断が行われた結果の戦略的失敗の典型といえよう。

(5) 環境事故・開発における戦略的失敗の可能性

水俣病、四日市の大気汚染、サリドマイド事件、ダイオキシン問題、インドボパールの化学事故、アスベスト問題などの環境事故の他に、八ッ場ダム開発、苫小牧東部大規模開発、むつ小川原開発、核燃料サイクル開発・高速増殖炉

開発にも戦略的失敗の構造が含まれている。そのほかに今後の問題としてリニア中央新幹線も戦略的失敗の可能性がある^[3]。わが国に限られる訳でないが、さまざまな政策が戦略的失敗を重ねてきた。環境問題に対する意識が低い時代に発生した水俣病も知識不足や不注意だけで発生した訳でないし、それを阻止する制度的手段もあり得た。このような戦略的失敗には、大規模な組織（国家組織、企業組織、法制度等）の意思決定の硬直性が深く絡んでいる。大規模な組織は、権威・権力・利害関係を持つ故にさまざま失敗を生み出すという素朴な視点だけでなく、大規模な組織の持つ特性が戦略的失敗を引き起こす可能性も持っているとも必要である。大規模である故に利害調整や情報交換の難しさが意思決定の遅さ・硬直性を引き起こし、それが戦略的失敗につながっている可能性がある。

6. 結論に代えて

本稿の目的は、従来、曖昧であった失敗の概念をシステムの視点から整理し、その中で戦略的失敗の位置づけを明確にすることであった。それゆえ、いかに失敗を回避するかという問題は本稿のテーマから外れる。それについては、上記でごく簡単な説明しかしなかったが、次の機会^[44]に論じたい。

戦略的失敗の回避について一言だけ触れておくと、戦略的失敗は図表4のような多様な要因によって生ずるものとすれば、それを回避することは容易でない。一言でいえば、失敗の原因は、事業や計画の組織・計画関連要因、経済・コスト要因、システム・技術要因、制度・行政要因、政策・政治要因、環境・地理要因、社会文化要因のすべてにあり、かつそれが相互に複雑に関係している可能性が高い。また失敗をも

たらず要因は最初から見えるわけでない。過剰な対策をとれば、それが別の失敗につながることもある。成功のチャンスを逃しコストを高めることもある。組織作りや計画の策定あるいはシステム構築作業の実施とともに、過去の経験を踏まえながら、一つ一つ対応していくことが妥当であろう。戦略的失敗の可能性を下げるには、まず事業を適切に実施できる組織の仕組みや制度の評価、責任ある体制の確立、見通しの適切さが必要であろう。それでも個別の事業や計画で戦略的失敗を防ぐのは容易でない。戦略的失敗については、情報公開、環境アセスメントのような社会的仕組みを強化することや低成長下での慎重な計画の展開なども重要であると思われる。現在の日本は、経済、技術、文化面で見てもすでに成熟し、非成長時代に入ったように見える。人口も減少する時代に入っている可能性が高い。発展期を過ぎた社会には、巨大事業の戦略的失敗は経済・社会の大きなボデーブローになる可能性がある。

〈参考文献〉

- [1] 児島襄 (1987) 『誤算の論理』 文藝春秋。
- [2] 松本三和夫 (2002) 『知の失敗と社会科学技術はなぜ社会にとって問題か』 岩波新書。
- [3] 橋山禮治郎 (2011) 『必要か、リニア新幹線』 岩波書店。
- [4] ジェームズ・R・チャイルズ (高橋健次訳) (2006) 『最悪の事故が起こるまで人は何をしていたのか』 草思社。
- [5] 岸田純之助 (監修) (1987) 『巨大技術の安全性』 電力新報社。
- [6] 野中郁次郎編著 (2012) 『失敗の本質』 ダイヤモンド社。
- [7] 伊藤健太郎 (2003) 『プロジェクトはなぜ失敗するのか』 日経BP社。
- [8] 日本学術会議総合工学委員会 (主催) (2015) 『安全工学シンポジウム2015講演予稿集』。
- [9] 淵上正朗・笠原直人・畑村洋太郎 (2012)

- 『福島原発で何が起ったか 政府事故調技術解説』B & T ブックス日刊工業新聞社。
- [10] 中西準子（聞き手：河野博子）（2012）『リスクと向き合う』中央公論社。
- [11] 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会（2012）『国会事故調報告書』徳間書店。
- [12] 東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会（2011・2012）『政府事故調中間・最終報告書』メディアランド（株）。
- [13] 福島原子力事故調査報告書（福島原子力事故の社内調査情報）。
<http://www.tepco.co.jp/nu/fukushima-np/interim/index-j.html>
- [14] 日本科学技術ジャーナリスト会議（2012）『4つの「原発事故調」を比較・検証する 福島原発事故13のなぜ』水曜社。
- [15] 日本原子力学会東京電力福島第一原子力発電所事故に関する調査委員会（2015）『福島第一原子力発電所事故 その全貌と明日に向けた提言－学会事故調 最終報告－』丸善出版。
- [16] 日経ものづくり『重大事故の舞台裏技術で解明する真の原因』日経BP社。
- [17] 今中哲治『チェルノブイリ原発事故の見直し』。
<http://www.rri.kyoto-u.ac.jp/NSRG/Chernobyl/GN/GN9204.html>。
- [18] J. サミュエル・ウォーカー（西堂紀一郎訳）（2006）『スリーマイルアイランド』ERC 出版。
- [19] 近藤駿介（1990）『原子力の安全性』同文書院。
- [20] 『複合要因によるスリーマイル島（TMI）原子力発電所の炉心溶融事故』失敗知識データベース。
- [21] 五十嵐富英（1977）『「むつ」漂流』日経新書。
- [22] アナザーストーリー『運命の分岐点「チェルノブイリ原発事故 隠された真実」』2015.7.29NHK テレビ。
- [23] 中尾政之『チェルノブイリ原発の爆発』失敗知識データベース失敗百選。
<http://www.sozogaku.com/fkd/hf/HA0000644.pdf>
- [24] 宮川公男（2002）『政策科学入門（第2版）』東洋経済。
- [25] L.A.Zadeh/C.A.Desoer（1963）：Linear System Theory, McGraw-Hill.
- [26] 中原英臣・佐川峻（1996）『巨大科学技術が日本を破壊する』太陽企画出版。
- [27] 一般財団法人日本再建イニシヤティブ（2012）『福島原発事故独立検証委員会 調査・検証報告書』ディスカヴァー・トゥエンティワン。
- [28] 山村武彦「1771年・八重山地震・明和の大津波」。
<http://www.bo-sai.co.jp/yaeyamajisintsunami.html>
- [29] 女川原子力発電所。
<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%A5%B3%E5%B7%9D%E5%8E%9F%E5%AD%90%E5%8A%9B%E7%99%BA%E9%9B%BB%E6%89%80>
- [30] 女川原子力発電所が助かった理由。
<http://oceangreen.jp/kaisetsu-shuu/Onagawa-Tasukatta-Riyuu.html>
- [31] 大前研一（2012）『原発再稼働 最後の条件』小学館。
- [32] 岡本孝司（2012）『証言 斑目春樹 原子力委員会は何を間違えたのか』新潮社。
- [33] 福山哲郎（2012）『原発危機 官邸からの証言』筑摩書房。
- [34] 畑村洋太郎（2006）『失敗学実践講義』講談社。
- [35] 齋藤雄志『環境・エネルギー問題の情報構造－意思決定の重要分岐点と戦略的失敗について－』専修ネットワーク&インフォメーション No.19 pp.49-58 2011。
- [36] 『チェルノブイリ原発の爆発』失敗知識データベース－失敗百選。
<http://www.sozogaku.com/fkd/hf/HA0000644.pdf>
- [37] 原子力安全委員会ウラン加工工場臨界事故調査委員会（平成11年12月24日）『報告の概要』。
- [38] 畑村洋太郎（2006）『失敗学実践講義』講談社。
- [39] 日本原子力学会JCO事故調査委員会（2005）『JCO臨界事故その全貌の解明事実・要因・対応』東海大学出版会。
- [40] JCO臨界事故総合評価会議（2000）『JCO臨界事故と日本の原子力行政安全政策への提言』七つ森書館。
- [41] 中尾政之『スリーマイル島原発の破壊』失

- 敗知識データベース－失敗百選.
<http://www.sozogaku.com/fkd/hf/HA0000404.pdf>
- [42] むつ (原子力船).
http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2013pdf/20130308131.pdf#search=JCO%E4%BA%8B%E6%95%85+%E5%9B%B3++%E6%96%87%E6%95%99%E7%A7%91%E5%AD%A6%E5%A7%94%E5%93%A1%E4%BC%9A%E8%AA%BF%E6%9F%BB%E5%AE%A4
- [43] 『失敗百選 ～原子力船むつの放射線漏れ～』.
<http://www.sydrose.com/case100/212/>
- [44] 齋藤雄志『戦略的失敗のシステム分析 (2)』
専修大学社会科学研究所社会科学年報 (予定).
- [45] チェルノブイリ原子力発電所事故.
<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%83%81%E3%82%A7%E3%83%AB%E3%83%8E%E3%83%96%E3%82%A4%E3%83%AA%E5%8E%9F%E5%AD%90%E5%8A%9B%E7%99%BA%E9%9B%BB%E6%89%80%E4%BA%8B%E6%95%85>
- [46] <https://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%82%80%E3%81%A4> (%E5%8E%9F%E5%AD%90%E5%8A%9B%E8%88%B9)
- [47] 森谷正規 (2009) 『戦略の失敗』 東洋経済新報社.
- [48] 北岡俊明・戦史研究会 (2008) 『日本人の戦略的失敗』 PHP 研究所.

連邦証券法と連邦制

— カナダにおける連邦と州の権限配分に関する司法判断 —

高木 康一

目次

1. はじめに
2. 連邦証券法案の背景
3. 連邦の「取引及び通商の規制」権限
4. 連邦政府の誤算
5. フェデラリズム(連邦主義)と連邦最高裁
6. 連邦最高裁と政策的判断
7. 連邦最高裁は変遷したのか
8. 連邦最高裁の判断と批判者たち

1. はじめに

カナダには証券規制に関する連邦法が存在しない。証券規制法の制定は各州にゆだねられており、それぞれの州が証券規制の独自の仕組みを有している。したがって、カナダ国内で証券規制は統一的に扱われず、10の州と3つの準州で計13の証券立法が存在する。かつてからカナダでは、研究者や実務家、政府関係者によって連邦による立法を通じて単一の証券規制枠組みの構築が何度も主張されてきたが、いまもってなお連邦の規制当局は存在しない。2007年の金融危機以降、各国が金融危機に対処するために証券市場規制を強化する動向を示し、カナダにおいてもその必要性が訴えられてきた。各国政府が金融・財政上の諸政策を講じようとしたのに対してカナダに特徴的なのは、こうした諸措置の一つに、あるいは最も重要なものとし

て求められたのが、連邦法律を制定することで包括的な証券規制を行うことであった。

2009年にカナダ連邦政府は、連邦の証券法案を提示し、連邦政府自身によってこの法案の合憲性がカナダ連邦最高裁の照会(Reference)に付された¹⁾。2011年に連邦最高裁は、*Reference Re Securities Act*, 2011 SCC 66. において、当該法案を違憲と判断した。本件で争点となったのは、連邦制をとるカナダにおける連邦と州の権限配分問題であった。連邦最高裁の違憲判断は、多くの法律家たちには驚きをもって受け止められ、憲法学者が証券規制に関する政策的観点からの論議を展開し、そして私法学者が憲法上の権限配分規定の判例分析を行うなど、分野を横断したカナダにおける法律学界での論争を呼んだ。

連邦制に関する諸問題を憲法に関する争点とし、裁判所を介して裁定することに、カナダの政治学者たちは消極的である[高木 2013]。それでもなお、カナダの裁判所が憲法上の争点として権限配分問題を取り扱うことは当然ありうるが、裁判所による判断は性質上、ゼロ・サムゲームとなる。このことを嫌ってカナダにおける政治部門は連邦と州の権限紛争を、司法による裁定にゆだねることを望まず、政府間交渉(Intergovernmental Relations)と呼ばれる政治的決着を求めることが多い。本稿では、連邦最高裁の一つの判断を題材に、連邦と州の立法権限をめぐる争いを司法が裁定する際に見えてくる

諸問題を検討する。

2. 連邦証券法案の背景

1867年に制定されたカナダ憲法²⁾では、連邦と州の権限配分のカタログを設けるが、この時点で証券規制立法をなす権限は、連邦議会と州議会のどちらの政府にも配分されていなかった。州には1867年憲法92条13で「財産及び民事的権利」(property and civil rights)に関する権限が割り振られており、これは民法や経済活動規制を包含するものと解釈されている。これに対し、連邦政府は証券規制立法は91条2による「取引及び通商の規制」(the regulation of trade and commerce)に関する権限に含まれると主張してきた。しかしながら諸裁判所は、これまで、この連邦権限の範囲を限定的にとらえる解釈をしてきた。これを幅広く解することは、保険、消費者保護、専門職業規制、そしてケベック民法典全体にわたるような「財産及び民事的権利」に関する州の立法権限に含まれるものについて連邦議会が立法権を有することになってしまうからである。連邦最高裁は「取引及び通商の規制」に該当するかどうかの判断の際は、常に連邦議会に対して、州が特定の活動をなすことができないゆえに、連邦議会の立法が必要であることの証明を求めてきた[Grammond 2011]。

カナダの証券立法は20世紀初頭から州によってなされてきた。カナダにおける金融の四本柱とされる、証券、保険、信託、銀行のうち、最初の3つは歴史的に、州の「財産及び民事的権利」に含まれるとされ、最後に挙げた銀行に関しては1867年憲法91条15が明示的に連邦の権限としている[Yahya 2013, 79]。1929年の世界恐慌を契機に、連邦政府は連邦の証券立法を制定することを望んではいたが、当時のカナダ

の最終審である、イギリスにおかれた枢密院司法委員会の存在がそれをちゅうちょさせた。枢密院司法委員会は、連邦議会の立法権限の拡大には抑制的であり、連邦政府は連邦証券法を制定してもそれが覆されることを懸念したのである[Anisman 1981, 330-331]。そして、1932年に枢密院司法委員会は、州内部で行われる取引を対象とした証券規制権限が州の「財産及び民事的権利」規制権限に含まれることを確認している³⁾。

連邦議会による証券立法をもって全国的規制を行うことに関しては1930年代から議論が行われているが、当時の議論は憲法修正を求めるものであった点で近年の動向とは異なる。1867年憲法の枠内で連邦の証券立法を行うことができるとの主張がなされたのは、もっぱら1960年代以降になってからである。1979年には、連邦の証券法が提案⁴⁾されることとなる⁵⁾。21世紀に入っては、2003年に連邦財務大臣が設けたWise Person's Committeeと名付けられた委員会が包括的な証券法の制定と連邦の規制当局の設立を求めたのに続き、2006年にはオンタリオ州大臣が設立したCrawford委員会が、2009年に連邦財務省の設立したHockin委員会が同様の見解を示してきた。そして、Hockin委員会の提出したレポートに基づき連邦の証券法案が起草された⁶⁾。

2006年に続き2008年の連邦選挙で保守党が政権を再度獲得したの続き、2009年6月に財務大臣Jim Flahertyは『カナダ証券規制移行室』(the Canadian Securities Regulation Transition Office)を設置し、同年10月には法務大臣Rob Nicholsonが、連邦の証券法案の合憲性を連邦最高裁に問うと発表した。このとき法務大臣は、法案の合憲性が大部分の憲法学者によって支持されていると話したことが伝えられている[Schneiderman 2012, 91]。

3. 連邦の「取引及び通商の規制」権限

(1) 2つの区分

連邦政府が証券規制を行う根拠を憲法上求める場合、いくつかの選択肢が考えられるが⁷⁾、連邦政府が主張した拠り所は、1867年憲法91条2に規定される連邦の「取引及び通商の規制」権限である。連邦議会が経済的規制を行う権限として憲法上列挙された権限のうち、もっとも包括的なのがこの条項である [Leclair 2010, 568]。この権限は、判例上、2つに区分されている。第一区分は、州と州の通商と、国際的通商に関するものであり（州間／国際取引・通商）、第二区分は全国的な影響をもたらす通商を一般的に規制するものである（全国取引・通商一般規制⁸⁾）。連邦議会がこれらに基づき法律を制定し、証券規制を行うことは憲法上問題ないはずだと研究者の間では考えられてきた⁹⁾。ある州の内部で行われる特定の取引や通商に関する契約は、これらの二区分にいずれにも含まれず、州の規制権限となる [Monahan and Shaw 2013, 286]。財、人、資本、サービスなどのやり取りが州の境界やカナダ国境を越えてなされる場合は、連邦議会の規制権限に含まれる。もっとも、1867年憲法92条13で明示的に州の権限とされている「財産及び民事的権利」に関する場合は、州の権限に属する。連邦議会が当該規制を行う目的として認められるものは、経済的なものに限られず、環境政策、安全確保なども含まれる。

(2) 第一区分 — 州間／国際間取引・通商

第一区分である州間／国際取引・通商に証券規制が該当するかどうかに関しては、すでに連邦最高裁が言及をしたことがある。証券規制に関する州法の合憲性が問題となった事件ではあるが、Iacobucci判事は、証券市場がかつてから

すでに国際的なものとなっていたことに加え、インターネットの発展により電子取引が可能になり、証券取引が容易に国境を超えている事実を指摘する¹⁰⁾。しかしながら、本件で連邦政府は、州間／国際取引・通商の規制を狙いとしているとの主張を行わなかった [para 47]¹¹⁾。その理由は明らかではないが、判例上、第一区分に該当すると言えるためには、連邦法は州間／国際取引・通商に関する事項にのみ規制を行うことが許されるのであり、これらの規制が州内通商に及ぶことは認められない点にあると思われる。たとえば、*R. v. Dominion Stores*¹²⁾では、カナダの連邦農産物基準法の規定が争われた。この法律は、農産物の品等とそれに該当する基準を定めており、規定された品等を用いるには、それに対応する基準に従った農産物でなければならぬとされていた。そして、州内の農産物を州外に輸出・移出する場合には、連邦法に定められた品等を掲示しなければならないことになっていた。連邦最高裁は本件で、連邦法の規制が州間／国際取引・通商に及ぶ限りは認められるが、それが州内取引・通商に至ることは憲法上許されないとした。この判決に従い、連邦が証券規制を行う際に、当該規制対象を州間／国際間だけに限定し、州内取引を除外することは、現実的に不可能だと考えられる。

(3) 第二区分 — 全国取引・通商一般規制

第二区分として挙げられる全国取引・通商一般規制と言えるかどうかは、*General Motors of Canada Ltd. v. City National Leasing Ltd.*¹³⁾で示された次の5つの基準によって規定される¹⁴⁾。

- ① 問題とされる法律は、一般的規制枠組みを構成するものであること。
- ② 当該枠組みは規制当局による継続的監視に服するものであること。
- ③ 当該法律はある特定の産業ではなく、通

商全体にかかわるものであること。

- ④ 当該法律は州が合同して、あるいはそれぞれで立法することを憲法上認められていないような性質を備えたものであること。
- ⑤ 立法枠組みに一つないしは複数の州や自治体を含めなかった場合、国内の別の場所でこの枠組みの遂行ができなくなること。

ここでの特徴は、従来は州間／国際間取引・通商に関する連邦の権限が論じられていたが、この判例では、それにとどまらず、ある州の内部で行われる取引であっても、1867年憲法91条2の規定する連邦の「取引及び通商の規制」権限に含まれる可能性があることを示した点である [Lee 2012, 61]。5つの基準はすべて満たされる必要はなく¹⁵⁾、連邦の法律が「取引及び通商の規制」権限に含まれるかどうかの「予備的チェックリスト」だとされる。これらを用いて検討されるのは、連邦法律が真に全国的な経済事項を対象としており、単なる地域的事項を寄せ集めたものではないかということである¹⁶⁾。連邦法律の合憲性の判断にとって重要なのは後半の3つである。というのも、最初の2つの基準は、経済性や全国性と関連を有するものではなく、むしろ、立法の形式を問題にしているからである¹⁷⁾ [Monahan and Shaw 2013, 301]。本件で連邦最高裁は5つの基準のうち、最初の2つの該当性については問題なく認める [para 110]。

第3番目の基準に従えば、法案が特定の産業ではなく、通商全体を規制するものかどうかの検討が行われる。法案自体は、「証券」産業を規制するものであるから、通商一般ではなく、特定産業規制だと言えそうである。法案には証券取扱者や投資アドバイザーの政府への登録、通常業務に関する規定があり、「明らかに通商全体と関連性を有するものではない」 [para 112]。これに対し別の見方をすれば、法案が狙

いとするのは、規定された個々の事項に関するものにとどまるのではなく、資本市場の公正さや効率性を確保し、もってカナダの金融制度の安定化を図ろうとするものである。証券市場は、カナダ経済全体に大きな影響を及ぼす。そうすると、カナダの経済を活性化させ、金融の安定化をもたらすことは、特定産業に関するものではなく、通商全体に及ぶ事項だと言える。

連邦最高裁はしかしながら、法案の性格は、そうした大きな視点でとらえた経済的観点ではなく、証券取引におけるあらゆる側面を詳細に規制しようとするものだと見る。そしてこれは、長期にわたって州の規制事項とされてきたものである。確かにカナダの資本市場は州間／国際間に及んでいるが、それでもなお州の領域内になされるローカル・ビジネスや投資も存在する。証券市場がたとえ現代の経済活動において重要な要素を占めるとしても、長年にわたって州がこの領域を規制してきたことは無視しえない。このように述べながら連邦最高裁は、証券取引の全領域を規制することがもはや特定産業事項ではなく、通商全体にかかわることになったと言えるほどの憲法上の重要な転換があったとする連邦政府に対して、「現実的基盤 (factual matrix)」を提出せよと求める [para 115]。必要なのは変容があったとする「推論ではなく、証拠に基づく裏付け」なのである [para 116]。

連邦の証券法案は、実は、既存の諸州の証券規制法とさほど違いのないものであった。このことが、連邦政府にとってマイナスに働くことになる。もし当該産業が変容しているから連邦法による規制が必要と言うのなら、連邦政府の法案が既存の州法律とさほど変わらないことの説明がつかないからである。この点に着目した連邦最高裁は、州の内部での日常の証券規制は、本質的には州の「財産及び民事的権利」規制権限に該当する事項であることに変わりはない

く、したがって州の権限に属すると結論付けた [para 116]。他方で、システミック・リスク¹⁸⁾に備えたり、全国的なデータ収集を行うことは、全国レベルで扱われるべき事項であることを連邦最高裁は認める。しかしこのことは、連邦が州の権限に完全に取って代わる理由とはならないとされた [para 117]。

第4の基準については、州が共同で同様の枠組みを作るため立法を行うことが憲法上可能かどうかについて検討された。ここでとりわけ取り扱われたのは、システミック・リスクへの対応である。問題は、州にシステミック・リスクに対応するべく立法をなす遂行能力があるかどうかではない。現に、いくつかの州ではすでに、連邦法案と同様の規定を設けてシステミック・リスクに対処しようとしている。さらに、連邦ではなく、いくつかの州が共同で共通の規制当局を設置し、システミック・リスクに備えることも可能である。ただし、そこから撤退するのは州の自由である。連邦であれ州であれ、将来の立法の可能性を通常法律で拘束することはできないからである。したがって、「ここでの問題は、州は容易に〔規制を行うために設置した〕州間枠組みから撤退することができるゆえに、全国レベルでのシステミック・リスク…に実効的に対処しうる確信がないことである」。州が共同で行動しても、システミック・リスクに備えたり、データを収集するような全国レベルでの目的を達成するために、連邦レベルで統一的に設置される枠組みに匹敵するものを州自身の手によって設けることは、憲法上不可能である [para 119-121]。

しかしながら、法案には、こうした真に全国レベルで達成されるべき事項以外にも有していた。法案は、州の内部で行われる証券契約の全側面を規制するものであり、そこには州内での取引参加者の保護、専門性確保のための諸規制も含

まれていた。そうするとこれは、州の「財産及び民事的権利」規制権限に該当する事項を連邦法で規制しようとするものであり、連邦が州の権限に踏み込むことになる [para 122; Yahya 2013, 83]

最後の第5基準においては、全国レベルで規制枠組みを構築した際に、ある州が当該枠組みに加わらないことで、この枠組みが狙いとする実効的な遂行を妨げることになるかどうかの検討が行われた。公正・効率的・競争のある市場を確保するという真に全国的目的とカナダの金融市場の統合と安定は、全国的データ収集とシステミック・リスクの予防と対応を含むものである。そしてこの点に関しては、第5基準の要件は満たされている。これらの事項を達成するために連邦政府が行動することは、州間で自主的になされる枠組みとは性質を異にする [para 123]。

ところで本法案には、選択的採択 (opt-in) 条項が設けられており、連邦法が制定された際に、これに同意する州のみが自らの証券規制権限を手放し、当該連邦法が適用されることになっていた。これまで証券規制権限を有してきた州に連邦法による証券規制を認めさせるための、ある種の懐柔策として従前から提案されていたものであり、法案に盛り込まれることになった [Yahya 2013, 79]。これにより州は、連邦法で当該枠組みに一方的に組み込まれるのではなく、自らの判断で参画することができる。ところが、州の合意を引き出すために選択的採択条項を入れたことが、連邦政府にとって裏目に出ることになる。

法案が選択的採択条項を有するということは、すべての州が当該枠組みに参加するわけではない可能性があることを意味する。これに対して、カナダ政府の提示した法案の必要性は、全州を包括する連邦による規制が必要とされるという

もの、つまり全州が当該枠組みに参加することが求められるというところにあった。そうであれば、たとえ一つの州だけが連邦法による規制枠組みに加わらなかったとしても、全国的データ収集やシステム・リスクへの対応が困難になり、法案の目的を達成することができなくなるはずである [para 123; Yahya 2013, 83]。このように考えると、法案は本当に全国的重要性をもった事項に対応しようとしているのか、そして州の行う諸規制と異なった視点をもって通商を全体として規制するものであるのかという疑問を呈されることになる [para 124]。

5つの基準それぞれに関して連邦最高裁は上述のように判断した。連邦最高裁は、「証券市場が経済的重要性を有しかつ、拡大している特徴をもつことからすれば、州がなしうることは性質上異なる連邦の介入を、原理的には、支持する」。しかしながら、資本市場の保持とカナダの金融の安定性が重要であっても、証券法案が企図したような証券産業規制を連邦政府が完全に手中に収めることを正当化するものではない。システム・リスクに備える必要性は連邦政府の立法を裏付けることにはなるが、それによって証券規制の性格がいまだ、投資家の保護や規制を通じて市場の公正さを確保するという点にあること、したがってまた州の権限に属するものであることを変えてしまうことにはならない [para 128]。

4. 連邦政府の誤算

結果として、違憲と判断された連邦の証券法にはいくつかの脆弱性があったと Lee 教授は指摘する [Lee 2012, 61-66]。

第一は、法案の「核心と本質」(the pith and substance) である。カナダ憲法上の分析において、ある法律が連邦の権限に属するか、州の権

限に属するかを決定する際の第一段階として挙げられるのが、当該法律が何を特徴とし、その目的は何か、つまり「核心と本質」を把握することである。第二段階に行われるのが、連邦議会や州議会に与えられた何らかの権限がそうした「核心と本質」を有する法律を制定する権限を包含するかどうかの判断である。

連邦政府の主張の根幹は、法案の「核心と本質」は「包括的全国的証券規制」であることに置かれていた [para 30]。第二段階の政府の主張は、州は包括的証券規制を構築するための法律を制定できないというものだった [Lee 2012, 62-63]。州の遂行不能性 (incapacity) が主張されたのは、当該立法が地域的経済事項ではなく全国レベルで扱われる事項に関するものだったからである。そしてその制定は、連邦の「取引及び通商の規制」権限に収まるというものであった。

しかし連邦政府の誤算は、「包括的」な規制を行うとの主張を、「排他的」に規制を行うと連邦最高裁に読み替えられたことだった。排他的に連邦政府が証券規制を行うということは、州の当該権限を一掃し、連邦政府が一元的に有することを意味する。連邦政府の側は、当該立法は州の選択的参加機能を備えていることを根拠に、つまり法案の規定は、州の同意がない限り効力をもたないため、この法案に排他性がないことを前提としていた。そもそも連邦政府は、州が証券取引を規制する立法権限を有しないという解釈をとっていない。しかしながら、現行存在する10の州と3つの準州のそれぞれが13の規制当局を有するが、連邦政府自身によって示されるところによれば、立法目的は14番目の規制当局を設立するのではなく、単一の規制当局を設立するところにあるというままであった [Lee 2012, 63]。連邦最高裁は、当該法案の肝要部分つまり、「核心と本質」は、排他的基

盤の上に、カナダにおける証券取引を全面的に規律することとした [para 106]。連邦最高裁は、法案がシステミック・リスクに対処し、全国的データ収集を行うことを狙いとしていること自体は受け入れながらも、連邦議会が「州による規制を完全に凌駕すること」は認めなかった [para 117]。

証券法案が直面した2つ目の困難は、立法目的に対する連邦最高裁の理解だと指摘される [Lee 2012, 64-65]。当該法案は立法目的として、①不公正、不適切あるいは不正な行為からの投資家の保護、②公正・効率的・競争のある資本市場の促進、③金融制度の統一性と安定性の確保の3つをあげる。連邦最高裁によれば最初の2つは、「財産及び民事的権利」に含まれており、これまでずっと州の権限に属すると考えられてきているものである。そして連邦最高裁はこれら2つに関して、州から連邦へ権限を移管することが必要になるような状況の変遷は見られなかった [para 6]。連邦最高裁は、最初の2つと違って、最後の金融制度の統一性と安定性の確保は性格が異なり、全国レベルで対処すべきことだとみなす [para 114]。ここにシステミック・リスクへの対処や予防、そして全国的データ収集が含まれると解される。しかしながら連邦最高裁は、法案がこうした側面にとどまらず、証券取引の全側面を対象とし、詳細にわたる規制を設けていることを問題視する [para 114]。連邦最高裁によってかつて合憲とされた競争法¹⁹⁾、非競争的契約や行為のみを対象としており、経済活動の、ある特定の側面を規律するもので、連邦の権限である「取引及び通商の規制」に含まれていた。これに対して証券法案は、州内における証券契約の全側面を規制することから、州の権限事項も含まれており、いわば、過剰包摂とみなされた [para 122]。この点をとらえてLee教授は、金融制度の統一

性と安定性をはかるようとする法の目的の3番目は、当該法案にとって主目的ではなかったとみなされたことが連邦最高裁の判断を左右したとする [Lee 2012, 65]。

5. フェデラリズム（連邦主義）と連邦最高裁

(1) 連邦と州のバランス

本事件での連邦最高裁の判断から、連邦最高裁がもつフェデラリズム観を読み解こうとするのがDiGiacomo教授である。ここで用いられる「フェデラリズム」とは、一定の規範的意味を込めた「連邦主義」を差す。本件で連邦最高裁は何箇所かでフェデラリズムに言及している。その一つが次のような言説である。「連邦権限と州権限の双方が尊重されなければならないというのがフェデラリズムの根本的原理であり、したがって、一方の権限が他方の権限を実質的に骨抜きにするような仕方で行われることはできない。そうではなく、フェデラリズムはバランスをとることを求める。ここで言うバランスとは、連邦議会と州立法府の双方がそれぞれの領域で実効的に活動できるようにすることである。『取引及び通商の規制』権限に関する連邦政府の解釈を受け入れることで、バランスを保つのではなく崩壊させることになりかねない。証券制度のいくつかの側面が全国的な次元を有するという理由で、連邦議会が証券制度全般を規制することはできない」 [para 7]。

連邦最高裁は「バランス」というコンセプトに触れたが、連邦制をとることでこうしたバランスが必要となること自体にDiGiacomo教授は異議を唱えているわけではない。彼が問題とするのは、連邦最高裁が個々の事件において、連邦と州間のバランスの内実を確定し、定義することである。裁判官たちが、国家の憲法解釈者

として、フェデラリズムに関する事件をバランスのレンズを介して審査すべきかどうかを、あるいはそれぞれの事件を判断する際に、まずは、裁判官たちのもつバランス観を確定してから決定に至るアプローチをとることに批判的なのである [DiGiacomo 2012, 3-4]。

連邦最高裁の行う司法審査に関しては、カナダでは政治学者から強い批判が向けられるが、その主要な根拠は、非民主的機関である裁判所が民主的機関である議会の制定した法律を違憲とすることの正統性を問うものである。これに対して DiGiacomo 教授の立論は民主性に依拠するものではなく、バランスというコンセプトのあいまいさに向けられている。そもそも、バランスのコンセプトに確定した意味はなく、主観的なものである。ある者にとってバランスのとれた状態は、別の者にとってそうではないこともありうる。裁判官たちが判断形成をなす際にバランスという用語を用いて指針とすることは、この点で問題とされる。バランスという語を用いることは、レゾリックの方策であり、自身と異なる見解を貶めるために使うことになりうる。ある論拠をバランスが取れていないと述べることは、それが信用ならないと述べるに匹敵する。反対に、ある論拠がバランスにかなっていると述べることは、当該議論に信頼が置けるといことになる [DiGiacomo 2012, 4]。

ここでの彼の議論は、連邦と州の間のバランスを図る役割を連邦最高裁に与えることが、結果として権限配分に関わる統治構造のあり方について、裁判所に決定権を与えることになる点を問題視するのである。裁判所の役割は、憲法に規定された権限配分規定を解釈することであり、統治のあり方を視野に入れるべきではないということが、そこには前提とされていると思われる。

(2) 協同的連邦制と古典的連邦制

連邦最高裁はさらに、協同的連邦制 (cooperative federalism) という一つの連邦観に言及する。「カナダ連邦最高裁は、1949 年以來、憲法問題に関する最終的裁定者として、〔連邦と州の間の〕重畳する権限を調整し、〔連邦と州の〕政府間協同 (cooperation) を促進する比較的柔軟な連邦制観に接近した——これは現代連邦制の『主要な潮流』と呼びうるアプローチである」[para 57] と本件で述べられた。

協同的連邦制は、カナダにおいては、古典的連邦制 (classical federalism) または完全分離型連邦制 (watertight compartment federalism) と呼ばれるモデルと相対するものである。後者は、連邦と州の関係が憲法典の諸規定に厳格に従うことで導かれると考えるものである²⁰⁾。1867 年憲法がモデルとする連邦国家のあり方は、連邦と州にそれぞれ権限を配分することによって、連邦政府と州政府を個別に独立した主体とみなす。そのため、両政府は互いに不可侵でなければならない。連邦政府と州政府はそれぞれ憲法上配分された権限を排他的に有し、独立してそれを行行使する。憲法典に依拠した厳格な権限分離をとる連邦制モデルに基づくこうした古典的モデルは、20 世紀に入り、政府の役割が拡大してくるにつれ、維持できなくなる。連邦議会と州議会の権限を相互に排他的なものとし、それぞれが行う立法に重なり合うところがあることを認めず、厳格な境界を設けることで、複雑な争点に関して効果的に対処しうる法律の制定を妨げることになるからである [Cyr 2014, 22]。そこで登場したのが、協同的連邦制モデルである。

協同的連邦制に厳格な定義が存在するわけではないが、憲法上の規定に従った厳格な権限配分にとらわれず、連邦と州は相互に受容できる政策や課題を展開させて、今度はそれを、それ

それぞれの政府が自らの管轄権に基づき施行しようとするものである [高木 2013, 89]。連邦最高裁は、厳格な権限配分に基礎を置く古典的連邦制に対する意味で、「柔軟な連邦制」(flexible federalism) という表現とともに協同的連邦制の必要性を指摘しながらも、こうした連邦制観が、権限配分を踏みにじったり、根本的に変更することはできないと明言する [para 61]。連邦最高裁は自身が協同的連邦制観に立った判断を行ってきたとしながらも [para 58]、「権限配分の基礎となる憲法上の境界は尊重されなければならない。柔軟な連邦制という『主要な潮流』は、その引き付ける力は強いのであろうが、配分された権限を海の向こうへ流してしまうことはできないし、カナダ連邦国家に固有の憲法上のバランスを損なわせることもできない」とした [para 62]。ここでは、柔軟な連邦制、したがってまた協同的連邦制を否定しているわけではないが、それが認められるのは、あくまで憲法上の権限配分規定に則する限りで、つまり古典的・完全分離型連邦制を前提としてであるとの見解が読み取れそうである。

結局のところ、カナダ連邦最高裁は、古典的連邦制に回帰したのであろうか。2006年に政権を獲得した保守党のハーパー首相は持論である小さな政府を実現する手段として、古典的・完全分離型連邦制を掲げた。連邦は憲法で定められた州の管轄権に介入することだけでなく、その他においても干渉したり関与すること自体を避け、かつ、州はその管轄権において、それぞれ異なった手法と異なった成果をもって政策を実現することで効率性を確保しながら無用な連邦と州の対立を回避することができる。連邦と州の権限領域を明瞭にすることによって、連邦政府に排他的に委ねられていない領域から手を引き、本来的な役割として憲法上与えられている立法権限、外交政策、治安、防衛、そして、

経済問題への対処に専念することができる。連邦政府の役割を州の管轄とされる領域から撤退させ、文化や通商、環境など、連邦の権限行使が州の管轄にかかわる場合には、州がそこに関与するようにすることによって、双方の政府が憲法上の権限配分に規定されたように活動することを主張した [高木 2013, 95-96]。

6. 連邦最高裁と政策的判断

連邦最高裁が古典的連邦制に回帰したかどうかに関して一つの手掛かりとなるのは、州による証券規制が導入している「パスポート・システム」の検討である。証券の発行者と仲介業者は、いずれかの州の当局のうち一つの主要な規制当局に服するとしながらも、州と準州それぞれの複合的な管轄が重なり合っている証券市場において業務を行うことができるよう、州と準州は互いに調和のとれた証券規制制度を自主的に構築してきた。2008年以來、オンタリオ州を除く州と準州の全ては²¹⁾、このパスポート・システムを維持してきた [para 42]。証券業者たちは、いったん自己の州から証券取扱いが認められると、パスポート・システムに加わっている他州においても、自動的に証券業務が認められるのである [Cooper 2012, 10]

国家目的の達成が、連邦政府の単独での行動、ないしは連邦政府による自らの支出権限を行使することで、州の行動を決定づけることによってなされるのではなく、連邦・州政府のいくつか、あるいはすべてと準州が共同で行動することによってなされるプロセスを協調的連邦制(collaborative federalism) という。1990年代の中頃から終わりにかけてこのモデルが見られた。従来のような州と州、州と連邦間の境界線は、経済のグローバル化の流れが国家間の境界線の柔軟性をもたらしたことによって、ゆるめられ

るようになる。そうすると、必然的に、カナダ国内においては、連邦と州の協働あるいは州と州、そして準州間の協働がないと、おしよせる経済のグローバル化に対処できない。逆説的ではあるが、全国レベルでの社会・経済政策にかかわる一定の基準の不在が、州の多様性に委ねられていると理解し、それぞれの州で対応するのではなくむしろ、共通の枠組みの構築が求められるようになるのである。この動向は、連邦と州間ではなく、もっぱら州・準州間での協調を生み出した [高木 2013, 90-92]。

治安や安全、環境保護などの公共財を市民に提供する際に、異なったレベルの諸政府がいかに行動すべきかという観点から連邦制が語られることがある。性質上、各州ごとでの取り組みでは、効果的な公共財の提供が困難な場合、統合された仕組みの必要性が求められる。公益や公共財を提供する際に、連邦国家としての統一性と州の利益の多様性の双方を図ることを狙いとする仕組みをつくれれば、単に効率性や迅速性、私人の便益を図ることを狙いとする無機質な連邦制ではなく、「連邦国家としての有機的とらえ方」をすることができる。パスポート・システムはまさにこれに合致し、「州政府は証券市場の規制を強めかつ、企業の煩雑さを緩和することを狙いとし、同時にそれを証券に関する州の規制権限を保持した状態で行うのである。これは自律的かつ権限をもった諸州政府からなる一つの連邦国家に適合し、地域的関心や地域的選好を反映した政策や規制の余地を認めるためのものである」ため、有機的連邦国家観と言えるのである [Fafard et al 2009, 563-565]。

パスポート・システムの実効性には、しかしながら、批判もある。現状のパスポート・システムを維持したとしても、証券規制に関する統一のアプローチが提供されるわけではなく、当該システムの実効性を担保する最終的な裁定者

が存在しないのである。たとえ同様の法律がそれぞれの州で制定されたとしても、諸規定の執行の優先順位は州によって異なる。さらに、アカウントビリティを果たす主体が不明確なままとなる [Puri 2012, 30-31]。

そうすると、争点は、このパスポート・システムが機能しているかどうか、とりわけシステムミック・リスクに対処しうるかどうかに関わるものとなりそうである。ところが、連邦最高裁は、この点に関し、「あらかじめ実質的に、この選択肢による構想か、あるいはあの選択肢による構想かということに関して、一つの意見を合憲とすることによって、カナダ政府や州政府に対し、進むべき道を示唆するのは連邦最高裁ではない」。連邦国家において生じる複雑な問題の解決は、「二者択一の剥き出しのロジックではなく、全国レベルと同時にその構成要素の必要性に合致する協同的解決策を模索することによってなされるのである」とする [para 132]。

ここでの争点を整理すると、システムミック・リスクに対処するために、(オンタリオ州を除く)州・準州間でパスポート・システムが構築されている。こうした取り組みは、協同的連邦制のモデルにふさわしいと言える。批判者たちは、パスポート・システムではシステムミック・リスクに対処することができないという点を強調しているのであって、協同的連邦制のコンセプトそれ自体を批判的にとらえているわけではない [Sossin 2012]。議論の中心は、パスポート・システムがシステムミック・リスクに対応できるかどうかである。連邦最高裁にはこの点に関する専門家たちの知見をふまえた膨大な証拠が双方の側から提出されていた。これに対し連邦最高裁は、「専門家の提出した証拠の審査は、結論を左右しない。当該争点に関して双方が提示した大量のレポートを詳細に分析することは、

必要でないし、有益でもない」。「政策問題として、証券が連邦によって規制されるか州によって規制されるかということに関するレポートにおける議論は、立法の憲法上の妥当性とは関連しない」と論じた [para 127]。

他方で、すでに言及したが、連邦政府がカナダを取り巻く経済状況は変容し、憲法に列挙された連邦権限である「取引及び通商の規制」条項に、連邦による証券規制が含まれると主張したのに対して連邦最高裁は、十分な証拠が提示されていないとして退けている。連邦最高裁は、証拠の不十分さを指摘するだけで、その詳細な検討を示すことはしておらず、その代わりに、連邦の証券法案の内容が、既存の州の証券規制内容とほぼ同じであることを根拠として、証券市場の変容がみられるとはいえないと判断した [para 116]。

このような連邦最高裁の態度に対しては、様々な批判的見方がある。その大まかな傾向としては、①連邦最高裁は連邦と州の権限配分をめぐるこれまでの事件で、詳細な証拠の検討を行っており、そこからのかい離がみられるのではないかと [Puri 2012]、②古典連邦制に回帰し、憲法上の権限配分規定に基づき厳格に連邦と州のそれぞれに権限を配分する立場に立っているのではないかと [Cooper 2012 ; Schneiderman 2012]、③連邦政府の主張の仕方に問題があったのであり、別の論拠を提示していれば結論が異なっただのではないかと、④例示された法案とは異なる内容の法案を再度作成すれば、本照会事件の連邦最高裁の枠組みに照らしてもなお、連邦の証券規制を構築することができるのではないかと [Jamal 2012, 96-97; Spink 2013, 28]、そして、⑤きわめて多数の政策的観点からの批判、つまり現状ではシステムック・リスクに対応できないとの見解がある。これらのうち、連邦最高裁の態度の変遷を説くのが①と②の立場であり、

③と④は最高裁の判断を限定的に読み込もうとするものである²²⁾。

7. 連邦最高裁は変遷したのか

Puri教授は、連邦と州の権限配分に関して連邦最高裁で争われた諸事例を検討し、本件での特殊性を指摘する。彼女の立論は大きく2つにわかれており、第一は、連邦最高裁はこれまで支配的であった「生ける樹 (the living tree)」としての解釈態度を、原意主義的態度に変容させたのではないかという点であり、第二は、連邦最高裁が政策的判断に謙抑的姿勢を見せたことが他の事例と異なる特徴を示すものであり、さらに、そうした態度自体が批判的に論じられる。

「生ける樹」という考え方に特定の定義があるわけではないが、「過去の認識や意図に拘束される場合」があり、また憲法制定時の条文の歴史的な脈に拘束されることを認めながらも [手塚 2014, 492-493]、「カナダにおける過去、現在、未来の文脈をカナダ憲法解釈の中に読み込むことを求めるものであり、カナダの憲法観を形作ってきた」 [手塚 2014, 476] ものである。

Puri教授は、連邦と州の権限配分に関する争いが最高裁にもちこまれた近年の事件を概観し、元来的に規定された憲法の意味に拘泥せず、変化する社会に適用できるように憲法を解釈する「生ける樹」に立脚してきたと言う。しかし本件で連邦最高裁のとったアプローチはそこからかい離し、「原意主義的司法観」(originalist jurisprudence) へ傾斜しているとみなされる [Puri 2012, 14, 19, 21-23]²³⁾。

最高裁が自らの役割として、いかなる政策が望ましいかについては謙抑的であるべきと述べ、それゆえに、本件で最高裁に提出された専門家たちによる膨大な証拠に触れないことを宣言し

たことが [para 127]、これもまた、先例と異なるアプローチをとっていると彼女はみる [Puri 2012, 24-25]²⁴⁾。彼女の主張の特徴は、判例のディスティンクトに主眼を置きながらも、本件で連邦最高裁が専門家たちの証拠に依拠していれば、異なった結論が出るはずだったのではないかという、会社法や金融規制研究者である自身の専門家としての知見を背後に備えているところにある。

1867年カナダ憲法に規定された連邦と州の立法権限の配分規定は、19世紀の政治的妥協の産物であり、起草に関わった者たちの個人的信念であり、そして歴史的偶然であるため、20世紀の福祉国家の需要にこたえるためには、カナダのプラグマティズム、つまり「理にかなったプラグマティズム」を導入することが必要だったと説くのが Sossin 教授である。これにより 1867年憲法の抱える欠点を連邦最高裁は、革新的な手法で克服していった。まぎれもなくそれが、「生ける樹」のスタンスであり、連邦制に関する連邦と州の権限配分の争いにおいては、「目的論的連邦主義」(purposive federalism) を導入することで対処された²⁵⁾。目的論的連邦主義とは、権限配分規定を解釈する際に、特定の規範的目的を念頭に置くものであり、それは一方で、連邦と州政府は個々の責任領域をもつということ、他方で、連邦・州政府が達成するのに最もふさわしい公益に関する重要な政策目標を追求することができるようにしなければならないというものである [Sossin 2012, 104-105]。連邦最高裁が協同的連邦制に立脚し、連邦と州の権限配分に関して柔軟な態度を示すことが現代国家において求められる態度であり、本件においても同様の姿勢が示されるべきであったというのが彼の立論である。協同的連邦制は、権限配分規定に従うことで、あるレベルの政府が単独で行動し、その結果、特定の政策目標の達

成ができなくなる際に、政府間での交渉でそれを回避することで体现される [Sossin 2012, 102-103]。ここで連邦最高裁に求められるのは、「確固たる司法部の敬讓」である [Sossin 2012, 105]。したがって、この立場は、特定の規範的要請を含んでおり、「連邦主義」と呼ぶのにふさわしいであろう。

Sossin 教授が求めるのは、完全分離型・古典的連邦制では21世紀の行政国家の需要に耐えることができないため、連邦最高裁がこれまで駆使してきた、連邦と州の立法が重畳することを認める法理や解釈テクニクを用いて連邦と州間で重畳する立法管轄権を認めよというものに尽きる [Sossin 2012, 104]²⁶⁾。

Schneiderman 教授は、本件での連邦最高裁の判断からは、柔軟な連邦制から古典的連邦制への回帰がみられるとする。皮肉にもこの動向は、ハーバー首相が進める、州の権限を排他的に確定する手法に合致する [Schneiderman 2012, 77]。連邦最高裁はここ数十年の間、連邦と州の権限配分に関する争いにおいて、連邦であれ州に対してであれ、ほとんど全く「権限踰越」との判断を示したことがない。本稿では詳細に言及する余裕がないが、それは連邦最高裁が様々な憲法上の解釈テクニクを駆使することで、連邦と州にそれぞれ列挙された憲法上の権限配分規定だけを見て判断することを避けてきたからであり、こうした態度は、諸議会に対する連邦最高裁の「敬讓」の一端と見ることができる [Schneiderman 2012, 78]。そして、連邦最高裁が連邦議会の立法に対して、とりわけ敬讓を示し続けている態度を肯定的に評価し、そのことによって連邦最高裁が正統性を獲得しているにとらえられる [Schneiderman 2012, 81-82]。ここで示される連邦最高裁のスタンスは、連邦と州の権限配分に関する争いは、なるべく政治のプロセスに依拠して決定されるべきであ

り、そのための裁判所の判断手法として連邦と州の双方に配分された列挙事項にとらわれない柔軟な判断を示すこと、つまり柔軟な連邦制にコミットすることである。それに対峙するのが古典的連邦制すなわち完全分離型連邦制であり、その場合、連邦最高裁は立法府、とりわけ連邦議会に対する敬讓を示していないことになる [Schneiderman 2012, 87]。

ハーパー首相の小さな政府の実現手法とし掲げられた上述の完全分離・古典的連邦制は「オープン・フェデラリズム」と自ら名付けられた。連邦政府の役割としてそこには、強力な経済同盟を構築することが含まれており、本件で連邦政府が試みたのは、連邦法による包括的な証券規制であった。ハーパー首相のかかげる「オープン・フェデラリズム」は、連邦と州の「2つのレベルの政府間での立法権限の配分を尊重するシグナルを示す意図をもったものであった」 [Schneiderman 2012, 91-92]。

連邦最高裁は、ハーパー首相がとった、強力な経済同盟の手段としての連邦の証券立法という部分ではなく、古典的フェデラリズムを追求する立場、すなわち連邦と州の厳格な権限配分に関して、現行政権に追隨する姿勢を示しているのではないかというのが Schneiderman 教授の示唆するところである [Schneiderman 2012, 92-93]。

8. 連邦最高裁の判断と批判者たち

本照会事件における連邦最高裁の判断を受けて、「スポットライトの中心に新たにおかれるのは連邦制に関する争点かもしれない」 [McCormick 2015, 247] と言われるほど衝撃は大きかった。政策上、連邦法律によるカナダ全国レベルでの一元的証券規制が必要と考えられてきたこともさることながら、公法上の観点か

らみれば、1982年カナダ憲法に含まれた権利保障条項であるカナダ憲章上の観点は一切関与しない、人権とは無関係な連邦と州の純粋な権限配分に関して、連邦最高裁が予想に反して連邦議会の法案を違憲としたことが近年においては異例に見られたからである。カナダ連邦最高裁は、連邦制という国制に関する諸問題に積極的判断を示す決意を示したと言えるであろうか。

この点について手掛かりとなるのは、本判断に加わった Binnie 判事が引退後に応じた *Globe and Mail* 新聞のインタビューである。彼は本照会事件における連邦最高裁の判断について問われ、「私は証券法照会事件を決定する裁判所の一員であった。そこで述べたことに加えることはない。しかし、論評者たちには単に結論を読むのではなく、裁判所の判断を正確に読むことを求めたい。あなたの質問に対する答えの大部分は、その判断の中に見出すことができるだろう」と応じている²⁷⁾。

連邦最高裁は確かに連邦の証券法案を違憲とはしたが、今後、連邦政府による同様の試みが一切排除されたとは言い切れない。この点は、上述の③連邦政府の主張の仕方に問題があったのであり、別の論拠を提示していれば結論が異なったのではないかと、④例示された法案とは異なる内容の法案を再度作成すれば、本照会事件の連邦最高裁の枠組みに照らしてもなお、連邦の証券規制を構築することができるのではないかとの見解につながる。連邦最高裁の判断においては、法案の包括性が問題とされていたことにすでに言及したが、言い換えれば、包括性を伴わない、つまり、システムック・リスクと全国的データ収集に限定された法案であった場合、あるいは、それとの関係で、連邦法案が既存の州法と相違をもっていた場合、新たな連邦法の制定の可能性はあるということになりそうである。連邦の証券法案は連邦法をもって州法を凌

駕するような内容であったことも問題とされており、言い換えれば、州法との共存を図ることを念頭に置いた内容であれば、これもまた、合憲とされる可能性が見出される。連邦最高裁は、「疑いもない全国的関心事項」にとどまらず本法案が証券に関するあらゆる側面を規制しようともくろんだことを問題としているのであり、全国的関心事項にシステミック・リスクへの対処と全国的データ収集が含まれることは認めている [para 121-122]。

これまで見てきた連邦最高裁の本判断に対する批判者たちの見解は、連邦最高裁の帰結にその焦点を当てている傾向があるように思われる。彼らの立論は、政策的観点から連邦法による全国的証券規制が必要であるにもかかわらず、連邦最高裁がそれに応答しなかったということの問題視しながら、連邦最高裁が連邦議会に敬讓を示さず、議会の制定しようとした法案に口をさしはさみ破棄したことに置かれる。

前者の観点からすれば、裁判所は政策的判断にコミットし、妥当な結論を導く機関となることが求められると思われる。連邦最高裁自身が本件で政策的判断にコミットしない立場を示したことはすでに見たが、仮に政策的判断に介入したとすれば、本件では批判者らの求める結論になり得るかもしれない。しかし、他の事件においても同様の姿勢が示されるとすれば、それは、後者の点から批判にさらされることにならないであろうか。裁判所による政策判断と議会によるそれが一致する保証はない。

後者の示唆する連邦最高裁の連邦議会に対する敬讓を貫くとすれば、政策的判断にも同様の姿勢が求められるはずである。したがって、政策的判断に裁判所は口をさしはさむべきではないことになる。

結局のところ、批判者たちは、自分たちの予想に反した連邦最高裁の結論が気に入らなかつ

ただけではないであろうか。

対して連邦最高裁は、既存の判例法理に立脚した法律学的議論を展開したに過ぎないように思われる。

〈引用文献〉

- 大林啓吾 (2012) 「時をかける憲法 —憲法解釈論から憲法構築論の地平へ—」 帝京法学28巻1号 91頁
- 高木康一 (2013) 「カナダ連邦制における連邦・州政府間関係」 専修大学社会科学年報第47号 87頁
- 手塚崇聡 (2014) 「カナダ憲法解釈における『生ける樹』理論の意義：その判例上の起源と展開」 法学研究87巻2号475頁
- 富井幸雄 (2006-2007) 「同性婚と憲法 (1) - (2)」 法学新報113巻1・2号171、113巻3・4号315
- 松井茂記 (2012) 『カナダの憲法 —多文化主義の国のかたち』 (岩波書店)
- Anand, Anita (2012), "After the Reference: Regulating Systemic Risk in Canadian Financial Markets", in A. Anand ed., *What's Next For Canada? Securities Regulation After the Reference*, (Irwin Law) 197.
- Anisman, Philip (1981), "The Proposals for a Securities Market Law for Canada: Purpose and Process", 19 (3) *Osgoode Hall Law Journal* 329.
- Anisman, Philip and Hogg, Peter W. (1979), "Constitutional Aspects of Federal Securities Legislation" in Philip Anisman et al., *3 Proposals for a Securities Market Law for Canada* 135.
- Cooper, Barry (2012), "A Return to Classical Federalism? The Significance of the Securities Reference Decision", 129 *Frontier Centre for Public Policy, Policy Series* 1.
- Cyr, Hugo (2014), "Autonomy, Subsidiarity, Solidarity: Foundations of Cooperative Federalism" 23 (4) *Constitutional Forum* 20.
- DiGiacomo, Gordon (2012), "The Supreme Court of Canada's Federalism as Expressed in the Securities Reference", *Institute of Intergovernmental Relations Working Paper, Institute of Intergovernmental Relations School of Policy Studies, Queen's University*
- Fafard, Patrick and Rocher, François and Côte,

- Catherine (2009), “Clients, citizens and federalism: A critical appraisal of integrated service delivery in Canada” 52 (4) *Canadian Public Administration* 549.
- Ford, Cristie and Gill Hardeep (2012), “A National Systemic Risk Clearinghouse?”, in A. Anand ed., *What’s Next For Canada? Securities Regulation After the Reference*, (Irwin Law) 145.
- Grammond, Sébastien (2011), “Flaherty’s Supreme Court Loss Is Federalism’s Gain” *National Post* (22 December) .
- Jamal, M. (2012), “*Reference Re Securities Act: Comment on Lee and Schneiderman*”, in A. Anand ed., *What’s Next For Canada? Securities Regulation After the Reference*, (Irwin Law) 95.
- Leclair, Jean (2010), “Please, Draw Me a Field of Jurisdiction”: Regulating Securities, Securing Federalism”, 51 *S.C.L.R.* (2d) 555.
- Lee, B. Ian (2012), “The General Trade and Commerce Power after the *Securities Reference*” in A. Anand ed., *What’s Next For Canada? Securities Regulation After the Reference*, (Irwin Law) 59.
- McCormick, Peter (2015), *The End of the Charter Revolution* (University of Toronto Press)
- Monahan, Patrick and Shaw, Byron (2013), *Constitutional Law, 4th edition*, (Irwin Law)
- Schneiderman, David (2012), “Making Waves: The Supreme Court of Canada Confronts Stephen Harper’s Brand of Federalism” in A. Anand ed., *What’s Next For Canada? Securities Regulation After the Reference*, (Irwin Law) 75.
- Spink, Eric (2013), *Federalism and Securities Regulation in Canada*, Institute of Intergovernmental Relations Working Paper, Institute of Intergovernmental Relations School of Policy Studies, Queen’s University
- Yahya, Moin A. (2013), “Federalism Still Matters: The Securities Reference Case”, 22 (1) *Constitutional Forum* Volume 79.
- 1867) と呼ばれるが、以下では単に「1867年憲法」とする。
- 3) *Lymburn v. Mayland* [1932] A.C. 318.
- 4) これは、正式に法案として議会に提出されたものではなく、当時の消費者・企業省 (the Minister of Consumer and Corporate Affairs) によってなされた、あくまでも提案である。
- 5) この間のプロセスについては [Anisman 1981] が詳しい。
- 6) この委員会にはカナダの著名な憲法学者である Peter Hogg 教授も含まれていた。彼はかつてから連邦の証券規制の合憲性を主張していた。
- 7) 連邦による証券規制に関しては、1867年憲法 91条の POGG 権限と略される平和・秩序・正しい統治権限、連邦と州間に配分された憲法上の列挙事項の残余権限 (91条29)、刑事司法権限 (91条27) などを根拠として挙げうるが、それぞれの判例の蓄積からこれらに基づくのは困難と考えられると思われる。個々の権限の検討については別稿を予定している。
- 8) *Citizens Insurance Co. of Canada v. Parsons* (1881), 7 App Cas 96.
- 9) [Schneiderman 2012, 75-76] はカナダの憲法学者の多くがかつてから連邦による証券規制が合憲だとしてきたことを指摘する。[Anisman and Hogg 1979] も参照。
- 10) *Global Securities Corp. v. British Columbia (Securities Commission)*, [2000] 1 S.C.R. 494 para 28.
- 11) *Reference Re Securities Act*, 2011 SCC 66. 以下では、本最高裁の判断を引用する際は単に [para] として段落番号のみを記す。
- 12) [1980] 1 S.C.R. 844.
- 13) [1989] 1 S.C.R. 641.
- 14) 最初の3つは *MacDonald v. Vapor Canada* [1977] 2 S.C.R. 134. で Laskin 判事が提示したものである。
- 15) *Kirkbi AG v. Ritvik Holdings Inc* [2005] 3 S.C.R. 302 para 17.
- 16) *General Motors of Canada Ltd. v. City National Leasing Ltd.* [1989] 1 S.C.R. 641 at 662-663.
- 17) 最初の2つの基準は、福祉国家としての生成期に政府の活動が膨張していることを念頭に設けられたものであり、政府の活動が契約によ

(注)

- 1) この制度については [松井 2012, 76-77] 参照。
- 2) 正式には、「1867年憲法」(Constitution Act,

- てなされたり、政府の活動規模それ自体が縮小されるべきとみなされている現在では、もはや有用さを失っているといえる。
- 18) システミック・リスクとは、ある市場でおこったデフォルトのリスクが他の市場にも及び、これがドミノ効果をもって金融制度・市場全体に波及することである [para 103]。
- 19) *General Motors of Canada Ltd. v. City National Leasing Ltd.* [1989] 1 S.C.R. 641.
- 20) 以下の記述は [高木 2013] に拠る。
- 21) 首都オタワをもつオンタリオ州は、多くの論点において、連邦政府の政策に親和的であり、本件においても、カナダ連邦政府とともに、連邦証券法を支持してきた。
- 22) 最後の⑤については、政策的判断に関する是非であり、本稿では検討しない。
- 23) ここで言われる「原意主義」は、大林教授がアメリカ憲法学の文脈で指摘する [大林 2012]、憲法制定者の意図に従おうとする「古典的原意主義」ではなく、「新原意主義」、その中でも憲法の条文に規定された権限配分規定に忠実に従おうとする「条文型原意主義」ないしは、起草者の主観的意図ではなく、条文の客観的な意味を探ろうとする「客観的原意主義」に依拠しているものと思われる。したがって、この文脈においてカナダでは、「死者による拘束」は問題にされていない。
- 24) ケベック州の連邦からの離脱に関する照会事件である *Reference re Secession of Quebec* [1998] 2 S. C.R. 217. や同性婚を認めないことの合憲性に関する照会事件である *Reference re Same-Sex Marriage* [2004] 3 S.C.R. 698. が取り上げられている。後者に関しては [富井 2006-2007] を参照。憲法上の連邦と州の権限配分が裁判所で争われた諸事件の総合的検討は別稿を予定している。
- 25) 1982年憲法の人権保障規定であるカナダ憲章に関して目的論的憲法解釈がなされた典型例が、*Hunter et al v. Southam Inc* [1984] 2 SCR 145. だとされる。本判決については [手塚 2014, 10-13] を参照。
- 26) 連邦と州の法律の重畳や抵触の際に援用される諸法理については [松井 2013, 101-111] を参照。
- 27) <http://www.theglobeandmail.com/report-on-business/industry-news/the-law-page/the-supreme-courts-retired-but-hardly-retiring-ian-binnie/article4099999/>

片倉共栄製糸株式会社の株主分析

— 大・中株主を中心に —

高梨 健司

はじめに

片倉製糸は、片倉越後製糸株式会社（新潟県中蒲原郡村松町）の創立に続き、1929（昭和4）年12月に隣町の五泉町に地元住民との共同出資によって片倉共栄製糸株式会社を設立する。この片倉共栄製糸(株)は、五泉繭市場の解散後にその跡地に創設された。

本稿では、片倉共栄製糸(株)の株主分析を目的とするが、従来企業研究においては株主の分析対象を大株主（又は主要株主）に限定される傾向にあり、大株主以下の株主、即ち中株主、小株主、零細株主などについての分析は殆ど行われていない⁽¹⁾。企業の設立目的と大株主（又は主要株主）との事業関連性に重点を置いて分析を進めることが広く行われている。例えば、鉄道会社と織物買継商の貨物（織物・原材料）輸送などである。鉄道による短時間・大量輸送は、織物買継商にとって事業上大きな関心事である。しかし、株主分析が大株主（又は主要株主）に限定されるのであれば、地域社会における企業の存在理由は、十分に明らかにすることはできないであろう。企業の事業目的から一義的に地域社会における存在理由を推し測ることは不十分であり、一面的な理解に陥ることになろう。大株主の投資目的と中小・零細株主の投資目的が同じであるとは言い切れない。その違いを明らかにする必要がある。研究視点の欠如と中小・零細株主の実態解明には

大きな困難が伴うであろうことから、中小・零細株主の分析を回避する傾向にあるといえよう。

近年の企業研究では、石井里枝は、両毛鉄道、利根発電、群馬電力・東京電力などを事例に、企業経営と地域産業化のあり方についての研究の中で、株主の分析対象が何れも主要株主に限定される⁽²⁾。しかも「地方株主」の分析対象者は極少数で、その実態解明は不十分である。また数多くの研究蓄積がある綿糸紡績会社の研究においても、分析対象は主要株主や役員に限られる⁽³⁾。製糸業の分野においては、花井俊介・公文蔵人の郡是製糸研究において、同社『社史』に依拠して株主の大部分を占める零細株主を「養蚕農民」と一括りに把握したり⁽⁴⁾、公文蔵人は、信濃製糸株式会社の中小零細株主を「養蚕農民」と推測するに止まる⁽⁵⁾。中小・零細株主の実態分析の立遅れが著しい。

谷本雅之・阿部武司は、渋谷喜平編『富之越後』（新潟新聞社、1903年）に依り、第一次企業勃興期の担い手としての地方資産家を① 地方企業家的資産家Ⅰ、② 地方企業家的資産家Ⅱ（地方財閥型）、③ 地方名望家的資産家、④ レントナー的資産家の4つに類型化している⁽⁶⁾。この内、地方名望家的資産家が人数比で6割近くを占めていたという。従来、政治史の分野で研究対象にすることが多かった地方名望家概念を経済史・経営史の分野に組み入れて分析した点が高く評価されているが、『富之越後』記載の投資先企業が新潟県内資本金10万円以

上、県外100万円以上の銀行・鉄道・海運・石油業に限られていることや投資先企業を新潟県内において投資家の居住地域内とそれ以外の地域に分けて分析する、という視点が欠如していることなどにより、現実社会を適確に反映した類型であるか疑問である。また、新潟県内企業への投資は「リスク」であると主張しているが、立証を欠く上、県内有力資産家の銀行業、鉄道業、海運業などへの投資行動が地主経営との事業関連の上であったとすれば、その目的は公益からではなく、私益から生じていたことになる。中小・零細株主については、考察の対象外に置かれている。斯くて、この仮説は、様々不備な点が多いといえよう。本稿では地方名望家的資産家の実態と齟齬及び公益と私益の不可分の一体性の発露などについても言及する。

本稿では、片倉共栄製糸(株)の株主を対象に、株主・役員構成や株主各層（紙数の都合で大株主と中株主に限定）の株式投資動向を主に職業、社会階層（大・中・小地主）、役職などに焦点を当てて究明していく。更に、株式投資目的、株式所有目的は、投資家個人によって異なるものであっても、時代状況の変化が共通の行動認識をもつ一面を探求することにした。また、地方有力者が政治・経済力を背景に姻戚関係を通じて強大な社会勢力・地縁血縁社会を築き、地方支配体制を担っていたことについても明らかにしたい。片倉共栄製糸(株)の設立は、この体制危機の対応、特に中小地主の危機対応と捉える。片倉共栄製糸(株)はまた、地元住民より負託された地域振興を使命としていた。この成否も考究の対象である。

1. 五泉繭市場の設立

片倉共栄製糸(株)は、五泉繭市場を基盤に設立されるが、この詳細な経緯については必ずしも

明白とはいえない。そこで、本稿では五泉繭市場の設立事情から事業内容、市場区域更に役員等の設立関係者と片倉共栄製糸(株)の株主特に地元有力株主との関連性などについて明らかにしておきたい。

新潟県において繭市場取引は、1927（昭和2）年に新潟県産繭総額（上繭数量）の7割超を占め⁽⁷⁾、同県繭取引の中心形態となるが、この契機は、1919（大正8）年3月28日新潟県令第18号「蚕繭取引市場奨励規程」の公布と、特に1923（大正12）年3月16日新潟県令第8号「新潟県繭売買業者取締規則」の公布にあった。即ち、この取締規則第9条第1号は、当業者の生繭売買慣行を否定する収繭前の予約売買禁止を謳っていたことから、中蒲原郡内の養蚕家は齊しく苦痛とするところであった。そこで中蒲原郡養蚕同業組合は、新潟県当局にこの緩和策を請願する。しかし、この請願は受入れられず、然も取締規則を厳重に励行する旨の通知に接し、このため善後策を五泉町、新関村、川東村、巢本村、菅名村、橋田村の養蚕組合長や同支部長等の関係者が協議した結果、繭市場の設置止むなしと決定する⁽⁸⁾。1923（大正12）年3月16日には先の「新潟県繭売買業者取締規則」の公布と共に、既に「新潟県繭取引市場取締規則」が公布されていた以上、繭取引市場開設の励行を要請する県当局の方針に従がわざるをえない状況下にあったといえよう。

1923（大正12）年6月に五泉小学校南分校舎を借館して、五泉町に繭市場の設立をみる⁽⁹⁾。この五泉繭市場の組長は松田彦平、副長は二宮良吉であった。後に五泉繭市場は、新たに諸建築物、乾繭装置等を設置する。五泉繭市場の設立発起人は35名に及び、この内片倉共栄製糸(株)株主となった人数は17名、具体的には神田長蔵（巢本村）、関谷静治（橋田村）、小島精左衛門（新関村）、遠山市松（新関村）、木村善之

亟（五泉町）、和泉竹三郎（橋田村）、石塚文四郎、佐藤安太郎、相田福治（川東村）、長谷川英太郎（巢本村）、佐久間市三郎（巢本村）、関川成治（巢本村）、中村善太（巢本村）、武藤豊次（巢本村）、近藤貞治、若井久五郎、剣持庸平（巢本村）である。発起人の約半数が片倉共栄製糸(株)の株主となっている。上記発起人を居村別にみると、巢本村7名、新関村2名、橋田村2名、五泉町1名、川東村1名、不明4名になる。巢本村のみで、不明4名を除くと5割強を占めていた。なお、片倉共栄製糸(株)の株主とならなかった発起人18名の内、4名即ち伊藤千穂蔵（新関村）、小島修蔵（新関村）、土田常三郎（新関村）、斎藤源三郎（川東村）が判明する。五泉郷各村に発起人が分散化している中で、養蚕業の盛んな巢本村、新関村に発起人が多数みられる。

五泉町の繭市場は、1923（大正12）年10月10日に蚕糸組合法に依る有限責任販売利用組合五泉繭市場に組織変更する。区域を中蒲原郡、東蒲原郡、佐渡郡のほかに、中蒲原郡隣接町村の西蒲原郡黒崎村、南蒲原郡の加茂町、下条村、田上村と定める⁽¹⁰⁾。その後、該組合区域は、中蒲原郡、東蒲原郡両郡に限定されたようである⁽¹¹⁾。役員は、引続き組合長・松田彦平、副組合長・二宮良吉のほか、理事13名、監事7名を置く。組合議決は総代会に依り、通常総会を毎年4月に開催する。

五泉繭市場の本来の事業として組合員の生産物（繭、生糸、屑物、真綿）の買取り及びこの委託物の販売や組合員の設備利用（生繭販売場、殺蛹・乾繭装置⁽¹²⁾）のほかに、1924（大正13）年4月に「養蚕家の経済思想喚起向上の為め」に五泉繭市場における「春蚕繭の価格予想を募集する」ことになった⁽¹³⁾。優等者は1等1名、2等2名、3等5名、4等10名、1等には賞品として銀カップ三ツ組1個、2等銀カップ1個、3

等木盃三ツ組1個、4等木盃1個を贈与する。また、同年に養蚕家のために啓導士を各村落に配置（中蒲原郡、東蒲原郡、佐渡郡3郡に300名）する⁽¹⁴⁾。「出品を勧誘したり商人にしてやられぬように世話をやくのが啓導士の仕事」であった。更に、繭商人のために低利資金30万円を準備し、翌年には45万円の資金を準備して、養蚕家や繭商人に乾繭を担保として資金貸付をすることになる⁽¹⁵⁾。翌々年には、長岡銀行五泉支店と新潟銀行五泉支店の融資による低利資金約50万円を用意して、養蚕家と買方繭商人の便宜を計る⁽¹⁶⁾。五泉繭市場による低利資金の貸付額は、1924（大正13）年の30万円から逐年増加し、貸付対象も繭商人から養蚕農民（組合員）に拡大している。1926（大正15）年6月には、五泉繭市場に繭商人が毎日約50名参集していたという⁽¹⁷⁾。

有限責任販売利用組合五泉繭市場の設立当初、組合員1,700名、出資口数7,585口、出資金額70,780円であった⁽¹⁸⁾。1927（昭和2）年度には、組合員2,122名に増加し、桑園1,289町2反、養蚕戸数3,560戸、収繭量・春繭87,410貫（金額629,344円）、夏秋繭32,470貫（金額146,444円）、合計119,880貫（金額775,788円）であった⁽¹⁹⁾。五泉繭市場の組合員の収繭量の内、実際に五泉繭市場において売却した数量を推定すると、1927年の五泉繭市場の繭取引数量は、春繭41,545貫（金額301,643円）、夏秋繭9,658貫（金額43,541円）、合計51,203貫（金額345,184円）であることから、単純計算すると、春繭量47.5%（金額47.9%）、夏秋繭量29.7%（金額29.7%）、春・夏秋繭総量42.7%（金額44.5%）となり、組合員の収繭量・金額共に半分以下の供出にすぎず、夏秋繭においては数量・金額共に約3割にとどまる。1927年に新潟県の繭市場は、前年に比べ出荷人員、繭取引数量の減少と繭取引価格急激が生じてい

た⁽²⁰⁾。その背景には、五泉繭市場以外での組合員の片倉製糸を始めとする製糸家との直接取引が進展する一方で、五泉繭市場の乾繭数量（殺蛹、半乾、全乾合せて）が春・夏秋蚕繭26,862貫（春繭24,998貫、夏秋繭1,864貫）に上り、繭価急落の中で乾繭化が急増しており、五泉繭市場の衰微が現実化していたものといえよう。新潟県各地の繭市場は急速に衰退し、1932（昭和7）年に繭取引組合に、1937（昭和12）年には乾繭販売組合に改組再編されることになる⁽²¹⁾。

換言すれば、アメリカ生糸市場の絹織物原糸から絹靴下用原糸への需要変化に伴う高級糸需要の増大を背景に、繭品質の不良、雑駁傾向にある繭市場取引から製糸家が離反するようになり、次第に新潟県が奨励する繭市場の解体が進行する。新潟県当局が遂行する蚕業政策（繭市場）の破綻である。

五泉繭市場は、既に1927（昭和2）年に衰退が顕在化する中で終に解散に追い込まれ、1929（昭和4）年12月5日にこの跡地に片倉共栄製糸株式会社が設立される⁽²²⁾。同社設立発起人は、片倉一族のほか、地元からは松田彦平、二宮良吉、石塚文四郎、剣持堅吾、近藤祐次郎、関塚惣吉である。松田彦平（五泉町）は五泉繭市場組合長、二宮良吉（五泉町）は五泉繭市場副組合長、両者共、有力蚕種製造家である。石塚文四郎は五泉繭市場設立発起人、剣持堅吾は巢本村の大地主で、中蒲原郡会議員、巢本村会議員などを勤める有力者である。近藤祐次郎は五泉町の中地主で、絹織物業者、五泉町会議員などを勤める。関塚惣吉は五泉町の大地主で、新潟県会議員、五泉町会議員などを勤める。上記6名の内、4名（松田彦平、二宮良吉、石塚文四郎、剣持堅吾）は、片倉共栄製糸(株)の取締役や監査役に就任する。松田彦平は、片倉共栄製糸(株)の設立発起人総代であり、同社設立の地

元側の中心人物である。役員・経営者及び発起人の側からみれば、五泉繭市場と片倉共栄製糸(株)の事業継続性を示し、株主側からみれば、五泉繭市場の組合員600名が片倉共栄製糸(株)の株主となっていることが指摘されている。但し、1927年度の五泉繭市場の組合員は前述の如く、2,122人であったことから、この内の約3割が片倉共栄製糸(株)の株主になったにすぎないことになる。五泉繭市場の多数の組合員は、養蚕農民として片倉共栄製糸(株)と蚕繭取引を行うことになったのであろう。片倉共栄製糸(株)の設立は、厳しい経済状況下に地元の基幹産業として、曾ての五泉繭市場の組合員の広範な支持を得て、また地域住民から好感をもって受け入れられていたといえよう。片倉共栄製糸(株)は、地元民たちから地域振興を託されたのである。

以下、片倉共栄製糸(株)の株主構成、特に大・中株主の身元や経歴などについて明らかにしたい。

2. 片倉共栄製糸(株)の株主構成と業績・株主配当

(1) 第1期株主構成（1930年3月末現在）

片倉共栄製糸(株)は五泉繭市場を基盤に1929（昭和4）年12月25日に新潟県中蒲原郡五泉町に創設する。片倉共栄製糸(株)は、五泉町隣接の村松町に設置の片倉越後製糸(株)同様に、片倉製糸紡績株式会社（以下、片倉製糸と略称）と地元側との共同出資によって設立されると共に当初より片倉製糸の受任経営下にあった。片倉共栄製糸(株)の設立発起人は、前述の如く、片倉一族のほか、地元側では五泉町の大・中地主、絹物機業家、有力蚕種製造家及び隣村巢本村の大地主などであった。この発起人たちは、片倉共栄製糸(株)の大株主で、大部分が同社取締役乃至監査役に就任する。片倉共栄製糸(株)の株主各層

については、十分な実態解明が進んでいない。片倉共栄製糸(株)の株主の中で、一先ず本稿では大・中株主について究明することにした。片倉共栄製糸(株)の株主追究に関しては、同社の第1期(1929年度)から第8期(1936年度)までの期間に限定する。

第1表は、片倉共栄製糸(株)の第1期株主構成(1930年3月31日現在)を示す。同社の合計株数は、5,000株、株主総数は608名である。片倉越後製糸(株)と比べて、株数では4分の1、株主数では1.25倍である⁽²³⁾ことから、株式の分散的所有が進んでいたことが窺われる。片倉共栄製糸(株)の株主は、最大の565株所有株主から最小の1株所有株主までに亘る。本稿では、100株以上所有株主を大株主、10株超～100株未満所有株主を中株主、3株以上10株所有の株主を小株主、1～2株所有株主を零細株主に分類する。上記最大の株主1名では、片倉共栄製

糸(株)合計株数の10%強を占めるにすぎず、片倉越後製糸(株)の場合と大きな違いが生じている。片倉共栄製糸(株)の合計株数の過半を占めるためには、同社100株以上所有の大株主の株式が必要であった。

片倉共栄製糸(株)の株主数から構成比をみると、株主総数608名の内、1株所有株主が最も多く、304名(持株数304株)、次いで2株所有株主115名(持株数230株)、合計419名(持株数534株)は68.9%にのぼり、3分の2以上を占める。持株比率では10.7%にとどまる。持株比率が低いとはいえ、大多数を占める零細株主(1～2株所有株主)が片倉共栄製糸(株)を支えていたともいえる。零細株主の分析は、重要不可欠である。片倉共栄製糸(株)が片倉越後製糸(株)以上に零細株主が多数を占めるのは、同社が五泉繭市場(有限責任販売利用組合)を基盤にしていた証左ともいえよう。但し、零細株主を単なる養蚕農民と結論付けることは、慎まなければならぬ。零細株主の実態分析が必要である。

5株以下所有株主は、509名(持株数906株)で、全体の83.6%を占め、10株以下所有株主は562名(持株数1,390株)で、同92.4%を占める。片倉共栄製糸(株)は、零細株主と小株主(3～10株所有株主)が殆ど大部分であった。10株以下所有株主の持株比率は、27.8%にとどまる。零細株主と共に小株主の実態分析を通じて、片倉共栄製糸(株)の地域における存在理由が鮮明になろう。

100株以上所有の大株主12名(持株数2,765株)は株主総数の僅か2%であるが、持株比率では過半の55.3%を占める。後述する地元株主の中でも大株主の地元有力者の意向は、片倉共栄製糸(株)が如何に片倉製糸の受任経営下にあるとはいえ、経営動向を左右する、軽視できない存在であったことになろう。100株未満～10株超所有の中株主は34名(持株数845株)で、株主総数の5.6%、持株比率では16.9%を各

第1表 片倉共栄製糸(株)の株主

(1930年3月31日現在)

株主所有株	人 数	株 数
565 株	1 (1) 名	565 株
300	4 (3)	1,200
200	3	600
100	4	400
50	5	250
30	6	180
20	14	280
15	9	135
10	38	380
8	3	24
7	8	56
6	4	24
5	47	235
4	8	32
3	35	105
2	115	230
1	304	304
合 計	608 (4)	5,000

(注)「人数」の()内は、新潟県外の株主数(内数)。(資料)片倉共栄製糸(株)第一期『株主名簿』より作成。

占める。地元の大・中株主42名の持株数は、2,145株、持株比率にして42.9%を占める。この点後述。地元の中株主は地元の大株主共々、片倉共栄製糸(株)に大きな影響力を持つ株主集団といえよう。以下、大株主(片倉一族と地元有力者別に)と中株主に分けて、分析することにしてしよう。

① 大株主

1) 片倉一族

片倉共栄製糸(株)の最大の大株主は、第3表に示す如く、片倉越後製糸(株)同様、法人株主即ち片倉製糸紡績(株)の取締役社長・片倉兼太郎(565株)である。片倉兼太郎は、片倉共栄製糸(株)の顧問でもある。次いで、片倉共栄製糸(株)取締役社長の片倉三平(300株)、片倉共栄製糸(株)取締役の今井真平(300株)、同じく片倉直人(300株)が続く。何れも片倉一族の大株主である。その他の大株主は、地元の有力者たちである。この点後述。上記片倉一族の持株比率をみると、片倉兼太郎(法人代表)所有株式のみでは、片倉共栄製糸(株)の合計株数(5,000株)の僅か11.3%、片倉三平、今井真平、片倉直人各所有株式を合せても29.3%(1,465株)にすぎない。片倉越後製糸(株)の場合とは、大差が生じている。片倉製糸の片倉共栄製糸(株)に対する経営支配力は、脆弱である。前述の如く、片倉共栄製糸(株)の役員を勤める地元大株主の持株1,100株を合せて、漸く過半を占める状態である。

上記片倉共栄製糸(株)の経営者層を構成する片倉一族の3名の内、1930年に片倉三平は、片倉製糸紡績(株)の北陸監督、片倉共栄製糸(株)のほか、片倉越後製糸(株)の各代表取締役、日東紡績(株)専務取締役(後に取締役社長)、岩手県是製糸(株)取締役等を兼務する。今井真平は、片倉製糸紡績(株)常務取締役、片倉共栄製糸(株)のほか、片倉

越後製糸(株)の各取締役、備作製糸(株)取締役社長、片倉江津製糸(株)取締役等を兼務する。片倉直人は、片倉製糸紡績(株)常務取締役、日東紡績(株)取締役、岩手県是製糸(株)取締役、松江片倉製糸(株)取締役等を兼務する。なお、今井真平は、1935(昭和10)年10月5日に死去する。

2) 地元有力者

片倉共栄製糸(株)の地元側の大株主は、中蒲原郡五泉町の蚕種製造家・松田彦平(300株)、二宮良吉(200株)、新津町の蚕種製造家・山崎新太郎(200株)が最上位にあり、何れも同社取締役に就任する。この3名の内、松田彦平と二宮良吉は、片倉共栄製糸(株)の設立発起人であった。上記3名は、後に北越蚕種合名会社を創立し、片倉越後製糸(株)と片倉共栄製糸(株)向け蚕種製造を行う⁽²⁴⁾。他に大株主として石塚文四郎(200株)のほか、五泉町の中地主で絹物機業家の近藤祐次郎(100株)と大地主の関塚惣吉(100株)、巢本村の大地主・剣持堅吾(100株)及び北蒲原郡築地村の蚕種製造家・浮須市造(100株)が存在する。上記大株主の持株は合わせて1,300株に上り、片倉一族の持株に迫る株数である。石塚文四郎⁽²⁵⁾、近藤祐次郎、関塚惣吉、剣持堅吾共に片倉共栄製糸(株)の設立発起人であり、この内、五泉繭市場設立発起人の石塚文四郎が同社取締役、剣持堅吾と浮須市造が同社監査役に各就任する。浮須市造は、新潟県を代表する蚕種製造家である。五泉繭市場を基盤として設立される片倉共栄製糸(株)は、地元側の大株主として、大地主と共に有力蚕種製造家、地主機業家の存在感が大きいといえよう。

② 中株主

中株主(50株～15株所有株主)34名は、総て地元の株主である。但し、中株主の内、何れも20株所有の2名(石井千代松、権瓶文吉)に

ついては、詳しい身元は不明である。この2名の片倉共栄製糸(株)の持株(20株)は、その後も変わらず所有し続ける。中株主の持株数は、前述の如く845株あり、全株式数5,000株の16.9%を占める。中株主の持株比率が全体の5分の1弱を占める意味は、大きいといえよう。地元の大株主8名の持株数1,300株と合せると、全体の4割強を占め、片倉一族の大株主の持株数を上回る。中株主の居村は、第3表に示すように五泉町を中心に五泉町周辺の川東村、巢本村、新関村、村松町、新津町、小須戸町、十全村、川内村に分散する。中株主は、大・中地主、絹織物業者、五泉織物同業組合長・副会長・組合員、町村長・議員、五泉合同運送(株)取締役、養蚕組合長、町村農会長・惣代、料理店、度器職人(金物商)、医師などであった。中株主は、大株主同様、地元の有力者と看做すことができよう。絹織物業、運送業、養蚕組合などは、片倉共栄製糸(株)の事業と深く結び付いた業種である。中株主の代表的職種として五泉町の有力絹物機業家が名を連ねている。片倉共栄製糸(株)は、絹織物業者にとって直接又は間接的(片倉製糸本社経由)に原料生糸の調達先となろう。五泉町を代表する有力運送業者の五泉合同運送(株)は、片倉共栄製糸(株)が購入する各種原材料や製造生糸などの運搬に従事したことであろう。養蚕組合は、片倉共栄製糸(株)の生糸原料としての繭生産者の養蚕農民たちが組織する団体であり、その組合長は、有力養蚕農民である。その他業種も片倉共栄製糸(株)と深く関わり合っている。この点後述。

(2) 第8期株主構成(1937年3月末現在)

第2表は、片倉共栄製糸(株)の第8期株主構成(1937年3月31日現在)を表示している。片倉共栄製糸(株)の合計株式は、第1期同様5,000株に変わりはなく、株主総数は、601名である。

第1期の608名から若干減少するにすぎない。同社最大の株主(1,165株)から最小の株主(1株)まで、第1期の株式17分割所有から株式21分割所有に拡大する。株式分散所有化が進む。この最大の株主1名(片倉製糸紡績株式会社取締役社長)では、第1期より増加するものの、片倉共栄製糸(株)合計株数の23.3%にとどまる。片倉共栄製糸(株)100株以上の地元大株主の持株を集合しなければ、同社合計株数の過半を占めることができないことは、第1期同様変わりがなかった。筆頭大株主(片倉製糸紡績株式会社代表取締役)が隔絶した持株比率を占める片倉越後製糸(株)と依然として違いに変化がみられない。

片倉共栄製糸(株)の株主構成比をみると、合計

第2表 片倉共栄製糸(株)の株主
(1937年3月31日現在)

株主所有株	人 数	株 数
1,165 株	1 (1) 名	1,165 株
200	6 (2)	1,200
100	3	300
50	6	300
40	1	40
30	5	150
21	2	42
20	14	280
15	9	135
12	1	12
11	1	11
10	37	370
9	2 (1)	18
8	3	24
7	6	42
6	4	24
5	47	235
4	8	32
3	33 (1)	99
2	109	218
1	303 (1)	303
合 計	601 (6)	5,000

(注) 「人数」の()内は、新潟県外の株主数(内数)。
(資料) 片倉共栄製糸(株) 第八期「株主名簿」より作成。

株主601名の内、1株所有株主が303名（持株数303株）で最も多く、次いで2株所有株主109名（持株数218株）、合せて412名（持株数521株）である。この零細株主比率は68.6%、持株比率では10.4%と低く、両比率は対照的である。5株以下の所有株主は、500名（持株数887株）で合計株主の83.2%、10株以下の所有株主は、552名（持株数1,365株）で同91.8%を占めており、片倉共栄製糸(株)は、第1期同様に零細株主・小株主が大半を占めていた。但し、10株以下所有の株主の持株比率は、27.3%にすぎない。100株以上の大株主10名（持株数2,665株）総てが集結して、持株比率が漸く53.3%の過半を占めるのであった。第1期同様、片倉共栄製糸(株)が片倉製糸の受任経営下にあるとはいえ、総て片倉製糸が専断的経営を行うことには不都合な地元大株主たちの存在感を示していよう。この点後述。

中株主39名の内、地元中株主38名（持株数879株）は、株主総数の6.3%、持株比率では17.6%を各占めている。地元の大・中株主45名の持株数1,979株、持株比率にして39.6%を占める。この点後述。地元の大・中株主の持株数は、片倉一族の大株主たちの持株数（1,565株）を上回り、第1期同様、その言動力は、無視し得ない大きな重みをもつ株主集団といえよう。以下、大株主（片倉一族と地元有力者別）と中株主に分けて更に分析を進めていこう。

① 大株主

1) 片倉一族

片倉共栄製糸(株)の筆頭大株主は、法人株主即ち片倉製糸紡績(株)の取締役社長・今井五介（片倉兼太郎実弟）である。今井五介は、1934年1月に死亡した同社前任社長の片倉兼太郎の所有株式（565株）を同年に継承後、翌35年865株、36年1,065株、37年1,165株に所有増加する。

前述の同社取締役社長・片倉三平、同社取締役・今井真平、同社取締役・片倉直人の持株は、1935年に300株から200株に各100株宛減少し、この減少分の株式を今井五介所有株に加えていた。そして、1935年10月に死亡した今井真平（今井五介長男）持株の200株を翌36年に今井五介所有株に加増し、37年には更に片倉共栄製糸(株)取締役・松田彦平が手離した所有株100株を加算することで1,165株となり、片倉共栄製糸(株)株主の中で突出した大株主となった。但し、1937（昭和12）年に今井五介の持株1,165株、片倉三平200株、片倉直人200株合せても1,565株止まりである。この持株比率は31.3%にすぎず、片倉共栄製糸(株)第1期と殆ど変りはない。片倉製糸の片倉共栄製糸(株)に対する経営支配は依然として第1期以降も強化されていないといえようが、片倉製糸は自社への片倉共栄製糸(株)の株式集中化を図り、その存在感を高め、1937（昭和12）年11月に同社買収に備える意図を持っていたのであろう。

2) 地元有力者

片倉共栄製糸(株)の地元側の大株主は、第8期に200株所有の松田彦平、二宮良吉、山崎新太郎、石塚文四郎（以上、同社取締役）と100株所有の近藤祐次郎、同社監査役の剣持堅吾と浮須市造である。同社第1期以降、地元側の取締役と監査役に変化はない。前述の如く、松田彦平は、第8期に持株の内100株を減らし、200株所有となる。これにより、片倉側（片倉三平、片倉直人）と共に片倉共栄製糸(株)の地元側の取締役の持株は、等しく200株となった。第1期同様に、地元の大株主は、五泉町及び周辺地域の蚕種製造家、大地主、地主機業家などであったが、地元の一部大地主に持株変更が生じていた。片倉共栄製糸(株)第1期に同社株式100株を所有していた五泉町の大地主・関塚惣吉は、早くも第2期に100株所有から20株所有に大幅減

少し、以後第8期に至るまで20株所有を維持する。片倉共栄製糸(株)は、第1期と第2期、更に第3期共に欠損金を生じ、配当金は無配であったことから、資産株として所有するには同社株式の魅力が喪失したのであろう。関塚惣吉は、片倉共栄製糸(株)の設立発起人の1人であったが、同社役員（取締役、監査役）ではない故に、資産目的の株主として、同社事業の将来性を客観的に判断する立場にあったものといえよう。但し、関塚惣吉は、片倉共栄製糸(株)の株式を20株所有し続けることで、同社設立発起人の体面を維持していたことになる。五泉町の大地主は、片倉共栄製糸(株)への出資が概して消極的であった。関塚惣吉と共に五泉町の三大大地主であった吉田久平家と小出 漸家は、同社出資を控えていたのである⁽²⁶⁾。

② 中地主

片倉共栄製糸(株)第8期中株主（50株～11株所有株主）は39名であり、第1期より5名増加する。この39名の内、1名を除きすべて地元の株主である。中株主は20株所有が最も多く、14名（持株数280株）、次いで15株所有株主9名（持株数135株）、両者合せて23名（持株数415株）である。この株主数及び持株数は、中株主の5割前後を占める。この持株数は、中株主持株総数の約5割を占め、大株主の100株所有株主のそれを上回る。また同じく株主数では約6割を占める。株主数からすると、中株主は、20株所有株主と15株所有株主に集中化傾向にある。この点は、第1期と同様である。これに50株所有株主6名（持株数300株）と30株所有株主5名（持株数150株）が続く。この点も第1期と同様である。上記以外の中株主は、1～2名が40株、21株、12株、11株を分散所有する。この点が第8期の特徴である。

上述の5名増加の中株主の内、4名は新たに

株式を買い増して、小株主から中株主に上昇する。彼らは、片倉共栄製糸(株)が経営黒字を記録した第4期中株主となった。しかも、その後同社が損失を計上したり、無配続きであっても株式を手離すことはなかった。4名の内3名は、地元五泉町の中地主（酒造家・町会議員）や絹織物機業家及び小地主（養蚕組合長・町会議員）であった。この外に、片倉共栄製糸(株)株式の譲渡とこれを譲り受ける五泉町の運送会社役員（徳永治平と大貫新七）や所有株式の8割を売却し、大株主から中株主に下降する、前記五泉町の大地主（関塚惣吉）、それに同社第6期に持株総てを売却する、十全村の中地主（村長・農会長の馬場八太郎）、といった変化がみられた。

こうした所有株式の減少乃至非株主化が生じていた一方で、中株主の範囲内で片倉共栄製糸(株)の株式を増加する絹織物機業家（坪川寅蔵）や撚糸兼業者（石川義雄）も存在していた。何れも製糸関連業者である。

片倉共栄製糸(株)創立第1期以来第8期まで、同社株式の所有を維持する中株主が殆ど大部分である中、同社株式投資の積極的推進者は、製糸業関連業者、特に絹織物機業家が中心的役割を果たしていたといえよう。

(3) 片倉共栄製糸(株)の業績と株主配当

片倉共栄製糸(株)の生糸生産量は、1930年度6,118貫、1932年度8,603貫、1934年度8,422貫、1936年度9,133貫である⁽²⁷⁾。一時的な生糸生産減少はあるものの、生産拡大基調にあるといえよう。従業員は、同期間に166名から171名、194名、200名へと逐年増加する。

片倉共栄製糸(株)は、その製造生糸の7～8割前後を輸出向に、2～3割前後を地遣糸として国内向に各販売している。1930年度には同社地遣生糸1,437貫（9,000斤）は、「内地機屋取

引」であった⁽²⁸⁾。1934年度に同社輸出生糸販売量が減少した際には、地遣生糸の販売量が増加し、1932年度に比べ1.6倍増の2,889貫（価額86,342円）に上った⁽²⁹⁾。同年度の地遣生糸販売価額は、輸出生糸販売価額（199,769円）の43%を占めており、国内生糸市場も片倉共栄製糸(株)にとって生糸輸出市場の動向によっては経営の安定性に欠くことができなかった。

五泉町の絹物機業家たちにとって片倉共栄製糸(株)の地遣糸販売は、魅力的であろう。五泉町の機業家は、その所要原糸を生糸仲買商に委託して、主に新潟県外の四日市、横浜、福島、新潟県内の魚沼地方、村上・加茂方面より購入していた⁽³⁰⁾が、片倉共栄製糸(株)の設立により地元の五泉町にて原料糸入手できるようになる期待と実現が、有力五泉絹物機業家たちをして積極的に同社株式投資（＝株主）に動いたのであろう。

片倉共栄製糸(株)の損益金につてみると、創立期より欠損（第1期2,639円、第2期5,097円72銭、第3期13,515円44銭）が続き、漸く第4期に12,224円53銭の利益を計上するに至るが、翌第5期に92,066円05銭の多額の損失が生じている⁽³¹⁾。この多額の損失金が片倉共栄製糸(株)の経営に深刻な打撃を与えることになり、第6期に12,169円06銭、第7期29,657円08銭、第8期18,458円35銭の利益金を生み出したが、この利益額では上記損失金を補うことはできず、結局片倉共栄製糸(株)は、創業期より第8期まで連年繰越損金が発生していた。このため、株主への配当金は、第1～8期まで1度も実施されていないのである。片倉共栄製糸(株)が連年無配当であるにも関わらず、一部大株主を除き、中株主においても殆ど大部分の株主が株式処分には奔走することなく保持し続けていたことは、敬重に値しよう。「名望家」的投資行動といえよう。株主各自の利害関係以上に、地元の基幹産

業として片倉共栄製糸(株)の果たす地域振興の役割を認識・自覚していたものといえよう。

なお、片倉共栄製糸(株)は、1937（昭和12）年に片倉製糸に買収され、共栄製糸所と改称し、翌年に片倉越後製糸(株)が片倉製糸と合併した際に片倉越後製糸(株)を越後第一工場、共栄製糸所を越後第二工場に各改称し、再出発することになる。

3. 片倉共栄製糸(株)の株主の持株推移と経歴

株主分析に当たり、まず片倉共栄製糸(株)の経営陣について、改めて明らかにしておきたい。

(1) 片倉共栄製糸(株)の経営陣

片倉共栄製糸(株)の第1期（1929年12月15日～1930年3月31日）の経営陣は、同社取締役社長の片倉三平（所有株式300株）、取締役今井真平（同300株）、取締役片倉直人（同300株）、取締役松田彦平（同300株）、取締役二宮良吉（同200株）、取締役山崎新太郎（同200株）、取締役石塚文四郎（同200株）、それに監査役剣持堅吾（同100株）、監査役浮須市造（同100株）によって構成される。片倉製糸側は、片倉三平、今井真平、片倉直人の3名、地元役員は、松田彦平、二宮良吉、山崎新太郎、石塚文四郎、剣持堅吾、浮須市造の6名である。片倉製糸側3名に対し、地元側6名の経営者構成である。片倉製糸の受任経営下に、片倉共栄製糸(株)取締役社長に片倉製糸側から戴くとはいえ、経営者数では地元側が片倉製糸側を大幅に上回り、監査役については、2名が総て地元側で占められていた。片倉共栄製糸(株)の経営陣は、人数的には地元側優勢であったことに特徴がある。持株数からしても、地元役員の存在感を十分に示しているといえよう。片倉共栄製糸(株)の設立事情

がこうした背景にあるものといえよう。片倉越後製糸(株)同様に、片倉共栄製糸(株)顧問として、片倉兼太郎(所有株式565株)が就任している。同社経営陣の持株数でも、地元側(持株総数1,100株)が片倉製糸側(同900株)を上回り、優勢ではあるものの、片倉製糸側に同社顧問の片倉兼太郎(同565株)持株分を含めると、片倉製糸側が優位を占めていた。

なお、片倉共栄製糸(株)の定款において、同社取締役は株式200株以上、監査役は100株以上を各所有する株主であることを規定(第25条)している。上記片倉共栄製糸(株)の役員(取締役、監査役)は、総て上記規定を満たしていた。

(2) 地元株主

① 片倉共栄製糸(株)の地元株主の内、最大の株主は、第3表に示すように、前述の五泉町在住の同社取締役松田彦平(1930年度300株所有)である。松田は、同社第8期(1936年度)に100株を手離し、200株所有になるが、それまで300株所有を維持していた。

松田彦平は、片倉共栄製糸(株)の設立発起人総代、創立総会議長を務めるなど、同社設立に深く係わる地元の代表的人物である。松田彦平は、1887(明治20)年7月に蚕業試験場(東京高等蚕糸学校)を修業し、「著名ナル工場、桑園、人物」の中に二宮良吉(同社取締役)と共に新潟県を代表する蚕種製造家としてその名が記されている⁽³²⁾。松田彦平は二宮良吉、山崎新太郎と共に北越蚕種合名会社を設立し、片倉共栄製糸(株)と片倉越後製糸(株)向け蚕種製造を行うことになる⁽³³⁾。また、海沼常尾編『大日本蚕業家名鑑続編』(扶桑社、大正6年、250頁)において、「蚕糸業功労者」として「農商務大臣ヨリ表彰」の「中蒲原郡養蚕々種業同業組合」(五泉町)を掲載する。松田彦平は、新潟県蚕糸同業組合聯合会長、中蒲原郡養蚕蚕種同業組

合長を勤め、更に松田などが中心となって1902(明治35)年4月に北越蚕業講習所(五泉町)を設立する⁽³⁴⁾。これを契機に新潟県内の13ヶ所に郡立・組合立の講習所の設置をみることになる。松田彦平(先代)と長男の松田信太郎(後、彦平襲名)は、第3回内国勲業博覧会(1890年)に繭(2点)、蚕種、藍葉(彦平)と繭、牛旁種(信太郎)を各出品し⁽³⁵⁾、彦平の繭(赤熟)は「二等有功賞」、信太郎の繭(小石丸)は「褒状」を各受賞する⁽³⁶⁾。松田彦平の「褒賞薦告文」は、審査官の井原仲次、八田達也、木村九蔵、町田菊次郎、藤本善右衛門、伊藤勝治郎、下田伊左衛門により、「織維良好ニシテ糸量多シ以テ養法其宜キヲ得タルヲ觀ル其有効甚タ嘉賞ス可シ」と述べている⁽³⁷⁾。更に松田彦平は、第4回内国勲業博覧会(1895年)に繭(1点)、蚕種(2点)を出品し⁽³⁸⁾、蚕種(青熟)、繭(青熟)共に「褒状」を受賞する⁽³⁹⁾。松田彦平はまた、1902(明治35)年新潟県主催1府11県聯合共進会に繭と蚕種を出品し、繭(春蚕)、蚕種(春蚕種)共に4等賞を受賞する⁽⁴⁰⁾。松田彦平は、1922(大正11)年3月10日～7月31日開催の平和記念東京博覧会(東京府主催)に蚕種を出品し、「名誉賞牌」を受賞する⁽⁴¹⁾。松田彦平の蚕種製造技術、養蚕技術の秀逸性が窺われる。松田は、篤農家である。松田彦平会長の新潟県蚕糸会(1899年設立)は、第7回総会において、新潟県原蚕種製造所設置建議を決議する⁽⁴²⁾。新潟県原蚕種製造所は、1910(明治43)年4月に設立される。新潟県蚕糸会の活発な運動が奏功したのであろう。新潟県原蚕種製造所は、上記北越蚕業講習所を借り上げて本所とし、村上分場(岩船郡)、小出分場(北魚沼郡)を開設する⁽⁴³⁾。なお、松田彦平(先代)は、1877(明治10)年5月に近藤吉宣、近藤久三、江口常四郎、歌川善蔵、和泉巖吉、吉田久平、長谷川良太郎、権平半七外6名と共に西南

第3表 片倉共栄製糸(株)の株主別所有株数推移と経歴(1930～37年)

株主氏名	住所	1930年	1931年	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年	1937年	経歴
		株	株	株	株	株	株	株	株	
片倉兼太郎	東京	565	565	565	565	300	200	200	1株	片倉製糸紡績(株)取締役社長、1934年死去
片倉三平	福島	300	300	300	300	300	200	200	200	片倉共栄製糸(株)・片倉越後製糸(株)取締役社長
今井真平	長野	300	300	300	300	300	200	—	—	片倉共栄製糸(株)取締役、1935年死去
片倉直人	東京	300	300	300	300	300	200	200	200	片倉共栄製糸(株)取締役
今井五介	〃	—	—	—	—	565	865	1,065	1,165	片倉製糸紡績(株)取締役副社長・社長
松田彦平	中蒲原郡五泉町	300	300	300	300	300	300	300	200	片倉共栄製糸(株)取締役、蚕種製造家
二宮良吉	〃	200	200	200	200	200	200	200	200	片倉共栄製糸(株)取締役、蚕種製造家
山崎新太郎	〃 新津町	200	200	200	200	200	200	200	200	片倉共栄製糸(株)取締役、蚕種製造家
石塚文四郎	〃 ()	200	200	200	200	200	200	200	200	片倉共栄製糸(株)取締役、五泉繭市場発起人
劍持堅吾	〃 巢本村	100	100	100	100	100	100	100	100	片倉共栄製糸(株)監査役、大地主
浮須市造	北蒲原郡築地村	100	100	100	100	100	100	100	100	片倉共栄製糸(株)監査役、蚕種製造家
近藤祐次郎	中蒲原郡五泉町	100	100	100	100	100	100	100	100	絹物機業家、中地主、五泉町会議員
関塚惣吉	〃	100	20	20	20	20	20	20	20	大地主、五泉町会議員
小出源吉	〃 新津町	50	50	50	50	50	50	50	50	耳鼻咽喉科医師、中蒲瓦斯(株)取締役
武藤豊次	〃 巢本村	50	50	50	50	50	50	50	50	中地主、巢本村役場収入役・村会議員
林信寛	〃 新関村	50	50	50	50	50	50	50	50	大地主、新関村長・村会議員
町田菊治	〃 五泉町	50	50	50	50	50	50	50	50	五泉合同運送(株)取締役
馬場徳松	南蒲原郡三条町	—	50	50	50	50	50	50	50	銅鉄打物卸・度器製造業者、三条町(三条市)会議員
徳永治平	中蒲原郡五泉町	30(20)	30(20)	30(20)	—	—	—	—	—	五泉合同運送(株)取締役
大貫新七	〃	—	—	—	30(20)	50	50	50	50	五泉合同運送(株)取締役
松田信太郎	〃	30	30	30	30	30	30	30	30	中地主、五泉町会議員、醤油味噌醸造業者
吉田松三郎	〃	30	30	30	30	30	30	30	30	小地主、絹織物業者、近藤製糸(株)取締役
塚野国松	〃	30	30	30	30	30	30	30	30	五泉織物同業組合長、中蒲原郡会議員
小出権平	〃	30	30	30	30	30	30	30	30	絹織物業者、合資会社小出機業場代表社員
夏井義信	〃	30	30	30	30	30	30	30	30	料理鮮魚問屋「たこや」店主
坪川寅蔵	〃	30	30	30	40	40	40	40	40	絹織物業者、五泉町会議員
石井民次	〃	20	20	20	20	20	20	20	20	五泉織物同業組合副組合長・組合長
帆刈策次郎	〃	20	20	20	20	20	20	20	20	絹織物業者、五泉織物同業組合会計役

小黒 啓蔵	〃	〃	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	絹織物業者、五泉織物同業組合員
石川 義雄	〃	〃	20	20	21	21	21	21	21	21	21	21	21	絹織物業者、燃糸業者
市川富三郎	〃	〃	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	絹織物業者（市川工場経営）
長谷川喜久次	〃	〃	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	絹織物業者（長谷川工場経営）
平松 周蔵	〃	村松町	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	片倉越後製糸(株)取締役、村松町助役・町長
谷 貫一郎	〃	〃	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	片倉越後製糸(株)監査役、村松町長
本間 建弥	〃	新関村	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	大地主、(株)新潟米穀株式取引所監査役
杵 穂作	〃	新津町	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	中地主、新津町養蚕実行組合理事、新津町会議員
石塚文次郎	〃	川東村	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	中地主、川東村養蚕組合長
田中 四郎	〃	小須戸町	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	中地主、醤油味噌醸造業者
佐藤 豊蔵	〃	五泉町	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	中地主、五泉町農会長、五泉信用組合理事
坪川文太郎	〃	巢本村	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	中地主、巢本村会議員、巢本村農会惣代
関川 成治	〃	〃	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	巢本村農会惣代、巢本村一本杉信用組合理事
佐久間三郎	〃	〃	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	中地主、巢本村会議員、一本杉養蚕組合長
佐藤平三郎	〃	川東村	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	中地主、川東村教育会商議員
飯山三郎平	〃	〃	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	小地主
相田 貞治	〃	〃	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	川東村農会惣代
山崎 新治	〃	川内村	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	中地主、川内村長、蒲原鉄道(株)監査役
馬場八太郎	〃	十全村	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	中地主、十全村長、十全村農会長
小黒常次郎	〃	五泉町	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	中地主、酒造業者、五泉町会議員
吉井三治郎	〃	〃	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	絹織物業者、五泉織物同業組合員
斉藤守太郎	〃	〃	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	小地主、五泉町会議員、三本木養蚕組合長
三沢佐久二	新潟	〃	3	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	片倉越後製糸(株)・日東紡績(株)金沢製糸所社員

(注) 持株数は、各年度末(3月31日)現在。

(資料) 片倉共栄製糸(株)『株主名簿』(各年度)、『新潟県精進中蒲原郡誌』(復刻版)上・中・下編(千秋社、2000年)、『昭和六年度 蚕種製造業態調査』(全国蚕種業組合聯合会、1933年)、渋谷隆一編『都道府県別 資産家地主総覧(新潟編2、3)』(日本図書センター、1997年)、『新潟県大地主名簿 新潟県地主資料第拾集(新潟県農地部、1968年)、『五泉市史』通史編(五泉市、1999年)、『五泉市史』資料編四、近・現代(Ⅰ)(五泉市、1996年)、『五泉市史』資料編五、近・現代(Ⅱ)(五泉市、1991年)、『新潟市史』資料編第五卷、近現代二(新潟市、1991年)、各年度版『帝國銀行会社要録』(帝國興信所)、各年度版『新潟県年鑑』(新潟県年鑑社)、『新潟県肖像録』(実業之案内社、1929年)、『新潟市史』(大日本蚕糸会新潟支会、1928年)、『新潟県市町村合併誌』下巻(新潟県、1962年)、『村松町史』下巻(村松町、1982年)、『村松町史』資料編第四卷、近現代(村松町、1977年)などより作成。

戦争の創者看護の一助に白木線350反を献納していた⁽⁴⁴⁾。松田彦平は、蚕種製造家であると共に、土地所有高からみると小地主（1929年所有地価1,837円）である⁽⁴⁵⁾。松田家の所有地価は、1888（明治21）年には28,800円であり、五泉町最大の大地主・吉田久平家（所有地価115,400円）に次ぐ大地主であったが、1898（明治31）年には、1,156円に減少している⁽⁴⁶⁾。

松田彦平は、上記のほかに既述の有限責任販売利用組合五泉繭市場組合長、北越蚕種合名会社代表者、有限責任三本木信用組合（五泉町）組合長⁽⁴⁷⁾、中蒲原郡養蚕同業組合長⁽⁴⁸⁾、五泉町議員⁽⁴⁹⁾、五泉町耕地整理組合（1930年6月18日創立）評議員⁽⁵⁰⁾など豊富な経歴をもつ五泉町の有力者である。松田は、地方支配体制の一翼を担う。松田彦平家は、先代彦平（天保元年1月生、明治28年1月死亡）と長男信太郎（後に彦平襲名⁽⁵¹⁾）父子して養蚕・蚕種業に従事して、「北越蚕界の偉人⁽⁵²⁾」（先代）、「北越蚕界の明星⁽⁵³⁾」と絶賛されるほどの優れた養蚕・製種技量を持ち、数々の実績を残す新潟県蚕業会の著名人である。「新潟新聞」（大正7年7月16日）には、大日本蚕糸会より表彰され、第一種功績賞を授与された松田彦平の功績が連綿と綴られている⁽⁵⁴⁾。

② 二宮良吉（五泉町）は、片倉共栄製糸(株)設立発起人・取締役（1930年同社株式200株所有）、中地主（1933年所有地・田11町7反9畝、畑7町9畝、合計18町8反8畝、其他13町4反8畝）である⁽⁵⁵⁾。二宮は、五泉町第8位の地主である。同氏は、「地主派の巨頭」とも称されている⁽⁵⁶⁾。二宮良吉は、前述の如く有限責任販売利用組合五泉繭市場副組合長であり、松田彦平、山崎新太郎と共に北越蚕種合名会社を設立するほか、松田彦平と並んで海沼常尾編『大日本蚕業家名鑑続編』（扶桑社、1917年、486頁）中の「著名ナル工場 桑園 人物」において、

新潟県を代表する有力蚕種製造家として評価されている。二宮良吉は、片倉共栄製糸(株)の株式を1930年以降も200株を所有し続ける。

二宮良吉（明治2年3月14日生）は、西ヶ原農事試験場に学び、1893（明治26）年に蚕種製造業「以桑館」を創業する⁽⁵⁷⁾。二宮は、1908（明治41）年に蚕種（又昔、小石丸）を製造（原種30,464蛾、製糸用種1,013枚）する⁽⁵⁸⁾。二宮良吉は、1902（明治35）年新潟県主催1府11県聯合共進会に繭を出品し、5等賞（繭春蚕）を受賞する⁽⁵⁹⁾。また二宮は、1922（大正11）年3月10日～7月31日開催の平和記念東京博覧会（東京府主催）に蚕種を出品し、褒状を授与される⁽⁶⁰⁾。

二宮良吉は、1902（明治35）年以來五泉町会議員⁽⁶¹⁾となり、1935（昭和10）年より第12代五泉町長（1935年3月～1941年12月）に就任する⁽⁶²⁾。二宮は、「五泉町第一回擬国会」の「内務(大臣)」に、松田彦平が「通信(大臣)」に各名が挙がっていた⁽⁶³⁾。また松田彦平同様に、五泉町耕地整理組合評議員⁽⁶⁴⁾や新潟県養蚕組合聯合会評議員、新潟県蚕種業組合評議員⁽⁶⁵⁾、中蒲原郡養蚕同業組合副組合長⁽⁶⁶⁾などを務める、五泉町の有力者である。

二宮良吉の妻むめは、中蒲原郡橋田村の有力者・松尾六兵衛（中地主、1933年村内第4位地主）の叔母であり、長男・二宮九二二（明治29年生、上田蚕糸専門学校卒）は、後に五泉町会議員に就く⁽⁶⁷⁾。二宮九二二の妻信子（明治37年生、三条高女卒）は、南蒲原郡井栗村の有力者・神山利吉（中地主、1933年村内第6位地主、第5代井栗村長）の2女であった。二宮良吉家は、五泉地方における強力な政治・経済力を背景に、姻戚関係を通じて強固な社会勢力基盤を築き上げ、吉田久平家に代表される大地主階級に次ぐ、地方支配体制の一翼を担っていた。

なお、二宮良吉は、五泉町長在任中の1941(昭和16)年12月16日に死去する。

③ 山崎新太郎(新津町)は、片倉共栄製糸(株)取締役である。山崎は、1902(明治35)年8月に東京高等蚕糸学校(養蚕本科)を卒業している⁽⁶⁸⁾。前述の如く、山崎新太郎は、松田彦平、二宮良吉と共に北越蚕種合名会社を設立する。山崎は、片倉共栄製糸(株)の株式200株を同社創立以来所持し続ける。また山崎新太郎は、中蒲瓦斯株式会社(五泉町、1932年8月設立、資本金166,650円)の監査役に勤めることになる⁽⁶⁹⁾。中蒲瓦斯(株)の取締役には、五泉町の大地主・小出 漸本家の分家で、片倉共栄製糸(株)の中株主・小出源吉(新津町、耳鼻咽喉科医師)が就任していた。

小出 漸は、既述のように中蒲瓦斯(株)の取締役に就任しており、また中蒲瓦斯(株)と新津天然瓦斯(株)の各取締役として、新津町最大の大地主・桂 恕佑が就任しており⁽⁷⁰⁾、小出本家同様、大地主の事業関心は、将来有望なガス事業にあったようである。

④ 石塚文四郎は、有限責任販売利用組合五泉繭市場の設立発起人の1人であり、片倉共栄製糸(株)の取締役である。石塚文四郎は、片倉共栄製糸(株)創立当初より同社株式200株を所有し続けていた。石塚文四郎に関しては、その身元は十分明らかにしえないが、五泉繭市場設立中心主体の五泉郷を居村としており、川東村最大の地主・石塚文次郎の弟と推測される。何れにしても、有力養蚕農民、村落有力者であることは間違いないであろう。石塚文次郎については後述。

⑤ 剣持堅吾(巢本村)は、片倉共栄製糸(株)の設立発起人であり、同社監査役に就任している。剣持堅吾は、巢本村最大の大地主(1933年所有地・田18町4反、畑30町7反、合計49町1反、其他9町4反⁽⁷¹⁾)である。剣持は、片

倉共栄製糸(株)の株式100株を同社創業第1期より第8期に至るまで変らず所持し続ける。

剣持堅吾は、巢本村役場助役(1905年5月12日～同年7月3日⁽⁷²⁾)、巢本村農会評議員、巢本村有限責任一本杉信用組合理事長、巢本村会議員、中蒲原郡会議員などの要職を務める⁽⁷³⁾。1920(大正9)年10月24日に新発田町に開催の新潟県産繭品評会に出品した巢本村一本杉養蚕組合は、第一種本賞優等賞を、一本杉の剣持堅吾外2名が同副賞優等賞を各受賞する⁽⁷⁴⁾。1918(大正7)年11月15日～17日に五泉町において、中蒲原郡農工産物品評会(第4回)、俵米品評会(第2回)、染織物品評会(第1回)、北越蚕友会繭品評会(第10回)聯合特産品評会が開催され、剣持堅吾は、この俵米品評会で3等賞(品種・石白)、繭品評会で4等賞(春蚕)を各受賞している⁽⁷⁵⁾。

剣持堅吾は、巢本村の政・財界有力者であり、地方支配体制の頂点に位置すると共に、繭品評会において受賞する程の養蚕業の技量を示している。

⑥ 浮須市造(北蒲原郡築地村)は、片倉共栄製糸(株)の監査役である。浮須市造は、同社株式100株を創立時以降も所持し続けている。浮須市造は、新潟県を代表する蚕種製造家である⁽⁷⁶⁾。浮須市造の片倉共栄製糸(株)への株式投資・経営参画には、製種業経営に資する期待があったことであろう。1911(明治44)年に浮須市造の原蚕種製造高は、春・秋期共に白龍(一化性春期100,912蛾、二化性一化秋期20,664蛾)を中心に、又昔(一化性春期41,944蛾)、青熟(二化性一化秋期3,444蛾)、合計166,964蛾であった⁽⁷⁷⁾。この原蚕種製造高は、新潟県最大である。

浮須市造経営の高田蚕館は、大正期に「蚕種家営業便覧」において、「本館ノ蚕種ハ病毒皆無強健無比ニシテ優美ナル蚕繭ヲ産出スル特性

ヲ有ス⁽⁷⁸⁾」、また「広告」の中で「本館の蚕種は強壯性に富み飼育容易なるを以て失敗者無し⁽⁷⁹⁾」と謳っている。製種技術に定評のある浮須市造の自信が窺われる。1931（昭和6）年に浮須市造の蚕種製造は、原蚕種25,788蛾、普通蚕種233,459グラム、原蚕種分場13戸である⁽⁸⁰⁾。松田彦平、二宮良吉、山崎新太郎設立の北越蚕種合名会社よりも原蚕種の製造は遥かに上回るものの、普通蚕種では同社製造を下回っていた。浮須市造は、水戸部猪八郎と共に大倉製糸（北蒲原郡新発田町）の蚕種製造部門を担っていた⁽⁸¹⁾。浮須市造は、1933（昭和8）年には従来の個人経営から会社組織・浮須蚕種合名会社（代表者・浮須市造）に変更し、蚕種製造を拡大する。1935（昭和10）年には浮須蚕種合名会社の蚕種製造は、原蚕種9,436蛾、普通蚕種297,920グラムとなり、1931年に比べ普通蚕種製造高は3割弱増加するものの、原蚕種製造高は、6割強減少し、浮須家の蚕種業経営は、陰りがみえていた⁽⁸²⁾。浮須蚕種合名会社と北越蚕種合名会社が1930年代に新潟県において蚕種製造高の首位争いを繰り広げ、30年代後半には北越蚕種合名会社が制することになる。

浮須市造の所有地価は、1928年に田畑2,100円、山林原野13円、宅地481円、合計2,594円⁽⁸³⁾（村内第19位）であり、小地主といえよう。築地村の有力農民の1人に数え上げることができよう。浮須は、地方支配体制の一翼を担う。

⑦ 近藤祐次郎（五泉町）は、片倉共栄製糸（株）の設立発起人であると共に大株主である。近藤祐次郎は、同社株式100株を創業第1期より第8期まで継続して所有している。近藤祐次郎は、五泉町の有力絹織物製造業者であった。近藤祐次郎家の絹織物製造業は、嘉永元年（又は同2年5月）の創業に遡る。五泉織物（袴地）の起源は古く寛保2年に始まる⁽⁸⁴⁾とはいえ、

1909（明治42）年時点の五泉町絹織物製造業者は、大半が明治20、30年代乃至40年代の創業である⁽⁸⁵⁾。近藤祐次郎家の絹織物製造業は、五泉町同業者の中で最も古い創業であった。

近藤家は、1890（明治23）年に「本練半練平袴地糸織・精好平夏袴地七子織・絹龍紋織夏羽織地類」の製造を行っていた⁽⁸⁶⁾。同家は、糸織袴地、七子（斜子）袴地、龍紋（龍門）羽織地を盛んに製造し、第4回内国勸業博覧会（1895年）に「袴地」（2点）と「生地綾門」を出品し⁽⁸⁷⁾、褒状（「五泉平帯地」）を受賞する⁽⁸⁸⁾。

近藤祐次郎家は、統計上判明する限り、1888（明治21）年、1890（明治23）年に製糸業（「近藤祐次郎製糸所」）を営み、職工を8～9人雇用していた⁽⁸⁹⁾。近藤家は、絹織物用原料生糸の製造業を兼営していたことになる。近藤家の絹織物製造製品の種類は次第に変化し、1909（明治42）年には「一日使用職工徒弟」男2人、女3人を使用して、絹織物の羽二重、縞、ハッ橋を製造する⁽⁹⁰⁾。引き続き近藤祐次郎家は、大正初年において羽二重、縞の製造を行い、此れ迄に「賞碑数個」を受賞していたという⁽⁹¹⁾。近藤家の製織技術の高さは、受賞歴からも立証されよう。

近藤祐次郎は、1902（明治35）年、1905（明治38）年には五泉織物組合の理事評議員、評議員を勤めていた⁽⁹²⁾。同人は、前記中蒲原郡4会聯合品評会（俵米品評会）において、1等賞（品種・二本三）を受賞する⁽⁹³⁾。近藤は、地主として高度な農業技術を合せ持つ。近藤祐次郎は、1933（昭和8）年に田27町6反6畝、畑3町1反6畝、合計30町8反2畝、其他1反5畝を所有する、五泉町内第5位の地主（中地主）である⁽⁹⁴⁾。また近藤祐次郎は、五泉町耕地整理組合（1930年6月18日創立）評議員⁽⁹⁵⁾や五泉町会議員⁽⁹⁶⁾を勤めるなど五泉町政・財界の有力者であり、地方支配体制の一翼を担う。近藤

祐次郎は、絹物機業家としてその原料生糸を片倉共栄製糸(株)に求める立場にあった。

⑧ 関塚惣吉(五泉町)は、片倉共栄製糸(株)設立発起人で同社創業第1期に株式100株所有の大株主であったが、翌第2期に80株を手離し、同期以降20株所持の中株主に後退する。既述の如く、片倉共栄製糸(株)は、第1期、第2期共に欠損が生じ、同社の将来性を熟慮した結果、投資先として不相当と判断したのであろう。但し、片倉共栄製糸(株)の設立発起人として、片倉製糸の五泉町進出を推進した立場上、全所有株式の売却には決断致し兼ねたのであろう。片倉共栄製糸(株)は、多額の損失金が生じ、利益金でこれを補うことができず、第1期～第8期を通じて株主配当は無配であったことを考えれば、大株主・関塚惣吉の投資家としての先見性、経済感覚は、秀逸であったものといえよう。

関塚惣吉家は、1871(明治4)年11月に能代村、土深村の用掛に就任⁽⁹⁷⁾した素封家であり、1933(昭和8)年の所有地は、田81町3反5畝、畑16町5反6畝、合計97町9反1畝、其他27町5反2畝である⁽⁹⁸⁾。関塚惣吉は、五泉町第2位の大地主である。

関塚惣吉(明治10月4月生)は、東京専門学校に学び、1902(明治35)年以來五泉町会議員、学務委員、新潟県会議員、新潟県多額納税者、新潟県農政協会会長、新潟県農会特別議員、所得税調査委員、五泉町信用組合長、自作農資金貸付委員、能代養鶏組合長、五泉町耕地整理組合評議員などの豊富な経歴を有する⁽⁹⁹⁾。関塚惣吉は、吉田久平と共に五泉町における最有力者の1人である。

関塚惣吉の妻イサホ(明治20年1月生)は、北蒲原郡菅谷村最大の大地主(1933年田畑108町8反所有)・高沢直三郎の姉で、関塚惣吉の2女レンは、中蒲原郡菅名村の第4位の中地主(1933年田畑29町7反所有)佐藤 宏の妻であ

り、高沢直三郎の妻のミイ(新潟高女出身)は、佐藤 宏の姉であった。関塚惣吉の3女チカ(新潟高女出身)は、中蒲原郡茨曾根村の村長で、村内第2位の中地主(1933年田畑33町6反所有)関根栄五郎の2男・嘉弘の妻である⁽¹⁰⁰⁾。

関塚惣吉家は、五泉地方における強大な政治・経済力を背景に、姻戚関係を通じて新潟県内諸村の大中地主、村長などの有力者たちと強固な社会勢力基盤を築き、地方支配体制の頂点に位置する存在である。

⑨ 小出源吉(新津町)は、片倉共栄製糸(株)の中株主であり、同社創業以来50株を保持し続ける。小出は、耳鼻咽喉科医師である。

小出源吉(明治21年11月生)は、「五泉町一流の機業家」・酒井準治郎の2男として誕生し、1913(大正2)年に同町の大地主・小出淳太の養子となる⁽¹⁰¹⁾。1918(大正7)年に分家する。小出源吉は、新潟中学、第四高等学校から京都帝国大学医科に入学し、1914(大正3)年に同大医科を卒業後、京都帝大助手、小倉市記念病院耳鼻科部長、京都帝大助教授、長崎医専教授などを経て、1922(大正11)年6月に新津町に耳鼻咽喉科医院を開業(医学博士)する⁽¹⁰²⁾。

小出源吉は、1929(昭和4)年に新津天然瓦斯(株)取締役(後に代表取締役)に、また1932(昭和7)年8月設立の「石炭瓦斯製造供給販売」を目的とする中蒲瓦斯株式会社(五泉町)の取締役に各就任する⁽¹⁰³⁾。中蒲瓦斯(株)には、既述の如く取締役として後に小出本家の小出 漸と山崎新太郎が監査役に各就任することになる。小出源吉は、後に新津市議会議員、新津市議会議長を各勤める⁽¹⁰⁴⁾有力者である。

小出源吉の妻喜久(明治28年6月生)は、小出本家・小出勝之丞(小出淳太の先代)の6女である⁽¹⁰⁵⁾。また酒井準治郎(明治18年9月生、先代準治郎襲名)は、小出勝之丞よりの養子であり⁽¹⁰⁶⁾、酒井家と小出家は、相互に子息を養

子(娘婿)とする程緊密な間柄であった。酒井準治郎は、五泉織物同業組合副組長、二業組合理事に就任する五泉機業界の有力者である。

小出本家の五泉地方における強大な経済力は、分家の小出源吉に中株主(50株所有)以上の重厚感を付与していたことであろう。また、多数の従業員を抱える片倉共栄製糸(株)にとって、小出耳鼻咽喉科医院は、身近で、貴重な医療機関であったといえよう。

⑩ 武藤豊次(巢本村)は、五泉繭市場設立発起人であり、片倉共栄製糸(株)の中株主である。武藤は、片倉共栄製糸(株)創業第1期より第8期まで50株を所有し続ける。武藤豊次は、巢本村第2位の中地主(1933年所有地・田12町7反、畑26町5反、合計39町2反、其他8町4反⁽¹⁰⁷⁾)であり、巢本村役場収入役・村会議員⁽¹⁰⁸⁾、巢本村農会副会長、巢本村有限責任一本杉信用組合理事、一本杉信用購買利用組合長、巢本村耕地整理組合評議員・副組合長⁽¹⁰⁹⁾などに就任する。

武藤豊次の巢本村における政治・経済力は、強大であったといえよう。姻戚関係を通じた強固な社会的勢力を築いていたことであろう。武藤は、地方支配体制の一翼を担う。

⑪ 林 信寛(新関村)は、片倉共栄製糸(株)の中株主であり、同社創業期より株式50株を保有し続ける。

林 信寛(明治35年3月生)は、1925(大正14)年東京帝国大学農科を卒業し、同年家督を相続して農業を営む⁽¹¹⁰⁾。林家は1931年に田129町6反、畑60町6反、合計190町2反(其他不明⁽¹¹¹⁾)を所有する、新関村第3位の大地主、新潟県多額納税者(1932年度直接国税1,769円⁽¹¹²⁾)であるほか、新関村第9代村長(1940年12月8日～1946年3月24日⁽¹¹³⁾)、新関村会議員⁽¹¹⁴⁾、新関村農会長、新関村産業組合理事⁽¹¹⁵⁾などを歴任する。林 信寛は、新関村最有力者

の1人である。

林 信寛の先々代・醸造^(三)は、1872(明治5)年大小区制施行、翌年大小区制改定に伴い、船越村・下条村・田屋村・猿橋村用掛、1889(明治22)年4月1日市町村制実施に伴う、新関村初代村会議員・村長(1889年5月23日～1891年3月18日)であった⁽¹¹⁶⁾。林家は、代々新関村の代表的有力者であった。

林 信寛は、新潟信託(株)の大株主(360株所有)である⁽¹¹⁷⁾。林 信寛家(先代、先々代共)は、株式投資には消極的であった。

林 信寛の妻節(明治40年7月生)は、新関村の本間建弥の8女である⁽¹¹⁸⁾。本間建弥は、新関村最大の大地主である。この点後述。新関村において土地所有高の1、3位を占める村内最上層の大地主が姻戚関係を通じて、同村政治・経済界に一層強大な影響力を築き、地方支配体制の頂点に位置する。

⑫ 町田菊治(五泉町)は、片倉共栄製糸(株)の中株主であり、同社創立第1期以来第8期まで株式50株を増減なしに所持し続ける。町田菊治は、五泉合同運送株式会社(五泉町吉沢)の取締役である⁽¹¹⁹⁾。

鉄道省の鉄道貨物取扱い運送店「一駅一店制」施行により、全国的に地方運送業者の合同化が進む。五泉町においても五泉駅到着・発送貨物取扱い運送店が合同し、1927(昭和2)年1月1日に五泉合同運送株式会社(資本金80,000円、総株数1,600株)の創立をみるに至る⁽¹²⁰⁾。五泉合同運送(株)の業務は、1. 運送及び運送取扱い営業、2. 倉庫業及び委託販売、3. 労役請負及び運送貨物に対する金融、4. 他の運送業者の代理店となること、5. 前各項に関連する一切の業務等であった。五泉合同運送(株)は、新潟「県下有数の堅実な会社として定評がある⁽¹²¹⁾」という。昭和初年に五泉合同運送(株)は、営業税380円を納税する⁽¹²²⁾。町田菊治は、

従来五泉町の運送業者として営業していたものといえよう。

五泉合同運送株式会社取締役は、上記町田菊治以外に、坪川寅蔵、徳永治平、小出 勝、小松栄介、大貫新七、小熊興次郎、監査役は、吉田松三郎、石井民次、阿部仙四郎である⁽¹²³⁾。同社役員の内、小出 勝と小熊興次郎以外は総て片倉共栄製糸(株)の株主である。

上記役員の内、坪川寅蔵、吉田松三郎、石井民次は、五泉町有力機業家であり、小松栄介は、米穀肥料商、繭取扱商、綿糸染糸商、副蚕糸問屋などを営み、阿部仙四郎は、「主要生糸仲買人」、生糸商であった⁽¹²⁴⁾。この点後述。絹物産地として著名な五泉町において、絹織物関連業者が繭、生糸、絹織物の効率的な輸送に鉄道や貨物自動車などの利用が高まる中で、運送業に投資・兼営化するようになったのであろう。五泉合同運送(株)は、片倉共栄製糸(株)から運送依頼を受けていたことであろう。

⑬ 馬場徳松（南蒲原郡三条町、後に三条市）は、片倉共栄製糸(株)の中株主である。馬場は、同社創立第1期の株主ではないものの、第2期より第8期まで株式50株を保有し続ける。馬場徳松（尙屋）の職業は、金物の町として夙に知られる三条町において、銅鉄打物卸商と度量衡器製造業を営む⁽¹²⁵⁾。この取扱い製品は、「尙印特許五角・六角棒鑢、刃鑢製」、「度器製作曲尺日本目インチメートル」、「黄楊木製折尺・銅鉄製直尺（甲種乙種検定製作）」である。馬場は、第4回内国勸業博覧会（1895年）において賞状を受領しており、製造技術は、折紙付であった。

馬場徳松は、1927（昭和2）年に三条度器株式会社（三条町、1923年2月設立）の取締役に就任している。三条度器株式会社（資本金100,000円）は、三条町の有力金物商中心に組織され、1926年に取締役5名、監査役2名の内、

取締役の高橋藤助（後に専務取締役、金物商）は、有限責任三条金物業購買組合（1922年12月設立）の理事、同取締役の内山(勇作)・勇吉（金物商）、加藤文次郎（金物商）と監査役・岩崎又造（金物商）は上記組合各顧問、監査役・相場長松（金物商）は上記組合監事（・総代員）に就任していた⁽¹²⁶⁾。

岩崎又造は、三条金物同業組合（1910年9月7日設立）の初代・二代組長であり、(株)三条銀行、(株)三条貯金銀行、(株)三条信用銀行の各監査役、三条物産(株)の取締役（後に専務取締役）を、加藤文次郎は、三条金物同業組合三代組長を、内山勇吉は、三条町の中地主（同町第7位の地主）で、(株)三条銀行、(株)三条貯金銀行の各監査役と(株)三条信用銀行、三条印刷(株)の各取締役及び三条物産(株)の取締役（後に監査役）を、高橋藤助は、(株)三条信用銀行監査役、三条物産(株)取締役を各務める三条町の有力者である⁽¹²⁷⁾。

三条物産株式会社（1897年設立）が取扱い品目の足袋（原料）や染物とは別に、新たに同社役員の内山勇吉、高橋藤助、内山勇吉などが中心となり、三条度器(株)を1923年に設立して金物（度器）の分野に進出し、更に不況期の1927年に度器製造者（・金物商）の馬場徳松や長野源造などを加えて組織再編拡大（資本金300,000円、内払込額180,000円、総株数6,000株）し、役員を再構成を図った。馬場徳松は、高橋藤助（550株）、金井助三郎（450株）、長野源造（375株）に次ぐ大株主（280株所有）である。

しかし、1927（昭和2）年12月には岩崎又造や加藤文次郎などが中心になり、三条金物株式会社（資本金200,000円）を設立し、一般金物類製造販売及び金物原料・付属品売買を行うことになった。同社は、東京に支店を開設する。三条度器(株)の経営陣の分裂といえよう。その後、1930年に長野源造、次いで翌31年には馬場徳

松が三条度器(株)の役員を各退くことになった。正にこの時期に馬場徳松は、片倉共栄製糸(株)の株主となり、これを契機に同社と度器や鑪類の取引関係を結び、昭和恐慌期の事業打開を図ったものと思われる。

馬場徳松は、三条町会議員、三条市会議員(会派・政友会)も務める、三条町(三条市)の有力者である⁽¹²⁸⁾。

⑭ 徳永治平(五泉町)は、五泉合同運送(株)の取締役であり、片倉共栄製糸(株)創立第1期より第3期まで、中株主であった。この期間に徳永治平が五泉合同運送(株)取締役社長であったようである。徳永治平は、1932(昭和7)年度には同社社長を退き、大貫新七が社長を継承したものであると思われる。徳永治平の株主名は、片倉共栄製糸(株)『株主名簿』(第1期～第3期)に30株と20株に分けて連記されており、片倉越後製糸(株)と村松合同運送合資会社の場合同様、30株は片倉共栄製糸(株)からの株式分与と考えられる。20株は、徳永治平個人又は五泉合同運送(株)の所有であろう。

徳永治平は、1924(大正13)年に五泉駅前の熊木運送店・店主であり⁽¹²⁹⁾、営業税71円35銭、所得税49円04銭を納付していた⁽¹³⁰⁾。熊木運送店は、運送業と倉庫業を営み、日本通業株式会社取引店であった⁽¹³¹⁾。

⑮ 大貫新七(五泉町)は、五泉合同運送(株)取締役であり、片倉共栄製糸(株)の第4期より中株主である。大貫は、片倉共栄製糸(株)の株式50株を第4期より所持し続けている。大貫新七所有の同社株式50株は、前述の徳永治平から引き継いだ株式であろう。片倉共栄製糸(株)第4期『株主名簿』には大貫新七の名前が連記されており、それぞれ株式30株と20株所有を記載している。片倉越後製糸(株)の場合、村松合同運送合資会社代表者・中野常治に30株分与をしていた⁽¹³²⁾ことから、片倉共栄製糸(株)の場合に

も30株は同社からの株式分与分、残る20株は大貫新七の自己所有分(徳永治平より引き継ぎ買入れ)又は五泉合同運送(株)の所有と考えられる。大貫新七は、曾て五泉駅前にて運送業を営み、合同運送会社化に伴い、取締役に就任し、1933(昭和8)年には同社社長として会社経営を担うことになったのであろう。

片倉共栄製糸(株)と五泉合同運送(株)の運送契約内容を片倉越後製糸(株)の場合から推定することにした。片倉越後製糸(株)は、1927(昭和2)年6月9日に「一駅一店制ニヨル村松合同運送合資会社ト貨物積卸小上ゲ賃ニ付交渉シ」、料率協定を結ぶ⁽¹³³⁾。生繭篋入(発送・1本に付金10銭、荷造り、積込み共、荷造用縄は当方持ち、到着・1本に付金8銭)、空篋(発着共1本に付金2銭5厘)、石炭(到着・1トンに付金80銭、貨車卸配達共)、建築材料(到着貸切・1トンに付金1円30銭、貨車卸配達共)、雑貨小口扱(発送・百斤未満のもの1個に付金10銭、到着・同8銭)。但し、特種発着貨物は、随時協定のこととしていた。その後、1930(昭和5)年4月10日に片倉越後製糸(株)は、「村松駅前合同運送店」と交渉し、貨物積卸賃金を従前より2割値引き協定する⁽¹³⁴⁾。片倉共栄製糸(株)も片倉越後製糸(株)同様に、五泉合同運送(株)と鉄道貨物に関する協定を結んでいたことであろう。

村松合同運送合資会社は、片倉越後製糸(株)からの株式分与以外に同社株式を所有することはなかったが、五泉合同運送(株)は、片倉共栄製糸(株)よりの株式分与のほか、更に個人(又は法人)株式を所有していたことから、五泉合同運送(株)は、村松合同運送合資会社の場合以上に、片倉共栄製糸(株)との強固な取引関係が結ばれていたことが窺われる。片倉共栄製糸(株)にしても、同社は貨物自動車の保有を欠くため、五泉合同運送(株)に対する運送依存度が、貨物自動車を保有する片倉越後製糸(株)⁽¹³⁵⁾以上に高くなってい

たことであろうことから、五泉合同運送(株)においても取引関係を一層強固なものにするためには、片倉共栄製糸(株)の株式を買増しする必要があるものといえよう。

⑯ 松田信太郎（五泉町）は、片倉共栄製糸(株)の中株主である。松田は、同社創業第1期より第8期まで株式30株を所有し続ける。

松田信太郎は、五泉町第10位の中地主（1933年所有地・田14町8反、畑3町1反、合計17町9反、其他6反8畝⁽¹³⁶⁾）であり、醤油味噌醸造業者⁽¹³⁷⁾、五泉町会議員⁽¹³⁸⁾、五泉町土木委員・学務委員、五泉耕地整理組合副長⁽¹³⁹⁾、五泉消防組頭⁽¹⁴⁰⁾など豊富な経歴を有する五泉町有力者であり、地方支配体制の一翼を担う。松田信太郎は、五泉町第1回擬国会の「海軍（大臣）⁽¹⁴¹⁾」に、松田彦平、二宮良吉、塚野国松などと共に列挙されている。

『日本全国商工人名録』（五版、六版、七版）に依れば、松田信太郎の営業税と所得税の各納税額は、大正前期に営業税（53円10銭→27円21銭→66円22銭）、所得税（87円21銭→103円47銭→87円75銭）の推移をみる⁽¹⁴²⁾。松田信太郎は、五泉町最大の醤油味噌醸造家であった。松田家は、片倉共栄製糸(株)との取引関係の構築を希求していよう。

⑰ 吉田松三郎（五泉町）は、片倉共栄製糸(株)の中株主であり、同社創業第1期より第8期まで株式30株を変動なく所有し続ける。吉田松三郎（明治11年2月生）は、小地主（1929年所有地価・田畑地価1,634円90銭、山林原野地価12円69銭、宅地地価1,503円72銭、合計3,151円31銭⁽¹⁴³⁾）であり、五泉町機業家（1912年1月創業）であった。吉田は、五泉織物同業組合評議員⁽¹⁴⁴⁾を勤め、1924（大正13）年度には絹織物産額7,340点、生糸消費量2,329貫に上り、五泉織物同業組合員中第4位の有力機業家である⁽¹⁴⁵⁾。「丸松工場」を経営する吉田松三

郎の主要「生産品目」は、小幅羽二重であった⁽¹⁴⁶⁾。

『日本全国商工人名録』（八版、大正拾四年度版）及び『大日本商工録』（昭和五年版）に依れば、絹織物業者の吉田松三郎の営業税と所得税の各納税額は、大正後期から昭和初年に営業税（81円91銭→19円61銭→154円）、所得税（47円→78円20銭→394円⁽¹⁴⁷⁾）、及び昭和10年代初めには営業税178円（所得税559円⁽¹⁴⁸⁾）へと推移をみる。吉田松三郎の営業税（所得税共に）は、昭和期に入ると大正期を上回る増加を辿る。絹物機業家としての吉田は、大正末期の不況と昭和恐慌期を乗り切り、順調に発展を遂げているといえよう。

吉田松三郎は、前述の五泉合同運送(株)の監査役のほか、南蒲原郡見付町の(株)近藤商店（生絹仲次問屋、1924年6月設立、資本金50,000円）の取締役、近藤製糸株式会社（1927年5月設立、資本金100,000円）の取締役に就任する⁽¹⁴⁹⁾。吉田は、原料生糸と絹織物の製造から、絹織物販売（仲次業を含む）まで進出し、絹織物関連事業の拡大を図る。機業家の新たな事業展開である。上記近藤商店には、後述の五泉町機業家・石井民次と坪川寅蔵が共に取締役に就任していた。

吉田松三郎の兄・定五郎も五泉町機業家であり、片倉共栄製糸(株)の株主（株式5株所有）でもあった。両名共、五泉町の有力機業家である。吉田松三郎は、地方支配体制の一翼を担う。

⑱ 塚野国松（五泉町）は、片倉共栄製糸(株)の中株主であり、同社創業第1期より第8期まで通して株式30株を保有している。塚野国松（明治元年生）は、五泉町の主産品、即ち羽二重、生紹、五泉平袴地を製造する有力機業家である。特に「折目が崩れず皺にならぬ、理想的の袴地」として定評がある五泉平袴地については、塚野国松と共に和泉庫吉（片倉共栄製糸(株)

株主・株式10株所有)の工場が代表的工場であった⁽¹⁵⁰⁾。1890(明治23)年には塚野国松(喜久屋)は、本練半練暑寒袴地・練好綾羽織地白絹・精好夏袴地白龍門・両縵糸織縵糸織を製造していた⁽¹⁵¹⁾。

塚野国松は、第3回内国勸業博覧会(1890年)に縞木綿と精好袴地を出品しており⁽¹⁵²⁾、また1898(明治31)年に塚野の営業を織物業「兼五泉平製造」との記載がある⁽¹⁵³⁾ことから、曾ては綿織物と絹織物の製造を行っていたようである。第4回内国勸業博覧会(1895年)に塚野国松は、五泉平袴地を出品し、有功三等賞を受賞する⁽¹⁵⁴⁾。また塚野は、1901(明治34)年に新潟県主催1府11県聯合共進会に出品し、「絹織物之部」6等賞(五泉平)を受賞する⁽¹⁵⁵⁾。塚野国松は、大正初年までに各博覧会・共進会において金銀銅賞牌30余個受賞していたという⁽¹⁵⁶⁾。更に塚野は、平和記念東京博覧会(1922年3月10日～7月31日、東京府主催)に出品した五泉平袴地が銀牌を受賞する⁽¹⁵⁷⁾。また1928(昭和3)年に塚野国松は、第4回中部6県連合織物共進会に出品し、1等賞(五泉平)を受賞する⁽¹⁵⁸⁾。塚野家は、織物業開業が「明治以前」に遡ることが指摘されている⁽¹⁵⁹⁾ほど古く、また製織技術の高さを裏付ける数々の受賞歴を誇る。

『日本全国商工人名録』(二版、五版、七版、八版、大正拾四年度版)及び『大日本商工録』(昭和五年版)に依り、機業家・塚野国松の営業税と所得税の各納税額の推移をみると、明治30年乃至31年及び大正期・昭和初年において、営業税(31円62銭6厘→97円28銭→77円87銭→99円96銭→124円40銭→64円)、所得税(5円54銭→153円13銭→172円08銭→154円70銭→338円69銭→92円)であった。塚野家は、大正期の第1次世界大戦を契機とする不況、好況、戦後恐慌を乗り切るものの、昭和初年の

不況には経営悪化が避けられなかったようである。片倉共栄製糸(株)の設立は、これを契機に経営改善を図る経済的動機(原料生糸の調達先)として働いていたことであろう。

塚野国松は、「塚野国松製糸所」を設立し、統計上明らかな限り、1888、90(明治21、23)年には職工13、14人を雇用していた⁽¹⁶⁰⁾。明治30年代から40年代にかけて、塚野は「塚野工場」(織物)を経営し、1897、98(明治30、31)年に職工男23人、職工女59人が従事する⁽¹⁶¹⁾。1909(明治42)年には、一日使用職工徒弟・男23人、女72人で袴地、羽二重、紹を製造していた。塚野国松は、1911(明治44)年に五泉機業家の塚野久助、落合常治、佐藤与平、近藤福松と共に、生糸、織物委託販売を目的とした合名会社五泉商会(五泉町)を設立する⁽¹⁶²⁾。塚野国松が社長である。販売先として京都出張所(主任・稲葉長吉)を開設する。

塚野国松は、小地主(1929年所有地価・田畑地価2,452円55銭、山林原野地価47銭、宅地地価1,023円90銭、合計3,476円92銭⁽¹⁶³⁾)であり、五泉織物組合理事評議員⁽¹⁶⁴⁾、五泉織物同業組合長⁽¹⁶⁵⁾、五泉町会議員⁽¹⁶⁶⁾、中蒲原郡会議員⁽¹⁶⁷⁾などを歴任する五泉町政・財界有力者であり、地方支配体制の一翼を担う。塚野国松の長男・健治(明治31年12月3日生)は、1918(大正7)年に東京高等工業を卒業し、五泉平袴製造業に従事する傍ら、五泉町会議員や新潟県会議員を勤める有力者である⁽¹⁶⁸⁾。

⑲ 小出権平(五泉町)は、片倉共栄製糸(株)の中株主であり、同社創業第1期より第8期まで増減なく保持し続ける。小出権平(明治17年3月25日生⁽¹⁶⁹⁾)は、羽二重、生紹各種絹織物を製造する小出工場を経営する機業家である⁽¹⁷⁰⁾。1903(明治36)年10月創業の小出工場は、1909(明治42)年に「一日使用職工徒弟」男3人、女13人の規模であった。小出は、五泉

織物同業組合加入の工場主の中で、1924（大正13）年に絹織物8,134点（同生糸消費量2,489貫）に上り、この産額は第3位である⁽¹⁷¹⁾。小出権平は、五泉織物工業協同組合理事⁽¹⁷²⁾を勤める等名実共に五泉町の有力機業家であったことが判明する。

小出権平は、前記中蒲原郡農工産物品評会外3会聯合特産物品評会（1918年11月15～17日）開催の染織物品評会（出品点数860点）において、3等賞（羽二重）が授与される⁽¹⁷³⁾。また小出は、平和記念東京博覧会（1922年3月10日～7月31日）において、褒状（絹）を受賞する⁽¹⁷⁴⁾。「技術の改良に新しき製品の創造に多年努力した⁽¹⁷⁵⁾」結果としてのこれら受賞は、小出権平の機業技術力の秀逸を裏付けていよう。

『日本全国商工人名録』（六版、八版、大正拾四年度版）及び『大日本商工録』（昭和五年版）に依り、機業家・小出権平の営業税と所得税の各納税額は、大正期と昭和初年において、営業税（20円61銭→55円93銭→129円52銭→181円）、所得税（11円25銭→28円→43円56銭→291円）の推移を辿る。上記納税額からは、小出権平の機業家として順調な発展を窺うことができる。片倉共栄製糸(株)の設立は、原料生糸の調達先として、小出権平の機業経営が更に発展する好機であったことであろう。

小出権平は、1941（昭和16）年1月に各種織物製造販売加工を目的とする合資会社小出機業場（資本金195,000円）を小出を中心に出資人員4名にて設立する⁽¹⁷⁶⁾。小出権平は、同社代表社員（出資金159,000円）を務める。小出権平は、機業経営の会社組織化による合理化を図る、新たな事業展開を遂行する。

小出権平の子女は、長男が新潟商業卒、2男村松中学卒、3男長岡工業卒、長女・2女・3女共に新津高女卒である⁽¹⁷⁷⁾。小出家は、五泉町の有力者、富裕階層に属していよう。

⑳ 夏井義信（五泉町）は、片倉共栄製糸(株)の中株主であり、同社創業期より一貫して株式30株を所有し続けていた。夏井義信は、料理店と鮮魚問屋を営む「たこや」店主である⁽¹⁷⁸⁾。片倉共栄製糸(株)が接待や社交場などとして夏井義信経営の料理店を利用する機会は屢々発生したことであろうし、また夏井にとっての期待は、同社株式の所有継続から推測するに、裏切られることはなかったものと判断できよう。

夏井義信の営業税と所得税の納税額は、昭和初期に営業税（84円→84円）、所得税（96円→94円）であった⁽¹⁷⁹⁾。昭和初期の不況期に夏井の営業成績は悪化することはないものの、経営停滞は拒めず、片倉共栄製糸(株)の設立と存続に期待が高まろう。

㉑ 坪川寅蔵（五泉町）は、片倉共栄製糸(株)設立事務の検査役⁽¹⁸⁰⁾であると共に中株主であった。坪川は、同社創業第1期より株式30株を保有し、第4期には10株買い増して40株所有となり、以後変わらずに所持し続ける。坪川寅蔵は、片倉共栄製糸(株)の株式を30株から40株に増加した1932（昭和7）年度には、片倉越後製糸(株)の株式を80株購入し、その後も所有し続けていた。坪川が片倉共栄製糸(株)と片倉越後製糸(株)両社の株主となった理由は、坪川寅蔵が五泉町最大の機業家（・製絹規模）であることから、両社との原料生糸の取引を必要としたことであろう。

坪川寅蔵（明治11年2月生）は、1909（明治42）年には羽二重、絹を製造する坪川工場（創業1905年2月）を経営する機業家であった⁽¹⁸¹⁾。この絹織物工場は、「一日使用職工徒弟」男2人、女11人の規模である。五泉織物同業組合主要組合員（26工場主）中、坪川寅蔵は、1924（大正13）年に絹織物9,273点（生糸消費量3,230貫）の生産規模に達し、首位に立つ⁽¹⁸²⁾。坪川は、大正初期には早くも合資会社坪川製絹場を

設立し、会社組織にしていた⁽¹⁸³⁾。坪川寅蔵は、五泉織物同業組合評議員⁽¹⁸⁴⁾を勤め、前記小出権平、吉田松三郎、塚野国松、石井民次などと共に五泉町の最有力機業家グループを形成する。

『日本全国商工人名録』（五版、六版、七版、八版、大正拾四年度版）及び『大日本商工録』（昭和五年版）に依り、機業家・坪川寅蔵の営業税と所得税の各納税額の推移をみると、大正期と昭和初年において、営業税（30円57銭→25円20銭→34円03銭→56円76銭→155円02銭→184円）、所得税（7円54銭→？→18円40銭→62円28銭→230円80銭→423円）であった。前述の小出権平以上に、坪川寅蔵の機業経営の拡大化が順調に進んでいたことがみてとれよう。片倉共栄製糸(株)の設立は、坪川寅蔵の機業経営が一層発展する好機にならう。坪川は、平和記念東京博覧会（1922年3月10日～7月31日）において、銀牌（羽二重）を受領する⁽¹⁸⁵⁾。坪川は、高度な技術力を兼ね備えた有力機業家であることが分かる。

坪川寅蔵は、町内第21位（町外地主を除く）の小地主（1928年所有地価・田畑地価3,382円34銭、山林原野地価1円61銭、宅地地価390円63銭、合計3,774円58銭⁽¹⁸⁶⁾）であり、五泉町会議員⁽¹⁸⁷⁾、五泉町土木委員・学務委員⁽¹⁸⁸⁾、前記の五泉合同運送(株)取締役社長⁽¹⁸⁹⁾、(株)近藤商店（生絹仲次問屋）の取締役⁽¹⁹⁰⁾である。この近藤商店の取締役には、五泉町の有力機業家・石井民次や吉田松三郎などが就任している。坪川寅蔵は、本業の絹織物製造業を中心に問屋業、運送業などを営み、事業範囲は広く且つ積極的に活動していた。なお、前記五泉町第1回擬国会では「鉄道（大臣）」として、坪川寅蔵の名が挙がっている⁽¹⁹¹⁾。坪川寅蔵は、五泉町政・財界の有力者である。

坪川寅蔵の長男一衛（明治36年12月生）の妻エイは、巢本村の有力者・関川成治の長女で

あった⁽¹⁹²⁾。関川成治は、坪川寅蔵と共に片倉共栄製糸(株)創立事務の検査役・中株主である。関川成治については後述。坪川寅蔵家は、政治・経済力を背景に近隣有力者と姻戚関係を通じて、地域社会において強固な社会勢力基盤を築いていた。坪川は、地方支配体制の一翼を担う。

② 石井民次（五泉町）は、片倉共栄製糸(株)の創業第1期より第8期まで株式20株を保有する中株主である。石井民次（明治15年8月13日生）は、中蒲原郡川内村の旧家石井広次の2男に生れ、後に五泉の機業家・石井又七の養嗣子（妻フサは、養父又七の長女）となる⁽¹⁹³⁾。石井又七は、1909（明治42）年に内地羽二重・絹を製造する石又工場（創業1892年7月）を経営し、「一日使用職工徒弟」男4人、女16人によって操業していた⁽¹⁹⁴⁾。石井又七は、大正中頃には羽二重、絹、斜子の製造を行う⁽¹⁹⁵⁾。

石井民次は、1923（大正12）年に養父又七隠居と共に父業を継承する。石井民次は、1924（大正13）年に絹織物4,879点（生糸消費量1,292貫）を製造し⁽¹⁹⁶⁾、五泉織物組合員の中でも主要な機業家として存在する。また石井民次は、五泉織物同業組合副組合長・組合長⁽¹⁹⁷⁾を歴任する斯業有力者である。

『日本全国商工人名録』（七版、大正拾四年度版）及び『大日本商工録』（昭和五年版）に依り、機業家・石井民次の営業税と所得税の各納税額は、大正後期～昭和初年において営業税（41円52銭→112円46銭→92円）、所得税（28円64銭→358円54銭→177円）の推移を辿る。石井民次は、養父から事業を継承した頃には「卓抜なる商業的手腕を以って隆々業務の発展を見⁽¹⁹⁸⁾」るも、昭和初年の不況期には事業の後退が生じていたようである。石井民次は片倉共栄製糸(株)の主要株主となり、機業興隆の上で同社との原料生糸の取引関係を強固なものにす

る必要があったといえよう。

石井民次は、小地主（1928年所有地価・田畑地価・1,387円16銭、山林原野地価52円44銭、宅地地価530円42銭、合計1,970円02銭⁽¹⁹⁹⁾）であり、五泉町会議員⁽²⁰⁰⁾、五泉町・川東村・橋田村・巢本村における所得調査委員・副員⁽²⁰¹⁾、前記の五泉合同運送^(株)監査役、^(株)近藤商店の取締役⁽²⁰²⁾を務める五泉町有力者である。

また石井民次は、平和記念東京博覧会（1922年3月10日～7月31日）において銅牌（絹）を受賞する⁽²⁰³⁾。石井民次は、機業技術力においても五泉織物同業組合の代表的機業家であるといえよう。石井は、坪川寅蔵同様、地方支配体制の一翼を担う。

⑳ 帆刈策次郎（五泉町）は、片倉共栄製糸^(株)の中株主（同社創業第1期～第8期株式20株所有）である。吉田市吉の2男・策次郎（明治16年8月生）は、1892（明治25）年に帆刈宇太郎の養子となり、1906（明治39）年家督を相続し、織物業を営む⁽²⁰⁴⁾。妻トワは、養父・帆刈宇太郎養女である。帆刈策次郎は、1924（大正13）年に絹織物4,170点（生糸消費量1,024貫）を製造する⁽²⁰⁵⁾五泉織物同業組合の主要機業家であり、同組合会計役（年報酬20円⁽²⁰⁶⁾）を勤める五泉町有力機業家である。帆刈は、帆刈工場（1908年12月開業）を経営し、主要生産品目は羽二重であった⁽²⁰⁷⁾。

帆刈策次郎は、平和記念東京博覧会（1922年3月10日～7月31日）に出品し、銅牌（紗）を受賞する⁽²⁰⁸⁾。また帆刈は、1928（昭和3）年4月開催の第4回中部6県連合織物共進会に出品し、3等賞（絹）を受賞する⁽²⁰⁹⁾。帆刈策次郎は、優れた織物技術を有する機業家であった。帆刈は、1936（昭和11）年に五泉人絹織物工業組合員⁽²¹⁰⁾になっており、人絹織物業にも進出していた。

帆刈策次郎は、昭和初年に営業税101円、所

得税106円（前掲『昭和五年版 大日本商工録』7頁）、昭和10年頃には営業税139円、所得税292円（前掲『第十一版 人事興信録下』「ホ1」頁）を納税する。帆刈策次郎の機業経営は、昭和恐慌期を経て順調に推移していた模様である。この背景には、片倉共栄製糸^(株)との絹織物原糸の取引関係が帆刈の機業経営に大きく寄与することになったものと思われる。帆刈策次郎の同社主要株主化は、両者の原料生糸取引関係を強化・促進する役割を果たしたことであろう。

㉑ 小黒啓蔵（五泉町）は、片倉共栄製糸^(株)の中株主（同社創業第1期～第8期に株式20株所有）である。小黒啓蔵は、五泉織物同業組合の主要機業家である。1925（大正14）年度における五泉織物同業組合の製産額は、130,695点（価格5,047,000円）、生糸消費量37,500貫であり、年間生糸500貫以上消費する同組合工場主は27名であった⁽²¹¹⁾。小黒啓蔵は、絹織物1,786点（生糸消費量524貫）である。小黒は、上記27名中、第26位の生糸消費工場であった。また小黒啓蔵は、五泉織物同業組合の役員詮衡委員を務めていた⁽²¹²⁾。小黒啓蔵は、小黒製絹場（1919年9月開業）を経営し、主要生産品目は、羽二重である⁽²¹³⁾。

小黒啓蔵は、昭和初年に営業税80円、所得税114円（前掲『昭和五年版 大日本商工録』8頁）を納税する。この納税額は、小黒の機業家として上記吉田松三郎、小出権平、坪川寅蔵、石井民次には劣るものの、塚野国松を凌ぐものであった。

小黒啓蔵が片倉共栄製糸^(株)の中株主として、原料生糸を同社と取引関係を結ぶことにより、機業経営の安定・発展に資することになる。

㉒ 石川義雄（五泉町）は、片倉共栄製糸^(株)の中株主（同社創業第1期～第2期株式20株、第3期～第8期株式21株所有）である。石川義雄はまた、片倉越後製糸^(株)の株主として同社第

4期（昭和5年度）に株式46株、第5期101株、第6期121株、第7期～第10期131株各所有する⁽²¹⁴⁾。石川義雄は、片倉越後製糸(株)の中株主から、同社株式を買い増して大株主になる。

石川義雄（明治30年8月29日生）は、武藤竹蔵長男から石川家の養子となり、家業を継承する、機業家であり、五泉町会議員を勤める⁽²¹⁵⁾有力者である。石川義雄は、石川工場（1936年4月創業）を経営し、主要生産品目は小幅羽二重である⁽²¹⁶⁾。石川義雄は後発の機業家として片倉越後製糸(株)と片倉共栄製糸(株)との絹織物原糸の取引関係を拡大・強化するために中株主乃至大株主化する必要があったのであろう。

石川義雄は更に、1941（昭和16）年1月に「各種繊維捻糸製造販売加工其仲介」を目的として、出資人員4名、資本金155,000円の合資会社石川撚糸場（五泉町）を設立する⁽²¹⁷⁾。代表社員の石川義雄が資本金の7割強を占める113,000円を出資する。石川は、絹物機業と撚糸業を兼営することになる。市場動向の変化、即ち綿、絹等のほか新素材の人絹及び人絹交織等の各種繊維の多様化に伴う撚糸業への進出を図ったのであろう。

②⑥ 市川富三郎（五泉町）は、片倉共栄製糸(株)の中株主（同社創業第1期～第8期株式20株所有）である。市川富三郎は、五泉町機業家（千歳屋）である⁽²¹⁸⁾。市川は、市川工場（1901年10月創業）を経営し、その主要生産品目は、羽二重であった⁽²¹⁹⁾。片倉共栄製糸(株)との絹織物用原糸の取引関係を築くためには、市川は同社株式投資（＝中株主）を必要としたのであろう。

②⑦ 長谷川喜久次（五泉町）は、片倉共栄製糸(株)の中株主（同社創業第1期～第8期に株式20株所有）である。長谷川喜久次は、ヤマキ長谷川工場を経営する機業家であり、主要生産品目は、羽二重であった⁽²²⁰⁾。長谷川は、片倉

共栄製糸(株)との絹織物用原糸の取引関係を築くためには、同社株式投資（＝中株主）は必要であったのであろう。

②⑧ 平松周蔵（村松町）は、片倉共栄製糸(株)の中株主（同社創業第1期～第8期に株式20株所有）である。また平松周蔵（明治11年4月生）は、片倉越後製糸(株)の設立発起人、同社大株主（1930年557株所有）・取締役であり、村松町の名誉助役、町会議員、町長（第8代）、村松銀行監査役などに就任する⁽²²¹⁾。平松周蔵は、村松町の有力者である。

②⑨ 谷 貫一郎（村松町）は、片倉共栄製糸(株)の中株主（同社創業第1期～第8期に株式20株所有）である。谷 貫一郎は、大地主、村松町農会長、村松町長・町会議員（議長）、片倉越後製糸(株)設立発起人・監査役、蒲原鉄道(株)設立発起人・大株主⁽²²²⁾、(株)精工社（村松町）監査役⁽²²³⁾、長岡製水株式会社（長岡市）主要株主（20株所有⁽²²⁴⁾）である。谷 貫一郎は、村松町政・財界の有力者である。谷 貫一郎は、地方支配体制の頂点に位置する存在である。

③⑩ 本間建弥（新関村）は、片倉共栄製糸(株)の中株主（同社創業第1期～第8期に株式20株所有）である。本間建弥（慶応2年12月18日生）は、新関村最大の大地主（1933年所有地・田209町5反、畑64町9反、合計274町4反、其他不明⁽²²⁵⁾）であり、新潟県多額納税者（1932年度直接国税3,642円⁽²²⁶⁾）、(株)新潟株式取引所監査役⁽²²⁷⁾、大和毛織(株)取締役⁽²²⁸⁾、新潟木材(株)取締役⁽²²⁹⁾、(株)新潟米穀株式取引所監査役⁽²³⁰⁾、(株)第四銀行大株主（1,310株）、新潟電力(株)大株主（1,500株）、(株)新潟鉄工所大株主（1,083株）、北越製紙(株)大株主（800株）である。

本間建弥は、新潟地方財閥・白勢系統に属し、白勢系銀行・会社は、電気、倉庫、海運、取引所、金融の各方面に亘り、第四銀行、新潟米穀株式取引所、新潟電力(株)などはその例である⁽²³¹⁾。

本間建弥の先代（父）・新作は、新関村会議員、第5代村長（1902年3月～1909年11月⁽²³²⁾）を勤め、新潟地方財閥・山口権三郎（→達太郎→誠太郎）等と共に日本石油(株)や北越水力電気(株)、北越鉄道会社、岩越鉄道会社の設立に協力し、第四銀行、新潟米穀株式取引所、(株)新潟鉄工所、新潟農工銀行の創立に尽力する。本間新作は、(株)新潟米穀株式取引所の大株主（652株）であり、新潟県農会副会長、地主会評議員、産業組合新潟支会顧問、新潟県農場研究会員などに就任する⁽²³³⁾。

本間新作の閨閥は、長女の子・二宮孝順（北蒲原郡大地主～白勢系統）、3女の子・平田豊次郎（東蒲原郡大地主）、二宮孝順の妹の子（曾孫）・白勢正衛（北蒲原郡大地主～白勢系統）、8女の子・国井伴之丞（岩船郡大地主）などが知られている。本間新作は、北越水力電力株式会社（社長・山口誠太郎）の取締役（大株主・3,780株所有）などに就任していた⁽²³⁴⁾。

本間建弥の長女は、岩船郡金屋村中地主・国井元三郎の2男貞次郎妻、3女恭は、中蒲原郡中条町大地主・丹呉康平妻、4女福は、岩船郡村上町最大の大地主、(株)村上銀行専務取締役、村上水電(株)取締役、新潟県多額納税者の吉田吉右衛門長男長一郎妻、6女ツナは、中蒲原郡庄瀬村中地主・川又貞次郎長男幹之介妻、7女テツは、西蒲原郡赤塚村の大地主・伊藤惇一郎長男恕夫妻、8女節は、中蒲原郡新関村大地主・林 信寛妻である⁽²³⁵⁾。

本間家（新作・建弥）は、新関地方における強力な政治・経済力を背景に新潟地方財閥や県内各地町村の最上階層（一部上層）と姻戚関係を通じて強大な社会的勢力を構築し、地方支配体制の頂点に位置する。

㊸ 杵鞭稲作（新津町）は、片倉共栄製糸(株)の中株主（同社創業第1期～第8期に株式20株所有）である。杵鞭稲作は、町内第18位の中

地主（1933年所有地・田6町4反7畝、畑3町9反8畝、合計10町4反、其他1反2畝⁽²³⁶⁾）で、満日村会議員⁽²³⁷⁾、新津町会議員⁽²³⁸⁾、有限責任満日信用購買組合理事、満日尋常小学校学務委員⁽²³⁹⁾のほか、1906（明治39）年養蚕種同業組合満日区長⁽²⁴⁰⁾、1932（昭和7）年9月新津町養蚕実行組合理事⁽²⁴¹⁾などを勤める、新津町有力者であり、地方支配体制の一翼を担う。

杵鞭稲作は、前述の中蒲原郡4会聯合特産物品評会（1918年11月15～17日開催）の繭品評会（出品点数665点）において、3等賞（春蚕）を受賞する⁽²⁴²⁾。杵鞭稲作のこの品評会受賞は、豊富な養蚕経験から高度な養蚕技術を修得していたことを裏付けていよう。

㊹ 石塚文次郎（川東村）は、片倉共栄製糸(株)の中株主（同社創業第1期～第8期に株式20株所有）である。石塚文次郎は、川東村最大の大地主（1933年所有地・田19町3反、畑24町6反、合計43町9反、其他不明⁽²⁴³⁾）である。1928年末において石塚文次郎の所有地価は、田畑地価9,225円75銭、山林原野地価93円73銭、宅地地価1,133円54銭、合計10,453円02銭であった⁽²⁴⁴⁾。石塚文次郎の上記不明の所有宅地面積（宅地地価1,133円54銭）を加えれば、50町歩を超えていよう。石塚文次郎は川東村の有力者であり、地方支配体制の頂点に位置する存在である。

また中蒲原郡川東村養蚕組合長・石塚文次郎は、1926年（大正15）年に大日本蚕糸会より第2種功績章表彰を受ける⁽²⁴⁵⁾。同会表彰組合長として石塚文次郎は、『大日本蚕糸会報』第412号（1926年、58～59頁）に『養蚕組合経営苦心談』として「組合員の訓練融和が肝要」と題して記述している。また石塚文次郎は、前記中蒲原郡4会聯合特産物品評会の繭品評会において、2等賞（春蚕）を受賞する⁽²⁴⁶⁾。石塚は、川東村養蚕業の発展に尽力し、またその技量は

高く評価されている。

㊸ 田中四郎（小須戸町）は、片倉共栄製糸（株）の中株主（同社創業第1期～第8期に株式20株所有）である。田中四郎は、小須戸町最大の中地主（1933年所有地・田32町2反2畝、畑5町4反4畝、合計37町6反6畝、其他4反6畝）である⁽²⁴⁷⁾。田中四郎の所有地価は、1928年末に1万円を超えていた⁽²⁴⁸⁾。

田中四郎（明治32年10月22日生）は、醤油醸造業を営む。田中家は、1875（明治8）年に四郎の父・徳七が祖父（常平）と共に醤油醸造業（商号・菱丸田）を創始し、県内広く販売する⁽²⁴⁹⁾。徳七は、多年小須戸町会議員を勤める。醤油醸造家・田中四郎は、昭和初年に営業税206円、所得税1,225円（前掲高瀬末吉編『昭和五年度版 大日本商工録』67頁）を納税する。

また田中四郎は、自動車部品販売業や漬物製造販売業（丸田印味噌漬宝印福神漬）を営業し、北越酒造株式会社（1921年設立、小須戸町）専務取締役、長岡タクシー株式会社（1938年設立、長岡市）監査役・社長に各就任するほか、小須戸町会議員、小須戸町信用組合長を勤める⁽²⁵⁰⁾、小須戸町有力者であり、地方支配体制の一翼を担う。

田中四郎の妻康は、中蒲原郡曾野木村最大の大地主・小林慎一（1933年田畑合計92町6反所有）の妹である⁽²⁵¹⁾。小須戸町の最上層と曾野木村の最上層の姻戚関係は、強力な社会勢力化の一因となろう。

㊹ 佐藤豊蔵（五泉町）は、片倉共栄製糸（株）の中株主（同社創業第1期～第8期に株式15株所有）である。佐藤豊蔵（明治26年3月14日生）は、五泉町第6位の中地主（1933年所有地・田24町4反、畑5町6反2畝、合計30町2畝、其他3町3反⁽²⁵²⁾）であり、五泉町の吉田久平、関塚惣吉、小出 漸に次ぐ階層の有力地主である。

先代佐藤豊蔵は、五泉町収入役（1913年12月～1921年8月12日⁽²⁵³⁾）、五泉町学務委員⁽²⁵⁴⁾、五泉町農会長⁽²⁵⁵⁾、有限責任購買利用組合五泉郷農業倉庫（五泉町）組合長⁽²⁵⁶⁾、（株）五泉銀行取締役、五泉町村社八幡宮氏子総代⁽²⁵⁷⁾などに就任するほか、明治20年代初めには、「佐藤豊蔵製糸所」を職工10～19人を使用して操業していた⁽²⁵⁸⁾。また佐藤豊蔵（先代）は、前記中蒲原郡農工産業大品評会（1918年11月15～17日開催）において会計係を勤め、同俵米品評会において3等賞（品種・二本三）を受賞する⁽²⁵⁹⁾。

佐藤豊蔵は、1912（明治45）年新潟師範学校を卒業後、母校五泉小学校訓導に任じ、以来17年間教職に在り、1927（昭和2）年に退職する⁽²⁶⁰⁾。その後、五泉信用組合理事、五泉町耕地整理組合（1930年6月18日創立）評議員⁽²⁶¹⁾などに就任する。佐藤豊蔵家は、五泉町政・財界の有力者であった。

佐藤豊蔵の妻コト（新潟高女卒）は、中蒲原郡菅名村の大地主・松尾名平4女であり、豊蔵の長女翔子（新潟高女高等科卒）は、五泉町の大地主・小出 漸の妻である。

佐藤豊蔵家は、強固な政治・経済力を背景に五泉町及び近隣村の最有力地主と姻戚関係を通じて強力な社会勢力を築き上げ、地方支配体制の一翼を担う。

㊺ 坪川文太郎（巢本村）は、片倉共栄製糸（株）の中株主（同社創業第1期～第8期に株式15株所有）である。坪川文太郎は、巢本村の中地主（1933年所有地・田4町6反、畑8町9反、合計13町5反、其他3町4反）で、村内第4位の地主である⁽²⁶²⁾。

坪川文太郎は、巢本村会議員、巢本村一本杉信用組合評定委員・理事、巢本村耕地整理組合評議員・副組合長、阿賀野川水害予防組合議員、巢本村漁業組合理事、巢本村農会惣代などを歴任する⁽²⁶³⁾。坪川文太郎は、巢本村政・財界有

力者であり、地方支配体制の一翼を担う。

坪川文太郎は、前記中蒲原郡農工物産4会聯合品評会（1918年11月15～17日開催）の繭品評会において、4等賞（春蚕）を受賞する⁽²⁶⁴⁾。坪川文太郎は、養蚕農民の一面を持ち、豊富な養蚕業の経験からその技術力は高い評価を得ていた。

③⑥ 関川成治（巢本村）は、片倉共栄製糸(株)創立事務の検査役及び中株主（同社創業第1期～第8期に株式15株所有）である。関川は、五泉繭市場設立発起人であった⁽²⁶⁵⁾。また関川成治は、巢本村有限責任一本杉信用組合理事⁽²⁶⁶⁾、巢本村農会総代（第六区一本杉⁽²⁶⁷⁾）、巢本村消防団長（1934～36年）、巢本小学校P.T.A会長（1951～58年⁽²⁶⁸⁾）などを務める、巢本村有力者である。

関川成治は、前記中蒲原郡農工物産4会聯合品評会（1918年11月15～17日開催）の繭品評会において、3等賞（春蚕）を受賞する⁽²⁶⁹⁾。関川成治は、巢本村において有力養蚕農民として上記坪川文太郎に優る技量の高さを示している。

③⑦ 佐久間市三郎（巢本村）は、片倉共栄製糸(株)の設立選衡委員及び中株主（同社創業第1期～第8期に株式15株所有）である。佐久間は、五泉繭市場の設立発起人であった⁽²⁷⁰⁾。

佐久間市三郎は、巢本村第6位の中地主（1933年所有地・田3町9反、畑6町4反、合計10町3反、其他2町5反⁽²⁷¹⁾）であり、巢本村会議員、巢本村有限責任一本杉信用組合理事、巢本村耕地整理組合評議員⁽²⁷²⁾、巢本村役場収入役（1908年7月8日～1912年7月7日）、巢本村農会評議員⁽²⁷³⁾・総代（第六区一本杉⁽²⁷⁴⁾）などの経歴を有する。

また佐久間市三郎が組合長を勤める巢本村一本杉養蚕組合は、1920（大正9）年10月24日新発田町において開催の新潟県産繭品評会にて

第一種本賞優等賞を受賞する⁽²⁷⁵⁾。佐久間市三郎は、関川整造と共に巢本村一本杉稚蚕共同飼育所（1906年設立、共同者19名）の惣代である⁽²⁷⁶⁾。前記中蒲原郡農工物産4会聯合品評会の繭品評会において、佐久間市三郎は、4等賞（春蚕）を受賞する⁽²⁷⁷⁾。

佐久間市三郎は、巢本村有力者であり、地方支配体制の一翼を担うと共に、優れた養蚕技術を備えた有力養蚕農民でもあった。

③⑧ 佐藤平三郎（川東村）は、片倉共栄製糸(株)の中株主（同社創業第1期～第8期に株式15株所有）である。佐藤平三郎は、川東村第10位の中地主（1933年所有地・田5町6反、畑4町9反、合計10町5反⁽²⁷⁸⁾）であり、川東村教育会商議員（1928年3月26日改選⁽²⁷⁹⁾）を勤める。また佐藤平三郎（先代カ）は、一本杉村字鏡派出教場設置「締約書」（明治十四年九月四日）及び一本杉「村立学校設置伺」に土堀村外三ヶ村惣代として記名調印していた⁽²⁸⁰⁾。

佐藤平三郎は、川東村有力者であり、地方支配体制の一翼を担う。

③⑨ 飯山三郎平（川東村）は、片倉共栄製糸(株)の中株主（同社創業第1期～第8期に株式15株所有）である。飯山三郎平は、川東村第31位の小地主（1931年末所有地価・田畑地価1,099円03銭、山林原野地価30円98銭、宅地地価333円66銭、合計1,463円67銭⁽²⁸¹⁾）であり、川東村上層農民である。飯山家は、地方支配体制の一翼を担う。

④⑩ 相田貞治（川東村）は、片倉共栄製糸(株)の中株主（同社創業第1期～第8期に株式15株所有）である。相田貞治は、川東村農会総代⁽²⁸²⁾及び新潟水力電気(株)の送電鉄塔の立替工事に伴う鉄塔建設地（川東村大字馬下）の賃貸料交渉委員（個人持の交渉委員）に当選・選定される⁽²⁸³⁾。相田貞治は、有力自作農民であろう。

④⑪ 山崎新治（川内村）は、片倉共栄製糸(株)

の中株主（同社創業第1期～第8期に株式15株所有）である。山崎新治は、片倉共栄製糸(株)のほか、片倉越後製糸(株)の株主として、明らかな限り同社第3期（1929年度）より第10期（1936年度）まで株式30株を所有する⁽²⁸⁴⁾。

山崎新治は、川内村第7位の中地主（1933年所有地・田12町8反、畑8町、合計20町8反、其他57町1反である⁽²⁸⁵⁾）。山崎の1931年末所有地価は、田畑地価3,259円30銭、山林原野地価220円40銭、宅地地価640円13銭、合計4,119円83銭⁽²⁸⁶⁾であったことから、山崎家は山林大地主であったようである。

山崎新治は、川内村第10代村長（1929年1月～1933年10月⁽²⁸⁷⁾）のほか、蒲原鉄道(株)監査役⁽²⁸⁸⁾に就任している。山崎新治は、政治・経済力よりみても川内村有力者であり、地方支配体制の一翼を担う。

㊹ 馬場八太郎（十全村）は、片倉共栄製糸(株)の中株主（同社創業第1期～第4期に株式15株所有）から小株主（第5期に株式10株所有）に、更に第6期以降非株主となる。馬場はまた、片倉越後製糸(株)の中株主として、明らかな限り第3期～第5期に株式20株を所有するものの、第6期以降非株主となる⁽²⁸⁹⁾。馬場八太郎は、片倉共栄製糸(株)と片倉越後製糸(株)共に1932～1934年度に株式投資を断念する。馬場八太郎の投資行動は、片倉共栄製糸(株)の中株主の中で特異な事例である。両社の業績不振による無配当が大きく影響していよう。両社株式が資産株としての価値を失ったものと判断を下したようである。上記山崎新治とは対照的な投資行動といえよう。

馬場八太郎の所有地価は、1931年末に田畑地価7,671円30銭、山林原野地価587円35銭、宅地地価462円14銭、合計9,060円58銭であり、村内第2位の地主である⁽²⁹⁰⁾。馬場は、山林大地主であったようである。この馬場八太郎の田

畑地価は、十全村の第1位と第3位の地主が何れも20数町歩であることから、面積換算で20数町歩になろう。馬場家は、明治・大正期には村内第1位の土地所有であった⁽²⁹¹⁾。それ故に、馬場八太郎にとって財産の損失を極力避けようと図ったのであろう。

馬場八太郎（明治17年8月生）は、新潟県立中学校を卒業後、植林の奨励、農事改良に専念し、十全村会議員、十全村第3代村長（1919年12月～1924年1月）、十全村農会長、中蒲原郡畜産組合代議員・組合長、中蒲原郡家畜保険組合理事、上戸倉施業森林組合長・製材組合長、新潟県森林組合聯合会副会長、小作調停委員、日本徴兵保険・有隣生命保険両社代理店、蒲原鉄道(株)発起人（創立委員）・監査役などを歴任する⁽²⁹²⁾。

馬場八太郎は、十全村政・財界及び新潟県・中蒲原郡農業団体（畜産・森林）の有力者である。馬場家は、地方支配体制の一翼を担う。

㊺ 小黒常次郎（五泉町）は、片倉共栄製糸(株)の小株主（同社創業第1期～第3期に株式10株所有）から中株主（第4期～第8期に株式15株所有）となる。小黒常次郎は、五泉町の中地主（1933年所有地・田18町1反1畝、畑4町4反2畝、合計22町5反3畝、其他17町7反1畝）である⁽²⁹³⁾。小黒常次郎は、五泉町内第7位の地主である。

小黒常次郎家は、清酒醸造家である。『日本全国商工人名録』（二版、五版、六版、七版、八版、大正拾四年度版）及び『大日本商工録』（昭和五年版）に依り、清酒醸造家・小黒常次郎の営業税と所得税の各納税額は、明治30年（乃至31年）及び大正期・昭和初年において、営業税（22円63銭→74円84銭→81円12銭→85円34銭→143円88銭→176円88銭→478円）、所得税（3円34銭→64円99銭→86円95銭→214円48銭→757円22銭→1,521円65銭

→1,493円)の推移を辿る。小黒家の清酒醸造業は、略順調に発展していたものといえよう。小黒常次郎は、昭和初年に直税国税総額2,653円35銭⁽²⁹⁴⁾、1939年には直接国税総額6,938円75銭⁽²⁹⁵⁾を納める新潟県多額納税者である。

小黒常次郎は、五泉町会議員⁽²⁹⁶⁾、五泉町土木委員⁽²⁹⁷⁾、五泉消防組頭⁽²⁹⁸⁾などを勤める。また小黒常次郎は、五泉町の浄土真宗清林寺の梵鐘を寄付している⁽²⁹⁹⁾。この梵鐘は、口径2尺8寸の近郷第一の大きさであったという。

清酒醸造家・小黒常次郎(大月屋)は、1890年に清酒花泉を醸造しており⁽³⁰⁰⁾、前記平和記念東京博覧会(1922年3月10日～7月31日)において褒状(清酒松の雪)を受賞している⁽³⁰¹⁾。この受賞は、清酒醸造家・小黒常次郎の面目躍如といえよう。

小黒常次郎(明治21年10月8日生)は、「中学教育を卒へるや、直ちに父業たる酒造業に従ひ……本県下の豪商として隠れなき存在たり」という⁽³⁰²⁾。小黒常次郎の妻ナツは、村松町の中地主(町内第5位の地主)・田沢門七郎の孫であり、弟の守造(明治27年生)の妻節は、村松町の大地主で片倉越後製糸(株)の監査役、煙草元売捌商、村松銀行取締役・専務取締役・監査役などを歴任する⁽³⁰³⁾、笠原藤七の妹である。小黒常次郎家は、強力な政治・経済力を背景に近隣有力者と姻戚関係を通じて強固な社会勢力を築き、地方支配体制の一翼を担う。

④④ 吉井三治郎(五泉町)は、片倉共栄製糸(株)の小株主(同社創業第1期～第3期に株式10株所有)から中株主(第4期～第5期に株式11株所有、更に第6期～第8期に株式21株所有)へと次第に持株を増やしていく。吉井三治郎は、片倉越後製糸(株)の中株主でもあり、明らかな限り第3期に30株、翌第4期以降32株、第10期には33株各所有へと増加する⁽³⁰⁴⁾。五泉町機業家として、片倉共栄製糸(株)・片倉越後製糸(株)両

社の株主は、前記坪川寅蔵とこの吉井三治郎に限られる。

吉井三治郎は、『日本全国商工人名録』に機業家、生糸製造業者、生糸繭商、生糸商として、また『大日本商工録』には機業家として各分類されているが、『日本全国商工人名録』(六版、七版、八版、大正拾四年度版)及び『大日本商工録』(昭和五年版)に依り、機業家・吉井三治郎の営業税と所得税の各納税額をみると、大正期・昭和初年において、営業税(22円90銭→42円67銭→106円24銭→139円20銭→80円)、所得税(7円97銭→22円50銭→38円68銭→114円15銭→90円)の推移であった。吉井三治郎の機業経営は、昭和初年の不況期に業績不振であったようである。吉井三治郎にとって、片倉共栄製糸(株)や片倉越後製糸(株)との絹織物原糸の取引関係を実現する必要が機業経営上求められていたといえよう。両社の株主化は、吉井の経営動機から生じていたのであろう。

吉井三治郎は、1909(明治42)年に吉井工場(1905年2月創業)を経営し、「一日使用職工徒弟」男4人、女4人により、羽二重、紹の製造を行っていた⁽³⁰⁵⁾。吉井三治郎は、五泉織物同業組合員の中で工場法の適用を受ける26工場に含まれ、1924(大正13)年度には絹織物2,791点(生糸消費量777貫)を製造する、五泉町の主要機業家であった⁽³⁰⁶⁾。上記26工場を生糸消費量から区別すると、吉井三治郎は第25位であった。なお、五泉織物同業組合員の内、有力機業家ほど片倉共栄製糸(株)の株主になる傾向が強い。

④⑤ 齊藤守太郎(五泉町)は、片倉共栄製糸(株)の小株主(同社創業第1期～第3期に株式10株所有)から中株主(第4期～第6期に株式11株所有、第7期～第8期に株式12株所有)へと1株ずつ徐々に株式所有を増やしていった。齊藤守太郎は、片倉越後製糸(株)の株主でもあった。

齊藤は、明らかな限り第3期の同社株式22株所有から、第4期～第6期に32株、第7期以降38株、第10期には71株へと買い増す一方で、齊藤守太郎が組合長を務める三本木養蚕組合に片倉越後製糸(株)より第7期に20株、第8期に22株、第10期には30株の株式分与を受けている⁽³⁰⁷⁾。

齊藤守太郎の所有地価(1928年末)は、田畑2,313円93銭、山林原野地価4円25銭、宅地地価884円36銭、合計3,202円54銭であり、五泉町内第27位の小地主であった⁽³⁰⁸⁾。齊藤守太郎は、五泉町会議員⁽³⁰⁹⁾、五泉消防組頭⁽³¹⁰⁾、前記三本木養蚕組合長、五泉郷養兔組合長⁽³¹¹⁾のほか、(株)菅名製糸場(1924年8月設立、菅名村)の監査役⁽³¹²⁾、(株)新潟自動車商会(新潟市)の主要株主(17株所有⁽³¹³⁾)である。齊藤守太郎は、五泉町政・財界の有力者であり、地方支配体制の一翼を担う。

齊藤守太郎はまた、1917(大正6)年11月3日北越蚕友会(会長・松田彦平)主催の第9回繭品評会において、3等賞(国蚕支6号・春)を授与される⁽³¹⁴⁾。翌年の前記中蒲原郡農工物産4会聯合品評会の繭品評会において、2等賞(春蚕)を受賞する⁽³¹⁵⁾。齊藤守太郎の養蚕農民としてその技量の高さは、上記受賞歴からも確認できよう。

齊藤守太郎の片倉共栄製糸(株)と片倉越後製糸(株)への積極的な株式投資は、小地主として又有力養蚕農民として、蚕糸業を中心とする地域振興及び地主経営の危機打開から生じていたのであろう。

④6 三沢佐久二は、片倉製糸の傍系会社の片倉越後製糸(株)社員、後に日東紡績(株)社員である。三沢佐久二は、片倉製糸の傍系会社の社員の中で、唯一片倉共栄製糸(株)の中株主となる。即ち、三沢は、片倉共栄製糸(株)の創業第1期に株式3株、第2期～第3期に株式10株各所有の小株主から第4期以降株式11株所有の中株主に上昇す

る。なお、三沢佐久二は、片倉越後製糸(株)の株主でもあり、明らかな限り第3期の株式23株所有から第7期にかけて36株所有へ、第8期以降26株所有に減少する⁽³¹⁶⁾。

三沢佐久二(書記)は、片倉越後製糸(株)では「会計長」であった⁽³¹⁷⁾。

おわりに

1923(大正12)年6月に五泉町に設置の繭市場は、同年蚕糸組合法に依る有限責任販売利用組合五泉繭市場に組織変更する。その区域は、中蒲原郡、東蒲原郡を中心に当初は佐渡郡も含まれていた。五泉繭市場の繁栄は長く続かず、昭和初年には解散に追い込まれることになる。五泉繭市場の組合長の松田彦平と副組合長の二宮良吉が五泉繭市場の跡地に設立の片倉共栄製糸(株)の取締役(大株主)となり、五泉繭市場の設立発起人たちの約半数が同社株主となる。

片倉共栄製糸(株)の地元大・中株主の居住地は、五泉町を中心に周辺町村の巢本村、新関村、川東村、村松町、新津町、小須戸町、川内村、十全村更には三条町(南蒲原郡)、築地村(北蒲原郡)などに及ぶ。

松田彦平と二宮良吉は、蚕種製造家であり、両名は、片倉共栄製糸(株)の取締役で同業者の山崎新太郎と共に、片倉共栄製糸(株)と片倉越後製糸(株)向け蚕種製造を行う、北越蚕種合名会社を創設する。ここに片倉共栄製糸(株)と北越蚕種合名会社との蚕種取引関係が成立する。

片倉共栄製糸(株)は、その第1期において片倉一族と地元株主からなる大株主(100株以上の所有株主)の持株数によって、同社合計株数5,000株の過半を占めることができたが、片倉越後製糸(株)の場合とは異なり、片倉一族のみの持株数(1,465株)では約3割にすぎず、地元大株主が重きをなしていたことが同社の特徴で

ある。この点は第8期においても変りがない。

地元の大株主8名(持株数1,300株)に中株主34名(持株数845株)を合わせた42名(持株数2,145株)は、片倉共栄製糸(株)株式総数の4割強を占め、同社の経営動向に影響力を行使できる株主集団を形成する。この点は、第8期においても基本的に変化はない。

この地元大・中株主集団の実態についてみると、地元大株主8名の内、片倉共栄製糸(株)取締役の上記松田、二宮、山崎と同社監査役の浮須市造の4名は、蚕種製造家である。片倉共栄製糸(株)役員半数が蚕種製造家である。片倉共栄製糸(株)の特殊な設立事情に依るものである。このほかに、隣村巢本村の大地主で、同村会議員、中蒲原郡会議員、各種農業団体の役員などの要職をつとめる剣持堅吾や絹物機業家で五泉町会議員、中地主の近藤祐次郎がいる。五泉繭市場の設立発起人の1人で、片倉共栄製糸(株)取締役の石塚文四郎を含め、上記合せて7名は、何れも第1期以降も持株を維持している。但し、松田彦平は、第8期に所有株式を100株減少するものの、大株主としての地位に変化は無い。

地元大株主の内、例外的に五泉町の大地主(関塚惣吉)は、第1期以降その株式100株所有から20株所有へと大幅に株式所有を減らしている。五泉町の大地主は、概して片倉共栄製糸(株)への出資が消極的であった。五泉町最大の大地主・吉田久平家及び小出 漸家は、片倉共栄製糸(株)への株式投資は無く、地元製糸企業への関心が薄いことに特徴がある。片倉共栄製糸(株)は、創立以来業績不振で株主配当は無く、投資先としては魅力のない企業と判断したのであろう。その意味からすれば、五泉町の大地主は、資産株として利殖性が高い投資先を選択する、優れた見識・経済感覚の持ち主ということになる。換言すれば、五泉町の大地主は、地域振興という公益よりも私益を優先したことになる。

地方名望家資産家と定義するには困難が伴う。

五泉町の大地主、即ち吉田家、関塚家、小出家共に五泉地方における強大な政治・経済力を背景に地方有力者また新潟地方財閥たちと姻戚関係を通じて強力な社会勢力・地縁血縁社会を築き、地方支配体制の頂点に位置する存在であった。

先の五泉町大地主=大株主(関塚惣吉)とは対照的に、地元中株主は、1名を除き片倉共栄製糸(株)の所有株式を売却することなく所持しており、中には同社株式を増加する中株主もいた。また小株主から株式を買い増して、中株主へと上昇する株主も存在した。こうした積極的な株主の中心は、絹物機業家であった。

中株主として、絹物機業家は、大株主の上記近藤祐次郎以外に、吉田松三郎、塚野国松、坪川寅蔵、石井民次、帆刈策次郎、小黒啓蔵、石川義雄、市川富三郎、長谷川喜久次、吉井三治郎の10名がいる。五泉織物同業組合の有力機業家の多くが片倉共栄製糸(株)の株主となっていた。絹物機業家は、片倉共栄製糸(株)の主要株主の中で有力株主集団を形成している。絹物主要産地の五泉町に相応しい有様といえよう。絹物機業家は、片倉共栄製糸(株)との絹織物用原糸の取引関係を築くために、同社株式投資(=大株主、中株主)を必要としたのであろう。

更に中株主の特徴としては、大・中・小地主、特に中地主が多数存在することである。中地主として、武藤豊次、松田信太郎、杵鞭稲作、田中四郎、佐藤豊蔵、坪川文太郎、佐久間市三郎、佐藤平三郎、山崎新治、馬場八太郎、小黒常次郎の11名を挙げることができる。小地主は、吉田松三郎、塚野国松、坪川寅蔵、石井民次、飯山三郎平、齊藤守太郎の6名、大地主は、林信寛、谷 貫一郎、本間建弥、石塚文次郎の4名をそれぞれ挙げることができる。合せて中株主の大・中・小地主は、21名に上る。これ

に大株主の内、中地主（二宮良吉、近藤祐次郎）、小地主（松田彦平、浮須市造）、大地主（剣持堅吾、関塚惣吉）の6名を含めると、27名に達する。片倉共栄製糸(株)の大・中株主に地主層、特に中小地主が数多く含まれていた。片倉共栄製糸(株)の設立は、有力者による地方支配体制の危機対応、取り分けこの支配体制の中核的存在の中・小地主の危機対応と捉えることができよう。

大・中株主の特徴として、上記地主層以外に町村会議員（町村長、郡会議員、県会議員各経験者も含めて）が多数含まれている。松田彦平、二宮良吉、剣持堅吾、近藤祐次郎、関塚惣吉、武藤豊次、林 信寛、馬場徳松、松田信太郎、塚野国松、坪川寅蔵、石井民次、平松周蔵、谷 貫一郎、杵鞭稲作、田中四郎、坪川文太郎、佐久間市三郎、山崎新治、馬場八太郎、小黒常次郎、斉藤守太郎の22名を数え、彼らの多くは、農会・産業組合等の役員をつとめていた。

そのほか、養蚕農民、有力養蚕農民として、剣持堅吾、杵鞭稲作、石塚文次郎、佐久間市三郎、斉藤守太郎、坪川文太郎、関川成治、石塚文四郎などを挙げることができる。

斯くして、片倉共栄製糸(株)の大・中株主は、地主、町村会議員、農会・産業組合役職者、有力養蚕農民、蚕種製造家、絹物機業家などを兼務する人々であった。昭和初年の不況に続く昭和恐慌期において、片倉共栄製糸(株)の設立を契機に地主層特に中小地主は、地主経営の危機打開を蚕糸業を中心とする地域振興に期待を寄せていたといえよう。地主層が屢々兼務する町村会議員（町村長等を含めて）として、地域経済の活性化を推進する立場に置かれていよう。公益と私益の不可分の一体性をもつ、地域活性化の推進主体の発露といえよう。片倉共栄製糸(株)の設立による地域振興は、地主層に限らず、広く地元住民が熱望するところであった。

上記以外に片倉共栄製糸(株)の大・中株主の中には、料理店主（鮮魚問屋）、耳鼻咽喉科医師、度器職人（・金物商）、運送業者・運送会社役員、醤油(味噌)醸造家、酒造家たちが含まれる。彼らは、片倉共栄製糸(株)との取引関係を期待し、その実現を図る職業の株主たちであるといえよう。上記株主の職業は単独事業者ではなく、各種他業兼営者を含んでおり、それぞれの事業振興を目的とするだけでなく、地域社会を見据えた投資行動でもあるといえよう。

片倉共栄製糸(株)は、同社業績が必ずしも好調ではなかったとしても、地元住民の地域振興期待に十分応えていたといえよう。

片倉共栄製糸(株)の小・零細株主分析については、別稿を用意したい。

註

- (1) 大株主～零細株主を分析対象とした研究に、拙稿「片倉越後製糸株式会社の株主分析」（『社会科学年報』第48号、2014年、所収）がある。
- (2) 石井里枝『戦前期日本の地方企業 ―地域における産業化と近代経営―』日本経済評論社、2013年。
- (3) 山口和雄編著『日本産業金融史研究 紡績金融篇』東京大学出版会、1970年、ほか。
- (4) 花井俊介・公文藏人「戦前期における製糸企業の成長構造」（早稲田大学産業経営研究所『産業経営』第36号、2004年、所収）。
- (5) 公文藏人「信濃製糸株式会社の重役会」（横浜国立大学経営学会『横浜経営研究』第33巻、2012年、所収）。
- (6) 谷本雅之・阿部武司「企業勃興と近代経営・在来経営」（宮本又郎・阿部武司編『日本経営史2 経営革新と工業化』岩波書店、1995年、所収）。
- (7) 『新潟県の蚕糸業』大日本蚕糸会新潟支会、1928年、67頁。
- (8) 「新潟新聞」大正13年5月6日（『五泉市史』資料編五、近・現代（Ⅱ）、五泉市、1991年、653頁所収）の「五泉繭市場落成に関し(上)

- 組合長 松田彦平談」参照。
- (9) 「新潟新聞」大正12年6月10日（前掲『五泉市史』資料編五、近・現代（Ⅱ）、622～623頁所収）。
- (10) 「新潟新聞」大正12年8月2日（前掲『五泉市史』資料編五、近・現代（Ⅱ）、626～627頁所収）。
- (11) 清水清造編『五泉郷土史』（復刻版）歴史図書社、1976年、335頁。
- (12) 同上。
- (13) 「新潟新聞」大正13年4月19日（前掲『五泉市史』資料編五、近・現代（Ⅱ）、655～656頁所収）。
- (14) 「新潟新聞」大正13年6月7日（前掲『五泉市史』資料編五、近・現代（Ⅱ）、655～656頁所収）。
- (15) 「新潟新聞」（大正14年5月10日（前掲『五泉市史』資料編五、近・現代（Ⅱ）、673頁所収）。
- (16) 「新潟新聞」大正15年6月11日（前掲『五泉市史』資料編五、近・現代（Ⅱ）、706頁所収）。
- (17) 「新潟新聞」大正15年6月22日（前掲『五泉市史』資料編五、近・現代（Ⅱ）、707頁所収）。
- (18) 「新潟新聞」大正13年5月6日（前掲『五泉市史』資料編五、近・現代（Ⅱ）、653頁所収）。
- (19) 前掲『新潟県の蚕糸業』68～69頁。
- (20) 拙稿「片倉製糸の北陸地方における蚕糸業経営と蚕種配給体制」（『社会科学年報』第47号、2013年、所収）130頁、注(36)参照。
- (21) 『新潟県史』通史編8、近代三、新潟県、1988年、293頁。新潟県内の繭市場衰退の進展には地域差があろう。五泉繭市場は、新潟県内の繭市場の中で早期衰退が進んでいたといえよう。
- (22) 片倉共栄製糸(株)の設立経緯については、前掲拙稿「片倉製糸の北陸地方における製糸業経営と蚕種配給体制」107～113頁参照のこと。
- (23) 片倉越後製糸(株)の株主については、前掲拙稿「片倉越後製糸株式会社の株主分析」参照のこと。
- (24) 北越蚕種合名会社の設立経緯や経営内容については、前掲拙稿「片倉製糸の北陸地方における製糸業経営と蚕種配給体制」117～128頁参照のこと。
- (25) 石塚文四郎については、身元不明であるが、片倉共栄製糸(株)の中株主で、川東村の有力者・石塚文次郎の弟と考えられる。
- (26) 吉田久平家（代々当主は久平を襲名）は、五泉町最大の大地主（1933年所有地・田297町1反3畝、田68町3反1畝、合計365町4反4畝、其他16町2反4畝）で、五泉町の町長・収入役等を歴任する。片倉共栄製糸(株)創立当時の吉田家当主・久平（明治42年3月生）は、実父吉田真平の長男にして祖父の久平の後を受け、1923（大正12）年に家督を相続する（『第十一版 人事興信録下』人事興信所、1937年、ヨ54頁）。久平は、1931（昭和6）年に慶応大学法学部法律科を卒業し、日本銀行に勤務して東京市内に居住する。吉田久平の叔父（真平の弟）・安四郎（明治27年6月生）は、1918（大正7）年に東京高商を卒業し、久平の家督相続に伴い、1923（大正12）年に分家する（同上、ヨ77頁）。吉田安四郎は、中地主（1933年所有地・田8町5反9畝、畑2町1畝、合計10町6反、其他5反2畝）である。吉田家本家（久平）と分家（安四郎）共に、片倉共栄製糸(株)への出資を控えていた。吉田久平家は、1902（明治35）年7月設立の五泉吉田合資会社（後に合資会社五泉吉田銀行と改称）を経営し、1923（大正12）年4月に新潟銀行と合併する。吉田久平家は、新潟銀行の大株主（2,040株所有）、第四銀行の大株主（1,082株所有）、蒲原鉄道株式会社の大株主（100株所有）、新潟興業貯蓄銀行（50株所有）と新潟米穀株式取引所（20株所有）の主要株主などであった（新潟経済時報社編『新潟県銀行会社要覧（昭和五年版）』1930年、3、7、14、111、127頁）。吉田本家は、金融業、鉄道業中心に株式投資を行う。吉田久平家は、新潟銀行の取締役に就任し（日本銀行新潟支店昭和4年9月30日「新潟県の資本家と其分野」（日本銀行金融研究所編『日本金融史資料 昭和続編付録第二巻』大蔵省印刷局、1987年、所収）41頁）、五泉吉田銀行以来、銀行経営者の一面を持つ。吉田安四郎は、新潟銀行監査役（400株所有の大株主）、(株)新潟自動車商会の監査役（120株所有の大株主）、新潟勤業(株)監査役、新潟信託(株)の大株主（300株所有）、新潟製紙(株)の主要株主（20株所有）などである（同上、7

～8、183、225 頁、ほか)。分家の吉田安四郎も本家よりも規模は小さいながらも、株式投資（並びに銀行役員就任）を積極的に行っていたのである。吉田家は、資産株として利殖性の高い投資先を選考する、優れた経済感覚を兼ね備えた大地主（分家・中地主）の投資行動であったと看做すことができよう。その意味からすれば、片倉共栄製糸(株)は、吉田家の地元企業でありながらも、吉田家にとって同家事業と関わりなく、投資先としても魅力のない企業と映ったのであろう。

吉田久平の母トヨ（明治 11 年 8 月生）は、「中越地方最大の投資家」、新潟地方財閥・山口財閥の大塚益郎（山口権三郎の弟）の 4 女である。大塚益郎は、居村・三島郡片貝村最大の地主であると共に、幾多の企業経営者・大株主でもあった。また、吉田安四郎の妻静江（柏崎高女出身）は、二宮伝右衛門（刈羽郡柏崎町）の 3 女である（前掲『第十一版 人事興信録下』ヨ 77 頁）。二宮伝右衛門は、柏崎町最大の地主であるほか、呉服商、新潟県多額納税者、幾多の企業経営者・大株主であった。二宮伝右衛門は、金融業を中心に新潟地方経済界の有力者である。二宮伝右衛門の 3 男正秀（明治 33 年 3 月生）は、三島郡島田村最大の地主、酒造業（清水酒造場）を経営し、瑞穂農場取締役の久須見作之助の養子となり、養父作之助の二女ヨシを妻とする。二宮伝右衛門の 2 女セイは、中頸城郡旭村最大の大地主・大瀧伝十郎の長男伝昌の妻である。大瀧伝十郎（文久元年 6 月生）は、新潟県会議員・議長、衆議院議員、新潟県山林会副会長、八十二銀行(株)監査役などを歴任する。大瀧伝十郎の長女昌子（明治 18 年 4 月生）は、南蒲原郡田上村の大地主・田巻三郎兵衛の妻で、三女洪（明治 30 年 8 月生）は、「新潟県随一の富豪」中野忠太郎 2 男・孝次（中野興業株式会社社長）の妻である。

吉田家（本家・分家共）は、五泉地方の強大な政治・経済力を背景に新潟地方財閥や地方有力者たちと姻戚関係（・親族関係）を築き、地方支配体制の頂点に位置する。

小出家は、五泉町の大地主（1933 年所有地・田 45 町 2 反 9 畝、畑 11 町、合計 56 町 2 反 9 畝、其他 3 町 9 反 5 畝）である。片倉共栄製糸(株)創立当時の小出家当主・小出 漸（明治 42 年 3 月

18 日生）は、県立中学校を卒業後、1926（大正 15）年春に上京して明治大学専門部に学び、1929（昭和 4）年明治大学政治経済科を卒業する（昭和十四年度版『越・佐俣人譜』日本風土民俗協会、1938 年、「こ 4」頁）。小出 漸は、1933（昭和 8）年中蒲瓦斯(株)取締役役に就任する。小出 漸の父・小出淳太は、1891（明治 24）年 7 月に蚕業試験場（東京高等蚕糸学校）を卒業し、翌々年皆宜蚕館を建立して蚕種製造業を営む。また小出淳太は、新津天然瓦斯(株)・北越酒造(株)の各代表取締役、五泉生糸織物(株)専務取締役、(株)五泉銀行監査役、五泉町学務委員などを歴任する。

小出 漸の妻サク子（新津高女卒）は、五泉町の有力地主（中地主）・佐藤豊蔵の長女である。佐藤豊蔵家は、五泉町収入役・学務委員、五泉町農会長、(株)五泉銀行取締役、有限責任購買利用組合五泉郷農業倉庫組合長、五泉町村社八幡宮氏子総代、五泉町耕地整理組合評議員などを歴任する。佐藤豊蔵家は、五泉町政財界の有力者である。

新津天然瓦斯(株)の経営は分家（小出源吉）に引き継がれ、小出源吉は、同社取締役・代表取締役に就任する。また小出源吉は、中蒲瓦斯(株)（五泉町）の取締役にも就任する。小出源吉は、新津市会議員、新津市議長などを勤める。

小出源吉は片倉共栄製糸(株)の中株主（50 株所有）であるが、小出本家は、同社株式投資を控え、地元製糸企業への関心がなく、吉田家同様、投資先としては魅力のない企業と判断したのであろう。小出本家は、地元企業の中でもガス事業には特に関心が高かったようである。

- 小出家は、五泉地方における強力な経済力を背景に、地元有力者と姻戚関係を通じて社会的勢力を拡大し、地方支配体制の頂点に位置する。
- (27) 『第十二次 全国製糸工場調査』（昭和五年度）、農林省蚕糸局、1932 年、88～89 頁。『昭和七年度 全国器械製糸工場調』農林省蚕糸局、1934 年、96～97 頁。『昭和九年度 全国器械製糸工場調』農林省蚕糸局、1936 年、102～103 頁。『昭和十一年度 全国器械製糸工場調』農林省蚕糸局、1939 年、76～77 頁。
- (28) 前掲『第十二次 全国製糸工場調査』（昭和五年度）88～89 頁。
- (29) 前掲『昭和九年度 全国器械製糸工場調』

- 102～103頁。
- (30) 日本銀行（新潟支店）大正13年11月「新潟県ノ染織業」（日本銀行調査局編『日本金融史資料 明治大正編 第二十三巻』大蔵省印刷局、1960年、所収）904頁。
- (31) 片倉共栄製糸(株)『損益計算書』（各期）。
- (32) 海沼常尾編『大日本蚕業家名鑑続編』扶桑社、1917年、287、486頁。
- (33) 前掲拙稿「片倉製糸の北陸地方における製糸業経営と蚕種配給体制」117～128頁。
- (34) 前掲海沼常尾編『大日本蚕業家名鑑続編』104頁。『新潟県史』通史編7、近代二、新潟県、1988年、261頁。
- (35) 「第三回内国勸業博覧会」（明治24年）第三部Ⅱ（『明治前期産業発達史資料』勸業博覧会資料133、明治文献資料刊行会、1974年、6、19、25頁）。
- (36) 「第三回内国勸業博覧会褒賞授与人名録Ⅰ（Ⅱ）」（明治23年）（『明治前期産業発達史資料』勸業博覧会資料150（151）、明治文献資料刊行会、1975年、7（119）頁）。
- (37) 「第三回内国勸業博覧会褒賞薦告文中」第三部、内国勸業博覧会事務局、24頁。
- (38) 「第四回内国勸業博覧会出品目録三（上巻）Ⅱ」（明治28年）（『明治前期産業発達史資料』勸業博覧会資料74、明治文献資料刊行会、1973年、383頁）。
- (39) 「第四回内国勸業博覧会授賞人名録Ⅲ」（明治28年）（『明治前期産業発達史資料』勸業博覧会資料109、明治文献資料刊行会、1974年、337頁）。
- (40) 「一府十一県聯合共進会報告（Ⅱ）（新潟県主催）明治三十五年」（『明治前期産業発達史資料』補巻（57）、明治文献資料刊行会、1972年、396、406頁）。
- (41) 「新潟新聞」大正11年7月30日（前掲『五泉市史』資料編五、近・現代（Ⅱ）、576頁所収）。
- (42) 「新潟県史」資料編18、近代六、産業経済編Ⅱ、新潟県、1984年、403頁。
- (43) 前掲『新潟県史』通史編7、近代二、261頁。
- (44) 前掲清水清造編『五泉郷土史』（復刻版）326頁。
- (45) 「地価4千円以上所有者名簿」105頁（『新潟県大地主名簿』新潟県地主資料第拾集、新潟県農地部、1968年、所収）。
- (46) 同上。
- (47) 『大正十四年 新潟県産業組合要覧』新潟県内務部、8～9頁。
- (48) 横井天華『新潟県年鑑』（昭和六年度版）新潟県年鑑社、1931年、379頁。
- (49) 『五泉市史』通史編、五泉市、2002年、629頁・表5。
- (50) 『五泉市史』資料編四、近・現代（Ⅰ）、五泉市、1996年、692頁。
- (51) 『大日本蚕糸会報』第206号、1909年、34頁。
- (52) 同上。
- (53) 『大日本蚕糸会報』第224号、1910年、47頁。
- (54) 前掲『五泉市史』資料編五、近・現代（Ⅱ）、445～446頁。
- (55) 「昭和八年地主別所有地賃貸価格調査による耕地10町歩以上の地主名簿」222頁（前掲『新潟県大地主名簿』所収）。
- (56) 「新潟新聞」大正11年10月15日（前掲『五泉市史』資料編五、近・現代（Ⅱ）、596頁所収）。
- (57) 『昭和十四年度版 越・佐傑人譜』日本風土民俗協会、1938年、「に3」頁。
- (58) 前掲『五泉市史』資料編四、近・現代（Ⅰ）、120頁。
- (59) 前掲「一府十一県聯合共進会報告（Ⅱ）（新潟県主催）明治三十五年」399頁。
- (60) 「新潟新聞」大正11年7月30日（前掲『五泉市史』資料編五、近・現代（Ⅱ）、554頁所収）。
- (61) 前掲『昭和十四年度版 越・佐傑人譜』「に3」頁。「新潟新聞」大正11年1月27日（前掲『五泉市史』資料編五、近・現代（Ⅱ）、554頁所収）。前掲横井天華『新潟県年鑑（昭和六年度版）』385頁。
- (62) 前掲『五泉市史』資料編四、近・現代（Ⅱ）、付録資料13頁。
- (63) 「新潟新聞」大正15年2月4日（前掲『五泉市史』資料編五、近・現代（Ⅱ）、692頁所収）。
- (64) 前掲『五泉市史』資料編四、近・現代（Ⅰ）、692頁。
- (65) 前掲『昭和十四年度版 越・佐傑人譜』「に3」頁。
- (66) 「片倉越後製糸株式会社」（『昭和五年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』）。

- (67) 前掲『昭和十四年度版 越・佐傑人譜』「に3」頁。前掲「昭和八年地主別所有地賃貸価格調査による耕地10町歩以上の地主名簿」223頁。以下同。
- (68) 前掲海沼常尾編『大日本蚕業家名鑑続編』289頁。
- (69) 『第二十九版 帝国銀行会社要録』帝国興信所、1941年、「新潟県」9頁。
- (70) 同上。前掲「昭和八年地主別所有地賃貸価格調査による耕地10町歩以上の地主名簿」219頁。
- (71) 前掲「昭和八年地主別所有地賃貸価格調査による耕地10町歩以上の地主名簿」227頁。
- (72) 『新潟県精髄中蒲原郡誌<中編>』（復刻版）千秋社、2000年、808頁。
- (73) 巢本村史編集委員会編『巢本村史』巢本村史刊行会、1973年、239、267頁。前掲『五泉市史』資料編四、近・現代（Ⅰ）、371、421頁。
- (74) 前掲『五泉市史』資料編五、近・現代（Ⅱ）、518頁。
- (75) 同上、461～463頁。
- (76) 浮須市造の製種業経営に関しては、前掲拙稿「片倉製糸の北陸地方における製糸業経営と蚕種配給体制」124～127頁参照。
- (77) 『明治四十四年度 蚕種製造個人別成績』新潟県内務部、1912年、18頁。
- (78) 新井友吉編『大日本蚕業家名鑑』扶桑社、1913年、「蚕種家製糸家営業要覧」1頁。
- (79) 『新潟県の蚕糸業』大日本蚕糸会新潟支会、1925年、「広告」。
- (80) 野崎 清編『昭和六年度 蚕種製造業態調査』全国蚕種業組合聯合会、1933年、131頁。
- (81) 前掲『新潟県史』通史編8、近代三、293頁。
- (82) 『昭和十年度 蚕種製造業態調査』全国蚕種業組合聯合会、1936年、91頁。
- (83) 小林二郎編『最新精密新潟県地価持銘鑑』精華堂、1929年、122頁（渋谷隆一編『都道府県別 資産家地主総覧〔新潟編2〕』日本図書センター、1997年、394頁所収）。築地村は、1932年末に現住戸数830戸、現住人口5,358人であった（『新潟県年鑑（昭和九年度版）』新潟県年鑑社、1933年、「人口及び戸数 市長村別一覽」4頁、以下同）。
- (84) 前掲清水清造編『五泉郷土史』（復刻版）339頁。
- (85) 前掲『五泉市史』資料編四、近・現代（Ⅰ）、127～131頁。
- (86) 白崎五郎七・白崎敬之助編『日本全国商工人名録』日本全国商工人名録発行所、1892年549頁。
- (87) 「第四回内国勸業博覧会出品目録（上巻）Ⅱ」第一部工業（『明治前期産業発達史資料』勸業博覧会資料65、明治文献資料刊行会、1973年、534頁所収）。
- (88) 「第四回内国勸業博覧会授賞人名録Ⅰ」明治28年（『明治前期産業発達史資料』勸業博覧会資料107、明治文献資料刊行会、1974年、243頁所収）。
- (89) 前掲『五泉市史』資料編四、近・現代（Ⅰ）、124頁。
- (90) 同上、127頁。
- (91) 室田惣三郎・吉沢雅次編『増訂五版 日本全国商工人名録』商工社、1914年、「ト20」頁（渋谷隆一編『都道府県別 資産家地主総覧〔新潟編3〕』日本図書センター、1997年、334頁所収）。
- (92) 前掲『五泉市史』資料編四、近・現代（Ⅰ）、164～165頁。
- (93) 「新潟新聞」大正7年11月18日（前掲『五泉市史』資料編五、近・現代（Ⅱ）、463頁所収）。
- (94) 前掲「昭和八年地主別所有地賃貸価格調査による耕地10町歩以上の地主名簿」222頁。
- (95) 前掲『五泉市史』資料編四、近・現代（Ⅰ）、692頁。
- (96) 前掲『五泉市史』通史編、629頁・表5。
- (97) 新潟県中蒲原郡役所編『中蒲原郡誌』五泉・亀田町編（復刻版）、臨川書店、1986年、138頁。
- (98) 前掲「昭和八年地主別所有地賃貸価格調査による耕地10町歩以上の地主名簿」222頁。
- (99) 『第十一版 人事興信録上』人事興信所、1938年、「セ26～27」頁。前掲『昭和十四年度版 越・佐傑人譜』「せ4」頁。前掲『五泉市史』資料編五、近・現代（Ⅱ）、559頁。前掲『五泉市史』資料編四、近・現代（Ⅰ）、692頁。
- (100) 前掲『第十一版 人事興信録上』「セ26～27」頁。前掲「昭和八年地主別所有地賃貸価格調査による耕地10町歩以上の地主名簿」206～207頁、223頁。
- (101) 前掲『昭和十四年度版 越・佐傑人譜』

- 「こ4」頁。
- (102) 前掲『第十一版 人事興信録上』「コ13」頁。前掲『五泉市史』資料編五、近・現代(Ⅱ)、597頁。
- (103) 『第十七版 帝国銀行会社要録』帝国興信所、1929年、「新潟県」10頁。『第二十一版 帝国銀行会社要録』帝国興信所、1933年、「新潟県」13頁。
- (104) 新潟県総務部地方課編『新潟県市町村合併誌』下巻、新潟県、309～311頁。
- (105) 前掲『五泉市史』資料編五、近・現代(Ⅱ)、597頁には、小出源吉は「小出淳太氏夫人の令妹さく子を夫人としている」と記している。
- (106) 金子信尚『新潟県人名辞典』新潟県人名事典編纂事務所、1941年、322頁。
- (107) 前掲「昭和八年地主別所有地賃貸価格調査による耕地10町歩以上の地主名簿」227頁。巢本村は、1932年末現在、戸数387戸(人口2,749人)である。
- (108) 前掲『中蒲原郡誌』中編、808頁。『新潟県肖像録』実業之案内社、1929年、133頁。
- (109) 前掲『五泉市史』資料編四、近・現代(Ⅰ)、370～371頁。『大正十四年 新潟県産業組合要覧』新潟県内務部、1926年、8～9頁。
- (110) 前掲『昭和十四年度版 越・佐傑人譜』「は12～13」頁。
- (111) 前掲「昭和八年地主別所有地賃貸価格調査による耕地10町歩以上の地主名簿」221頁。新関町は、1932年末現在、戸数598戸(人口3,951人)である。
- (112) 日本紳士録別冊附録『多額納税者名簿』交詢社、1933年、18頁。
- (113) 前掲『五泉市史』資料編四、近・現代(Ⅰ)、付録資料16頁。
- (114) 『新津市史』資料編第五巻、近現代二、新津市、1991年、698頁。
- (115) 前掲金子信尚『新潟県人名辞典』327～328頁。
- (116) 田村順三郎編『新関村郷土史』新関村郷土史刊行会、1960年、60、463頁。
- (117) 新潟経済時報社編『新潟県銀行会社要覧(昭和五年版)』1930年、92頁。
- (118) 前掲『第十一版 人事興信録下』「ハ134」頁。
- (119) 『昭和二年版 帝国銀行会社要録』帝国興信所、1927年、「新潟県」20頁。
- (120) 前掲清水清造編『五泉郷土史』(復刻版)336頁。
- (121) 同上。
- (122) 高瀬末吉編『昭和五年版 大日本商工録』大日本商工会、1930年、81頁(渋谷隆一編『都道府県別 資産家地主総覧〔新潟編3〕』日本図書センター、1997年、所収)。
- (123) 前掲『昭和二年版 帝国銀行会社要録』「新潟県」20頁。
- (124) 前掲日本銀行(新潟支店)大正十三年十一月「新潟県ノ染織業」904頁。
- (125) 前掲『増訂五版 日本全国商工人名録』「ト24」頁。
- (126) 『帝国銀行会社要録』(第拾貳版以下各版)。「大正十一年十二月十九日 組合員名簿 有限責任三条金物業購買組合」(三条市史編修委員会編『三条市史』資料編第六巻、近現代二、三条市役所、1979年、629～653頁)。
- (127) 同上。三条市史編修委員会編『三条市史』下巻、三条市、1983年、659～660頁。
- (128) 前掲『三条市史』下巻、575～576頁。
- (129) 前掲富谷益藏『新潟県肖像録』303頁。
- (130) 吉沢雅次・室田惣三郎編『大正拾四年度版 日本全国商工人名録』商工社、1925年、「ト34」頁。
- (131) 室田惣三郎・吉沢雅次編『増訂六版 日本全国商工人名録』商工社、1916年、「ト26」頁。
- (132) 前掲拙稿「片倉越後製糸株式会社の株主分析」124頁。
- (133) 『昭和二年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。
- (134) 『昭和五年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。
- (135) 拙稿「片倉製糸の東日本における貨物自動車輸送」(『社会科学年報』第40号、2006年、所収)157頁。
- (136) 前掲「昭和八年地主別所有地賃貸価格調査による耕地10町歩以上の地主名簿」222頁。
- (137) 『帝国実業名宝』酒類、生酢、醤油、味噌之部、商進社、1919年、303頁。
- (138) 前掲『五泉市史』通史編、535頁。前掲横井天華『新潟県年鑑』(昭和六年度版)、385頁。
- (139) 前掲『五泉市史』資料編四、近・現代(Ⅰ)、561、692、773頁。

- (140) 前掲『五泉市史』通史編、535頁。
- (141) 「新潟新聞」大正15年2月4日(前掲『五泉市史』資料編五、近・現代(Ⅱ)、693頁所収)。
- (142) 前掲室田惣三郎・吉沢雅次編『日本全国商工人名録』五版(「ト22」頁)、六版(「ト24」頁)、七版(「ト18」頁)。
- (143) 前掲小林二郎編『最新詳密新潟県地価持銘鑑』138頁。
- (144) 前掲富谷益蔵『新潟県肖像録』301頁。
- (145) 「新潟新聞」大正14年1月21日(前掲『五泉市史』資料編五、近・現代(Ⅱ)、468頁所収)。
- (146) 『全国工場通覧』(復刻版)11、昭和十二年版①、柏書房、1993年、103頁。
- (147) 前掲吉沢雅次・室田惣三郎編『日本全国商工人名録』八版(「ト」16頁)、大正十四年度版(「ト17」頁)。前掲高瀬末吉編『昭和五年度版 大日本商工録』8頁。
- (148) 前掲『第十一版 人事興信録下』「ヨ76」頁。
- (149) 前掲『昭和二年版 帝国銀行会社要録』「新潟県」20~21頁。
- (150) 「新潟新聞」大正15年4月15日(前掲『五泉市史』資料編五、近・現代(Ⅱ)、700~701頁所収)。
- (151) 前掲白崎五郎七・白崎敬之助編『日本全国商工人名録』549頁。
- (152) 「第三回内国勸業博覧会出品目録(明治24年)第一部Ⅱ」(『明治前期産業発達史資料』勸業博覧会資料129、明治文献資料刊行会、14頁所収)。
- (153) 前掲鈴木喜八・関 伊太郎編『明治三十一年十二月第二版 日本全国商工人名録』「トノ16」頁。
- (154) 「第四回内国勸業博覧会授賞人名録Ⅰ」明治28年(『明治前期産業発達史資料』勸業博覧会資料107、明治文献資料刊行会、100頁所収)。
- (155) 「明治三十四年新潟県主催一府十一県聯合共進会報告Ⅱ」新潟県、明治35年、435頁(『明治前期産業発達史資料』補巻(57)、明治文献資料刊行会、1972年、所収)。
- (156) 室田惣三郎・吉沢雅次編『増訂五版 日本全国商工人名録』「ト20」頁。前掲室田惣三郎・吉沢雅次編『増訂六版 日本全国商工人名録』「ト21」頁。
- (157) 「新潟新聞」大正11年7月30日(前掲『五泉市史』資料編五、近・現代(Ⅱ)、576頁所収)。
- (158) 前掲『五泉市史』資料編四、近・現代(Ⅰ)、646~647頁。
- (159) 『全国工場通覧』(復刻版)4、昭和八年版、柏書房、1992年、128(73)頁。
- (160) 前掲『五泉市史』資料編四、近・現代(Ⅰ)、124頁。
- (161) 同上、124~131頁。
- (162) 前掲室田惣三郎・吉沢雅次編『増訂六版 日本全国商工人名録』「ト27」頁。前掲室田惣三郎・吉沢雅次編『増訂五版 日本全国商工人名録』「ト24」頁には、株式会社五泉商会とある。
- (163) 前掲小林二郎編『最新詳密新潟県地価持銘鑑』138頁。
- (164) 前掲『五泉市史』資料編四、近・現代(Ⅰ)、164頁。
- (165) 前掲富谷益蔵『新潟県肖像録』302頁。前掲横井天華『新潟県年鑑』(昭和六年度版)380頁。五泉織物同業組合は、1927(昭和2)年度に組合員97名、この区域は五泉町、川東村、新関村、巢本村、橋田村及び菅名村の内、今泉・町屋・木越・千原に亘る(前掲清水清造編『五泉郷土史』(復刻版)331頁)。
- (166) 「新潟新聞」大正11年1月27日(前掲『五泉市史』資料編五、近・現代(Ⅱ)、554頁所収)。
- (167) 「新潟新聞」大正8年11月7日(前掲『五泉市史』資料編五、近・現代(Ⅱ)、495頁所収)。
- (168) 前掲『昭和十四年度版 越・佐俣人譜』「つ2」頁。
- (169) 同上、「ニ4」頁。
- (170) 前掲『五泉市史』資料編四、近・現代(Ⅰ)、877頁。
- (171) 「新潟新聞」大正14年1月21日(前掲『五泉市史』資料編五、近・現代(Ⅱ)、671頁所収)。
- (172) 前掲『五泉市史』資料編四、近・現代(Ⅰ)、877頁。
- (173) 「新潟新聞」大正7年11月18日(前掲『五泉市史』資料編五、近・現代(Ⅱ)、462頁所収)。

- 収)。
- (174) 「新潟新聞」大正11年7月30日(前掲『五泉市史』資料編五、近・現代(Ⅱ)、576頁所収)。
- (175) 前掲『昭和十四年度版 越・佐傑人譜』「こ4」頁。
- (176) 『第二十九版 帝国銀行会社要録』帝国興信所、1941年、「新潟県」6頁。
- (177) 前掲『第十三版、大衆人事録』中部編、「新潟」18頁。
- (178) 前掲高瀬末吉編『昭和五年版 大日本商工録』77頁。
- (179) 同上。『第参拾四版 日本紳士録』交詢社、1931年、「新潟」11頁。
- (180) 前掲拙稿「片倉製糸の北陸地方における製糸業経営と蚕種配給体制」109～110頁。
- (181) 前掲『五泉市史』資料編四、近・現代(Ⅰ)、130頁。
- (182) 「新潟新聞」大正14年1月21日(前掲『五泉市史』資料編五、近・現代(Ⅱ)、554頁所収)。
- (183) 前掲『増訂六版 日本全国商工人名録』「ト22」頁。
- (184) 「新潟新聞」大正13年1月21日(前掲『五泉市史』資料編五、近・現代(Ⅱ)、645頁所収)。
- (185) 「新潟新聞」大正11年7月30日(前掲『五泉市史』資料編五、近・現代(Ⅱ)、554頁所収)。
- (186) 前掲小林二郎編『最新詳密新潟県地価持銘鑑』138頁。
- (187) 前掲『五泉市史』通史編、629頁・表5。
- (188) 前掲『五泉市史』資料編四、近・現代(Ⅰ)、561頁。
- (189) 前掲清水清造編『五泉郷土史』(復刻版)336頁。五泉合同運送(株)の社長は、坪川寅蔵から徳永治平へ、更に大貫新七に引き継がれていたのであろう。
- (190) 前掲『昭和二年版 帝国銀行会社要録』「新潟県」20頁。
- (191) 「新潟新聞」大正15年2月4日(前掲『五泉市史』資料編五、近・現代(Ⅱ)、693頁所収)。
- (192) 前掲『第十一版 人事興信録下』「ツ70」頁。
- (193) 前掲『昭和十四年度版 越・佐傑人譜』「り20」頁。同書には、石井又七は「織物問屋」と記述している。
- (194) 前掲『五泉市史』資料編四、近・現代(Ⅰ)、128頁。石井又七は、五泉生糸織物(株)監査役・五泉織物組合評議員である(同147、165頁)。
- (195) 前掲吉沢雅次・室田惣三郎編『増訂七版 日本全国商工人名録』「ト12」頁。
- (196) 「新潟新聞」大正14年1月21日(前掲『五泉市史』資料編五、近・現代(Ⅱ)、671頁所収)。
- (197) 「新潟新聞」大正13年1月21日(前掲『五泉市史』資料編五、近・現代(Ⅱ)、645頁所収)。前掲『五泉市史』資料編四、近・現代(Ⅰ)、459頁。五泉織物同業組合長・塚野国松、副組合長・石井民次、塚野の後を受けて、石井民次が組合長に就任する。
- (198) 前掲『昭和十四年度版 越・佐傑人譜』「い20」頁。
- (199) 前掲小林二郎編『最新詳密新潟県地価持銘鑑』139頁。
- (200) 「新潟新聞」大正11年1月27日(前掲『五泉市史』資料編五、近・現代(Ⅱ)、554頁所収)。
- (201) 「新潟新聞」大正14年6月21日(前掲『五泉市史』資料編五、近・現代(Ⅱ)、675頁所収)。
- (202) 前掲『昭和二年版 帝国銀行会社要録』「新潟県」20頁。
- (203) 「新潟新聞」大正11年7月30日(前掲『五泉市史』資料編五、近・現代(Ⅱ)、576頁所収)。
- (204) 前掲『第十一版 人事興信録下』「ホ1」頁。
- (205) 「新潟新聞」大正11年7月30日(前掲『五泉市史』資料編五、近・現代(Ⅱ)、576頁所収)。
- (206) 前掲『新潟県年鑑』(昭和九年度版)8頁。
- (207) 前掲「全国工場通覧」(復刻版)1、昭和六年版①、106頁。
- (208) 「新潟新聞」大正11年7月30日(前掲『五泉市史』資料編五、近・現代(Ⅱ)、576頁所収)。
- (209) 前掲『五泉市史』資料編四、近・現代(Ⅰ)、646～647頁。
- (210) 同上、677～678頁。

- (211) 「新潟新聞」大正15年1月28日（前掲『五泉市史』資料編五、近・現代（Ⅱ）、692頁所収）。
- (212) 「新潟新聞」大正15年9月24日（前掲『五泉市史』資料編五、近・現代（Ⅱ）、718頁所収）。
- (213) 前掲『全国工場通覧』（復刻版）1、昭和六年版①、106頁。『全国工場通覧』（復刻版）20、昭和十五年版③には、工場名を「小黑工場」、開業年月を「大正九年十二月」と記述している。
- (214) 片倉越後製糸(株)『株主名簿』各期。
- (215) 前掲谷 元二『第十三版 大衆人事録 中部篇』「新潟」5頁。
- (216) 前掲『全国工場通覧』（復刻版）20、昭和十五年版③、51頁。
- (217) 前掲『第二十九版 帝国銀行会社要録』「新潟県」4頁。
- (218) 前掲谷 元二『第十三版 大衆人事録 中部篇』「新潟」7頁。
- (219) 前掲『全国工場通覧』（復刻版）20、昭和十五年版③、51頁。
- (220) 同上。
- (221) 前掲拙稿「片倉越後製糸株式会社の株主分析」120頁。前掲横井天華『新潟県年鑑』（昭和六年度版）』385頁。
- (222) 前掲拙稿「片倉越後製糸株式会社の株主分析」121～122頁。前掲『新潟県市町村合併誌』下巻、771頁。村松町は、1932年末現在、戸数1,777戸（人口8,930人）である。
- (223) 前掲『昭和二年版 帝国銀行会社要録』「新潟県」25頁。
- (224) 前掲『新潟県銀行会社要覧（昭和5年版）』230頁。
- (225) 前掲「昭和八年地主別所有地賃貸価格調査による耕地10町歩以上の地主名簿」221頁。
- (226) 『日本紳士録附録多額納税者名簿』交詢社、1933年、18頁。
- (227) 前掲『第二十九版 帝国銀行会社要録』「新潟県」11頁。
- (228) 前掲『第十一版 人事興信録下』「ホ73」頁。
- (229) 『第二十九版 銀行会社要録』東京興信所、1925年、「新潟県」17頁。
- (230) 前掲『新潟県銀行会社要覧（昭和5年版）』3頁。以下同。
- (231) 『日本金融史資料 昭和統編付録第二巻』地方金融史資料（二）、大蔵省印刷局、1987年、39～51頁。以下同書による。
- (232) 前掲『新潟県市町村合併誌』312頁。
- (233) 前掲田村順三郎編『新関村郷土史』442～444頁。
- (234) 前掲『第二十九版 銀行会社要録』「新潟県」8頁。
- (235) 前掲『昭和十四年度版 越・佐傑人譜』「ほ13」頁。前掲「昭和八年地主別所有地賃貸価格調査による耕地10町歩以上の地主名簿」参照。
- (236) 前掲「昭和八年地主別所有地賃貸価格調査による耕地10町歩以上の地主名簿」221頁。新津町は、1932年末現在、戸数3,828戸（人口20,872人）である。
- (237) 新津市史編さん委員会編『新津市史』通史編・下巻、新津市、1994年、244頁。満日村は、1925年1月1日に新津町に合併する。
- (238) 前掲横井天華『新潟県年鑑（昭和六年度版）』382頁。
- (239) 前掲『中蒲原郡誌』下編、362、388頁。
- (240) 前掲『新津市史』通史編・下巻、244頁。
- (241) 「昭和七年九月 新潟県養蚕実行組合名簿 新潟県蚕業組合連合会」（新津市史編さん委員会編『新津市史』資料編第五巻、近現代二、新津市、1991年、所収）377頁。
- (242) 「新潟新聞」大正7年11月18日（前掲『五泉市史』資料編五、近・現代（Ⅱ）、462頁所収）。
- (243) 前掲「昭和八年地主別所有地賃貸価格調査による耕地10町歩以上の地主名簿」226頁。
- (244) 前掲小林二郎編『最新詳密新潟県地価持銘鑑』179頁。地価から大別すると、1万円以上は、大地主に分類されている。
- (245) 前掲『新潟県の蚕糸業』（昭和3年）98頁。
- (246) 「新潟新聞」大正7年11月18日（前掲『五泉市史』資料編五、近・現代（Ⅱ）、462頁）。
- (247) 前掲「昭和八年地主別所有地賃貸価格調査による耕地10町歩以上の地主名簿」217頁。小須戸町は、1932年末現在、戸数1,522戸（人口9,132人）である。
- (248) 前掲小林二郎編『最新詳密新潟県地価持銘鑑』148頁。田畑、山林原野、宅地合計地価は、10,396円06銭であった。

- (249) 前掲金子信尚『新潟県人名辞典』324頁。
- (250) 同上。前掲『第二十九版 帝国銀行会社要録』「新潟県」10、16頁。
- (251) 前掲『第十一版 人事興信録下』「夕42」頁。前掲「昭和八年地主別所有地賃貸価格調査による耕地10町歩以上の地主名簿」233頁。
- (252) 前掲「昭和八年地主別所有地賃貸価格調査による耕地10町歩以上の地主名簿」222頁。
- (253) 前掲『中蒲原郡誌』五泉・亀田町編、140頁。「新潟新聞」大正10年8月15日（前掲『五泉市史』資料編五、近・現代（Ⅱ）、536頁所収）。
- (254) 前掲『五泉市史』資料編四、近・現代（Ⅰ）、198、224頁。
- (255) 同上、681～682頁。
- (256) 『大正十四年 新潟県産業組合要覧』新潟県内務部、1926年、8～9頁。
- (257) 「新潟新聞」大正11年8月12日（前掲『五泉市史』資料編五、近・現代（Ⅱ）、557頁所収）。
- (258) 前掲『五泉市史』資料編四、近・現代（Ⅰ）、123～124頁。
- (259) 「新潟新聞」大正7年11月9、18日（前掲『五泉市史』資料編五、近・現代（Ⅱ）、460、462頁所収）。
- (260) 前掲『昭和十四年度版 越・佐傑人譜』「さ12」頁。以下同。
- (261) 前掲『五泉市史』資料編四、近・現代（Ⅰ）、681～692頁。
- (262) 前掲「昭和八年地主別所有地賃貸価格調査による耕地10町歩以上の地主名簿」227頁。
- (263) 前掲『中蒲原郡誌』中編、802頁。前掲『新潟県肖像録』（実業之案内社）、132頁。前掲『巢本村史』225～226頁。「新潟新聞」大正12年10月1日（前掲『五泉市史』資料編五、近・現代（Ⅱ）、632頁所収）。
- (264) 「新潟新聞」大正7年11月18日（前掲『五泉市史』資料編五、近・現代（Ⅱ）、436頁所収）。
- (265) 「新潟新聞」大正12年6月10日（前掲『五泉市史』資料編五、近・現代（Ⅱ）、623頁所収）。
- (266) 前掲『中蒲原郡誌』中編、802頁。
- (267) 「新潟新聞」大正12年4月15日（前掲『五泉市史』資料編五、近・現代（Ⅱ）、618頁所収）。
- (268) 前掲『巢本村史』277、306頁。
- (269) 「新潟新聞」大正7年11月8日（前掲『五泉市史』資料編五、近・現代（Ⅱ）、462頁所収）。
- (270) 「新潟新聞」大正12年6月10日（前掲『五泉市史』資料編五、近・現代（Ⅱ）、623頁所収）。
- (271) 前掲「昭和八年地主別所有地賃貸価格調査による耕地10町歩以上の地主名簿」227頁。
- (272) 前掲『新潟県肖像録』133頁。
- (273) 前掲『中蒲原郡誌』中編、801頁。前掲『巢本村史』239頁。
- (274) 「新潟新聞」大正12年4月15日（前掲『五泉市史』資料編五、近・現代（Ⅱ）、618頁所収）。
- (275) 「新潟新聞」大正9年11月20日（前掲『五泉市史』資料編五、近・現代（Ⅱ）、518頁所収）。
- (276) 前掲『五泉市史』資料編四、近・現代（Ⅰ）、119頁。
- (277) 「新潟新聞」大正7年11月18日（前掲『五泉市史』資料編五、近・現代（Ⅱ）、463頁所収）。
- (278) 前掲「昭和八年地主別所有地賃貸価格調査による耕地10町歩以上の地主名簿」226頁。川東村は、1932年末現在、戸数833戸（人口4,901人）である。
- (279) 「昭和三年『比可志』」（川東村教育会）（前掲『五泉市史』資料編四、近・現代（Ⅰ）、772頁所収）。
- (280) 前掲『巢本村史』308～315頁。
- (281) 前掲小林二郎編『最新詳密新潟県地価持銘鑑』180頁。
- (282) 「新潟新聞」大正12年4月8日（前掲『五泉市史』資料編五、近・現代（Ⅱ）、618頁所収）。
- (283) 「新潟新聞」大正13年9月3日（前掲『五泉市史』資料編五、近・現代（Ⅱ）、660頁所収）。
- (284) 片倉越後製糸(株)『株主名簿』各期。
- (285) 前掲「昭和八年地主別所有地賃貸価格調査による耕地10町歩以上の地主名簿」225頁。
- (286) 前掲小林二郎編『最新詳密新潟県地価持銘鑑』158頁。川内村は、1932年末現在、戸数

- 609戸（人口4,822人）である。
- (287) 前掲『新潟県市町村合併誌』下巻、771頁。
- (288) 『第三十四版 銀行会社要録』東京興信所、1930年、「新潟県」11頁。『第二十九版 帝国銀行会社要録』帝国興信所、1941年、「新潟県」15頁。
- (289) 片倉越後製糸(株)『株主名簿』各期。
- (290) 前掲小林二郎編『最新詳密新潟県地価持銘鑑』162頁。十全村は、1932年末現在、戸数366戸（人口2,322人）である。
- (291) 前掲「地価4千円以上の所有者名簿」106頁。
- (292) 前掲金子信尚『新潟県人名辞典』328頁。小林 弑監修『村松町史』下巻、村松町教育委員会事務局、1982年、582、681頁。前掲『新潟県市町村合併誌』772頁。前掲『第三十四版 銀行会社要録』「新潟県」11頁。前掲『新潟県年鑑（昭和九年度版）』「町村農会長一覧」3頁、「郡農会職員録」7頁。
- (293) 前掲「昭和八年地主別所有地賃貸価格調査による耕地10町歩以上の地主名簿」222頁。五泉町は、1932年末現在、戸数2,645戸（人口16,841人）である。
- (294) 織田正誠編『貴族院多額納税者名簿』大洋堂出版部、1927年、116頁（渋谷隆一編『大正昭和日本全国資産家地主資料集成Ⅳ』柏書房、1985年、58頁所収）。
- (295) 小田島禎治郎編『昭和十四年度 全国貴族院多額納税者議員互選人名総覧』銀行信託通信社出版部、1939年、123頁（同上、283頁所収）。
- (296) 「新潟新聞」大正11年1月27日（前掲『五泉市史』資料編五、近・現代（Ⅱ）、554頁所収）。前掲横井天華『新潟県年鑑（昭和六年度版）』385頁。
- (297) 前掲『五泉市史』資料編四、近・現代（Ⅰ）、561頁。
- (298) 前掲『五泉市史』通史編、535頁。
- (299) 「新潟新聞」大正13年7月17日（前掲『五泉市史』資料編五、近・現代（Ⅱ）、659頁所収）。
- (300) 前掲白崎五郎七・白崎敬之助編『日本全国商工人名録』550頁。
- (301) 「新潟新聞」大正11年7月30日（前掲『五泉市史』資料編五、近・現代（Ⅱ）、554頁所収）。
- (302) 前掲『昭和十四年度版 越・佐傑人譜』「お6」頁。
- (303) 前掲拙稿「片倉越後製糸株式会社の株主分析」120～121頁。
- (304) 片倉越後製糸(株)『株主名簿』各期。
- (305) 前掲『五泉市史』資料編四、近・現代（Ⅰ）、130頁。
- (306) 「新潟新聞」大正14年1月21日（前掲『五泉市史』資料編五、近・現代（Ⅱ）、670頁所収）。
- (307) 片倉越後製糸(株)『株主名簿』各期。
- (308) 前掲小林二郎編『最新詳密新潟県地価持銘鑑』138頁。
- (309) 前掲横井天華『新潟県年鑑（昭和六年度版）』385頁。
- (310) 前掲『五泉市史』通史編、535頁。
- (311) 前掲清水清造編『五泉郷土史』（復刻版）336頁。
- (312) 前掲『昭和二年版 帝国銀行会社要録』「新潟県」25頁。
- (313) 前掲『新潟県銀行会社要覧（昭和五年度版）』184頁。
- (314) 「新潟新聞」大正6年11月4日（前掲『五泉市史』資料編五、近・現代（Ⅱ）、423頁所収）。
- (315) 「新潟新聞」大正7年11月18日（前掲『五泉市史』資料編五、近・現代（Ⅱ）、462頁所収）。
- (316) 三沢佐久二については、前掲拙稿「片倉越後製糸株式会社の株主分析」118頁に依る。
- (317) 前掲『第参拾四版 日本紳士録』「新潟」14頁。
- 〔付記〕 本稿依拠の資料収集において、専修大学図書課の飯島恵子氏にお世話になった。記して厚く謝意を表したい。

神奈川県小田原市における戦後開拓 —和留沢地区の事例を中心に—¹⁾

永江 雅和

はじめに

本稿では神奈川県小田原市において、アジア太平洋戦争後に国内入植を行った、いわゆる戦後開拓集落の活動と、その行政による支援について検討する。戦後開拓の歴史については全三巻からなる『戦後開拓史』をはじめ²⁾、各都道府県における開拓史、個別に設立された開拓農協の記念誌の類など、その活動の歴史を残した多数の出版物が存在する。しかし神奈川県は県単位での開拓史の出版の記録がなく、個別開拓農協の歴史を記した出版物を確認することができない都道府県のひとつである。『農林行政史』等の記録を見ると、神奈川県における緊急開拓事業に基づく未墾地買収割当面積は民有地・国有地を合わせて5000町歩の全国38位の規模であり、その実績についても3075町歩と全国41位と相対的に下位にある県ではある³⁾。とはいえ県内約3000haもの農地を買収して行われた事業についての記録が無意味とは言えまい。

また『神奈川県史』では県内の戦後開拓事業について言及がある。同書によれば「1948年度から53年度にまでに県が選考の結果入植農家として適格と認定したものは863戸、ほかに地元増反農家として認定されたもの10816戸に達した。これらは民有地1004町歩、旧軍用地2650町歩の売渡をうけ、農家として定着していった。しかし、これらは敗戦後入植したものの一部に過ぎないであろう」⁴⁾と記されている。

また「1945年、46年度に開墾が着手されるところはすべて旧軍用地であり」⁵⁾と同県の開拓が元陸軍溝ノ口演習場、元陸軍士官学校演習場、元陸軍相模飛行場など、軍用の転用を中心に進められたと述べられている。

本稿が取り上げるのは、こうした県史の記述からも漏れた、小田原市の非軍用地で実施された小規模な開拓集落の記録である。神奈川県には県史に残されたような比較的大規模な開拓集落ではなく、小規模の開拓地も建設されていた。神奈川県に限らず、戦後開拓農協単位で記念誌の発行に至るような開拓農協は、比較的大規模で経営的にも成功に近い成果を挙げた地区が多いと言える。後述するように経営が必ずしも順調にゆかなかった小規模開拓地の歴史を取り上げることは、戦後開拓史の全体像を明らかにするうえで重要だと考える。

第1節 小田原市開拓増産隊と帰農組合 (1945～1947)

(1) 戦後小田原市の開拓入植計画

1946年2月19日神奈川県経済部長から小田原市長、農業会小田原支部長宛の文書で、開拓増産隊、開拓建設隊の隊員が募集されている。募集については、その人数を達成することについて、各郡市が「募集目標人員確保方格段ノ御努力相成度」と要請されている⁶⁾。開拓増産隊についてはその隊員に対して、食費、宿舍費、

旅費、装備費、衛生救恤費は県本部より支弁すること。特に隊員食糧給与は事業主体責任を以って実施すと特記されている。手当は月額固定 20 円が支給され、その他と合わせて月額 40 円以内、幹部については能力に応じて月額 120 円～140 円が支給されることが記されている。開拓建設隊は機械隊、建築隊、鑿井隊などに分類され、その手当・給与は「隊員幹部共技術能力ニ依り個人的ニ決定概ネ月額一二〇円カラ三〇〇円以内トス但シ隊長其ノ他幹部ハ別ニ加増スル予定ナリ」とされていた⁷⁾。

同日に出された「開拓入植計画樹立並ニ補助金交付申請ニ関スル件」では、入植計画の樹立と補助金交付申請書を 2 月末日までに県農務課帰農係に提出するよう要請されている。「帰農者ノ内届出未済ノ者モ相当有之ルモノト推察セラレ候ニ付テハ左記ニ依り管内ヲ調査補助金交付漏レナキ様指導セラルルト共ニ二月末日迄提出ナキ場合ハ補助金交付至難ナルニ付申添候」という文面により、既に入植している入植者に対する正当な補助金の交付漏れがないよう配慮が呼びかけられている。なお補助金は、既存農家以外の者が新たに開拓入植する場合に交付されることが基本とされ、既存農家が増反目的のために帰農組合に加入した場合は交付対象とならないこと、但し既存農家の二三男が新たに独立して入植する場合は交付の対象に該当することが示されている。

開拓増産隊の性格について小田原市行政当局はどのような認識であったのか。1946 年 3 月 11 日小田原市長鈴木英雄発、市農業会長奥津長一郎宛の文書「昭和二十一年度開拓増産隊員募集推薦ノ件」では「食糧増産隊（農事講習所）ニ関シテハ昭和十八年度創始以来各段ノ御配慮ニ預り着々実効ヲ収メ来タリ 戦後ノ新情勢ニ鑑ミ昭和二十一年度ニ於テハ之ヲ開拓増産隊ト改称スルト共ニ編成運用ノ全般ニ亘リ変更セラレ

別紙開拓増産隊実施要綱ニ依り編成シ昭和二十年十一月九日閣議決定緊急開拓事業実施要領ニ基ク開拓国策ヲ完遂食糧増産ノ達成ニ寄与スル事ト相成候」と記されている。文書の趣旨は表題の通り開拓増産隊隊員の推薦を求めるものであるが、ここでは小田原市長が、戦後の開拓政策を法制度の変更を自覚しつつも、基本的には戦時中の食糧増産政策の延長に位置づけている意識を見ることができる。これは特に小田原市長ひとりの認識であったというよりも、当時の自治体行政関係者に広く共有された認識であったものと思われる。

もちろん前述のように戦後の開拓政策について、新たな制度が整備されており、それに対応して開拓政策を進めるという認識は存在した。「昭和二十一年度開拓増産隊実施要綱」には「昭和二十年十一月九日閣議決定緊急開拓事業実施要領ニ基ク百六十五万町歩ノ開墾干拓及百万戸ノ入植ヲ急速ニ完遂スル為之ガ推進力トシテ農家二三男復員者戦災者等ノ中開拓興國ノ熱誠ニ燃エル青壯年ヲ結集シテ隊ヲ編成シ開墾干拓大規模土地改良等ニ挺身セント併テ其実践ヲ通ジテ開拓農民タルニ必須ノ精神技術ヲ体得セシメ隊期間満了後開拓地ニ入植シ新農村ノ建設ニ当ラシメ以テ開拓国策ノ完遂食糧増産ノ達成ニ寄与シ日本再建ノ基盤ヲ確立セントス」とあるように、政府が制定した緊急開拓事業実施要領に基づく政策を推進する必要が述べられているが、この時期の緊急開拓事業そのものが戦時統制的色彩を色濃く残すものであった。各県には目標とする開拓面積と入植人数が割り当てられており、神奈川県に対して割り当てられた幹部 41 名、隊員 750 名について「割当員数絶対ニ確保スルコト」と付記されている。訓練のための施設としては「旧軍用地飛行場等ニ廠舎備品及相当面積ノ土地ヲ確保シテ隊ノ基地ヲ設クル外従来ノ食糧増産隊基地ノ中適当ナルモノヲ使

用ス」とされている。また県外入植についても想定されていたようであり「当該県外（北海道、東北地方等）ニ将来隊員ヲ集団入植セシムル場合ハ其ノ予定地区ニ隊ノ前進基地ヲ設ク」と記されている。隊員に対しては1人月額平均60円を下らぬよう手当を支給することとされ、訓練中の生計を配慮したのである。とはいえこうした訓練計画が十分に機能したとは言い難く、多くの入植者は割当達成のため十分な入植営農の訓練もない状態で、追い立てられるように入植していったのである。

(2) 市内入植地の決定と帰農組合設立

戦後の開拓入植が、戦災者、復員軍人、帰国者等によって制度に先行して進められたことは知られているが、小田原市においても開拓増産隊・建設隊の募集と並行、あるいは先行する形で市内、あるいは近郊部における未墾地への開拓入植が進められていた。1946年作成と思われる「小田原市開拓帰農入植計画書」には、昭和1945年12月に設立されたと記されている4つの帰農組合についての計画書が残されている。4つの帰農組合はそれぞれ小田原市久野和留沢開拓帰農組合、小田原市久所帰農組合、小田原市坊所帰農組合、小田原市長興山帰農組合であるが、本稿では主に最大の規模であった小田原市久野和留沢開拓帰農組合（以下和留沢帰農組合と略す）を中心に見てゆくことにする。和留沢帰農組合の入植地は「豊川村外六ヶ町村ノ共有地ノ所有権ニ属スル官行造林地ニシテ地形二十度以内平坦地ニシテ耕地ニ適シ」た地が選ばれた⁸⁾。同組合はここで「一世帯耕地一町歩ヲ目標トシ他ノ一町歩ハ山林地トシ内五反歩ハ果樹園経営ノ予定地トシ総面積八十町歩ニ及ブ面積ヲ所有」することを計画したのであり、40戸の開拓農家入植が計画されていたことがわかる。事業主体は小田原市農業会及び小田原市役

所産業課であり、担当職員として各専任職員1名を選任し、「市役所、農業会一体トナリ左ノ事業ヲ行ウ」と記されている。

用地に関しては当初は借入の形式から順次自作農創設の路線に乗せてゆくことが想定されていた。帰農者の編成については「市内復員者、軍需工場転換者、疎開者、戦災者、引揚民等ヲ中心ニ帰農組合ヲ結成ス」とされた。開墾計画については「(1) 入植者ノ開墾面積ハ壹町五反歩程度ノ方針ナルモ第一年度ハ一町歩ヲ目標トシ開墾ト作付ハ一体的ニ進行セシム (2) 開墾ハ昭和二十年十二月ヨリ同二十一年十二月迄(中略) 進行スルモノトス (3) 予定期間内ニ開墾終了セザル時ハ開拓増産隊及ビ食糧増産隊ノ派遣援助ヲ申請スルモノトス」とされた。開墾計画中の住居計画については「(1) 帰農者入植ハ開墾入植設営準備完了セザレバ同時入植困難ナルニ付共同合宿ヲ二戸借入班ヲ五班ニ分チ山小屋ヲ建設シ家族ト共ニ開墾ニ当ラシム (2) 入植第一年度ハ各自責任開墾トシ第二年度ヨリ共同圃場ヲ設置シ県及試験場連絡ノ上適地種子ノ生産ニ当ラシムモノトス (3) 帰農組合ニ於テ家屋建設及共同施設建設困難ナル場合ハ開拓建設隊ノ派遣ヲ要請援助ヲ受ケルモノトス」と、当初は共同居住、共同経営方式で開墾を開始し、開墾の進行に伴い順次戸別住宅を建設し個別経営に移行することが計画された。農具家畜導入についても「初年度入植者全員ニ配給導入至難ナルニ付小農具小家畜ハ別トシ初年度八十人乃至七八人ヲ単位トシ二年度ハ五人組ヲ単位ニ三年度ニ個人所有トス」と共同所有から個人所有への段階的計画が示されている。その他、病院学校等の衛生・教育施設として「入植者ノ治療施設トシテ小田原医師会ト連絡ノ上専任嘱託医ヲ設ケ帰農者中ヨリ一名連絡係ヲ置キ組合員ノ治療オヨビ入院等ノ世話ヲスルコトトス 学校ハ現在ノ足柄分校場トシテ一時専

任教員一人ヲ以テ教育シ次年度ニ於テ和留沢学園トシテ独立シ市役所県ト連絡ノ上学校建設スルモノトス」とされた。また開拓集落をサポートする制度として開拓促進委員会が構想され、「小田原市長及産業課、農業会長及指導部、地主、農事実行組合長、婦農組合長、甲種食糧増産隊幹部等ヲ以テ開拓促進委員会ヲ組織シ入植者ト開墾営農、農林工業、副業等ノ計画実施ヲ審議促進スルト共ニ市民ト婦農者ノ融和ヲ図ルコト 月一回位打合せ等ヲ開催スルモノトス」とされた。

開拓地に入植したのはどのような人々であったのだろうか。前記計画書に添付されている入植者名簿とその後の経過をまとめたものが表1である。和留沢地区には当初35戸の入植が計画されたことがわかる。世帯主の年齢層は20歳から60歳まで多様であり、前職は農家が少なく、会社員や職工、軍人、教員など、幅広い背景を持つ住民が入植を目指したことが判明する。資金面については、予算25万円に対して、県補助金が17.5万円、市補助金2万円、寄附金5000円の他、5万円分を入植者が一戸当1000円支出する形で計画されたのである。

もちろんこの計画通りに開拓が進んでわけではない。1946年5月末に実施された「開拓地営農現況調査」では和留沢地区に30戸の入植が確認されるが、それは当初計画から5戸が既に脱落していることを意味している。入植初期の困窮下にある開拓婦農組合に対する支援として、神奈川県では1946年度に和留沢婦農組合に対して、婦農補助金、施設補助金、開墾助成金を含め、77,250円の補助金の支出を予定し、小田原市農業会に対して同組合に6万円の融資を行うよう、8月28日に県農務課が要請しているほか、集落電化のため、1946年9月18日「和留沢開拓団電化助成金交付ニ関スル件」において、全国農業会から同開拓地に県農業会を經由して

蓄電池利用による電化計画のための補助金1万円が支給されることが決定されている。なお同文書にはこの計画が「全国最初ノ試ミ」であると記されており、同組合が県内において相対的に手厚い補助を受けていたことがわかる。

(3) 建造物補助金不正問題の発生と新組合長

こうして出発した和留沢婦農組合に大きな衝撃を与える事件が発覚したのは入植から1年が経とうとした1946年10月末のことである。同月28日県農務課事務官と足柄下郡及小田原市農業会技手が和留沢地区に出張し、建造物建築についての座談会を実施したが、この会の結果について「本婦農組合ハ補助金ニ対シテ建築物見積ガ余リニモ高キ故ニ建築ニハ反対デアリ開墾地内ノ木材ヲ利用シテ建築スル者其ノ数ガ多ク婦農組合長独リテ現在マデ事業ヲ従事シテ未ダ一度モ其ノ報告モナク組合内ガ組合長ニハ把握シ行フコトガ出来ナイ状態デアル」と報告されている。つまり和留沢開拓婦農組合による建築物関連補助金の水増し申請が疑われており、補助金で建築資材が発注されているが、実際には開拓地では現地資材で建築が行われており発注分の資材の横流しが疑われること。また組合長の活動の透明性に対して県や農業会が不信感を表明していることがわかる。解決策として「第一案 各組合は現在建築準備中資材又ハ個人入手ノ建築資材ニ依テ十二月末日迄ニ規格ニ依ル建築ヲ完了スルコト。右期ノ日迄ニ完了セザル場合ハ住宅建築補助ヲ交付セズ 第二案 現在山ニアル一〇戸分ハ建築サス仙石工務所ニアル二〇戸分ハ他ニ売却スル一様四五〇〇建設ニ賛成セザル一戸分ノ補助金ハ建設後ノ検査ニ依ッテ交付スルコト」が提案されている。

問題発覚を受けて、11月3日の市役所、農業会関係者同席のもとで開催された婦農組合総会において、組合長（表1和01）が解任され、新

神奈川県小田原市における戦後開拓 ―和留沢地区の事例を中心に―

表1 小田原市開拓入植者一覧

地区名	役職等	番号	年 齢 1946年 時	家族数 1946年 時	前 職	1947年 3月	1947年 7月	1952年 6月	1953年 12月	1961年 3月	備 考
和留沢	初代組合長	和01	50	3	会社員						1947年1月脱退
和留沢		和02	53	4	公吏						1947年1月除名
和留沢		和03	59	3	会社員						1947年1月脱退
和留沢		和04	42	2	教員						1947年1月脱退
和留沢		和05	58	3	工夫	○	○	○			1954年7月脱落
和留沢	3代目組合長	和06	20	2	会社員	○	○				1947年8月除名
和留沢		和07	37	1	会社員						
和留沢		和08	16	3	ナシ						1947年1月脱退
和留沢	4代目組合長	和09	48	2	農業	○	○	○	○	○	
和留沢		和10	50	3	土工	○	○	○	○		1961年3月離脱
和留沢		和11	48	4	石工	○	○				1947年9月除名
和留沢		和12	42	2	土工	○	○				
和留沢		和13	49	5	石工						
和留沢		和14	35	2	職工	○	○				
和留沢		和15	42	3	工員						1947年1月除名
和留沢		和16	34	4	軍人	○	○				
和留沢		和17	30	2	軍人						
和留沢		和18	25	2	電工						1947年1月脱退
和留沢		和19	30	2	会社員						
和留沢		和20	21	4	農業	○	○				
和留沢		和21	38	2	職工						1947年1月脱退
和留沢		和22	43	2	職工	○	○				
和留沢		和23	32	2	職工						
和留沢		和24	37	2	屋根職	○	○	○	○	○	
和留沢		和25	42	3	会社員	○	○				
和留沢		和26	21	2	職工	○	○	○	○		1961年3月離脱
和留沢		和27	37	2	職工	○	○				
和留沢		和28	50	6	人夫	○	○	○	○	○	
和留沢		和29	36	2	写真化学技術員						
和留沢		和30	40	3	農業	○	○	○	○	○	
和留沢	6代目組合長	和31	31	2	フライス工	○	○	○	○	○	
和留沢		和32	16	3	満州開拓義勇軍	○	○	○	○	○	
和留沢	2代目組合長	和33	53	2	養漁	○	○	○	○	○	
和留沢		和34	39	2	養鶏						
和留沢		和35	38	2	会社員						
和留沢		和36			不明	○	○				
和留沢		和37			不明		○	○	○	○	
和留沢		和38			不明			○	○	○	
和留沢		和39			不明			○	○	○	1949年入植
和留沢	5代目組合長	和40			不明			○	○	○	1948年入植
和留沢		和41			不明			○	○	○	1948年入植
和留沢		和42			不明			○	○	○	1948年入植
和留沢		和43			不明			○	○		1948年入植・61年3月離脱
和留沢		和44			不明			○	○		1949年入植
和留沢		和45			不明			○	○	○	1948年入植
和留沢		和46			不明					○	

出典：小田原市役所『昭和21年度和留沢開拓記録書類』、『昭和27～29年度和留沢開拓記録書類』、『昭和30～34年和留沢開拓記録書類』より作成。

注：○印は、その時点で入植中であることが確認できるもの。

たに選挙によって組合長（和33）が選出された。建築補助費問題の経緯について和留沢側の一般組合員からは資材単価の相場がわからず、当時の組合長が1人で決めてしまったものである、という主旨の弁明が記録されている。他の組合員からもこの不正が前組合長の独断であり、前記の解決案では入植者の正当な住宅建設に不足であると不満が表明された。開墾地で切り出した資材は、加工が不十分で内装用には用いられないため、不足分の補助が要求され、県や農業会が提案したと思われる融資による建築資材調達には全員が反対を表明した。

その後18日には、神奈川県庁において新旧組合長を含む関係者が出席し、協議が行われた結果、①建築中であった水増し分の建築物の工事は中止し、資材は市と農業会で処分すること（運搬費は地元負担）、②同地区に対する昭和20年度の補助金1戸当3,300円中3,000円を返納すること、昭和21年度補助金は改めて交付する、③この事件に関係して発生した脱農者について、その耕地・農作物は残存者に譲渡すること、④県がその後の経過を監督すること、が決定された。その後農業会の「和留沢帰農組合住宅建築ニ関スル明細書」（日付不明）において、和留沢地区の希望者10名分の住宅建築を改めて承認し、内建築済みの2戸以外の8戸分の資材を和留沢地区に引き渡し、残部は「引揚連盟」（詳細不明）に売却することが記されている。不足する住居用建築資材としては12月に元海軍高座工廠工具宿舍建物を住宅建設に使用することを目的として払下契約を締結し、住宅建設に活用することとされた。

この不祥事の結果、1947年1月31日付で元初代組合長の組合長辞任届が県に提出されている。理由は「一身上の都合」とされているが、建築費補助金を巡る問題が原因であることは明らかである。これと同時に元組合長を含む6戸

の組合員の開拓帰農組合脱退と2戸の組合員の除名が決定されている。除名については「除名者ハ現在和留沢ニ居住セズ薪取りニ来ル程度デアル故ニ組合意見ニ依リ決定ス」と既に入植の実態を喪失している者に対して行われたものである。

組合の動揺はその後も続き、1947年2月10日、神奈川県庁内開拓課において行われた会合において、住宅問題発覚後、再選出された組合長が短期間に辞任することが相次ぎ（史料から把握できるものは和01→和33→和06→和09）、県からの通牒の連絡が行き渡らなくなっている点が懸念されている。また住宅問題については引き続き前組合長と市長、農務部長と相談により「妥協の出来る様組合員に協力を願ひ以て解決せしめ度し」と未だ完全な解決に至っていないことが示されている。また開墾営農については「和留沢の開墾地は予定面積が余り少く耕地斜面急にして平均耕作面積は予定地を含めて約五反位で自給自足には不可能なり」と入植地選定の根幹に関わる不満が表明されているほか、入植者についても「現在最後迄残り得る人員は約二十一名にして其の他の者は、耕作せざる状態で山を下って居ります。脱落者ありその措置法、人員が多いので此の際営農資金清算して貰ふこと、同時離農すること」が提案されるなど、組合の解散までが悲観的に提案されている。また営林署から「帰農組合員の伐採せる樹木に対しては保証（ママ）すること」と、入植者による共有林樹木の伐採が問題視されるなど、和留沢開拓は存続の危機に立たされていたことがわかる。

存続の危機に陥った和留沢帰農組合を立て直し、開拓継続の途を拓いたのは4代目の組合長に就任した伊嶋郁蔵（和09）であった（行政への報告は1947年2月であるが同年1月には実質的な活動をしていた模様である）。地元久野

の農家出身の伊嶋は、その後長く同開拓地の組合長を務めることとなり、困難な道筋ながら開拓集落の解体を防ぐ役割を果たしてゆくことになった。伊嶋は1948年2月12日付で小田原市から感謝状を贈呈されているほか、1955年11月にも神奈川県農地部長より開拓十周年記念功労者として表彰を受けている。この功労者推薦文に記された伊嶋の経歴を引用しておく。「生家は小田原市久野（住所略）であるが 長男として生れたにもかかわらず 親譲り財産に飽き足らず全財産を弟に与へ 裸一貫で上京し あらゆる難苦を嘗めた末 神官となり終戦直前までは相当な財を蓄えたのであるが 空襲の際、一切を焼失してしまった。当時家郷に帰って実家に寄寓して居ったところたまたま開拓者募集の報せに接し勇躍これに参加し七才の長女以下四人の子供と妻を連れて入植した」ものであるという。入植後の評価については「当時の入植者中でも労働力の一番小さい家族であったが、星のあるうちから星を仰ぐまで、本当に文字通り働き通しよくこれを克服し何の収穫に於ても他よりも秀で現在では長女を高等学校に入れて子供の教育にも非常に熱心である 又過去数回に亘る組合内部の紛争にも常に調停役を買い、組合が現在まで支障なく運営できたのは この人に負うところが極めて大きい」⁹⁾。後年このように評価された伊嶋組合長の指導のもとで、和留沢開拓地は存続することが可能になったものと言える。

(4) 開拓地に対する営農指導

少し時系列が前後するが、耕地条件が劣悪であり、農業経験者が少ない開拓入植地に対して農業団体や行政がどのような営農指導を行ったのかを確認しておきたい。神奈川県農業会では1946年7月24日、和留沢分教場において、開拓婦農者営農講習会が開催され、和留沢地区を

含めて其の他足柄上郡や中郡の開拓集落の営農者に対して、①開墾作業指導、②農業経営講座、③山腹地帯における適作物指導、④農作業実施指導、⑤小家畜飼育指導などが実施されている。

また1947年2月には県農業会足柄下支部が小田原市和留沢地区において開拓営農指導試験地を設置する計画書を市農業会に提出している。設立の目的としては「開拓者の要求に応じ山岳部傾斜地に於ける気候に順応した適作物の選定と之が改良増産に依り輪作形態を研究し開拓民の農業技術と相俟て農家経済を安定する手段にある」とされている。主な試験種目として「四季別にした自給肥料主体として品種比較、薬剤試験、播種適期試験、小気候試験と連絡輪作形態の試験等」とし「開拓地に適する品種たること原則として実施する」としている。用地として公費で二反歩を開墾し、約2ヵ月の営農指導用圃場として活用した後、組合員の増反用地とすることが計画された。輪作案としては①麦→甘藷→麦→南瓜、②麦→南瓜→麦→番茄、③麦→番茄→豌豆→甘藷、④豌豆→青刈大豆→白菜・大根→馬鈴薯・麦・茄子、⑤ルーピン→玉蜀黍→大根→豌豆、⑥麦→陸稲→麦→甘藷などの案が示されている。また1947年5月には、神奈川県農業会長から、開拓入植集落の営農合理化と脱農予防のため、政府の要請に基づき各郡市支部に営農指導員を配置することが連絡された。

また栽培技術向上に対する入植者の意識を高めることを目的として、1947年7月8日、婦農組合連合会主催にて馬鈴薯競収会が実施された。小田原市、箱根町など農業会足柄下支部内の入植農家が参加した結果、和留沢集落の伊藤郁蔵組合長ほか、時田運蔵、三島庄吉、石黒良吉ら4名の平均反収が231.5貫を記録し、最優秀地区の成績を収めた。

(5) 地元集落との軋轢

こうして新組合長のもとで開拓地での営農が徐々に軌道に乗りつつあった、1947年8月、再び和留沢開拓地に2つの問題が発生した。ひとつは組合員不正の発覚である。6月16日農業会足柄下支部より小田原市農業会営農主任宛の文書で、管内開拓入植者の資格を再審査すべく通達が行われた。再審査において除名されるものの基準として①将来農事に邁進の見込みなきもの、②組合の平均耕作面積に合した面積を有せざるもの、③組合の団結その他反対行動に出るもの、④居住の根拠を他に置くもの、⑤その他地元との関係で反感を招くもの、の5点が示され、該当するものはこれまでの資金を清算の上、組合から除名することを指示している。これを受けた調査の結果、集落の1名による、補助金購入肥料の横流しが発覚したのであった。この件について組合の臨時総会で事実関係を確認したのち、隊員一致で当該者を組合から除名し、「今後この種行為を為した者には隊員一同の申し合わせにより下山と決定」した。この件については新組合長のもとで問題発覚後、迅速に裁定が行われたと言える。

もう一つ生じた問題は地元集落との開墾予定地を巡る対立であった。それ以前より入植農家が解放予定地以外の共有林を誤って伐採し、問題化するケースが断片的に指摘されていたが、地元集落から本格的に抗議が寄せられた模様である。これに対して事情を聴取した小田原市農業会技手の報告では「和留沢部落より舟原寄りの民有地(字犬掛)の開拓につき地元民と開拓隊員との間に協議せるも開拓隊員の細部計画未完成に対し地元民の計画徹底致し居る為細部協議不能なりしが一応地方事務所の係官とよく両者の意見を徴し善処を確約せる為何れは開放されるものと思せり。主として問題は官公林より大掛地区の私有地までどの程度開拓隊が立入

って来るか地元民がどの程度までそれを承諾するかの問題であるが何れにせよ市農地委員会で之を買収する計画の為早急且円満に実施されるものと感ず」とされている。地元集落では地籍図に基づいた詳細な土地利用計画を立てているものに対し、土地勘の劣る入植者が未開放の共有林や私有林地の増反を試みた結果、地元集落との関係が悪化したものと思われる。この件については、1947年9月8日舟原青年会場において「舟原地区未墾地開発事業に関する懇談会」が開催され、農地委員、農地補助員、地元農事実行組合長、和留沢婦農組合代表等が参加して協議を実施し、林地の境界を明確化し、開墾地域の合意を進める合意を行った。

第2節 1950年代前半の和留沢開拓農業協同組合の運営 (1952年～1954年)

(1) 和留沢開拓農業協同組合の設立と経営状況

1947年制定の農業協同組合法の制定により、国内農業団体が農業協同組合に再組織されてゆくなかで、従来の農業会は解体した。小田原市役所に残る和留沢開拓を巡る文書は1948年から1951年にかけての時期のものが欠落しており、農業会解散から開拓農協設立に至るまでの経緯については詳細が不明である。和留沢開拓農業協同組合(以下和留沢開拓農協)について史料的に判明するのは1952年5月に実施された小田原市役所による調査である。この調査とそれをまとめた表2によると、まず1. 開墾地の状況については「一戸平均一町歩余を本年二月一日付で各人(十九戸)に売渡を完了し耕作地の割当も終わっておりますが既耕地は三分の一乃至二分の一程度しかない状態で残りの開墾を早急にやらなければならない時であり各人は二十八年末までには完了する計画を立てているが

耕地の交換や共同開墾等について総意が纏まっていない現状である」と記されている¹⁰⁾。和留沢の開拓地は当初周辺農村の共有地を借地している状態であったが、その後農地改革による未墾地買収制度を用いて買収し、入植者に対する売渡が完了したということである。一戸当たり1町歩という規模は自立経営が可能な規模と思えるが、開墾が進んでおらず一戸当3反～5反の規模で経営を行っている状況であることになる。組合員となっている19戸の農家は全てが1945年当時からの入植農家ではなく、表1を見ると当初入植した35戸のうち、この時点で残っているのは伊嶋組合長を含む10戸のみであり、残りの9戸についてはその多くが1949年に追加入植した農家であったことがわかる。

営農状況について、まず家畜導入状況では「役牛が一番多く十頭を数えるが多く未成年であり国の現物融資や家畜商からの借入等で飼育している。主として厩肥の製造に供し成牛として家畜商に渡して利益を得る者或は成牛として畜力の利用を計る者等区々であるが資金さえあれば畜力利用兼厩肥製造源として成牛を各人一頭その他前者の牧草を利用しての飼育から利潤を考える者が大半である結論として導入資金の面で一番行悩んでいるのが現状である。その他比較的熱意を持っているものは鶏であり総数三七二羽の成鶏を飼育し栄養源として自家消費するばかりでなく相当の販路を持ってはいるが共同販売する程の数量がないので副業としての価値は現在のところ左程ない将来は相当取入れた

表2 和留沢開拓農協の経営状況 1952年5月時点

(単位：反)

農家	買受耕地	調査時点開墾面積	果樹類						冬作				夏作		作付面積延計
			桃	梨	栗	リンゴ	柿	茶	麦	菜種	馬鈴薯	其他	陸稲	甘藷	
和09	10.8	6.0	0.5	0.3		0.3	0.5	0.2	3.0	1.0	1.0	1.0	3.0	1.0	11.8
和05	10.2	4.8							3.0	0.8	0.2	0.8	2.0	1.4	8.2
和38	8.9	3.0	1.0			0.3	0.1	0.1	2.0			1.0	2.0	1.0	7.5
和24	10.5	5.0	0.2						2.5	0.4	0.7	1.4	3.0	1.0	9.2
和39	10.2	2.5	1.0						1.0	0.3	0.3		1.0		3.6
和10	10.5	6.8							2.0	1.0	0.5	0.3	1.5		5.3
和40	10.4	5.8							4.0	0.3	0.7	0.8	2.3	2.5	10.6
和41	10.7	3.0			0.5				0.6		0.5		1.1		2.7
和33	11.0	7.0	0.7					0.2	2.0	0.1	0.5		1.5		5.0
和42	10.8	5.0	0.4						2.5	0.7	0.5		2.0		6.1
和30	10.7	6.0	0.3	0.1			1.0		2.5	1.0	0.4	0.5	2.0		7.8
和37	10.5	4.0	0.3						2.2	0.2	0.4		1.5		4.6
和32	10.4	3.5							0.6	0.6	0.2		1.0		2.4
和43	11.0	3.5	0.3	0.3					1.5	0.1	0.4		1.0		3.6
和44	11.0	3.0	0.7	0.3		0.6	0.3				0.2	0.1			2.2
和45	10.7	6.5					0.6		2.5	1.0	0.3		3.0		7.4
和26	10.6	4.0		0.3					3.0	0.5	0.3		1.5		5.6
和31	10.5	3.0							2.0				1.0	1.0	4.0
和28	10.0	3.0	0.5		1.0										1.5
計	199.4	85.4	5.9	1.3	1.5	1.2	2.5	0.5	36.9	8.0	7.1	5.9	30.4	7.9	109.1

出典：小田原市『昭和27～29年度和留沢開拓記録書類』より作成。

注：史料には夏作馬鈴薯の記入欄が存在するが数値は史料破損により判読できず。

い希望もあるが飼料面に悩みがあり一つの対策としてかまぼこ粕を一括購入してそれを分配して利用したいという意見もある。その他豚も若干取入れたい希望もあり飼料として甘藷類の栽培も考慮している」と、役牛については厩肥供給という側面以外では、ややもてあまし気味の状況であること、養鶏についてはこの段階ではかなり希望があり、小田原市特産の蒲鉾粕を飼料として用いるアイデアなどがしめされている。

また果樹・普通作物については「現耕作地一戸平均四反五畝という少いものであり果樹取入れ計画等についても一応は持っているものの主食作物の取入れに追はれてそこまで進まない現状である。果樹として何が一番適するか未だ完全な試験成績もないので一般に迷っているが桃が一番多く六反一畝その他梨りんご等が若干植えられているが全体として一町二反六畝で既耕地の約一割であり早期換金策としても研究課題であろう。普通作物としては大体主食用として冬作は麦、なたね、夏作は陸稲甘藷が主体であるが何んとしても面積がないので一戸平均麦が二反程度陸稲が一反六畝位で年間自給は現在のところ到底望めないところである（中略）その他特殊作物として茶の栽培が良好の様であり製品として相当良好なものを産している。栽培面積も現在のところ五畝歩程度であるが傾斜地を利用してのこれの栽培を全面的に計画している」と、茶の栽培にわずかな希望を見出しているものの、穀類に関しては到底自給水準にすら及ばず、作物販売収入で生計を立てる見通しが立っている状況とはいえない。結果として集落の多くの農家が市民税の免除と生活保護の対象となっている模様であり、その現状について「大体において本年度一杯で特殊事情の者を除いては全面解除されても差支えないまでにこぎつけたい決意を持っている。十九世帯全部が同

程度の生活をしている訳でなく相当の差異はあるが同一条件下に在る組合員の団結を図る意味から特殊事情の者を除いては全部同一歩調にすべきであるという意見が強い」と、組合内で歩調を合わせて家計の自立を目指したい意向が示されている。

(2) 和留沢開拓地営農指導方針

上記のような和留沢開拓農協の苦しい経営・生活状況の改善を目的として、1952年6月、小田原市役所において「和留沢開拓地営農指導方針」と題する文書が作成されている。方針の概要として「一、一町歩の土地を最大限に活用するため早急に開墾を完了し、その土地を肥沃な熟畑としなければならない。二、地区内外付近の山林原野の永続性のある資源の活用を図ることが必要である。三、主食の配給依存を打破して家族構成に適合した普通作の栽培は当面絶対必要である。四、早期換金作物或は飼育容易なしかも粗放的且つ原価の安い家畜の取入れから現金収入の道を早急に考えなければならぬ。五、組合員相互の融和と協同精神の涵養から組合をもっと明朗にしなければならない。六、医療施設もない僻地で健康体を維持することは絶対必要であり栄養給源の現地調達には早急を要する」の6点が示されている。

具体的方針としては「一、開墾計画 開墾は二十八年度を以て完了するを原則としその間果樹又は茶等の適地には粗放開墾を以て植栽せしめ間作の栽培時に逐次完全開墾を為さしめ100%の耕地利用は二十八年一様を目標とする」、「二、主食作目の取入れ 主食作物の栽培は陸稲、麦、が主体であるが、夏、冬作共に各々三反歩の平均はどうしても作付せしめ改良普及員の応援を得て栽培技術の面を積極的に指導し反収の増大を図る」、「三、果樹及び茶の取入れ 果樹は桃その他永年作物については茶を主体と

して全体の四〇%平均を目標として種子、苗木の斡旋から栽培管理の指導を積極的にする」、「四、家畜の導入 牧草を有効に利用し且つ厩肥の増産から沃土の造成を図る目的で別途計画するところによって役牛を一戸当り一頭平均導入する。その他甘藷南瓜の飼料化を計って豚を一戸二頭平均山間僻地の蛋白給源と早期換金の面から鶏を一戸三〇羽平均を目標とするその他自家労力に応じて綿羊、うさぎ、山羊等を取入れる」、「五、しいたけの栽培 本年十二月より翌年二月までの間原木を一戸二百本程度準備せしめ種菌を斡旋して二十八年三月植付を指導し栽培管理を現地指導して大量生産を図る」と山間地集落の実情に即した作目の導入と、その普及の方針が示されている。

(3) 開拓農協の負債整理問題

1950年代の開拓農協を巡る問題として、過剰負債に陥り経営の悪化した組合が多かったことが指摘されている。小田原市においても1952年9月6日、農林水産課の技師補1名と技手2名、及び普及員1名が和留沢集落に出張し、同開拓農協の経理状況調査と指導を行った。その結果判明した負債金額の返済について、開拓農協内における（補助金転用部分の）負債金額約17万円を個人別に整理し「各人本年十月末日まで返済を条件として了承し夫々捺印し」、「これを以って個人別公式負債関係は完全に整理される」こととされた。また同席した県の技師が「約束期限まで整理を完了した場合は一戸平均一万円の補

助金を交付する旨言明」したという。その結果和留沢開拓農協構成農家25戸が共同で16万9760円（一戸平均6,657円）を返済し開拓農協の公的負債を解消することが決定した。なお県が約束した補助金各戸1万円については、返済実施を確認の後、農地売渡価格との差額分が各戸に支払われることとなった。

またその他負債額10万6708円については、表3のように1951年から52年にかけて営農補助金を主に返済に充てる形でほぼ完済にこぎ付けることができた。これによって開拓農協の負債整理問題に、ひと区切りをつけることが出来たのである。しかし営農補助金を負債の返済に充当することにより、その後の開拓地の営農の発展に悪影響が出ることは必至であったと言える。

(4) 1953年冷害の被害状況

開拓農協に累積した負債を、組合員個人の家計負担と営農補助金を流用する形で返済した和留沢開拓農協にとって、翌1953年に発生した冷害は最悪のタイミングで発生した天災であったと言える。同年の冷害が全国的に農産物に大

表3 和留沢集落借入金返済過程

返済方法	項目	返済額	貸付金 残 額	日 付
1951年5月14日時点借入金			106,708	
伊島組合長持参		5,141	101,567	1951年10月8日
昭和25年度後半期補助金受入れ 差額3045円鉄板代支払（県）		1,955	99,612	1951年11月5日
昭和26年度営農補助金50000円 前半期農協補助5000円		55,000	44,612	1951年11月30日
昭和26年度後半期農協補助		5,000	39,612	1952年3月29日
昭和26年度後半期各種補助金		3,674	35,938	1952年4月18日
昭和27年度営農補助金50000円 から肥料融資金納付を除く		22,000	13,938	1952年8月27日
同上肥料資金返済受入		25,000	-11,062	1952年11月20日
別途立替払い充当		-11,062	0	

出典：小田原市『昭和27～29年度和留沢開拓記録書類』より作成。

きな被害を出したことで知られているが、山間部に建設された和留沢開拓農協において、その影響は甚大であった。同農協の1953年作物の収穫実績表では陸稲が平年69石に対して8.71石と87%の減収、甘藷は平年15,000貫に対し1,810貫と87%の減収が記されており、被害総額238万円に達する大減収であったことが記されている。政府は農林中央金庫を通じて、冷害対策資金の手当てを行ったが、同農協に割り当てられたのは希望融資額230万円の20%に満たない44万円であった。金額の問題もあるが、融資時期が冬の明けた3月以降であることから、同農協組合員は年末の各種支払いや越冬資金の危機に見舞われたのである。

この事態に和留沢開拓農協からは、小田原市長に対して次のような陳情書が提出されている。「私共昭和二十年食糧増産の大使命に燃え当開拓地に入植以来既に九年の年を終えました。大半の同志を送り或いは迎え現在十八戸の和留沢開拓農業協同組合員は巷の非難を身に浴びながら幾多の曲折と人間故の相刻を克服し初志の貫徹に忍苦の道を歩んで居ります。其の間貴所の物心両面に互る限りなき御庇護と温情溢るるご指導は時に崩れ勝ちの協同意欲を振起し遅々たる歩みではありましたが開拓完成の実も愈々近きに至って居ります。威容を誇る新校舎、夢見る電燈、希望に燃える私達の一畝々々は力強く自然と闘いを挑んで参りました。然るに自然の偉力(ママ)は私達の此の希望も闘志も根底から潰し去るの実情に立ち至って居ります。本年度の冷風害に依る被害が余りにも甚大を極め加うるに野猪の被害亦其の極に達し一年の辛苦は遂に水泡に帰するに至りました。希望は唯一途冷害融資に係ってあったのですが神奈川開拓連合会は県下八百戸の開拓民に対し融資総額二千万円以上を見越し種々審議をして参りました処割当決定は僅に八百万円に過ぎず従而戸々に対す

る融資額たるや真に微々たるものであります。当地は高冷地であるとの特殊事情を極力訴えては居りますが微力にして遺憾ながら所期の目的を達し得ない現状でありますし加うるに融資金の貸出が来春との県の方針であるが為め、此の年末を如何にして越すべきか開墾を如何にして推進すべきか毎夜額を集めて協議を続けて参りましたが何等具体的の決定を見る事も出来ず今日に及んで居ります。何卒私共の窮状御諒察賜はり別表御審査の上特別の御取り計ひ方御願申度陳情に及ぶ次第で御座居ます」。

この陳情に対して小田原市では「本件については冷害対策資金として別紙の通り四拾四万円を農林中央金庫より借入れることに決定したが貸付が明春となるので年内緊急策として一戸当り壱萬円の合計拾八萬円を右資金を担保とし助役の保証を得て市信用金庫より借受け開拓に専念するよう指導」する方針を示している。また最終的な融資額はその後46万円に増額され、当面の資金不足を脱することができた。しかしこの融資により、一度は解消された開拓農協の負債は再び累積することとなったのである。

(5) 小田原信用金庫からのつなぎ融資

1953年冷害の結果、和留沢開拓農協の負債が再び累積したことは既に述べたが、翌1954年に入るとその悪影響が運転資金に及びはじめたことが史料からも明らかである。1954年8月19日付で、小田原市農林水産課から市長に対して和留沢集落の小田原信金に対する融資依頼について、市から依頼書を出すことについての伺い書が提出されている。連帯保証人は市の民生部長と農林水産課長とされている。組合長は橋本良太郎(和40)に交代している。融資は8月18日から10月14日までの2か月間で金額は18万5千円、用途は農林中金負債返還である。9月中旬に農林中金から貸し出される予定の営

農資金のつなぎ融資という位置づけである。

また同年12月にも同様の伺いが出されている。期間は同年12月20日より1955年3月10日までであり、金額は50万円と増加している。使途は農林中金負債48万4千円と神奈川県信用農業協同組合負債1万6千円の返済である。これは前述の冷害資金の返済であると和留沢開拓農協からの嘆願書に記されており、返済は農林中金の営農振興資金77万円が3月1日に貸付予定であると記されている。このように同開拓農協の経営は、本来農業経営の拡大・近代化に充てるべき営農資金を、過去の負債の返済に回さざるを得ない状況に陥っており、その経営の厳しさを増して行ったのである。

(6) 薪炭林払い下げ申請

こうした資金面の苦しい状況のなかで開墾を続ける和留沢開拓農協であったが、境界の不明瞭な周囲の官公林を伐採、開墾してしまうことによるトラブルはその後も続いた模様であり、1953年10月22日、伊嶋組合長と市の技術吏員が小田原営林署に出向し、ある組合員が誤って開墾の上、耕作した買収除外地とされている官行造林地について同地の借入申請を行った記録がある。

こうした状況は開拓農民と地元農民双方にとって心理的負荷の大きい案件であっただろう。また山間部集落であるにも関わらず薪炭林のような山林資源確保のための後背地を持たない和留沢集落には山間部集落のメリットを活かせないという問題も存在していた。そのため1955年1月22日、和留沢開拓橋本良太郎組合長（伊嶋郁蔵から交替）外17名は、曾我村外一ヵ村七財産区組合長職務執行者助役鈴木正之助宛に、下記のような陳情書を提出している。「私共は（中略）現在は僅かに十八世帯にして此の間県並に市御当局或いは地元の方々の御蔭

でどうやら定植（ママ）の域に達し一人当り一町二反位開墾致しまして増産に邁進しておりますが何分日常生活の経済費の窮乏打開の為幸い隣地の貴組合御所有にかかる久野字舟原熊の木沢天然林の払下げを願えれば我々十八世帯全体で木炭及び燃料事業をして目下の日常生活の補給に致したい念願でありますので何卒我々和留沢開拓者の実情を御賢察の上特別の御詮議を以って御払下げ下されたく右陳情いたす次第であります」。これに対して市農林水産課は1955年1月30日付で副申伺いを出し、「陳情文面のとおり山林資源の活用から現金収入を得る以外にやはり自活の途はありませんし悪条件の下で苦闘を続けていますこの開拓者にいま一度のご支援を願いたく」と払い下げを支持している。この共有林はその後同組合への払い下げが実現し、その後農林中金や県信連の融資において共有林内の立木が担保となることが増えたことから、組合の信用力強化に大きな役割を果たすこととなったと評価できる。

第3節 整理縮小期の和留沢開拓農協 (1955～1960年)

(1) 組合運営振興事業

1955年10月20日、和留沢開拓農協は小田原市に対して組合運営振興費として5万円の補助金申請を行っている。主な使途は商品作物としてのミツマタの導入であり、3万本の苗木購入を計画している。苗木購入は市に斡旋を依頼し、各戸が5畝に1500本程度植樹する計画とされている。販路については印刷局小田原工場との契約が交渉されている。その他の使途としては役員個人の負担軽減のため、出張費や行政対応に必要な費用を組合役員に支給することとされた¹¹⁾。

(2) 開拓農地の境界問題

開拓農地の境界問題は一貫して同組合を悩ませていた問題であったが、この時期に入って新たな性格の問題が浮上した。1956年5月17日市農林水産課発文書において旧自作農創設特別措置法により買収又は売渡した土地の登記事務促進についての打合せ会が開催されたことが報告されている。同会では県農地調整課長、開拓係長が次のような挨拶を行っている。「未墾地買収をいたした開拓地の登記事務は一般既耕地の事務と比較して極めて複雑な点が伴うので県下に於ても事務処理の完了した地域は極く一部のみである。よって本年度は調整課所管の事務計画の第一番に取上げたのがこの事務促進の徹底であって、現在まで県に於て一括整理を担当いたして参った関係上末端各農業委員会ではその詳細について判らない点が多いと考えるが、今后この事務処理について充分連絡もいたす所存であるが、各位もこれに対し絶大な協力をお願いしたい」。そのうえで和留沢地区の登記上の問題点として「分割登記は済んでいるが、買収登記は法務局に問合せないと判らない。従って以後の処理が全部未了である。なお確定図は完成しているが現地と相違するので如何に処置するか考慮中である」というのである。買収登記の完了が未確認の上、売渡の登記が全く進んでいない。さらに重要なのは登記図と現況の相違が著しい点であり、開拓地の登記上の境界と現況の境界がずれている問題は、さらなる土地紛争の火種と成り得る問題であった。この問題の決着については史料的に確認できないが、登記・現況のズレ部分を再度交換する、或いは越境部分を買収する等の方法で登記と現況の一致を目指す努力が払われたものと思われる。

(3) 不振開拓地調査と過剰入植地対策による整備移転

1950年代の前半における開拓政策は、負債整理を進めさせながらも、入植農家の定着のための支援という性格を持っていたが、50年代末から60年代初頭に入ると、経営不振の開拓農家や開拓農協そのものの離農や解散を視野に入れた政策が推進されるようになる。1956年6月20日神奈川県農地部長から小田原市に対して不振開拓地振興対策の一環として和留沢開拓地の調査が行われることが通知された。調査日は27日、28日に設定された。

1961年3月3日和留沢開拓農協組合長（丸田竜郎）より神奈川県知事宛に「過剰入植地対策による整備移転方法書について」という文書が提出されている。この「過剰入植対策」は農林省が開拓集落における経営規模拡大のため、離農者を選出した集落に対して補助金を交付するものであった。和留沢開拓ではこの政策に応じる形で全18戸中3戸が離農下山し、離農者の農地を再配分する措置を取ることで15万円の補助金を受け取る形となった。この3戸のうち1戸については1958年時点において離農希望の表明が文書に残されており、もう1戸についても、自作農維持創設資金の融資資格喪失者として、1959年7月9日付文書において名前が見られることから、従前より離農の意向を示していたか、或いは営農意欲を喪失していた入植者が選ばれた可能性が高い。離農者の財産分与については、住宅、農機具は無償で残留者に譲渡することとし、政府資金債務は土地譲渡者が継承面積と耕地条件に応じた計算に基づき債務を継承し、この継承債務の返済に補助金を充てることとなった。なお県信連債務分については離農者自らが繰り上げ返済することとされた。この内容は2月1日に明神分校で開催された組合臨時総会に全構成農家が出席のもとで決定された。

おわりに

和留沢開拓は、小田原市の農業会と市が入植地を選定し、1960年までに49戸の農家が入植した開拓事業であった。その政策には戦時期の食糧増産隊からの連続性が意識されており、緊急開拓事業による県からの割当に応えるため、入植者の希望よりも行政的要請が優先する側面も存在した。その背景には基礎自治体レベルで配給難に苦しんだ小田原市の事情があった可能性もある。農業経験者が極めて少ない構成で、十分な営農訓練も受けずに、箱根外輪山山麓の傾斜地の多い条件劣悪地に入植することになった開拓農家は、戦後農政の犠牲者と位置づけるべきであろう。

もちろん小田原市農業会や小田原市行政は粘り強く和留沢地区に対して支援を続けた。しかし入植者によるいくつかの不祥事や53年冷害のような天災の結果、その支援にブレーキがかかったことは不幸な展開であった。また地元農村の共有地に存在する官公造林地内に設定された和留沢地区は、開墾の過程で地元農村の増産計画と衝突し、過誤の伐採により衝突するなど、開拓に不利な外部環境にも苦しめられた。登記図が長期間整備されなかった行政的瑕疵もこの摩擦の一因となった。53年冷害が同地区の営農に与えた影響は大きく、以後開拓農協の負債返済に、本来営農改善に用いられるべき営農資金が投入されてゆくという財務的悪循環に陥り、開拓農協に対する指導も、離農者を誘導する縮小路線へと転じていった。

このように悲観的な状況のなかで、途中で離農する入植農家は多く、1945年に入植した農家35戸のうち5年間余りの間に開墾を諦め、脱農するものが25戸に及んだ。脱農者のなかには自ら営農を断念し、山を下りた者もいれば、不祥事により除名の形となった者もいたが、和

留沢地区が小田原市や箱根町といった職を求めやすい市街地に比較的近い集落であったことは、脱農後の雇用という観点からは、不幸中の幸いであったかもしれない。しかし離脱者が多数出るなかで、伊嶋郁蔵元組合長をはじめとする10戸に満たない入植農家が、その後10戸以上の新規入植者を受け入れながら、集落の結束を維持しながら条件不利地の開墾を忍耐強く推進し開拓地の崩壊を防いだ努力は高く評価されるべきである。

戦後開拓集落の歴史的記録は、比較的大規模であり、機械化や共同化など、基本法農政に対応する形で経営的に「成功」を収めたものが残りやすい傾向にある。その意味で、和留沢集落のような経営面で苦戦した小規模開拓地の実態を明らかにすることは、戦後開拓政策の成果の全体像を把握するうえで重要であると考えられる。

〈註〉

- 1) 本稿は専修大学長期国内研究制度の支援を受けて実施された研究成果の一部である。
- 2) 全国開拓農業協同組合編『戦後開拓史』（1967年）、同『戦後開拓史〈資料編〉』（1968年）、同『戦後開拓史〈完結編〉』（1977年）。
- 3) 農林大臣官房総務課『農林行政史第6巻』（1972年）、644頁。
- 4) 神奈川県県民部県史編集室編『神奈川県史 通史編7近代・現代（4）』（1982年）771頁。
- 5) 前掲『神奈川県史 通史編7近代・現代（4）』770頁。
- 6) 小田原市役所『昭和21年度和留沢開拓記録書類』（小田原市役所所蔵）。なお本稿で使用した一次史料の閲覧・利用にあたり、小田原市立図書館、及び曾我勉氏（元小田原市専門官）、星野和子氏（元小田原市史編纂嘱託）よりご助力を得ることができた。記して謝意を表するものである。
- 7) 前掲『昭和21年度和留沢開拓記録書類』。以下本稿第1節中における史料の引用は特に断りのないかぎり同文書からのものである。

- 8) 豊川村は1954年に小田原市に合併された足柄下郡の村である。
- 9) 小田原市経済部農政農林係『昭和30～34年和留沢開拓記録書類』。
- 10) 小田原市『昭和27～29年度和留沢開拓記録書類』。以下本稿第2節中における史料の引用は特に断りのないかぎり同文書からのものである。
- 11) 小田原市経済部農政農林係『昭和30～34年和留沢開拓記録書類』。以下本稿第3節中における史料の引用は特に断りのないかぎり同文書からのものである。

『日本資本主義発達史講座』 山田盛太郎論文と 同僚論文の共有点と相補性 —『講座』の協働的性格によせて—

中根 康裕

目 次

- I 課題と分析視角
 - II 『講座』山田論文と同僚論文の共有点
 - A) 『講座』山田論文を貫く問題意識と独自性—山田論文の「労働統計」検討より—
《補論①：山田の在野化と『講座』への参加》
《補論②：『講座』山田論文の学問的自立性》
 - B) 『講座』山田論文と同僚論文の共有点—比較対照より—
《補論③：『講座』山田「工業端初」論文と野呂への影響》
 - III 『講座』山田論文と同僚論文の相補性—井汲卓一論文との対照を例に—
 - A) 『講座』における井汲の位置—主力執筆・実質的編集者の一人—
《補論④：井汲「最近恐慌」論文と野呂の共有点—野呂「内容見本」稿との対照—》
 - B) 『講座』井汲論文の問題意識と独自性
 - C) 『講座』山田論文と井汲論文の相補性—比較対照より—
 - IV 結語—『講座』の協働的性格の復権—
-
- ## I 課題と分析視角

本稿は、山田盛太郎が戦前期の1932～33年にかけて野呂栄太郎ほか編『日本資本主義発達史講座』¹⁾に発表した諸論文と『講座』同僚論

文を比較対照し、その共有点と相補性を析出して『講座』の協働性を浮き彫りにすることを課題とする。

それによって、『講座』発表の諸論文を各編に据えた山田の『日本資本主義分析』²⁾も、『講座』全体との関連の中でより深く理解され得る。

その際、筆者がすでに中根〔2015〕で基礎的な解明を行った『講座』山田諸論文と同僚論文との共有点³⁾について更に踏みこんで分析するとともに、中根〔2015〕で論究し切れなかった、山田諸論文と同僚論文との相補性にまで視野を広げて分析を行う。

山田『分析』に関しては膨大な研究史があるにも関わらず、『分析』各編の原初論文が発表された『講座』自体の全体像を、各執筆者の論文にまで降り、山田諸論文との比較対照も含めて検討した先行研究は極めて少ない。貴重な例外として、守屋〔1967〕があるが、そこで比較対照された共有点は、日本資本主義における低賃金労働と農業の半封建的搾取関係との相互関連⁴⁾に関する一点に留まっている。

さらに、『講座』山田諸論文と同僚論文との相補性に踏み込んで比較対照を行った研究は皆無に近い。大石〔1982〕は『講座』山田諸論文といくつかの同僚論文との間の相互独自性の存在を指摘⁵⁾したが、そこでの主題が『講座』刊行の事情と経過の解明に置かれたため、指摘以上の立ち入った検討は行われていない。

こうした研究史を回顧する時、先行諸研究では意識的と無意識的とに関わらず、『分析』へまとめられた『講座』山田諸論文の成果をもって『講座』全体の成果と事実上等置する傾向が強くなったことは否定できないと思われる。本稿は『講座』の協働性の検討を通じ、こうした先行諸研究の限界をわずかでも超えることを企図している。

言葉を換えれば、『講座』山田諸論文と同僚論文との共有点と相補性を検討する視角は、山田『分析』は『講座』が生み出した一大到達点であるが、同時に『講座』の全成果を『分析』にのみ背負わせることはできないという当たり前の事実を発している。それは『分析』にとっても決して本意ではあるまい。ゆえに、中根〔2015〕で基礎的な解明を行った共有点については無論のこと、相補性にも視野を広げて『講座』山田諸論文と同僚論文を比較対照することが不可欠である。

次節ではまず、山田が在野化と学問的自立性を主体的な前提要件として参加した『講座』における山田諸論文の問題意識と独自性を明示し、その上で山田論文と同僚論文の共有点について中根〔2015〕から今一步踏みこんだ検討を行う。

Ⅱ 『講座』山田論文と同僚論文の共有点

A) 『講座』山田論文を貫く問題意識と独自性 —山田論文の「労働統計」検討より—

山田は、当時の日本が陥っていた危機に対する変革的活路の鍵を示そうとする『講座』編集首座の野呂の問題意識と重なり合いながら、『講座』での自身の中心課題を「破滅的な崩壊期」⁶⁾に入った日本資本主義の「変革の『必然性』と『条件』」⁷⁾の解明に据えた。言い換えれば、当代の日本資本主義の構造に内包された基

本矛盾とその矛盾ゆえに生起せざるを得ない階級闘争とその変革展望を示すことである。

山田は『講座』の「内容見本」に収載された第1回配本論文の「準備的要綱の一節」⁸⁾である「半農奴零細耕作と資本主義の相互規定」で、「深刻な階級分化」の「急速な進行」下に展開する一般的危機期当代の「階級闘争展開」分析への「視点」⁹⁾を明示した。また『講座』の「月報4」に収載された第5回配本論文の執筆「進行中」の「一着想」¹⁰⁾である「断章—日本資本主義の考察における一つの視角」で、眼前の破滅的な危機という「現実」が変革の必然性と条件の解明を彼自身に「押し付け」¹¹⁾ると結んでいる。

以上の言明は、『講座』での山田の非常なる決心を鮮明に告示している。山田は彼に当初割り振られた『講座』三論文の内、第一部「明治維新史」に属する「明治維新における商工業上の諸変革」（後に小林良正へ執筆者が変更）を除く、第二部「資本主義発達史」の中の「工業における資本主義の端初的諸形態 マニュファクチュア・家内工業」（以下「工業端初」論文と略）と、「工場工業の発達」（以下「工場工業」論文と略）の双方を、①両論文をお互いに「同一筆者の別稿」と「合体」¹²⁾させて「相互規定的」¹³⁾に理解する必要性を反復強調し、執筆当初から「内容上」両論文が相まって初めて完結した「ひとつの論文」¹⁴⁾になるように構成し、②割り振られた主題範囲に留まらず、山田が彼自身に課した一般的危機期当代の日本資本主義の構造的な基本矛盾と階級闘争・変革展望を示すという、第三部「帝国主義日本の現状」分析を凝縮して遂行し、③変革主体の具体的析出を含む「工場工業」論文を主軸¹⁵⁾とし、旧い生産関係の矛盾の深化とその中で訓練される生産力の担い手が変革主体へ転化して当代の危機を打破するという「内面的連繫」¹⁶⁾を具体化

する視座を貫徹しようとした¹⁷⁾。

この、絞り上げられた課題を果たすための分析視角として、歴史的な前提である土地所有関係の変革の程度と日本資本主義の発展構造との内的連関を析出する「範疇的」視角と、世界的規定性をもつ帝国主義段階移行期と日本資本主義の発展構造との内的連関を析出する「段階的」視角と、以上二つの「基本視角」が「全構造的」な「把握」¹⁸⁾の要に据えられる。そしてこの基本視角の凝集点として、日本資本主義の構造確立を意味する、「生産手段生産部門と消費資料生産部門との総括」をなす「社会的総資本」の「再生産軌道への定置」が確定される「産業資本の確立」¹⁹⁾過程が分析される。中根〔2015〕でも論じたが、この「範疇的」かつ「段階的」な「基本視角」をもって「全構造的」な把握を行うという方法は山田の独創である。また、この視角の「工業端初」ならびに「工場工業」論文における「具体化」²⁰⁾が、一般的危機期当代把握の基準として産業資本確立期の分析に力点を置く方法であってこれも山田の独創である²¹⁾。この、二層にわたる山田の独創性の把握が『講座』での協働性を正当に理解する基礎となる。

すなわち山田「工業端初」ならびに「工場工業」論文は、一般的危機期当代の日本資本主義の構造的な基本矛盾と階級闘争・変革展望を示す限りにおいて、言い換えれば、当代の危機分析の基準として必要な限りで産業資本確立期の分析に力点を置く「とらえ返し」²²⁾の方法を採っている。これは一体的論文である「工業端初」ならびに「工場工業」論文に固有の方法であり、従って『分析』の形成をつかむ決定点になる。上記の山田両論文（後の『分析』第1・2両編）は決して産業資本確立期の解明それ自体を最終目的としていない。むしろ逆に、当代の危機分析の基準を定める限度内で産業資本確

立期を分析している。後に『分析』の「序言」で山田が改めて、産業資本確立過程を規定することを問題把握の「鍵」²³⁾と強調する理由はここにある。

この、一体的論文としての「工業端初」ならびに「工場工業」論文の総体的現状分析としての基本性格は、両論文の叙述根拠となる「統計」群、とくに山田の主課題との関係で中心的地位を占める「労働」統計の根拠年次に降りて検討すれば指すが如く明瞭である²⁴⁾。ここで「労働」統計の根拠年次検討の総括として、【表1】『講座』山田論文の基本性格—「労働統計」年次の構造より—を掲出する。

最初に、「工業端初」論文に掲出された労働統計群を検討する。これは全て「労働力」の包摂形態の面から、日本資本主義の「一切」の「生産領域」を「貫徹」する四つの搾取形態の「型」²⁵⁾を叙述する根拠とされた統計である。後に『分析』では「労働力」統計の「労働者数」項目に区分される。この統計群は根拠年次の全てが1882-99年という「産業資本確立」期の只中に属している。ここから山田が当該搾取形態の「型の解体」過程を日本資本主義における「一般的危機」の「前提条件」²⁶⁾と捉え返したことを確定し得る。

ついで、「工場工業」論文の「第一分析 機構」項に掲出された労働統計群を検討する。これも全て「労働力」の包摂形態の面から、日本資本主義の生産力展開を主導する「軍事機構=キイ産業」²⁷⁾に内包された「軍事」の「生産に対する優位」という「顛倒的矛盾」²⁸⁾を叙述する根拠とされた統計である。これらも後に『分析』では「労働力」統計の「労働者数」項目に区分される。この統計群は根拠年次の全てが「産業資本確立」期を基点として「金融資本成立」・「確立」期から一般的危機期に至る年次へ貫かれている。まず「軍事工廠」²⁹⁾統計の根

拠年次は 1893-1927 年へ延び、つぎに「原基機構」³⁰⁾ 統計の根拠年次が 1914-29 年へ延び、また「生産機構」の「脆弱性（脆弱性－中根注）」³¹⁾ 統計の根拠年次は一般的危機期の 1919-29 年に集中し、相互に連繋しながら 1929 年当代を終点としている。ここから山田が生産機構の脆弱と「海陸装備」の「制約」³²⁾ へ帰結する顛倒の矛盾を、日本資本主義に「内包」³³⁾ され

た基本矛盾と把握したことを確定し得る。

最後に、「工場工業」論文の「第二分析 労働力」項に掲出された労働統計群を検討する。これは全て「労働力」の「陶冶（訓練－中根注）」と「集成（闘争－中根注）」³⁴⁾ の両面を叙述する根拠とされた統計である。後に『分析』で「労働力」統計の「編制」項目に区分される。この統計群は、ただ二つの例外を除き、根拠年

〔表 1〕『講座』山田論文の基本性格 —「労働統計」年次の構造より—

区分	産業資本確立期 (1897-1907)	金融資本成立確立期 (1906-18)	一般的危機期 (1918 起点-)
「工業端初」 論文	紡績職工数表 (1882-99) 製糸職工数表 (1896-99) 織物職工数表 (1898-99)		
「工場工業」 論文 「第一分析 機構」項	陸軍工廠〔東京工廠・大阪工廠〕職工数 (1893-1906) 海軍工廠〔工廠・造兵造火廠〕職工数 (1893-1906)	鉄道工場職工数表 (1909) 鉱山 = 炭鉱労働者数, 内地 (1914-19) 金属工業 = 機械器具工業職工数の比重 (1914)	製罐工〔原動機・艦船・車両製造工場のもの〕の構成 = 数 (1927) 製鉄機構〔国営・民営〕職工数 (1929) 工作機械 = 旋盤製作の職工数 (1914-29) 金属工業 = 機械器具工業労働者数の比重、日本ならびに各国 (1919-29)
「工場工業」 論文 「第二分析 労働力」 項			陸軍工廠〔軍器工廠・火薬工廠〕労働力の型 = 軍器工廠 (1923)・火薬工廠 (1923) 鉄道関係〔ダイヤグラム・鉄道工場〕労働力の型 = ダイヤグラム (1925)・鉄道工場 (1928) 海軍工廠〔同・製機工場〕労働力の型 = 海軍工廠 (1870 〈例外〉)・製機工場 (1930) 港湾海洋労働力〔港湾沖仕・下級船員〕の型 = 港湾沖仕 (1929)・下級船員 (1927) 製鉄機構〔同・製鋼工場〕労働力の型 = 製鉄機構 (1902 〈例外〉)・製鋼工場 (1928) 採鉱機構〔炭鉱・金属鉱山〕労働力の型 = 炭鉱 (1925)・金属鉱山 (1925) 旋盤工およびミーリング工の地位 (1923) 繊維工業〔紡績工場・製糸工場〕労働力の型 = 紡績工場 (1926)・製糸工場 (1872 〈例外〉)

〔典拠資料〕山田盛太郎『日本資本主義分析』「統計索引」「労働」（岩波文庫版、1977 年、索引 14-15 頁）より中根作成。

〔備考〕上記の内、「工業端初」論文は後の『分析』第 1 編、「工場工業」論文は同第 2 編に当たる。

次の全てが「一般的危機」期に属している。ここから山田が変革の条件を示すに当たり「最も質的（戦闘的—中根注）」な主体と位置づけた「軍事工廠」の「キイ」³⁵⁾労働力群が1923-30年という一般的危機期当代の主体であることを確定し得る。

以上、両論文での叙述の根拠とされた労働統計の年次検討より、その総体的現状分析としての基本性格³⁶⁾は鮮明である。この山田「工業端初」ならびに「工場工業」論文を貫く問題意識と独創性の精確な把握が、『講座』同僚論文との共有点と相補性をつかむ不可欠の基礎となる。

《補論①：山田の在野化と『講座』への参加》

かつて山田は門下生に「学問は職業ではありません、使命です」³⁷⁾と伝え遺した。彼の学問的生涯の真骨頂はこの一言に凝縮されている。その研究の歩みの一つの峰に『講座』諸論文および『分析』が位置する。そして『分析』は、彼が在野研究者になる決断を行う過程を決定的契機とする研究姿勢上の飛躍があって初めて誕生した作品である。なぜならこの飛躍があって、初めて山田は『講座』に編集者兼執筆者として参加し、『分析』の原初稿となる諸論文を『講座』に発表して行ったからである。

山田は1930年7月、治安当局により合法紙『無産青年』新聞への募金を当時非合法とされた日本共産青年同盟への資金援助と強引に認定され、依願退職の形で勤務先の東大を追われた。山田は在野研究者として生きる決意を固め、この過程で彼はそれまでの純理論研究から現実分析研究へ研究対象を変えるとという研究姿勢上の飛躍を遂げた。当時、彼は少壮34歳、価値論³⁸⁾や再生産表式論など十分に蓄積して来た理論のメスをもって現実分析に切り込んだ。そして治安維持法による「昭和の大獄」が荒れ狂い、労

働農民党衆議院議員の山本宣治の暗殺、山田の親しい後輩で日本共産党員の岩田義道の虐殺などがあい次ぐ中で、野呂栄太郎と共に、山田は自らの生存の「証し」³⁹⁾とする決意で『日本資本主義発達史講座』に編集者兼執筆者として参加した。

山田は戦後、東大経済学会が「『資本論』100年特集」として掲載した「座談会『資本論』事始め」の中で以上の経過を顧み、東大助教授時代には「まだ」現実分析に対して「関心がなかった」⁴⁰⁾と前置きし、「日本の研究に力を入れるようになったのは勿論大学をやめてから」⁴¹⁾であると述べ、助教授時代は「労働統計実地調査の数字」が「甚だうとうしい存在」で「殆んど全く理論的研究に没頭」し、「統計数字」や「現状分析に取り組むことは実におっくうであった」⁴²⁾と明言している。その上で在野研究者として生きる決断をして以降、「心のおき所がかわって」行き、とくに先約の「再生産過程表式分析序論」を執筆し終えた後は『講座』論文の執筆に「何のわだかまりもなく力を注ぐことができた」⁴³⁾と述懐している。さらに同じ「座談会」の中で大学助教授時代から現状分析を始めていたのではないかという質疑を有沢広巳、大内兵衛、脇村義太郎、鈴木鴻一郎の面々から何度となく受けても、山田は一貫してそれを否定した上、鈴木鴻一郎が「日本の具体的な……ことを書いてくださいという場合は、常識的にいいますと、ある程度、日本について業績がないとその人に頼んでこない」のが「普通」であり、山田が「日本のことをやっておられて、その事情を知っているから、『講座』編集部から」山田へ『講座』の工業部門を「お願いした」のでは「ないんでしょうか」と最も踏み込んで尋ねたのに対し、山田は「それがありません」と断言し、「大学をやめて文筆を業とする余儀なきに至ったものとして……割りふられた

ものかとおもわれます」⁴⁴⁾と即答している。この応答の全てに、在野化して初めて日本の現実分析に挑んだ山田の姿勢が回顧の形で鮮明に示されている。

まさに在野に身を置いた山田にして初めて執筆し得た『講座』諸論文＝『分析』原初稿であり、この意味で、山田の学問的生涯における代表著作である『分析』は、在野の山田だからこそ生み出し得た作品でもある。以上、山田の在野化にともなう研究対象の変化という意識上の飛躍が『講座』諸論文＝『分析』原初稿の誕生へ向けた主体的基礎となる⁴⁵⁾。

《補論②：『講座』山田論文の学問的自立性》

山田は『講座』参加の初発から政治綱領からの自立性⁴⁶⁾を保ち、その上に立って『講座』共同研究会に参加した。山田の学問的自立性の把握は、講座派・労農派という通俗的区分を超え、学問を政治的な色眼鏡をかけて見る愚を犯すことを拒む研究者であれば、『講座』山田諸論文＝『分析』原初稿を内在的に理解する不可欠の条件となる。その自立性は山田「工業端初」論文とその準備「要綱」稿に端的に示される。

共産主義インタナショナルは1930年10月、日本支部であった日本共産党にインタ内で機関討議途上の新テーゼ案を示し、日本共産党の指導部はそれに肉付けをして全党に発表した。翌31年4月から6月にかけて機関紙『赤旗』に連載された「31年テーゼ草案」がそれである。『講座』はこの時期に野呂を中心に構想・企画され、プロレタリア科学研究所と産業労働調査所の指導的な所員をはじめ、平野義太郎、小林良正、山田など前年の「共産党シンパ事件」によって野に下った学究、大内兵衛や土屋喬雄など「労農」派の研究者をも糾合する学問分野の巨大な統一戦線として進行した。

そして1931年12月19日、山田は『講座』第1回配本分の「工業端初」論文の「要綱」を執筆した。それは主題を「半農奴零細耕作と資本主義の相互規定」とし、翌32年2月には『講座』の「内容見本」に他の主要執筆者の「要綱」と共に公表された。山田は課題を当代の「急速広汎な階級闘争展開」の「分析」にまで及ぼし、そのためには第一次「大戦中」の「深刻な階級分化」への注目が不可欠であり、この階級分化が日本資本主義興隆の地盤だった「半農奴の小作料支出後の僅少な残余部分と低い賃銀の合計」で「ミゼラブル」な家父長制「家族」を再生産する関係を掘り崩すと鮮明に提示した。また中農層などの意識を覆う天皇制と家父長的家族制への隷従「観念」も動揺することを明示した⁴⁷⁾。

31年テーゼ草案は全5項目からなる党の基本スローガンのわずか3番目に、天皇・大地主・官公有地・寺社領の土地没収を掲げたに過ぎず、多数を占める中小寄生地主に対する土地没収の必要性に触れず、また中農を変革主体から除外していた⁴⁸⁾。それに対し、山田は日本資本主義変革の第一要件が「半農奴零細耕作と資本主義の相互規定」関係の打破、つまり中小を含む全寄生地主からの土地没収と耕作農民の無償での土地獲得を基礎とする、自立した近代市民の人格確立の基礎を打ち立てる民主変革にあり、労働者と中農まで含む労農同盟が変革主体であると鮮明に理論提起したのである。

この「要綱」稿から3月24日付脱稿で『講座』第1回配本分の山田「工業端初」論文が執筆されて行く時期は31年テーゼ草案期の只中であり、『講座』執筆者群の中の共産党フラクションの一部から山田「工業端初」論文に強い危惧が示された。編集首座の野呂との連絡を担当する枢要に位置し、『講座』の中心的一翼を担った井汲卓一は、戦後に非常に詳細かつ率直

に当時を回想し、党員として31年テーゼ草案を擁護する立場から『講座』の第1回配本原稿が出揃った時に山田の原稿を「否決」し「載せてはいけない」と主張し、山田論文に強い難色を示したと明言している。そして、党員で編集首座の野呂から「できるだけ幅広く社会科学者の戦線をつくることが第一の目的」である以上、「君（井汲－中根注）が山田さんの意見に反対なら反対論を書けばいい」し、「排除すべきではない」と説かれたと顧み、あわせて「野呂自身も、自分も必ずしも山田論文には賛成ではないんだ」と述べたと記している⁴⁹⁾。井汲の一途さと言ひ、野呂の度量と言ひ、いずれにせよ山田「工業端初」論文は世上流布されている虚像と180度異なり、その誕生も危ぶまれた『講座』異端の論文であった。

この山田「工業端初」論文の31年テーゼ草案との隔絶性はまた、32年テーゼとの隔絶性をも示している。32年テーゼが「日本では独占資本主義の侵略性は軍事的＝封建的帝国主義の軍事的冒険主義によって倍加」⁵⁰⁾ されると述べ、特徴の並列的記述に止まったのに対し、山田「工業端初」論文は32年テーゼ発表以前に、日本では軍事的半農奴制的帝国主義へ同時転化する形でのみ資本主義が確立する⁵¹⁾ として、歴史具体的な内的連関の下に統一的把握を遂げ、32年テーゼの把握との差を先んじて明示したからである。以上、山田の学問的自立性の把握が『講座』山田諸論文の内在的理解の前提要件となる⁵²⁾。

B) 『講座』山田論文と同僚論文の共有点

－比較対照より－

1931年の夏、満州事変勃発の直前、野呂栄太郎を中心に企画された『日本資本主義発達史講座』。翌32年2月、野呂は『講座』の「内容見本」に収載された「趣意書」で言う－当代日

本の「危機からの活路」を「身をもって切り開かん」とする「多数読者」に「問題解決」の「鍵」⁵³⁾を提供するために本『講座』を刊行する、と。この目的を達成するため、第一部「明治維新史」、第二部「資本主義発達史」、第三部「帝国主義日本の現状」の三部構成に、第四部「資料解説」を加え、経済・政治・軍事・法律・思想・教育・文化・社会運動の全領域を網羅する、文字通り一個の社会科学書として『講座』が編まれた。

山田は野呂の問題意識と重なりながら、1931年12月から33年7月までのわずか1年半で、『講座』の「内容見本」に要綱を寄せ、『講座』の「月報4」に小論を載せ、『講座』第1回・第5回・第7回の各配本に計3本の論文を次々に発表して行く。それは、山田を含む『講座』執筆陣の「共同研究会」を経て生み出された集団的討究の成果でもある。この点について、『講座』山田論文と同僚論文との比較対照を通じて共有点の析出を試みた先駆的研究として上述の守屋〔1967〕がある。そこでは『講座』の山田論文と平野義太郎、大塚金之助（渡邊謙吉との共同論文－中根注）らの論文について、「資本主義」と「半封建的な農業」⁵⁴⁾との関係把握の点について比較対照が行われ、そこに共有的理解が存在することを明示した。但し、比較対照はこの一点に留まり、日本資本主義の特質理解に関する重要論点について網羅的な比較対照までは行われなかった。中根〔2015〕は、守屋の指摘点に加えて少なくとも、軍事工業を日本資本主義発達の推進力として位置づける点、日本における早熟的な帝国主義化と資本主義確立の関連の点は、それが山田も参加した『講座』共同研究会、とくに「資本主義発達史」部会の共有的到達点であることを同僚論文との比較対照によって明示した。

この点の明確な把握により、『講座』を緊密

なる一個の総体として刊行するために1931年初秋から「約半年間」かつ「毎週1回以上」⁵⁵⁾の濃密な頻度で続けられた『講座』執筆者群による共同研究会に、山田が同年「10月」から「参加」⁵⁶⁾した決定的な意義が照らし出され、同時に、低賃金と半封建的農業の相互関連の点のみならず、軍事工業を日本資本主義発達の推進力に位置づける点、日本の早熟な帝国主義化と資本主義確立の相互関連の点も『講座』共同研究会、とくに「資本主義発達史」部会の共有的到達点であり、山田の独創ではない点が照らし出され、『講座』での協働性が正当に示される。ここで、『講座』山田諸論文と同僚論文の間における上記論点についての比較対照の結果を【表2】「『講座』山田論文と同僚論文の共有的到達点-比較対照より-」に掲出する。

まず、軍事工業を日本資本主義発達の推進力とみる点について。山田「工場工業」論文は、維新「官僚」国家の「礎石」として国営「軍事工廠」と「巨大財閥」の形で『『政治的必要』に基づく大工業』が「創出」され、これが資本主義的生産への転回の「基軸」である「キイ産業」⁵⁷⁾になったと把握する。同様に風早八十二「財政史」論文は、「軽工業そのものが未だ地に足をつけ」る「前」から、重工業が「軍事的內容」を持つ「国家」の「資本主義的『計画』」下で「軍事工業としてのみ」初めて「成立」し、日本資本主義の「新生産力の発展の契機」である「キイ産業」⁵⁸⁾になったと把握する。また、資本主義と半封建的農業の相互関連の評価の点では山田と明瞭に異なる理解を持っていた井汲卓一も、この点に関しては山田と同様に井汲「最近における経済情勢と経済恐慌（上）」論文で、日本の場合には「重工業」は何よりも「軍事工業」であり、「国家」によって「強力に蓄積された資本」はまず軍事工業に「投下」され、「軍事的要求」に「従属」して「生産力」が

「発展」⁵⁹⁾したと把握している。

ついで、資本主義における低賃金と半封建的農業の相互関連の点について。山田「工業端初」論文は、高率の「半農奴的小作料支払後の僅少な残余部分と低い賃銀との合計」で「ミゼラブルな一家」が維持される『惨苦の茅屋』水準での労働力再生産「関係」の成立が日本資本主義の「存立の地盤」⁶⁰⁾であると把握する。同様に大塚・渡邊共著「資本蓄積と経済恐慌」論文も、日本資本主義は「農民を農村に結びつけたまま」でその「労働力を工業に利用」して「農民の一家の家計」を「労働力を商品化して得た収入と農業によって得た収入とによって維持」させ、「労働力を極めて低廉に買い入れ」⁶¹⁾たと把握する。また、小林良正「交通機関の発達と内外市場の形成（下）」論文も、日本資本主義の下で「半封建的零細耕作農業」下の農民家族は「マニュファクチュア」や「家内工業」を主とする繊維産業での賃労働収入との「抱合」によって「辛くも、その惨めな生計を立つ」⁶²⁾状態に置かれたと把握している。

また、早熟な帝国主義化と資本主義確立の相互関連の点について。山田「工業端初」論文は「朝鮮市場独占および中国長江開市」を日本「紡績業興隆の基礎的条件」⁶³⁾と把握し、同じく山田「工場工業」論文は陸海「軍器素材=労働手段素材」である「鉄の強力的確保」⁶⁴⁾が不可欠であると把握し、日本資本主義は生産原料と商品市場確保の両面から「植民圏確保」を「遂行」⁶⁵⁾したと把握する。同様に大塚・渡邊共著「資本蓄積と経済恐慌」論文も、「国外市場と国外原料資源」を確保して「産業資本を確立」させるために日本資本主義は「帝国主義的な植民地を必要」⁶⁶⁾としたと把握する。また、小林「交通機関の発達と内外市場の形成（下）」論文も、ほぼ同様に「再生産基礎の致命的な狭隘性」を持つ日本資本主義では紡績業も当初か

ら「海外に乗り出し」て「東洋市場に依存」し、この「繊維工業の海外依存」関係それ自体が「帝国主義的軍備に依存」⁶⁷⁾すると把握している。

さらに、『講座』企画当初から中心的な執筆予定者の一人で、『講座』共同研究会に参加しながらも、32年春のプロレタリア科学研究所弾圧によって検挙され、『講座』への論文執筆が叶わなかった寺島一夫も、『プロレタリア科学』1932年9月号の「獄中の同志から」欄に掲載された「日本資本主義発達史（『講座』のこと—中根注）について」という所感において、「この点も普通云われているが」と前置きしながら、「資本の進出のための植民地というより、市場及び原料資源としての植民地を先づ武力でとり、その確保のために強いて資本輸出をなす」⁶⁸⁾日本資本主義の特質について、大塚・渡邊論文への賛意という形で指摘している。同時に寺島は、「山田氏」の「軍事産業を旋回軸とする発展」という理解について「全く正しいと思う」⁶⁹⁾と述べ、山田「工業端初」論文が示した「軍事機構」を「旋回の枢軸」⁷⁰⁾とする把握に全面的な賛意を示している。寺島の所感は32年「8月4日」付であり、『講座』第2回配本分まで刊行された時点であり、個別の重要論点に踏み込んだ最も早い『講座』批評として貴重である。

以上の比較対照より、部会別開催を基本とした『講座』共同研究会の過程で「資本主義発達史」部会の主要執筆者と目される大塚金之助、風早八十二、小林良正、山田盛太郎らの間に重要な共有的理解が獲得されたと推断し得る。さらに本稿で今一步立ち入った検討を行った結果、部会別研究会と並行して行われた『講座』全体の共同研究会を通じて井汲卓一や寺島一夫など他の主要執筆者・執筆予定者とも部分的な共有的理解が獲得されたと推断し得る。これらの共有的理解は、山田もその一人として『講座』諸

論文へ結実させて行く歴史的起点になったと位置づけ得る。山田が自身にとって初めての現状分析に臨むに当たって『講座』共同研究会への参加が持った意義は決定的である。

次節では『講座』山田諸論文と同僚論文との相補性へ視野を拡げるが、紙幅の関係上、本稿では『講座』主力執筆者の一人である井汲卓一の論文に焦点を絞り、まず井汲の問題意識と独自性を明示し、その上で『講座』の相補性の一例として山田諸論文と井汲論文の相補性について検討を行う。

《補論③：山田「工業端初」論文と野呂への影響》

ここで山田「工業端初」論文が野呂に与えた学問的影響について『講座』の協働的性格を照らし出すために最低限触れる。

山田「工業端初」論文が32年3月24日付で脱稿され、他の第1回配本論文と共に野呂の編集を経て5月15日付で刊行された直後、野呂は『中央公論』32年6月号に彼最後の研究論文「恐慌の新局面と展望」を発表した。そこでは日本資本主義の特質把握に関するいくつかの新視点が鮮明に提示されたが、それが山田「工業端初」論文から摂取した視点であることは、両者の論文を対照すれば明瞭である。

ここでは二点のみ挙げる。第一点。野呂は巨大「財閥」の「独占的支配力」が、「軍事的工業」を「物質的基礎」とする「絶対的官僚」の「権力」に「負うところがきわめて多」く、この「金融資本家的大財閥」自体が「軍事的工業」を「中心」に「組織」されて「国営軍事工業」と「相まち」、「軍事的工業」の「完成」に「奉仕」⁷¹⁾しているという新視点を示している。これは山田「工業端初」論文に示された、官僚政府の「軍事武装」の物的基盤である「軍事機構」が、陸海軍「工廠」・「製鉄所」・「鉄道」の官営と、軍事「動員」を「最大可能」ならしめ

【表2】『講座』山田論文と同僚論文の共有的到達点 一比較対照より一

論点	『講座』山田論文	『講座』同僚論文(1)	『講座』同僚論文(2)
軍事機構⇨キイ産業の位置づけ	日本資本主義は、「最要問題」である「官僚」国家の「強力」=「常備軍」の「物的礎石」となる「軍事工廠」、および軍事的「活用の最大に可能な形態」での「官営払下」を基調とする「巨大財閥」の「創出」によって、『政治的必要』に基づく大工業が「強力的性質」をもって「創出」され、生産旋回の「基軸」である「キイ産業」(山田、「工場工業」3-8頁)になったと把握する。	風早八十二「財政史」(第1回配本) 日本資本主義は「軽工業そのものが未だ地に足をつけるに至らない前」から、欧米列強との対抗上、重工業が「国家」による「軍事的内容」を有する「資本主義的『計画』」の下で「軍事工業としてのみ初めて成立」し、それが「新生産力の発展の契機」としての「キイ産業」(風早、12頁)になったと把握する。	井汲卓一「最近における経済情勢と経済恐慌(上)」(第1回配本) 日本資本主義の「重工業は何よりも先づ軍事工業」であり、「国家自身の手によって強力に蓄積された資本」は優先的に「生産手段のために投下」され、「生産力の発展は軍事的要求に従属」(井汲、15頁)させられたと把握する。
高率小作料と低賃金の補充関係	日本資本主義は、高率の「半農奴の小作料支払後の僅少な残余部分と低い賃銀との合計」で辛うじて「ミゼラブルな一家を支える」ような極めて低い生活水準での労働力の再生産(「惨苦の茅屋」)の「関係」の成立を、「存立の地盤」(山田、「工業端初」51頁)にしていると把握する。	大塚金之助・渡邊謙吉「資本蓄積と経済恐慌」(第2回配本) 日本資本主義は「農民を農村に結びつけたまま」で「その労働力を工業に利用」し、「農民の一家の家計を労働力を商品化して得た収入と農業によって得た収入とによって維持」させ、「労働力を極めて低廉に買い入れ」(大塚・渡邊、13頁)ることができたとして把握する。	小林良正「交通機関の発達と内外市場の形成(下)」(第3回配本) 日本資本主義は、広汎な「半封建的零細耕作農業」下の農民家族が「マニファクチュア=家内工業形態」を主とする繊維産業での賃労働収入との「抱合」によって「辛くも、その惨めな生計を立つる」(小林、3-4頁)状態に置かれたと把握する。
植民圏確保の意義	日本資本主義は、陸海「軍器素材=労働手段素材」である「鉄の強力的確保」(山田、「工場工業」38頁)と「紡績業興隆の基礎的条件」である「朝鮮市場独占および中国長江開市」(山田、「工業端初」48頁)の両面、生産原料と商品市場の確保の両面から「植民圏確保」を「遂行」(山田、「工場工業」78頁)したと把握する。	大塚金之助・渡邊謙吉「資本蓄積と経済恐慌」(第2回配本) 日本資本主義は、「国外市場と国外原料資源」を確保して「産業資本を確立」させるために、「帝国主義的な植民地を必要」(大塚・渡邊、50頁)としたと把握する。	小林良正「交通機関の発達と内外市場の形成(下)」(第3回配本) 日本資本主義は、「再生産基礎の致命的な狭隘性」のために、「奢侈品」産業である製糸業の米国への依存と共に、紡績業も早くから「海外に乗り出し」て「東洋市場に依存」し、この「主要二大繊維工業の海外依存」の関係がまた、日本の「帝国主義的軍備に依存」(小林、4-5頁)していると把握する。

〔典拠資料〕野呂栄太郎他編『日本資本主義発達史講座』(1932-33年、1982年岩波書店復刻版)より中根作成。
 (備考)上記の「山田論文」項で、第1回配本「工業端初」論文は後の『分析』第1編、第5回配本「工場工業」論文は『分析』第2編に当たる。また『講座』同僚の執筆者名・論文名・配本回数は引用文の冒頭に太字で記した。

る「鉱山」・「造船」・「機械工業」などの「キイ産業」を「制御」する「巨大財閥」⁷²⁾の二重形態で確保されたと把握する見地と全く同一である。

第二点。この論文で野呂は、昭和恐慌下の労働者の激しい生活窮乏の具体的事例に「長野県生糸同業組合連合会」の「賃銀引下げ」⁷³⁾状況を挙げ、数値を示しながら叙述したが、典拠資料の揭示は敢えて省略している。一方、山田「工業端初」論文は1931～32年の「長野県生

働者の激しい生活窮乏の具体的事例に「長野県生糸同業組合連合会」の「賃銀引下げ」⁷³⁾状況を挙げ、数値を示しながら叙述したが、典拠資料の揭示は敢えて省略している。一方、山田「工業端初」論文は1931～32年の「長野県生

糸生産同業組合会」の「賃銀引下事情表」を掲出して叙述に代え、『東京朝日新聞』、1931年6月16日、同10月25日、記事より作製⁷⁴⁾と典拠を示した。ここで野呂の当該叙述と山田の当該表出を直接対照すれば、野呂が山田「工業端初」論文の当該表出に全面依拠して上記論述を行ったことは、数値面から一目瞭然である。

以上、山田「工業端初」論文が野呂に与えた学問的影響からも『講座』の協働的性格は浮き彫りになる。

Ⅲ 『講座』山田論文と同僚論文の相補性 —井汲卓一論文との対照を例に—

A) 『講座』全体における井汲の位置

—主力執筆・実質的編集者の一人—

本稿では上述したように紙幅の制約上、山田「工業端初」論文での「半農奴零細耕作と資本主義の相互規定」論に対し、共産党員として31年テーゼ草案を固守する立場からは無論のこと、それに留まらずに一人の研究者として明瞭に異なる見解を示した内の一人である井汲卓一に割り振られた『講座』論文である、第三部「帝国主義日本の現状」に属する「最近における経済情勢と経済恐慌（上）」（以下「最近恐慌・上」論文と略）および「同（下）」（以下「最近恐慌・下」論文と略）に焦点を絞り、その問題意識と独自性を示し、『講座』における相補性の一例として、山田諸論文と井汲論文の相補性を検討する。その前提要件が『講座』全体における井汲の位置の正当な把握である。

井汲卓一の名前は戦後の「構造改革論」の理論家として知られていても、戦前の『講座』時点での位置づけと独自性について立ち入った論究は皆無と言って良い。守屋〔1967〕では『講座』に関する箇所には井汲は登場していない。また、大石〔1982〕も共産党員として31年テー

ゼ草案にこだわる井汲の一面のみを紹介したに止まる。長岡〔1984〕も『講座』執筆者の中で山田諸論文の日本資本主義理解に対して内部批判論文を執筆した同僚としては服部之綏ただ「一人」⁷⁵⁾を紹介したに止まり、やはり井汲は登場していない。

この先行研究の限界を反映し、今日流布されている『講座』時点での井汲像は共産党員として31年テーゼ草案を政治的立場から固守したという一面のみである。無論、共産党員として31年テーゼ草案を固守しようとしたこと自体は本人自身の回顧にもとづく事実ゆえ、先に本稿でも山田の学問的自立性との関連で論及した。同時に、それと『講座』全体における井汲の位置の問題は全く別次元の事柄である。本稿は従来の一面的な井汲像を退け、等身大の正当な井汲像を明示する。

まず井汲は野呂に最も信頼されたいわば身内、すなわちプロ科・産労所員の一人である。彼の『講座』における立場は羽仁五郎、逸見重雄、平田良衛に次ぐものであった。井汲は野呂によって企画の当初から一貫して『講座』窮極の眼目の部とされた第三部「帝国主義日本の現状」の執筆者の冒頭に氏名を挙げられた。すなわち、野呂は1931年9月20日付平野あて書簡で「帝国主義日本の現状 井汲、野呂、野村（二郎—中根注）、平田、田中（康夫—中根注）、寺島、山口（信次—中根注）、今野（良蔵—中根注）、逸見、平野」⁷⁶⁾と執筆者を挙示している。また井汲は野呂によって「帝国主義日本の現状」部会の共同研究会の連絡担当に指名されている。すなわち、野呂は上記書簡で「通信その他の事務上の打合せ」について「第四部（後の第三部「帝国主義日本の現状」部会のこと—中根注）」は「井汲がそれぞれ各部編集責任者と連絡を取って決定通知」⁷⁷⁾する旨を明記している。

野呂は、『講座』窮極の眼目部であった第三

部に関してはプロ科・産労所員で固める方針を企画時点から明示し、後の予約用の『講座』の「見本」でも堅持している。その野呂が終始迷わずに「経済」項目の執筆者に選定していたのが、井汲である。すでに井汲は下獄中、「獄中の同志からの通信」として、『プロレタリア科学』1930年11月号に「日本における輸入超過の根拠」、同1931年1月号に「社民経済学批判」を寄せ、とくに「日本における輸入超過の根拠」で、「日本」の「慢性的」な「恐慌の危機」は「生産力に比して過大なる国費、中にも過大なる、非生産的な軍事費」によって「危機」が「大」にされていると、「シベリヤ出兵に費やしたる九億の巨費」⁷⁸⁾を例示しながら指摘しており、後の『講座』井汲論文への基礎視角がすでに片鱗を現している。

そして井汲は『講座』企画当初から刊行完遂に至るまで、羽仁五郎、小林良正らと共に編集部へ入稿された諸執筆者の『講座』原稿の校正など編集の実務に当たり、『講座』刊行完遂に極めて大きな貢献を果たした。この井汲の尽力については、小林も「私は……井汲卓一とともに、編集部の手伝い、……提出された原稿を下読みして、……検閲に引っかかりそうな箇所をチェックしたり、……毎回、井汲とともに、……出張校正に出かけて、午後から夜まで詰めた」⁷⁹⁾と明言している。また、大石〔1982〕も「野呂が非合法活動に入った」後の『講座』後半期は「平野が野呂に代わって編集の実質的・直接的指揮」に当たったが、「平野と野呂との連絡を担当」という最も危険な任務に当たったのが「井汲であった」と明示している。井汲は野呂の最も近い僚友でもあったのである。

さらに井汲は、共産黨員として共産主義インタナショナルの諸テーゼに忠実であろうとする一方、同時に、研究者として相当な自立性を有

していた。井汲は当時すでに政治的敗北者、つまりその当時においては、そのまま理論的誤謬の主ともされていたブハーリンの所論をも、資本主義の一路没落論批判としては「今日、尚、ブハーリンを援用することができる」⁸⁰⁾と「最近恐慌・上」論文で堂々と引用し、逆に、僚友であり編集首座でもある野呂の1930年時点での論稿⁸¹⁾の中の「一般的没落論」⁸²⁾と読み取られかねない箇所について明示批判を行っているが、そのいずれも井汲の一定の理論的自立性を示している。

以上、井汲は『講座』全体の主力執筆者・編集者の一人であったと断言し得る。

《補論④：井汲「最近恐慌」論文と野呂の共有点 —野呂「内容見本」稿との対照—

先に記したように、『講座』の学問的統一戦線としての基本性格を堅持する観点から野呂は井汲を説いたが、続けて、野呂自身も山田「工業端初」論文に全面的に賛成ではないと述べたとされる。その具体的論点の所在については、1932年2月26日付の野呂より平野あて書簡が示唆的である。そこで野呂は、平野の『講座』第1回配本論文草稿への助言という形で野呂自身の見解を略記しているが、そこでは「維新後」の「資本の原始的蓄積」によって「農業生産が直接間接に資本の支配下に従属」して「農民の階級分化が広汎に進行」し、「生活費の主要な部分を賃銀収入に依存」するに至った「点」を「強調」すべきと記し、その「賃労働の種々なる特殊形態」についても「指摘さるべき」と続けている。その上で、あくまでそれとの関連において、平野の草稿に記されていた「農業の生産……における資本主義の発展、……これに伴う資本主義的階級分化が阻まれた」⁸³⁾という日本における原始的蓄積の「特質」も「指摘」すべきだと記している。

加えて野呂は、『講座』の「内容見本」に収載された彼の「日本資本主義の基本的矛盾」に明示されているように、世界体系としての帝国主義的「資本主義の一般的危機の基礎の上」で日本資本主義が「異常なる発展を遂げた」ために、「日本資本主義の最も基本的な矛盾の一つ」である「寄生地主的土地所有制の桎梏の下に残存せる半封建的農業生産関係」が「却って全く致命的」⁸⁴⁾な矛盾となり、それは「もはや資本主義制度の下では克服し難き矛盾」になったと把握している。すなわち、日本資本主義の一般的危機期への突入と共に農業の半封建的生産関係からの脱却の道が最終的に閉ざされたと把握している。

この二点で野呂と井汲は基本的な理論的一致を見ており、それゆえ野呂は『講座』企画当初から自信をもって井汲を第三部「帝国主義日本の現状」の「経済」執筆者に選定したと推断し得る。すなわち、井汲「最近恐慌・上」論文では日本資本主義の「急速な発展」の「より主要な条件」は、「国の広汎な人口」に対する資本による「極度に低い生活水準」と「植民地的な労働条件」の強制にあるとし、それは「単に」農業の「半封建的生産関係」によって「条件づけられたもの」では「ない」⁸⁵⁾と強調し、また井汲「最近恐慌・下」論文では、「戦後」の一般的危機期の日本資本主義の「発展」が「日本農業の危機」を「決定的に深める」作用を果たし、日本農業が「日本資本主義の一般的危機の重要な構成部分」⁸⁶⁾になったと把握している。

以上、井汲「最近恐慌」論文と野呂「内容見本」稿との学問的共有点からも『講座』の協働的性格は浮き彫りになる。

B) 『講座』井汲論文の問題意識と独自性

まず、井汲「最近恐慌」論文の構成を一瞥する。それは、第1章「戦時および戦争直後にお

ける日本資本主義経済の異常な発展」、第2章「相対的安定期における経済的発展の諸問題」、第3章「発展の新たな時期」、第4章「一九二九年以降の経済恐慌」、第5章「恐慌の現在の段階」、以上の全5章から成り、第1～2章が第1回配本分の上篇に、第3～5章が第2回配本分の下篇に収載された。

以上の構成の中で論理の中核に位置するのは、世界体系としての帝国主義の一環を成す日本資本主義の成立要件である「内的構成」⁸⁷⁾と、戦後の一般的危機期の階級闘争の質的変化を論じた第1章Ⅳ節「帝国主義的成熟とその内的矛盾の激化」と、それを受けて日本資本主義がその内的構成ゆえに「正常的な産業循環」ではなく「戦争」⁸⁸⁾循環の形でのみ発展し得たことを論じた第2章Ⅰ節「相対的安定期と日本資本主義」、そして、こうした日本資本主義の成立要件と発展循環の特質に内包される基本的な「二つの矛盾」⁸⁹⁾を総括しつつ表裏一体的関係をなす「軍器の生産」の圧迫にもとづく「国の工業化」の「阻害」⁹⁰⁾性を論じ、一般的危機下の労働強化と失業者群の顕在化の同時進行下で高揚する階級闘争へと切り返す第2章Ⅲ節「国の工業化、合理化、失業」の計3節である。

井汲もまた、野呂の問題意識と重なり合いながら、『講座』での自身の中心課題を当代の日本資本主義の「内的構成」および《戦争循環》なる循環的特質に内包される二つの基本矛盾と軍事生産が経済全体へ与える阻害性を抉り出し、「戦時経済」へ向かう「資本家的通路」に対抗する「プロレタリア的通路」⁹¹⁾を解明することに据えている。以下、井汲論文の独自性を検討する。

すなわち、井汲「最近恐慌」論文は、大戦の只中で日本は欧州を中心とする生産「破壊」を自らの「生産拡大」の「基礎」⁹²⁾として重工業を中心に飛躍的発展を遂げたが、それは軍事的

「破壊手段の生産」が主であって農業部門や軽工業部門向けの機械生産の本格的発達への波及が「阻害」されたと強調する。そして「第一級の戦闘艦を建造」し得ても「軍事的要求」に「従属」した「生産力の発展」は「国の広汎な工業化」を「抑止」⁹³⁾したと把握する。この、破壊の上に発展する日本資本主義の退廃的性格と軍事生産が経済全体に対して有する阻害の性格の連繫的把握は井汲論文の独自性である。

戦時発展に「助長」されて日本は「帝国主義の成熟」期に入り、①天皇制官僚政府による「軍事」力の「独占」、②中国を始めとする東アジア侵略の地理的な「好都合な諸事情」の「独占」、以上二つの非経済的「独占」を全「発展の基礎」条件とし、③それらと「結合」した軍事生産を中心とする「国家資本」と「少数のコンツェルン」の下における……金融資本が「労働力の最も苛酷な植民地的搾取」と「農業における半封建的搾取」の上に成立し、この総体を日本資本主義の「内的構成」と把握し、その成熟の過程は、戦時の急発展にともなう「人民層」の「急激」な「プロレタリア化」を「深い根拠」としてブルジョアジーとプロレタリアートの「対立」を「前面」⁹⁴⁾に押し出し、他方、同じ帝国主義の成熟は却って農業の資本主義化を「封建的諸関係」の「維持」の「範囲」内に「止」め、帝国主義は「農業生産力の発展を阻止する桎梏」になったとし、この関係の下で「農業の危機」は最終的に日本資本主義の「一般的危機の重要な構成部分」⁹⁵⁾になると把握する。

そして、上述の「内的構成」ゆえに日本資本主義の「経済的膨張」は「戦争」ごとに「もたらされ」、「経済的活況」が「常」に「経済外的な方法」でしか「つくり出し得なかった」という循環的特質を反復強調し、それは「正常な産業循環に基かない」で「戦争によってもたらさ

れた」と明確に把握し、「戦役」の「一時的」な「需要」に対する「急激な膨張」を「維持」するに「足る」規模の「新たな市場」を「海外」に求める欲望が「戦時の発展の程度に応じて強烈」となり「新しい××××（戦争準備：検閲により伏字：-中根注）」の「樹立」⁹⁶⁾に連なる内的必然性を捉え、日本資本主義の「経済」発展と「戦争」の内的連関を《戦争循環》規定として初めて明示した。これは先の軍事生産の経済全体に対する阻害規定と連動した井汲論文の際立つ先駆的な独自性である（尚、一点注記すれば、井汲論文から3年後、山田も1935年の講演「再生産表式と地代範疇」手控え稿において「戦争に貫かれた循環」と記し遺した）。

この把握の上に立って、日本資本主義の一般的危機の前提要件を①国内「労働者の階級闘争」および「農業危機」と、②国際的「支那革命の発展」と「アメリカおよびイギリス帝国主義との対立」および「ソヴェート同盟との根本的な対立」という戦後の新たな「諸条件」下に旧来の「発展のテンポ」を前提した「全発展」を「続けなければならなかった」⁹⁷⁾点に求め、戦後諸条件の下では従来の《戦争循環》は持続できないとして、中国など「太平洋沿岸」をめぐる米英との「帝国主義的対立」激化による全面戦争を予示した⁹⁸⁾。

その上で、日本資本主義に内包された基本矛盾の確定に入る。すなわち、日本は「帝国主義」の「時代」に「発展を始めた」ことが「原因」となり発展の「全時期」において「農業」を「犠牲」にし、「農業」と「工業」の「発展の不均等」は「極端」にまで進められ、農民は「余剰価値」ばかりか「必要……価値部分」まで「収奪」された上、再び「農業」に資本として投下されずに「都市工業」、「軍事費」と「軍事工業」、「官僚閥の維持」に「当てられ」、「農

業」自体の「資本主義的発展」は「阻止」され、日本資本主義の「特質」は、一方での「高度」な「資本主義的発展」と他方農業の「半封建的生産関係」の「残存」という不均等発展の極端化となり、「国の人口の大きな部分」を占める「農業」人口は「極めて狭隘」な「国内市場」しか形成していないとして国内消費需要の狭隘性を示し、同時に、「農村」のみならず都市を含む「国の広範な人口」の「極度」に「低い生活条件」と「植民地的な労働条件」が日本資本主義発展の「より主要な条件」であることを強調し、それは日本資本主義によって「つくり」出されたとして国内労働力供給の低廉性を示す⁹⁹⁾。そして労働者の植民地的労働条件と極度に低い生活水準は「決して単に農業における半封建的生産関係」によって「条件づけられたもの」では「ない」と指摘して山田「工業端初」論文での「相互規定」把握に対する井汲の視点からする異論を明示し¹⁰⁰⁾、農工間の極端な不均等発展ゆえの半封建的農業生産関係の残存も、労働者の苛酷な労働・生活条件も日本資本主義を「原因」とし、「固く結合」された基本的な「二つの矛盾」として「一見人の眼を眩惑」する日本資本主義「発展」の「本質」¹⁰¹⁾をなし、軍事生産の経済全体への阻害性と相まって、この「二つの矛盾」下では「国の広汎な工業化はあり得ない」¹⁰²⁾と総括する。

以上、井汲「最近恐慌」論文の問題意識と独自性を示した今、山田論文と井汲論文との相補性を検討する。

C) 『講座』山田論文と井汲論文の相補性

—比較対照より—

ここで、双方が同じ『講座』第1回配本分に収載された、山田論文の特に「工業端初」論文と、井汲論文の特に「最近恐慌・上」論文を、以下、『講座』全体において焦眉の論点とされ

た下記二点について比較対照し、その相補性を検討する。

第一に、日本資本主義における「一般的危機」の具体的発現契機の把握の点。この点について、一方の山田「工業端初」論文は、第一次「大戦中」の生産の「異常」な「発展」にともなう「労働様式・搾取様式・階級様式」の「転化」を「農村解体」の「動因」¹⁰³⁾とし、その上に立って、経済的な「最重要産業」¹⁰⁴⁾をなす「綿業」と「絹業」が各々「植民地国の革命的抗争」と「米国資本主義の搾取条件」変化によって「危機的性質」¹⁰⁵⁾を露呈し、これら国際的条件を媒介にした「恐慌」での生産「崩壊」¹⁰⁶⁾がもたらす「半農奴零細耕作と資本主義」の「相互規定」関係の「解体」を「前提条件」として「一般的危機」に陥り、まず何よりも「農村破滅」の「危機」¹⁰⁷⁾として発現すると把握する。

他方の井汲「最近恐慌・上」論文は、世界大「戦時」の「異常な発展」下に遂げられた帝国主義的成熟が基本的な「二つの矛盾」を致命的にし、この「二つの矛盾」を内包するがゆえに「経済的膨張」の常則となった《戦争循環》が戦前とは根本的に変化した「戦後」の国際的・国内的諸条件により持続不可能＝「袋小路」¹⁰⁸⁾化する中で「一般的危機」に陥り、何より労働「合理化」と失業者群の顕在化として発現すると把握する。

今、この論点に関する両論文の相補性を検討するに、山田「工業端初」論文が労働・搾取・階級様式の変化の基礎上で恐慌・生産崩壊にもとづく「相互規定」関係の「解体」という構造変化を前面に押し出すのに対し、井汲「最近恐慌・上」論文は帝国主義的成熟による「二つの矛盾」深化の基礎上で「戦後」発展における《戦争循環》の持続不能化という循環変化を前面に押し出し、『講座』を全体として一層豊

富な内容にする見事な相補性を成している。

第二に、日本資本主義における「半封建的農業生産関係」の地位の把握の点。この点について、一方の山田「工業端初」論文は、労働力の「濫用」¹⁰⁹⁾を基調とする極端な強搾取関係が、工業における植地的な「低い賃銀」と農業における「半農奴的小作料支出後の僅少な残余部分」の「合計」による労働力の再生産によって成立し、この資本の強搾取＝労働力の零落的再生産関係の成立を「賃金の補充によって高き小作料が可能にせられまた逆に補充の意味で賃銀が低められる」という「相互規定関係存立」として把握し、これが日本資本主義興隆の「絶対要件」であると確定する。だから、「半農奴的零細耕作」農業は日本資本主義の全構造確立と「相互規定」的に定位し、この時点で同時に「半農奴的零細耕作」農業は日本資本主義の枠内で解消不能な性格をもつに至ったと把握する。

他方の井汲「最近恐慌」論文は、天皇制官僚政府の「軍事的」「独占」力と極東侵略の地理的「好都合」の「独占」力の二つを全「発展の基礎」条件とするために「軍事的要求」に「従属」しつつ「極めて狭隘」な「国内市場」しか形成できずに発展し、「経済的膨張」が「常」に「戦争」という「経済外的な方法」によってのみ創出し得たとし、戦争の一時的需要による急激な膨張を維持するに足る規模の新市場を「海外に求める欲望」が新たな戦争の準備へ連なる内的連関を《戦争循環》規定として把握し、戦争循環の持続を日本資本主義の成立要件として確定する。ゆえに資本調達源とされた農業では「余剰価値」ばかりか「必要・・価値部分」まで「収奪」され、農業へは資本投下されないままに農業自体の資本主義的発展は阻止されて農工間の不均等発展は「極端」に進行し、軍事生産による浪費とともに「国の広汎な工業化」を「自ら抑止」したと確定する。そして、大戦

期を経た日本の帝国主義的成熟により最終的に農業の資本主義化が「封建的諸関係」の「維持」の「範囲」内に止められるに及び、「半封建的農業生産関係」は日本資本主義の枠内で解消不能な性格をもつに至ったと把握する。

今、この論点に関する両論文の相補性を検討するに、山田「工業端初」論文が低廉労働力の供給側面に力点を置いて「半農奴的零細耕作」農業を日本資本主義発展の「絶対要件」に位置づけ、それは資本主義確立により最終確定されると把握するのに対し、井汲「最近恐慌・上」論文は狭隘消費の需要側面に力点を置いて「半封建的農業生産関係」を軍事生産とともに日本資本主義発展の「阻害」要件に位置づけ、それは帝国主義的成熟とともに最終確定されると把握し、日本資本主義における「半封建的農業生産関係」の有する地位について明瞭な把握力点の相違を相互に保ちながら、補完し合って『講座』を全体として一層豊富にしたと捉え得る。

さらにもし、多くの『講座』執筆者たちがそうであったように、山田が「工業端初」論文で「合体」的理解を「要請」した、日本資本主義における「軍事」の「生産に対する優位」という「顛倒的矛盾」とそれに規定された変革主体の不均質な配置および最も戦闘的な「キイ」労働者群の集積位置の析出という山田の主課題を正面から論じた「工場工業」論文を執筆する以前に検挙されていたら、後世には、本来「工場工業」論文との一体的理解の下で初めて比重正しい位置づけを与えられ得る「工業端初」論文の「相互規定関係」把握のみが、過大に位置づけられて伝えられた可能性が高い。その場合、『講座』の読者は井汲論文を併せ読むことを通じ、より均衡を保った読み方を成し得たであろう。

以上二点にわたる比較対照より、山田論文と井汲論文、とくに山田「工業端初」論文と井汲

「最近恐慌・上」論文は相互に独自性を保ち、理論的に対抗する論点も含みながら、お互いに補い合う関係にあり、それを通じ、何より『講座』全体により豊かな内容を与えて読者へ示し得た、相互に不可欠の論文であったと言い得る。

IV 結語

—『講座』の協働的性格の復権—

本稿は、『講座』山田諸論文と同僚論文との共有点の面と、それに加え、井汲論文を例に採りつつ『講座』山田諸論文と同僚論文との相補性の面から、『講座』の協働的性格を検討した。スポーツに例えるなら「ラグビーは15人のチーム力でやるものだ」との言葉通り、治安維持法が荒れ狂う「昭和の大獄」の下で、『講座』は「文字通り」三十数名の執筆者・執筆予定者たちの総力により、野呂や寺島をはじめ執筆不能となった同僚もまた等しく貢献する中で初めて刊行・完結され得た。後に、山田が『講座』に発表した諸論稿を「一個の統一」¹¹⁰⁾に付した『分析』が『講座』の代表的成果とされたことは言うまでもない学説史上の事実であり、その不滅の古典的意義は中根〔2015〕で詳しく論じたのでここでは敢えて繰り返さない。本稿では、『分析』の始源をなす『講座』山田論文が井汲など多くの同僚たちと共にかち得た『講座』での協働を不可欠の条件とした点に絞り、相補性の面も含めて提示した。

21世紀初頭、現下の日本資本主義が、明白な違憲立法である「集団的自衛権」関連法の強行「成立」に端的に表現されるように、従来の「潜在的」¹¹¹⁾性を顕在化させる衝動を極めて強く帯びるに至る中で、『講座』に典例をみる社会科学の協働性の復権が強烈に要請されていると思われる。それを筆者自身の課題とすることを記し、稿を結びたい。

〈註〉

- 1) 1932-33年、全7回配本で岩波書店より刊行。1982年、復刻版が岩波書店より刊行。本稿での引用は復刻版により、以下『講座』と略す。
- 2) 1934年、初版が岩波書店より刊行。1936年、発売不能。1949年、アメリカ占領軍指示等により一部改版の上で岩波書店より復刊。1977年、岩波文庫版として刊行（アメリカ占領軍の指示による改版部分を復元）。1984年、岩波書店より『山田盛太郎著作集第2巻』として刊行。本稿での引用は岩波文庫版により、以下『分析』と略す。
- 3) 中根康裕〔2015〕「山田盛太郎『日本資本主義分析』の協働性と独創性」、法政大学『経済志林』82巻3号70-73頁
- 4) 守屋典郎〔1967〕『日本マルクス主義理論の形成と発展』青木書店162-163頁
- 5) 大石嘉一郎〔1982〕「『日本資本主義発達史講座』刊行事情」、『日本資本主義発達史講座 復刻版別冊I』岩波書店49、53頁
- 6) 山田〔1932b〕「工業における資本主義の端的諸形態」5頁、『講座』第1回配本
- 7) 山田〔1932c〕「断章 — 日本資本主義の考察における一つの視角」、『講座』月報4』1頁
- 8) 山田『分析』11頁
- 9) 山田〔1932a〕「半農奴零細耕作と資本主義の相互規定」、『講座』内容見本』10-11頁
- 10) 山田『分析』11頁
- 11) 山田〔1932c〕4頁
- 12) 山田〔1932b〕10頁
- 13) 山田〔1933a〕「工場工業の発達」21頁、『講座』第5回配本
- 14) 中根康裕〔1999〕「山田盛太郎『日本資本主義分析』の原像」、基礎経済科学研究所『経済科学通信』90号49-51頁
- 15) 中根康裕〔2012〕「山田盛太郎『日本資本主義分析』第二編「旋回基軸」の基本性格」、専修大学社会科学研究所『専修大学社会科学研究所月報』594号37頁
- 16) 山田〔1931〕「再生産過程表式分析序論」、『山田盛太郎著作集 第1巻』岩波書店80頁
- 17) 尚、『講座』第4回配本時点で、執筆予定者である山田勝次郎の検挙にともない「明治維新における農業上の諸変革」が山田の分担に追加

- された。
- 18) 山田〔1932c〕1頁
 - 19) 山田〔1932b〕9頁
 - 20) 山田『分析』7頁
 - 21) この点の詳細は、中根〔2015〕参照
 - 22) 大島雄一〔1982〕「『日本資本主義分析』の軌跡」土地制度史学会『土地制度史学』94号15頁
 - 23) 山田『分析』7頁
 - 24) この点の詳細は、中根〔2012〕参照
 - 25) 山田〔1932b〕39頁
 - 26) 同上42頁
 - 27) 同上8頁に当該規定は初出する
 - 28) 山田〔1933a〕26頁に当該規定は初出する
 - 29) 同上23頁以下
 - 30) 同上37頁以下
 - 31) 同上54-55頁
 - 32) 同上55-56頁
 - 33) 同上82頁
 - 34) 同上60頁他
 - 35) 同上57-58頁
 - 36) この点の詳細は、中根〔2012〕参照
 - 37) 吉原泰助〔1984〕「箴言」『山田盛太郎著作集』月報2〕11頁
 - 38) 山田〔1925〕「価値論における矛盾と止揚」、『山田盛太郎著作集第1巻』参照
 - 39) 南克巳〔1977〕「『分析』文庫版への解説」、『分析』岩波文庫版280頁
 - 40) 山田『著作集第2巻』〔1984〕215頁
 - 41) 同上213頁
 - 42) 同上213頁
 - 43) 同上213頁
 - 44) 大内兵衛他〔1967〕「座談会『資本論』事始め」東京大学経済学会『経済学論集』33巻3号、110頁
 - 45) この点の詳細は、中根〔2015〕参照
 - 46) 大島〔1982〕3頁
 - 47) 山田〔1932a〕10-11頁
 - 48) 石堂清倫・山辺健太郎編〔1961〕『コミンテルン・日本に関するテーゼ集』青木文庫51-56頁
 - 49) 井汲卓一〔1977〕「1930年代におけるマルクス主義運動」、『現代の理論』160号35. 50-51. 56頁
 - 50) 日本共産党中央委員会編〔1970〕『日本共産党綱領問題文献集』64頁
 - 51) 山田〔1932b〕10頁
 - 52) この点の詳細は、中根〔2015〕参照
 - 53) 野呂〔1932a〕「『日本資本主義発達史講座』趣意書」、『日本資本主義発達史講座 復刻版別冊I』岩波書店
 - 54) 守屋〔1967〕162-163頁
 - 55) 「『講座』月報1」〔1932〕参照
 - 56) 山田『著作集第2巻』〔1984〕215頁
 - 57) 山田〔1933a〕3-8頁
 - 58) 風早八十二「財政史」〔1932〕12頁、『講座』第1回配本
 - 59) 井汲卓一「最近における経済情勢と経済恐慌・上」〔1932a〕15頁、『講座』第1回配本
 - 60) 山田〔1932b〕51頁
 - 61) 大塚金之助・渡邊謙吉「資本蓄積と経済恐慌」〔1932〕13頁、『講座』第2回配本
 - 62) 小林良正「交通機関の発達と内外市場の形成・下」〔1932〕3-4頁、『講座』第3回配本
 - 63) 山田〔1932b〕48頁
 - 64) 山田〔1933a〕38頁
 - 65) 同上78頁
 - 66) 大塚・渡邊〔1932〕50頁
 - 67) 小林〔1932〕4-5頁
 - 68) 寺島一夫〔1932〕「日本資本主義発達史について」、『プロレタリア科学』1932年9月号「獄中の同志から」欄77頁
 - 69) 寺島〔1932〕76頁
 - 70) 山田〔1932b〕4頁
 - 71) 野呂〔1932c〕「恐慌の新局面とその展望」、『野呂栄太郎全集 下巻』新日本出版社242-243頁
 - 72) 山田〔1932b〕4-5頁
 - 73) 野呂〔1932c〕245頁
 - 74) 山田〔1932b〕46-47頁
 - 75) 長岡新吉〔1984〕『日本資本主義論争の群像』ミネルヴァ書房178-179頁
 - 76) 野呂、1931年9月20日付平野あて書簡、『野呂栄太郎全集 下巻』397頁
 - 77) 同上、『野呂栄太郎全集 下巻』397頁
 - 78) 井汲卓一「日本における輸入超過の根拠」、『プロレタリア科学』1930年11月号145頁
 - 79) 小林良正〔1976〕『日本資本主義論争の回顧』

- 白石書店 20 頁
- 80) 井汲〔1932a〕 24-25 頁
- 81) 野呂〔1930〕「日本資本主義現段階の諸矛盾」、
『野呂栄太郎全集 上巻』 参照
- 82) 井汲〔1932a〕 24 頁
- 83) 野呂、1932年2月26日付平野あて書簡、『野
呂栄太郎全集 下巻』 404 頁
- 84) 野呂〔1932b〕「日本資本主義の基本的矛盾」、
『『講座』 内容見本』 15-16 頁
- 85) 井汲〔1932a〕 41 頁
- 86) 井汲〔1932b〕「最近における経済情勢と経済
恐慌・下」 40 頁、『講座』 第2回配本
- 87) 井汲〔1932a〕 17 頁
- 88) 同上 26 頁
- 89) 同上 42 頁
- 90) 同上 43 頁
- 91) 井汲〔1932b〕 46-47 頁
- 92) 井汲〔1932a〕 8 頁
- 93) 同上 15 頁
- 94) 同上 16-18 頁
- 95) 同上 22 頁
- 96) 同上 26 頁
- 97) 同上 27 頁
- 98) 同上 38 頁
- 99) 同上 40-41 頁
- 100) 同上 41 頁
- 101) 同上 41-42 頁
- 102) 同上 43 頁
- 103) 山田〔1932b〕 44 頁
- 104) 同上 11 頁
- 105) 同上 48 頁
- 106) 同上 43 頁以下
- 107) 同上 43 頁以下
- 108) 井汲〔1932a〕 27 頁
- 109) マルクス『資本論』 第1巻、新日本出版社
新書判、979-980 頁
- 110) 山田『分析』 11 頁
- 111) この点の詳細は、南克巳〔1976〕「戦後重化
学工業段階の歴史的的地位」 宇高基輔他編『新マ
ルクス経済学講座 第5巻』 参照

唯物史観と関係意識・自己意識・無意識 ——唯物史観の幻想論的再構成に向けて——

新田 滋

第1節 はじめに：社会科学の方法論 として「唯物史観」は有効か

夙に廣松渉 [1971年] が指摘しているとおおり、唯物史観は、社会实在論的な社会学とも、また英米系の主流派の近代経済学、近代政治学の方法論的個人主義ともまったく位相を異にする社会科学方法論をもっていた¹⁾。そこでは、近代経済学、近代政治学の方法論的個人主義との対比で次のように述べられていた。

「[422頁] ……近代的社会観の主流は、諸個人を以て第一次的な存在であると考えている。諸個人の存在が社会の存在に対して、時間上先行するわけではないが、原理上先行するものと考えられている。／これに対してマルクスは……、人間は本源的に社会的な動物であり、社会の方が諸個人に原理上も先行することを主張する。……[423頁] ロビンソン・クルーソーの労働であっても、彼が難破船から持ち出したいろいろな道具類を使うといったことにおいて、それはすでにして他の人びととの即自的な協働なのである。／このように、本源的に協働であり、協働の関係であるところの生産関係に人びとは否応なく入りこむことにおいてのみ、生活手段の生産、ひいては生の生産を営むわけであるが、この生産関係という社会関係は——社会契約説など

が主張するところとは異なって——各人が自由意志で取り結ぶものではなく、自分の意志から独立な与件であり、各人ははじめからそれに内存在する。」(廣松渉 [1971年] 『唯物史観の原像』。引用頁数は『廣松渉著作集』第九巻、岩波書店、1997年、による) 「[424頁] マルクスはこのように、本源的に協働であるところの社会的な対象的活動としての生産、これを基軸にして社会的諸形象の物象化的定在を、そして人間がそれに被投的に内存在する現相を、如実に観ずることにおいて、近代的社会観とはおよそ異質的了解を表明していることになる。」(同前)

つまり、近代的社会観の主流は、諸個人を以て第一次的な存在であると考えている。しかし、ロビンソン・クルーソーの労働であっても、彼が難破船から持ち出したいろいろの道具類を使うといったことにおいて、それはすでにして他の人びととの即自的な協働である。社会契約説などが主張するところとは異なって、各人が自由意志で取り結ぶものではなく、自分の意志から独立な与件である協働の関係、生産関係に各人ははじめから内存在している。これに対してマルクスは、社会のほうが諸個人に原理上も先行することを主張し、本源的に協働であるところの社会的な対象的活動としての生産を基軸にして、社会的諸形象の定在と、人間がそれに内存在する現相を把握することにおいて、近代的

社会観とは異質の了解を表明しているというわけである。

また、社会実在論的な性格をもつ社会学との対比では、次のように述べられている。

「[416頁] マルクス・エンゲルスは、社会現象の物象化が顕著になってきた歴史的局面、この与件を社会学の開祖たちと共有す [417頁] る。このことに負うて、唯物史観と総合社会学とは共通のモチーフを分有する面がある。しかし、……総合社会学がおちいった『社会』『歴史』の物神化を対自的に斥け、しかも、この“物神性の秘密”を究明したということにおいて、マルクス・エンゲルスの唯物史観は総合社会学の地平を端的に超えている。

社会というものは、なるほど諸個人の営為とは独立な固有の実在であるかのように現象する。しかし、社会が諸個人の営為からまったく独立な実体である筈はない。このことはいかなる社会実在論者であっても知っている。だが彼らは、社会現象と諸個人の営為との関係を究明し、それを学的に把握することはできなかった。社会というものが自存的な法則性をもった固有の実在であるかのように現象するのは、諸個人の協働的営為が物象化されて形象化されることに因るものであるということ、およびそのメカニズムを、“ブルジョア社会学”がしかるべくして究明できなかったのに対して、唯物史観はまさしくそれを対自的に究明する。」(廣松渉 [1971年])

すなわち、社会というものは、なるほど諸個人の営為とは独立な固有の実在であるかのように現象する。しかし、社会が諸個人の営為からまったく独立な実体である筈はない。しかし、

社会というものが自存的な法則性をもった固有の実在であるかのように現象するのは、諸個人の協働的営為が物象化されて形象化されることに因るものであるということ、およびそのメカニズムを、社会実在論的な“ブルジョア社会学”は究明することができなかった。それに対して、マルクス・エンゲルスの唯物史観はまさしくそれを対自的に究明するのであり、総合社会学の地平を端的に超えている——。

いまから四十数年も前に、以上のように廣松は唯物史観の他の社会科学方法論にたいする卓越性を指摘していたわけである。

それにもかかわらず、今日なぜ唯物史観にもとづく社会科学方法論は劣勢を余儀なくされているのであろうか。むろん、それには、直接的に行政(福祉を含む)やビジネス(大衆消費の向上に資するものを含む)に役立つツールの性格が乏しいという次元の問題は別としても、沢山の理由を列挙することが可能であろう。以下、四点にわけて考察してみよう。

[一] まず、誤解にもとづく批評、批判の類が少なくないのも事実である。たとえば、

「[36頁] マートンがとくに批判的だったのは、あらゆる現象をひとつの理論で覆いこむものの、実証的には確証がないT. パーソンズやK. H. マルクス流の全システム社会学理論(total sociological system of theory)である。物理学ですら、数世紀という長い時間を経てもなお一般理論を構築するに至っていない。」(保城広至 [2015年] 『歴史から理論を創造する方法 社会科学と歴史学を統合する』勁草書房)

といった類の論評が、マルクスの多方面にわたる所説の部分部分にたいして思い思いに挙げら

れる。だが、このようなマートンによる批評は、パーソンズに対してはいざ知らずマルクスの場合には、「歴史上のそれぞれの時代がそれぞれの独自の諸法則をもっている」、「生産力の発展が異なるにつれて、諸関係も諸関係を規制する諸法則も変わってくる」²⁾ という観点が強調されているのであって、まったくあてはまらないといわねばならない。むしろ、マルクスの方法論こそ、いうところの「中範囲の理論」にほかならないであろう³⁾。

〔二〕 唯物史観をもって社会主義革命の必然性を予言したイデオロギー的な歴史観であるという認識はひろく定着している。たしかに、そのような側面は否定できないが、そもそも、唯物史観の主要な内容をなす生産力史観、階級闘争史観ともいわれる部分については、マルクス自身、1852年の時点でティエリ、ギゾーやリカードらの名に言及しながら、

「ほくよりずっと前に、ブルジョア歴史家たちはこの階級闘争の歴史的発展を叙述し、ブルジョア経済学者たちは階級の経済的分析をなしていた」（ヴァイデマイアー宛書簡、1852年3月5日付け。『マルクス・エンゲルス全集』大月書店、第28巻、407頁。ただし、訳は新潮社『選集』版による）

と明言している⁴⁾。つまり、唯物史観のうち生産力史観、階級闘争史観ともいわれる部分は、18世紀のイギリス人やフランス人たちによって成立していた考え方をマルクス独特の印象的な表現方法で定式化したものという以上ものではなかったのである。マルクス自身、「近代社会における諸階級の存在やその階級間の闘争を発見したという功績は、ほくのものではない」（同前）と述べている所以である。

それに対して、唯物史観にかんしてマルクスがみずからの創見に属するとみなしていたのは次のことであった⁵⁾。

- 一、階級の存在は生産の特定の歴史的発展段階に結ばれているにすぎないこと、
- 二、階級闘争は必然的にプロレタリア階級の独裁に導くこと、
- 三、この独裁それ自身はいっさいの階級の廃止への、階級のない社会への過渡をなすにすぎないことを証明したこと（同前）。

ここにみられるように、プロレタリア独裁と階級廃絶への予見という、のちに社会主義イデオロギーと目されることになる予測仮説の部分だけを、マルクス自身はみずからの独創と考えていたわけである。このように、マルクスの唯物史観においては、社会主義的な変革の必然性を予見として含んでいたために、その全体があたかも社会主義イデオロギーによるものという偏見がひろく共有される結果となってしまったといえよう。

しかしそもそも、この部分は、マルクスが19世紀中葉において近い将来に起こりうることについて立てた予測としての仮説にすぎないのであり、それはあくまでも科学的な仮説の一つとして、20世紀以降の現実の歴史によってすでに反証、棄却された部分でしかない。それはそもそもイデオロギーという性格のものではなく科学的仮説というべき性格のものであった。また、科学的仮説としても、過去の歴史・社会のとらえ方の部分と、それに基づく近未来予測の部分とは必ずしも不可分の一体のものというわけではないであろう。歴史科学的な発展段階論に関する仮説の部分までをイデオロギーとして棄却すべきではないであろう。

[三] ところが、唯物史観の評判を貶めているのは、図式的な発展段階論とそこに含まれている単線史観とであることもまた周知の通りである。

しかし、ここで注意しておかねばならないことは、一般的に流布しているのはソ連型に改作された「史的唯物論の公式」だということである⁶⁾。そこにおいては原始共産制→奴隷制→封建制→資本制がすべての国・地域が経過しなければならない必然法則だとされたわけであるが(=単線史観)、そのようなことが歴史学、考古学、人類学に押し付けられれば、科学に対するイデオロギーの越権行為とされたのは当然のことであつたらう。このような史的唯物論における単線史観的な発展段階論は否定の対象でしかない。

これに対して、マルクス自身が提示した発展段階論的な図式化についてみると、「大づかみにいって、アジア的、古代的、封建的および近代ブルジョアの生産様式が経済的社会構成のあいつぐ時期として表示されうる」(『経済学批判序言』)というものである。ここにみられる発展段階論的の把握は、そもそもヘーゲル『歴史哲学』における東洋の世界、ギリシア世界、ローマ的世界、ゲルマン的世界をそのまま踏襲したものであるということが出来る。

これは、原始共産制(氏族社会、アフリカの段階)と奴隷制の間にアジア的段階を措定していることでもソ連型の「史的唯物論の公式」とは異なっている。また、それはあくまでもすべての国・地域が単線的な発展段階を経るなどといっているわけではなく、たんに人類史的な発展に関していわれたものである。「四大文明」に代表されるアジア・オリエント諸地域、ギリシア・ローマ文明の繁栄した地中海沿岸部、ゲルマン民族が中世封建社会を築いた大陸ヨーロッパと地域を移動しながら、より個人の自由度

を高める方向に発展した「民族精神」、「社会構成」、「文明」が継起的に現れたといっているにすぎないものなのである**7)。それは、当時も今も世界史の常識的な認識に属しているものにすぎない

このように、依然として一般的な認知度が決定的に欠けているが、マルクスの人類史的な認識はごく常識的な範囲で共有可能な世界史の知識に立脚したものであり、安易に否定されるべきものではないといえよう。

[四] 皮肉なことに、マルクス自身は明示的に言及することはなかったが、唯物史観においてマルクスおよびエンゲルスの創見にかかるものとして最も光彩を放っているのは、結果的に外れてしまったプロレタリア革命に関する未来予測などではなく、廣松が宣揚していたように唯物論、弁証法的な哲学の批判的研究に根ざした存在論的な深度をもった歴史・社会哲学にほかならなかった。第3節以降でみていくように、1960年代以降、『経済学・哲学手稿』、『ドイツ・イデオロギー』、『経済学批判要綱』等の読解が深められることによって、マルクス、エンゲルスの意識、観念、精神、幻想、イデオロギーに関するとらえ方も、ソ連型の「弁証法的唯物論と史的唯物論」とはおおよそ異質のものであることがいまでは疑いようのないものとなっている。

しかしながら、それを踏まえた上でも、なおかつ唯物史観には、18世紀以来のフランス、イギリスで形成されてきた階級闘争史観、生産力史観のもつ経済決定論的な性格が色濃くあり、観念的上部構造、イデオロギー審級への解明が弱いという点は否定し難いものとしてあるのも事実である。むしろ、その反省に立った研究も数多くなされてきているが、依然として十分な成果もたらされているとは言い難い状況にあるのではないだろうか。そのことが、結局のと

ころ、方法論的個人主義に立脚する近代経済学、近代政治学とも、社会実在論的な社会学とも、まったく位相を異にする社会科学方法論を内包しながら、唯物史観の積極的意義が発現されにくくなっている最大の要因ではないかと思われるのである。

そこで以下、本稿では、唯物史観にとっての最大の弱点といえる意識、観念、精神、幻想、イデオロギーの問題について考究していくための前段階の準備作業として、唯物史観の方法論的基礎の再確認からはじまって、1960年代から2000年代にかけて積み重ねられ、ほぼ共通認識に達したといえる唯物史観の原像の復元作業の成果として、マルクスは断片的ながら関係意識、自己意識にも論及していた事実を確認していくこととする。しかし、その上でやはりマルクスには、いわば無意識的な領域も含めて、全体として意識、観念、精神、幻想、イデオロギーの領域への問題関心が稀薄だったことは否定できないがゆえに、マルクスの視野の限界を超えて唯物史観を再構成する作業がもとめられると結論する。最後に「結びにかえて」において、そのための方法論的視座について概略的展望を与えることをもって本稿をひとまず終えることとする。

第2節 唯物史観の方法論的基礎

まず本題に入る前に、唯物史観の基礎づけに関する方法論の問題について確認しておきたい。この問題に関しては、すでに前稿（新田 [2015年]）において詳論したところであるが、重要な論点なので重複を厭わず以下でも再確認しておくこととする。

アルチュセール派に属するバリバルは、『資本論を読む』所収の論文において次のよう

に指摘していた。

「[19頁] マルクスの理論は、……歴史の適切な概念をどこにも与えていない」。

「[19頁] 区分の明瞭さ、主張の断固たる調子と拮抗するかのよう、弁明の簡潔さ、定義の省略が見られる。」

「[30頁] すなわち、マルクスはこのレベルでは自分の特殊な答えを正当化することはできないし、事実それは正当化できないものであって、だからこそ、われわれが語っているテキストはおそらくはドグマティックな簡潔さをもっているのであろう。」
(Balibar [1965])

バリバルは唯物史観の諸範疇について、定義の省略されたドグマティックな簡潔さをもった説明しか与えられていないと指摘している。実際、『ドイツ・イデオロギー』においては、純然たる経験的手法で確定することができる、なんら恣意的なドグマではない現実的諸前提として、現実的な生きた人間諸個人と彼ら自身の営為によって創出された物質的な生活諸条件が、まさに託宣のように告げられているにすぎないといえる（『ドイツ・イデオロギー』 [1?] c～ [1?] d。『ドイツ・イデオロギー』からの引用に際しては、特定の邦訳にのみ依拠せず、また、既存の邦訳によっていない場合もある。なお、引用頁数に関しては、岩波文庫版による草稿の用紙番号（いわゆるボーゲン番号）の表記法に拠った）。

だが、方法論的な観点からいえば、近代資本主義的な市民社会—国家の原理的な概念像——市民社会からの国家の疎外、市民相互間の水平的な疎外、資本家と労働者の間の垂直的な疎外——の分析から出発したのちに、そこから遡行的に、根源的な自然と人間との疎外・分裂からはじまる人間存在の原理的規定、資本制生産に

先行する諸形態という順序で展開されるべきである。

ところで、マルクスにおいて「市民社会」の意味は、初期以来、一貫して近代市民社会という意味と、歴史貫通的な下部構造との二重の意味となっていた。よく知られているように、『ドイツ・イデオロギー』においては、「市民社会」について二重性のある規定が繰り返し与えられている。

「[[16] d= [11]] フランス人やイギリス人のばあい、こうした事実といわゆる歴史との関連についてきわめて一面的にしか把握しなかったにせよ、とりわけそれはかれらが政治的イデオロギーにとらわれているばあいにそうなのだが、とにもかくにも歴史の叙述に唯物論的な土台をあたえる最初の試みをおこなっている。それをかれらは、市民社会の歴史、商業と産業の歴史をはじめて書くことをとおしておこなったのである。」

「[[18] d= [19]] これまでの歴史のあらゆる段階に存在してきた生産諸力によって規定され、また逆にその生産諸力を規定する交通形態、それは市民社会である。この市民社会は、以上にのべてきたことからすでに明らかのように、単純家族と複合家族、いわゆる氏族制をその前提とも基礎ともしている。このことについてのあていどの規定は、以上にのべてきたことのなかにある。すでにここでわかることは、この市民社会があらゆる歴史の真のかまどであり舞台であるということであり、こうした現実の歴史の諸関係を無視して大げさではでな政治的大事件ばかりをとりあげるこれまでの歴史観が、いかに不合理なものかということである。」

「[[19] a= [68]] 市民社会は、生産諸力のある特定の発展段階のなかでの諸個人の物質的な交通全体を包括する。それは、ある段階の商業的・産業的生活の全体を包括しており、そのかぎりで国家や国民をこえている。もっとも、市民社会は他方でまた、外にむかつては国民としてあらわれざるをえず、内にむかつては国家として編成されざるをえない。市民社会という言葉は、所有諸関係がすでに古代的および中世的な共同体からぬけだしていた一八世紀にあらわれた。市民社会としての市民社会は、ブルジョアジーとともに始めて発展する。しかしながら、生産と交通から直接に発展する社会組織は、いつの時代にも国家や他の観念論的上部構造の土台をなしており、ひきつづきおなじ名前ではばれてきたのである。」

このように『ドイツ・イデオロギー』において「市民社会」の概念は、一方では、近代のフランス、イギリスに発展した社会形態を意味するとされるが、他方では、生産力・生産関係（交通形態）の矛盾によって発展する舞台のことが、「歴史のかまど（汽罐室、つまり原動力の比喩的な表現）としての市民社会」と表現されている。つまり、生産力・生産関係（交通形態）からなる経済的下部構造が「（広義の）市民社会」としてとらえられていたわけである。

また、中期マルクスの『経済学批判序言』においては、まったく同趣旨のことが次のように述べられている。

「法的諸関係ならびに国家諸形態は、それ自体からも、またいわゆる人間精神の一般的発展からも理解されうるものではなく、むしろ物質的な諸生活関係に根ざしている

のであって、これらの諸生活関係の総体をヘーゲルは、一八世紀のイギリス人およびフランス人の先例にならって、『市民社会』という名のもとに総括している（『経済学批判序言』）。

だがしかし、このような「市民社会」に関する二重の規定は、初期マルクスが「フォイエルバッハ・テーゼ」において、フォイエルバッハにおける「傍観者的唯物論、すなわち感性を実践的活動としてとらえない唯物論がゆきつく果ては、『市民社会』における個々人の傍観である」（テーゼ九）とし、「古い唯物論の立場は『市民』社会であり、新しい唯物論の立場は人間的な社会、あるいは社会的な人間である」（テーゼ十）とした、特殊近代的な個人主義的ものとしての「市民社会」概念とは齟齬を来す用語法となっているといわざるをえない。

それでは、二重の規定のあいだの関係をどのようにとらえたらよいのであろうか。

いうまでもなく、特殊近代的とされる社会構成のあり方においては、国家＝上部構造と市民社会＝下部構造が分離し資本主義的経済過程が自立化する。しかし、このような歴史的な前提のもとに与えられる表象から得られる範疇体系において、物質的生活・生産過程と精神的生活・生産過程が範疇的に分離されることになり、前者の後にたいする、最終審級における決定的性格も明示的なものとなる。——宇野弘蔵がいわんとしたのはこのことであった⁸⁾。

宇野は、「現実の土台」としての「生産諸関係の総体」が形成する「社会の経済的機構」、それに対応する「法律的、政治的上部構造」、「一定の社会的意識形態」といった唯物史観の諸範疇と、それにもとづく唯物史観の公式とは、「ブルジョア社会の解剖学」としての経済学のうちに、あらゆる社会に通ずる歴史的規定を人

間の歴史に関する研究の一般的結論として展開しているものである、ということ指摘していたわけである（宇野弘蔵 [1962年] 『経済学方法論』「Ⅲ-1 経済学の唯物論」、99-100頁。引用頁数は著作集第九巻による）。

それは、唯物論、唯物史観が経済学に先行するのではなく、経済学をつうじて唯物論、唯物史観が論証されるという主張であるが、このように経済学をつうじて唯物史観の分析範疇も論証されるべきものとする発想は、じつはマルクス自身の思考回路の重要な核心を把握したものと見える。

このようにして（＝「人間の解剖」によって）与えられた範疇体系が「猿の解剖の鍵」となる。それを歴史貫通的な社会的諸関係にあてはめることによって、人間と自然の根源的な関係のあり方（＝自然哲学）から実践的活動による人間と自然との相互媒介（＝自己疎外論→実践的唯物論→労働過程論）、対自然的－対人間的な協働関連とそれを媒介する意識にたいする言語の物質性による制約性といった一連の規定が——バリバールがいう託宣の如きものとしてではなしに——導出されることとなるのである⁹⁾。

第3節 復元された唯物史観の原像

さて、唯物史観といえば「史的唯物論の公式」が思い浮かべられたのも今は昔のことである。初期から中期にかけてのマルクスの研究が進むことによって、マルクス本来の歴史・社会哲学的な論理構造があきらかとされるようになってから久しい¹⁰⁾。

だが他面で、周知のように、中期マルクスは、後に「史的唯物論の公式」として一人歩きするようになった考え方を、次のように『経済学批判序言』において披瀝していたこともまた事実

である。

「人間は、彼らの生活の社会的生産において、一定の、必然的な、彼らの意志から独立した諸関係に、すなわち、彼らの物質的生産諸力の一定の発展段階に対応する生産諸関係にはいる。これらの生産諸関係の総体は、社会の経済的構造を形成する。これが実在的土台であり、その上に一つの法律的小および政治的小上部構造がそびえ立ち、そしてそれに一定の社会的諸意識形態が対応する。物質的生活の生産様式は、社会的、政治的、精神的生活諸過程一般を制約する。人間の意識がその存在を規定するのではなく、逆に、人間の社会的存在がその意識を規定する。」(『経済学批判序言』)

ここでは、まず生産力に対応する生産関係とその総体としての社会の経済的構造、実在的土台が、人間主体あるいは生産主体の介在なしに、あたかもそれ自体でどこか宙空にあって、そこに「人間」はただ入り込むだけの存在であるかのように語られている。次いで、そのような下部構造の上に、法律的小および政治的小上部構造がそびえ立ち、そしてそれに一定の社会的諸意識形態が対応するとされている。

これではまるで、「人間」の主体的、実践的な活動といったものは生産力、生産関係には無関係であり、また下部構造と上部構造が機械的に切り離されて後者が前者の上に乗っかっているだけであるかのようなものである。

このような文脈を受けて読んでいくと後続する、「物質的生活の生産様式は、社会的、政治的、精神的生活諸過程一般を制約する。人間の意識がその存在を規定するのではなく、逆に、人間の社会的存在がその意識を規定する」という文言も、たんに物質的、経済的小下部構造が

観念的小上部構造を規定するという小の言い換えにすぎないものとしか読めなくなるであろう。

しかし、このような『経済学批判序言』における表現は、マルクスにおいて『ドイツ・イデオロギー』に至るまでに展開されていた論理展開のきわめて不適切な要約であったといわざるをえない。

たとえば、「フョイエルバッハ・テーゼ」における、「従来のあらゆる唯物論(フョイエルバッハのそれも含めて)の主要な欠陥は、対象が、つまり現実、感性が、ただ客体ないし直観の形式でのみ捉えられ、感性的・人間的な活動、実践として、主体的に捉えられないことである」という命題に端的に表されているように、人間の主体的な実践的活動こそがマルクスにとっての唯物論の要石であったからである。

さらにいえば、このような認識は、すでに『経済学・哲学手稿』の段階においてマルクスに把握されていたものである。

「[101頁] 労働者は、自然なしには、感性的外界なしにはなにひとつ創造できない。それは素材であって、彼の労働はこれにおいて現実化し、これらのうちに活動し、これから、そしてこれを用いて生産する。」(『経済学・哲学手稿』藤野渉訳、国民文庫、1963年)

こうした『経済学・哲学手稿』、「フョイエルバッハ・テーゼ」にみられる認識を踏まえつつ、さらに『ドイツ・イデオロギー』では基底稿とされる {6} d= [11] から {7} c= [14] にかけて、次のような認識が展開されている。ただし、留意すべきことは、そこでいささか分析的・分解的に展開されている論理は、『ドイツ・イデオロギー』の以前にも以後にもみられない

ものでもあることである。しかし、唯物史観を基礎づけるうえで、それはきわめて重要な論理が展開されている箇所であると考えられる。

すなわち、まず根源的な歴史的諸関係の四つの契機として、物質的生活の生産、新たな欲求の生産、家族の生産という同時に存在する三つの側面¹¹⁾ および、それらが一面では自然的な関係としてある特定の生産様式の段階であり、他面では社会的な関係としてある特定の協働様式あるいは社会の段階であるような二重の関係として一体をなすこと、が指摘される。そのような指摘を受けて、ようやくわれわれは人間には「意識」もあることに気づくとされる。このような「意識」の導入の仕方が論理的に適切なものであるかどうかは、後に改めて検討することとするが、ともあれ、ここから論理は、意識や精神ははじめから物質に呪われているという論点へと展開されることとなる。

すなわち、意識、精神は振動する空気の層、音、つまり言語という形であられる物質に呪縛されているというわけである。

さらに、言語はほかの人びとにとっても存在し、したがってまた自分自身にとっても存在する現実の意識であり、ほかの人びとと交通したいという切実な欲求、必要から生まれてくるものであり、したがって意識は、はじめからひとつの社会的な産物であり、同時に自然についての意識であるとされる。もっとも、それはまだ意識のはじまりであって、この段階の社会生活そのものとおなじように動物的な、たんなる群れの意識にすぎない、とされる——。

以上のような『ドイツ・イデオロギー』における論理展開をあえて分解すると次のような四つの命題からなっている。

第一命題：物質的生活の生産、新たな欲求の生産、家族の生産が同時に存在する三つの契機ととらえられる。

第二命題：それらは自然的な関係としての生産様式（産業）の段階と、社会的な関係としての協働様式（社会）の段階との二重の関係として一体をなすものとされる。

第三命題：意識、精神は振動する空気の層、音といった物質的現象によって表現される言語と一体化した存在であるとされる。

第四命題：意識と言語は、はじめからひとつの社会的な産物であり、同時に自然についての意識であるとされる。

この展開の中で問題となるのは、意識が、第二命題と第三命題の間に唐突に「気づく」かたちで挿入される論理展開となっているということであろう。この部分があることによって論理の流れが遮断され、全体として思いつきを列挙しただけのような印象すら与えかねないものとなっているともいえる。

しかしながら、それはただ草稿段階の叙述の未整理というにとどまるものであって、叙述を整理すれば、全体の論理の流れがスムーズにつながるようになると考えられるものである。

すなわち、第四命題の、意識と言語ははじめからひとつの社会的な産物であるという命題を、第二命題における生産の三つの契機は対自然的—対人間的(社会的)な二重の関係として一体をなすという論理にすぐに続け、そのうえで、意識は物質としての言語に呪縛されているという第三命題がその次に置かれるならば、唐突な印象を与えることもなく全体的に論理のつながりがスムーズなものとなるものと考えられるのである。

そこで、改めて論理展開を整理し直したものを書き出してみると次のようになるだろう。

第一命題：物質的生活の生産、新たな欲求の生産、家族の生産が同時に存在する三つの側面である。

第二命題：それらは自然的な関係としての生

産様式（産業）の段階と、社会的な関係としての協働様式（社会）の段階との二重の関係として一体をなす。

第四命題：意識、精神ははじめからひとつの社会的な産物であり、それは同時に自然についての意識である。

第三命題：意識、精神は振動する空気、音といった物質的現象によって表現される言語と一体化した存在である。

このように論述を整理し直してみると、マルクス・エンゲルスの思考過程においては、対自然的な側面においても対人間的な側面においても、協働・協働の実践的活動における切実な欲求、必要から生まれてくるものものとして意識、精神とその物質的基盤である言語とが把握されていたことが鮮明に浮かび上がってくることになる。

つまり、対自然的であろうと対人間的であろうと関係行為、実践的活動は意識、精神とその物質的基盤たる言語を媒介とするものだという事である。

このようにみえてくると、マルクス・エンゲルスのいう唯物論の究極の根拠は、対自然的－対人間的なあらゆる関係を取り結ぶ意識、観念はすべからず言語という物質的現象によって媒介されているということにあったことが確認できる¹²⁾。

言語の物質性に根拠づけられた意識、観念のはたらきが、対自然的－対人間的なあらゆる関係、協働・協働としての根源的な三つの契機からなる生産活動を発動させ、ある特定の生産様式あるいは産業の段階とある特定の協働様式あるいは社会の段階と一体的な構造が形成されるというのである。

このように、『ドイツ・イデオロギー』では、生産諸力の一定の発展とその生産諸力に対応する交通の一定の発展とによって、交通のすみず

みにいたるまで規定された人間の現実の生活過程が、表象や観念などの生産者であり、「現実的に活動している人間たちから出発し、そして彼らの現実的な生活過程から、この生活過程のイデオロギー的な反映や反響の展開も叙述される」というように、主体的、実践的に活動する人間存在が、明確なかたちで位置づけられていた。

つまり、『経済学批判序言』の叙述のように、まず生産力に対応する生産関係とその総体としての社会の経済的構造、実在的土台といったものがどこか宙空に想定されていたわけではないし、それと別個の存在として上部構造が下部構造の上に乗っかっているというわけでもない。

以上を踏まえると、対自然的・対人間的な協働・協働のうちから、対自然的な側面を取り出したものが生産力・生産関係（交通形態）からなる経済的・下部構造（経済領域、経済審級）という概念に対応することになる。また、それらを物質的基礎としながら、同時にそれらを媒介する意識、観念、幻想の側面を取り出したものが観念的・上部構造（幻想領域、政治審級・イデオロギー審級）という概念に対応することになる。

このような経済的・下部構造（経済領域、経済審級）、観念的・上部構造（幻想領域、政治審級・イデオロギー審級）からなる総体的な社会構成としての社会的諸関係の物質的基盤をなすものは、さしあたりは、それぞれの身体的個体存在の脳神経系統と、それらを連結する音声言語としての音波および文字言語としての紙そのの上に描かれた図形に集約されることとなる。つまり、すべての人間の意識的、観念的、幻想的な営みは、脳神経系統と空気振動などの物質的現象に還元できるわけである。だがそれと同時に、それらを物質的基盤とする意識、観念、幻想のはたらきと、その表出である言語にも還元

されるわけである。

さらに、『ドイツ・イデオロギー』5}d (改訂稿部分) が指摘していたのは次のことである。すなわち、(先行する世代からの所与としての) 言語とさまざまな生活諸条件によって物質的に制約された意識、観念、精神による対自然的—対人間的な協働聯関としてある人間存在の主体的実践活動としての生産活動、生活過程そのものに編み込まれ絡み合ったものとして、意識、観念、精神そのものが産出されるという、いわば螺旋循環的な時間構造にはかならない¹³⁾。

『ドイツ・イデオロギー』およびそこに至る初期マルクスの試行錯誤をつうじた到達点は、あらかじめ物質的制約性に呪縛された言語と意識、観念、精神が編み込まれ絡み合ったものとしてある人間の生産活動による言語と意識とそれらを媒介とした現実的生活環境の産出と被産出との螺旋循環的な時間構造と空間的な相互作用そのものとして、人間存在を把握するという認識であったということができよう¹⁴⁾。

〔補論 「四つの契機」規定の評価をめぐって〕

ところで、『ドイツ・イデオロギー』における「四つの契機」の論理展開はいわゆる基底稿(エンゲルスの筆跡)にみられるものである。そこでは四つの諸契機があたかも異なる段階のようにばらばらに叙述されているとして、欄外註記(マルクスの筆跡)、改訂稿(エンゲルスの筆跡)をつうじて克服されていったものとする見解がある。それは、『ドイツ・イデオロギー』の基底稿、欄外註記、改訂稿をつうじた推敲過程の綿密な読解に基づいたものであり傾聴に値するものであるとはいえ、それによる基底稿における「四つの契機」規定の位置づけや評価にはやや行き過ぎた面もあるのではないかと思われるので、以下に検討しておきたい。

小林一穂 [1978年] は、『ドイツ・イデオロ

ギー』の基底稿、欄外註記、改訂稿における叙述の変化を綿密に比較対照している(163-166頁)。以下では、その分析結果のみを図式的に示すこととする。

(一) 基底稿 6}d=[11]:

物質的生活の生産

欄外註記 [13]:

一定の様式のもとでの物質的生活の生産

改訂稿 [2?]:

一定の様式のもとでの物質的生活の生産 = 生活手段の生産

(二) 基底稿 7}b=[13]:

自然的な関係と社会的な関係の契機の分解、並列

改訂稿 [1?]:

生活手段の生産として統一的に把握

(三) 基底稿 7}b=[13]:

「四つの契機」のあとに意識は「ようやく」登場

欄外註記 7}b=[13]:

意識は人間そのものと同時に成立

(四) 基底稿 7}c=[14]:

意識は社会的な生産物

欄外註記 5}b:

意識は、物質的活動・交通、現実的生活の言語に編み込まれている人間のもつ固有な性質

まず、これらのうち(一)にみられる変化は推敲過程をつうじた規定の精密化といってよいものと思われる。

しかし、(二)~(三)にみられる叙述の変化過程をあわせてとらえると、基底稿では自然的な関係と社会的な関係の契機を分解、並列し、

「四つの契機」のあとに意識が「ようやく」社会的な生産物として登場するという論理展開となっていたのに対して、欄外註記、改訂稿においては、意識は人間のもつ固有な性質であり物質的活動・交通、現実的生活の言語に編み込まれているとして、自然的な関係、社会的な関係、および意識が、人間そのものと同時に成立するものとして統一的に把握されようになっているといえよう。

これは、基底稿では、第二命題において、自然的な関係としての生産様式（産業）の段階と、社会的な関係としての協働様式（社会）の段階との二重の関係として一体をなすものという把握が、いささか取って付けたように付加されていたものが、それを前面に押し出すかたちで、さらに「生活手段の生産」として統一的に把握する叙述へと変更したものである。

このように、たしかに基底稿から欄外註記、改訂稿へと叙述、論理構造が変化していった過程をみてとることができるわけである。

ただし、そのような変更の反面で、「四つの契機」の分析的・分解的な規定が欠落することとなっていることにも注意を向ける必要があるのではないだろうか。叙述の変化が、基底稿にみられた「四つの契機」等が改訂稿に有機的に組み込まれることなく、たんに削除されるだけのものではなかったならば、それは叙述の改善といえるのかどうかには疑問が残るといわざるをえない。

生産主体としての人間の欲望とその展開を原動力として展開される諸契機を削ぎ落としてしまうというそのような方向性は、『経済学批判序言』において「史的唯物論の公式」の叙述に至り着く道筋の端緒であったとすらいえるのではなかろうか。

基底稿において「四つの契機」は、あたかも異なる段階のようにばらばらに叙述されている

としても、それは本論で試みたような若干の叙述の改善によって十分に論理的に整備される余地があると考えられるものである。それに対して、分析的・分解的な「四つの契機」を消去してしまうことは、自然的な関係、社会的な関係、およびそれらの関係意識の統一的な連関を規定する範疇をただ所与のものとして天から託宣のように与えるという結果に導かざるをえないのではないだろうか。

また、細谷昂 [1979年] も、小林 [1978年] とほぼ同趣旨の指摘を行っているが、基底稿を筆跡通りにエンゲルスの思考回路によるものとしてマルクスの思考回路との相異を際立たせている。だが、そこにはより慎重な取り扱いが必要ではないかと思われる。たんに筆跡だけでは機械的に判別しがたい両者の思考の相互浸透が、両者の他の著作群にはみられない『ドイツ・イデオロギー』『フォイエールバッハ』章の大きな特徴となっているようにも思われるからである。

また、意識と言語の物質性の指摘にかんして、細谷 [1979年] は次のように批判的にコメントしている。

「[206頁] さて、エンゲルスの本文にもどると、つづくところでは、シュティルナーをふまえて『精神』はもともと物質に「憑かれる」という呪いを負っている』として、『運動する空気層、音、つまり言語』をあげているが、しかしこのような直接的な物質性の指摘では、なんら唯物史観の基礎づけにならないことはいうまでもない。」

このように、細谷 [1979年] においては直接的な「運動する空気層、音、つまり言語」の物質性の指摘では、唯物史観の基礎づけにならないとされている。しかし、この規定をこのよ

うにたんに却けるだけに終わるのでは、本論で考察したような、あらかじめ物質的制約性に呪縛された言語と意識が編み込まれ絡み合ったものとしてある人間存在の対自然的—対人間的な協働聯関のもとでの生産活動が、意識と言語そのものをつくり出しつくり変えていくという螺旋循環的な時間構造を把握する視点が不十分なものになってしまうのではなからうか。

たしかに『ドイツ・イデオロギー』の基底稿の発生論的叙述にたいして、欄外註記や改訂稿は諸契機の一体性、歴史的・社会的な被規定性を強調しているということがみてとれる。しかし、もし断片として残されたにすぎない改訂稿にみられるように、はじめから歴史的・社会的に規定された一体性から出発するならば、今度は逆に分析的・分解的な観点の必要性が強調されざるをえなくなるだけではないのだろうか。

重要なことは、『ドイツ・イデオロギー』において試行錯誤的に提起されていた諸規定、諸関連を螺旋循環的な時間構造として再構成して把握するというもののように考えられるのである。

第4節 マルクス唯物史観の原像における存在と意識

すでにみたように、生産力・生産関係（交通形態）からなる経済的下部構造（経済領域、経済審級）もまた、それ自体で、意識、観念、幻想の働きとその表出である物質性としての言語に還元されるのだとすると、たしかに、観念的上部構造が経済的下部構造に規定されるという要約の仕方は誤解を招くものであったに違いない。

「意識が生活を規定するのではなく、生活が意識を規定する」、「意識とは意識された存在である」（『ドイツ・イデオロギー』）

「物質的生活の生産様式は、社会的、政治的、精神的生活諸過程一般を制約する。人間の意識がその存在を規定するのではなく、逆に、人間の社会的存在がその意識を規定する。」（『経済学批判序言』）

これらのきわめて有名な文言がひとり歩きした結果、レーニン、スターリンに至るマルクス主義者たちにおいては、次のような意味に取り違えられることとなってしまった。

「[196頁] 意識は一般に存在を反映する——これはすべての唯物論の一般的命題である。この命題と、社会的意識は社会的存在を反映する、という史的唯物論の命題との直接不可分の関連をみないのは、不可能なことだ。」（レーニン [1909年] 『唯物論と経験批判論』寺沢恒信訳、国民文庫、第二分冊）

「[24頁] さらにもし、自然、存在、物質世界は一次的なものであって、意識、思考が二次的なもの、派生的なものであるならば、もし、物質世界は、人間の世界から独立して存在する客観的实在であって、意識は、この客観的实在の反映であるならば、ここから出てくる結論は、社会の物質的生活、社会の存在も一次的なものであり、社会の精神生活は二次的、派生的なものであるということと、社会の物質的生活は、人間の意志から独立して存在する客観的实在であり、社会の精神生活は、この客観的实在の反映であり、存在の反映であるということである。

つまり、社会の精神生活の形成の根源、社会的観念、社会的理論、政治的見解、政治的機関の [25頁] 根源は、これを観念、理論、見解、政治的機関そのものに求める

べきではなく、社会の物質的生活の諸条件に、社会的存在に求めるべきであって、これらの観念、理論、見解その他は、社会的存在の反映なのである。」(スターリン [1938年]『弁証法的唯物論と史的唯物論・他』マルクス・レーニン主義研究所訳、国民文庫、1968年。石堂清倫訳(国民文庫、1953年)では114頁。)

ここではまず、自然、存在、物質世界は一次的なものであって、意識、思考が二次的なもの、派生的なものであるという命題が立てられ、次いでそこからただちに、社会の物質的生活、社会の存在も一次的なものであり、社会の精神生活は二次的、派生的なものであるという命題が導出されている。

しかし、そこには論理の飛躍がある。なぜなら、経済的下部構造であれ観念的上部構造であれ、複数の身体的個体存在が言語によって媒介される社会的諸関係であることには変わりがないからである。それは、個別的な身体存在と意識存在の関係からそのままアナロジーできるような関係ではない。

身体的存在に規定される意識、観念が、対他的であるが故に対自的でもある言語による媒介作用によって、対自然的な生産力、対他的な生産関係を存立させているという媒介項を挿入することなしには、個別的な人間主体、生産主体から独立に存在する生産力、生産関係の存立へと展開することはできない。

すなわち、経済的下部構造というそれ自体社会的諸関係であるものは、観念的上部構造というそれ自体社会的諸関係であるものを媒介として取り結ばれる関係なのではない。それぞれの社会的諸関係はそれぞれ別個の仕方と言語的に媒介されている。そのようにして分化して存立している社会的諸関係である経済的下部構造と観念的上部構造とが、どのような相互関係にあ

るかを変更して問題にする場面の問題は、身体とその意識、観念との関係の構造と単純な相似形をなしているわけではない。

つまり、「唯物論」的な歴史観をめぐっては、第一に、物質・身体と意識の規定関係の問題をめぐって、常識的な次元における問題と、意識が先か物質が先かといった認識論的な哲学的次元の問題との間に混同がみられた。だが、意識に対する物質の先行性という命題も、それがレーニン [1909年]『唯物論と経験批判論』におけるように認識論哲学的次元でいわれるのでない限りは、まったく自明の事柄である。

「[173頁] すなわち、唯物史観においては、認識論的な意味で人間の意識から独立した客観的实在(物質)が問われているのでも、精神(意識)にたいする自然(物質)の先在性が直接問われているのでもない。現実の社会では、物質的なものと意識的なもの(観念的なもの・精神的なもの)とが相互に媒介されている以上、哲学の根本問題の意味で、両者を峻別することは無意味である。問われているのは、人間の歴史において機能している『物質的なもの』の意義にほかならない。」(岩佐 [1992年])

「[29頁] ところがレーニンは、認識論における認識と存在論における意識との異なる規定に無頓着にふるまい、[30頁]『意識とは客観的存在の反映』というように、存在論における意識の規定を無視し、認識論のそれのみをとりあげた。このことは存在論における『哲学の根本問題』を『認識』論に還元したことに照応している。」(宮田 [2003年])

だが、混乱はそれだけではなかった。レーニ

ン、スターリンのような把握の仕方が身体と意識、観念との関係の問題から、そのまま社会的な経済的下部構造と観念的上部構造の関係の問題に延長されれば、それは論理の飛躍をしたことになる。

すなわち、第二に、個別的な身体と意識との間の規定関係の問題と、複数の身体的個体存在がそれぞれ別個の仕方と言語的に媒介された社会的諸関係である経済的下部構造と観念的上部構造との相互関係の問題とが混同されていたのである。

だが、そもそもこの点に関して『ドイツ・イデオロギー』においてはどのように規定されていたのであろうか。

「[15] b] 理念、表象、意識の生産は、当初は直接に、人びとの物質的な活動や物質的な交通、現実の生活の言語に編みこまれている。人間の表象作用、思考作用、精神的交通は、ここではまだ人間の物質的なふるまいの直接的な流出としてあらわれている。一民族の政治、法律、道徳、宗教、形而上学などの表現をとってあらわれる精神的な生産についても、おなじことである。人間が、自分たちがいだけ表象や観念などの生産者なのである。ただし、この人間とは、現実の人間、活動している人間のことである。つまり、自分たちの生産諸力の一定の発展とその生産諸力に対応する交通の一定の発展とによって、交通のすみずみにいたるまで規定された人間である。意識とは、意識された存在 Das Bebußtsein ist das bebußte Sein 以外の何ものでもありえず、人間の存在とは人間の現実の生活過程のことである。」

「[15] c] 現実的に活動している人間たちから出発し、そして彼らの現実的な生活過

程から、この生活過程のイデオロギー的な反映や反響の展開も叙述される。……道徳、宗教、形而上学、その他のイデオロギーおよびそれに照応する意識諸形態は、こうなれば、もはや自立性という仮象を保てなくなる。これらのものが歴史をもつのではない。つまり、これらのものが発展をもつのではない。むしろ自分たちの物質的な生産と物質的な交通を発展させていく人間たちが、こうした自分たちの現実と一緒に、自らの思考や思考の産物をも変化させていくのである。意識が生活を規定するのではなく、生活が意識を規定する。」（下線は引用者。）

これらの『ドイツ・イデオロギー』におけるよく知られた文言は、たしかに、「理念、表象、意識の生産は、当初は直接に、人びとの物質的な活動や物質的な交通、現実の生活の言語に編みこまれている。……一民族の政治、法律、道徳、宗教、形而上学などの表現をとってあらわれる精神的な生産についても、おなじことである」、および、「一民族の政治、法律、道徳、宗教、形而上学などの表現をとってあらわれる精神的な生産についても、おなじことである」という部分だけを取り出してみれば、前述のレーニン、スターリンと同じことを言っているようにもみえる。

しかし、この引用箇所がいつていることは、理念、表象、意識の生産は、当初は人間の物質的活動と物質的交通に直接に編み込まれ絡み合った、現実的生活の言語であるということであり、それは決して自然、存在、物質世界が一次的なものであって、意識、思考は二次的なもの、派生的なものであるという意味ではなかった。それが意味しようとしていたことは、「人間が、自分たちがいだけ表象や観念などの生産者なの

である」ということにほかならなかった。すなわち、「唯物史観の出発点たる『現実の生活』のなかに意識はふくまれている」(小林 [1978年] 165頁) わけである。

「人間が、自分たちがいまだく表象や観念などの生産者なのである」という頗るフォイエルバッハ唯物論——機械的唯物論ではなく——的な命題こそが、『ドイツ・イデオロギー』の論理展開における核心部分であるといえる。もちろん、ここでの「人間」とは、自分たちの生産諸力の一定の発展とその生産諸力に対応する交通の一定の発展とによって、交通のすみずみにいたるまで規定された人間であると——フォイエルバッハを批判しつつ——付け加えられる。そこが、『ドイツ・イデオロギー』「フォイエルバッハ」章において表明された唯物論的な歴史観と、「対象・現実・感性が単なる客体の、または傍観者の形式のもとでだけとらえられていて、人間的な感性的活動・実践として、主体的にとらえられていない」(「フォイエルバッハ・テーゼー」)と批判されたところのフォイエルバッハ唯物論との相違点となっているわけである。

第5節 関係意識の対自然的・対人間的・対内面的・対超越的な四重性

さてここで、関係とその意識に関する規定について、改めて『ドイツ・イデオロギー』からの引用をしながら確認しておくならば、意識、観念、幻想の物質的基盤は、それぞれの身体的個体存在そのものと、それらを連結する音声言語としての音波（および文字言語としての紙その他の上に描かれた図形）に集約される。

『精神』は元来物質に憑かれているという呪われた運命を担っている。現に今、

物質は、運動する空気層として、音という形をとって、要するに言語の形をとって現れる。言語は意識とその起源の時を同うする。」(『ドイツ・イデオロギー』171b=[13]~171c=[14]。但し、引用に際しては、唯物論研究会訳を新仮名遣いに改めた。)

ところで、同時にまた、意識、観念、幻想は他人にとっても私自身にとっても存在するところの対他的かつ対自的な実践的・現実的意識であり、また、対他的かつ対自然的な関係意識である。

「言語とは他人にとっても私自身にとっても存在するところの実践的な現実的な意識であり、また、意識と同じく、他人との交通の欲望及び必要から発生したものである。……故に意識は、元来一個の社会的産物である。」(同前)

すなわち、言語は対自的であるが故に対他的であることを本質とする¹⁵⁾。

さらに、意識、観念、幻想は、自然的な環境や身体外部の他の個体にたいする対他的かつ対自然的な知覚や関係意識を含む協働連関からなる。

「言うまでもなく、意識は最初は、最も手近な感性的な環境に就ての意識にすぎず、意識化しつつある個人の外部に横たわる他人や事物との局限された関連の意識たるにすぎない。それは同時に自然に就ての意識である。」(同前)

だがしかし、意識、観念、幻想は、たんに対他的—対自然的な他者や物質的自然に向かう外向的な知覚や関係意識だけからなるのであろう

か。当然ながらそうではなく、それは同時にまた、他者や自然からの反射＝反省＝反照 *Reflektion* を受けた対自的、内向的な自己抽象や意味理解からもなるものであろう。すなわち、対自的（対内面的）なもの、および、内面に基礎をおきながらも、あたかもそれを超越したもののようにどこからともなく到来してくる超越的なもの（観念）——それはむしろ対自然的、対人間的、対内面的な意識、観念、幻想からの自己疎外、物象化の機制による派生態ともいえるものであるが、それらのいずれにも還元できない性格をもつに至るものでもある——に対する意識、観念、幻想という側面をももっている。

このような側面への視線は、マルクス、エンゲルスには稀薄であったといわざるをえない。かれらにおいては、基本的には人間存在が自然との実用的関係、他者とのコミュニケーション的關係といういわば外向的性質のものに還元されてしまい、内向性としてあらわれる対内面的、あるいはそこから分化発生してくるものともいえる対超越的な志向といったものが削ぎ落とされたものとなってしまった傾向が強いといわざるをえない。このことは、その後のマルクス主義の人間観の大きな欠陥をもたらしたものともいえるのではないだろうか。

意識、観念、幻想は、同時にまた、対自的（対内面的）なもの、および、内面に基礎をおきながらも、あたかもそれを超越したもののようどこからともなく到来してくる超越的なものに対する意識、観念、幻想という側面をももっている。したがって、意識、観念、幻想は、対自然的・対人間的・対内面的・対超越的な四つの構成要素からなるものとしてとらえられなければならないと考えられるのである。

このような対自然的・対人間的・対内面的・対超越的な諸関係の意識のうちから、対自然的な側面を取り出したものが生産力・生産関係

（交通形態）からなる経済的下部構造（経済領域、経済審級）という概念ということになる。また、それらを物質的基礎としながら、同時にそれらを媒介する意識、観念、幻想の側面を取り出したものが観念的上部構造（幻想領域、政治審級・イデオロギー審級）という概念ということになるわけである。

第6節 唯物史観における自己意識と無意識の問題

ところで、すでに第3節において確認したように、『ドイツ・イデオロギー』においては、間主体的・歴史的な協働としての対象的活動、本源的に協働であるところの社会的な対象的活動に即して、諸個人は原理的に社会的存在であることが規定されている——合わせて、対内面的・対超越的な契機を明示化すべき必要性を前節においてみてきたわけであるが——。また、この協働は、生産手段や生産様式、観念的上部構造などが世代から世代へと蓄積され、伝承されてきたものであるという事実を鑑みれば先行する諸世代との協働でもある。その意味で、身体的個体存在と社会的諸関係との螺旋循環的な時間構造が明確に把握されていた。

しかし、このように規定するだけでは、螺旋循環的な時間構造の物質的な基盤と起動力となっている身体的個体存在がどのように意識と言語によって諸関係を媒介しつつ活動的に維持・変容させていくのかがいまだ不明確である。そこには、身体的個体存在と社会的諸関係の関連づけの論理が決定的に欠落しているといわざるをえない。

たとえば、『経済学批判序説』において中期のマルクスは、次のように述べている。

「人間はもっとも文字通りにゾオン・ポリ

ティコン（社会的動物）である。たんに社会的な動物であるだけでなく、ただ社会の中でだけ個別化されることのできる動物である。」（『経済学批判序説』、全集第13巻、612頁）

すなわち、人間は社会的動物なので、近代社会のように個別化されることもただ社会の中でのみ可能だということであり、あくまでも社会的関係性が先行するものと考えられている。

また、『経済学・哲学手稿』において初期のマルクスは次のように有名な文言を述べている。

「死は、特定の個人にたいする類の無情な勝利として、両者の一体性に矛盾するように見える。だが特定の個人とはただ一定の類的存在者であるにすぎず、そのようなものとして死をまぬかれない。」（『経済学・哲学手稿』150頁）

ここにみられるのは、社会的関係性としての類に、特定の個人が死を媒介として還元されるという思想であろう。類と個の矛盾は、マルクスにおいては「矛盾するように見える」だけのものとして片付けられてしまっている。しかしながら、この類と個の矛盾的な相互媒介の構造こそがここで問われるべき当のものなのである。

第7節 関係意識・自己意識から無意識への拡張について

このようなマルクスの唯物史観が孕む個の自己意識をめぐる欠如について、最も鋭く問題を提起したのは吉本隆明であったように思われる。

「[37頁] <わたし>の脳作用の対象となったわたしの<脳>は現実的な<脳>では

なく思惟された、表象された<脳>にすぎないこと、思惟は完全に自体的（即物的）な意味では<脳>作用ではなく、それから独立した心 [38頁] 的な作用であること、しかし客観的には物質的な感性的な作用であることを、このフォイエルバッハのように明確に断定した見解に、かつて出会ったことはなかった。」

「[40頁] フォイエルバッハが、人間の現実的な在り方の条件を、まず<身体>の外部的感官や内部的な臓器や、その中枢器官としての脳の環界への働き方にもとめたのに対して、マルクスは人間の<身体>が環界としての自然にたいする働きかけかた（労働）とその相互作用として環界としての自然が人間にたいして働きかけること、そのことからうまれる環界としての全自然の非有機的な<身体化>の作用にもとめたのは、なぜであろうか？……ヘーゲルやフォイエルバッハにとって、ニュアンスの相異はあれ、人間の存在の仕方が<類>であるとともに<種>であり（そしてこのことは確実である）、この両者のあいだに横たわる矛盾や対立 [41頁] やその止揚の仕方が、とりもなおさず人間の現実的な在り方の本質をなしているとかんがえられている。しかし、マルクスにとって、人間の存在の仕方が、<類>であるとともに<種>であるということが、<事実>として疑いえないことは、どうでもよいことで、人間の存在本質が<類的な生活>の仕方にしかもとめられず、そこに本質をみないかぎり、人間は動物一般とおなじであり、またその意味では人間も環界である自然とおなじく自然の一部にしかすぎないということのほうが重要であった。」

「[41頁] ところで、このマルクスの考え

方が、たとえ真理であったとしても、たとえば精神的な狂者や疾病者や動物的にしか生活することを許されない身体的不具者は、はじめからマルクスのかんがえ方のなかに登場することができない。むしろ、フォイエエルバッハのかんがえ方のなかの方が、精神的狂気を狂気とし、精神的疾病を疾病とし、身体的欠陥を欠陥とし、個人を個人としてとらえようとするばあいには登場しやすいのである。」（吉本隆明『心的現象論』[第十六回 身体論（I）]、『試行』第30号、1970年、初出。引用頁数は『吉本隆明資料集 56』）猫々堂、2006年、による。）

すなわち、ヘーゲルやフォイエエルバッハにおいては、<類>と<種>のあいだに横たわる矛盾が、人間の現実的な在り方の本質をなしているとかんがえられていたのに対して、マルクスにとっては、人間の存在本質は<類的な生活>（生活過程の社会的諸関係）の仕方にしかもとめられないということのほうが重要であった。フォイエエルバッハには、<わたし>の脳作用の対象となったわたしの<脳>は現実的な<脳>ではなく思惟された、表象された<脳>にすぎないこと、思惟は完全に自体的（即物的）な意味では<脳>作用ではなく、それから独立した心的な作用であること、しかし客観的には物質的な感性的な作用であることが、明確に規定されている。したがって、フォイエエルバッハの考え方のほうが、精神的狂気を狂気とし、精神的疾病を疾病とし、身体的欠陥を欠陥とし、個人を個人としてとらえるということがしやすい——。

このように吉本隆明はマルクスのある種の限界を看取った。そこから独自に身体的個体存在のレベルでの心的現象の考察を課題として設定していったのであった。

もちろん、マルクス自身もいわばわたしの<脳>が<わたし>の脳作用の対象となるといった問題をまったく無視していたわけではなかったが、主たる関心が<類的な生活>の仕方すなわち対他的な社会的諸関係のほうに多く傾いていたことは否定のしようがないところであろう。

以上にみてきたような問題を背景として、吉本は、身体的個体存在のレベルでの心的現象の考察を課題として設定したとみることができる。

「心的な領域を、個体が外界と身体という二つの領域からおしだされた原生的な疎外の領域とみなす」（吉本隆明 [1971年] 『心的現象論序説』Ⅱ-2「心的領域をどう記述するか」）。

自然と身体の疎外・分裂と同時にそれら双方から疎外・分裂して生じてくるのが心的現象または幻想の領域である。しかし、この原生的疎外そのものは人間に特有のものではなく、生命体に共通のものである。

「まず、生命体（生物）は、それが高等であれ原生的であれ、ただ生命体であるという存在自体によって無機的自然にたいしてひとつの異和をなしている。この異和を仮りに原生的疎外と呼んでおけば、生命体はアメーバから人間にいたるまで、ただ生命体であるという理由で、原生的疎外の領域をもっており、したがってこの疎外の打消しとして存在している。この原生的疎外はフロイドの概念では生命衝動（雰囲気をも含めた広義の性衝動）であり、この疎外の打消しは無機的自然への復帰の衝動、いかえれば死の本能であるとかんがえられている。」（吉本隆明『心的現象論序説』Ⅰ-3

「心的内容主義」

すなわち、生命的自然としての身体は環界とのあいだで物質代謝を行い生殖活動を行う。それ自体としては自然の一部にすぎない。しかしながら、物質代謝と生殖活動をおこなう機能的構造が、異和感という心的現象をもってしまったといえるものである。

だが、人間の原生的疎外による心的領域は、他の高等動物にいたる生命体一般のそれとは異なる特質をもっている。

「人間の原生的に疎外された心的な領域を、他の一切の高等動物とへだてている特質は、心的な領域をもつこと自体ではなく、心的な領域をもつという心的な領域をもっている（精神を精神する）点にもとめられる。」（吉本隆明『心的現象論序説』I-4「<エス>はなぜ人間的構造となるか」）

つまり、心的な領域をもつという心的な領域をもっている（精神を精神する）点、言い換えると、自己意識をもっている点が、人間の特性だということである。

とはいえ、マルクス自身も、個の自己意識の問題をまったく無視していたわけではなかったことが、近年の文献学的な諸研究によって明らかにされてきている。

「[171頁]『ドイツ・イデオロギー』の意識論の特徴は、意識をこのような『相関関係』のなかでとらえているところにある。すなわち、意識とは、他のものについての意識であるだけでなく、他のものにたいする自己の『相関関係』を意識することでもある。そして、そのことは、意識が自己についての意識、すなわち自己意識をもつこ

とを意味しよう。」（岩佐茂 [1992年]）

「[109頁]なるほど、意識は、その当初においては、『もっとも身近な感性的環境についてのたんなる意識であり、自己を意識しつつある個人の外部にある他の人々や事物との、狭い連関の意識である』（……）。けれども、いかに偏狭なものであるとしても、その連関そのものが意識される点に人間的意識の固有性がある、といいうる。しかも、その連関が、『関係態（Verhältnis）』として『私にとって（für mich）』（……）より他にない。その限り、対自然関係も対人間関係も『私』との関係において把握されうるのであり、『私』と媒介された関係態に他ならない。それ故、マルクスは、対自然ならびに対人間との連関における二重の自己関係態の知として自己意識をつかんでいる、といいうるであろう。」（木村博 [1992年]）

また、宮田和保 [2003年] は、『経済学・哲学手稿』から自己意識とはなんであるのか、ということに関して次のような論理を剔出している。

「[45頁]人間は生活活動に『無媒介に融けあっている』『動物』とは異なり、『自己の生活活動を自己から区別』しつつ、『自己の生活活動そのもの』を『意識や意欲』の『対象』にする、ということである。だからまた人間は、『衝動の対象』として『彼らの外部に、彼らから独立している諸対象』に無媒介に関係行為するのではなく……、自己自身の生命活動を意識・意欲の対象とする『対自的な存在者』であり、また『対自的な存在者』において活動主体と

その生活活動およびそのエレメントである『諸対象』を実践的・理論的に自己の対象とする。それゆえ、一定の条件下ではこの関係行為のあり方を自覚的に変更することも可能である。これが、『動物や植物』とは異なる人間に固有な『活動的な自然存在』としての『自己自身にたいしてあるところの存在』(または『類的存在』)の真意である。」(宮田 [2003年])

宮田 [2003年] は、さらに如上の箇所にかけて、『資本論』の価値形態論における註記、「人間ペーターは、彼と等しいものとしての人間パウロとの連関を通してはじめて人間としての自分自身に連関する。だが、それとともに、ペーターにとってパウロの全体が、そのパウロ的肉体のままで、人間という種族の現象形態として通用する」(K. I., S. 67) という叙述から、自己意識はどのように発生するのか、についての解明の手がかりを読み取っている。

「[50頁] すなわち、『鏡』に自分自身を『映してみる』ことによって自分の姿を知るように、『鏡』としての『他の人間』から現実の自分を反省し、『自分自身に関連する』ことにより、自分自身の存在を意識するのだ、という。他者を媒介とした自己内反省がそれである。／さらに、この自己内反省のための『鏡』としての『他の人間』が自己に内化すること——これは同時に自己が他人になることでもある——によって、『自己の二重化』が確定する。」

そして、自己内反省のための鏡の役割を果たす他者が自己のうちに内化することを通して、最終的に、「観念的な自己」と「現実的な自己」との「自己の二重化」が確立する。これが「観

念的な自己分裂」¹⁶⁾ である、とする (55頁)。

このように、少なからぬ論者が明らかにしてきたように、対自然関係も対人間関係も「私」との自己関係において把握されうるということをマルクスが考えていたということまでは、『経済学・哲学手稿』、『ドイツ・イデオロギー』、『資本論』の叙述から読み取ることができるのである¹⁷⁾。

しかし、そこから先にさらに踏み込んで、身体的個体存在と社会的諸関係の媒介関係の解明という問題意識、あるいは具体的な論理展開そのものは、これ以上マルクスの文言のうちに求めることはやはりできないといわざるをえないように思われる。それ以上の展開は、依然として唯物史観の最大の弱点をなすものとして、補完作業が要請されるものと考えざるをえないであろう。

しかしながら重要なことは、吉本は、たんにマルクス自身には皆無でないまでも稀薄だった自己意識、心的な領域をもつという心的な領域への関心の拡張ということにとどまらず、さらにそれに付け加えて、原生的疎外という概念を創作することにより、「上層では<意識>そのものを意味するが、下層では情動やまつわりつく心的雰囲気をもふくんでいる」(吉本隆明『心的現象論序説』I-1「<心的現象は自体として扱われるか>」ものとしているということにある。

すなわち、吉本は、心的現象を究極的には「精神を精神する」、いかなれば超越論的主観性の独我論的なコギト、自己、実存へと収斂していかざるを得ない透明な意識、知性の側面を含むものとしつつも、それだけに限定することなく、生理的、性的な身体性や無意識に根ざしたより広いものとして包括的に考察するという問題設定を提起したことにこそ、その重要性は存しているのである。

第8節 結びにかえて： 唯物史観の幻想論的再構成に 向けて

自己関係的な人間の身体的個体存在がもつ意識、観念、幻想のうち最も原初的なものは、生理的に血縁的な親密関係を媒介する関係意識である。それは生理的な次元に直接基盤をもつ人間関係を媒介する意識であるという意味で、それ自体で対他的・対自然的な契機からなるものとしてある。ここできりにこのような関係意識のことを「対幻想」と呼んでおくことにすると、意識、観念、幻想は、本源的に対幻想というあり方において、身体的個体存在を物質的基盤としながら、対他的であるが故に対自的でもある言語による媒介作用によって、原初的に対自然的・対人間的・対内面的・対超越的な諸関係を形成するものとしてあることになる。

なお、ここで「幻想」という表現を用いるのは、人間の認知構造においてはすべて試行錯誤をつうじて補整されていくことでしか、「物自体」的な現実界に対応しえないということを含意せんとするためである。

もっとも、吉本自身においては、身体的個体存在とその心的現象が社会的諸関係の意識とどのように相互媒介の構造にあるのかということを実験的に開示しようという問題意識はほとんど存在していなかったように見受けられる。

とはいえ、その問題の解明のためには、まずもって吉本自身によって定礎された原生的疎外、無意識といった概念系列に関連づけられる対幻想から発生論的にとらえる必要があるのである。

すなわち、対自然的・対人間的・対内面的・対超越的な関係構造からなる対幻想は、世代から世代へと蓄積され伝承されてきたという意味で、先行する諸世代との協働でもある身体的個体存在と社会的諸関係との螺旋循環的な時間構

造としてある。そのような螺旋循環的な時間構造としてある間主体的・歴史的な協働としての対象的活動、本源的に協働であるところの社会的な対象的活動に即して、身体的個体存在と社会的諸関係の螺旋循環的な時間構造の関連づけの論理がはじめて解明されることとなるであろう。

すなわち、論理的に考えられた歴史的な発展の始源としての社会的諸関係は、個人やその身体性に行き着くのではない。それは、対幻想に行き着くのである。対幻想においては、身体性は物質的基盤をなしているが、それぞれの身体性は原初的には<個人>という観念、幻想をまもって対幻想に参加しているわけではない。そうではなく、端的に、一对の男女として、親子・兄弟・姉妹として対幻想の部分をなしている。これが社会的諸関係の始源のあり方なのである。

このような始源における一对一の関係为基础とする対幻想から三人以上の集団を媒介する観念としての共同幻想が分離するかたちで、より広範囲の社会的諸関係というもの形成されてきたと考えられる。このように、対幻想を始源とする社会的諸関係の歴史的発展が共同幻想を生み出し、さらには双方を往き来する身体的個体存在から自己幻想を生み出したというように、論理的には考えるほかない。

つまり、身体的個体存在の心的現象は個体の自己幻想としてではなく自己幻想は共同幻想とともに対幻想から分化発生したという発想が発点に据えられなければならない。その上で、そのような分化発生は、原基的な対幻想においてすでに統一態としてある対自然的・対他的・対内面的・対超越的な関係意識の変容によるものとしてとらえ返されるべきであろう。

第6節までの本稿における準備作業を踏まえることによって、次の階梯においては、共同体、

国家が作り出されるよりも以前の対幻想だけを構成要素とするような社会構成から、共同体、国家、市場交換、等々を構成要素とするに至った社会構成へと展開される唯物史観的な発展段階論を、幻想論的に再構成していくことが課題となるであろう。

〈註〉

- 1) 今日改めて振り返ってみても、廣松渉による唯物史観の要約・定式化はその表現力も含めて群を抜いて秀逸なものであったといえるが、関係主義的な読解へと引きつけるあまり、人間と自然との相互分裂的な相互作用の側面がすり抜けられる結果となってしまった。
- 2) これは、『資本論』第一部第二版後書に引用されたカウフマンによる書評の表現であるが、マルクス自身が肯定的に紹介しているものである。
- 3) ただし、保城広至 [2015年] 自体の立場は、「[32頁] ちなみにマルクス主義と歴史学に関する問題は非常に幅広く、また奥深いものであり、本書で扱える範囲を超えている」と註記しており、かならずしも安直なマルクス批判に与しているわけではない。
- 4) またエンゲルスは、晩年に『フォイエルバッハ論』[1888年] (松村一人訳、岩波文庫、1960年、72頁)、その他において、唯物史観、階級闘争史観の先駆者としてギゾー、ティエリ、ミニエ、ティエールらの名を挙げている。かれらは、18世紀スコットランド啓蒙におけるファーガソン [1767年] 『市民社会史論』を19世紀フランスにおいて継承したもとして位置づけられるが、とりわけギゾー [1828年] 『ヨーロッパ文明史』がその代表的な著作である。
- 5) 『経済学批判序言』においてマルクスは、『ドイツ・イデオロギー』でモーゼス・ヘスやエンゲルスと共同作業をする以前に、すでに史的唯物論の公式を独自に完成させていたと述懐している。そのようなマルクスの主観内部の意識の当否は当然ながら判断しがたい領域の問題といわざるをえないであろう。このマルクス自身の「証言」に対する「不信」から、廣松によるエンゲルス主導説は展開されている。
- 6) ソ連型のディアマート (弁証法唯物論) における「弁証法」はおまじないであり、「唯物論」は人間性否定の機械的唯物論であり、「史的唯物論」は一面的な歴史の図式化であり、ヘーゲル、フォイエルバッハ、マルクス、エンゲルスの思考と同じ語彙体系を用いながら、まったく転倒した似て非なるものとなっていることは1960年代以降、ソ連・東欧圏も含む様々な立場の研究者によってすでに解明され尽くしたといえよう。
- 7) この点について、詳しくは望月清司 [1973年] 『マルクス歴史理論の研究』岩波書店、550-557頁、参照。
- 8) このような読解も今日では、細谷昂 [1978年]、岩佐茂・小林一穂・渡辺憲正編著 [1992年] 所収の諸論文をはじめとして珍しいものではなくなっている。一例を挙げると下記のような例がある。「[180頁] 方法論的には、『全歴史の真のかまど』として、国家の『土台』をかたちづくりながら国家によって『総括』されていた市民社会が、近代に入り、市民社会として国家から自立することによって、市民社会が国家の『土台』であり、『全歴史の真のかまど』であることが明確になったといえよう。その意味では、『全歴史の真のかまど』としての市民社会の概念も、ブルジョア社会から抽象されたものである。」(岩佐茂 [1992年]) とところで、廣松渉には、歴史貫通的な物象化と特殊近代的な物象化の区別が稀薄であったが、そのことは、廣松が市民社会と国家の分離の表象から下部構造 (物質的生活過程、交通形態、協働連携、生産関係) と上部構造との範疇的な分化が生じ、それを遡行的に過去にあてはめたものであるという論理構造に無頓着だったことと相即している。このことは、本稿冒頭に紹介した引用部分で、「マルクス・エンゲルスは、社会現象の物象化が顕著になってきた歴史的局面、この与件を社会学の開祖たちと共有する」と述べている近代社会史への認識にも対応しているといえよう。廣松のいう社会的諸関係の物象化——関係が実体的なモノにみえる——は歴史貫通的なものであるが、近代資本主義社会における物象化——たんなるモノが商品・貨幣、資本において物神化する——は特殊近代的なものであり、国家=

- 上部構造からは独立した経済法則を自立化させるものである。
- 9) マルクス自身、『経済学批判序説』において、その作業をやりかけながら途中で投げ出してしまった形跡がある。この点については、新田 [2015年] 201-202頁を参照のこと。
- 10) 1920-50年代にみられた「弁証法的唯物論と史的唯物論」派と「唯物史観主義」・「主体性唯物論」派の対立構図は、1950-60年代における初期マルクスの文献学的研究をつうじて、「弁証法的唯物論と史的唯物論」なるものがマルクス、エンゲルスとはまったく異質なものであることが明確化するに及んで変容を余儀なくされたものと思われる。その時期は、「弁証法的唯物論と史的唯物論」派が急速に後退しつつ、依然として『ドイツ・イデオロギー』を分水嶺として初期マルクスと後期マルクスはまったく異なるとする見解を固持せんとしたアルチュセール、廣松渉らと、初期マルクスから後期マルクスへの基本的な一貫性を文献学的に確認していく流れとが分岐していったといえる。なお、アルチュセールは「弁証法的唯物論と史的唯物論」から動態論を削ぎ落とし静態論的な構造主義の側面を強調し、廣松は「主体性唯物論」を否定しつつも「唯物史観主義」に近い立場をとっていた。他方、初期マルクスから後期マルクスへの基本的な一貫性を文献学的に確認していく流れの中でも、「唯物史観主義」・「主体性唯物論」派に肯定的な流れと、レーニンの「物質の先行性」命題に固執することで「主体性唯物論」ならざる「実践的唯物論」の立場をあえて主張する論者もあった。しかし、1970年代末以降になると、マルクスの思想・理論形成史の研究者の間に限定すれば、「弁証法的唯物論と史的唯物論」派の影響力はほぼ消滅し、唯物史観の核心として螺旋循環的な時間構造と対自然的・対他的協働聯関を読み取る見解は共有のものとなっていったように見受けられる。そうした中で、「弁証法的唯物論と史的唯物論」派、アルチュセール、廣松が共通して欠落させていた自己関係的な自己意識の問題も、それまでの主体性論のようにたんに実存主義等との対比によって改訂的に自己展開するのではなく、『経済学・哲学手稿』、『ドイツ・イデオロギー』、『資本論』などのマルクスの叙述そのものの中に客観的に読み取ることが可能なことが明らかとされていったといえよう。こうして、1990年代以降になると、唯物史観の原像読解は立場の違いを超えてかなりの部分が共有されるに至っている。
- 11) このように『ドイツ・イデオロギー』においては、生存維持の三つの前提となる生産として、第一に物質的な生活の生産、第二に新しい欲求の生産、第三に種、生命の生産（再生産）があげられている。ところが、晩年のエンゲルスは『家族、私有財産、国家の起源』の初版序文（1884年）において、『ドイツ・イデオロギー』における三つの生産のうち、第二の新しい欲求の生産を省略している。さらに、スターリンは『弁証法的唯物論と史的唯物論』（1938年）において、エンゲルスの規定からさらに人間自身の種の再生産を排除して物財の生産に限定した。その結果、20世紀中葉において世界的に流布された「史的唯物論の公式」とは、このように『ドイツ・イデオロギー』における三つの生産規定はおろか、『家族、私有財産、国家の起源』における二つの生産規定からも後退して、物財の生産規定だけに切り詰められたものであり、文字通り人間不在の機械的唯物論を歴史に外的に適用したものへと変貌を遂げたのであった。
- 12) ここでは認識論が問題となっているのではない。この点、宮田 [2003年] [2003年] 序論 19-37頁も参照。
- 13) このような『ドイツ・イデオロギー』の読解の仕方は、1980年代以降は立場の違いを超えて共有されたものとなっている。しかしながら、廣松渉 [1971年] がいちちやく提示した要約のインパクトは今もって色褪せてはいないと思われる。以下にあえて長文引用する次第である。[[419頁]『生産』とは、第一に——『フォイエールバッハに関するテーゼ』で措定されている意味での——本質的な『対象的活動』である。生産的労働は実践的な投企であり、対象変容的=自己変樣的な一種の創造的活動である。……[420頁] 人間はこの被投的投企としての生産という対象的活動を通じて、自然の歴史化、『歴史化された自然』の"創造"を重ねるという仕方で現存する。／『生産』は、第二に、本源

的に『協働』である。……この協働は、しかも同時代人の協働というだけでなく——その存在条件とモメントをなす生産手段や生産様式が世代から世代へと蓄積され、伝承されてきたものであるという事実を鑑みれば——先行する諸世代との協働でもある。／生産は、このように、間主体的・歴史的な協働としての对象的活動であり、この对象的活動そのものを通じて、人間は自然を歴史化しつつ自らをも変様的に生産・再生産していく。生産とは、こうして単にパンを得るための手段といった次元のものではなく、人間存在の在り方……として、現在を将来へと媒介する人間存在の世界との関わり、この存在論的な関わり方の根底的な構造そのものを表現するものである。」(廣松 [1971年]) なお、廣松は初期マルクスの自己疎外論を華々しく批判したことが人々に強く印象づけられているが、その実、他方で、「疎外、物化の主体たる人間は、その類の本質に即すれば間主体的協働の一総体であるともいえる」(同前、403頁。傍点は引用者) というように、『経哲手稿』においてすでにその後の哲学的理解が、少なくとも即自的には獲得されていたということを認めていたことは、往々にして看過されている。

14) 新田 [2006年] では、このような螺旋循環的な時間構造を「フロー・ストック・スパイラル」ととらえ返す観点から分析を行っている。

15) なお、この引用文から吉本隆明は、よく知られているように、いち早く『言語にとって美とは何か』[1965年]の冒頭部分において、言語本質としての自己表出の概念を導出した。

「[22頁] ……外化された現実的な意識としての<言語>は、自己にとって人間的に対象になり、だからこそ現実的人間との関係の意識、いわば対他的意識の外化である。」

「[25頁] ……労働の発達が言語の発生をうながしたことと、うながされて言語を人間が自発的に発することとのあいだには、比喩的にいえば千里の径庭がある。……この人間が何ごとかをいわねばならないまでにいたった現実的な与件と、その与件にうながされて自発的に言語を表出することのあいだに存在する千里の径庭を言語の自己表出 [26頁] として想定することができる。自己表出は現実的な与件にうなが

された現実的な意識の体験が累積して、もはや意識の内部に幻想の可能性として想定できるにいたったもので、これが人間の言語の現実離脱の水準をきめるとともに、ある時代の言語の水準の上昇度をしめす尺度となることができる。言語はこのように対象にたいする指示と対象にたいする意識の自動的水準の表出という二重性として言語本質をなしている。」

「[27頁] 人間の意識の自己表出は、そのまま自己意識への反作用であり、それはまた他の人間との人間的意識の関係づけである。」(吉本隆明 [1965年]『言語にとって美とはなにか』角川文庫版、第I分冊)

このような読解の正しさは、その後の文献学的研究においても確認されている。岩佐茂 [1992年] 170頁、より詳しくは稲生勝 [1992年] 225-230頁、等参照。

16) 宮田和保 [2003年] において中心的な概念となっている「観念的な自己分裂」は、時枝誠記、三浦つとむから導き出されたものとされている。同書、46-47頁。

17) このような認識は、宮田 [2003年] 50頁によると、すでにヘーゲルにみられる。そこでは、「自我とは、他者にたいする自分の関係から自己内に反省することによって、自己意識になる」(ヘーゲル『精神哲学(上)』岩波書店、63頁)、「私とは単純な自己関係であると同時に端的に他者関係である」(ヘーゲル『小論理学(下)』岩波書店、87頁)という箇所が引用紹介されている。

【参考文献】

稲生勝 [1992年] 「意識と意識の転倒としてのイデオロギー」、岩佐茂・小林一穂・渡辺憲正編著 [1992年]『ドイツ・イデオロギーの射程』創風社、所収

岩佐茂 [1992年] 「人間の社会とその歴史の唯物論的な基礎づけ」、岩佐茂・小林一穂・渡辺憲正編著 [1992年]『ドイツ・イデオロギーの射程』創風社、所収

宇野弘蔵 [1962年]『経済学方法論』東京大学出版会。引用頁数は『宇野弘蔵著作集』第九巻、岩波書店、1974年、による。

木村博 [1992年] 「宗教批判と自己意識——ブル

- ーノ・パウアー、フォイエルバッハとマルクス」、岩佐茂・小林一穂・渡辺憲正編著 [1992年] 『ドイツ・イデオロギーの射程』 創風社、所収
- 小林一穂 [1978年] 「『ドイツ・イデオロギー』における生活過程概念について」、『社会科学の方法』 第109号、御茶の水書房。引用頁数は、小林一穂 [2003年] 『イデオロギー論の基礎』 創風社、所収、による。
- 新田滋 [2006年] 「市場経済を読み解く方法としてのフロー・ストック・スパイラル——市場・制度の発生・進化モデルの要約表現——」、SGCIME編『現代マルクス経済学のフロンティア』 [マルクス経済学の現代的課題・第Ⅱ集 現代資本主義の変容と資本主義 第3巻] 御茶の水書房
- 新田滋 [2015年] 「唯物史観と範疇模写説—ヘーゲル・マルクスと宇野弘蔵の方法論を繋ぐミッシング・リンカー」、専修大学社会科学研究所『社会科学年報』 第49号
- 廣松渉 [1971年] 『唯物史観の原像』。引用頁数は『廣松渉著作集』 第九巻、岩波書店、1997年、による。
- 細谷昂 [1979年] 『マルクス社会理論の研究』 東京大学出版会
- 保城広至 [2015年] 『歴史から理論を創造する方法 社会科学と歴史学を統合する』 勁草書房
- 宮田和保 [2003年] 『意識と言語』 桜井書店
- 望月清司 [1973年] 『マルクス歴史理論の研究』 岩波書店
- 吉本隆明 [1971年] 『心的現象論序説』 角川書店
- 吉本隆明『心的現象論』 [第十六回 身体論 (I)]、『試行』 第30号、1970年、初出。引用頁数は『吉本隆明資料集 56』 猫々堂、2006年、による。
- Balibar, [1965], Sur les concepts fondamentaux du materialisme historique, Althusser, Balibar [1965], Lire le Capital, tome II, Francois Maspero. バリバル「史的唯物論の根本概念について」、アルチュセール／ランシエール／マシュレー／バリバル／エスタブレ [1997年] 『資本論を読む』 今村仁司訳、ちくま学芸文庫、下巻。引用頁数は今村訳による。
- Engels, F. [1884] Der Ursprung der Familie, des Privateigentums und des Staats. エンゲルス『家族、私有財産、国家の起源』 戸原四郎訳、岩波文庫、1979年
- Marx, Karl, [1844] Ökonomisch-philosophische Manuskripte. 『経済学・哲学手稿』 藤野渉訳、国民文庫、1963年
- Marx, Karl / Engels, Friedrich [1845-46], Die Deutsche Ideologie. 花崎崙平訳『新版 ドイツ・イデオロギー』 合同新書、1966年。廣松渉編訳／小林昌人補訳『新編輯版 ドイツ・イデオロギー』、岩波文庫、2002年。新訳刊行委員会『新訳 ドイツ・イデオロギー<マルクス主義原典ライブラリー>』 現代文化研究所、2000年。その他多数の編集案と邦訳がある。引用に際しては、特定の邦訳にのみ依拠せず、また、既存の邦訳によっていない場合もある。なお、引用頁数に関しては、岩波文庫版による草稿の用紙番号（いわゆるボーゲン番号）の表記法に拠った。
- Marx, Karl, [1857-58], Grundrisse der Kritik der politischen Ökonomie, Dietz Verlag, Berlin. 1953, Berlin. マルクス『経済学批判要綱 I』 高木幸二郎監訳、大月書店、1958年。
- Marx, Karl [1859], Zur Kritik der politischen Ökonomie, MEW, Band 13, Dietz Verlag, Berlin. 『経済学批判』 武田隆夫・遠藤湘吉・大内力・加藤俊彦訳、岩波文庫、1956年。向坂逸郎訳、『マルクス・エンゲルス選集』 第7巻、新潮社、1959年。杉本俊朗訳、『マルクス・エンゲルス全集』 第13巻、大月書店、1964年。引用に際しては、特定の邦訳にのみ依拠せず、また、既存の邦訳によっていない場合もある。
- Marx, Karl, [1867/73/85/94], Das Kapital, I,- III, MEW, Band 23-25, 1962, Dietz Verlag, Berlin. 『資本論』 からの引用は、引用文中に Karl Marx [1962], Das Kapital, I,- III, MEW, Band 23-25, Dietz Verlag, Berlin. の頁数を [S.54] のように記す。引用に際しては、特定の邦訳にのみ依拠せず、また、既存の邦訳によっていない場合もある。

一部の「過激」な性教育ではなく主流言説を ターゲットとした2000年代性教育批判の構図 —『現代性教育研究』による性教育主流言説の形成を手掛かりとして—

広瀬 裕子

1 はじめに

本稿は、1972年から1983年にかけて日本性教育協会（Japanese Association for Sex Education, JASE）が刊行した『現代性教育研究』（小学館）を題材にして、1970年代以後の日本の性教育の主流言説の形成と特徴を明らかにするとともに、2000年代に展開した「性教育バッシング」と呼ばれる大掛かりな性教育批判が、一部の「過激」な性教育をターゲットとしたものではなく日本の性教育の主流言説をターゲットとしたことを明らかにする。

1972年に設立された日本性教育協会（JASE）は、設立を機に機関誌である『現代性教育研究』を刊行する。JASE設立は、日本の性教育の主流言説が、戦後直後に文部省が主導した「純潔教育」からJASEが主導した性科学（セクソロジー）に足場を置く性教育へと転換していく礎となる。性科学に依拠する開放的な性教育を発信した性教育協会とその機関誌である『現代性教育研究』は、性教育のカリキュラム構築をも含めて、1970年代以降の性教育の主流言説の形成に多大な役割を果たすのである。

近年2000年代に展開した大掛かりな性教育批判のキャンペーンは、日本の性教育の性格を理解する上で無視することのできないできごとである。本稿は、この性教育批判キャンペーンを一部の「過激な」性教育をターゲットとした

ものではなく、『現代性教育研究』によって培われた性教育の主流言説に向けられたものであると主張しようとしている。その構図を把握するために、JASEに加えて同じく日本の性教育を主導してきた代表的組織の一つである‘人間と性’教育研究協議会（性教協）にも目を向ける。JASEと性教協が日本の性教育実践を牽引する双璧の組織でありつつ、しかし対立する関係にあったこと、そしてその対立関係がそれぞれの組織を主導する人物、すなわち田能村祐麒（1923-2009）と山本直英（1932-2000）の対立として現象していたことは知られている（西垣戸 1993）。1980年代以降実質的にJASEをリードした田能村は、教員として、また地方教育行政の担当者として性教育の普及に努め、中央地方府の性教育政策にアドバイザーとして深く関与してきた人物である。一方、山本は、教員として性教育を推進し、1982年以降は自らが設立した性教協に主たる活動の場を移した。田能村、山本ともにJASEに初期から関わり、『現代性教育研究』に論稿を定常的に執筆し、実践領域に影響を持った。

2000年代に展開した大掛かりな性教育批判が、山本が生前代表を務めていた性教協に向けられていたことは知られている。性教協は1982年に山本らによって設立された民間組織で、性教育実践者を主な会員として科学・人権・自立・共生を「キーワード」に掲げて性教

育の推進活動を精力的に行ってきた。性教協をもっばらの対象として展開した2000年代の批判キャンペーンは、しかし、1990年代にすでに前哨戦を経験している。教育学者である高橋史朗らが、性教協のメンバーの実践をターゲットとして、彼らが行う性教育を、避妊や性交を肯定的に扱うなどしているとして「過激」だと批判していた（高橋 1993a）。この時期の高橋らによる性教育批判は、学習指導要領の1989年改訂を受けて性教育にスポットライトが当たった流れを受けている。学習指導要領の改訂内容自体は大きなものではなかったが、初めて保健の教科書が作られるなどしたこともあり、マスコミはこの改訂を「性教育元年」とセンセーショナルに報道した。性教育関係者は活気づき、性教協のメンバーもメディアに頻繁に登場した。「生命の神秘性・尊厳性」を重視し、性教育の「性急」な展開はすべきでない（高橋 1993a : 88）と考える高橋らは、こうした動きを快く思わずに、性教協をターゲットとしてその実践を批判したのであった。性教協の代表であった山本は、性教育を激しく批判する高橋らを「純潔教育」推進者とカテゴライズして、彼らの批判を「ドグマとイデオロギーの先行した誹謗キャンペーン」であると反論した（山本 1994 : 10）。

性教育批判を率いた高橋の登場は性教育言説の構造を見る上で無視できないのだが、それは、高橋らの批判がそれまでにない直裁なものであったからというよりは、もちろんその批判内容も一考しなければならないのだが、それよりも田能村と山本の対立を際立たせたからである。高橋は山本を批判する一方で、田能村と共同して出版事業を行うなどしている（田能村、高橋 1993）。高橋のこのような形での「参戦」は、「山本」対「田能村」という図式を「山本」対「田能村・高橋」という図式に組み替えて、田能村と山本の対立を増幅したのである。山本は

高橋と同様に田能村をも「純潔教育」推進者に含めた（山本 1994 : 21）。

2002年から始まった性教育バッシングといわれる全国規模に及んだ性教育批判の対抗の構図は、1990年代に見られた批判の構図と類似している。しかし、2000年代の批判キャンペーンのターゲットは、性教協関係者以外の性教育にも及んだ。全国性教育研究団体連絡協議会（全性連）理事長であった田能村は、このターゲットの拡大を、批判されるはずのない性教育実践までもが攻撃の対象にされた理不尽な性教育批判のカオス化現象であると理解している。そして「一部の行き過ぎた性教育」にとどまらずに学校教育の性教育全体が「批判の影響を受け」て停滞したことに不満を述べるのだった（田能村 2004、2006）。こうした不満の表明は、とりもなおさず、「一部の行き過ぎた性教育」として想定されている性教協の性教育実践と自身が関わる性教育実践を差異化して認識していることの表明でもある。

しかし、注意しなければならないのは、田能村と高橋を山本に對置させるこうした括り方は、日本の性教育の言説構造を理解する上ではミスリーディングだということだ。性教協を軸にした場合には、性教協の批判者として高橋の側に田能村を位置づけることができるとしても、日本の性教育言説を俯瞰した場合には、田能村は高橋よりも山本に格段に近いはずだからである。田能村も山本も、それぞれ、科学的で開放的な性教育を推進しようとしていた創成期のJASEの熱気を受け継ぐ、いわば日本における性教育のメインストリームを継承する場所にいることは間違いないからだ。

確かに、田能村と山本には相容れないところは観察される。性教育における性交指導を不可欠なものとして重視していた山本と、とりわけ小学生に対する性交指導は慎重であるべきだと

するようになっていた田能村は、性教育実践の理解に違いを示す。しかし、セクソロジー的知見を性教育理解のコアに持つ両者の間の距離は、例えば、英国のヴァレリー・リッチーズ (Valerie Riches) に親近感を持ちながら (高橋 1993b) 性教育批判をする高橋との距離より格段に小さいといわなければならない。いうまでもなくリッチーズは、イギリスの道義心協会 (The Responsible Society = Family and Youth Concern) を率いて、1980年代以降、家族計画協会が主導していた性教育をキリスト教的価値観に依拠して批判していた人物であり、セクソロジーには批判的である (広瀬 2009: 226-229)。

田能村と山本の間に見られる差異を主流的言説内部のバリエーションであり、両者ともに日本の性教育言説のメインストリームを牽引する場所にいたと理解することによってこそ、状況を整合的に説明できる。2002年からの性教育批判がJASEをも巻き込んだのは、「パッシング」の担い手がターゲットを見誤ったからというよりは、構図としては、批判者たちが日本の性教育言説のメインストリームをターゲットとしていた形になっていると言うべきなのである。

このような理解に立ち、本稿では、日本性教育協会 (JASE) が1972年から1983年まで刊行した『現代性教育研究』に焦点を当てて、1970年代以後の日本の性教育言説のメインストリームの整備形成とその特徴を把握し、2000年代の性教育批判が一部の「過激」な性教育ではなくJASEに始まる性教育の流れ、すなわち性教育の主流言説に対するものであったことを確認する。

2. 日本性教育協会の設立と『現代性教育研究』の発行

戦後日本の性教育の出発点は、第2次大戦直

後の1946年11月14日に次官会議で決定された「私娼の取締並びに発生の防止および保護対策」にあるとされる。「公娼廃止の趣旨を徹底して接客婦の自由を拘束する諸制限を撤廃すると共に所謂『闇の女』の発生を防止する」ことを目的としたものだ。この通達を受けて翌年1947年1月に文部省社会教育局長は「純潔教育の実施について」を通達し、また、純潔教育委員会および純潔教育懇談会が設置されて純潔教育の普及活動が図られた。文部省の社会教育局が主導したこの政策は、街娼問題から不良青少年問題へ、さらには一般青少年男女への教育的介入へと、次第に教育領域を対象とするように変わっていった (斎藤 2012)。一方、学校教育においては、保健領域の授業として戦後直後から性教育が進められていたが、性教育は純潔教育の陰に隠れて「細々ながら」(田能村、高橋 1993:14) 行われている状態であったという。純潔教育懇談会が廃止された1960年代には「純潔教育」推進策も下火になり、以後しばらくは、性教育に関する出版や新しい活動などが個別に登場する状況であった。

1972年に設立された財団法人日本性教育協会 (JASE) は、そうした性教育に関する言説状況を一変させることになる。JASEは、文部大臣から設立認可を受けて設立された性教育に関する「わが国では最初であり唯一の法人」(間宮 1981) であり、大手出版社の一つである小学館が財政的な支援を行った。JASE設立にあたった主要メンバーは、性科学者朝山新一、医事評論家村松博雄らである。また、純潔教育政策の過程で設置された純潔教育懇談会のメンバーであった心理学者間宮武も参加している。理事長には前厚生大臣内田常雄、監事の一人として前文部大臣劔木亨弘が就いた。常務理事には、先の朝山、村松に加えて、小学館から林四郎が入っている。

JASEは、設立の背景と目的を次のように言っている（日本性教育協会1972）。

性に関する価値観と風俗は急速に多様化し、変貌しつつある現代 — この風潮の中でわが国のみならず、世界各国とも若者と成人の間には性意識、性行動に大きな断絶があります。これに対して、共通理解の尺度と対話の場がないのが実情です。このような状況の中で、家庭・学校・社会のそれぞれの場において、性に関する望ましい認識が育てられ、適切な教育について研究が行われることが待たれておりましたが、このたび文部大臣の認可を得て「財団法人日本性教育協会」が発足いたしました。

私どもは、1.教育に関する基礎的な調査・研究を行ない、内外の資料を収集・分析するデータバンクの開設、2.性教育に関する研究会、講演会、講習会等の開催、3.性教育に関する雑誌、図書、資料の出版 — を通じて望ましい性教育についての研究を進め、社会の向上に貢献することをめざしております。

すでに欧米をはじめ世界各国の諸団体、学界との連携も決定し、情報・資料・研究の各分野でわが国を代表する国際的機関としてお役に立ちたいと願っています。略

目的の一つである出版活動の主軸として取り組まれたのが、『現代性教育研究』の刊行である。『現代性教育研究』は、小学館から出版される一般向け商業的雑誌として形を整え、1972年から1983年まで計58号が発行された（第1号から16号までは季刊、第17号から58号までは隔月刊）。主な読者は教員、学校、教員委員会、医療関係者などで、毎号約2000部が印刷された（JASE事務局調べ）。同誌は、性教育に

関する基本的な理解、海外の性教育についての情報、学校の性教育カリキュラム、性教育に関する教育行政の情報、性教育が直面する諸問題、性教育関連の調査データ、性に関する歴史、性に関する一般的な社会動向や世論などを内容とし、創成期10年のJASEの活動をほぼリアルタイムに発信するとともに、性教育に関する情報発信を精力的に行った（各巻概要については文末資料参照）。性教育をどのように捉えるべきかという基本軸、および性教育がどのような領域をトピックとして扱うのかという指針、いわば性教育に関する基本言説が、『現代性教育研究』の発行によって形成されたといえる。

3. 性教育の基本的立場をセクソロジーに設定

『現代性教育研究』が設定する性教育の基本的枠組みは、出発点においてセクソロジーに焦点づけられた。キーノートとなったのは、第1号と2号に連続して掲載されたシンポジウム「性教育とは何か?」と、L. A. カーケンダールによる2本の特別寄稿「現代社会における性の役割」および「現代社会における性教育の役割」である。

シンポジウム「性教育とは何か?」は、JASE創設期の主要メンバーである朝山新一、黒川義和、間宮武、村松博雄の4人に加えて、フランス文学者で文化論に通じた多田道太郎を加えた5名で行われている。多田道太郎は、その前年に性教育に批判的に言及した『性』（松田1971）の執筆に関わった関係でこのシンポジウムに参加しており、このシンポジウムでは性教育に批判的な立場からの発言となっている。

このシンポジウムが繰り返し焦点化するの、性の社会的、心理的生側面に加えて生物学的解

剖学的側面である。朝山、村松、黒川は、性に関する生物学的解剖学的側面を大事にするセクソロジーの知見を性教育に不可欠な視点として重視する。一方で、多田は、性や性教育を科学的、生物学的な知識に集約するような理解は、「一種の科学信仰におちいった文明の狭さ」だとして批判し、情操的な部分が大事である性を、分析的学問を教えるところになっている学校で教えることは困難であるなどと主張する役回りとなっている。

性に関する生物学的な知識の教育を困難にしている背景として、性に対する羞恥心について彼らは共通に論じている。この羞恥心は、性教育の障害として語られている文脈と、性にまつわる人間関係の文化として把握されている部分とあり、取り除くべきは、「科学主義で突破できるニセモノの羞恥心」、すなわち前者ということになる。日本独特の文脈に即した性のベクトル理解もシンポジウムの中心的テーマとなっている。多田が、「スウェーデンなんかでも、非常にフリーであるように見えてその実、一夫一婦制を支えるモラルはうんときびしい」と指摘し、「むしろ日本の方が締め付けが弱い」と、日本の性文化の特徴を指摘する。これに応じて朝山も、日本に広く共有されていた「外道」の文化に触れながら、「表と裏が共存共栄しているのが日本の文化」であり、性は、「裏の外道では自由に解放された。おかまをはじめ、何でもあった。レズビアンかて、女が禁欲させられていたから、社会の中では外道として見て見ぬふり」をしていたと応じる。すなわち、性の考察に当たって多様な領域がタブーなしに取り上げられ、生物学的解剖学的アプローチによって、「外道」すなわち性の裏側とされた領域も、裏ではなく「ディスオーダー」として表の領域で分析されるようになる。しかし、「ディスオーダー」とされた性の多様なファクターを、その

先の理解、すなわち、性的少数者という観点から人権的概念によって再構成するアプローチは未だない。それは、次に出てくるカーケンダールにおいても同様である。

4. 山本宣治ではなくカーケンダール

シンポジウムが設定したセクソロジー的な観点から、性の見方、性教育の考え方を体系的に提示する役回りは、L.A.カーケンダールが担っている。創刊号と第2号にカーケンダールの特別寄稿の論稿「現代社会における性の役割」と「現代社会における性教育の役割」が連載されている。カーケンダールは、以後の日本の性教育の理解の仕方に大きな影響を与えた人物である（鹿間 2005）。論稿の内容は、性科学がどのようなことを明らかにしてきているかについて10項目、従来の性教育の問題点を整理して10項目、求められる性教育の目標として5項目、性教育の基本原則が10項目、そして、性教育担当者の資格として10項目などである。今日的なトピックがほぼ提示されている。ただし先にも述べたように、性的少数者という概念は未だなく、また性感染症も大きな扱いとなっていない。すなわち、以下のような内容である。

性科学の知見に則った10の見解は、1. 性の本質は性意識や性行動に限定して捉えられるべきではなく幅広い行動様式の中に存在する、2. 個人にとって男性（女性）であることの意義は生涯を通じてのものである、3. 人間の性行動は本人の全人格の現れである、4. 性欲は自然で正常な現象である、5. 自慰は年齢や性（ママ）にかかわらず許容されるべきである、6. 性行動は当事者間の責任に帰すべきであって他人に干渉される理由はない、7. 身体的満足だけでは対人関係は長続きできない、8. 異性間の性行動は人格を結合させる機会であり幸

福な人生を賛美する一種の儀式ですらあり得る、9. 性行動は結婚などの制度の上で認められるかどうかではない、10. 「不倫」行動は強制力や恐怖感によっては矯正できない、である。

従来の性教育の問題点としては、1. セクシュアリティの教育というよりは生殖教育であったり道徳教育であったりした例が多い、2. 特定の行動様式は示唆したかもしれないが応用性においては全く欠陥があった、3. 「人生の真理」に関する知識教育という固定概念があった、4. 各自が主体的に考えて判断する点を無視してきた、5. 性にできるだけ触れないで逃げ通そうという消極的な態度であった、6. 性教育を与えれば道徳上の問題がすべて解消されるとする免罪符とする傾向があった、7. 公開の場で討論するよりもコソコソと行われがちであった、8. 両親のみの仕事または教師のみの仕事と考える人も多かった、9. 一人一人の人生でなく統計上の数字をあまりにも重視しがちであった、10. 性教育を名人芸だと考え一部の専門家に頼りすぎた、である。

また、性教育の基本原則としては、次の10項目が挙げられている。すなわち、1. 性教育は人間経験のすべてである、2. 性教育は生涯教育である、3. 性教育は両親の態度である、4. 性教育は人生哲学である、5. 性教育は家族関係学である、6. 性教育は生命尊重の具現化である、7. 性教育は健全な発達に不可欠である、8. 性教育は無理な隠しだてをしない、9. 性教育はガイダンスである、10. 性教育では行動よりも動機を尊重する、である。

以上のような内容を確認した上で、ここでは『現代性教育研究』が出発点としたキーノートを、日本の先駆的な性科学者である山本宣治(1889-1929)ではなくカーケンダールから導き出している点に注目したい。山本宣治が大正期にいち早く性科学認識の重要性を説き、『性教

育』(山本 1923)を著すなど卓越した性科学の成果を残していることは周知である(山本 1999)。世界セクソロジー協会(WAS)による国際性学賞の第1回(1979年)受賞者でありJASEの設立者の一人である朝山新一は、世界的な性科学の水準と比較し、山本宣治の『『性教育』と『性調査』は、欧米をはるかにさきがけるものであった。』と評している(朝山 1973: 147)。しかしながら、山本宣治は、反体制的労働運動に加わるようになったことで大学から追われ、またのちには右翼団体のメンバーに暗殺されることになる。自由民主党政権時代に文部大臣の認可を受けて設立されたJASEが、共産主義的イメージをまとう山本宣治ではなく当時日本で無名だったアメリカのカーケンダールによるセクソロジーの知見を出発点としたことは、冷戦期の自民政権下に安定的な立ち位置を順応的に確保する上で有利に働いたとみてよい。

5. 性教育と純潔教育 非連続の演出

JASEが主導する性教育と戦後直後の性教育政策の関係についても触れなければならない。両者は必ずしも不連続ではない。純潔教育懇談会のメンバーであり、『日本の純潔教育』(間宮 1969)の著書もある間宮がJASEに創立時から参加していることを見ても、それはいえる。また、小山静子が純潔教育政策は男女共学制と表裏をなす(小山 2014: 32)と指摘するように、戦後の純潔教育は男尊女卑の男女関係の一新を意図したもので、文部省から出されていた5冊の純潔教育シリーズの1冊である『男女の交際と礼儀』(文部省 1950)も民主的で健全な男女交際の重要性を指摘するなど、当時にとっては革新的なものであった。

しかし、純潔教育政策は、その保守的側面が頻繁に指摘されてきたことも事実である。田能

村は、純潔教育政策について、「純潔教育の最初の手引き（「純潔教育基本要項」のこと-広瀬）は、これは青少年にとって当然ぶつかる問題であるのだから、いろいろな意味で幅広く学習しなければいけないと書いている。それはきちんと読めば、今でも通用するようなことを書いてあるが、その付録の方で委員長が『純潔とは』という解説をしているので、これでおかしくなった。」（田能村・高橋 1993：14）と回顧する。委員長の解説というのは、「性的交渉は、結婚当事者間におけるもののみを純潔と認める」（文部省 1949）とされた箇所を指す。朝山も、著書『性教育』の中で、純潔という言葉は肉体中心の処女性尊重思想と主体性のない男性従属の性道徳を想像させるから、純潔教育政策の「要項が《性教育 sex education》を“純潔教育”という言葉であらわしたのは、すこしまずかった」と指摘する（朝山 1967：3-4）。

純潔教育政策が何故に「純潔」という用語を用いたのかについては、文部省社会教育審議会は、性教育という用語がまだ一般的でなく、この言葉の印象から極くせまい意味に受取られるおそれがあったからだとして説明している（文部省 1955）。しかし、政策立案者の意図とは別に、純潔という言葉が、朝山が指摘するように女性の処女性を連想させて「主体性のない男性従属の性道徳」を連想させるという指摘も的外れではなく、政策が想定した内容と「純潔教育」という名称が必ずしも順接せずに理解されるようになるのである。間宮が「教えてもどうにもならない人間関係の面を強調しすぎて、純潔教育なんて名前までついている。」（朝山他 1971：181）と指摘するように、人間関係やモラルに過重に重心がかかっていたという特徴もあろう。

純潔教育と性教育の異同に関する混乱が無視できなくなると、文部省は1972年3月に性教育を指す用語についてコメントを出すに至る（文

部省 1972）。そこにおいて、文部省は、「純潔教育と性教育とは、本来、その意義、理念つまり、目的および内容が異なるものではないと考えられます。よって、今後は、純潔教育と性教育とが同義語であるとの見解に立って、事務をすすめることとします」と、性教育と純潔教育の違いはないという見解を示した。

『現代性教育研究』第7号（1973.12）は、理事である黒川によるQ&Aの形式でのこの用語問題の解説を載せている。黒川は、文部省の見解を紹介しながらも、純潔教育という言葉に性教育という言葉が次第に取って代わってきたのは、言葉のニュアンスの違いやカバーする領域の違いというよりは、性教育に対する人々の視点や姿勢が変化してきたからだとしている。また、第11号（1974.12）では、全国的にどちらの用語が使われているかの調査結果が報告されている。調査では、各地の性教育手引き書40冊を調べた結果、性教育28冊、純潔教育9冊という傾向となっている。性教育を指す公式名称は、その後も変遷し、今日に至るまで、日本の性教育の一つのトピックであり続けている（広瀬2014）。用語をめぐるこのような混乱の中で、『現代性教育研究』が性教育という用語で情報発信を始めたことは、純潔教育政策と不連続ではないにしても、新しい出発点を明確に示す効果を持っていたといつてよい。

6. 学校の性教育のカリキュラム作成

JASEの主要活動の一つは、学校教育での体系的な性教育のカリキュラム作成である。『現代性教育研究』は、毎号、幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校、特殊教育をカバーして指導案や実践情報を収集して発信し、カリキュラムに関する知見の集積場所となった。それらの知見は、JASEが作成した『性教育指導要

項』（日本性教育協会 1979）に集約活用される。作成された『性教育指導要項』は、文部省が『学校における性教育の考え方、進め方』（文部省 1999）を刊行するまで、実質的に性教育カリキュラムの全国基準として参照されることになる。同要項の内容を広く関係者に周知させるメディアとなったのも、『現代性教育研究』である。同要項に準拠した体系的なカリキュラムについての解説は、第39号（1979.8）から毎号の『現代性教育研究』で11回にわたって発信された。田能村祐麒、山本直英らは、指針の作成に関わると同時に、継続的に『現代性教育研究』にカリキュラムに関する論稿を執筆し、性教育実践に関するアドバイザーとしての役割を明確にしていった。

授業実践の中でも最も関心を持たれていた一つが性交指導である。性交指導に特化した特集あるいは記事が第17、18、23、24、25、26、45の各号で取り上げられている。第17号では実践記録として「私はこうして小学生に性交を教えた」（東京都板橋区立徳丸小学校教諭 武川行男）という性交指導報告が掲載され、第18号では、「カリキュラム研究シリーズ 小・中・高における性交の指導研究」として、性教育カリキュラム研究委員会のメンバーとして田能村が全体の指針を論じ、「小学校における性交の指導研究」（佐橋憲次）、「中学校における性交の指導研究」（阪巻秀三）、「高等学校における性交の指導研究」（山本直英）が各論を論じた。田能村は、性交について教えるには、子どもたちが事前に知っていなければならない下位要素があることを指摘し、性交を突出して教える授業ではなく体系的なカリキュラムの中で指導することの必要を論じている。小学校での指導を第18号で論じた佐橋は、低学年で自己の出生、中学年で子どもの出生、高学年で受精の仕組みにポイントを置かたちで性交を扱う

方法を紹介し、中学年と高学年で想定される精子を母体に送り込むことを扱う授業では、「情緒面を大切にしたいあつかいをする」ことが大事であるとしている。また、中学年では「性交の図解などは、特に使用しなくても良い」と留意点を記している。中学校での指導を論じた酒巻は、性交についての指導がない性教育の授業では「シラけたムード」を作ってしまうことがあることを指摘し、「日本の住宅事情や家屋構造からいって、両親の性交を見る例は多い。不潔感を持ったり、ショックを受けたりすることがあるわけだが、その場合でも、性交の意味についての認識が高めてあれば、容易に割り切れる結果となろう。」というコメントを添えている。高等学校での指導を論じた山本は、愛情があれば性交をしても良いと考えている者が増える傾向にあるとして、社会的な文脈での各種状況に応じた性交評定を独自のマトリックスで示す授業を紹介している。

第23号、24号、25号は、「短期集中連載講座 私ならこの主題をこう指導する」という連載の中で、連続して性交指導が掲載された。試行段階にある性交指導が文字通り試行錯誤されていた様子がわかる。第25号記事では、第7回JASE夏季セミナーの小学校部会と、第8回全国性教育大会（日本性教育研究会）で性交指導の是非等が議論され、「納得できる適切な指導内容が見当たらない」という意見が続出し、両会場ともに性交指導は難しいという雰囲気があったとも記されている。第26号では「実践記録、教え子とともに考える、人間にとって性交とは何か？」（兵庫県村岡町立兎塚中学校教諭 西村登）が掲載され、第45号では、JASEが編集した『性教育指導要項』に沿った連続解説コーナーで、山本が高等学校について性交指導の仕方を書いている。

性交指導に関する一定の蓄積ののち、田

能村は、性交指導が直面する諸問題に目を向けて、指導におけるレディネスの重要性を強調するようになり、山本は、性交を避けずに教えられる教師の力量形成の重要性を強調するようになり、性交指導に関する両者の異なった立場が顕著になってくる。

7. まとめ

1972年から1983年にかけて刊行されたJASEの機関誌である『現代性教育研究』は、戦後直後に文部省が推進した純潔教育を性教育に関する古い概念として対置する構図で、新しい性教育研究の土台を一気にセクソロジーに設定した。同誌による「性教育」という用語の意図的な使用も、性教育に関する新旧の概念を演出した。『現代性教育研究』に経年的に集積されたカリキュラム知見は、JASE編集の『性教育指導要項』に体系化して集約し、その体系的なカリキュラムは同時に同誌を通じて全国に発信された。同誌が主導したセクソロジーに依拠する開放的な性教育は、以後の日本の性教育の主流言説として形作られた。

田能村はのちに振り返っている。「あのころは、挙げて性解放というような雰囲気があり、セミナーに参加している人達に、自分の意識は解放されているといった思い込みや試行錯誤もあって、ごちゃごちゃしていた。それも楽しかったんでしょうね。つまり日本は封建的で閉鎖されている、それを打ち破るのは自分達だ、という高揚した気分があった。その実、何から解放されるのかは、はっきりしないままで、焦点もずれているところが多々ありました。」(宇野他 1995:24) この回想は、JASEを拠点とした新しい性教育の形成の熱気を物語っている。その後、「純潔教育から生殖生物学を土台とした性教育」へという流れ、すなわちセクソロジー

に特化して重点を移した傾向も反省され(間宮 1995:19)、1986年には全国性教育研究大会で、「従来の生理的側面に傾斜していた性教育から、総合人間学として生理・心理・社会的側面を盛り込んだセクシュアリティ教育への転換が必要なこと、性の価値観、知識、態度の他律的な押しつけを排し、自己決定を援助する教育であることが確認された。」と、間宮は振り返る。すなわち1970年代に国内に整備形成されたセクソロジーに依拠した性教育の主流言説は、より広いセクシュアリティ教育へと向かい、さらに例えば性的少数者という問題認識を手に入れるなど、その後少しずつ修正されながら発展的に展開されていくことになる。

と同時に、展開のバリエーションは、山本と田能村の性交指導をめぐる対立という現象も生む。彼らの対立はしかし相反する性教育哲学に依拠する対立というよりは主流言説の枠内での見解の違いであると把握する方が内実に即している。2000年代の性教育バッシングが山本にとどまらず両者をターゲットとしたのは、批判すべき対象が拡大的に誤認されたということではなく、セクソロジーを基盤としながらセクシュアリティ教育として発展してきた、学校における性教育のメインストリームがターゲットとされたということなのだを見た方が整合的なのである。対立関係にあったと考えられていた田能村と山本を、2000年代の大規模な性教育批判がともにターゲットとしたことは、そもそも両者は性教育のメインストリームにいたのだということを再認識する契機となったといえてよい。

(本稿は、JSPS 科研費 24531018 の助成研究の一部です。)

〈参考文献〉

- 朝山新一 1967『性教育』中公新書
 朝山新一 1973「解説 歳月を感じさせぬ新鮮さと正しい指摘（山本宣治「性教育」1921について）」『現代性教育研究 4』小学館
 宇野賀津子、窪田紀二、田能村祐麒、宮原忍 1995「座談会 性教育の過去、現在、未来」『わが国の性教育25年』日本性教育協会、全国性教育研究団体連絡協議会
 小山静子 2014「純潔教育の登場—男女共学と男女交際」、小山静子・赤枝香奈子・今田恵里香『セクシュアリティの戦後史』京都大学学術出版会
 鹿間久美子 2005「L.A. カーケンダールの性教育思想の研究」『現代社会文化研究』No.34、新潟大学
 斎藤光 2012「「純潔教育施策」目的の微妙な拡張—純潔教育委員会開催以前の社会教育局官僚の発言から—」京都精華大学紀要41
 高橋史郎 1993a「これでいいのか性教育」『現代のエスプリ』1993.4 至文堂
 高橋史郎 1993b「欧米の性教育」『現代のエスプリ』1993.4 至文堂
 田能村祐麒 2004「第34回全国性教育研究大会開催のごあいさつ」（プログラム資料）於山口県
 田能村祐麒 2006「第36回全国性教育研究大会開催のごあいさつ」（プログラム資料）於神戸大学
 田能村祐麒・高橋史郎編 1993『現代のエスプリ 性と生命の教育』至文堂
 西垣戸勝 1993『性教育は、いま』岩波新書
 日本性教育協会 1972「設立のご挨拶」『現代性教育研究 1』小学館
 日本性教育協会 1979『性教育指導要綱』
 広瀬裕子 2009『イギリスの性教育政策史：自由化の影と国家「介入」』勁草書房
 広瀬裕子 2014「学校の性教育に対する近年日本における批判動向—「性教育バッシング」に対する政府対応—」『社会科学年報』専修大学社会学研究所
 松田道雄編 1971『性』筑摩書房
 間宮武 1969『日本の純潔教育』明治図書
 間宮武 1981「わが国の性教育はなぜ定着しないか」『現代性教育研究 45』小学館
 間宮武 1995「新しい時代の性教育は確立したか」『わが国の性教育25年 全国性教育研究大会四半世紀の記録』日本性教育協会・全国性教育団体連絡協議会
 文部省 1949「性教育のあり方」『純潔教育基本要項』の付
 文部省 1950『男女の交際と礼儀』
 文部省 1955「純潔教育の普及徹底に関する建議」（昭和30年3月18日文部省社会教育審議会）
 文部省 1972「純潔教育と性教育との関係について」文社婦第80号局長裁定
 文部省 1999『学校における性教育の考え方、進め方』ぎょうせい
 山本宣治 1923『性教育』内外出版
 山本直英編著 1994『性交 その理論と教育実践』あゆみ出版
 山本直英 1999『山本宣治の性教育論』明石書店

【資料】『現代性教育研究』各号概要一覧

(広瀬裕子作成)

	発行日	特集テーマ・主要記事	その他特徴
1	1972.5.1	性教育とは何か、性教育の必要論と有害論	カーケンダール寄稿
2	1972.8.1	性教育とは何か、変貌する家族	カーケンダール寄稿
3	1972.11.1	人間にとっての性	エリザバス・ベッテングレン寄稿スウェーデンの性教育、ピルについて中ピ連
4	1973.2.1	青少年の性的非行	学校と性教育についての海外論争紹介、山本宣治紹介
5	1973.6.1	ニコル・メルシエ事件	デンマークの避妊指導
6	1973.9.1	現代の性革命	スウェーデンの性の価値観、リンゼイの友愛結婚
7	1973.12.1	性教育指導者の資格とモラル	イサドア・ルービン論稿、日本の性教育の理想と現実、純潔教育と性教育

	発行日	特集テーマ・主要記事	その他特徴
8	1974.3.1	人間の性の過去現在未来	10代の妊娠についてP.サレル、用語の検討
9	1974.6.1	政治家の性教育理解	川上源太郎の性教育批判、デニス・ガボール論稿、学校における性教育、マスターベーション
10	1974.9.1	ヨーロッパの性教育	婚前純潔についての海外論争紹介
11	1974.12.1	地域社会における性教育	性教育手引書分析、日本の売春実態、リカちゃん人形と少女文化
12	1975.4.1	思春期の性非行と悩み	マンガと性教育、北欧の婚前性行動
13	1975.7.1	発達段階に即した生命誕生の指導	文部大臣公開質問状、キリスト教と性教育
14	1975.9.1	発達段階に即した男女関係の指導	ハロルド・クリステンセンによる論稿、日本の宗教と性、教員組合と性教育
15	1975.12.1	アメリカの性教育とセクソロジー	M・Sカロデロン、D・パルスンらの論稿、イスラム教と性の価値観、高校生性の行動
16	1976.5.1	若者の性の実態	ポルノ、老人の性、同性愛イサドア・ルービン、日本人と欧米人の愛と性比較
17	1976.8.1	不純異性交遊事件	大学生の性行動、少女文化、ヨーロッパの性教育、教育内容の選択
18	1976.10.1	コマーシャリズム、価値観の多様化	性犯罪、同棲、学校での性交指導
19	1976.12.1	スウェーデンの性教育	父母の性教育観調査、野坂昭如インタビュー、日本の近代化と単身者主義
20	1977.2.1	若者の性意識と性行動	ヌードダンサーとストリッパー、大学ホモクラブ、男女交際の指導
21	1977.4.1	前文部大臣との対談	アメリカの性表現の解放、小学生の性犯罪、性教育指導案
22	1977.6.1	ポルノ雑誌自動販売機問題	受験戦争、少女の妊娠・出産、性教育指導案、サミュエル・コールマン論稿
23	1977.8.1	男らしさと女らしさ再検討	川端康成分析、絵本の性差別、隠語集
24	1977.10.1	性行動の低年齢化	教育課程政策、初潮全国調査、サルの性とヒトの性、性非行と学校復帰
25	1977.12.1	少女の性問題	ヨーロッパ諸国の性教育、養護教諭、オーストラリアの性教育、失神
26	1978.2.1	若者の婚前交渉	イギリスの性教育殺人事件、近松門左衛門と井原西鶴
27	1978.4.1	学校の性教育	初潮データ、ヨーロッパアメリカ諸国の性教育、A.キンゼイについて
28	1978.6.1	性的非行	家庭環境と社会環境、養護教諭、電話相談、サドとマゾッホ
29	1978.8.1	愛とモラル	女生徒の妊娠、学校における性教育
30	1978.10.1	性に関する質問と答え方	女子大生の性意識、医学生の性知識、男性と女性の性的反応
31	1978.12.1	視聴覚教材による性教育	性器の教え方、両親のための性教育入門
32	1979.2.1	性教育の年間指導計画	性に関する隠語、ボーボワールについて
33	1979.4.1	男と女の性差・特性・役割	性意識性行動の決定要因、男女関係の指導、トイレ落書き
34	1979.6.1	性情報・ポルノ	わいせつ、有害図書、性表現と法規制

	発行日	特集テーマ・主要記事	その他特徴
35	1979.8.1	女性の解放と自立	月経の文化、月経指導
36	1979.10.1	男子の性	ハワイ性教育セミナー報告
37	1979.12.1	心身障害児の性	ソル・ゴードンの論稿
38	1980.2.1	80年代の女性の性行動	日本の学生のセクシュアリティ、女生徒の売春
39	1980.4.1	80年代の性の倫理とモラル	メアリ・カルデローンの論稿、性教育年間指導計画
40	1980.6.1	学校保健と養護教諭	教育課程政策、女性の体と心、指導計画
41	1980.8.1	女の自立を阻むもの	養護教諭、指導計画
42	1980.10.1	触れ合いとしての性教育	性教育論争、指導計画
43	1980.12.1	マスターベーション	性に関する青少年の権利、カーケンダール論稿、指導計画
44	1981.2.1	カウンセリング	生徒の妊娠中絶、指導計画
45	1981.4.1	性教育 10 年の歩み	セクソロジー、海外の性教育、指導計画
46	1981.6.1	避妊	指導計画
47	1921.8.1	未婚・既婚女性の性行動	指導計画、ビデオ教材
48	1981.10.1	日本の性教育とアメリカの性教育	M.ダイヤモンド論稿、指導計画
49	1981.12.1	心身障害とセクシュアリティ	スウェーデンの障害者の性と福祉、指導計画
50	1982.2.1	青少年の性行動	性行動調査、女子高校生の性行動
51	1982.4.1	男と女の現在の状況	老人の性、学校管理職と性教育実践、アメリカ 10 代の母親、性の歴史
52	1982.6.1	男のセクシュアリティ	フランスの青少年の性行動、養護教諭、性の歴史
53	1982.8.1	性の比較文化	宗教とセクシュアリティ、学級担任の性教育、性の歴史
54	1982.10.1	女の一生と性医学	性の歴史
55	1982.12.1	人工妊娠中絶	優生保護法改正問題、カナダの性教育
56	1983.2.1	思春期問題	性の歴史、カリフォルニア性病教育
57	1983.4.1	心身障害児・者の性	性の歴史、聾学校の性教育計画
58	1983.6.1	性と法律	性の歴史、中絶模擬裁判

青森県の民選知事②

山崎岩男・知事(1956～1963年)

藤本 一美

目次

1. はじめに
2. 出生・学生・教員
 - ① 出生
 - ② 学生
 - ③ 教員
3. 大湊町長・県会議員
 - ① 大湊町長
 - ② 県会議員
4. 衆議院議員
 - ① 一期目
 - ② 二期目
 - ③ 三期目
 - ④ 四期目
 - ⑤ 五期目
5. 県知事時代の成果と課題
 - ① 知事当選
 - ② 知事再選
 - ③ 知事辞任
 - ④ 地方財政再建促進特別措置法
 - ⑤ むつ製鉄問題
 - ⑥ 工専誘致合戦
 - ⑦ 県議選挙区問題
6. おわりに — 「政治家」山崎岩男とその評価

1. はじめに

山崎岩男は1901（明治34）年1月9日、北海道久遠村（現大成町）の漁師の家に生まれた。父と母はともに青森県生まれである。山崎は1915（大正4）年、父の郷里である八戸市に舞い戻り、八戸中学に入学するが、ストライキ騒動の責任者として、退学処分を受けた。その後上京して、中央大学の予科に入学、大学在学中は箱根駅伝の走者として活躍した。山崎は在学中に、イマ夫人と結婚、竜男（参議院議員・環境庁長官）が生まれている。

山崎は1926（大正15）年3月、中央大学法学部を卒業、青森市にある県立青森商業高校の英語兼民法担当の教師として赴任した。1932（昭和7）年2月、大学の先輩である梅村大・弁護士が衆議院議員に立候補、その応援のため教職を辞した。その後、大湊町の助役に就任、1933（昭和8）年、町議会で町長に選出される。そして、1935（昭和10）年9月、青森県会議員に立候補するが次点で落選、また大湊町長に戻り、1939（昭和14）年9月、再び県議に挑戦して最高点で当選を果たした。なお、1942（昭和17）年4月、山崎は衆議院議員に立候補しているが、落選している（『青森県人名事典』〔東奥日報社、2002年〕、705～706頁）。

山崎は戦後、1946年4月、衆議院議員・総選挙に立候補して当選、それ以降、1953（昭和28）年まで連続五回当選を果たした。だが、

1955（昭和30）年2月の衆議院議員・総選挙では、落選の憂き目を見た。そこで、翌1956（昭和31）年7月の知事選で無所属から出馬して当選、また1960（昭和35）年にも再選された。

山崎は知事在職中、“人間機関車”とか“マラソン知事”と称され、県財政の再建、県庁舎の新築、東北開発三法の具体化、および高校急増対策などで多くの功績を残し、山崎知事の積極的な政治活動は、多くの県民の注目を集めるところとなった。しかし、1962年3月、県議会において胃潰瘍で倒れ、翌1963年（昭和38）年3月、山崎は知事職を辞任、1964（昭和39）年11月23日に死去した。享年63歳であった（『東奥日報』1964年11月23日〔夕〕）。

6年6ヵ月に及んだ県知事時代、山崎は一貫して青森県の後進性脱却に尽力、特に下北半島の開発に努め、むつ製鉄の創設を意図したものの、企業の撤退で空中分解した。またビート作付けを普及させてフジ製糖を誘致した。山崎の政策は総花的だと批判もある一方で、本県の第二次産業開発の端緒を開くなど、県の発展のために尽くした功績は極めて大である（山崎竜男「父を偲ぶ」『山崎岩男伝〔マラソン知事追想記〕』〔山崎岩男伝刊行委員会、1980年〕、126-127頁、以下、『山崎伝』と略す、前掲書『青森県人名事典』、706頁）。

本稿の目的は、山崎岩男の知事時代の政治的活動を描くことである。ただ、「政治家」山崎の実態を知るために、知事に就任する以前の活動にもかなりの頁を割いている。そこで論述は、最初に、山崎岩男の出生、学生時代、教員時代を簡単に紹介、次いで、大湊町長時代、県議会議員時代に触れる。その上で、五期に及んだ衆議院議員時代に言及、最後に、二期にわたって務めた知事時代の成果と課題を検討し、できる限り「政治家」山崎の実像に迫ってみたい。

2. 出生・学生・教員

① 出生

山崎は1901年1月9日、高橋虎次郎と山崎ハルの末子として生まれ、山崎には三人の兄と姉一人がいた。父親の高橋虎次郎は、八戸市の大きな酒屋に生まれたが、18歳の時、北海道で一旗揚げのために奔放して漁師となり、久遠村ではコンニャク業も営んでいた。虎次郎は本籍地を捨てて行方不明の状態であったので、母親の山崎ハルと結婚しても、入籍することがかなわず、ハルの私生児として戸籍に残された。だから、山崎という姓は母方の姓ということになる。山崎は初代民選知事の津島文治とは違って、漁師の末っ子として極しい家庭で育ったのである。山崎はまた、幼少の頃三歳にして、広福寺に奉公に出されている（前掲書『山崎伝』、110～111頁）。

② 学生

山崎は1915年（大正4）年、久遠村で小学校高等科2年を終了後、中学校に通うため父の郷里の八戸市に戻り、八戸中学に入学した。家が貧しかったので山崎は苦学して学校に通った。しかし、成績はよく一貫して級長を務めている。そこ頃から、山崎はマラソンが強かったという。だが、1920（大正9）年、中学5年生の時、級長としてストライキに加担、そのため退学処分を受けた。

そこで山崎は、1919（大正9）年9月、中央大学予科に入学、本科に進んでからはもっぱら箱根駅伝の走者として活躍、常に往路を走り、中央大学の連続優勝に貢献した。また、弁論部の部長も務めた。山崎は大学生時代、郷里の親類であったイマと結婚、生活費を稼ぐため、東京府下平村にある万年小学校の夜間部代用教員となっている（『山崎伝』、114頁、『風雪の人脈 第一部・政界編』〔青森県コロニー協会出版、1983年〕、

77頁）。

③ 教員

山崎はその後、1926（大正15）年、中央大学法学部を無事に卒業して、青森市の県立青森商業高校の英語および民法の教師として赴任する。その際、課外活動として弁論部を立ち上げるとともに、陸上競技部ではマラソン選手の育成に努めた。

商業高校時代の山崎についてエピソードを一つ披露しておく、山崎の教え子の一人で後に青森市議会の議長を務めた三上辰蔵は、次のように述懐している。「山崎先生の担当科目は法律であり、民法科目が印象に残っている。先生は授業の初めの30分ほどは教科書に書かれていることについて話したが、だんだん世間話となり、話しているうちに熱を帯び、まさに口角飛沫を飛ばし雄弁家となる。……非常に話が面白く、元気旺盛で、テーブルをしばしば叩いての講義であり、熱血漢という感じだった。しかし元気はよいが決して荒っぽくはなく生徒に対して体罰を加えることはなかった」（前掲書『山崎伝』、55-56頁）。

この当時の子弟関係は極めて強固なものであって、山崎はタンクといわれた五尺の体で情熱を込めて学生の面倒を見た。それが、後年強力な選挙母体となっている。実際、山崎教師は、ストライキで放校となった生徒の救済や喧嘩の仲裁など、結構生徒たち面倒をみて慕われていた、という（同上、114頁）。

山崎は、青森商業高校在職6年目の1932年（昭和7）年2月に、教師を退職する。理由は、大学の先輩で青森市出身の弁護士・梅村大が衆議院議員選に出馬するので、その応援演説を引き受けるためだった。この時、教師を辞して選挙運動で応援演説をしたことが、後に山崎が政界へ乗り出す契機ともなった（前掲書『風雪の人脈 第一部・政界編』、77～78頁）。

3. 大湊町長・県会議員

① 大湊町長

山崎は教員を辞めた4ヵ月後の6月、下北郡大湊町の大田直蔵・町長に口説かれて助役に招聘された。次いで、翌年1933（昭和8）年1月には、町議会で町長に選任される。山崎、若干32歳の時であった。

当時の大湊は海軍基地であり、要港部をはじめ多くの施設が造られ、下北はもとより県内で最も重要な町の一つであった。山崎は町長着任早々の11月1日、城ヶ沢に海軍の航空隊を新設、次いで、二つの部落を移転させて船溜りを築造、県下164ヵ町村のトップを切って、都市計画による道路舗装を行い、軍港としての機能を倍増するなど、町の事業に当時としては破格の5万1千円の起債を行った。また、海軍軍用機「報国青森号」も献納した。さらに、山崎は町長時代に大病を患い、海軍病院に入院したが、その後尽力して、海軍病院を一般町民にも開放することにした。こうして、山崎は当時の海軍首脳から絶大な信頼を得ると同時に、海軍との相互信頼と友情関係を構築した。山崎は既に大湊町長時代に、大きな政治力を発揮していたのであり、それが政治の世界に足を突っ込む契機になった（前掲書『山崎伝』、116頁）。

しかし、山崎町長は1934年5月、町議会議員7名の連名で不信任・辞職勧告を突きつけられる。その理由は、海軍航空隊の砂利採取事業を町長独断で行い、3千円の利益を上げ、その資金で警部補派出所を新築したのがけしからん、というものだった。利権に参画できなかった土木業者が、背後に存在した。この事件は町長側の勝利に終わったが、山崎はこの件もあって、9月1日に町長一期途中の3年にして辞職する（同上、117頁）。

② 県会議員

次に山崎は、同年9月25日、青森市から県会議員選挙に立候補した。選挙戦では、青森商業の卒業生が無報酬で手伝ってくれたものの、資金不足から有権者へのはがき5千枚を出すこともできず、言論一本の戦いを強いられた。山崎は1,778票獲得したが、208票差で善戦むなしく次点で落選する(同上、118頁)。

山崎は1935年12月、再び大湊町長に当選、次の機会を待った。山崎はこの間に、軍需工場である青森銅板加工、青森印刷などの会社を創設、自から社長になって準備万端、1939年9月、県議選に挑戦、2,269票と最高得票を得て、晴れて県会議員となった。山崎34歳の時である。所属政党は、政友会中島派であった。

そして、1942(昭和17年)4月、いわゆる“翼賛選挙”といわれた衆議院議員・総選挙が実施され、山崎も海軍の後押しで出馬した。だが、陸軍が後押しする先輩梅村の長男梅村一も出馬、喧嘩両成敗の形で両者とも推薦がとれなかった。翼賛推薦を得るのには失敗し、山崎は5,545票を獲得し次点の第二位に甘んじた。ただ、運のよいことに山崎はこのため、戦後、公職追放を免れている。翼賛選挙では、非推薦とはいえ、衆院選初陣で5千余票を得た山崎の存在は、政治家の“成長株”として、その時すでに県政界から注目の的になっていた(同上、147頁)。

4. 衆議院議員

① 一期目

第二次世界大戦後の1946年4月10日、第一回の衆議院議員・総選挙が実施され、この選挙では選挙区が全県一区となり、投票は二名連記であった。青森県の場合、定員は7名、これに38名が名乗りを挙げた。山崎も当然立候補して、

3万7,674票を獲得、第四位で当選した。上位当選者のなかで、二人は61歳と60歳のロートルであった。だが、山崎は45歳の若さを誇り、「政治生命の先の長さ」と強力な馬力の点で将来最も期待された」政治家の一人であった。なお、今回の総選挙では、後に知事となり、山崎を支援する津島文治も衆議院議員に当選しており、政治家としての両人のスタートは一緒である(藤本一美「青森県の民選知事① 津島文治・知事(1947～1956年)」『専修大学社会科学年報、第49号』[専修大学・社会科学研究所、2015年3月]、221～271頁、『山崎伝』、151頁、同じく当選した者の中で、津島文治は49歳、大沢久明は44歳であった)。

② 二期目

1947年4月25日、前年に選挙が行われてから僅か1年で、衆議院議員・総選挙が行われることになる。今回から公職選挙法が改正され、全県二区とした中選挙区単記制に戻った。山崎は、前回の全県一区の選挙では好成績で当選したが、それは二名連記制ということもあり、地盤は極めて不安定で、しかもその前の翼賛選挙では落選していた。だから、今回の総選挙が衆議院議員になる本格的スタートである、と考えた。山崎は第二区から出馬した。だがそこは、南部政界のドンである小笠原八十美の地盤であった。

山崎の主たる地盤は、6年間教師をつとめ、二回県議選に出馬し、県会議員として活動した青森市が中心で、その周辺の町村を加えた“東青地区”である。それに、大湊町長時代の同町周辺の下北郡に根強い支持者がいた。さらに父の出生地で、夫人イマの郷里八戸市にもかなりの支持者がおり、この三地域の得票如何が、山崎の政治生命の鍵を握っていた。一般に、選挙には地盤、看板、および鞆(カバン)の3パンが必要だといわれる。実は、この点で山崎は“地盤”に恵まれていた。母方の祖母の出身も西郡だそうで、全県いたるところに選挙の拠点

があるようなものだった（松岡孝一『一地方記者の記録～東奥日報とともに半世紀～』〔東奥日報社、2000年〕、250頁、前掲書『山崎伝』、161頁）。

開票の結果、山崎は4万8,515票を獲得して、大物政治家の小笠原八十美に次いで第二位で当選した。小笠原との票差はわずかに649票差であり、三位の苫米地義三には2万票近くの大差をつけての当選であった。この総選挙により、山崎の地盤はかたまり、連続当選を可能にする強力な基礎を確立した、といえる。なお、この選挙では山崎は進歩党から出馬している。金権候補といわれた小笠原が長年にかけて培ってきた地盤において、“理想選挙”を掲げて山崎が肉薄したことは、小笠原陣営にとって大きな脅威であった（前掲書『山崎伝』、168頁）。

③ 三期目

山崎はその後民主党に所属、運輸および交通委員会で活躍、また党内では弁論が高く評価されて党の遊説部長に就任して、全国を飛び回った。山崎の信念は、“足と舌”が健全な限り選挙では必ず勝つてであった。この間、芦田内閣の下で、山崎は厚生常任委員会の委員長も務めている。またこの当時、青森医専の弘前市へ移転話が生じていたが、これに反対したのは第一区選出議員の中では、山崎唯一人であった（同上、168～169頁）。

1949年1月23日、総選挙が実施された。山崎は3万9,322票を獲得し、小笠原、苫米地に続いて第三位で当選した。だが、山崎が所属する民主党は3月10日、全国大会で分裂し、“野党派”と“連立派”とに分かれた。山崎は犬養、保利系の連立派に属し、第二次吉田内閣では、労働政務次官に就任した。この間、山崎が格別に力をいれたのが、青森鉄道管理局の誘致問題であった。ただ、これは失敗に帰し、激怒した山崎は衆議院議員の辞表を提出する決意をした、という（同上、175頁）。

④ 四期目

政界再編の結果、1950年（昭和25）年3月、民自党が「自由党」と改称して再発足、山崎もこの新しい自由党に入党した。1951年に念願の独立を達成した吉田首相は、1952（昭和27）年8月28日、衆議院を解散、10月1日に総選挙が施行された。今回は、独立に伴い多くの人々が立候補してきた。山崎にとって、今回の選挙は四回目であった。選挙区の地盤は過去三回の連続当選で確立したとはいえ、前回得票をかなりダウンさせていたし、また翼賛選挙で圧倒的強さを発揮した「追放解除組」が大挙出馬したので、山崎陣営は懸念を深めた。しかし、県都青森市に焦点を絞った選挙戦が功奏し、得票は前回の1万2千票から2万票も伸び、結局、山崎は5万7,806票を獲得して、トップで当選を果たし、第二位に1万票以上の差をつけ、しかも本県史上第一区、第二区を通じて記録的な最高得票だった。

山崎の強さは、いわば青森、下北、および八戸の三つの故郷を有していることであろう。幼少時は八戸で育ち、次いで、青森では青森商業高校で初めて社会人となり、また下北では大湊町長を務めた。この三つの地盤が最後に力を発揮したのである（木村良一『検証 戦後青森県衆議院議員選挙』〔北方新社、1989年〕、71頁）。

⑤ 五期目

吉田茂首相は、1953年（昭和28）年2月28日、衆議院予算委員会場で「バカヤロウ」と発言、これを契機に衆議院は解散され、4月19日に総選挙が行われた。この解散に驚いたのは何も野党ばかりでない、与党自由党も面食わされた。だから、山崎も必然的に守りの選挙を強いられた。しかし、山崎の選挙はかつて県議選に立候補した時から、「攻撃型の選挙」であって、四面から攻撃をかけられながら、“攻撃は最大の武器”を合言葉に戦った。その結果は、山崎は

4万6,913票を獲得して第二位で当選した。一方、確固たる不動の地位を誇ってきた小笠原八十美が次点でまさかの落選を喫した。

吉田政権が退潮ムードの中で、青森県の政界は知事の改選をめぐり、様々な動きが見られた。小笠原八十美の落選に伴い、自由党県連は組織の立て直しを図り、1954年7月14日に開催された大会で山崎は支部長に選任された。この当時、津島知事の三期目の出馬について、党内から異論が出て、自由党は分裂状態に陥った。そこで山崎は、支部長を辞任してまで、津島を積極的に応援、津島知事はみごとに三選を果たした。これが津島との政治的連携を深める契機となった(藤本一美『現代青森県の政治(上)1945年~1969年』[志事社、2015年]、99~100頁、『山崎伝』、202-203頁)。

吉田茂が退陣した後、鳩山一郎内閣が発足、鳩山首相は1955(昭和30)年1月24日、衆議院を解散、2月27日、総選挙が実施された。山崎はこの総選挙で、4万2,256票獲得しながらはじめて、次点第二位(最下位)で落選の憂き目を見る。全国的に自由党が退潮する中で、山崎は主力地盤である青森市において、社会党左派の淡谷悠蔵に大量得票を許し敗退した。6万4,805票でトップ当選した淡谷は青森市で2万2,637票を獲得、一方、山崎は1万7,109票に留まり、5,564票の差をつけられた。東青地区で、山崎と淡谷の票が逆転したのが痛かった。

要するに、「全国的に飛躍した社会党ブームに乗った淡谷に対して、これまた全国的に戦後最低に落ち込んだ自由党の退勢を山崎候補がモロにかぶった」のである。戦後連続して、上位当選してきた山崎にとって落選は大きなショックであったのは、いうまでもない(『東奥日報』1955年2月28日、前掲書『山崎伝』、209頁)。ちなみに、中選挙区に戻った1947年以降の山崎の総得票数、並びに青森市、東郡での得票とその割合は図表1の通りで、青森市と東郡の票が如何に重要であったのかがわかる。1955年の時には、東郡の得票が9,227票と1953年に比べて6,133票も減らしている。その理由として考えられるのは、山崎の鉄道管理局問題や下北開発に加えて、知事選での津島応援、また自由党東青支部員が大量に民主党入りし、選挙運動の手足がなくなったもの、と思われる(『陸奥新報』1955年1月1日、『東奥日報』1955年2月25日)。

以上、瑠々述べてきたように、山崎は、1946年、戦後第1回の衆議院議員・総選挙に出馬して当選したのを皮切りに1955年まで、何と五期連続当選を果たした。そして、この間に衆議院の厚生常任委員会・委員長、水害対策特別委員会・委員長、および労働政務次官などを歴任し、特に運輸常任委員としては、「津軽線」の開通に尽力した(『東奥日報』1964年11月23日〔夕])。

山崎の衆議院議員時代のあだ名に、国会訪問する県の陳情団の世話を奪いあうようにして走

図表1 山崎岩男の総得票、青森市、東青地区の得票、および割合

年	総得票	青森市の得票	割合(%)	東郡地区の得票	割合(%)
1947	48,515	15,199	31.3	14,860	30.6
1949	39,323	12,295	31.2	9,697	24.6
1952	57,806	20,000	34.6	18,079	31.2
1953	46,913	15,713	33.5	15,360	32.7
1955	42,256	17,109	40.4	9,227	21.8
<平均>	46,962	16,063	34.2	13,446	28.1

出典、『東奥日報』『青森県議会史』、割合は筆者が計算。

り回るので、“メッセンジャー・ボーイ”とか“陳情代議士”などがある。しかし山崎は、それを全く意にかえさず、「そう、その批判を甘んじて受けましょう。つまり、私は青森県の代表者なのだ。平常な努力とはそれです」と答えている。また、「私の強さ？ それは平常の努力ですよ」「地方問題解決に疾走する努力ですよ」、と記者に断言している。ちなみに、山崎は酒もタバコもやらず、麻雀、碁将棋などの“悪遊び”もしない、と述べている。真面目人間なのであろう（『東奥日報』1953年3月29日、1956年7月14日）。

5. 県知事時代の成果と課題

① 知事当選

津島知事は山崎の協力もあって、三選を果たしたものの、1956（昭和31）年5月29日、三期目の在任わずか1年半で辞任し、全く予期せぬ事態となった。津島知事の辞任を受けて、7月20日に知事選挙が行われる運びとなった。山崎は、予定していた参議院選への出馬を取りやめて、知事選への出馬を決意する。この時、党内からは山崎と平野善治郎（参議員議員）の二人が公認を申請した。自民党県連では、公認問題をめぐって、旧自由党系と旧民主党系の両派に分裂して鋭く対決、県連段階では結論を出すことが出来ず、中央本部にまで持ち込まれた。その結果、平野が公認を勝ち得た。しかし、これを不満とする山崎は無所属で出馬することになり、保守分裂の激戦が展開された。知事選への立候補者は、自民党・平野善次郎、共産党・大沢久明、および無所属・山崎岩男の三人で、選挙戦は三つ巴の戦いとなった。だが、実際には、旧自由党系の山崎前衆議院議員と、旧民主党系の平野元参議院議員による保守同士の戦いであった（藤本一美、前掲書『現代青森県の政治

（上）1945～1969年』、116頁、公認決定の経緯については、さしあたり、『青森県議会史 自昭和28年～至昭和34年』〔青森県議会、1960年〕、405～408頁を参照）。

選挙の結果は、山崎が25万0,411票、平野が18万4,761票を獲得、無所属の山崎は自民党公認の平野に6万5,650票差でもって勝利し、知事の座を手にした。地元の『東奥日報』紙は、山崎の勝因を次のように報道している。

まず、「山崎氏は地元の東青をはじめ津軽三市四郡とも平野氏を完全に押し、特に北郡では7対3と圧倒的な強みをみせ、一方、県南地区でも旧民主系の絶対勢力を誇る上北郡ではふるわなかったものの、平野氏の地元である三戸郡では予想以上に進出、下北郡でも順調に稼ぎ六市38カ村のうち5市町村の開票で平野氏を大きくリードし、当選を確実に握ってしまい、全開票では6万5千票の差をつけて栄冠を勝ち得た」と指摘。その上で、「もみ合った末であるが、平野氏は時めく自民党の公認となり、加えて8名の国会議員特に笹森順三氏の余勢を双肩にかけ、それに24名の県議が勢ぞろいして戦ったが、5期9カ年と戦後殆ど国会に席を有し県民の面倒をみた関係で名前が末端まで知られていた山崎氏と違って新規開拓の面が多く、全力を上げたにもかかわらず平野という名前が浸透しないうらみがあった。逆に山崎氏は後半に入り津島前知事が弘前に同市事務所に居を構え積極的な動きをしたことも津軽を制し勝利を飾るもとともなったようだ」、と総括した（『東奥日報』1956年7月21日）。

一方、『陸奥新報』紙は、勝因は津軽での得票であったとして、次のように報道している。「山崎氏の勝因は自民党県連支部の公認争いから早めに身を引き、出足早く運動に入ったことおよび代議士時代から名前を知られて津軽地区各市町村長の支持を得たことが大きくものをいったとみられる」（『陸奥新報』1956年7月21日）。

ここで留意しておくべきは、山崎の知事選への出馬が、必ずしも山崎本人の意思によるものではなく、津島県政の跡目相続者として津島文治、三和精一らの強力な推挙によるものだ、と見られたことである（『青森県議会史、自昭和38年～至昭和41年』〔青森県議会、1983年〕、22頁）。

実際、この年の8月29日に開催されていた、県議会第46回定例会で、社会党の佐々木秀文・議員は次のような発言して、山崎の参議院選から知事選出馬の転出を鋭く批判している。

「当選3日目の某新聞に（山崎知事は）抱負を語っていたが、その中で、津島前知事は金木の殿様だから非常に押しも威圧もきく、下から叩き上げた私はそういう職には向かない。知事はやりたくなかったが、やむを得ず立ったといっている。巷間、知事は自分の行くことは選挙運動である。何時他の選挙に転出するか判らないということをいったとの噂もある。この際知事職に対しどんな信念を持っているか伺いたい」（前掲書『青森県議会史、自昭和28年～至昭和34年』、416頁、（）内引用者）。

なお、今後の県政の行方については、『東奥日報』紙の「知事選挙を顧みて—本社記者座談会」の中に、次のような記事が見られるので紹介しておく。「E 今後の県政は津島、三和の色彩が強く反映するだろう。G 初めから予想されたいことだ。まず津島県政の延長だろう。A さしあたり津島法王による院政というかっこうになる」（『東奥日報』1956年7月21日〔夕〕）。

ただ、山崎が県知事に当選した1956年7月以降、1957年6月までの1カ年を通じて見れば、当初難航を予想されていた県政は比較的安定した状態が続き、山崎が政治生命を揺さぶられるような事態は生じなかった。何故なら、知事に就任した山崎派＝旧自由党は議会内では劣勢であったので、山崎は“自民党知事”の立場に徹し、県議会中心主義に動いたこともあり、特に

重要案件に関しては事前に与党の了解を問った上で方針を決定したので、対議会関係は津島時代よりも緩和された面があったからだ。ことに、1957年1月11日、自民党が県連大会を開催、県議会内勢力の均衡に務めた以降は、山崎知事の県政運営もスムーズなものになった。しかし、山崎知事が議会に提出する重要案件について、すべからず事前に党の了解を得るとの一礼を入れていたので、議案の“提案権”と“議決権”が混乱するという批判が自民党内で見られた（『東奥年鑑 昭和32年版』〔東奥日報社、1957年〕、30頁、前掲書『青森県議会史、自昭和38年～至昭和41年』、22頁）。

山崎は、知事として予算編成とか災害対策に追われていた。その間隙をぬって、山崎は1959年6月12日、約1カ月にのぼる欧米旅行に出た。これは西ベルリンで開催される第14回国際自治体連合会議に日本代表として出席したもので、アフリカやアジア各国も視察した。この旅行は、「政治の世界」を全力で走ってきた山崎にとって東の間の息抜きとなり、帰国後、その成果を『欧州東南アジアの印象』として一冊にまとめて公刊している。

1960年2月26日、県議会の第61回定例会が招集され、社会党の千葉民蔵・議員は3月4日の県議会における質問の中で、山崎知事の行動を次のように批判した。新知事山崎の行動を知りうる的を得た内容である。

「知事に対する綽名は“不在知事”“東京常駐知事”となっている。1年のうち170日以上は東京出張では青森県知事とはいえず、半分は代議士生活に身を投じているのではないかとの印象を受ける。部長や課長補佐クラスで間に合うものを、知事が走り回ることが間々あると聞いている。国の予算獲得ならば、県出身の国会議員が存在している。これと連絡して、これらの総括的力を発揮するのが知事の役目でないか。

時々の問題、何かキャッチ・フレーズ的な問題を追い回すことも必要だろうが、県政を正しく見る余裕がなく、腰が据わらないことになれば、これは決して軽い問題ではない。この際残任期間短しといえども、十二分に用心されて、県政に精進されんことを要望したい（『青森県議会史 自昭和35年～至昭和37年』〔青森県議会、1978年〕、21～22頁）。

② 知事再選

任期満了に伴う知事選挙が、1960年7月1日に行われた。今回の選挙は、山崎にとって二度目の知事選挙である。そこで、既に前年の1959年に出馬の意向を表明し、また自民党内にも再出馬に対して、これといった反対もなくすなりと公認された（前掲書『山崎伝』、230頁）。

知事選挙に立候補したのは、自民党公認の山崎岩男と社会党公認の淡谷悠蔵の二人のみで、選挙の結果は、山崎が29万5,198票を獲得、一方、淡谷は18万6,263票を獲得、その差は、10万8,939票で山崎の圧勝に終わった。山崎の勝因は、自民党の一本化もさることながら、なによりもこの4年間における知事としての実績を県民が認めたということであろう。

『東奥年鑑 昭和35年版』は、知事選挙の特徴、勝因、および敗因を次のように分析している。

- 投票率は過去四回の知事選挙で最低で62.37%にとどまった。ちょうど国会で安保改定反対闘争、岸内閣退陣要求が続けられていた最中であり、知事選挙への関心盛り上がりも予想されたが、県下各地の立合演説会の盛況さにもかかわらず、地方ではさっぱりだった。
- 社会党県連は組織の力を動かし、安保改定阻止反対運動、自民党不信という好条件に恵まれて従来にない強力な運動を行った。だが、淡谷が初めての県一区という戦いを行ったため、津軽地帯では知られていない点があった、ことなどで全般的に伸び悩み、従来の最高得

票から4万票を伸ばしたにとどまった。

- 一方、自民党県連は一本で戦ったが、勝因は党組織よりもむしろ山崎知事が4年間培った実績と顔であり、山崎知事個人の力が大きかった。
- 安保改定反対という大きな国民運動的な嵐のなかにあつて社会党への支持層が増大することが予想されたものの、結果はその反対で、本県社会党の基盤の弱さをまざまざとみせつけ、保守の牙城といわれる本県の実情が再現された形である（『東奥年鑑 昭和35年版』〔東奥日報社、1960年〕、46頁）。

要するに、これまでの選挙を通じて、青森県は全国でも保守の絶対地盤という土地柄であり、山崎の勝因は、社会党が必死の攻勢をかけたけにもかかわらず、この保守体制がくずれなかったことがまず挙げられる。また、山崎知事は過去4年間の県政を通じて目立った功績もない代わり米内山義一郎・社会党県連会長が「山崎県政を批判するのは、何も仕事をしてないから、お寺の柱に上がるくらい手がかりがない」と語ったように、これといった失敗もなかった点も有利に作用した（『東奥日報』1960年7月2日）。

県議会の第69回定例会は、1962年2月28日に開催され、会期は3月26日までの27日間と決定、提出された案件は210億円3千万円と県政始まって以来の大型予算をはじめとする予算関係が30件、条例改正28件、新設される十和田、五所川原両工業高校、三沢商業高校など5件で、これについて山崎知事から提案理由が説明され、3月7日から一般質問が開始された。

『東奥日報』紙は、社説「進歩した知事説明」の中で、極めて珍しいことに、山崎知事が提案した議案の説明を高く評価している。いわく「これまでの提案説明は、予算案に盛られた数字のら列ないしはその他議案の形式的な、しかも抽象的な説明に終始していた。これに対して

今回は県経済の現状分析や将来の見通しについての説明にほぼ三分の一をさいている。知事がこんどとくに詳細に説明したのは、いろいろな理由があるにしても、結果的には県民の県政に対する関心を深めるためにも、あるいは一般質問の質的向上のためにも結構なことだと思う」(『東奥日報』1962年3月1日)。

③ 知事辞任

山崎岩男・知事は、1960年7月の知事選挙で二度目の県民の支持を得て、赤字財政の解消、高校急増対策を中心に県政を促進してきた。しかし、県議会第69回定例会が開催中の1962年3月23日、山崎は吐血し、直ちに、県立病院で胃の切除を行った。知事の病名は胃潰瘍だと公表された。しかし、実際には「門脈圧高血圧症」であり、5月18日退院し、自宅と治療を続けていた。だが、翌年、1963年1月8日、山崎知事は再び吐血、これ以上知事職に留まることは出来ないと判断、1月18日、横山武夫・副知事を通じて辞表を提出、任期半ばにして辞任することになった(前掲書、『青森県議会史 自昭和35年~至昭和37年』、913頁)。

1957(昭和31)年7月に知事就任以来連続二期6年6ヵ月間務めて、山崎県政に終止符が打たれることになった。苦悩の果てに意を決した山崎は、1月26日に開かれた県議会第54回臨時会で辞表が承認された。県議会で辞任の挨拶は横山副知事が代理として述べ、これに対して、自民党を代表した北村正哉・議員が在任中の功績を称えた送別演説を行った。辞任の挨拶の中心は次の通りである。

「……顧みれば昭和31年7月、知事に就任以来今日まで6年半、私は県政運営の基本線といたしまして、一つ、県民に対して経済生活の基盤を固めること。二つ、次世代をになう青少年の健全なる教育の振興をはかること。三つ、社会福祉施設の充実を講ずること―の三点を掲げ、

県政振興のため鋭意努力して参ったのでありますが、幸いにして経済界の好況、政府の財源措置などもありまして、昭和36年度限りをもって財政再建準用団体を返上して健全財政を樹立することができることになりました。

一方において県産業経済基盤の整備充実、高校生急増対策として高等学校の新增設、各種福祉施設の拡充整備等ある程度の成果をおさめることが出来、いささか御奉公申し上げることが出来ましたことは私の最も喜びとするところであります。特に私の多年の念願でありました下北砂鉄工場の建設が1月16日、(経済)企画庁の内示によって本ざまりとなりましたことは、県議会議員並びに県民各位の御支援と御協力のたまものであると心から御礼申し上げる次第であります……」(前掲書『山崎伝』、248-249頁)。

これを受けて、北村正哉・県議員は、山崎の知事退任にあたり送別の演説を行った。北村議員は、下北の砂鉄開発事業の見通しがついたのを花道に、辞任を決意するに至った山崎知事の心境を語り、その上で、財政再建、県庁舎の新築、および高校生急増対策など任中の功績を称えた。次いで、県議会は発議第二号で、山崎知事に対する感謝状を上程、全回一致で可決した。

「知事山崎岩男殿は昭和31年7月、県民の与望を担って当選、就任以来6年6ヵ月にわたり在任、先ず財政の確立に全力を挙げ、昭和36年度をもって計画どおり累積せる赤字の解消を実現して県政の基盤を強化し、また県政三大方針として民政の安定、教育の振興、社会福祉の充実を公表し、道路の整備、テンサイ工場の誘致、青森、弘前、五所川原、十和田、三沢の各市に高校を新設する高校急増対策に善処する等、着々とその実績を挙げつつあることは県民ひとしく認めるところである。

特に多年悲願として政治生命をかけた砂鉄の工業化も東北開発会社の誘致で実現する運びと

なり、下北開発の拠点はもちろん、本県第二次産業開発の端緒を拓く等県政発展のためにつくされた功績は極めて大なるものがある。

今回病気のため任期半ばにして退職することは県政将来のためまことに遺憾である。ここに県議会は満場一致をもって在職中の大きな功績を称え感謝の意を表する。右決議する。昭和38年1月26日 青森県議会」（前掲書、『青森県議会史 自昭和38年～至昭和41年』、21頁）。

その山崎は、1964年11月22日に死去する。カゼのため県立青森病院に入院中であったが、その後、病状が悪化、持病の門脈高血圧症に急性肺炎を併発、帰らぬ人となった。実は、山崎はかなり健康を取り戻しており、1965年6月に予定されている参院地方区から出馬することを自民党県連から公認されていたのだ。このため各種の会合にも進んで出席し、11月5日の青森空港開港式にも臨席した。だが、その際カゼをこじらせて9日から入院、手当を受けていた（『東奥日報』1964年11月23日〔夕〕）。松岡孝一著『一地方記者の記録～東奥日報とともに半世紀～』の中の「官選知事と民選知事―座談100年史」で、A氏は「山崎の死を早めたものは、むつ製鉄と工専だと思う」と発言しているが、山崎の知事としてのエネルギーな政治活動から判断して、この発言は遠からず当たっている、と思われる（松岡孝一、前掲書『一地方記者の記録～東奥日報とともに半世紀～』、73頁）。

山崎が23日朝に亡くなったことは、県政界や関係者に大きなショックを与えたのはいうまでもない。竹内俊吉知事は、23日昼、次のような「知事談話」を発表している。

「前知事山崎岩男君の死去はまことに残念でならない。政治家としては山崎君は政策型というよりも実行型でよく仕事をされた。県政においては財政立て直しに苦心され、これを確立し、電気復元問題ではスポーツセンターを実現、県

庁舎新築、高校急増対策、むつ製鉄事業推進など長く記録されるべき記録治績をあげられた。“誠実で馬力の強い山崎さん”は本県政界のホープとして来年の参院選には自民党公認がすでに決定し、当選が疑いなく再び政治で活躍を待たれていたのに全く残念である」（『東奥日報』1964年11月24日）。

後年、竹内知事は畏友淡谷悠蔵との対談の中で、山崎から「私は健康上から、むつ製鉄の事業認可を花道に知事を辞めたい」といわれ、経済企画庁の大堀次官と掛け合い、「結局、（同16日）私の情報として認可内示の見通しのような電報を山崎に打った。山崎はその電報を見て辞任を決意したのですよ」、と山崎退陣の内幕を披露している（『青森に生きる―竹内俊吉・淡谷悠蔵対談集』〔毎日新聞青森支局、1981年〕、312-313頁）。

既述のように、山崎は学生時代に結婚し、生涯イマ夫人を愛し続けた。一般的に、政治家は艶聞と黒いうわさが絶えないものだ。だが、山崎は選挙では常に法定費用ギリギリの線での“綱渡り選挙”であったし、また熱烈な愛妻ぶりで艶聞には縁がなかった。山崎は1959年外遊した時には、留守宅のイマ夫人に7通もの手紙を送っているほどだ。そのイマ夫人は、「夫は商業教諭時代の6年間を除くと、あとは亡くなるまで政治生活でした。選挙に明け選挙に暮れた生活であり“生活即政治”“選挙即生活”であったわけです。夫はどんな大変と思われる選挙の時でも“俺の舌が健全なうちは大丈夫”とっておりました。私はあまり心配せずに、ただ夫についていけばよかったです」、と語っている（前掲書、『山崎伝』、269頁）。

④ 地方財政再建促進特別措置法（以下、地財再建法と略す）

山崎は知事に就任した当初、津島県政を踏襲するという表看板を掲げて県の運営に乗り出した一方で、重要事項に関してはかなり手直しを

行っている。例えば、津島前知事の命運を決した「中間給与条例」を1956年11月の県議会の第47回定例会であっさり廃止したし、また長谷川総務部長を更迭して東京事務所長に据えたのも、その一例であった。なお、ここでいう中間給与とは、県職員の給与表に中間段階を設けて、定期昇給を二分の一に押さえるものである（藤本一美、前掲書『現代青森県の政治（上）1945～1969年』、115頁）。

しかし、何といても、津島県政を修正した最大のもの、県財政の自主再建方針を放棄して、「地財再建法」の準用に踏みきったことだろう。1957年3月、国会で東北開発促進法、東北開発株式会社法、および北海道開発公庫法などの、いわゆる「東北開発三法」が成立し、1957年度から政府による本格的な開発促進計画が実施されることになった。ただ、青森県の場合、津島前知事時代のように、自主的に県財政を再建することになれば、「地財再建法」を準用する県に対して、高率補助を適用する指定事業の範囲内に限って同様の補助措置を定めている関係上、その恩典に浴しないことになる。そのため、山崎知事は3月の“予算議会”で一旦決定した自主再建計画を水に流し、11月の定例会に改めて、「再建準用団体」としての再建計画に切り替えて提案、県議会もまた事情を勘案してやむなきと認め、これを異議なく承認した（『東奥年鑑 昭和32年版』〔東奥日報社、1957年〕、30頁、その詳しい経緯については、古瀬兵次『議員活動三十五年』〔三国印刷、1986年〕、374～375頁などを参照されたい）。

⑤ むつ製鉄問題

山崎が知事として政治生命をかけたのが、むつ市への製鉄工場の誘致に他ならない。県南から下北にかけて埋蔵されている砂鉄を原料に、一大精錬所を建設しようという計画であった（『人生80年－前青森県知事北村正哉の軌跡』〔アクセス

21世紀出版、2000年〕、219～220頁）。

周知のように、下北地域は、先の戦争以前にもこの地で産出される砂鉄を精錬する事業所（日本特殊鋼管）が立地、戦後は東北砂鉄鋼業が立地、さらに1954年（昭和29年）の通産省未利用鉄資源調査委員会で、県内で国内全体の約4割、下北地域だけで国内全体の約2割という砂鉄埋蔵量が報告され、その有効活用を目指した。1957年（昭和32年）に東北開発社が再発足した際に選定された5大基幹事業の一つに砂鉄利用工業を掲げられ、1958年（昭和33年）から調査活動を開始、下北地区に銑鋼一貫方式による特殊鋼工場の建設を目指した。その後、砂鉄鉱区の取得、精錬方式の決定等を経て1962年（昭和37年）7月、三菱グループ（三菱鉱業・三菱製鋼・三菱鋼材・東北砂鉄鋼業〔昭和32年より三菱鉱業の傘下となる〕）との提携覚書が締結され、1963年（昭和38年）3月に総理大臣の認可を受けて、同年4月、資本金5億円の「むつ製鉄株式会社」が設立された。本社は東京都千代田区大手町に置かれ、事業所は青森県むつ市に設置することになった。

だが、1961年（昭和36年）をピークにして砂鉄銑の需要は減り始め、それに代わって高炉銑による安価で良質の鋼が出回り始めていた。このような情勢の変化もあって数次に渡り実施計画が見直されたが、いずれも企業化は困難であるとして1964年（昭和39年）11月三菱グループが撤退を表明、その後1965年（昭和40年）4月むつ製鉄事業推進断念の閣議了解がなされ、むつ製鉄は解散することになった（『新聞記事に見る青森県日記100年史』〔東奥日報社、1978年〕、827～828頁）。

⑥ 工専誘致合戦

1961年6月、学校教育法の一部改正で、五年制の国立工業専門学校（以下、“工専”と略す）の設置が決まり、文部省の意向により、各府県

に工専一校が設置されることになった。工専の青森県誘致については、青森市と八戸市の両市がともに譲らず、県議会内でも青森支持派と八戸支持派とに分かれて紛糾した。誘致合戦も山崎知事を悩ませたものの一つである。最初、八戸市が名乗りを挙げ、山崎も乞われて「誘致期成同盟」の会長を引き受けた。ところが青森市も名乗りを挙げ、県議会を巻き込んで陳情合戦が展開された。このため8月23日、荒木萬壽夫・文部大臣は、山崎知事に対して「同一県内で紛争を起こしている所は保留になろう」と言明、本県への工専誘致が危惧された。

結果的に青森県の場合、当初開設を予定されていた1962（昭和37）年度開校の12校からはずされてしまい、青森と八戸の対立は、いわゆる“津軽”と“南部”という旧藩時代以来の対抗心を改めて高めることになり、県政の空白状態を生み出した。しかしその後、山崎はこれに屈せず、自民党県連会長の森田会長らと共に、持ち前の“政治力”を駆使して自民党三役に働きかけ、工業都市など立地条件が整っていた八戸市への1963年度設置の確約をさせたのである（『東奥年鑑 昭和37年版』〔東奥日報社、1962年〕、36頁）。

⑦ 県議会選挙区問題

1963年4月の地方統一選に絡む県議会の定数、選挙区の改正は、1962年11月の第53回臨時会に提案された。しかし、県議員の定数は1名増員となることからもめた。提案に先立って、山崎は自民党両派議員団に対して、現行選挙区案と東通一むつ、平内一青森の合区案の二つを示し、議員団の意向を聞いた。自民党議員団は両派合同議員総会を開いて協議したものの、直接関係のある東青議員団と下北議員団とが激しく対立、結局、山崎は現行選挙区案（青森、八戸両市1増、むつ市1減）を提出したが、議会は初日から紛糾した。

会期は28日までの3日間に過ぎず、最終日の28日、自民クラブが知事提案に反対、合区案を修正動議として提出、そのため会期を1日延長して“暁の議会”となった。しかし、修正案は15票対25票で否決され、山崎が提出した現行選挙区案が26票対13票で可決されたのである（『東奥年鑑 昭和38年版』〔東奥日報社、1963年〕、98頁）。

『東奥日報』紙は、「話題をつく」と題した記者対談の中で、選挙区改定の問題を次のように総括して山崎知事の政治姿勢を批判する。「（山崎）知事はもっと議会で強くなっていい。今度の選挙区問題だって、知事が責任をもって提案したらある程度混乱が避けられたであろう。与党の意見を尊重するのはいいが、まるで提案権まで与党にあずけた格好だ。やはり責任を持つところはもっと毅然たる態度で臨むべきだ」（『東奥日報』1962年12月1日）。

山崎知事の前の津島県政を特色づけたのは、財政的欠乏であり、国の地方財政への制度的改正がなくては、意欲だけあってもどうならない時代であった。ただ、例えば、八戸市の三角洲地帯造成は津島県政下で着手したもので、これもある意味で新産都市指定への一つの布石となった。この後を受けて山崎県政は、知事選緒戦の時から「東北開発」を一枚看板のように強調した。たが一方で、開発関係法の乱発が総合的な地域開発をかえって停滞させてしまった結果となったことも否めない。実際、青森県の場合に当てはめて見れば、東北開発に基づく「むつ製鉄」「八戸新産」とが重なり合い、新旧の開発計画がほぼ同時期に押し寄せてきた事情も散見される。その結果、東北開発を叫んだ山崎県政が非運の退陣で終わると同時に、「むつ製鉄」も消滅した、のである（前掲書、『青森県議会史 自昭和38年～至昭和41年』、5-6頁）。

6. おわりにー

「政治家」山崎岩男とその評価

一般に、前知事津島の政治手法＝リーダーシップの特色は「理づめの合理的」タイプであり、それに対して、山崎知事の政治手法＝リーダーシップの特色は、「積極的な行動派」タイプのそれである、といわれる（秋元良治『知事交渉15年－対決の旋律』〔北の街社、1987年〕、藤本一美「戦後青森県の政治と選挙 1945年～1969年」『日本臨床政治学会 2015年東京大会』〔2015年4月〕提出ペーパー）。

本論でも指摘したように、山崎は政治家として、参議院選でも知事選でも党公認を得られなかったこともあった。また、保守合同以前の旧自由党時代の仲間からは、「山崎の狙いは代議士か、参議院か、それとも知事か」という具合に、何にでも出馬宣言する山崎に批判の声も聞かれた（松岡孝一、前掲書『一地方記者の記録～東奥日報とともに半世紀～』、252頁）。

これを受けて、東奥日報記者の松岡孝一は次のように山崎の行動を批判する。「山崎は、忙しく選挙の立候補のために動きまわってろくに政策など身につける時間もなかったろう。五期の代議士経験はあっても“知事”としての県政構想など練る暇もなかった。……町村合併問題がこじれてもめた。山崎の態度は二転、三転した。……走りながら考えるという意味でも“マラソン知事”の反面もあったのである。とかく早とちりである」（同上、252～253頁）。

一方、県の幹部として山崎知事に仕えた山内善郎・元副知事は、山崎は「涙もろく行動力は抜群」と述べて、次のように山崎を評価する。「学生時代（中央大学）、箱根駅伝の選手として鳴らした山崎知事は行動力抜群。私が仕えた4知事のなかで運動量はピカ一だった。派手さはないが、現木村守男知事に負けないほど足を動かした。“予算獲得のため国に一押ししてくれ

ませんか”という部下の頼みにも嫌な顔を見せず、すぐに霞が関に発してくれた。そして人情家。涙もろかった。山崎県政のほとんどを私は開拓課長として働いたが、恵まれない入植者のため、知事は思い切った予算措置を講じた。「その反面、大変なかんしゃく持ちで、頭にくると、顔を紅潮させ、床を踏んで部下をしっかりとつけた」（山内善郎、前掲書『回想 県政50年』、49頁）。

また山内は人事について、次のように津島と山崎の相違を述べている。「人事については“動の津島”に対して“静の山崎”だった。津島さんの特徴は抜擢人事。思い切った人材登用をする反面、不祥事などが発覚すると、すぐに降格した。……逆に山崎さんは人事をほとんどいじらない。……通常、部長、課長級の人事の幹部クラスの人事には知事の意向が反映されるが、山崎さんはノータッチだった」（同上、57～58頁）。

さらに、青森県教員組合の書記長として山崎知事と交渉でやりのあった、秋元良治は、“間がとれない山崎知事交渉”と記して、次のように山崎が取った手法の特徴を指摘している。「雄弁家として定評を博し、裸一貫から鍛えられてきた庶民派の政治家と自負している山崎知事との交渉は、組合側からの質問や追及と、それに対しての知事の答弁とが間断なく相互に行われ、まことにニギヤカにして活気のある雰囲気で行進するのだ」。「津島知事交渉を“静かな団体交渉”と規定したとすれば、山崎知事交渉は、まさに“喧噪たる団体交渉”だということになる。……その意味では、山崎知事との場合は、“間のない動きばかりの団体交渉”ということになる」「山崎知事の人柄のせいでもあろうが、私をはじめとして組合側から、かなり辛辣にズケズケとモノを申しても別に怒ることもせず、例の熱弁で答えてくれるのだ。だから、

私が津島、山崎、竹内の三大にわたった15年間に、なんの気がねも遠慮もせずに、言いたいことを喋りまくって交渉できたのは、山崎知事とであった」（秋元良治、前掲書『知事交渉15年－対決の旋律』、164～166頁）。

付言しておくならば、秋元は「山崎知事は組合との交渉で、答弁しているうちに熱をおび、だんだんと大声で演説口調となり、あげくの果てにテーブルをドンと叩くのは、知事になってからではなく、知事就任に先立つ30余年前の大正8年、青森商業の教諭となって教壇に立ったときからの一八番（おはこ）であった」と、述べている（同上、168頁）。

次に、『山崎岩男伝』に追想記を寄せた人達の山崎の人物像を述べておこう。伝記に寄せる文章は大抵その人物を褒め称えるが常だとはいえ、一面の真実もまた含まれていることも否定できない。山崎のことを同じ自民党の衆議院議員・田沢吉郎は、「先生は一言でいえば、明朗で行動的で責任感の強い政治家であり、人間的には豪快で人情家で義理固い人であったように思います」、と述べている（前掲書『山崎伝』、18頁）。また、山崎と選挙戦を演じた社会党の淡谷悠蔵は「山崎岩男氏はスポーツマンであったが特にサバサバしていて、こだわる風もなく、闘志だけはいちも凜凜としていた。・・・山崎氏は例によって、カラッと明るい喜び方をしていた。悔しがっても嬉しがっても陰影のない明るい悔しがり喜び方をするのは、山崎氏の持って生まれた人柄である」、と評している（同上、25、27頁）。

ただ、中央大学で一緒に陸上選手である、亀谷デパートの社長・南勘二は次のように「政治家」山崎を見ていた興味深い。すなわち、「山崎さんは人から選挙の神様といわれたが、神様でも何でもなし。商業学校における人望高い教師であったこと、持って生まれた正義感と雄弁

の力がプラスされて多くの有権者の共鳴を喚起したのである。言えかえれば卓越した雄弁と公正正大な行動が、時代の先駆者として大きく注目され、期待されて“票”として固まるに至ったものである。「しかし、山崎さんといえども人間である。私たちのような商売をやっている者の目から見ると実に頑固なほど自己主張を変えない。それはそれとしてよかるうが、人間として沢山の人のリーダーとなって生きていくにはもう少し如才なく振るまったらどうかとこれまでもしばしば考えたことは否めない」（同上、33頁、南勘二は青商OBで、山崎の県議選、衆議院選への出馬を通じて、選挙戦で采配を振るい、その指揮下で、青商時代の教え子が恩師のために応援演説や票集めに走り回った〔前掲書『風雪の人脈 第一部・政界編』、78頁〕）。

松岡孝一著『一地方記者の記録～東奥日報とともに半世紀～』「官選知事と民選知事—“座談100年史”（1967年9月19日）の中に、“民選知事・下・高度経済成長に乗った山崎”という箇所がある。その中で、以下のように山崎県政の功罪を問うている。本稿の結論に代えて、最後に紹介しておきたい。

「A ところで山崎の功罪をどうみるか。B 一期目は非常によかった。いわゆる高度経済成長の始まった年だ。C それに金があった。津島がためた財源がかなりあった。B 経済も上がり坂。それに津島の遺産があった。津島が部課長の旅費を一等から二等に下げて緊縮した結果、山崎の時代に現れてきた。そういう点で山崎は非常に恵まれていた。C 恵まれすぎたから仕事にあと先の勘がなく飛びついたきらいがある。それがいま出てきた。A 山崎の遺産だ、危険だといわれる青森空港も問題。だめになったフジ製糖、むつ製鉄。いまの知事はそういう点で後始末の段階ともいえる。結果論だけれども山崎の時代にスタートしたのはあまりいい方向に向かっていないということがいえる。C 最大

の話題は管理局と工専だ。A（国鉄青森）管理局を誘致するとしゃべり出したのは代議士時代の山崎だ。これが奏功しないで落選の原因ともなった。30年の総選挙で6番目に落ちた。……A 山崎は津島と違って人事にはテンダンだったし、県議会工作も手のこんだことはしなかった。ガラス張りのだれにでもわかるやり方だったが、それがまた先見性を要求される指導者という角度から見るとマイナスという評価も出てこよう」（松岡孝一、前掲書『一地方記者の記録～東奥日報とともに半世紀～』、69～71頁）。

いずれにせよ、山崎は「政治家」として仕事をするのに駆け引きがなく、万事正攻法だった。ともかく、一旦方針が決まれば走り出す。政治街道というゴールなき道程を、スピードを落としたり途中で休んだりすることなくひたすら走り続けた。その山崎は有権者に対して、政治家としての期待感を与えた。それは政治に対する“希望”でもあった。ともかく山崎といえば、情熱に燃えた火の玉のような正義漢だったという印象を有権者に示した。つまり、それだけ魅力のある政治家としてクローズアップされたわけであって、その意味で、山崎岩男は本県の選挙史および政治史に大きな光彩を放ったエネルギーに満ち溢れた政治家であった、と結論づけておきたい。

〈参考文献〉

- 『山崎岩男伝〔マラソン知事追想記〕』〔山崎岩男伝刊行委員会、1980年〕
- 『青森に生きる―竹内俊吉・淡谷悠蔵対談集』〔毎日新聞青森支局、1981年〕
- 『風雪の人脈、第一部 政界編』〔朝日新聞青森支局、1983年〕
- 秋元良治『知事交渉15年―対決の旋律』〔北の

街社、1987年〕

- 松岡孝一『一地方記者の記録～東奥日報とともに半世紀～』〔東奥日報社、2000年〕
- 古瀬兵次『議員活動三十五年』〔三国印刷、1986年〕
- 山内善郎『回想 県政50年―前青森県副知事 山内善郎』〔北の街社、1997年〕
- 『人生80年―前青森県知事北村正哉の軌跡』〔アクセス21世紀出版、2000年〕
- 木村良一『検証 戦後青森県衆議院議員選挙』〔北方新社、1989年〕
- 木村良一『青森県知事選挙』〔北方新社、1998年〕
- 藤本一美『現代青森県の政治（上）1945～1969年』〔志學社、2015年〕
- 藤本一美「青森県の民選知事① 津島文治・知事（1947～1956年）」『専修大学社会科学年報、第49号』〔専修大学・社会科学研究所、2015年3月〕
- 藤本一美「戦後青森県の政治と選挙 1945年～1969年」『日本臨床政治学会 2015年東京大会』〔2015年4月〕提出ペーパー。
- 『青森県議会史、自昭和28年～至昭和34年』〔青森県議会、1960年〕
- 『青森県議会史 自昭和35年～至昭和37年』〔青森県議会、1978年〕
- 『青森県議会史、自昭和38年～至昭和41年』〔青森県議会、1983年〕
- 『東奥年鑑 昭和32年版』〔東奥日報社、1957年〕
- 『東奥年鑑 昭和35年版』〔東奥日報社、1960年〕
- 『東奥年鑑 昭和37年版』〔東奥日報社、1962年〕
- 『東奥年鑑 昭和38年版』〔東奥日報社、1963年〕
- 『青森県人名事典』〔東奥日報社、2002年〕
- 『新聞記事に見る青森県日記100年史』〔東奥日報社、1978年〕
- 『東奥日報』各紙
- 『陸奥新報』各紙

所 報

2015. 1~12

2015年1月から12月までの社会科学研究所の活動は以下のとおりである。

1. 機関及び人事

1. 定例所員総会

所員の総意のもとに、各所員の積極的な参加を活力にして、本研究所を民主的に運営し、社会科学の総合的研究を推進していくために努力してきた。今後も、所員の意見・希望等に積極的に応えていきたい。

- (1) 第105回定例所員総会 2015年6月6日(土) 12:30～ 生田校舎1号館2階第6会議室
議事：①所長代理挨拶、②所員等の異動、③2015年度社研体制、④2014年度事業報告、⑤同会計報告、⑥2015年度事業計画案、⑦同予算案、⑧その他、すべての議案は承認された。
- (2) 第106回定例所員総会 2015年12月12日(土) 14:30～ 神田校舎1号館7階7A会議室
議事：①所長挨拶、②2015年度活動報告、③同会計報告、④2016年度事業計画案、⑤同予算案、⑥その他、すべての議案は承認された。

2. 所員の異動

(1) 所員の委嘱・解嘱

委嘱：徐 一睿・服部あさこ・矢崎慶太郎・小川 健・谷城秀吉・飯 考行

解嘱：新井勝紘・佐藤恭三・町田俊彦（以上、定年退職）、田仲 聡（所員＝任期制助手の任期切）、赤羽新太郎（ご逝去）

(2) 研究参与の委嘱・解嘱

委嘱：新井勝紘・佐藤恭三・町田俊彦（以上、定年退職＝所員から参与へ）

解嘱：宮下誠一郎（ご本人のお申し出による）

(3) 客員研究員の委嘱・解嘱

委嘱：田仲 聡・魏 聖銓・畠中 亨・遠山隆淑・宮川英一・宮定 章

解嘱：徐 一睿（本学経済学部准教授へ）、服部あさこ（本学文学部助教へ）

(4) 特別研究員の委嘱・解嘱

委嘱：ティナヒューゲル、朝倉健男

解嘱：—

3. 運営委員、会計監査、事務局員の構成

(1) 2014年度体制

	運営委員	事務局員（○はチーフ）
所長	村上 俊介（経）	事務局長 大矢根 淳（人）

事務局長	大矢根 淳 (人)	会計	○鈴木奈穂美 (経)
前事務局長	宮寄 晃臣 (経)		樋口 博美 (人)
	原田 博夫 (経)	研究会	○佐藤康一郎 (営)
	木幡 文徳 (法)		兵頭 淳史 (経)
	池本 正純 (営)		枘田大知彦 (経)
	川村 晃正 (商)		飯沼 健子 (経)
	嶋根 克己 (人)		小池 隆生 (経)
		編集	○福島 義和 (文)
			内藤 光博 (法)
会計監査	永江 雅和 (経)		前田 和實 (商)
			新田 滋 (経)
		文献資料	○野部 公一 (経)
		ホームページ	○高萩栄一郎 (商)
			吉田 雅明 (経)

(2) 2015年度体制

	運営委員	事務局員 (○はチーフ)
所長	村上 俊介 (経)	事務局長 大矢根 淳 (人)
(所長代理)	大矢根 淳 (人)	会計 ○樋口 博美 (人)
事務局長	大矢根 淳 (人)	(鈴木奈穂美 (経))
前事務局長	宮寄 晃臣 (経)	恒木健太郎 (経)
運営委員	原田 博夫 (経)	研究会 ○佐藤康一郎 (営)
	木幡 文徳 (法)	兵頭 淳史 (経)
	池本 正純 (営)	宮寄 晃臣 (経)
	川村 晃正 (商)	飯沼 健子 (経)
	嶋根 克己 (人)	佐藤 慶一 (ネ)
		枘田大知彦 (経)
		編集 ○新田 滋 (経)
		内藤 光博 (法)
会計監査	福島 利夫 (経)	福島 義和 (文)
		石川 和男 (商)
		文献資料 ○松井 暁 (経)
		ホームページ ○高萩栄一郎 (商)
		吉田 雅明 (経)

4. 事務局会議

2014年度

(1) 4月22日 (火)

今年度社研体制、昨年度2013年度事業報告、2013年度会計報告、2014年度事業方針：社研規則改訂版作成・発行、社研各種書類（会計・出張等）の体裁の検討について、夏季実態調査（東北地方）、春季実態調査（ベトナム南部）、グループ研究助成（特別+A+B：新規or継続）募集、文献整理（山田盛太郎文庫、図書館との重複資料）、消費税増税分の社研予算実質減額分の吸収について、所報（月報の入稿・企画状況）。

(2) 5月20日（火）

2014年度社研体制の確認（所員の異動等の把握）、2013年度会計報告（5 / 9内部監査報告）、社研規則等の改訂版回覧、夏季実態調査（三陸鉄道被災地ツアーの利用）の企画進捗状況、グループ研究Aの年度内に研究中間報告を定例研究会枠にて実施のこと、また、3年継続枠のグループ研究A、特別研究助成については、前年度成果報告書の提出の際に、翌年度計画書を添付すること（現況は翌年度に入ってからでの作成・提出）が提案され、了承された。新年度4月1日から、実質的に予算消化を始めるので、前年度のうちに新年度分の研究計画書を提出しておくという趣旨、文献（図書館との重複資料 / 山田盛太郎文庫の整備について）。

(3) 5月27日（火）（運営委員会との合同会議）

所長あいさつ、2014年度社研体制、2013年度事業報告、2013年度会計報告、2013年度会計監査報告、2014年度事業計画案（特別研究助成、グループ研究A・Bの事前審査報告書等の回覧・了承）、2014年度予算要求案、その他（研究中間報告を定例研究会枠にて実施することについて、了承、VASS投稿原稿出版企画の進捗状況の報告、『叢書第17巻:宮寄代表』の編集計画、報告）。

(4) 7月15日（火）

2013年度会計監査実施報告、各研究助成の実行報告書のテンプレートの大幅修正についての説明、2014夏季実態調査（東北地方）準備進捗状況報告、定例研究会申し込み・開催報告、月報編集進捗状況報告、7月末の頒布会開催企画。

(5) 9月30日（火）

2014年度予算執行状況報告 / 夏季実態調査（東北地方）会計報告、研究会企画報告（定例 / 第7回壇国大学合同研究会 / 2014春季実態調査）、編集担当報告、文献担当報告（中国統計年鑑の購入 / 購入停止図書アンケートに基づく対処は購入契約期間満了となる再来年に実施）。

(6) 10月28日（火）

2015年度事業計画書・予算要求書案、研究会企画：壇国大学との合同研究会のプログラム等について / VASS一行の訪日スケジュール及び定例研究会開催予定について / 春季実態調査（南ベトナム）の企画進捗状況について、月報編集状況（12-1合併号の原稿督促状の発送について） / 年報の申し込み・入稿・キャンセル状況について、文献整理：担当アルバイトの退職に伴う引継事項の整理について / それに伴う文献整理のデジタル化企画の進捗状況について（HP担当チーフの報告）。

(7) 11月18日（火）

2015年度事業計画書・予算要求案について（壇国大学との合同研究会の報告）、VASS東北アジア研究所との国際交流協定の更新手続き及び一行訪日中の定例研究会の設定について、月報・年報の編集状況について、文献整理のデジタル化企画進捗状況について、所長改選について、改選

された場合の来年度半年の所長代理について（所長の中期海外出張予定）。

(8) 12月2日（火）（運営委員会との合同会議）

2014年度事業報告書・予算執行状況について、2015年度事業計画書・予算要求書（案）、特に、消費税アップ分（70万円弱）が社研運営・研究活動に支障をきたしている点を学長宛「願い」を作成・提出して訴えていることが報告された、ベトナム社会科学院（VASS）東北アジア研究所関係について（国際交流組織間協定更新・調印式、来日スケジュール・定例研究会開催について、紀要投稿協力について、図書の送付について）、研究会担当より（2014年度春季実態調査・ベトナム中南部案）、文献担当+HP担当より（文献整理の体制、デジタル化企画進捗状況について）、その他：所長より、今年度の「社研事故点検・評価報告書」を作成して提出について、また、総会時に所長改選が行われることが報告された。

2015年度

(1) 4月21日（火）

2015年度社研体制（前期所長代行、事務員の交代、事務局・運営委員の体制、所員等の異動）、2014年度報告（「2014年度事業報告書」に基づき）（定例研究会／シンポジウム、夏季（東北）・春季（ベトナム中南部）実態調査、壇国大学合同研究会、グループ研究助成／特別研究助成、所報刊行（年報・月報、叢書）、文献（定期購入、山盛文庫、書庫整理、定年退職者返却本、等）、HP・PC、その他）、2015年度方針、（夏季・春季実態調査企画／壇国大学合同研究会：研究会担当者会議より、グループ研究助成（継続・新規）、叢書（第18巻）編集体制・契約書等作成の段取り等、予算案、2015年度前期社研総会、事務局会議・運営委員会等の開催日程案）。

(2) 5月19日（火）

2015社会科学研究所運営・事務局体制（事務局／運営委員、所員の異動等：現在、異動の状況・意向を把握・確認中）、2014年度事業報告（2014年度会計報告：内部会計監査（5/11）報告→6月実施予定の大学監査へ書類の提出）、2015年度事業計画：現況と今年度の計画（・所報について（年度始め『月報』入稿・編集状況、『年報』応募状況）、・グループ研究助成の応募状況について、グループ研究助成の予算執行・領収書等の作成についての説明書類の更新について／グループ研究助成（継続分）の助成金の配布について、・2015年度夏季実態調査（案）：日時／場所／案内・申し込みの段取り、・文献：アルバイト学生を使つての整理状況、・PC、HP：社研PCの新セット、社研HPの月報・年報等の見出し・ファイルの再構築、2015年度予算案、その他（今年度事務局での検討事項）、・各種書類（出張関連）の整理・簡素化に向けて、今後の予定（・総会案内（出欠確認／委任状）、・5月26日（火）運営委員会との合同会議、・6月6日（土）第105回社会科学研究所定例所員総会 開催時間の検討）

(3) 5月26日（火）運営委員会との合同会議

所長代理挨拶、新所員の承認／今年度社研体制、2014年度事業報告／会計報告／内部会計監査報告、2015年度事業計画案（研究調査事業／所報の刊行／文献資料の整理／HP・PC）／予算案、第105回総会の開催時間／研究助成金受け渡し・諸注意。

(4) 7月14日（火）

2014年度大学会計監査の実施結果、各研究助成（A、B、特）の書類等（特に出張関連）の変

更について、2015年度夏季実態調査（北陸）の企画・準備・応募状況、定例研究会の申込段取りの変更および新類型案（A：従来型、B：社研予算非利用型、C：G研枠）、月報編集の進捗状況、年報の応募状況（→承認後、執筆依頼）、外部機関（労働科学研究所・藤本文庫）からの寄贈図書の受入について、重複定期刊行物資料の購入見直し。

(5) 9月29日（火）

村上所長帰国の挨拶、情報共有：社研資料室の入室制限について、第106回定例所員総会（神田開催）の日程について、予算執行状況（2015夏季実態調査（北信）、月報、その他）について、研究会企画・実施状況について（・2015夏季実態調査（20150907-09@北信）、・定例研究会、・檀国大学との合同研究会（201501121@韓国）の準備状況、・2015春季実態調査案（2016年2～3月）、月報、年報、叢書の編集状況について（・月報：6月号、7+8（合併@2014年度春季実態調査@ベトナム中南部）号、9月号、10月号、・年報：10/20原稿メ切予定、・叢書：9月末日入稿で年内刊行予定（山田健太グループ）、・月報の英文書名表記）、文献（・重複図書頒布会延期について（社研書庫閉鎖状況により）、・資料購入について、・VASSへの図書寄贈について（今年度後期、予算残額を見てから送付冊数等を検討）、・中国統計年鑑の購入について（今年度後期、予算残額を見てから企画）、次年度予算・物品予算要求について（・「28年度予算要求及び事業計画」、・デジタルビデオカメラ（4K））。

(6) 11月10日（火）

来年度事業計画書・予算要求書について（11月初旬、学務課へ仮提出メ切）（・特に、来年度大型研究会企画について→「Inequality（仮）」（所長提案）があり、これの企画化に向けて、11/17（火）昼休み、打合会を開催、・G研（B）の採用について（大型研究会企画／文献整理）、学務課提出・来年度事業計画書+予算要求書）、研究会企画・実施状況（・檀国大学合同研究会11/21（土）@韓国・ソウルについて、・春季実態調査企画の進捗状況について：3/14～3/17@関西案）、月報、年報、叢書の企画・編集状況（・特に、遅れている月報6、9、10月号の編集状況について、・年報メ切の入稿状況について、・叢書の年内刊行見込みについて：入稿遅れ・年内刊行に向けてのまき直し）、文献（・文献整理（山盛文庫&藤本文庫）については、G研新年度新企画化を進める、・VASSへの図書寄贈については、昨年度（予算逼迫のため）滞っていた分を、今年度予算で処理する、・中国統計書購入プロジェクトについては、今年度までは確実に継続する。2015春季実態調査日程枠の前（入試日程の後）を想定して、北京への同書購入出張を事務局で企画する）。

(7) 12月1日（火）

研究会企画・実施状況（・檀国大学合同研究会11/21の実施報告、・春季実態調査（2016.3.14-17）の企画の進捗状況、案内・募集の段取りについて、・年内の定例研究会・公開研究会の企画・実施状況、・来年度・社研大型企画に向けた検討状況について）、月報、年報、叢書の編集状況・企画について（・月報6月号、7+8合併号、9月号、10月号、11月号、12月特集号（案）の進捗状況、について、・年報の入稿・校正進捗状況について、・叢書の入稿・編集状況について）、文献整理について（・整理作業のための研究会開催について（2015.2.26定例研究会案：恒木所員企画）、社研事務局体制について（職員交代：11/30鮭川→12/1岩本）。

(8) 12月8日（火）（運営委員会との合同会議）

新所員の承認、2015年度事業報告・同会計報告、2016年度事業計画案・同要求予算案、研究会の企画・実施：ルーティーンの研究企画+来年度大型企画案、編集の進捗状況（年報、月報、叢書）、文献の収集・整理：ルーティーンタスク+山盛文庫・藤本文庫、ホームページ・情報化の状況：新ノートPCのセッティング、旧デスクトップPCの更新。

5. 運営委員会

2014年度

- (1) 5月27日（火）（事務局会議との合同会議：上述）
- (2) 12月2日（火）（事務局会議との合同会議：上述）

2015年度

- (1) 5月26日（火）（事務局会議との合同会議：上述）
- (2) 12月8日（火）（事務局会議との合同会議：上述）

2. 研究調査活動

1. 定例研究会（公開研究会、新基準A・B・Cを含む）

定例研究会は、以下の3種に分けることとした。

◇定例研究会A：従来の定例研究会

◇定例研究会B：定例研究会予算枠を使用しない研究会

◇定例研究会C：G研究成果（中間）報告会として研究会（開催予算はG研予算）

Aは月一回程度の開催として、一回の予算枠は最大10万円以下とする（謝金と交通費、懇親会費等を含む総額）。

Bについては、これまで「公開研究会」等と称して開催されてきたもの（定例研究会ではないことから、予算はつかないが、社研が広報を担ってきた）。

Cは、G研究成果（中間）報告会として開催されるもので、開催予算はG研予算でまかなうこととする。

ABC枠を設けたことで、定例研究会として認められる研究会開催回数は年20回を越えることもあると思われるが、予算枠上限は定められているなか、BCのように定例研究会予算枠を使用しない研究会があることから、こうした運用によって、徒な定例研究会の回数制限をかけることなく、活発に定例研究会が開催されることが期待されている。

• 公開研究会

- (1) 5月2日（土）15:00～18:30 場所 神田校舎1号館204教室
テーマ：中国におけるインディペンデント映画とドキュメンタリー
報告者：中山大樹（中国在住インディペンデント映画プロデューサー）
参加者：70名

• 定例研究会

- (2) 5月16日（土）13:00～16:00 場所 神田校舎541教室

テーマ：「経済学と経済教育の未来を考えるシンポジウム」

報告者：八木紀一郎氏（摂南大学）

大坂洋氏（富山大学）

岸谷英一氏（神戸商業高校）

参加者：45名

• 公開研究会

(3) 5月28日（木）18時45分～ 場所 専修大学神田校舎1号館72教室

テーマ：「習近平と文革—現代に落とす文化大革命の影」

発表者：矢吹 晋氏（横浜市立大学名誉教授）

進行：土屋昌明（所員・本学経済学部教授）

• 定例研究会

(4) 5月30日（土）14時～17時 場所 専修大学神田校舎7号館773教室

テーマ：「アメリカの墓地と葬儀—AmericanWayofDeathを考える」

報告者：黒沢真理子（所員・本学文学部教授）

司会者：末次俊之（所員・本学法学部助教）

参加者：12名

• 公開研究会

(5) 6月18日（木）15時00分～17時30分 場所 サテライトキャンパス「スタジオB」

テーマ：「2011-2015東日本大震災・離半島部

：医療福祉過疎地帯における在宅支援事業の制度設計と諸課題

—1995阪神・淡路大震災・復興まちづくりの研究実践との繋がりから考える—」

報告1：「大震災による被害・復興事業と生活再建の課題」

報告者：宮定 章氏（本学社会科学研究所客員研究員）

報告2：「医療福祉過疎地帯における在宅支援事業の制度設計と諸課題

—東日本大震災・津波被災地＝石巻市牡鹿半島・清水田浜

：キャンパス東北「おらほの家」の実践より—」

報告者：野津裕二郎氏（作業療法士・キャンパス東北「おらほの家」設立・運営スタッフ）

司会者：大矢根淳（本学社会科学研究所・所長代理：本学人間科学部教授）

• 定例研究会

(6) 6月20日（土）13時30分～17時30分 場所 専修大学神田校舎1号館ゼミ45教室

テーマ：「現代制度経済学の射程」

報告1：「コンヴェンションナリスト・アプローチ—新しいフランス官僚経済学の誕生—」

報告者：黒澤 悠氏（大阪市立大学都市研究プラザ特別研究員：同大学院博士課程）

報告2：「J.R. コモンズ『制度経済学』における適正価値論とは」

報告者：北川亘太氏（京都大学学際融合教育研究推進センター研究員）

参加者：10名

• 公開研究会

- (7) 6月27日(土) 14時50分～15時00分 場所 専修大学神田校舎1号館204教室
- 趣旨説明：土屋昌明(所員・本学経済学部教授)
 - 15時00分～17時00分 「フタバから遠く離れて 第二部」上映
 - 17時05分～18時30分 解説と討論
 - 主 催：専修大学社会科学研究所グループ研究(土屋グループ)
 - 「方法としてのドキュメンタリーの生成とアジアにおける発展」
 - 討 論：我々の問題としてのフクシマ
 - 船橋淳監督「フタバから遠く離れて 第二部」上映と討論—
 - 講 師：船橋 淳監督
 - コメント：大矢根淳(本学社会科学研究所長代理・人間科学部教授)
- 定例研究会
- (8) 7月18日(土) 14時00分～17時00分 場所 専修大学神田校舎7号館763教室
- テーマ：「現代米国の『新しい女性像』—ヒラリー・クリントン」
- 報告者：藤本一美(参与・本学名誉教授)
- 司 会：末次俊之(所員・本学法学部助教)
- 参加者：12名
- 定例研究会
- (9) 9月5日(土) 場所 専修大学生田校舎92A会議室
- 10時30分～12時30分 公開講演会
- 13時30分～17時10分 公開シンポジウム→次項「シンポジウム(3)」に記載
- 参加者：46名
- 定例研究会
- (10) 10月6日(火) 15時00分～18時00分 場所 専修大学生田校舎社研会議室
- テーマ：「新常态」下の中国自動車市場と日系サプライヤーの対応
- 報告者：湯 進氏(客員研究員(みずほ銀行国際営業部))
- コメント：宮寄晃臣(所員・本学経済学部教授)
- 参加者：15名
- 定例研究会
- (11) 10月10日(土) 14時00分～17時00分 場所 専修大学神田校舎7号館774教室
- テーマ：「現代青森県の核問題」
- 報告者：鎌田 慧氏(ルポライター)「青森県下北核半島の現状」
- 伊藤奈々恵氏(毎日新聞社記者)「青森県六ヶ所村 核燃サイクル30年の課題」
- 討論者：山本武彦氏(早稲田大学名誉教授)
- 藤本一美氏(参与・日本臨床政治研究所所長)
- 司会者：末次俊之(所員・本学法学部助教)
- 参加者：21名
- 定例研究会

- (12) 11月4日(水) 17時00分~18時30分 場所 専修大学生田校舎社研会議室
テーマ:「日越国際交流会 —『日本の歴史と文化』における発表報告—
日本の伝統工芸品産業の経験とベトナム」
司会:大矢根淳(所員・本学人間科学部教授)
報告者:樋口博美(所員・本学人間科学部教授)
解題:嶋根克己(所員・本学人間科学部教授)
参加者:10名
- 定例研究会
- (13) 12月1日(火) 16:30~18:00 場所 専修大学生田校舎社研会議室
テーマ:自治州国家スペインの行方
報告者:砂山充子(所員・本学経済学部教授)
参加者:4名
- 公開研究会:緊急討論会
- (14) 12月1日(火) 16:35~18:00 場所 専修大学神田校舎1号館208教室
テーマ:パリの同時多発テロをめぐって~どのように捉え、どのように向き合うか
報告者:下澤和義(所員・本学商学部教授)
田浪亜央江氏(成蹊大学アジア太平洋研究センター主任研究員)
進行:根岸徹郎
- 定例研究会
- (15) 12月5日(火) 16:00~17:30 場所 専修大学生田校舎社研会議室
テーマ:朝鮮通信使の足跡を辿る
報告者:梶原勝美(所員・本学商学部教授)
魏 聖銓(客員研究員・本学経済学部兼任講師)
参加者:3名
- 定例研究会
- (16) 12月11日(金) 18:00~21:00 場所 専修大学神田校舎1号館13A会議室
テーマ:安保法制と立憲主義・民主主義
報告者:広渡清吾(所員・本学法学部教授)
永山茂樹氏(東海大学教授)
参加者:25名
—2015年12月12日(総会開催日・本所報執筆)以降の開催予定—
- 定例研究会
- (17) 12月15日(火) 15時00分~17時30分 場所 専修大学生田校舎8号館M841会議室
合評会:ゲゼル研究—シルビオ・ゲゼルと自然的経済秩序 合評会
評者:恒木健太郎(所員・本学経済学部)
著者によるリプライ:相田慎一(所員・本学経済学部)
- 定例研究会

- (18) 1月9日(土) 14:00～17:00 場所 専修大学神田校舎1号館13A会議室
テーマ:「巨大大業と失敗—エネルギー環境分野を中心に」
報告者:齋藤雄志(参与・本学名誉教授)
司会者:末次俊之(所員・本学法学部助教)
- (19) 2月13日(土) 14:00～17:00 場所 専修大学神田校舎7号館772会議室
合評会:「高橋豊著『日本の近代化を支えた文化外交の軌跡—脱亜入欧からクール・ジャパンまで』」
報告者:高橋 豊氏(小石川後樂園庭園保存会・理事)
討論者:金子敏也氏(臨床政治研究所・研究員)

2. シンポジウム

- (1) 9月27日(日) 9:30～11:30 / 13:30～16:50 神田キャンパス1号館302教室
テーマ:「阪神・淡路大震災20年の経験をふまえた未来の災害復興への提言」
(日本災害復興学会公開セッション)
:「首都直下地震からの東京の復興課題とそのあり方」
(日本災害復興学会公開シンポジウム)
ともに専大社研共催、一般公開・入場無料・事前申込不要
コーディネーター:大矢根淳(所員・本学人間科学部教授)
佐藤慶一(所員・本学ネットワーク情報学部准教授)
参加者:120名
- (2) 10月3日(土) 13:30～16:30 神田キャンパス5号館551教室
テーマ:「噴火災害時の被災地支援を模索する」(日本災害復興学会公開シンポジウム)
専大社研共催、一般公開・入場無料・事前申込不要
コーディネーター:大矢根淳(所員・本学人間科学部教授)
参加者:50名

再 掲

- (3) 9月5日(土) 場所 専修大学生田校舎92A会議室
13時30分～17時10分 公開シンポジウム
公開講演会:「教育破綻からの再生:失敗自治体の学校教育再生プロジェクト
権限剥奪・民営化された教育委員会
:ロンドン・ハックニー区のラーニング・トラストによる教育改革」
講演者:アラン・ウッド氏(英国ロンドン・ハックニー区子ども若者政策共同長官)
司 会・コーディネーター:広瀬裕子(所員・本学文学部教授)
参加者:46名

3. 特別研究会

- (1) 2015年度夏季実態調査(北信:2015年9月7日～9日)

〔行 程〕

9月7日 (月)

午 前

- ・長野駅新幹線改札口集合
- ・サンクゼール：昼食、見学、ヒアリング

午 後

- ・小布施：北斎館、見学
- ・アグリ長沼 (JA直売所) 見学
- ・国民宿舎松代荘 泊

9月8日 (火)

午 前

- ・松代象山地下壕・象山神社、見学、昼食

午 後

- ・長野経済研究所 (八十二銀行)

論題「《リーマンショックその後の円高》ならびに《アベノミクスその後の円安》長野
県製造業に及ぼす影響」

意見交換

夕 方

- ・善光寺・川中島古戦場 見学
- ・国民宿舎松代荘着 泊

9月9日 (水)

午 前

- ・小川村役場
- ・株式会社小川の庄：第3セクター方式 (小川村の関与) による地域活性化事業、30年の実績

午 後

- ・長野駅解散

(2) 第8回専修大学・檀国大学合同研究会

2015年11月21日 (土) 場所 檀国大学・竹田キャンパス

テーマ：Glocalizationと東アジアの質的成長のためのパラダイムの転換

開 会

- ・檀国大学 経済・ビジネス学部長 Sang-Hyuk Lim
- ・専修大学 社会科学研究所所長 村上俊介

第1報告「Social Well-being Studies in Asia」村上俊介 (原田博夫)

第2報告「韓国の技術貿易現況と課題」Jeong Yoon-Se

第3報告「An exploratory study about CSR and financial ratios in Korean firms」
SungjinSon&JootaeKim

第4報告「A Study on Service Innovation: Focusing on a Case of Care Service in Japan」

東 史恵

閉 会

(3) 2015年度春季実態調査（関西 2016年3月14日～3月17日予定）

4. 研究助成

☆グループ研究助成A（4名以上・年50万円3年間・定例所員総会にて研究経過の報告義務・年度内に研究中間報告を定例研究会枠にて実施・1名以上論文発表義務）

2013年度発足

◇「日本のカメラ産業の競争力・ブランド力分析」

（望月宏（責）・梶原勝美・溝田誠吾・笠原伸一郎、今井雅和、小林守の6名）

2014年度発足 なし

2015年度新規

◇「社会における「治癒」文化の総合的研究

一聖地・交易・復興拠点としての寺院・温泉・共同体

（鈴木健郎（責）・川上隆志・山田健太・根岸徹郎の4名）

◇「非伝統的金融政策の波及メカニズムに関する理論的・実証的研究」

（田中隆之（責）・大倉正典・山田節夫・山中尚の4名）

◇「東京都心商業集積部の空間情報環境と災害対応に関する社会調査」

（佐藤慶一（責）・大矢根淳・福島義和・植村八潮の4名）

☆グループ研究助成B（2名以上・年20万円1年間・定例所員総会にて研究経過報告義務）

2015年度

◇「カリブ海をめぐる文学・文化と経済史学」

（恒木健太郎（責）・松田智穂子の2名）

◇「現代労働運動におけるローカルセンターの役割と可能性」

（兵頭淳史（責）・高橋祐吉・赤堀正成・池田有日子の4名）

◇「児童養護における自立支援につながる実践史研究

一明治・大正・昭和期の福田会育兒院院児の修業内容と自立にかかわる事例を通して」

（宇都榮子（責）・樋口博美・小泉亜紀の3名）

◇「基地問題を中心とした沖縄の現状と琉球独立論、沖縄差別論」

（鐘ヶ江晴彦（責）・服部あさこの2名）

◇「日韓コミュニケーション研究の第一歩としての朝鮮通信使の経路を巡る」

（梶原勝美（責）・小林守・魏聖銓の3名）

◇「宮城県石巻市の復興と日本型LSPの導入」

福島義和（責）・近江吉明・大矢根淳・勝俣達也・李東勲の5名）

☆特別研究助成（5名以上・年100万円3年間・定例所員総会にて研究経過報告義務、年度内に研究中間報告を定例研究会枠にて実施・助成終了後2年以内に『社会科学研究

叢書』刊行義務)

2013年度発足

◇「方法としてのドキュメンタリーの生成とアジアにおける発展」

(土屋昌明 (責)・鈴木健郎・下澤和義・根岸徹郎・川上隆志・上原正博・三田村圭子・森 瑞枝の8名)

2014年度発足

◇「アクショングループと地域主義—日本とヨーロッパの比較考察—」

(松尾容孝 (責)・砂山充子・堀江洋文・広田康生・山本充の5名)

2015年度新規 なし

3. 所報の刊行

(1) 『社会科学年報』第50号の刊行

所員の執筆申し込みに応じて、『年報』の今号=第50号を編集し650部印刷した。掲載論文等は本号目次を参照のこと。なお、『年報』第50号の製作ならびに出版契約については、佐藤印刷株式会社との契約を継続。また、エントリーの締め切りは6月末に設定し、10月20日〆切後、年内に校正作業に入った。

(2) 『月報』第622号～第633号を所員等の投稿に基づいて刊行する。なお、『月報』の制作については、佐藤印刷株式会社との契約を継続する。毎号600部印刷。

① 4月20日 (第622号)

「ナイジェリアにおける石油戦争—国家・少数民族・環境汚染—」

室井義雄所員

② 5月20日 (第623号)

「世田谷区「梅丘」の地名由来と小田急線沿線開発」

永江雅和所員

「胡傑監督『星火』初探」

土屋昌明所員

「『日清戦争』研究を語る—大谷正『日清戦争—近代日本初の対外戦争の実像』

(中公新書2014年)によせて—

大谷 正所員

菅原 光所員

前川 亨所員

③ 6月20日号 (624号)

「習近平と文化大革命—現代に落とす文革の影」

矢吹 晋 (横浜市立大学名誉教授)

「Civiness in Question: The Case of Women's Activities in Rural Vietnam」

Takeko IINUMA (所員)

「Social Safety Net (SSN) in Vietnam: Comparative analysis of two villages in the north and south in terms of community-based SSN and the market economy wave」

Juichi INADA (所員)

④ 7月20日号、8月20日号、合併号 (625 + 626 合併号) : 2014年度春季実態調査特集号

「社会科学研究所2014年度春季合宿研究会 (ベトナム南部・中部) 行程」

村上俊介 (所長)

「転換経済における諸問題」

熊野剛雄 (参与)

「ベトナム日系現地企業の経営者と管理者の従業員の管理に対する意識」

飯田謙一 (参与)

「ローエンド製品の開発途上国における製造」	石川和男（所員）
「在ベトナム日系企業の人事管理」	柴田弘捷（参与）
「ベトナム戦争後のベトナム社会と同国の安全保障政策につき」	隅野隆徳（参与）
「ケーススタディ：ベトナムのブランド「ハプロ」」	梶原勝美（所員）
「2014年度春季実態調査（ベトナム中南部）ミニ・フォトエッセー」	大矢根淳（所員） 樋口博美（所員）

⑤ 9月20日号（627号）

「満州映画史研究に新しい光を ―「満州国」における日本映画の上映と受容の実態」

劉 文兵（客員）

「荒幡克己『減反廃止：農政大転換の誤解と真実』」

森 宏（参与）

⑥ 10月20日号（628号）

「グローバルリテラーの東アジアへの成功要因と失敗要因

：経済発展（段階）と適応化―標準化戦略を中心に

金 成洙（所員）

⑦ 11月20日号（629号）

「資本結合をめぐる原理論的諸問題

―証券市場、株式会社、独占・寡占、資本-利子をめぐって―

新田 滋（所員）

⑧ 12月20日号（630号）：2015夏季実態調査特集号 12月14日現在、編集中心

⑨ 1月号（631号） 入稿調整中

⑩ 2月号（632号） 入稿調整中

⑪ 3月号（633号） 入稿調整中

(3) 「社研叢書」第18巻刊行について

特別研究助成2013年度終了（代表：山田健太）：『ポスト3・11の情報流通とメディアの役割』（山田健太（責）・網野房子・川上隆志・野口武悟・藤森研・三木由希子の6名）が、本年度年内刊行予定。

4. その他の活動

(1) 文献資料の収集

- ① 社会科学分野にかかわるリファレンス資料に相当するもの（辞書、統計、白書、年鑑等）の収集に重点を置くという方針に基づいて、文献資料を収集した。
- ② 年度当初から文献購入希望を募り、予算枠を考慮しつつ、随時購入した。
- ③ 社研プロジェクト「中国社会研究」の一環としておこなってきた中国経済・社会に関する文献収集に関しては、東アジア経済社会に対象を広げ実施している（今年度分は年明けに訪中、購入予定）。

(2) 文献資料の整理、配架

- ① 文献資料の検索は「図書カード」によるものとして、収集した文献の整理を行なった。また、電子化にむけた作業を開始した（システム構築についての検討開始）。

- ② CD-ROM版の文献資料はロッカーに別途保管した。
 - ③ 図書館と重複して購入している和雑誌に関しては、書庫が手狭になったため（直近2年分を除き）廃棄処分とした。なお、廃棄にあたっては、希望者に対象雑誌を頒布する期間を設けているが、今年度は社研書庫の閉鎖状況のため延期している。状況が改善されたところで再開の予定である。2014年度には、英文資料について検討を行い、重複所蔵している年鑑・統計集については、和雑誌と同等の処理をすることとした。廃棄処分をする資料で図書館に欠号の資料については寄贈を行う。
 - ④ 山田盛太郎文庫整備に関しては、東亜研究所時代の文献を中心に保全を図るという基本方針を決定した。また、労働科学研究所・藤本文庫が今年度新たに大量に寄贈された。これは恒木所員が今年度より整理・解題等の方針の検討を始め、来年度はG研BorAなどを取得して研究会を開催しつつ、これらの整理に就いてくれることとなった。
 - ⑤ 昨年度は書庫のスペースを確保するために判型毎に並び替える作業を行い多くのスペースを確保できたが、今年度その後、上記（4）のように大量の図書等の搬入が続き、再びスペースを占めつつある。
- (3) ホームページ（パーソナル・コンピュータ）
- ① ホームページの充実
HPのさらなる充実をすすめた。論文を読みやすくするために、論文単位のPDFファイル揭示化を進めた。
 - ② 電子メールの活用
電子メールを活用して、通信業務を効率化した。2007年度より開始した、所員に対する案内等の原則電子メール化を継続している。
総会案内、出欠確認、委任状集約等に電子メール（添付ファイル）を利用することを試行しているところである（これまでは、往復はがき、メールボックス投函等、いくつかの手法を順次、試行しているところである）。
 - ③ コンピュータシステムの充実
社研内の無線LANを構築し、また、ページ・スキャナを購入・インストールし利用に供している。昨年度末、A3判カラーページプリンターを購入し、今年度は事務用にXPマシンの後継として新Windowsマシンを備えた。会議室の一台、事務室の一台（赤）の計2台の旧マシンを、今年度予算（残額を見極めつつ）で更新する予定。
 - ④ 専修大学学術機関リポジトリへの登録
社研のホームページに掲載されている論文（月報・年報）を図書館が運用する「専修大学学術機関レポジトリ」に登録している（登録するために、月報・年報の投稿規定に、「掲載された論文は、原則として、社会科学研究所ホームページおよび専修大学学術機関リポジトリに登録し、全文公開する」を追加した）。

編集後記

『社会科学年報』第50号をお届けします。社会科学研究所の事務局体制は、昨年度をもって長年事務を担当されてきた土屋さんが退職され、今年度は新たな体制で臨むこととなりました。ところが、新体制もようやく軌道に乗ってきたかに思われた頃、新任の鮎川さんがご家庭の事情により11月末をもって退職され、急遽、学務課から岩本さんが任に当たられることとなりました。こうした慌ただしい経緯はありましたが、『年報』に関してはとくに何の混乱もなくスムーズに引き継ぎが行われ無事刊行の運びとなり、論稿14本（所員5本、客員研究員5本、研究参与4本）からなる大変大部のものとなりました。

2015年末には、米国連邦準備制度理事会がリーマン・ショック後の非伝統的金融政策、量的緩和からの出口戦略として緩やかな利上げ政策への転換に着手しました。このことは、2008年の世界金融恐慌が収束したという判断を意味しているものと思われます。つまり、短期的・中期的な景気変動の波はこれで一段落したものということができそうです。他方で、アメリカのオバマ大統領は数年前から「アメリカは世界の警察官ではない」と言明し、今年1月の一般教書演説でも、「(第三に、)世界の警察官としてではなく、どのように世界をリードし、アメリカの安全を守っていくか?」と述べたことが話題となっています。これは、アメリカがもは

や、いわゆるパクス・アメリカーナを維持していく能力を喪失したことを公に認めたということにほかなりません。外国の眼からは、アメリカが中東を散々掻き回し、フセイン政権、アルカイダ、IS等々を育成しては制御不能に陥るということを繰り返してきた挙げ句に放り出すというのは身勝手に無責任にしかみえませんが、もはや中国にもロシアにもまったく押さえが効かなくなっている現実をアメリカ自身が受け入れざるをえなくなっていることの表れなのでしょう。他方で、EUもユーロ圏も現局面では救心力より遠心力のほうが強く働いているようであり、500年来、米・欧が支配してきた世界システムの時代は、いまや確実に行き過ぎつつあるようです。

戦前の日本は、米欧支配体制に無謀な戦いを挑み多大の惨禍を内外にもたらしましたが、一転して戦後の日本は「世界の警察官」に忠誠を誓いその傘下に居ることで平和と経済繁栄を享受してきました。しかし、今日、そうした戦後世界の構図が掘り崩されていく時代に入ってしまったということ、21世紀の日本にとって大変厳しい現実的な選択が問われるようになっていく一方となるということでしょう。それだけに、世界システムの大局的かつ超長期的な構造と動向を見透す社会科学の役割は、今後益々重要なものとなっていくものと考えざるをえないのではないのでしょうか。(新田滋)

編集スタッフ	新田 滋 (経済学部)	福島 義和 (文学部)
	内藤 光博 (法学部)	石川 和男 (商学部)

執筆者紹介 (執筆順)

あおき じゅんいち
青木 純一 本研究所客員研究員

いしかわ かずお
石川 和男 本研究所所員 (商学部)

うちだ ひろし
内田 弘 本研究所研究参与

かじはら かつみ
梶原 勝美 本研究所所員 (商学部)

くわの ひろたか
桑野 弘隆 本研究所客員研究員

こいずみ あき
小泉 亜紀 本研究所客員研究員

さいとう たけし
齋藤 雄志 本研究所研究参与

たかぎ こういち
高木 康一 本研究所研究参与

たかなし けんじ
高梨 健司 本研究所客員研究員

ながえ まさかず
永江 雅和 本研究所所員 (経済学部)

なかね やすひろ
中根 康裕 本研究所客員研究員

にった しげる
新田 滋 本研究所所員 (経済学部)

ひろせ ひろこ
広瀬 裕子 本研究所所員 (法学部)

ふじもと かずみ
藤本 一美 本研究所研究参与

社会科学年報 第50号

2016年3月10日

編集 専修大学社会科学研究所
代表者 村上俊介
〒214-8580
神奈川県川崎市多摩区東三田2-1-1
電話 044(911)1089 FAX 044(900)7829

印刷 佐藤印刷株式会社
〒150-0001
東京都渋谷区神宮前2-10-2
電話 03(3404)2561 FAX 03(3403)3409

THE
SHAKAIKAGAKU-NENPO
 (THE ANNUAL BULLETIN OF SOCIAL SCIENCE)

No. 50

MARCH 2016

Articles:

- A study on period division of the history of
 the tuberculosis sanatorium in Japa *Junichi Aoki*
- The Dissemination and background of durable consumer goods in
 the United States (I)
 —Focusing on the fundamental formation of
 automobile society and early automobile manufacturing—
 *Kazuo Ishikawa*
- Marx's Critical Succession of Kantian 'Critique of Pure Reason'
 *Hiroshi Uchida*
- Reconsideration : the Classification of Retail Private Brand
 *Katsumi Kajihara*
- About National Total Mobilization toward Fordism cycle through
 Reorganization of Household *Hirohisa Kuwano*
- The Study of Child Care Practice from the Meiji Era to
 the Post War Showa Era - Seen through the actual case studies of
 the Fukuden-kai Infant Home - of training, independent discharge
 and finding jobs *Aki Koizumi*
- A Systems Analysis on Strategic Failures..... *Takeshi Saito*
- The Constitutionality of the Securities Act and Federalism in Canada
 *Koichi Takagi*
- Stockholder Analysis of Katakura Kyoei & Co., Ltd.
 —Mainly in Large and Medium Stockholders—..... *Kenji Takanashi*
- Postwar Farmland Reclamation of Odawara, Kanagawa 1945-1960
 *Masakazu Nagae*
- A study on collaboration in "THE LECTURE ON DEVELOPMENTAL
 HISTORY OF JAPANESE CAPITALISM"
 —comparisons between YAMADA Moritaro's article
 and colleagues' articles *Yasuhiro Nakane*
- Materialistic View of History and Conscious of Reference,
 Self - consciousness, and Unconscious;
 Toward the Illusional Turn of Materialistic View of History
 *Shigeru Nitta*
- The Making of the Mainstream Discourse of Sex Education in Japan
 and the Framework of the Campaign of Criticism in the 2000s
 *Hiroko Hirose*
- The Elected Governor of Aomori Prefecture 2
 Iwao Yamazaki (1956-1963)..... *Kazumi Fujimoto*

Edited by

THE INSTITUTE FOR SOCIAL SCIENCE

SENSHU UNIVERSITY

Tokyo & Kawasaki